	【分野】	【所管局・室】	【協定の相手方】	【協定の概要】	ページ
情報提供	緊急放送	災対本部室	日本放送協会福岡放送局 ほか10件	避難勧告等の周知徹底等のため、各社の通信設備を優先利用する	1
	街頭ビジョン		ラブエフエム国際放送(株) ほか４件	天神・博多駅地区における在留者に対する街頭ビジョンでの情報提供	9
	インターネット		LINEヤフー(株)	ヤフーのサービスを活用した防災情報発信力の強化	19
			Google Ireland Limited（グーグル）	グーグルの災害対応サービスを活用した防災情報発信力の強化	21
	通信設備		福岡県警察本部	通信設備の優先利用	27
			第七管区海上保安本部		28
			九州地方整備局		29
			九州電力(株)		30
	その他		福岡市内郵便局	被災市民の避難先、被災状況に関する情報の提供	31
人的支援	消防	消防局	西部ガス(株)	都市ガスに起因する火災、爆発及び漏えい事故が発生した場合に、これを早期に鎮圧し、被害を最小限に防止する	33
			福岡県福岡地区LPガス協会	LPガスによる二次災害等の防止、被害拡大の防止並びに早期復旧を図る	36
			(一社)福岡県解体工事業協会	消防活動に障害となる物件等の除去	40
			福岡都市圏自治体・事務組合	春日市、大野城市、筑紫野市、粕屋南部消防組合 他20団体の相互応援	42
			福岡県内市町村等	福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合の相互	44
			北九州市 ほか	九州縦貫自動車道、九州横断自動車道及び東九州自動車道のうち、福岡県内で火災等が発生した場合の相互応援	47
			三瀬村、神崎地区消防事務組合	国道263号線三瀬トンネルにおける火災、福岡市と三瀬村の境界地域における山林火災が発生した場合の相互応援	48
			脊振村、神崎地区消防事務組合	福岡市と脊振村の境界地域における山林火災等が発生した場合の相互応援	49
			東脊振村、神崎地区消防事務組合	福岡市と東脊振村の境界地域における山林火災等が発生した場合の相互応援	50
	医療救護	保健医療局	(一社)福岡市医師会	・震度５強以上の地震が発生した場合、自動的に役員及び職員を市災対本部へ派遣	51
			(一社)福岡市歯科医師会	歯科救護班の救護所等への派遣	56
			(一社)福岡市薬剤師会	会員薬剤師の救護所等への派遣	61
			(一社)福岡市獣医師会	犬及び猫に対する救護活動の提供	65
			(学)都築学園第一薬科大学 (一社)福岡市薬剤師会	災害対策医薬品供給車両を活用した医薬品の供給、防災に係る啓発等	67
			(一社)福岡市鍼灸師会	避難者に対する鍼灸・マッサージの施術	69
	給水復旧	水道局	19大都市水道局	東京都並びに政令指定都市の相互応援	71
			日本水道協会九州地方支部	北九州市・佐賀市・長崎市・熊本市・大分市・宮崎市・鹿児島市・那覇市との相互応援	73
			福岡都市圏自治体・企業団	筑紫野市、大野城市等の各水道事業者、福岡地区水道企業団等の各水道用水供給事業者、計21団体の相互応援	80
			福岡市管工事協同組合	水道の断水等の被害の早期復旧	82
			福岡水道協同組合	水道局だけでは対応が困難な場合の応急措置等の協力	85
			(公社)全国上下水道コンサルタント協会九州支部		88
			(財)福岡市水道サービス公社		90
			第一環境(株)		92
			九州アクアサービス共同企業体		94
			みらい水道サービス共同企業体		96
	清掃	環境局	福岡市周辺市町村、事務組合	一般廃棄物の処理に関する周辺自治体及び衛生施設組合との相互受け入れ	98
			北九州市、熊本市	災害廃棄物処理に係る受援調整等の支援	102
	防災	財政局	国土交通省国土地理院	地理空間情報及び物品の相互活用等	104
			(一社)福岡防災機構	防災活動の実施	106
			(一社)福岡市建設業協会		
			(社)福岡市土木建設協力会		
			福岡市土木建設協同組合		
			(一社)福岡市西部土木建設協力会		
		道路下水道局	(一社)福岡市舗装協会		
			(一社)日本下水道施設業協会	下水道施設（機械・電気設備）の復旧支援【道路下水道局】	131
			(公社)日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の復旧支援【道路下水道局・農林水産局】	132
			(公社)全国上下水道コンサルタント協会九州支部	下水道施設の復旧支援【道路下水道局・農林水産局】	134
			九州電力送配電(株)福岡支社	停電の復旧支援【道路下水道局・農林水産局・港湾空港局】	136
		道路下水道局 農林水産局	福岡市港湾建設協会	防災活動の実施（漁港区域内）	141
		道路下水道局 港湾空港局	国土交通省九州地方整備局ほか	九州地域において指定された複数の港湾に大規模な被災を受けた場合の相互支	144
			福岡市港湾建設協会	油流出事故時における油回収作業等の実施、地震・高潮等の災害時の応急復	141
			博多湾漁業権管理委員会	油流出事故時における油回収作業等の実施	154
	外国人支援	総務企画局	(公財)福岡よかトピア国際交流財団	福岡市災害時外国人情報支援センターの運営等	156
	輸送	災対本部室	(社)福岡県トラック協会	災害応急業務に必要な資機材・生活物資等の輸送	158
			日本通運(株)福岡支店	・物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣	160
			ヤマト運輸(株)福岡主管支店	・物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要となる機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣	162
			佐川急便(株)九州支店	・物資の集積拠点と各避難所間の物資の輸送	164
			九州福山通運(株)福岡支店	・物資集積拠点としての営業所等の活用	166
			(社)福岡県バス協会	被災者、ボランティア、災害応急対策従事者及び資機材等の輸送	171
		保健医療局	(一社)全国霊柩車自動車協会	遺体の搬送	173
		環境局	福岡市環境事業協会ほか	災害廃棄物の収集・運搬	175
			福岡県産業資源循環協会 （(公社)福岡県産業廃棄物協会）		177
	遺体処理	保健医療局	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	・遺体の収容、安置に必要な資機材（内張棺、骨壺等）及び消耗品（ドライアイス等）の提供 ・遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供	179
			福岡県葬祭業協同組合		181
	宿泊施設確保	災対本部室	(株)JTB九州 (株)日本旅行 (株)近畿日本ツーリスト九州 西鉄旅行㈱	・災害救助並びに災害復旧業務等に従事する、他都市からの応援職員の宿泊施設の確保 ・被災した要配慮者の避難場所として活用する宿泊施設の確保 ・災害救助並びに災害復旧業務等に従事するため、被災自治体へ派遣される甲の職員の宿泊施設の確保	183

	【 分 野 】	【所管局・室】	【 協 定 の 相 手 方 】	【 協 定 の 概 要 】	ページ
人的支援	ボランティア	災対本部室	(社福)福岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営	185
			福岡クリスマスマーケット実行委員会	福岡市が設置する大規模避難所における炊出し等の支援	187
			(社福) 福岡市社会福祉協議会 NPO法人福岡災害レジリエンス研究室	災害ボランティア活動の連携支援	189
	広域応援	災対本部室	21大都市	食料、飲料水、生活必需物資、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供及び医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣　等	191
			福岡県内市町村		195
			指定都市市長会　※計画	震度６弱以上の地震等の大規模災害が発生した場合の相互支援	198
			九州市長会　※申合せ	九州で大規模災害が発生した場合の相互支援	213
			陸上自衛隊西部方面隊	災害等対応における相互協力	220
			総務省自治行政局公務員部　※要綱	被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣	223
	避難所	災対本部室	(公社)福岡県ビルメンテナンス協会	避難所等の公共建築物の清掃・消毒等による環境衛生保持業務	266
	その他	財政局	(一社)福岡市設計測量業協会	道路施設、河川施設等についての被災状況等の調査、被災施設復旧のための設計業務及び測量業務	268
			福岡県瓦組合	被災住宅の緊急修理	276
		住宅都市みどり局	(独)住宅金融支援機構	「住宅相談窓口」の開設による、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談への対応	279
			福岡県、北九州市 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	「住宅相談窓口」の開設による、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談への対応	281
			福岡県、北九州市 (公社)福岡県宅地建物取引業協会		283
			福岡県、北九州市、 (公社)全日本不動産協会福岡県本部		285
			福岡県 (一社)プレハブ建築協会	応急仮設住宅の建設	288
			福岡県、北九州市、 福岡県建築物災害対策協議会	防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等	290
			福岡県、北九州市、 (一社)日本木造住宅産業協会	木造応急仮設住宅の建設	293
			福岡県、北九州市、 (一社)全国木造建設事業協会		296
		環境局	(一社)建築物石綿含有建材調査者協会	被災建築物のアスベスト調査	299
		災対本部室	福岡県弁護士会	被災者等を対象とした法律相談	301
			国土交通省九州地方整備局	施設の被害状況の把握、情報連絡網の構築、リエゾンの派遣等	303
			福岡県行政書士会	り災証明等各種行政手続きのための被災者支援窓口の設置及び支援相談員の	305
物的支援	生活必需品	こども未来局	イオン九州(株)・マックスバリュ九州(株)	食料品、飲料水、日用品、医薬品等の供給及び避難所等への搬入	309
			イオンストア九州(株)	食料品、衣料品、寝具類、食器類、日用品等の供給及び避難所等への搬入	313
			福岡県生活協同組合連合会	応急生活物資の供給及び避難所等への搬入	317
			森永製菓(株)	菓子等の供給及び避難所等への搬入	320
			(株)ローソン	食料品、飲料水、日用品等の供給及び搬送	324
			(株)セブン-イレブン・ジャパン		327
			(株)ファミリーマート		330
			(株)イズミ	食料、日用品等の供給及び搬送	332
			(株)グッデイ（旧 嘉穂無線(株)）	日用品（資材）、衣料等の供給及び避難所等への搬入	335
			NPO法人コメリ災害対策センター	作業関係用品、日用品、飲料水、冷暖房機器、電気用品等の供給及び避難所等への搬入	338
			(株)新生堂薬局	飲料水、子ども用おむつ、子ども用おしり拭き等の提供	341
			岩田産業(株)	食料品、飲料、炊き出し用材料等の提供	343
			(株)アクティオ九州支店	資機材等の供給及び避難所等への搬送、設置	345
			(株)ダイワテック	資機材等の提供	347
			アスクル(株)	飲料水、トイレットペーパー等の日用品や避難所等向け事務用品等の提供	350
			大塚製薬(株)	バランス栄養食等の提供	353
			(一社)日本建設機械レンタル協会	応急措置に必要な資機材等の提供	355
			福岡パッケージ(株)	段ボール製簡易ベッド、段ボール製間仕切りの提供	358
			(株)ナフコ	作業関係用品、食料、飲料水、生活必需品、電気用品、調理・暖房機器の提供	360
			(株)カインズ		363
			大東建託(株)		366
			双日ロイヤルインフライトケイタリング(株)	弁当、サンドイッチ、お茶等の提供	369
			大日本除虫菊(株)	トイレ衛生製品、環境衛生製品（害虫関係）、使い捨てカイロ等の提供	372
			(株)ほっかほっか亭総本部	弁当、お茶、飲料水等の提供	375
			(株)プレナス		378
			スリーアール(株)	バッテリー、工具類、日用品、衛生用品、調理・電気用品等の提供	381
			(株)ピエトロ	食品、キッチンカー炊き出しによる食料の提供	384
			(株)日本総合検査センター	トレーラーハウス（宿泊用、厨房用、トイレ用、更衣室用等）の提供	387
			パナソニック ホールディングス(株)	乾電池、乾電池式モバイルバッテリー、ＬＥＤランタンの提供	390
			西尾レントオール(株)・(株)ショージ	車両、プレハブ、電化製品等の提供	392
			(株)不二食	弁当、食材等の提供	395
			福岡市農業協同組合	生鮮食品等の提供	397
			福岡市東部農業協同組合		399
			福岡大同青果(株)		401
			ロイヤルホールディングス(株)	食料品、炊き出し備品等の提供	403
			(一社)移動販売協会	避難所等へのキッチンカーの派遣、避難者への食事の提供	405
			(一社)フードトラック駆けつけ隊		407
			(株)ナルセ		409
			プラス(株)ジョインテックスカンパニー	作業関係用品、食料、飲料水、生活必需品、電気用品、調理・暖房機器の提	411
			(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション	仮設トイレ、作業関係用品、食料、飲料水、生活必需品、電気用品、調理・暖房機器の提供	413
		南区災対本部	(株)ダイキョープラザ	食料品・飲料水・日用品の供給（発災から概ね72時間の範囲）	416
		教育委員会	(株)福岡スクールランチパートナーズ	炊き出し用備蓄食材等の調理、支援物資の運営協力、避難所等への物資配送	421
	仮設トイレ	環境局	(株)レンタルのニッケン	仮設トイレの供給、避難所等への搬送、設置	425
			稲尾産業(株)		426
			(株)KAIKA		427
			(株)アクティオ九州支店		(345)
			(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション		(413)

【分野】	【所管局・室】	【協定の相手方】	【協定の概要】	ページ
物的支援	避難所避難場所	福岡カンツリー倶楽部	福岡カンツリー倶楽部の提供	429
		(一財)福岡コンベンションセンター	マリンメッセ福岡Ａ館・Ｂ館、福岡国際センター、福岡国際会議場の提供	431
		(学)西南学院	体育館、備蓄物資保管用スペースの提供	433
		(学)西南学院(社福)福岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターを設置するための施設の提供等	436
		(学)福岡大学	総合体育館の提供	439
		(学)中村産業学園九州産業大学	大楠アリーナ2020の提供等	441
		福岡県	福岡県立高校15校、特別支援学校２校、スポーツ科学情報センター（アクシオン福岡）の提供	443
		国土交通省九州地方整備局	海の中道海浜公園内施設の提供	480
		(学)精華学園 精華女子高等学校	グラウンド(博多区住吉四丁目19番１号)及びグラウンド内防火設備の提供	487
	災対本部室	(学)都築学園(社福)福岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターを設置するための施設の提供等	489
		博多那珂６開発特定目的会社	らら ぽーと福岡屋外広場の利用、避難者の受入れ、物資の集積	491
		大名プロジェクト特定目的会社	福岡大名ガーデンシティ・パークの利用、避難者の受入れ	493
		(株)桜十字 九州旅客鉄道(株)	りすのこスクエア（すのこ体育館棟、すのこ芝生広場）の利用、避難者の受入れ、備蓄物資の提供	495
		(学)福岡工業大学 (社福)福岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターを設置するための施設の提供等	498
		(学)福岡大学 (社福)福岡市社会福祉協議会		501
		(学)九州大学 (社福)福岡市社会福祉協議会		504
	東区災対本部	(学)福岡工業大学	ＦＩＴアリーナシンフォニーホール（東区和白東三丁目30番１号）の提供	509
	中央区災対本部	(学)福岡大学付属大濠中学校・高等学校	体育館３階アリーナ（中央区六本松一丁目12番１号）の提供	511
		福岡高等検察庁	法務総合研究所福岡支社の一部（体育館）（中央区小笹一丁目22番47号）の提供	512
		(学)筑紫女学園 中学校・高等学校	体育館（中央区警固二丁目８番１号）の提供	514
		(学)福岡雙葉学園	体育館（中央区御所ヶ谷７番１号）の提供	515
		(学)上智学院	体育館（中央区輝国一丁目10番10号）の提供	516
	南区災対本部	(学)都築学園	体育館（南区玉川町22番1号）の提供	517
		(学)純真学園	グラウンド、体育館または校舎（南区筑紫丘一丁目１番１号）の提供 ※災対本部機能の移転	519
	西区災対本部	（大）九州大学	グラウンド、体育館（福岡市西区元岡７４４番地等）の提供	520
		能古校区自治協議会 久保田観光(株)	のこのしまアイランドパークでの避難者の受入れ	522
		能古校区自治協議会 （社福）小石原福祉会	能古清和園での避難者の受入れ	523
	帰宅困難者支援	(株)建設技術研究所九州支社	シーティーアイ福岡ビル１階会議室の開放	524
		(同)CBホールディングス	シティビル１階エントランスホールの開放	526
		西日本鉄道(株)	ソラリアプラザビルゼファ広場の開放、食糧・飲料水等の供給	528
		九州旅客鉄道(株) 日本郵便(株)	ＪＲＪＰ博多ビル地下２階広場、地下２階防災備蓄倉庫の開放、食糧・飲料水等の供給	530
		日本郵便(株)	KITTE博多地下１階広場、地下３階防災備蓄倉庫の開放、食糧・飲料水等の	533
		福岡ソフトバンクホークス(株)	福岡ヤフオク！ドームの利用、避難者の受け入れ、支援物資の受け入れ	536
		福岡市経済観光文化局	福岡競艇場の利用、帰宅困難者の受け入れ、物資の集積、離島からの避難者の受け入れ	539
		国土交通省九州地方整備局	福岡第二合同庁舎２階共用第４・５・６会議室の提供	541
		九州農政局福岡支局	九州農政局福岡支局第１会議室の提供、食糧・飲料水等の提供	543
		福岡財務支局	福岡合同庁舎本館１階ロビー、新館１階ロビーへの帰宅困難者の一時受け入れ	546
		長松山 光薫寺	光薫寺の広間等への帰宅困難者の一時受け入れ	549
		福岡第一法務総合庁舎管理庁福岡法務局	福岡第一法務総合庁舎4階大会議室への帰宅困難者の一時受け入れ	552
		紙与不動産(株)	紙与博多中央ビルエントランスホール等への帰宅困難者の一時受け入れ	555
		三菱UFJ信託銀行(株)	近鉄博多ビル地下１階広場への帰宅困難者の一時受け入れ	558
		九州旅客鉄道(株)	ザ・ブラッサム博多ビルへ他都市からの応援職員及び要配慮者の受け入れ、帰宅困難者の一時受け入れ	561
		九州勧業(株)	九勧承天寺ビル１階エントランスホール等への帰宅困難者の一時受け入れ	565
		ジーピーエム(株)	会議室等へ帰宅困難者の一時受け入れ	568
		三菱地所(株) 他	エントランスホール等へ帰宅困難者の一時受け入れ	571
		Tunagu(株)	徒歩帰宅者の一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供	574
		福岡地所(株) (株)ジャパネットホールディングス	天神ビジネスセンター１階アトリウム等への帰宅困難者の一時受け入れ	576
		福岡地下街開発(株)	天神地下街地下１階広場等への帰宅困難者の一時受け入れ	579
		三井住友信託銀行(株)	博多イーストテラス１階エントランスホール等への帰宅困難者の一時受け入れ	582
		(有)キューベックス	エフビル・エフビルウイング１～４階共用部等への帰宅困難者の一時受け入れ	586
		(株)グリーンズ	コンフォートホテル１階ロビー等への帰宅困難者の一時受け入れ	590
		大名プロジェクト特定目的会社	福岡大名ガーデンシティ３階オフィスカイロビー等への帰宅困難者の一時受け入	493
		(宗)警固神社	警固神社社務所ビル４階斎館 延喜等への帰宅困難者の一時受け入れ	597
		(株)ルネサンス	徒歩帰宅者の一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供	600
		九州旅客鉄道（株） 他	コネクトスクエア博多１階エントランス等への帰宅困難者の一時受け入れ	602
		福岡市交通局	福岡市地下鉄博多駅、天神駅及び天神南駅への帰宅困難者の一時受け入れ	607
		福岡商工会議所	福岡商工会議所ビルへ３階会議室への帰宅困難者の一時受け入れ	609
		(株)博多ステーションビル	博多駅地下街（博多ステーションビル）への帰宅困難者の一時受け入れ	613
		(株)エフ・ジェイ ホテルズ	ホテルフォルツァ博多駅筑紫口Ⅱ１階ロビーへの帰宅困難者の一時受け入れ	617
		JR九州ホテルズ(株)	JR九州ホテル ブラッサム福岡１階ロビーへの帰宅困難者の一時受け入れ	621
		(株)アスコット	AUSPICE 福岡天神への帰宅困難者の一時受け入れ	626
		(株)西鉄ホテルズ	西鉄ホテルクルーム博多２階ホテルロビー、会議室への帰宅困難者の一時受け入	632
		(株)ラウンドワンジャパン	ラウンドワン福岡天神店４階カラオケルーム等への帰宅困難者の一時受け入れ	636
		西日本鉄道(株)	ONE FUKUOKA BLDG.１階グランドロビー等への帰宅困難者の一時受け入れ	528
		(株)朝日新聞社	博多駅地下街（福岡朝日ビル）への帰宅困難者の一時受け入れ	646
		(株)福岡カルチャーベース	福岡市民ホールへの帰宅困難者の一時受け入れ	650
		(株)えんホールディングス	徒歩帰宅者の一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供	657
		ヒューリック(株)	ヒューリックスクエア福岡天神19 階ホテルロビー/ラウンジへの帰宅困難者の一時受	659
		日本生命保険相互会社	天神ブロッククロス北棟２階オフィスロビーへの帰宅困難者の一時受け入れ	666
		住友生命保険相互会社	天神住友生命FJ ビジネスセンター２階オフィスエントランスへの帰宅困難者の一時	671
		中央日本土地建物(株)	中央日土地博多駅前ビル1 階エントランスホール、2階ラウンジへの帰宅困難者の	676
		(株)SMBC信託銀行	ＮＥＷＮＯ・ザイマックス博多駅前１階エントランスへの帰宅困難者の一時受け入	683
		特定目的会社Walk	西日本シティビル１階オフィスエントランスへの帰宅困難者の一時受け入れ	688
	災対本部室 財政局	福岡県石油商業組合 福岡県石油協同組合 (社)福岡市危険物安全協会	・徒歩帰宅者の一時休憩所として、給油所における水道水及びトイレの提供 ・給油所において、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の避難場所に関する情報の提供 ・緊急車両等への優先的な燃料供給 ・災害対策上重要な施設等への優先的な燃料供給	695

【分野】		【所管局・室】	【協定の相手方】	【協定の概要】	ページ
物的支援	その他	農林水産局	全国中央卸売市場協会	生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧作業	699
		東区災対本部	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	東区役所内の自動販売機内商品の無償提供	703
		市民局		福岡市立西市民センターの自動販売機内商品の無償提供	705
				福岡市立中央市民センターの自動販売機内商品の無償提供	708
		市民局	九州アサヒ飲料販売(株)	福岡市西部地域交流センターの自動販売機内商品の無償提供	710
			ダイドードリンコ(株)	福岡市博多市民センターの自動販売機内商品の無償提供	713
			（一社）ＳＤＦ アサヒ飲料(株)	福岡市志賀公民館の自動販売機内商品の無償提供	715
			中央福岡ヤクルト販売(株)	福岡市早良市民センターの自動販売機内商品の無償提供	717
		市民局 教育委員会	ジャパン福岡・ペプシコーラ販売(株)	福岡市西部地域交流センター、福岡市博多南地域交流センターの自動販売機内商品の無償提供	719
		災対本部室	(株)ゼンリン	地図製品等の供給	727
			アンカー・ジャパン(株)	ポータブル電源等の提供	729
			(株)ＩＮＦＯＲＩＣＨ	モバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信	732
			日産グループ	避難所の非常用電源として電動車両の提供等	739
			福岡県トヨタ販売店グループ		743
			三菱グループ	非常用電源として電動車両の提供等	746
			西日本電信電話(株)	避難所における特設公衆電話の設置	750
			アビスパ福岡(株) キリンビバレッジバリューベンダー(株)	公民館内の自動販売機内商品の無償提供	753
		西区災対本部	久保田観光(株)	のこのしまアイランドパークにおける避難者用備蓄物資の保管	755
その他	その他	総務企画局	(株)ローソン	包括連携協定	756
			福岡ソフトバンクホークス(株) 福岡ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸﾎｰｸｽﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ(株)		758
			イオン(株)		760
			(株)セブン-イレブン・ジャパン		762
			福岡市内郵便局		764
			日本電信電話(株)		766
			(株)ぐるなび		768
			LINEヤフー(株)		770
			LINEヤフー(株) LINEヤフーコミュニケーションズ(株)		772
			(株)メルカリ、(株)メルペイ		774
		災対本部室	福岡県、糸島市、九州電力(株)	原子力防災に係る安全確保	776

災害時における放送要請に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条の規定により、福岡市長（以下「甲」という。）が、

①　日本放送協会福岡放送局
②　ＲＫＢ毎日放送株式会社
③　九州朝日放送株式会社
④　株式会社テレビ西日本
⑤　株式会社福岡放送
⑥　株式会社ＴＸＮ九州（H22.10.1 株式会社 TVQ 九州に改名）
⑦　株式会社エフエム福岡
⑧　株式会社エフエム九州（H20.7.1 株式会社 CROSSFM に改名）
⑨　天神エフエム株式会社（H23.7.1 ラブエフエム国際放送株式会社に改名）

（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第２条　甲は、法第 56 条の規定による伝達、通知又は警告が緊急を要し、かつ、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合において、その通信のため特別の必要があるときに、乙に対し放送の要請をすることができる。

（要請の手続き）

第３条　甲は、乙に対し次の事項を明らかにして要請するものとする。

１　放送要請の理由
２　放送事項
３　希望する放送の日時
４　その他必要な事項

（放送の実施）

第４条　乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者）

第５条　第３条に揚げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、福岡市市長室報道課長及び

①　日本放送協会福岡放送局放送部報道担当部長
②　ＲＫＢ毎日放送株式会社報道局報道部長
③　九州朝日放送株式会社報道制作本部報道部長
④　株式会社テレビ西日本報道局報道部長
⑤　株式会社福岡放送報道制作局報道部長
⑥　株式会社ＴＸＮ九州報道局報道部次長（株式会社 TVQ 九州放送報道スポーツ局報道部部長に変更）
⑦　株式会社エフエム福岡放送本部制作部長（株式会社エフエム福岡放送本部編成制作事業部長に変更）
⑧　株式会社エフエム九州代表取締役専務（株式会社 CROSSFM 放送事業本部長に変更）
⑨　天神エフエム株式会社放送局次長（ラブエフエム国際放送株式会社取締役放送局長に変更）

を連絡責任者とする。

（雑　　則）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第７条　この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 12 年 5 月 23 日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福　岡　市　長　　山　崎　広太郎

乙　①福岡市中央区六本松１丁目１番１０号
日本放送協会
福岡放送局長　　外　島　正　司
②福岡市早良区百道浜２丁目３番５号
ＲＫＢ毎日放送株式会社
代表取締役社長　　山　本　　潔
③福岡市中央区長浜１丁目１番１号
九州朝日放送株式会社
代表取締役社長　　松　本　知　則
④福岡市早良区百道浜２丁目３番２号
株式会社テレビ西日本
代表取締役社長　　別　府　隆　文
⑤福岡市中央区渡辺通１丁目１番１号
株式会社福岡放送
代表取締役社長　　石　川　一　彦
⑥福岡市博多区住吉２丁目３番１号
株式会社ＴＸＮ九州
代表取締役社長　　奥　田　斐　規
⑦福岡市中央区渡辺通２丁目１番８２号
株式会社エフエム福岡
代表取締役社長　　村　上　敏　行
⑧北九州市小倉北区古船場町９番１号
株式会社エフエム九州
代表取締役社長　　小　野　喜　孝
⑨福岡市中央区天神２丁目２番４３号
天神エフエム株式会社
代表取締役社長　　陶　山　秀　昭

災害時における放送要請に関する覚書

災害時における放送要請に関する協定（平成１２年５月２３日締結以下「協定」という。）
第６条に基づき、福岡市市民局長（以下「甲」という。）と

①　日本放送協会福岡放送局
②　ＲＫＢ毎日放送株式会社報道局
③　九州朝日放送株式会社報道制作本部
④　株式会社テレビ西日本報道局
⑤　株式会社福岡放送報道制作局
⑥　株式会社ＴＸＮ九州（H22.10.1 株式会社 TVQ 九州に改名）
⑦　株式会社エフエム福岡
⑧　株式会社エフエム九州（H20.7.1 株式会社 CROSSFM に改名）
⑨　天神エフエム株式会社（H23.7.1 ラブエフエム国際放送株式会社に改名）

（以下「乙」という。）は、協定の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（放送の要請）

第１　協定第２条の「その通信のため特別の必要があるとき」とは次に揚げる場合とする。

(1)　災害時における避難勧告、避難指示等の周知徹底をはかるとき。
(2)　その他災害時における市民への予報、警報、通知等の周知徹底をはかるとき。
(3)　災害時の混乱を防止するとき。
(4)　災害時における市民の救助活動等のため職員の動員命令を伝達するとき。
(5)　前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（要請の手続き）

第２　協定第３条により要請する場合は、電話で放送要請する予告をしたのち、文書（様式１）により行うものとする。
ただし、緊急のため文書による要請のいとまがない場合は、電話により様式１に定める事項を明らかにし要請し、事後において、すみやかに文書の提出をするものとする。

この覚書の成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１２年５月２３日

甲　　福岡市市民局長　　植　木　とみ子

乙　①日本放送協会福岡放送局
放　送　部　長　　妻　城　英治郎
②ＲＫＢ毎日放送株式会社報道局
報　道　局　長　　広　崎　靖　邦
③九州朝日放送株式会社報道制作本部
報道制作本部長　　細　川　健　彦
④株式会社テレビ西日本報道局
報　道　局　長　　明　石　哲　也
⑤株式会社福岡放送報道制作局
常 務 取 締 役
報道制作局長　　原　野　弥　見
⑥株式会社ＴＸＮ九州報道局
報　道　局　長　　大　宮　寛　治
⑦株式会社エフエム福岡
常 務 取 締 役
放 送 本 部 長　　喜代美　一　之

⑧株式会社エフエム九州
常 務 取 締 役
放 送 本 部 長　岡 本　昇
⑨天神エフエム株式会社
代表取締役社長　陶 山 秀 昭

様式１

平成　年　月　日

様

福 岡 市 長

放送要請について

上記について、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき下記のとおり放送等お願いいたします。

記

放送要請の理由	１　避難勧告、避難指示の周知徹底を図るため ２　予報、警報、通知等の周知徹底を図るため ３　災害時の混乱を防止するため ４　職員の動員命令を伝達するため ５　その他
放送事項 （内容、対象地域等）	
希望する放送の日時	１　直ちに ２　　月　日　時　分
その他	

⑩株式会社ジェイコム福岡

災害時における放送要請に関する協定

（協定の趣旨）
第１条　この協定は，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５７条の規定により，福岡市長（以下「甲」という。）が株式会社ジェイコム福岡（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）
第２条　甲は，法５６条の規定による伝達，通知又は警告が緊張を要し，かつ放送以外に有効な通信，伝達手段がとりえない場合において，その通信のため特別の必要があるときに，乙に対し放送の要請をすることができる。

（要請の手続き）
第３条　甲は乙に対し次の事項を明らかにして要請するものとする。
１　放送要請の理由
２　放送事項
３　希望する放送日時
４　その他必要な事項

（放送の実施）
第４条　乙は，甲から依頼された事項に関し，自主的判断に基づき，形式，内容，時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者）
第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実，円滑を図るため，福岡市市長室報道課長及び株式会社ジェイコム福岡管理本部長を連絡責任者とする。

（雑則）
第６条　この協定の実施に関し必要な事項は，甲及び乙が協議して定めるものとする。

第７条　この協定は，締結の日から効力を生じる。
この協定の成立を証するため，当事者記名押印のうえ，各自１通を保管する。

平成２０年１２月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福　岡　市　長　　吉　田　宏

乙　福岡市中央区那の津３丁目１３番１０号
株式会社ジェイコム福岡
代表取締役社長　　北　川　文　雄

災害時の放送要請に関する覚書

災害時における放送要請に関する協定（平成２０年１２月１日締結，以下「協定」という。）第６条の規定に基づき，福岡市（以下「甲」という。）株式会社ジェイコム福岡（以下「乙」という。）は協定の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（放送の要請）

第１　協定２条の「特別の必要があるとき」とは，次に掲げる場合とする。

（１）　災害時における避難勧告，避難指示等の周知徹底を図るとき。

（２）　その他災害時における市民への予報，警報，通知等の周知徹底を図るとき。

（３）　災害時の混乱を防止するとき

（４）　災害時における市民の救助活動等のため職員の動員命令を伝達するとき。

（５）　前各号のほか，市長が特に認めるとき。

（要請の手続）

第２　協定第３条により要請する場合は，電話で放送要請する予告をしたのち，文章（様式１）により行うものとする。

ただし，緊急のため文書による要請のいとまがない場合は，電話により様式１に定める事項を明らかにし要請し，事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

この覚書の成立を証するため，当事者記名押印のうえ，各自１通を保管する。

平成２０年１２月１日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号

福岡市市民局長　　陶　山　博　道

乙　　福岡市中央区那の津３丁目１３番１０号
株式会社ジェイコム福岡

管理本部長　　半　田　敦　士

災害時における放送要請に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　この協定は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条の規定により，福岡市長（以下「甲」という。）が株式会社コミュニティメディアパートナーズ福岡（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第２条　甲は，法第 56 条の規定による伝達，通知又は警告が緊張を要し，かつ放送以外に有効な通信，伝達手段がとりえない場合において，その通信のため特別の必要があるときに，乙に対し放送の要請をすることができる。

（要請の手続き）

第３条　甲は乙に対し次の事項を明らかにして要請するものとする。

１　放送要請の理由

２　放送事項

３　希望する放送日時

４　その他必要な事項

（放送の実施）

第４条　乙は，甲から依頼された事項に関し，自主的判断に基づき，形式，内容，時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実，円滑を図るため，福岡市市長室報道課長及び株式会社コミュニティメディアパートナーズ福岡業務部長を連絡責任者とする。

（雑則）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項は，甲及び乙が協議して定めるものとする。

第７条　この協定は，締結の日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため，当事者記名押印のうえ，各自１通を保管する。

平成 29 年６月１日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　高島　宗一郎

乙　　福岡市中央区大名一丁目 12 番５号
株式会社コミュニティメディアパートナーズ福岡
代表取締役　　河野　孝雄

災害時の放送要請に関する覚書

災害時における放送要請に関する協定（平成 29 年６月１日締結，以下「協定」という。）第６条の規定に基づき，福岡市（以下「甲」という。）と株式会社コミュニティメディアパートナーズ福岡（以下「乙」という。）は，協定の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（放送の要請）

第１　協定第２条の「特別の必要があるとき」とは，次に掲げる場合とする。

⑴　災害時における避難勧告等の周知徹底を図るとき。

⑵　その他災害時における市民への予報，警報，通知等の周知徹底を図るとき。

⑶　災害時の混乱を防止するとき。

⑷　災害時における市民の救助活動等のため職員の動員命令を伝達するとき。

⑸　前各号のほか，市長が特に必要と認めるとき。

（要請の手続）

第２　協定第３条により要請する場合は，電話で放送要請する予告をしたのち，文章（様式１）により行うものとする。ただし，緊急のため文書による要請のいとまがない場合は，電話により様式１に定める事項を明らかにし要請し，事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

この覚書の成立を証するため，当事者記名押印のうえ，各自１通を保管する。

平成 29 年６月１日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市市民局長　　下川　祥二

乙　　福岡市中央区大名一丁目 12 番５号
株式会社コミュニティメディアパートナーズ福岡
代表取締役　　河野　孝雄

① 天神エフエム株式会社

災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と天神エフエム株式会社（以下「乙」という。）は，次のとおり災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定を締結する。

〔※天神エフエム株式会社は，H23.７.１ラブエフエム国際放送株式会社に改名〕

（目的）

第１条　この協定は，地震，風水害，大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，天神地区における来街者及び在勤者に対して，速やかかつ円滑に情報提供することを目的とする。

（放送の依頼）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，情報の提供が必要となった場合は，内容を明示した文書（様式１）で，乙に放送の依頼をするものとする。ただし，災害の規模が大きく緊急性がある場合は，乙の判断で放送するものとする。

２　前項の「情報の提供が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。

（１）災害時における避難場所等の周知徹底を図るとき。

（２）災害時の混乱を防止するとき。

（３）災害時における避難勧告，避難指示等の周知徹底を図るとき。

（４）前各号のほか，市長が特に必要と認めるとき。

（依頼の手続き）

第３条　甲は，乙に対し次の事項を明らかにして依頼するものとする。

（１）放送依頼の理由

（２）放送事項

（３）希望する放送の日時

（４）その他必要な事項

（協力の実施）

第４条　乙は，前条の依頼を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに放送を行うものとする。

２　乙は，甲から依頼を受けた事項に関し，放送の形式及び送信系統をそのつど決定して放送するものとする。

（連絡担当者及び情報交換）

第５条　第３条に掲げる放送依頼に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実，円滑を図るため，甲，乙それぞれに様式２により連絡担当者を指定するものとする。なお，連絡担当者を変更する場合は，当該機関が様式２を変更し通知するものとする。

２　甲及び乙は，この協定が円滑に運用されるよう，平常時においても必要に応じて，情報の交換を行うものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する協力の実施に要した経費については，乙が負担するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ケ月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし，その後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，当事者記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成 20 年 12 月４日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　吉　田　　宏

乙　福岡市中央区今泉一丁目１２番２３号
天神エフエム株式会社
代表取締役社長　　脇 山　雅 範

② 福岡新都心開発株式会社

災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡新都心開発株式会社（以下「乙」という。）は，次のとおり災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定を締結する。

〔※H26.2.28 サン・ライフ株式会社に承継　〕

（目的）

第１条　この協定は，地震，風水害，大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，天神地区における来街者及び在勤者に対して，速やかかつ円滑に情報提供することを目的とする。

（放送の依頼）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，情報の提供が必要となった場合は，内容を明示した文書（様式１）で，乙に放送の依頼をするものとする。ただし，災害の規模が大きく緊急性がある場合は，乙の判断で放送するものとする。

２　前項の「情報の提供が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。

（１）災害時における避難場所等の周知徹底を図るとき。

（２）災害時の混乱を防止するとき。

（３）災害時における避難勧告，避難指示等の周知徹底を図るとき。

（４）前各号のほか，市長が特に必要と認めるとき。

（依頼の手続き）

第３条　甲は，乙に対し次の事項を明らかにして依頼するものとする。

（１）放送依頼の理由

（２）放送事項

（３）希望する放送の日時

（４）その他必要な事項

（協力の実施）

第４条　乙は，前条の依頼を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに放送を行うものとする。

２　乙は，甲から依頼を受けた事項に関し，放送の形式及び送信系統をそのつど決定して放送するものとする。

（連絡担当者及び情報交換）

第５条　第３条に掲げる放送依頼に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実，円滑を図るため，甲，乙それぞれに様式２により連絡担当者を指定するものとする。なお，連絡担当者を変更する場合は，当該機関が様式２を変更し通知するものとする。

２　甲及び乙は，この協定が円滑に運用されるよう，平常時においても必要に応じて，情報の交換を行うものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する協力の実施に要した経費については，乙が負担するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ケ月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし，その後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，当事者記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成 20 年 11 月 26 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　吉　田　　宏

乙　福岡市中央区天神二丁目６番１号
福岡新都心開発株式会社
代表取締役　　榎 本　一 彦

③　株式会社 プラネット

災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社　プラネット（以下「乙」という。）は，次のとおり災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定を締結する。

〔 ※H26.11.1 株式会社インターコネクトに承継 〕

（目的）

第１条　この協定は，地震，風水害，大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，博多駅地区における来街者及び在勤者に対して，速やかかつ円滑に情報提供することを目的とする。

（放送の依頼）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，情報の提供が必要となった場合は，内容を明示した文書（様式１）で，乙に放送の依頼をするものとする。ただし，災害の規模が大きく緊急性がある場合は，乙の判断で放送するものとする。

２　前項の「情報の提供が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。

（１）災害時における避難場所等の周知徹底を図るとき。

（２）災害時の混乱を防止するとき。

（３）災害時における避難勧告，避難指示等の周知徹底を図るとき。

（４）前各号のほか，市長が特に必要と認めるとき。

（依頼の手続き）

第３条　甲は，乙に対し次の事項を明らかにして依頼するものとする。

（１）放送依頼の理由

（２）放送事項

（３）希望する放送の日時

（４）その他必要な事項

（協力の実施）

第４条　乙は，前条の依頼を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに放送を行うものとする。

２　乙は，甲から依頼を受けた事項に関し，放送の形式及び送信系統をそのつど決定して放送するものとする。

（連絡担当者及び情報交換）

第５条　第３条に掲げる放送依頼に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実，円滑を図るため，甲，乙それぞれに様式２により連絡担当者を指定するものとする。なお，連絡担当者を変更する場合は，当該機関が様式２を変更し通知するものとする。

２　甲及び乙は，この協定が円滑に運用されるよう，平常時においても必要に応じて，情報の交換を行うものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する協力の実施に要した経費については，乙が負担するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１か月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし，その後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，当事者記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成２４年９月２５日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙　島　宗一郎

乙　大阪市西区北堀江一丁目１番２号
株式会社　プラネット
代表取締役　佐　藤　嘉　生

④　福岡朝日ビル株式会社

災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡朝日ビル株式会社（以下「乙」という。）は，次のとおり災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，地震，風水害，大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，博多駅地区における来街者及び在勤者に対して，速やかかつ円滑に情報提供することを目的とする。

（放送の依頼）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，情報の提供が必要となった場合は，内容を明示した文書（様式１）で，乙に放送の依頼をするものとする。ただし，災害の規模が大きく緊急性がある場合は，乙の判断で放送するものとする。

２　前項の「情報の提供が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。

（１）災害時における避難場所等の周知徹底を図るとき。

（２）災害時の混乱を防止するとき。

（３）災害時における避難勧告，避難指示等の周知徹底を図るとき。

（４）前各号のほか，市長が特に必要と認めるとき。

（依頼の手続き）

第３条　甲は，乙に対し次の事項を明らかにして依頼するものとする。

（１）放送依頼の理由

（２）放送事項

（３）希望する放送の日時

（４）その他必要な事項

（協力の実施）

第４条　乙は，前条の依頼を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに放送を行うものとする。

２　乙は，甲から依頼を受けた事項に関し，放送の形式及び送信系統をそのつど決定して放送するものとする。

（連絡担当者及び情報交換）

第５条　第３条に掲げる放送依頼に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実，円滑を図るため，甲，乙それぞれに様式２により連絡担当者を指定するものとする。なお，連絡担当者を変更する場合は，当該機関が様式２を変更し通知するものとする。

２　甲及び乙は，この協定が円滑に運用されるよう，平常時においても必要に応じて，情報の交換を行うものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する協力の実施に要した経費については，乙が負担するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ケ月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし，その後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，当事者記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成２１年１２月　１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　吉　田　　宏

乙　福岡市博多区博多駅前二丁目１番１号
福岡朝日ビル株式会社
代表取締役社長　尾　身　　一　郎

⑤　株式会社 クリオ ホテルクリオコート博多

災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社クリオ　ホテルクリオコート博多（以下「乙」という。）は，次のとおり災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，地震，風水害，大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，博多駅地区における来街者及び在勤者に対して，速やかかつ円滑に情報提供することを目的とする。

（放送の依頼）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，情報の提供が必要となった場合は，内容を明示した文書（様式１）で，乙に放送の依頼をするものとする。ただし，災害の規模が大きく緊急性がある場合は，乙の判断で放送するものとする。

２　前項の「情報の提供が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。

（１）災害時における避難場所等の周知徹底を図るとき。

（２）災害時の混乱を防止するとき。

（３）災害時における避難勧告，避難指示等の周知徹底を図るとき。

（４）前各号のほか，市長が特に必要と認めるとき。

（依頼の手続き）

第３条　甲は，乙に対し次の事項を明らかにして依頼するものとする。

（１）放送依頼の理由

（２）放送事項

（３）希望する放送の日時

（４）その他必要な事項

（協力の実施）

第４条　乙は，前条の依頼を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに放送を行うものとする。

２　乙は，甲から依頼を受けた事項に関し，放送の形式及び送信系統をそのつど決定して放送するものとする。

（連絡担当者及び情報交換）

第５条　第３条に掲げる放送依頼に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実，円滑を図るため，甲，乙それぞれに様式２により連絡担当者を指定するものとする。なお，連絡担当者を変更する場合は，当該機関が様式２を変更し通知するものとする。

２　甲及び乙は，この協定が円滑に運用されるよう，平常時においても必要に応じて，情報の交換を行うものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する協力の実施に要した経費については，乙が負担するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ケ月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし，その後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，当事者記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成２１年１２月　１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　吉　田　　宏

乙　福岡市博多区博多駅中央街５番３号
株式会社　クリオ　ホテルクリオコート博多
代表取締役　安　部　　南　鎬

災害に係る情報発信等に関する協定

福岡市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は，災害に係る情報発信等に関し，次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（※　令和５年10月１日付、ヤフー株式会社はＬＩＮＥヤフー株式会社へ改名）

（本協定の目的）

第１条　本協定は，福岡市内の地震，津波，台風，豪雨，洪水，暴風その他の災害に備え，福岡市が福岡市民に対して必要な情報を迅速に提供し，かつ福岡市の行政機能の低下を軽減させるため，福岡市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第２条　本協定における取組みは，次の各号に掲げる内容から福岡市とヤフーとの協議により，具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが福岡市の運営するホームページの災害時におけるアクセス負荷を軽減するため，福岡市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し，一般の閲覧に供すること。

(2) 福岡市が福岡市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し，ヤフーがこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして，一般に広く周知すること。

(3) 福岡市が福岡市内の避難勧告，避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し，ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして，一般に広く周知すること。

(4) 福岡市が災害発生時の福岡市内の被害状況，ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し，ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして，一般に広く周知すること。

(5) 福岡市が福岡市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し，ヤフーがこの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして，一般に広く周知すること。

(6) ヤフーがヤフーの提供するブログサービスおいて，福岡市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのｗｅｂリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして，災害ブログを一般に広く周知すること。

(7) 福岡市が福岡市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合，ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　福岡市及びヤフーは，前項各号の事項が円滑になされるよう，お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし，これに変更があった場合，速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても，福岡市及びヤフーは，両者で適宜協議を行い，決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく福岡市及びヤフーの対応は，別段の合意がない限り無償で行われるものとし，それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は，各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　ヤフーは，福岡市から提供を受ける情報について，福岡市が特段の留保を付さない限り，本協定の目的を達成するため，ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供，ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により，一般に広く周知することができる。ただし，ヤフーは，本協定の目的以外のために，二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合，福岡市及びヤフーは，その時期，方法及び内容について，両者で別途協議のうえ，決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は，本協定締結日から１年間とし，期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り，本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし，以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については，福岡市及びヤフーは，誠実に協議して解決を図る。

以上，本協定締結の証として本書２通を作成し，福岡市とヤフー両者記名押印のうえ，各１通を保有する。

２０１３年9月２５日

福岡市：福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　　髙　島　宗一郎

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目７番１号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　学

防災への取り組みに関する協定書（Google）

福岡市（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第１条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙１に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第２条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

(1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報 （以下「本件情報」といいます）を提供すること。
(2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。
(3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。
(4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙２の条件に従います。

第３条（秘密保持義務及び広報等）
本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙３の条件に従うものとします。

第４条（費用等）
本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第５条（期間等）
1.　本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、１年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から 30 日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で１年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。
2.　両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による 30 日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。
3.　本協定書が終了した後も、 第３条、第４条、本項および第６条ならびに別紙２第３条および第４条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Google は、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第６条（準拠法および裁判管轄）
本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited	福岡市
(Authorized Signature)	(署名)
(Name)	(氏名) 髙島　宗一郎
(Title)	(肩書) 福岡市長
(Date)	(日付) 2014 年 2 月 20 日

別紙 1

＜災害対応サービスの例＞

本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、以下に記載するものがあります。

(1) Google パーソンファインダー（被災地における安否情報発信・検索）
(2) 避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス
(3) ガス・水道・道路など、各種ライフラインの状況についての地図サービス

別紙２

＜本件情報提供の条件＞

甲が、本協定書の規定に従い、甲が本件情報を乙に提供する場合の条件は、以下によるものとします。

第１条　　本件情報ならびに本件情報の提供および利用の目的

1. 甲が本協定書に基づいて乙に提供する本件情報は、 甲が保有または管理する乙に提供できる情報のうち、以下のイ．またはロ．に該当する情報とします。 なお、イ．に該当する情報がある場合でも、ロ．により他の情報を追加することができます。

イ．本別紙２末尾に記載する情報（該当する場合のみ）
ロ．甲が本協定書に基づき乙に提供することをその裁量により随時決定する災害対応サービスに関連する情報

2. 目的 : Google による災害対応サービスの開発、実施および広報ならびにそれらに関連する事項

第２条　　利用条件

Google は、第１条に記載する目的で、以下の条件で本件情報を利用できるものとします。

イ．　地域的制限：全世界
ロ．　対　　価：無償
ハ．　利 用 範 囲：
（１）Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること（なお、本件情報を利用または加工して製品やサービスを開発することを含みます）。
（２）Google のパートナーが、Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること。なお、Google のパートナーとは、Google との契約に基づいて、Google の製品やサービスを内部で利用したり、または、エンド・ユーザーに表示する第三者をいい、Google の API を使用するソフトウェアの開発者や、自らのウェブ・サイト上において Google の製品やサービスを提供するパートナー（例えば、ポータル・サイトやニュース・サイト、その他の一般的な情報サイトなど）を含みます。
（３）エンド・ユーザーが Google の製品またはサービスの利用に関連して本件情報を利用すること
（４）（１）から（３）に掲げる事項に付随または関連して本件情報を利用すること。
ニ．　確認事項：　Google は、本件情報を受領した場合でも、本件情報を利用した製品またはサービスを提供したり、特定の製品またはサービス上で本件情報を表示または提供する義務を負うものではありません。

第３条　　終了時の取り扱い

1.　本協定書が終了した場合、次項の場合を除き、Google は、本件情報の Google の製品またはサービス上での表示を 120 日以内に終了するために商業上合理的な努力を払うものとします。

2.　本協定書の期間中に本件情報が Google の製品やサービスを表示する固定的な媒体に含まれた場合（例えば、Google の製品やサービスのスクリーンショットやデモを収録したビデオがテレビで放映されたり、印刷媒体に掲載されたり、CD、DVD などの固定的な媒体に記録されたとき）には、かかる利用は、本協定書の終了後も引き続き認められるものとします。

第４条　責任の制限

甲および乙は、本別紙２に定める条件に従って行う本件情報の提供および利用により相手方に損害が生じたとしても、相手方に対して何らの責任を負わないものとします。

以　上

<末尾>

本件情報のリスト（該当する場合のみ）

別紙３

＜秘密保持義務の条件＞

第１条（秘密情報）

「秘密情報」とは、本協定書に基づき（又は関して）、一方当事者により（又は一方当事者を代理して）相手方当事者に対し開示された情報であって、秘密の表示がなされているか、当該状況においては開示当事者の秘密情報であると通常、考えられる情報を意味するが、いかなる場合においても、秘密情報には、受領者にとり既知である情報、受領者の落ち度によらず公知となった情報、受領者が独自に開発した情報、又は第三者により受領者に対し適法に提供された情報は含まれません。

第２条（守秘義務）

秘密情報の受領者はかかる秘密情報を開示してはなりません。但し、当該秘密情報を知る必要がある関連会社、従業員、代理人及び専門的アドバイザーであって、書面により、当該秘密情報の機密性を保持することに同意した者（専門的アドバイザーの場合は、その他の態様により、当該秘密情報機密性を保持する義務を負う者）についてはこの限りではありません。受領者は、前記の個人又は団体が、当該秘密情報を本協定書に基づく権利の行使または義務の履行目的に限定して、かつ、当該秘密情報の保護のために合理的な注意をしつつ、これを使用するよう確実を期すものとします。受領者は、法により要請される場合、開示者への合理的な通知（かかる通知が法により許容される場合）を行った後に、秘密情報を開示することができます。

以　上

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定書

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して福岡県市長代表と福岡県警察本部長は，同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお，同法第79 条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和39 年5 月23日

福岡県市長代表
福岡市長　阿 部 源 蔵　㊞
福岡県警察本部長
三 宅 芳 郎　㊞

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第１　福岡県内の市の市長（以下「市長」という。）が災害対策基本法(以下「法」という。)第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し，または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用(以下「警察通信設備の使用等」という。)する場合は，本協定に定めるところによるものとする。

第２　市長が，法第57条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は，警察有線電話，警察無線電話とする。

第３　市長が，法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用する場合は，原則として当該市の地域を管轄する警察署長に対して，次の事項を申し出て承認をうけるものとする。

１　使用等しようとする警察通信設備

２　使用等しようとする理由

３　通信の内容

４　発信者および受信者

第４　警察署長は，当該申込みの内容が，法第57条の規定に適合し，警察通信で到達可能と認めるときは，その使用を承認するものとする。この場合において，受付けた通信の取扱い順位の決定は，通信統制官等が当該通信の緊急性，通話の内容，受付順位を斟酌して決定するものとする。

第５　市長は，法第56条の規定に基づく伝達，通知，または警告を行う場合の対象者，および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該市の地域を管轄する警察署長に連絡しておくものとする。

第６　本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては，原則として警察通信設備の新設，もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附　則

１　本協定は，昭和39年６月１日から施行する。

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用の手続に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する通信設備の優先利用に関して，福岡県市長代表と第七管区海上保安本部長は同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果次のとおり協定する。

なお同法第79条の規定に基づく第七管区通信設備の優先使用に関する手続についても本協定を準用する。

昭和39年7月1日

福岡県市長代表福岡市長　　阿　部　源　蔵　　㊞

第七管区海上保安本部長　　川　上　親　人　　㊞

記

第１　福岡県内の市の市長（以下「市長」という。）が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき第七管区海上保安本部が専用する公衆電気通信設備，又は有線電気通信設備もしくは無線設備（以下「第七管区通信設備」という。）を使用する場合は本協定の定めるところによるものとする。

第２　市長が法第57条の規定に基づき第七管区通信設備を使用しようとするときは第七管区海上保安本部にあっては警備救難部長に海上保安部にあっては海上保安部長に次の事項を申し出て，その承認をうけるものとする。

１　使用しようとする理由

２　通信の内容

３　発信者及び受信者

第３　前項により申し込みを受付けたときはその内容が法第57条の規定に適合し海上保安通信到達可能と認めるときは使用を承認するものとする。

第４　受付けた通信の取扱い順位の決定は通信所長（通信所長の置かれていない保安部にあっては警備救難課長）が当該通信の緊急性，通話の内容，受付け順位等を斟酌して決定するものとする。

第５　市長は第55条の規定に基づく伝達，通知，警告，または要請等を行う場合の対象者名簿を第七管区海上保安本部長は県内に通信設備を有する下部機関の名簿を資料として相互に交換するものとする。

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して福岡県市長代表と九州地方建設局長は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づき協議し、利用等に関する手続きについて次の通り協定する。

第１条　福岡県内の市の市長（以下「市長」という。）が法第57条の規定に基づき九州地方建設局が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は、九州地方建設局の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用する場合は、この協定の定めるところによって行う。

第２条　市長が法第57条の規定に基づき九州地方建設局が専用する公衆電気通信設備を利用し、又は有線電気通信設備もしくは無線設備を使用する場合は、当該設備（以下「建設通信設備」という。）の運用者（九州地方建設局にあっては電気通信課長、工事事務所にあっては事務所長、出張所にあっては出張所所長とする。以下同じ。）に次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

１　当該建設通信設備を利用しようとする理由

２　通信の内容

３　通信の発信者名及び受信者名

第３条　建設通信設備の運用者は前条による申し出の内容が法第57条の規定に適合し、建設通信設備で到達可能であると認めたときは、その利用を承認するものとする。

この場合において、申し出のあった通信の取扱順位は、当該通信の緊急性、重要性、申し出順位等を斟酌して決定するものとする。

第４条　市長は、法第55条の規定に基づき必要な通知又は要請をする場合の関係指定地方行政機関の長等の関係者及び当該関係者に対する連絡方法等をあらかじめ建設通信設備の運用者に連絡しておくものとする。

第５条　この協定に基づく建設通信設備の利用等に関しては、原則として建設通信設備の新設又は増設若しくは通信機器の貸与は行わないものとする。

第６条　この協定の規定は第79条の規定に基づき九州地方建設局が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し又は有線電気通信設備もしくは無線設備を使用する場合の手続きについて準用する。

第７条　この協定に規定する事項に疑義を生じた場合、この協定に定めのない事項について協定を必要とする場合、又はこの協定の内容を変更しようとする場合には市長と九州地方建設局長とが協議して定めるものとする。

第８条　この協定は締結の日からその効力を生ずるものとする。

この協定の証として本書２通を作成し当事者が記名押印のうえ、おのおの１通を保有する。

昭和40年８月17日

九州地方建設局長　　秋　竹　敏　実　　㊞

福岡県市長代表

福岡市長　　阿　部　源　蔵　　㊞

災害対策基本法に基づく通信設備の使用に関する協定書

災害対策基本法（以下「法」という。）第57条に規定する通信設備の使用に関し，福岡県内の各市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）とは，同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果，次のとおり協定する。

なお，同法第79条の規定に基づく手続きについても本協定を準用する。

（適用の範囲）

第１　甲が法第57条の規定に基づき，乙の有線電気通信設備もしくは無線電信設備（以下「通信設備」という。）を使用して通信するときの手続きは，本協定の定めるところによるものとする。

（使用の申し出）

第２　甲が乙の通信設備を使用しようとするときは，甲の機関の長が別表に示す乙の機関の長に次の事項を申し出るものとする。

(1) 法に基づく緊急通信であり，かつ公衆電気通信設備によることが困難であること。

(2) 通信の内容。

(3) 受信地名および発信機関名，氏名。

２　甲が法第57条に基づく通信を乙に託送しようとするときは，前項のほか次の事項も併せ申し出るものとする。

(1) 託送の理由

(2) 通信文。

第３　乙の機関の長は，前項２による使用の申し出を受けたときは，その内容が法第57条の規定に適合し，かつ乙の通信設備が利用出来る場合は，使用又は託送を承認するものとする。

（通信の順位）

第４　通信の順位は受け付け順とする。

ただし，その内容が人命に懸る事項であるときは最優先するものとする。

以上協定締結の証として本書２通を作成し，各自その１通を保有する。

昭和39年８月18日

福岡県市長代表

福岡市長　　阿　部　源　蔵　　㊞

九州電力株式会社

取締役社長　　赤　羽　善　治　　㊞

災害時における福岡市内郵便局と福岡市との相互協力に関する協定

福岡市内の直営郵便局（以下「甲」という。）と福岡市（以下「乙」という。）は，福岡市内に発生した地震その他による災害時において，相互の友愛精神に基づき，相互に協力し，災害応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条　この協定において，「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は，福岡市内に災害が発生し，次の各号について必要が生じた場合は，相互に協力を要請することができる。

⑴　緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし，郵便配達用車両を除く。）

⑵　甲又は乙が収集した被災者の避難所開設情報及び被災者の同意の上で作成した避難者情報確認シート等の情報の相互提供

⑶　郵便局ネットワークを活用した広報活動

⑷　災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

⑸　甲が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の乙への情報提供

⑹　避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）

⑺　株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

⑻　前各号に掲げるもののほか，要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は，前条の規定による要請を受けたときは，その緊急性に鑑み，業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して，協力した者が要した経費については，法令その他に別段の定めがあるものを除くほか，適正な方法により算出した金額を，要請した者が負担する。

２　前項の規定により負担すべき金額は，適正な方法により算出するものとし，甲乙協議の上，決定するものとする。

（日常的連携の強化）

第５条　甲及び乙は，災害時の相互協力を円滑に行うため，防災計画の交換，防災訓練への参加，被災者の安否情報等の連絡体制に関する検討協議等の実施に努めるものとする。

２　甲及び乙は，相互の防災計画の状況，協力要請事項に関し，必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第６条　この協定に関する連絡責任者は，甲においては福岡中央郵便局総務部長，乙においては福岡市市民局防災・危機管理課長とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は，協定締結の日から令和２年３月 31 日までとする。ただし，甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは，有効期間最終日から起算し，さらに翌年度も効力を有するものとし，以降も同様とする。

附　則

この協定の締結に伴い，平成 11 年６月 30 日に締結された災害時における福岡市内郵便局等と福岡市との相互協力に関する覚書は，廃止する。

この協定の締結を証するため，本書３通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

令和２年３月６日

甲　福岡市内郵便局
代表者
福岡市中央区天神四丁目３番１号
日本郵便株式会社　福岡中央郵便局

局　長　　西　哲也

福岡市南区三宅二丁目３番１１号
日本郵便株式会社　福岡三宅郵便局

局　長　　清原　一貴

乙　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　　髙島　宗一郎

都市ガス災害対策に関する申し合わせ

福岡市消防局（以下、「消防局」という。）と西部ガス株式会社福岡導管保安センター（以下、「西部ガス」という。）とは、都市ガスに起因する火災、爆発及び漏えい等の事故（以下、「災害」という。）を未然に防止するとともに、災害が発生した場合これを早期に鎮圧し、被害を最小限に防止することを目的として、次のとおり申し合わせを行う。

1　連絡会議の開催

消防局及び西部ガスは、災害の防止について必要な事項を協議するため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

2　立入検査等の協力

消防局及び西部ガスは、地下街及び大規模な対象物（以下、「地下街等」という。）の立入検査、点検等を実施するにあたり、特に共同して行う必要があると認める場合は、相互に協力して実施するものとする。

3　教育訓練の実施

消防局及び西部ガスは、それぞれの職員に対して災害の予防及び防災活動に必要な教育訓練を実施するものとし、要請があった場合は相互に積極的に協力するものとする。

4　合同訓練の実施

消防局及び西部ガスは、災害を想定した合同訓練を定期的に実施するものとする。

5　通報連絡体制

消防局及び西部ガスのいずれかが、災害が発生せんとし、又は発生のおそれがある事態を覚知したとき及び災害発生を覚知したときは、相互にすみやかに通報連絡を行うものとする。

6　出動体制

消防局及び西部ガスは、前項による事態を覚知したときは、別に定める緊急出動体制により災害現場へ出動するものとする。

なお、西部ガスは、出動した車両台数及び人員について、消防局に連絡するものとする。

7　防災活動

(1)　活動連携

出動した西部ガスは、すみやかにガス漏れ検知、ガスの供給停止等災害防止のために必要な措置を講ずるものとする。

この場合において、消防局が出動したときは、西部ガスは消防局と緊密な連携を保つとともに、消防局から指示があったときは、その指示に従い必要な措置をとる。

(2)　ガスの供給停止

ガスの供給停止は、西部ガスが行うものとする。ただし、消防局が西部ガスに先行して災害現場に到着し、災害の発生又は拡大を防止するため緊急止むを得ないと認め、かつ、停止が可能な場合は消防局がガスの供給停止措置を行うことができる。

この場合、消防局は当該措置についてすみやかに西部ガスに連絡し、ガスの供給停止に伴うガス需要家対応については、西部ガスが行うものとする。

(3)　ガスの供給再開

ガスの供給再開のための必要な措置は、ガス需要家の安全を確認のうえ、西部ガスが実施する。

8　確認事項

この申し合わせを円滑に実施するために必要な次の事項について、双方協議のうえ、確認する。

(1)　地下街等について

地下街等とは、消防法施行令第２１条の２第１項に掲げる防火対象物及びガス事業法施行規則第１０６条第２号に掲げる対象物とする。

⑵　立入検査等の協力要請について

第２項に基づく立入検査等の協力要請は、所轄消防署長又は西部ガス株式会社福岡導管保安センター所長が、実施予定日の１ヶ月前までに計画書を提出し、実施要領等について協議する。

⑶　教育訓練の協力要請について

第３項の協力要請は、実施予定日の１ヶ月前までに計画書を提出し、実施要領等について協議する。

⑷　合同訓練の実施について

第４項の合同訓練は、年１回以上実施するものとし、要領等については、その都度協議して定める。

⑸　通報連絡について

第５項の通報連絡は、地下街等における災害のみに限らず、すべての対象物及び工作物について適用するものとするが、相互に通報連絡を行う範囲について、概ね次のとおりとする。

ア　消防局

消防局において覚知した災害のうち、火災、ガス漏えい、その他必要と認める災害については西部ガスに通報連絡する。

イ　西部ガス

ガス漏れの一般通報のうち、特に消防局に通報の必要があると認める場合及び現場到着後、災害発生のおそれがある場合又は災害発生を認めた場合に通報連絡する。

⑹　西部ガス指揮者の位置について

災害現場に出動した西部ガスの指揮者は、努めて現場消防本部に位置し、消防指揮者との緊密な連携のもとに防災活動にあたるものとする。

⑺　ガス検知の協力について

災害現場におけるガス検知は、双方が担当すべき範囲等を協議のうえ、協力して実施し、ガス漏えい状況の把握に努めるものとする。

⑻　情報の提供について

消防局及び西部ガスは、災害現場及びその周辺において積極的に情報の収集にあたり、相互にこれを提供する。

9　　窓口

消防局は警防部警防課とする。

西部ガスは福岡導管保安センター保安グループとする。

10　　施行期日

この申し合わせは、平成１８年１２月２５日から施行する。

なお、昭和５６年５月１日から施行された「都市ガス災害対策に関する申し合わせ」は、平成１８年１２月２５日で廃止する。

11　　協議

この申し合わせを変更若しくは追加するとき、又はこの申し合わせに定める以外に必要な事項が生じたときは、双方協議のうえ、決定するものとする。

この申し合わせを証するため、本書２通を作成し、記名押印の上、各その１通を保有するものとする。

平成１８年１２月２５日

福 岡 市 消 防 局 長　　相 良　文 寛　　印

西部ガス株式会社

福岡導管保安センター所長　　山 中　立 彦　　印

別表　　出動体制

(1)　福岡市消防局　　（P車：ポンプ車，T車：タンク車）

出動区分	編　　成		摘　　要
	車　両	人　員	
ガス警戒第１出動	指揮車　　１台 Ｐ車又はＴ車２台 救急車　　１台	15 人	１　ガスの漏えいを覚知したとき。 （地下街又はこれに接続する建築物の地階に係るものを除く。）
ガス警戒第２出動	指揮車　　１台 Ｐ車又はＴ車３台 救助工作車　１台 救急車　　１台	23 人	１　地下街またはこれに接続する建築物の地階でガスの漏えいを覚知したとき。 ２　第１出動の事案について、更に消防隊の出動を要するとき。 ３　その他、局長が必要と認めるとき。
ガス警戒第３出動	指揮車　　２台 Ｐ車又はＴ車５台 救助工作車　３台 救急車　　２台	46 人	１　第２出動の事案について、更に消防隊の出動を要するとき。 ２　その他、局長が必要と認めるとき。
大規模な爆発、火災及びこれらに起因する多数の負傷者が発生した場合	• 火災計画出動 • 特別救急計画出動		

(2)　西部ガス

出動区分	編　　成		摘　　要
	車　両	人　員	
火災第一出動	１台（一般）	１名	
火災第二出動	１台（緊急）	２名	
火災第三出動	２台（緊急）	４名	
火災第四出動	２台（緊急）以上	４名以上	内容に応じて、車両台数と人員を変更するものとする。
ガス警戒出動	２台（緊急）以上	４名以上	内容に応じて、車両台数と人員を変更するものとする。
応　急　出　動	１台（一般） １台（緊急）	１名 ２名	内容に応じて、一般と緊急を選択するものとする。
特　命　出　動	１台（一般） １台（緊急）	１名 ２名	内容に応じて、一般と緊急を選択するものとする。

福岡市LPガス災害対策措置要綱

福岡県福岡地区LPガス協会

第1章 総　　則

（目 的）

第1条　この要綱は、非常事態の発生時、またはそのおそれがある場合において、LPガス関係事業者相互の通報及び応援体制の整備を図り、LPガスによる二次災害等の防止、並びに拡大防止の為、災害復旧活動を組織的に展開して早期復旧に努めることを目的とする。

（定 義）

第2条　この要綱に定める非常事態とは、次に掲げるものをいう。

(1) 地震、風水害等の自然災害が甚大であった場合

(2) LPガスによるガス爆発等の大規模事故等が発生した場合

(3) 「市」から協力の要請があった場合

(4) 以上の外、支部長が必要と認めた場合

第2章 組　　織

（組 織）

第3条　福岡県福岡地区LPガス協会（以下「支部」という。）は、様々な災害時等の事態に備え、「LPガス災害防止本部委員会」（以下「本部委員会」という。）及び「LPガス災害防止地区委員会」（以下「地区委員会」という。）を組織する。

2. 緊急事態発生時には、会長の判断により組織内に「福岡県LPガス福岡地区災害対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置することができる。
　尚、会長不在の場合は次の順で判断するものとする。2. 山口副会長　3. 中野副会長　4. 長谷川副会長　5. 藤井副会長　6. 各支部長より選出

3. 局地的に甚大な被害を受けた被災地、又は当該地域には、「現地対策本部」（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

4. 現地本部からの要請または、支部長の判断により本部委員会を現地本部へ派遣することができる。

5. 委員会の構成は、次のとおりとする。

6. 委員として「その他委員長（又は本部長）が必要と認めたもの」には、地域の消防、警察の協力を得て選任することができる。

(1) 本部委員会

委 員 長	福岡県福岡地区LPガス協会　会長
副委員長	福岡県福岡地区LPガス協会　副会長
委　　員	福岡県福岡地区LPガス協会各支部長・津田青年部長
委　　員	その他委員長が必要と認めたもの
顧　　問	中小企業振興事務所所長
顧　　問	福岡県福岡地区LPガス協会　エネルギー研究会議員

(2) 地区委員会

委 員 長	福岡県福岡地区LPガス協会　支部長
副委員長	福岡県福岡地区LPガス協会　副支部長
委　　員	福岡県福岡地区LPガス協会　支部役員
委　　員	その他委員長が必要と認めたもの

7. 各本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 対策本部

本 部 長	福岡県福岡地区LPガス協会 会長
副本部長	福岡県福岡地区LPガス協会 副会長
委　　員	福岡県福岡地区LPガス協会各支部長・津田青年部長
委　　員	その他本部長が必要と認めたもの
顧　　問	中小企業振興事務所所長
顧　　問	福岡県福岡地区LPガス協会 エネルギー研究会議員

(2) 現地本部

現地本部長	福岡県福岡地区LPガス協会 支部長
現地副本部長	福岡県福岡地区LPガス協会 副支部長
役　　員	福岡県福岡地区LPガス協会 支部役員
役　　員	その他現地本部長が必要と認めたもの

第3章 職　　務

（各委員会の職務）

第4条　本部委員会及び地区委員会は、組織が円滑に活動できるよう次のことを行う。

(1) 通報体制、応援体制の整備

(2) 防災訓練の指導及び実施

（対策本部の職務）

第5条　対策本部は本部長の指示に従って以下の職務を行う。

(1) 被害状況の情報収集、分析、伝達

(2) 支援組織の責任者の決定、及び組織の編成、派遣

(3) LPガス設備災害復旧支援要員の派遣要請、並びにLPガス及び機器の応急調達措置並びに調整

(4) 支援活動の把握

(5) 関係官庁、関係団体並びに現地本部との連絡調整

(6) マスコミへの対応

(7) その他第1条に定める目的達成に必要な業務

（現地本部の職務）

第6条　現地本部は現地本部長の指示に従って以下の職務を行う。

(1) 被災状況の把握、分析及び本部への情報伝達

(2) 被災状況に応じた応急措置

(3) 資機材、措置要員の応急調達措置と対策本部への支援要請

(4) マスコミへの対応

(5) その他第1条に定める目的達成に必要な業務

第4章 支援活動

（支援組織）

第7条　支援活動を行う組織及びその活動業務は、下記のとおりとする。

(1)「点検調査班」

① 被災地における消費先を巡回し、ガス漏洩の有無の確認と漏洩防止の応急措置を行う。

② 危険場所からの容器の撤収を行う。

③ 応急措置を行った消費先については、現場地図等を確認し、「現地対策本部」へ報告する。

(2)「工事班」

① 供給不能な消費先について応急的な設備工事を行い供給できる体制をとる。

② 応急措置を行った消費先については、現場地図等を確認し、「現地対策本部」へ報告する。

(3)「機材班」

① 点検調査、並びに工事施工時における必要機材、数量等をとりまとめ、関係協力機関等へ支援要請する。

② 燃焼器等生活の用途として必要な機器の数量をとりまとめ、関係機関等へ支援要請する。

(4)「輸送班」

① 緊急車両の手配を行う。

② 救援された資材、物資、充てん容器等を被災地まで搬送する。

(5)「広報班」

① 被災状況、救援状況等についての概要を、写真及び集計業務等により記録し、関係機関及び行政庁等へ報告する。

② 消費者への周知用チラシの企画作成を行う。

③ マスコミへの広報

(6)「総務班」

① 必要経費の出納業務

② 電話相談窓口の開設、及びその対応を図る。

(7)「技術班」

① 本部委員長が要請した業界内の学識経験者及び技術者で構成し、被害状況を分析して適切な応急業務、工事業務等の指示を行う。

(協　力)

第8条　会員は、対策本部より要請があった場合には、積極的に協力するものとする。

2.　被災地以外の地区委員長は、対策本部からの情報を地区会員へ伝達するとともに、対策本部長からの要請 に基づき支援活動に協力する。

(費用の負担)

第9条　支援活動に要した費用については、原則として受益者負担とするが、これにより難しい場合は「本部委員会」で協議するものとする。
但し、基本的にはボランティア精神に則り行うものとする。

2.　支援活動費のうち支援要員に対しての手当て等の金員は支給しないものとし、支援活動に要した資機材等の費用の給付は、別に定める給付規定によることとする。

(出動要員障害保障)

第10条　本要綱に定める対策本部の要請を受けた要員が、業務に従事して生じた死亡障害等の災害補償については、当該出動要員が所属する事業所の労働災害補償保険及び福岡県福岡地区LPガス協会が加入している「LPガス協会防災活動障害保険」(LPガス協会契約) により行うものとする。

(実施細目)

第11条　前各条に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細目は本部委員会の承認を経て別に定める。

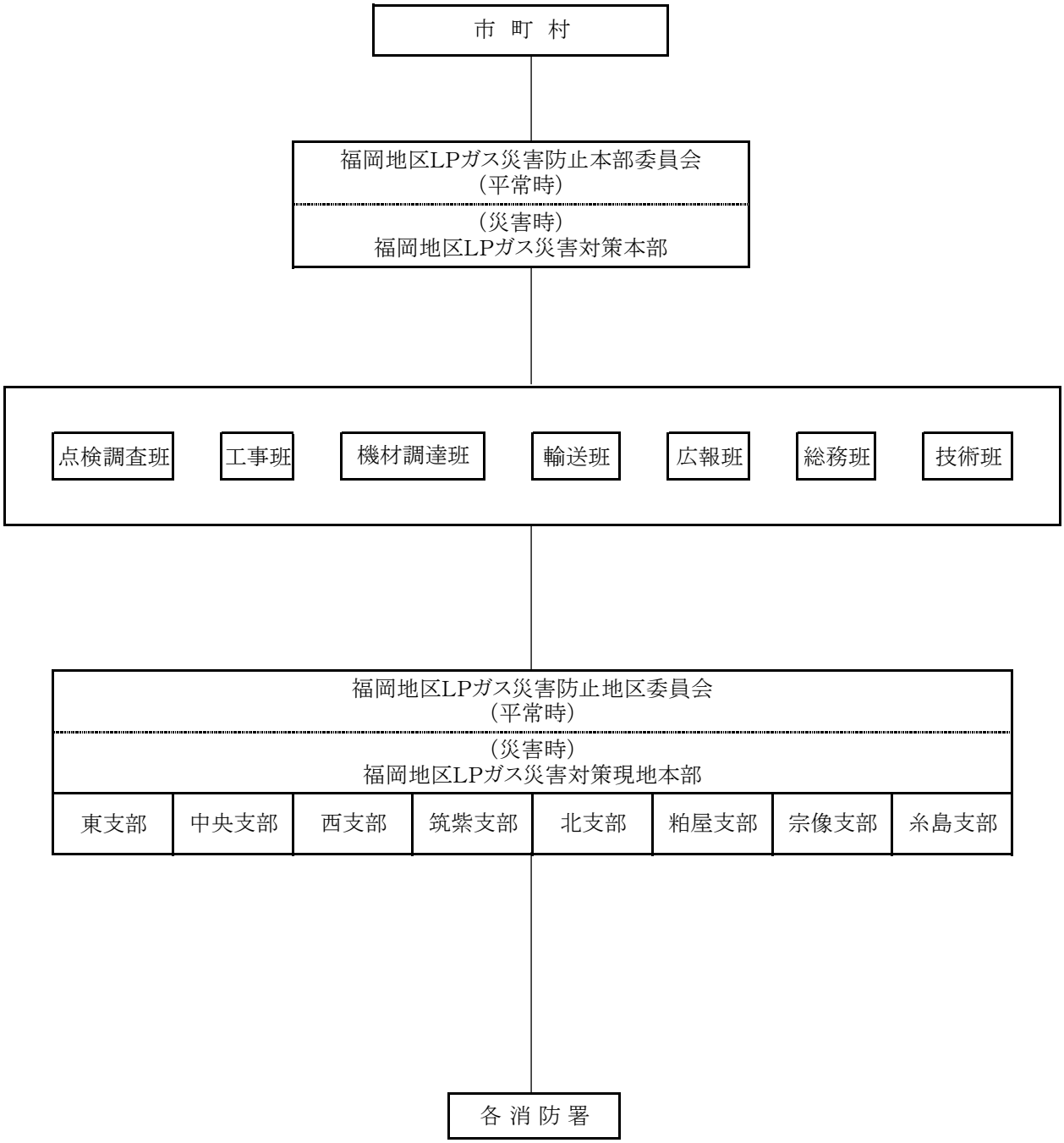
(本部委員長への委任)

第12条　前各条に定めるもののほか、本部委員会の運営に関し必要な事項は本部委員長が定める。

(附　則)

第13条　この要綱は、平成15年8月1日から実施する。

通 報 及 び 出 動 体 制 組 織 図



福岡市消防局と一般社団法人福岡県建造物解体工業会との消防活動等の協力に関する協定

福岡市消防局（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡県建造物解体工業会（以下「乙」という。）は、消防活動等の協力について、次のとおり協定を締結する。

〔※　令和２年４月１日付、一般社団法人福岡県建造物解体工業会が一般社団法人福岡県解体工事業協会へ改名〕

（目的）

第１条　この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における甲及び乙の協力体制を確立し、もって消防活動を迅速かつ的確に対処することを目的とする。

（協定の周知）

第２条　乙は、災害時における人命救助活動等の消防活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結する。

２　乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

３　乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し、乙の会員は甲の協力の要請に対し、災害時における円滑な消防活動の確保に努めなければならない。

（破棄）

第３条　甲は、会員の中に、次のいずれかに該当する者がいることが判明した場合は、本協定を破棄することができる。

（１）福岡市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員

（２）法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

（３）暴排条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（協力事項等）

第４条　甲は、第１条の目的を達成するため、甲の保有する資機材では迅速な消防活動を実施することが困難であると認めた場合は、乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（１）人命救助活動等の消防活動に障害となる物件等の除去

（２）危険要因となる物質等の排除

（３）その他必要と認める場合

２　協力の要請は次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害発生場所及び状況

（２）協力を要請する活動内容

（３）必要とする人員、車両、資機材等

（４）集結場所及び連絡責任者

（５）その他必要な事項

（行動）

第５条　乙は、協力の要請を受けたときは優先的に甲に協力するものとする。

２　乙は、協力の要請に応ずることのできない場合は、その旨を速やかに甲に通報するものとする。

３　協力を実施するために派遣された者は、甲の指揮の下に行動し、障害物の排除等の活動を行うものとする。

（費用）
第６条　第４条に規定する協力に要した労務、資機材、機械運転等の費用については、積算の根拠を示す資料を添付して、甲に対し、甲が指定する方法により請求することができる。ただし、災害救助法の適用を受ける全市的な大規模災害時及び訓練等の協力に係る諸経費に関しては、甲乙協議の上、決定する。

（補償）
第７条　この協定に基づいて、乙の会員及び業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して負傷し、疾病にかかりまたは、死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）
第８条　この協定の期間は、協定締結した日から１年間とする。
２　前項に規定する期間満了の１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。
３　甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の１ヶ月前までに申し出なければならない。

（秘密の保持）
第９条　乙は、協力の実施（処理）上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（協議）
第 10 条　甲及び乙は、誠実にこの協定書を履行し、この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義を生じた事項のあるときは、その都度協議の上、決定するものとする。

（施行期日）
第 11 条　この協定は、平成２６年９月１９日から施行する。

付　則
１　平成２４年３月１９日付で甲乙の間において締結した福岡市消防局と社団法人福岡県建造物解体工業会福岡支部との消防活動等の協力に関する協定は、その効力を失う。

２　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年９月１９日

甲　福岡市中央区舞鶴３丁目９番７号

福岡市消防局　消防局長　　谷山　　昭

乙　福岡市南区大橋２丁目１５番９号

一般社団法人福岡県建造物解体工業会　会長　　平　　典明

福岡都市圏市町消防相互応援協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき，福岡市，筑紫野市，春日市，大野城市，宗像市，太宰府市，古賀市，福津市，糸島市，那珂川町，宇美町，篠栗町，志免町，須恵町，新宮町，久山町及び粕屋町並びに筑紫野太宰府消防組合，春日・大野城・那珂川消防組合，粕屋南部消防組合，宗像地区事務組合及び粕屋北部消防組合（以下「福岡都市圏市町」という。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」という。）は，消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は，福岡都市圏市町の区域において，火災，救急・救助事案その他の災害（以下「災害等」という。）が発生したときに，災害等による被害を最小限度に防止するために行う福岡都市圏市町の消防相互応援に関し，必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害等は，福岡県消防相互応援協定において対象とする大規模災害等以外のものとする。

（応援の原則）

第３条　福岡都市圏市町の消防相互応援は，災害等が発生した福岡都市圏市町の市町長の応援要請等に基づき行うものとする。

２　前項の応援要請等を受けた福岡都市圏市町の市町長は，直ちに消防隊（消防器具を装備した消防吏員又は消防団員の１隊をいう。以下同じ。）を出動させるものとする。ただし，当該福岡都市圏市町の区域において災害発生その他やむを得ない事情がある場合は，この限りでない。

（応援出動の区分）

第４条　応援出動は，次の各号に掲げる区分により行うものとする。

（１）計画出動　別表「応援出動を行う福岡都市圏市町の出動区域」の範囲内において，別に定める出動計画（以下「出動計画」という。）に基づき，あらかじめ指定された消防隊が計画的に出動するものをいう。

（２）特別出動　災害等が発生した福岡都市圏市町の市町長の応援要請に基づき，消防隊が出動するものをいう。

（３）応急出動　福岡都市圏市町の消防隊が，その属する福岡都市圏市町以外の区域において災害等を覚知した場合で，その災害等の状況から特に緊急を要すると認めるときに出動するものをいう。

（４）調査出動　災害等が発生した福岡都市圏市町の市町長と連絡がとれない場合において，その災害等の状況から特に緊急を要し，第２号に規定する特別出動の要請を待ついとまがないと認められるときに，当該要請を待たず災害等の初動段階での先行調査のため，福岡市及び災害等が発生した福岡都市圏市町の区域に隣接する福岡都市圏市町（福岡市を除く。）の消防隊が出動するものをいう。

（費用の負担）

第５条　応援に要する費用の負担は，次の各号に掲げるところによる。

（１）応援した福岡都市圏市町（以下「応援市町」という。）が負担する費用

ア　消防機械機器の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費

イ　消防職員及び消防団員の人件費

ウ　消防職員及び消防団員が負傷し，疾病にかかり又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等

エ　交通事故における損害賠償費等

オ　応援側の重大な過失により発生した事故に要する費用

（２）応援を受けた福岡都市圏市町（以下「受援市町」という。）が負担する費用
　　前号に定める費用以外の費用
２　前項に定める費用負担について疑義が生じた場合は，応援市町及び受援市町が協議して定めるものとする。
（改廃）
第６条　この協定の改廃は，福岡都市圏市町の協議のうえ行うものとする。
（委任）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項は，福岡都市圏市町の消防長が協議して定めるものとする。
（協定書の保管）
第８条　この協定の締結を証するため，本書２２通を作成し，記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

附　則
１　この協定は，**平成２７年１２月１５日**から効力を生じる。
２　平成１８年１０月１０日付けで締結した福岡都市圏市町消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は，その効力を失う。ただし，この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する費用の負担について，旧協定第３条の規定する協議が終了していないものについては，なおその効力を有する。

平成２７年１２月１５日

福岡市長	髙島宗一郎	印
筑紫野市長	藤田陽三	印
春日市長	井上澄和	印
大野城市長	井本宗司	印
宗像市長	谷井博美	印
太宰府市長	芦刈茂	印
古賀市長	中村隆象	印
福津市長	小山達生	印
糸島市長	月形祐二	印
那珂川町長	武末茂喜	印
宇美町長	木原忠	印
篠栗町長	三浦正	印
志免町長	世利良末	印
須恵町長	中嶋裕史	印
新宮町長	長﨑武利	印
久山町長	久芳菊司	印
粕屋町長	因辰美	印
筑紫野太宰府消防組合管理者	藤田陽三	印
春日・大野城・那珂川消防組合長	井本宗司	印
粕屋南部消防組合長	久芳菊司	印
宗像地区事務組合長	小山達生	印
粕屋北部消防組合長	長﨑武利	印

福 岡 県 消 防 相 互 応 援 協 定

（目的）

第１条　この協定は，消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第３９条の規定に基づき，福岡県内の市町村，消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め，県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して，災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（地域区分）

第２条　この協定による相互応援を円滑に実施するため，市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は，次に掲げる災害とする。

（１）林野火災，高層建築物火災，危険物火災等の大規模火災

（２）地震，風水害その他大規模災害

（３）航空機事故，列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

（４）武力攻撃が疑われる災害

（５）放射性物質，生物剤又は化学剤による災害

（６）その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で，応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第４条　応援要請は災害が発生した市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から，協定市町村等の長又は消防長に対し，災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。

（１）第一要請

　　第２条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

（２）第二要請

　　第一要請に加えて，他の地域の市町村等に対して行う応援要請

２　応援要請は，原則として第一要請，第二要請の順に行うものとする。ただし，要請側の長又は消防長が特に必要と認める場合は，この限りでない。

（応援隊の派遣及び中断）

第５条　前条の規定により応援の要請を受けた市町村等(以下「応援側」という。)の長又は消防長は，当該発災市町村等における災害対応を応援するため，消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし，やむを得ない理由により派遣し難い場合は，派遣をしないことができるものとする。

２　応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては，応援側の長又は消防長は，要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（迅速な応援出動体制の確立）

第６条　協定市町村等の長又は消防長は，大規模災害等の発生に際し，要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合又は被害状況が確認できない場合等の特に緊急を要するときには，第４条に規定する応援要請を待たず，先行調査のため，必要な応援隊（以下「先遣隊」という。）を派遣できるものとする。

２　先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては，応援側の長又は消防長は，先遣隊の派遣を中断することができるものとする。

（通報）

第７条　応援を要請した場合又は応援隊等を派遣した場合や派遣を中断した場合において，要請側又は応援側の長又は消防長は，その旨を福岡県に対して通報するものとする。

（応援側の指揮）

第８条　応援隊は,法第４７条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第９条　応援に関し要した経費については,次の各号に定めるところにより負担するものとする。

（１）応援側の負担する経費

ア　消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費

イ　消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

ウ　消防職員及び消防団員が負傷，疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等

エ　交通事故における損害賠償費等

オ　応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

（２）要請側の負担する経費
　　前号に定める経費以外の経費
２　前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は，当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

（消防団応援）
第 10 条　消防団の応援に関する必要な事項は，別に定めるものとする。

（航空消防応援）
第 11 条　この協定の規定にかかわらず，航空消防の応援については，別に定める要綱によるものとする。

（改廃）
第 12 条　この協定の改廃は，協定市町村等の長の協議により行うものとする。

（委任）
第 13 条　この協定の実施に関し必要な事項は，市町村等の消防長が協議して定める。

附　則
１　この協定は，令和２年４月１日から効力を生じる
２　平成２５年３月２８日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は，その効力を失う。ただし，この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については，旧協定第１０条の規定は，なおその効力を有する。
３　この協定の締結を証するため，本書５通を作成し，記名押印のうえ，福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課，福岡県市長会，福岡県町村会，福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに，各市町村等はその写しを各１通保管するものとする。

令和２年３月 11 日

高速自動車道における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づいて、北九州市、直方市、直方・鞍手広域市町村圏事務組合、苅田町、行橋市、京築広域市町村圏事務組合、宗像地区事務組合、粕屋北部消防組合、粕屋南部消防組合、福岡市、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、久留米広域市町村圏事務組合、筑後市、八女地区消防組合、みやま市、大牟田市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合（以下「協定市町及び組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、九州縦貫自動車道、九州横断自動車道及び東九州自動車道のうち福岡県内において、火災、事故等で、消防業務を必要とする災害（以下「災害」という。）が発生した場合に協定市町及び組合相互間の消防力を活用して、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第２条　協定市町及び組合は、災害が発生した協定市町及び組合の長の応援要請に基づいて、消防隊等の派遣を行うものとする。

（費用負担）

第３条　応援に要した費用の負担については別に定める。

（補則）

第４条　この協定は、協定市町及び組合の協議により改定することができる。

２　この協定の実施に関し、必要な事項は協定市町及び組合の協議により定める。

附　則

１　この協定は、平成２６年１０月１日から効力を生じる。

２　平成２１年９月３０日付けで協定市町及び組合の間において締結した高速自動車道における消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防の相互応援に関する費用の負担については、旧協定第３条の規定は、なおその効力を有する。

３　この協定の締結を証するため、本書１８通を作成し、記名押印の上各１通を保管する。

平成２６年９月３０日

北九州市長	北　橋　健　治
福岡市長	髙　島　宗一郎
大牟田市長	古　賀　道　雄
直方市長	向　野　敏　昭
行橋市長	田　中　　純
筑後市長	中　村　征　一
みやま市長	西　原　　親
苅田町長	吉　廣　啓　子
久留米広域市町村圏事務組合長	楢　原　利　則
甘木・朝倉広域市町村圏事務組合理事長	森　田　俊　介
八女地区消防組合管理者	三田村　統　之
京築広域市町村圏事務組合長	後　藤　元　秀
筑紫野太宰府消防組合管理者	藤　田　陽　三
春日・大野城・那珂川消防組合長	井　上　澄　和
直方・鞍手広域市町村圏事務組合長	向　野　敏　昭
粕屋南部消防組合長	久　芳　菊　司
宗像地区事務組合長	小　山　達　生
粕屋北部消防組合長	長　﨑　武　利

福岡市と佐賀県三瀬村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、福岡市長と佐賀県三瀬村長及び神埼地区消防事務組合長との間で、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（協定の目的）

第１条 この協定は、国道 263 号三瀬トンネルにおける火災その他の災害及び福岡市と佐賀県三瀬村の境界地域における山林火災（以下「火災等」という。）が発生したときに、福岡市と佐賀県三瀬村及び神埼地区消防事務組合（以下「協定市村」という。）相互間の消防力を活用して火災等による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援の原則）

第２条 協定市村は、火災等が発生した協定市村の応援要請に基づき、相互に応援するものとする。

（費用負担の原則）

第３条 応援に要する費用は、原則として応援した協定市村の負担とする。ただし、多額の費用を要したときの費用の負担については、協定市村の協議により定めるものとする。

（委　任）

第４条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市村の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

附　　則

１　この協定は、昭和 61 年７月 24 日からその効力を生ずる。

２　この協定の締結に伴い、昭和 42 年６月 16 日付で早良町と佐賀県三瀬村との間で締結した消防組織法第 21 条に基づく福岡県早良町と佐賀県三瀬村間の消防相互応援協定は、その効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書３通を記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。昭和 61 年７月 23 日

福岡市長　　進藤　一馬
三瀬村長　　庄島　明
神埼地区消防事務組合長　　荒木　正己

福岡市と佐賀県脊振村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第２項の規定に基づき、福岡市と佐賀県脊振村及び神埼地区消防事務組合（以下「協定団体」という。）は、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条 この協定は、福岡市と佐賀県脊振村の境界地域において山林火災又はその他の災害（以下「火災等」という。）が発生したときに、協定団体相互の消防力を活用して火災等による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応　援）

第２条 協定団体は、火災等が発生した地域を管轄する協定団体の応援要請に基づき、相互に消防の応援を行うものとする。

（費用負担）

第３条 前条による応援に要する費用は、原則として応援した協定団体の負担とする。ただし、多額の費用を要したときの費用の負担については、協定団体の協議により定めるものとする。

（委　任）

第４条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定団体の消防長及び脊振村消防団長が協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成２年４月１日から効力を生ずる。

２　この協定の効力の発生に伴い、昭和 42 年６月 16 日付で早良町と佐賀県脊振村との間で締結した消防組織法第 21 条に基づく福岡県早良町と佐賀県脊振村間の消防相互応援協定は、その効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２年３月 29 日

福岡市長　　桑原　敬一
脊振村長　　内村　茂
神埼地区消防事務組合長　　重松　二紀

福岡市と佐賀県東脊振村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第２項の規定に基づき、福岡市と佐賀県東脊振村及び神埼地区消防事務組合（以下「協定団体」という。）は、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条 この協定は、福岡市と佐賀県東脊振村の境界地域において山林火災又はその他の災害（以下「火災等」という。）が発生したときに、協定団体相互の消防力を活用して火災等による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応　援）

第２条 協定団体は、火災等が発生した地域を管轄する協定団体の応援要請に基づき、相互に消防の応援を行うものとする。

（費用負担）

第３条 前条による応援に要する費用は、原則として応援した協定団体の負担とする。ただし、多額の費用を要したときの費用の負担については、協定団体の協議により定めるものとする。

（委　任）

第４条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定団体の消防長及び東脊振村消防団長が協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成２年４月１日から効力を生ずる。

２　この協定の効力の発生に伴い、昭和 42 年６月 16 日付で早良町と佐賀県東脊振村との間で締結した消防組織法第 21 条に基づく福岡県早良町と佐賀県東脊振村間の消防相互応援協定は、その効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２年３月 29 日

福岡市長　　桑原　敬一
東脊振村長　　福島　俊彦
神埼地区消防事務組合長　　重松　二紀

災害時における医療救護活動に関する協定書（福岡市医師会）

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市医師会（以下「乙」という。）は，災害時における医療救護活動について，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，福岡市地域防災計画に基づき，甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し，必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は，乙の会員医療機関の診療応需状況，傷病者搬入・受入状況などに関する情報の提供を求めることができるものとする。また，甲は，必要な情報を乙に提供するものとする。

２　甲は，被災現場及びその周辺地域の救護所での医療救護活動並びに各避難所への巡回医療を実施する上で，必要があると認めた場合は，乙に対し，協力を要請することができるものとする。

３　乙は，前項の規定により甲から要請を受けた場合は，速やかに救護班を編成し，甲が指定する救護所及び避難所に派遣するものとする。

４　乙は，緊急やむを得ない事情により，甲の要請を受ける前に救護班を編成し，派遣した場合は，速やかに甲に報告し，その承認を得るものとする。この場合，甲が承認した乙の救護班は，甲の要請に基づく救護班とみなすものとする。

５　甲は，第２項の要請の必要がなくなったときは，乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第３条　前条に規定する甲の協力要請は，保健福祉局長が行う。

（地震発生時の初動体制の確立）

第４条　前２条の規定にかかわらず，乙は，市内に震度５強以上の地震が発生した場合は，甲の協力要請を待つことなく，福岡市災害対策本部に役員及び職員を派遣するとともに，医療施設の被災情報の収集，医師派遣及び後方支援医療機関の患者受入体制の確保など，初動体制の確立を図るものとする。

（救護班の業務）

第５条　乙が派遣する救護班は，甲が指定する救護所及び避難所において，医療救護活動を行うことを原則とする。

２　救護班の業務は，次のとおりとする。

(1) 傷病者への応急医療処置
(2) 傷病者の選別（トリアージ）
(3) 傷病者の後方支援医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
(4) 傷病者に対する医療救護及び助産救護
(5) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
(6) 甲が開設する避難所への巡回医療

（救護班の指揮命令等）

第６条　乙が派遣する救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は，甲が指定する者が行うものとする。この場合，甲が指定する者は，乙が派遣する救護班の意見を尊重するものとする。

（救護班の輸送）

第７条　甲は，医療救護活動が円滑に実施できるよう，救護班の輸送について，必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の供給）
第８条　乙が派遣する救護班が使用する医薬品，医療材料，診断器具及びその他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は，当該救護班が携行するもののほか，原則として甲が調達及び輸送について必要な措置を講ずるものとする。ただし，緊急の場合は，乙が備蓄し，又は乙の会員が携行する医薬品等を使用することができる。

（後方支援医療機関への搬送）
第９条　乙は，甲が負傷者等を後方支援医療機関へ搬送する場合は，必要な協力を行うものとする。

（医療費）
第 10 条　甲が指定する救護所又は避難所における医療費は，無料とする。
２　後方支援医療機関における医療費は，原則として患者負担とする。

（研修及び訓練）
第 11 条　乙は，医療救護に関する会員の研修に努めるとともに，甲から要請があった場合は，甲が実施する合同訓練に協力するものとする。また，当該訓練の参加者中，傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）
第 12 条　甲の要請に基づき，乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は，甲が負担するものとする。
(1) 救護班の編成及び派遣に要した経費
(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合のその経費
(3) 医療救護活動に従事した者が，負傷し，疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
(4) 救護所が設置された医療機関において，医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る経費
(5) 前各号に該当しない費用であって，この協定を実施するために必要とした経費

（医事紛争の処理）
第 13 条　乙が派遣する救護班が行った医療救護活動において傷病者との間に医事紛争が生じた場合には，甲乙協議の上，解決のための適切な措置を講じるものとする。
２　乙が行った医療救護活動に関して，傷病者と収容した後方支援医療機関との間に医事紛争が生じた場合には，前項と同様に措置するものとする。

（第三者に対する損害賠償）
第 14 条　乙が医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については，甲乙協議の上，その賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

（細目）
第 15 条　この協定に定めるもののほか，この協定を実施するために必要な事項は，別に甲及び乙が協議して定める。

（協議）
第 16 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については，甲乙協議して定める。

（有効期間）
第 17 条　この協定の有効期間は，本協定締結の日から平成 26 年３月 31 日までとする。ただし，この協定の満了の日の１か月前までに，甲又は乙から何らの意思表示がないときは，有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され，以降同様とする。

この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成 26 年 1 月 1 日

甲　福岡市
代表者　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　一般社団法人　福岡市医師会
代表者　　会長　　江頭　啓介

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目

福岡市を甲とし，一般社団法人福岡市医師会を乙として，甲乙両当事者は，平成 26 年 1 月 1 日付で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 15 条に基づき，実施細目を次のように定める。

（情報提供）

第１条　乙は協定書第２条第１項の規定により，甲に会員医療機関の診療応需状況，傷病者搬入・受入状況などに関する情報を提供する場合は，「医療機関診療状況等報告書」（様式第１号）にて提供するものとする。また，甲は，医療救護活動に必要な日本赤十字社，災害拠点病院，福岡県 DMAT，救急告示病院，消防機関等の各機関の情報や被災者情報等を，乙が福岡市災害対策本部に派遣する役員及び職員を通じて，乙に提供するものとする。

（協力要請手続）

第２条　協定書第２条第２項に規定する甲の乙に対する協力要請は，福岡市長（保健福祉局長）から福岡市医師会長に対して，災害発生場所，日時及び概要を明らかにした「協力要請書」（様式第２号）によって行うことを原則とする。ただし，緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い，文書の提出はその後において行うことができる。

２　協定書第２条第４項に規定する緊急やむを得ない事情とは，福岡市災害対策本部が設置されていない段階で救護班を派遣する必要があった場合をいう。

（医療救護活動の報告）

第３条　乙は協定書第２条の規定により救護班を編成し，派遣したときは，医療救護活動終了後，速やかに，各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第３号）「救護班員名簿」（様式第４号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第５号）を取りまとめ，甲に報告するものとする。

（事故報告）

第４条　乙は，協定書第２条の規定に基づく医療救護活動において，救護班員が負傷し，疾病にかかり，又は死亡したときは，「事故報告書」（様式第６号）により，速やかに甲に報告するものとする。

（救護班に係る実費弁償等の請求）

第５条　協定書第 12 条第１号，第２号及び第５号に規定する救護班に係る費用については，乙が各救護班分を取りまとめ，「実費弁償請求書」（様式第７号）により甲に請求するものとする。

２　協定書第 12 条第３号に規定する扶助費については，乙が各救護班の支給を受けようとする者から提出される「扶助費支給請求書」（様式第８号）を取りまとめ，甲に申請するものとする。

３　協定書第 12 条第４号に規定する救護所が設置された医療機関における施設及び設備の損傷の修復に係る実費については，乙が当該医療機関から提出される「物件損傷等報告書」（様式第９号）を取りまとめ，甲に請求するものとする。

（実費弁償の額等）

第６条　協定書第 12 条第１号に規定する実費弁償の額は，原則として災害対策基本法に定める額とする。

２　協定書第 12 条第２号に規定する実費弁償の額は，使用した医薬品等に係る購入価格とする。

３　協定書第 12 条第３号に規定する扶助費の支給については，災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

４　協定書第 12 条第４号に規定する実費弁償の額は，災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

（支払）
第７条　甲は，前２条の規定により請求を受けた場合は，関係書類を確認の上，速やかに実費弁償等を乙に対し支払うものとする。
　上記のとおり，合意の成立を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を所持するものとする。

平成 26 年 1 月 1 日

甲　福岡市
　　代表者　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　一般社団法人　福岡市医師会
　　代表者　　会長　　江頭　啓介

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書（福岡市歯科医師会）

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市歯科医師会（以下「乙」という。）は，災害時における歯科医療救護活動について，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，福岡市地域防災計画に基づき，甲が災害時に行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し，必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は，乙の会員歯科医療機関の診療応需状況，歯科医療を要する傷病者（以下「傷病者」という。）の搬入・受入状況などに関する情報の提供を求めることができるものとする。また，甲は，必要な情報を乙に提供するものとする。

２　甲は，被災現場及びその周辺地域の救護所での歯科医療救護活動並びに避難所への巡回歯科医療を実施する上で，必要があると認めた場合は，乙に対し，協力を要請することができるものとする。

３　乙は，前項の規定により甲から要請を受けた場合は，速やかに歯科救護班を編成し，甲が指定する救護所及び避難所に派遣するものとする。

４　乙は，緊急やむを得ない事情により，甲の要請を受ける前に歯科救護班を編成し，派遣した場合は，速やかに甲に報告し，その承認を得るものとする。この場合，甲が承認した乙の歯科救護班は，甲の要請に基づく歯科救護班とみなすものとする。

５　甲は，第２項の要請の必要がなくなったときは，乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第３条　前条に規定する甲の協力要請は，保健福祉局長が行う。

（歯科救護班の業務）

第４条　乙が派遣する歯科救護班は，甲が指定する救護所及び避難所において，歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

２　歯科救護班の業務は，次のとおりとする。

(1) 傷病者への応急医療処置及び口腔ケア
(2) 傷病者の後方支援医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
(3) 転送困難な傷病者及び軽易な傷病者に対する歯科治療
(4) 被災住民に対する歯科保健指導
(5) 遺体の身元確認作業に関する協力
(6) 甲が開設する避難所への巡回歯科医療

（歯科救護班の指揮命令等）

第５条　乙が派遣する歯科救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は，甲が指定する者が行うものとする。この場合，甲が指定する者は，乙が派遣する歯科救護班の意見を尊重するものとする。

（歯科救護班の輸送）

第６条　甲は，歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう，歯科救護班の輸送について，必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の供給）

第７条　乙が派遣する歯科救護班が使用する医薬品，医療材料，診断器具及びその他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は，当該歯科救護班が携行するもののほか，原則として甲が調達及び輸送について必要な措置を講じるものとする。ただし，緊急の場合は，乙が保有し，又は乙の会員が携行する医薬品等を使用することができる。

（後方支援医療機関への搬送）
第８条　乙は，甲が傷病者等を後方支援医療機関へ搬送する場合は，必要な協力を行うものとする。

（医療費）
第９条　甲が指定する救護所又は避難所における医療費は，無料とする。
２　後方支援医療機関における医療費は，原則として患者負担とする。

（研修及び訓練）
第 10 条　乙は，歯科医療救護に関する会員の研修に努めるとともに，甲から要請があった場合は，甲が実施する合同訓練に協力するものとする。また，当該訓練の参加者中，傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）
第 11 条　甲の要請に基づき，乙が歯科医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は，甲が負担するものとする。
(1) 歯科救護班の編成及び派遣に要した経費
(2) 歯科救護班が携行した医薬品等を使用した場合のその経費
(3) 歯科医療救護活動に従事した者が，負傷し，疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
(4) 救護所が設置された歯科医療機関において，歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る経費
(5) 前各号に該当しない費用であって，この協定を実施するために必要とした経費

（医事紛争の処理）
第 12 条　乙が派遣する歯科救護班が行った歯科医療救護活動において傷病者との間に医事紛争が生じた場合には，甲乙協議の上，解決のための適切な措置を講じるものとする。
２　乙が行った歯科医療救護活動に関して，傷病者と収容した後方支援医療機関との間に医事紛争が生じた場合には，前項と同様に措置するものとする。

（第三者に対する損害賠償）
第 13 条　乙が歯科医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については，甲乙協議の上，その賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

（細目）
第 14 条　この協定に定めるもののほか，この協定を実施するために必要な事項は，別に甲及び乙が協議して定める。

（協議）
第 15 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については，甲乙協議して定める。

（有効期間）
第16条 この協定の有効期間は，本協定締結の日から平成 26 年３月 31 日までとする。ただし，この協定の満了の日の１か月前までに，甲又は乙から何らの意思表示がないときは，有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され，以降同様とする。

この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成 25 年 12 月 18 日

甲　福岡市
代表者　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　一般社団法人　福岡市歯科医師会
代表者　　会長　　熊澤　榮三

災害時における歯科医療救護活動に関する協定実施細目

福岡市を甲とし，一般社団法人福岡市歯科医師会を乙として，甲乙両当事者は，平成 25 年 12 月 18 日付で締結した災害時における歯科医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 14 条に基づき，実施細目を次のように定める。

（情報提供）

第１条　乙は，協定書第２条第１項の規定により，甲に会員歯科医療機関の診療応需状況，歯科医療を要する傷病者（以下「傷病者」という。）の搬入・受入状況などに関する情報を提供する場合は，「歯科医療機関診療状況等報告書」（様式第１号）にて提供するものとする。

（協力要請手続）

第２条　協定書第２条第２項に規定する甲の乙に対する協力要請は，福岡市長（保健福祉局長）から福岡市歯科医師会長に対して，災害発生場所，日時及び概要を明らかにした「協力要請書」（様式第２号）によって行うことを原則とする。ただし，緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い，「協力要請書」の提出はその後において行うことができる。

２　協定書第２条第４項に規定する緊急やむを得ない事情とは，福岡市災害対策本部が設置されていない段階で歯科救護班を派遣する必要があった場合をいう。

（歯科医療救護活動の報告）

第３条　乙は，協定書第２条の規定により歯科救護班を編成し，派遣したときは，歯科医療救護活動終了後，速やかに各歯科救護班ごとの「歯科医療救護活動報告書」（様式第３号）「歯科救護班員名簿」（様式第４号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第５号）を取りまとめ，甲に報告するものとする。

（事故報告）

第４条　乙は，協定書第２条の規定に基づく歯科医療救護活動において，歯科救護班員が負傷し，疾病にかかり，又は死亡したときは，「事故報告書」（様式第６号）により，速やかに甲に報告するものとする。

（歯科救護班に係る費用弁償等の請求）

第５条　協定書第 11 条第１号，第２号及び第５号に規定する歯科救護班に係る費用については，乙が各歯科救護班分を取りまとめ，「費用弁償請求書」（様式第７号）により甲に請求するものとする。

２　協定書第 11 条第３号に規定する扶助費については，乙が各歯科救護班の支給を受けようとする者から提出される「扶助費支給請求書」（様式第８号）を取りまとめ，甲に申請するものとする。

３　協定書第 11 条第４号に規定する救護所が設置された歯科医療機関における施設及び設備の損傷の修復に係る経費については，乙が当該医療機関から提出される「物件損傷等報告書」（様式第９号）を取りまとめ，甲に請求するものとする。

（費用弁償の額等）

第６条　協定書第 11 条第１号に規定する費用弁償の額は，原則として災害対策基本法に定める額とする。

２　協定書第 11 条第２号に規定する費用弁償の額は，使用した医薬品等に係る実費相当額とする。

３　協定書第 11 条第３号に規定する扶助費の支給については，災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

４　協定書第 11 条第４号に規定する費用弁償の額は，災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

（支払）
第７条　甲は，前２条の規定により請求を受けた場合は，関係書類を確認の上，速やかに費用弁償等を乙に対し支払うものとする。

上記のとおり，合意の成立を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を所持するものとする。

平成 25 年 12 月 18 日

甲　福岡市
代表者　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　一般社団法人　福岡市歯科医師会
代表者　　会長　　熊澤　榮三

災害時における医療救護活動に関する協定書（福岡市薬剤師会）

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市薬剤師会（以下「乙」という。）は，災害時における医療救護活動について，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，福岡市地域防災計画に基づき，甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し，必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は，乙の会員薬局の業務継続状況などに関する情報の提供を求めることができるものとする。また，甲は，必要な情報を乙に提供するものとする。

２　甲は，被災現場及びその周辺地域の救護所並びに各避難所又は医薬品の集積場所（以下「救護所等」という。）での医療救護活動を実施する上で，必要があると認めた場合は，乙に対し，協力を要請することができるものとする。

３　乙は，前項の規定により甲から要請を受けた場合は，速やかに会員薬剤師及び乙が指名する者（以下「薬剤師等」という。）を甲が指定する救護所等に派遣するものとする。

４　乙は，緊急やむを得ない事情により，甲の要請を受ける前に薬剤師等を救護所等に派遣し，医療救護活動を行った場合は，速やかに甲に報告し，その承認を得るものとする。この場合，甲が承認した乙の医療救護活動は，甲の要請に基づく医療救護活動とみなすものとする。

５　甲は，第２項の要請の必要がなくなったときは，乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第３条　前条に規定する甲の協力要請は，保健福祉局長が行う。

（協力事項）

第４条　甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力事項は，次のとおりとする。

(1) 救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導
(2) 救護所等における医薬品の仕分け及び管理
(3) 医療救護活動に必要な医薬品が不足した場合の調達調整
(4) その他救護班の指揮者が指示する事項

（指揮命令等）

第５条　乙が派遣する薬剤師等に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は，甲が指定する者が行うものとする。この場合，甲が指定する者は，乙が派遣する薬剤師等の意見を尊重するものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　甲の要請に基づく救護班が使用する医薬品，医療材料，診断器具及びその他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は，当該救護班が携行するもののほか，原則として甲が調達及び輸送について必要な措置を講じるものとする。ただし，緊急の場合は，乙の会員薬局が保有する医薬品等を使用することができるものとする。

２　乙の会員薬局が保有する医薬品等の運搬は，原則として乙が行うものとする。ただし，必要に応じて，甲は乙の運搬を支援するものとする。

（情報の交換）

第７条 甲及び乙は，平常時から，災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

（研修及び訓練）
第８条　乙は，医療救護活動に関する薬剤師等の研修に努めるとともに，甲から要請があった場合は，甲が実施する合同訓練に協力するものとする。また，当該訓練の参加者中，傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）
第９条　甲の要請に基づき，乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は，甲が負担するものとする。
(1) 派遣に要した経費
(2) 乙の会員薬局が保有する医薬品等を供給した場合のその経費
(3) 医療救護活動に従事した者が，負傷し，疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
(4) 前各号に該当しない費用であって，この協定を実施するために必要とした経費

（調剤費）
第 10 条　乙が実施した調剤及び服薬指導に要する費用は，無料とする。

（医事紛争の処理）
第 11 条　乙が実施した医療救護活動において，傷病者との間に医事紛争が生じた場合には，甲乙協議の上，解決のための適切な措置を講じるものとする。

（第三者に対する損害賠償）
第 12 条　乙が医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については，甲乙協議の上，その賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

（細目）
第 13 条　この協定に定めるもののほか，この協定を実施するために必要な事項は，別に甲及び乙が協議して定める。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については，甲乙協議して定める。

（有効期間）
第 15 条　この協定の有効期間は，本協定締結の日から平成 26 年３月 31 日までとする。ただし，この協定の満了の日の１か月前までに，甲又は乙から何らの意思表示がないときは，有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され，以降同様とする。

この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成 25 年 12 月 24 日

甲　福岡市
代表者　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　一般社団法人　福岡市薬剤師会
代表者　　会長　　瀬尾　隆

災害時における医療救護活動に関する協定実施細目

福岡市を甲とし，一般社団法人福岡市薬剤師会を乙として，甲乙両当事者は，平成 25 年 12 月 24 日付で締結した災害時における医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第 13 条の規定に基づき，実施細目を次のように定める。

（情報提供）

第１条　乙は，協定書第２条第１項の規定により，甲に会員薬局の業務継続状況などに関する情報を提供する場合は，「薬局業務継続状況等報告書」（様式第１号）にて提供するものとする。

（協力要請手続）

第２条　協定書第２条第２項に規定する甲の乙に対する協力要請は，福岡市長（保健福祉局長）から福岡市薬剤師会長に対して，災害発生場所，日時及び概要を明らかにした「協力要請書」（様式第２号）によって行うことを原則とする。ただし，緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い，「協力要請書」の提出はその後において行うことができる。

２　協定書第２条第４項に規定する緊急やむを得ない事情とは，福岡市災害対策本部が設置されていない段階で薬剤師等を派遣する必要があった場合をいう。

（医療救護活動の報告）

第３条　乙は協定書第２条の規定により薬剤師等を派遣したときは，医療救護活動終了後，速やかに「医療救護活動報告書」（様式第３号）「派遣薬剤師等名簿」（様式第４号）及び「医薬品等供給報告書」（様式第５号）を取りまとめ，甲に報告するものとする。

（事故報告）

第４条　乙は，協定書第２条の規定に基づく医療救護活動において，薬剤師等が負傷し，疾病にかかり，又は死亡したときは，「事故報告書」（様式第６号）により，速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第５条　協定書第９条第１号，第２号及び第４号に規定する薬剤師等の医療救護活動に係る費用については，乙が取りまとめ，「費用弁償請求書」（様式第７号）により甲に請求するものとする。

２　協定書第９条第３号に規定する扶助費については，乙が支給を受けようとする者から提出される「扶助費支給請求書」（様式第８号）を取りまとめ，甲に申請するものとする。

（費用弁償等の額）

第６条　協定書第９条第１号に規定する費用弁償の額は，原則として災害対策基本法に定める額とする。

２　協定書第９条第２号に規定する費用弁償の額は，供給した医薬品等に係る実費相当額とする。

３　協定書第９条第３号に規定する扶助費の支給については，災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

（支払）

第７条　甲は，前２条の規定により請求を受けた場合は，関係書類を確認の上，速やかに費用弁償等を乙に対し支払うものとする。

上記のとおり，合意の成立を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を所持するものとする。

平成 25 年 12 月 24 日

甲　福岡市
　　代表者　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　一般社団法人　福岡市薬剤師会
　　代表者　　会長　　瀬尾　隆

災害時の被災動物の救護活動に関する協定書（福岡市獣医師会）

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市獣医師会（以下「乙」という。）は，福岡市において，風水害及び震災等の災害が発生した場合，避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物（以下「被災動物」という。）の救護活動について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　福岡市内において災害の発生した場合に，甲乙協力して被災動物の救護活動（以下「協力活動」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力活動の要請）

第２条　甲は，前条の規定に基づく協力活動を実施するうえで必要があると認めたときは，乙に対して協力の要請を行うものとする。

（対象動物）

第３条　協力活動の対象となる被災動物は，犬及び猫とする。

２　前項に定めのない被災動物を協力活動の対象とする場合は甲と乙が協議のうえ，決定するものとする。

（協力活動）

第４条　乙は，やむを得ない事由のない限り，可能な範囲において，以下の協力活動を行うものとする。

（１）甲の確保した動物救護施設又は，乙の会員の保有する施設での被災動物の治療

（２）飼い主不明の被災動物の一時的な保護収容と当該動物の情報提供

（３）被災動物の健康診断等，動物救護活動に必要な措置

（４）その他，甲あるいは乙が必要と認める措置

（連絡責任者）

第５条　この協力活動に係る連絡調整についての責任者は，甲においては福岡市保健福祉局生活衛生部長，乙においては一般社団法人福岡市獣医師会会長とし，両者は責任をもって連絡調整するものとする。

（連絡窓口）

第６条　協力活動に関する連絡調整の窓口は，甲においては福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課とし，乙においては一般社団法人福岡市獣医師会事務局とする。

（活動協力の停止）
第７条　乙は，協力活動が極めて困難又は不可能と認められる場合に，甲と協議して協力活動を停止することができる。

（補償）
第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が，この協定に基づく業務に起因して死亡，負傷又は疾病にかかった場合の災害補償については，労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（協議）
第９条　本協定に定めのない事項，又は，本協定に疑義が生じた場合は，甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（協定の期間及び更新）
第１０条　この協定は，締結の日から効力を発し，甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙両名記入押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成２５年８月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区赤坂１丁目４番２９号
一般社団法人　福岡市獣医師会
会長　東田　周三

災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー）の活用に関する協定書

学校法人都築学園第一薬科大学（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市薬剤師会（以下「乙」という。）及び，福岡市（以下「丙」という。）は，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，甲が取得する災害対策医薬品供給車両（以下「モバイルファーマシー」という。）について，甲，乙及び丙（以下「三者」という。）が連携して有効に活用することにより，災害時の円滑な医薬品の供給等に資すること及び防災に係る啓発等を実施することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　三者は，第１条に定める目的を達成するため，モバイルファーマシーを活用した以下の事項について，連携し，協力する。

（１）福岡市における災害発生時の医薬品の円滑な供給に関すること。

（２）福岡市外の自治体等に対する医薬品の円滑な供給を目的とした支援に関すること。

（３）防災に係る啓発等に関すること。

（４）その他三者で連携・協力が必要と認められる事項に関すること。

２　具体的な内容及び実施方法等については，三者で協議の上，別途書面により定める。

（有効期間）

第３条　この協定の有効期間は，協定締結の日から平成３２年３月３１日までとする。ただし，有効期間満了の日の１月前までに，三者のいずれからも改定の意思表示がないときは，自動的に１年延長されるものとし，以後も同様とする。

（協議）

第４条　この協定に定めの無い事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は，三者が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として，本書３通を作成し，署名の上各自１通を保有するものとする。

平成３０年１２月３日

学校法人都築学園
第一薬科大学学長　　都築　仁子

一般社団法人
福岡市薬剤師会会長　　田中　泰三

福岡市長　　髙島　宗一郎

大規模災害時の避難所における人的支援協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市鍼灸師会（以下「乙」という。）は、福岡市内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の避難所における乙の支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の要請に基づき乙が支援活動を行うにあたり必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難所生活における精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、避難生活が長期に渡ると予見された場合、乙に対して、甲が指定する避難所での支援活動を要請するものとする。

２　前項の要請は、甲が乙に対し、様式第１号に定める書面により乙に協力要請をするものとする。ただし、急を要する場合は、電話等により口頭で要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

３　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（支援活動の内容及び提供者）

第３条　前条の規定による甲の要請により、乙が実施する支援活動は次のとおりとする。

(1)避難所における避難者に対する鍼灸・マッサージ施術

(2)避難所における避難者に対するエコノミークラス症候群等の予防指導

(3)避難所において活動する他の医療関係チームとの連絡調整

２　乙が派遣する前項に規定する支援活動の提供者は、法の規定に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の免許を有するものとする。

（報告）

第４条　乙は、第３条第１項に基づく支援活動を行ったときは、様式第２号に定める書面により甲に報告を行うものとする。

（施術費等）

第５条　第３条第１項の支援活動は無料とし、被災者及び甲は負担を負わないものとする。ただし、施術で必要となる衛生材料（鍼、テープ等）の実費については、甲が負担するものとする。

（損害補償保険への加入）

第６条　乙は、第３条第１項の支援活動を実施するにあたり、乙の会員の災害補償及び第三者に対する損害賠償に対応したボランティア保険に加入するものとする。

（連絡体制）

第７条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議のうえ、決定する。

（有効期限）
第９条　この協定の有効期間は協定締結の日から令和４年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、この協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）
第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保管するものとする。

令和３年６月23日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長

乙　福岡市博多区博多駅前四丁目５番12号
一般社団法人　福岡市鍼灸師会
会長

19大都市水道局災害相互応援に関する覚書

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、大都市間で締結した２１大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第１条　この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第２条　大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第３条　災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

（応援本部の設置）

第４条　応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

２　前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

３　応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

２　法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

３　応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

４　応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

５　応援都市は、応援要請都市が第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。
６　前５項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（防災関係物資等の調査結果の交換）
第６条　　大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。
２　大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。
３　大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

（施設管理等に関する情報の交換）
第７条　大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。
２　大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

（災害防止方策の調査研究）
第８条　大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）
第９条　この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

（協議）
第１０条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附　則
（適用）
１　この覚書は、平成２５年３月３１日から適用する。
（１８大都市水道局災害相互応援に関する覚書の廃止）
２　１８大都市水道局災害相互応援に関する覚書（平成２２年３月３１日締結）は、廃止する。
この覚書の成立を証するため本書１９通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

日本水道協会九州地方支部　災害時における相互応援に関する協定

公益社団法人　日本水道協会　九州地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、この協定を締結する。

第１章　総　則

（相互応援の考え方）

第１条　相互応援の一般事項（応援要請、応援本部の設置、費用負担等）、平常時の相互応援の準備、災害時における応急活動等については、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の「地震等緊急時対応の手引き」に基づく相互応援を基本とする。

（用語）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

第２章　平常時の取組み

（地方支部長の役割）

第３条　日本水道協会九州地方支部長（以下「地方支部長」という。）は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会福岡県支部長、佐賀県支部長、長崎県支部長、熊本県支部長、大分県支部長、宮崎県支部長、鹿児島県支部長及び沖縄県支部長（以下「県支部長」という。）との情報交換及び連絡調整を行う。

（県支部長の役割）

第４条　県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会福岡県支部、佐賀県支部、長崎県支部、熊本県支部、大分県支部、宮崎県支部、鹿児島県支部及び沖縄県支部（以下「県支部」という。）の各県支部内の日本水道協会の会員（以下「会員」という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（連絡担当部課等の指定）

第５条　地方支部長及び県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。

（連絡担当部課等に関する情報の交換）

第６条　県支部長は、連絡担当部課等に関する情報を、毎年６月末日までに様式１により、地方支部長に報告する。

２　地方支部長は、提出された情報を集約し、県支部長へ提供する。

３　県支部長は、第１項の規定により提出した内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

（物資等に関する情報の交換）
第７条　地方支部長及び県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、各自の防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。
２　県支部長は、前項の規定による調査の結果を、次の各号に掲げる項目ごとに、毎年６月末日までに当該各号に掲げる様式により、地方支部長に報告する。
(1)　防災関係物資の備蓄状況　様式２
(2)　災害発生直後に応援活動に従事できる職員　様式３
３　地方支部長は、提出された情報を集約し、県支部長へ提供する。
４　県支部長は、第２項の規定により提出した内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

（物資の相互補完体制）
第８条　地方支部長及び県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に補完できる体制の確立に努める。

（調達可能な物資の調査）
第９条　地方支部長及び県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

（物資の規格の統一等）
第 10 条　防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化及び備蓄に努める。

（施設管理等に関する情報の交換）
第 11 条　地方支部長及び県支部長は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、各自の防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。
２　県支部長は、会員の水道事業に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を把握するよう努める。
３　前２項の規定により交換又は把握すべき情報は、次の各号に掲げるものとする。
(1)　水道施設位置図（浄・配水場、工事事務所、営業所等）
(2)　応急給水予定場所を表示した図面
(3)　使用資機材の規格
(4)　その他必要な図書

（応急対策マニュアル等の把握）
第 12 条　県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、会員の地域防災計画（法第２条第 10 号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく応急対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

第３章　災害発生時の取組み

（災害発生時における応援活動体制等）
第 13 条　災害発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表１のとおり定める。

（地方支部長の役割）
第 14 条　地方支部長は、災害を受けた会員が属する県支部長（以下「被災県支部長」という。）と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行うものとする。
(1)　地方支部内会員の被災状況の把握
(2)　災害の状況及び応援要請に関する県支部長との連絡調整
(3)　応援本部の設置
(4)　応援本部員の派遣
(5)　国、県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
(6)　その他災害発生時において必要な業務

（被災県支部長の役割）
第 15 条　被災県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行うものとする。
(1)　県支部内会員の被災状況の把握
(2)　災害の状況及び応援要請に関する地方支部長との連絡調整
(3)　応援本部の設置
(4)　応援本部員の派遣
(5)　その他災害発生時において必要な業務

（応援幹事支部長の指定及び役割）
第 16 条　災害発生時において地方支部長又は被災県支部長の業務に支障をきたす場合に、地方支部長又は被災県支部長を補佐する応援幹事支部長を、別表２のとおり定める。
２　応援幹事支部長は、地方支部長と連携し、必要に応じて、前２条に掲げる業務を補佐する。

（連絡担当部課等間の情報交換）
第 17 条　地方支部長及び県支部長は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

（被害状況の早期把握）
第 18 条　被災県支部長は、災害の発生後、直ちに会員の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に報告する。

（応援要請の実施）
第 19 条　被災県支部長は、災害を受けた会員から応援要請があり、当該県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の県支部への応援

要請を行うことができる。
2　被災県支部長が災害を受け、前項の規定による被災県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請を代行することができる。
3　前2項の規定による応援要請を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
(1)　災害の状況
(2)　必要とする応援活動の内容
(3)　必要とする物資の品目及び数量
(4)　必要とする応援要員
(5)　応援活動の場所及びその場所への経路
(6)　応援活動の期間
(7)　その他応援活動に必要な事項
4　第1項又は第2項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。

（応援要請への対応）
第20条　前条の規定による応援要請を受けた地方支部長は、国、県、日本水道協会本部その他関係機関と調整の上、他の県支部長に対して応援要請を行う。
2　前項の規定により応援要請を受けた県支部長は、できる限りこれに応じ、救援に努める。
3　地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請を行う。

（応援本部の設置）
第21条　地方支部長及び被災県支部長は、災害を受けた会員の市町村（以下「被災市町村」という。）に法第23条の2の規定による災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。
2　前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。
(1)　被災市町村との情報交換及び連絡調整
(2)　国、県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
(3)　応援受入体制の支援
(4)　その他応援活動に必要な業務
3　地方支部長及び被災県支部長は協議のうえ、前項各号に掲げる業務の総括を行う者を決定する。
4　第1項の規定により応援本部を設置した場合、被災市町村の依頼に基づき地方支部長、被災県支部長又は応援幹事支部長等は、応援本部員を派遣し、円滑な応援活動の実施に努める。

（応援本部の解散）
第22条　被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部

は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。
２　前条第４項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部から引き続き協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

第４章　補　則

（協議）
第 23 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

附　則
１　この協定は、平成 30 年 11 月１日から適用する。

この協定の成立を証するため本書９通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成 30 年 11 月１日

日本水道協会九州地方支部長
福岡市長　髙島　宗一郎

日本水道協会福岡県支部長
北九州市長　北橋　健治

日本水道協会佐賀県支部長
佐賀市長　秀島　敏行

日本水道協会長崎県支部長
長崎市長　田上　富久

日本水道協会熊本県支部長

熊本市長　　大西　一史

日本水道協会大分県支部長

大分市長　　佐藤　樹一郎

日本水道協会宮崎県支部長

宮崎市長　　戸敷　正

日本水道協会鹿児島県支部長

鹿児島市長　森　博幸

日本水道協会沖縄県支部長

那覇市長　　城間　幹子

別表１（第 13 条関係）

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度５（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度５（強）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災市町村の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度６（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災市町村の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。
注）　地震発生時以外においては、気象庁による特別警報、被害発生状況などの情報を基に、上記に準じた体制を整える。		

別表２（第 16 条関係）

災害を受けた県支部長等	応援幹事支部長	
	第１順位	第２順位
九州地方支部長	福岡県支部長	大分県支部長
福岡県支部長	九州地方支部長	熊本県支部長
佐賀県支部長	長崎県支部長	熊本県支部長
長崎県支部長	佐賀県支部長	九州地方支部長
熊本県支部長	九州地方支部長	福岡県支部長
大分県支部長	福岡県支部長	九州地方支部長
宮崎県支部長	大分県支部長	九州地方支部長
鹿児島県支部長	熊本県支部長	佐賀県支部長
沖縄県支部長	鹿児島県支部長	宮崎県支部長
注）　第１順位の応援幹事支部長が災害を受け、応援幹事支部長としての業務に支障が生じた場合、第２順位の応援幹事支部長が第１順位の応援幹事支部長に代わり応援幹事支部長の業務を遂行する。		

福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、地震等の自然災害、水道施設事故、水質事故等（以下「災害等」という。）の発生により、福岡都市圏住民への水道水の供給が困難になった場合又は困難になると予測される場合において、福岡都市圏の水道事業者、水道用水供給事業者が相互応援を円滑に実施することを目的とする。

（事業者）

第２条　この協定における相互応援を実施する事業者は、福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、前原市、二丈町、志摩町及び春日那珂川水道企業団の各水道事業者並びに福岡地区水道企業団、山神水道企業団及び宗像地区事務組合の各水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）とする。

（連絡会）

第３条　この協定に係る災害等対策に関する情報交換、必要な事項の連絡調整等を行うため、水道事業者等で構成する福岡都市圏水道災害対策連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

２　連絡会の運営については、別に定める。

３　連絡会の事務局は、福岡市に置く。

（応援内容）

第４条　応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

（１）応急給水活動

（２）応急復旧活動

（３）応急給水資機材及び応急復旧資機材の提供

（４）応援送水

（５）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請等）

第５条　応援を受けようとする水道事業者等は、応援要請書（様式第１号）により、連絡会に要請する。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。この場合において、口頭による要請後速やかに応援要請書を連絡会に提出しなければならない。

３　前２項の応援要請を受けた場合、連絡会は、その他の水道事業者等へ連絡し、応援ができる水道事業者等（以下「応援事業者」という。）の調整を行い、応援事業者及び応援の内容を応援を受ける水道事業者等（以下「受援事業者」という。）に応援要請回答書（様式第２号）により連絡する。

４　受援事業者は、連絡会からの連絡に基づき応援事業者と協議した上で内容を決定する。

５　受援事業者は、応援を受けた場合、その結果を連絡会に報告する。また、災害等と応援の規模等から判断して、必要な場合には、国、県等関係機関に報告する。

６　受援事業者が緊急を要し、やむを得ず連絡会を通じることなく個別に応援事業者と応援の内容を協議する場合には、速やかにその結果を連絡会に報告する。

（応援事業者の責務）

第６条　応援事業者の職員等は、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行する。

２　応援事業者の職員等は、受援事業者の指示に従い作業に従事する。

３　応援事業者の職員等は、応援事業者名を表示する腕章その他の標識を付け、その身分を明らかにする。

（受援事業者の責務）

第７条　受援事業者は、応援事業者の職員等の宿舎のあっせんその他の必要な便宜を供与する。ただし、災害等の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

２　受援事業者は、資機材等の応援を受ける場合、保管場所等を確保し、これらを管理する。ただし、災害等の状況によりやむを得ない場合は、応援事業者が行う。

（費用等の負担）

第８条　受援事業者は,別段の定めがあるものを除き､次の各号に掲げる費用について負担するものとする。

（１）　応援の実施に要する費用（第４条第４号の応援送水における費用は相当する実費を基本とし、応援事業者と受援事業者が協議し個別に定める。）

（２）　応援事業者の職員の派遣に要する費用のうち、給料及び時間外勤務手当以外の手当を除いたもの

（３）　応援事業者の職員が応援の実施により、負傷し、又は疾病にかかった場合に、受援事業者において応急治療するときの治療費

２　応援事業者の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において､その損害が応援の実施中に生じたものについては、受援事業者が賠償の責を負うものとする。ただし、応援地域への移動中に生じたものについては、この限りでない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

（協定の効力）

第１０条　この協定の効力は、協定締結の日から生じる。

この協定の締結を証するため、本書２２通を作成し、協定者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

災害時等における水道の応急対策に関する協定書（福岡市管工事協同組合）

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは，地震，風水害その他の災害時及び寒波等の異常気象時（以下「災害時等」という。）における応急対策に関し，次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第１条　この協定は，市民のライフラインである水道事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち，災害時等における水道の断水等の被害を早期に回復することをめざし，甲の要請により，乙が甲に協力して実施する応急活動について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害の発生状況により，応急対策に乙の応援が必要であると認めたときは，乙に対し，応急対策への協力を要請することができる。

（要請の手続き）

第３条　前条に定める要請は，災害の状況，応援場所，活動内容，必要とする人員及び資機材等その他必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし，文書によることが困難なときには，口頭又は電話により協力を要請し，後日，速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は，甲から要請を受けたときは，他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

３　乙は，甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

（体制の確立）

第４条　乙は，甲から要請を受けたときは，速やかに対処するため，事前に応急対策時の組織・動員体制を確立し，甲に通知するものとする。

（指　揮）

第５条　応急対策に係る現場指揮及び連絡調整に関しては，甲が行うものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請に基づき，乙が応急対策を実施した場合に要する経費は，寒波等の異常気象時における宅地内給水装置の復旧等所有者の負担に帰すべき経費を除いて，甲の定める基準により甲が負担するものとする。

２　前項の経費は，乙が応急対策に参加した乙の組合員を集約のうえ，一括して請求事務を執り行うものとする。

（労災補償）

第７条　応急対策において，乙の組合員及びその従業員（以下「応援事業者」という。）が負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合は，乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（損害賠償）

第８条　応急対策により，応援事業者が第三者に損害を与えた場合は，甲の責に帰すべき事由により生じたものを除いて，乙が負担するものとする。

（訓 練）

第９条　甲及び乙は，この協定の目的を達成するため，必要に応じ共同訓練を実施するものとし，乙はこれに積極的に参加するものとする。

（他都市への応援）

第 10 条　他都市に災害が発生した場合において，他都市へ応援するときは，甲乙協議のうえこの協定とは別に定めるところにより実施するものとする。

（その他）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた場合は，その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は，締結の日から当該年度の末日までとする。ただし，期間満了の日の１か月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは，さらに１年間継続するものとし，以後この例による。

上記協定の締結の証として本協定書２通を作成し，甲，乙記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成 25 年１月４日

甲　福岡市博多区博多駅前１丁目 28 番 15 号
福岡市
福岡市水道事業管理者　尾原 光信

乙　福岡市中央区平和３丁目 20 番 10 号
福岡市管工事協同組合
理事長　藤　成徳

運　営　要　領

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市管工事協同組合（以下「乙」という。）は，災害時等における水道の応急対策に関する協定書第３条第３項の規定に基づき，運営について下記の事項を定める。

（要請の手順）

１　甲は，乙に対し，協力を要請する場合の手順等について，予め甲と乙との間で事前に協議し，これを定め，この手順に従い要請等を行う。

（防災活動実施体制等）

２　乙は，災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう，夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め，災害対応のための組織体制及び動員体制並びに緊急連絡網を整備し，甲に提出するものとする。

３　乙は，円滑な防災活動に向けて，甲が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

４　乙は，予め甲と協議の上，年度当初に当該年度の防災活動実施計画書を作成し，甲に提出するとともに，年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し，甲に提出しなければならない。

（活動報告）

５　乙は活動終了後速やかに次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 実施した活動内容

(2) その他必要な事項

災害時等における水道の応急対策に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡水道協同組合（以下「乙」という。）とは，地震，風水害その他の災害時及び寒波等の異常気象時（以下「災害時等」という。）における応急対策に関し，次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は，市民のライフラインである水道事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち，災害時等における水道の断水等の被害を早期に回復することをめざし，甲の要請により，乙が甲に協力して実施する応急活動について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害の発生状況により，応急対策に乙の応援が必要であると認めたときは，乙に対し，応急対策への協力を要請することができる。

（要請の手続き）

第３条　前条に定める要請は，災害の状況，応援場所，活動内容，必要とする人員及び資機材等その他必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし，文書によることが困難なときには，口頭又は電話により協力を要請し，後日，速やかに文書を送付するものとする。

２　乙は，甲から要請を受けたときは，他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

３　乙は，甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

（体制の確立）

第４条　乙は，甲から要請を受けたときは，速やかに対処するため，事前に応急対策時の組織・動員体制を確立し，甲に通知するものとする。

（指　揮）

第５条　応急対策に係る現場指揮及び連絡調整に関しては，甲が行うものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請に基づき，乙が応急対策を実施した場合に要する経費は，寒波等の異常気象時における宅地内給水装置の復旧等所有者の負担に帰すべき経費を除いて，甲の定める基準により甲が負担するものとする。

２　前項の経費は，乙が応急対策に参加した乙の組合員を集約のうえ，一括して請求事務を執り行うものとする。

（労災補償）
第７条　応急対策において，乙の組合員及びその従業員（以下「応援事業者」という。）が負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合は，乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（損害賠償）
第８条　応急対策により，応援事業者が第三者に損害を与えた場合は，甲の責に帰すべき事由により生じたものを除いて，乙が負担するものとする。

（訓　練）
第９条　甲及び乙は，この協定の目的を達成するため，必要に応じ共同訓練を実施するものとし，乙はこれに積極的に参加するものとする。

（他都市への応援）
第 10 条　他都市に災害が発生した場合において，他都市へ応援するときは，甲乙協議のうえこの協定とは別に定めるところにより実施するものとする。

（その他）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた場合は，その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は，締結の日から当該年度の末日までとする。ただし，期間満了の日の１か月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは，さらに１年間継続するものとし，以後この例による。

上記協定の締結の証として本協定書２通を作成し，甲，乙記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成３１年　３月　１日

甲　　福岡市博多区博多駅前１丁目 28 番 15 号
福岡市
福岡市水道事業管理者　　清森　俊彦

乙　　福岡市東区多の津４丁目 18 番 16 号
福岡水道協同組合
代表理事　　築山　邦弘

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と福岡水道協同組合（以下「乙」という。）は，災害時等における水道の応急対策に関する協定書第３条第３項の規定に基づき，運営について下記の事項を定める。

（要請の手順）

１　甲は，乙に対し，協力を要請する場合の手順等について，予め甲と乙との間で事前に協議し，これを定め，この手順に従い要請等を行う。

（防災活動実施体制等）

２　乙は，災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう，夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め，災害対応のための組織体制及び動員体制並びに緊急連絡網を整備し，甲に提出するものとする。

３　乙は，円滑な防災活動に向けて，甲が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

４　乙は，予め甲と協議の上，年度当初に当該年度の防災活動実施計画書を作成し，甲に提出するとともに，年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し，甲に提出しなければならない。

（活動報告）

５　乙は活動終了後速やかに次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1)実施した活動内容

(2)その他必要な事項

（応急活動を行う他団体との連絡調整）

６　乙は，甲から協力要請があった場合には，甲が別途災害時等における水道の応急対策に関する協定を締結している福岡市管工事協同組合（以下，「他団体」という。）と連絡調整を行い，甲及び他団体と一致協力して応急活動を行うものとする。

災害時における復旧支援に関する協定

福岡市水道局（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部（以下「乙」という。）とは，地震，風水害その他の災害時（以下「災害時」という。）において被災した甲の所管する水道施設の調査及び設計業務等の復旧支援（以下「復旧支援」という。）に関し，次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は，市民のライフラインである水道事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち，災害時における水道施設の早期復旧に資することを目的として，甲の要請により実施する復旧支援に関する基本的事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第２条　甲は，災害時の発生状況により，乙の支援が必要であると認めたときは，乙に対し，復旧支援を要請することができる。

２　乙は，復旧支援の内容について，甲と調整及び確認を行うものとする。

３　乙は，第１項に基づき，甲から要請を受けた場合は，速やかに乙を構成する会員（以下「会員」という。）から派遣可能な会員を甲へ通知するものとする。

４　甲は，前項により通知された会員の中から選定し，文書により支援を要請する。ただし，文書によることが困難なときには，口頭又は電話により協力を要請し，後日，速やかに文書を送付するものとする。

５　支援要請を受けた会員（以下「業務実施者」という。）は，速やかに甲の支援要請により復旧支援を実施するものとする。

（体制の確立）

第３条　乙は，甲から要請を受けたときは，速やかに対処するため，事前に会員名及び連絡先を甲に通知するものとする。

（費用負担）

第４条　甲の要請に基づき，業務実施者が復旧支援に要した経費は，甲の定める基準により甲が業務実施者に負担するものとする。

（労務災害）

第５条　復旧支援において，業務実施者の従業員が負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合は，業務実施者の労災保険により補償するものとする。

（損害補償）

第６条　復旧支援により，業務実施者が第三者に損害を与えた場合は，甲の責に帰すべき事由により生じたものを除いて，業務実施者が負担するものとする。

（訓練）

第７条　乙は，甲が実施する情報伝達訓練等への参加依頼があった場合には，協力するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた場合は，その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は，締結の日から令和３年３月 31 日までとする。ただし，期間満了の日の１か月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは，さらに１年間継続するものとし，以後この例による。

上記協定の締結の証として本協定書２通を作成し，甲，乙記名押印のうえ，各自１通を保有する。

令和２年３月 31 日

甲　　福岡市博多区博多駅前一丁目 28 番 15 号
福岡市
福岡市水道事業管理者　清森　俊彦

乙　　北九州市八幡東区西本町二丁目５番５号
公益社団法人　全国上下水道コンサルタント協会九州支部
支 部 長　　松尾　禎泰

災害時における応急措置等の協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と財団法人福岡市水道サービス公社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、渇水その他の災害（以下「災害」という。）時における応急措置等の対応について、次のとおり協定する。

（協力要請）

第１条　甲は、災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは応急措置等を施行することが困難であるときは、乙に対し、その協力を要請することができるものとする。

２　乙は、甲からの前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して、これに協力するものとする。

（要請手続）

第２条　前条に定める要請は、災害の状況、場所、活動内容、必要とする人員及び資機材等を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには，口頭又は電話により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに人員及び資機材等を出動させ、甲の行う応急措置等に協力するものとする。

（費用の負担）

第４条　乙が、この協定に基づく応急措置等のために要した経費については、原則として甲が負担するものとする。

２　乙の職員が、この協定に基づく応急措置等の業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡し場合における災害補償は、乙の負担とする。

（協　議）

第５条　この協定について疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議の上、決定する。

（協　議）

第６条　他都市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他都市へ応援するときは、この協定の例により甲・乙協議の上、実施する。

（適用日）

第７条　この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各その１通を保有する。

平成１３年４月１日

甲　福岡市博多区博多駅前一丁目２８番１５号

福岡市
福岡市水道事業管理者　藤　井　利　治

乙　福岡市博多区博多駅前一丁目２８番１５号

財団法人福岡市水道サービス公社
理　事　長　松　藤　良　佑

災害時等における応急措置等の協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と第一環境株式会社（以下「乙」という。）とは，地震，風水害，渇水，寒波その他の災害（以下「災害」という。），及び水道施設の重大な事故（以下「事故」という。）時における応急措置等の業務について，次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は，甲が管轄する区域内で災害･事故が発生し，又は発生するおそれがある場合において，甲のみでは応急措置等の業務を行うことが困難であるときは，乙に対し，その協力を要請することができる。

２　甲は，甲が主催または後援する防災訓練等において，甲が必要と認めるときは，乙と協議のうえ，その協力を要請することができる。

３　甲は，他都市で災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，他都市の応急措置等の業務を応援しようとするときは，乙と協議のうえ，その協力を要請することができる。

（要請の手続）

第２条　前条の規定による協力の要請は，次の事項を明らかにした文書で行うものとする。ただし，緊急を要するときは，口頭又は電話等により協力を要請することができるものとし，後日，速やかに文書を送付するものとする。

(1) 要請の目的
(2) 災害・事故の状況
(3) 必要とする人員
(4) 応急措置等の業務の場所
(5) 応急措置等の業務の期間
(6) 前各号に掲げるもののほか，必要な事項

（協力の実施）

第３条　乙は，第１条第１項の規定による協力の要請を受けたときは，速やかに人員及び資機材等を出動させ，甲が行う応急措置等の業務に協力するものとする。

２　乙は，第１条第２項及び第３項の規定による協力の要請を受けたときは，甲の指定する期限までに人員及び資機材を整え，甲の要請に応じるものとする。

（業務の内容）

第４条　乙が行う応急措置等の業務の内容は，次の各号に掲げる業務のうち，甲が必要と認めるものとする。

(1) 広報
(2) 電話対応
(3) 応急給水
(4) 前各号に掲げるもののほか，甲が特に必要と認める業務

（費用の負担）
第５条　乙が，この協定に基づく応急措置等の業務のために要した経費については，原則として甲が負担するものとする。

（労災補償）
第６条　乙の協力要員が，この協定に基づく応急措置等の業務により負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合は，乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は，災害・事故情報の伝達を正確に行うため，連絡責任者を定めるものとする。

（状況の把握）
第８条　乙は，常時，この協定に基づく応急措置等の業務に従事できる人員及び資機材等の状況の把握に努めるものとする。

（協　議）
第９条　本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合には，その都度甲及び乙が協議してこれを定める。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は，平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日までとする。

この協定が有効に成立した証として，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印のうえ，各１通を保有するものとする。

平成２９年４月１日

甲　福岡市博多区博多駅前一丁目２８番１５号
福岡市
福岡市水道事業管理者　清森　俊彦

乙　東京都港区赤坂二丁目２番１２号
第一環境株式会社
代表取締役社長　宮﨑　勝己

災害時等における応急措置等の協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と九州アクアサービス共同企業体（以下「乙」という。）とは，地震，風水害，渇水，寒波その他の災害（以下「災害」という。）及び水道施設の重大な事故（以下「事故」という。）時における応急措置等の業務について，次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は，甲が管轄する区域内で災害・事故が発生し，又は発生するおそれがある場合において，甲のみでは応急措置等の業務を行うことが困難であるときは，乙に対し，その協力を要請することができる。

２　甲は，甲が主催または後援する防災訓練等において，甲が必要と認めるときは，乙と協議のうえ，その協力を要請することができる。

３　甲は，他都市で災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，他都市の応急措置等の業務を応援しようとするときは，乙と協議のうえ，その協力を要請することができる。

（要請の手続）

第２条　前条の規定による協力の要請は，次の事項を明らかにした文書で行うものとする。ただし，緊急を要するときは，口頭又は電話等により協力を要請することができるものとし，後日，速やかに文書を送付するものとする。

(1) 要請の目的
(2) 災害・事故の状況
(3) 必要とする人員
(4) 応急措置等の業務の場所
(5) 応急措置等の業務の期間
(6) 前各号に掲げるもののほか，必要な事項

（協力の実施）

第３条　乙は，第１条第１項の規定による協力の要請を受けたときは，速やかに人員及び資機材等を出動させ，甲が行う応急措置等の業務に協力するものとする。

２　乙は，第１条第２項及び第３項の規定による協力の要請を受けたときは，甲の指定する期限までに人員及び資機材を整え，甲の要請に応じるものとする。

（業務の内容）

第４条　乙が行う応急措置等の業務の内容は，次の各号に掲げる業務のうち，甲が必要と認めるものとする。

(1) 広報
(2) 電話対応
(3) 応急給水
(4) 前各号に掲げるもののほか，甲が特に必要と認める業務

（費用の負担）
第５条　乙が，この協定に基づく応急措置等の業務のために要した経費については，甲が乙へ委託する「福岡市水道料金等検針・徴収業務（東部ブロック）委託」の業務範囲内で実施する前条第１号及び第２号に関するものを除き，原則として甲が負担するものとする。

（労災補償）
第６条　乙の協力要員が，この協定に基づく応急措置等の業務により負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合は，乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は，災害・事故情報の伝達を正確に行うため，連絡責任者を定めるものとする。

（状況の把握）
第８条　乙は，常時，この協定に基づく応急措置等の業務に従事できる人員及び資機材等の状況の把握に努めるものとする。

（協　議）
第９条　本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合には，その都度甲及び乙が協議してこれを定める。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は，令和２年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

この協定が有効に成立した証として，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印のうえ，各１通を保有するものとする。

令和２年２月７日

甲　福岡市博多区博多駅前一丁目２８番１５号
福岡市
福岡市水道事業管理者　清森　俊彦

乙　福岡市南区横手一丁目１２番４８号
九州アクアサービス共同企業体
代表者　ヴェオリア･ジェネッツ株式会社九州支店　支店長　中村　利昭

災害時等における応急措置等の協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とみらい水道サービス共同企業体（以下「乙」という。）とは，地震，風水害，渇水，寒波その他の災害（以下「災害」という。），及び水道施設の重大な事故（以下「事故」という。）時における応急措置等の業務について，次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は，甲が管轄する区域内で災害･事故が発生し，又は発生するおそれがある場合において，甲のみでは応急措置等の業務を行うことが困難であるときは，乙に対し，その協力を要請することができる。

２　甲は，甲が主催または後援する防災訓練等において，甲が必要と認めるときは，乙と協議のうえ，その協力を要請することができる。

３　甲は，他都市で災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，他都市の応急措置等の業務を応援しようとするときは，乙と協議のうえ，その協力を要請することができる。

（要請の手続）

第２条　前条の規定による協力の要請は，次の事項を明らかにした文書で行うものとする。ただし，緊急を要するときは，口頭又は電話等により協力を要請することができるものとし，後日，速やかに文書を送付するものとする。

(1) 要請の目的
(2) 災害・事故の状況
(3) 必要とする人員
(4) 応急措置等の業務の場所
(5) 応急措置等の業務の期間
(6) 前各号に掲げるもののほか，必要な事項

（協力の実施）

第３条　乙は，第１条第１項の規定による協力の要請を受けたときは，速やかに人員及び資機材等を出動させ，甲が行う応急措置等の業務に協力するものとする。

２　乙は，第１条第２項及び第３項の規定による協力の要請を受けたときは，甲の指定する期限までに人員及び資機材を整え，甲の要請に応じるものとする。

（業務の内容）

第４条　乙が行う応急措置等の業務の内容は，次の各号に掲げる業務のうち，甲が必要と認めるものとする。

(1) 広報
(2) 電話対応
(3) 応急給水
(4) 前各号に掲げるもののほか，甲が特に必要と認める業務

（費用の負担）
第５条　乙が，この協定に基づく応急措置等の業務のために要した経費については，原則として甲が負担するものとする。

（労災補償）
第６条　乙の協力要員が，この協定に基づく応急措置等の業務により負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合は，乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は，災害・事故情報の伝達を正確に行うため，連絡責任者を定めるものとする。

（状況の把握）
第８条　乙は，常時，この協定に基づく応急措置等の業務に従事できる人員及び資機材等の状況の把握に努めるものとする。

（協　議）
第９条　本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合には，その都度甲及び乙が協議してこれを定める。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は，平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までとする。

この協定が有効に成立した証として，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印のうえ，各１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

甲　福岡市博多区博多駅前一丁目２８番１５号
福岡市
福岡市水道事業管理者

乙　福岡市博多区博多駅前一丁目４番１号
みらい水道サービス共同企業体
代表理事　安田　進

一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書

（目的）

第１条　この協定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（ 昭和 ４５ 年法律第１３７ 号）に基づく一般廃棄物の処理等について、福岡市、古賀市及び粕屋郡各町間の相互協力についての必要な事項を定め、災害等における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及びごみ ）の円滑な処理を行なうことを目的とする。

（関係市町）

第２条　相互協力を行なう市町（各市町が設立した一般廃棄物の処理等に関する一部事務組合を含む。以下「市町等」という 。）は、次のとおりとする 。

※協定締結市町村等と同様

（対象とする災害）

第３条　この協定書において相互協力の対象とする災害等とは，概ね次のものをいう。

（１）地震，風水害等により市町村の処理施設での一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき

（２）処理施設の事故等緊急かつやむを得ない事由により一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき

（協力要請の方法）

第４条　災害等により一般廃棄物の適正な処理が困難となった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力に必要な事項を明示して、協力要請するものとする。

２　協力要請を受けた市町等は、協力要請をした市町等に対し、誠意をもって検討し、早急に回答を行なうものとする。

３　協力期間及び協力実施に必要な事項については、当該市町等において協議のうえ決定するものとする。

（経費の負担）

第５条　協力要請を受けた市町等において処理に要した経費は、原則として協力要請をした市町等が負担するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、経費の負担についは、当該市町等において協議のうえ決定することを妨げない。

３　経費の負担について疑義を生じた場合は、当該市町等において協議のうえ決定するものとする。

（改廃）

第６条　この協定の改廃は、協定を締結した市町等の長の協議により行なうものとする。

（定めのない事項）
第７条　この協定に定めがない事項については、市町等において別途協議し、決定するものとする。

上記のことを確認するため本書　通を作成し、記名押印のうえ各１通を保有する。

平成 12 年 12 月 25 日
福岡市長，古賀市長，宇美町長，篠栗町長，志免町長，須恵町長，新宮町長
久山町長，粕屋町長

平成 13 年 6 月 27 日
福岡市長，前原市長，二丈町長，志摩町長，糸島地区消防厚生施設組合長

平成 14 年 7 月 1 日
福岡市長，春日市長，大野城市長，筑紫野市長，太宰府市長，那珂川町長
春日大野城衛生施設組合長，大野城大宰府環境施設組合長，両筑衛生施設組合長
筑紫野・小郡・基山清掃施設組合長

平成 15 年 10 月 30 日
福岡市長，宗像市長，福間町長，津屋崎町長，大島村長

一般廃棄物の処理に関する基本協定書

（目的）

第１条　この協定は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づく一般廃棄物の処理等について，福岡市(以下「甲」という。）と福岡都市圏南部環境事業組合（以下「乙」という。）の協力及び連携についての必要な事項を定め，一般廃棄物（可燃ごみに限る。以下同じ。）の円滑な処理を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において使用する用語の意義は，次項に定めるもののほか，法の例による。

２　この協定書において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）自己搬入　一般廃棄物の排出者等が，一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）に自ら搬入することをいう。

（２）自己搬入事前受付　甲及び乙の所管する処理施設に排出者等が自己搬入する際に，甲乙の条例，規則に基づきあらかじめ行う申出の受付をいう。

（一般廃棄物処理の相互協力）

第３条　甲及び乙は，次の事由により一般廃棄物の適正な処理が困難となった場合，相互に協力を行うものとする。

（１）地震，風水害等により甲又は乙の処理施設での一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき

（２）処理施設の事故等緊急、かつやむを得ない事由により．一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき

２ 甲及び乙は，前項の規定により一般廃棄物の適正な処理が困難となった場合，協力が必要な事項を明示して相手方に要請するものとする。

３　甲及び乙は，前項の規定による要請を受けた場合は，誠意をもって検討し，早急に回答を行うものとする。

４　協力の期間及び実施に必要な事項については，甲乙協議の上決定する。

５　第２項の規定による要請に基づき実施した一般廃棄物の処理に要する経費については，原則として要請を行ったものが負担する。

（自己搬入一般廃棄物の受付）

第４条　甲及び乙の条例に基づく自己搬入事前受付の業務については，甲が一括して実施する。

２　乙の自己搬入事前受付に係る費用については，乙が甲に支払う。

（甲の指定する車両に関するデータの提供）

第５条　甲の一般廃棄物を乙が所管する処理施設に搬入する車両（前条の規定により搬入するものを除く）については，甲が一般廃棄物処理実施計画に基づき委託，許可又は甲自ら収集運搬する車両の中から指定する。

２　甲は，甲及び乙が所管する処理施設を含めた収集運搬車両のデータを一元管理するために，甲が所有する，電算システムを乙のシステムに接続する。

３　前項に要する費用については原則として甲が負担するものとする。

（定めのない事項等）

第６条　この協定に定めがない事項については，甲乙協議し，決定するものとする。

付則

この協定は，平成 27 年 12 月１日から効力を生じる。

上記のことを確認するため本書２通を作成し，記名押印のうえ各１通を保有する。

平成 27 年９月 30 日

福岡市長，福岡都市圏南部環境事業組合管理者

九州３指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定

北九州市、福岡市及び熊本市（以下「九州３指定都市」という。）は、いずれかの市域において大規模な災害が発生した場合に、被害を受けていない都市（以下「支援市」という。）が自主的な支援により相互に協力し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）で生じた廃棄物（発災後に生じる生活ごみ、避難所ごみ及びし尿を含む。以下「災害廃棄物」という。）の処理における初動対応を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

なお、本協定は「２１大都市災害時相互応援に関する協定」及び「九州九都市災害時相互応援に関する協定」等を補完するものである。

（支援職員の派遣）

第１条　九州３指定都市のいずれかの市域で大規模な災害が発生した場合、支援市は廃棄物の処理に関して知見を有する職員による支援チーム（以下「即応班」という。）を編成し、自主的に被災市に派遣できることとする。

（即応班の派遣の連絡及び準備）

第２条　支援市は、即応班を派遣するときは、第５条に定める担当部局を通じて被災市及び他の支援市に連絡する。

２　即応班が派遣時に携行する物資及び装備品の調達、宿泊場所の確保その他必要な準備は、原則として、当該即応班を派遣する支援市において行う。

（即応班による支援の実施）

第３条　即応班は、被災市及び他の支援市と連携し、次の各号に掲げる支援のうち必要なものを実施する。

（１）被災市で生じた災害廃棄物を処理するために必要な範囲での被災状況の把握

（２）被災市で生じた災害廃棄物を処理するために必要な支援の検討及び実施

（３）国、被災市が属する県等への災害廃棄物の処理に係る報告及び連絡

（４）国、地方公共団体、企業、団体等への災害廃棄物の処理における支援の要請及び支援に係る連絡・調整

（５）被災市の災害対策本部等との連絡・調整

（６）前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理における初動対応として被災市が特に要請した事項

２　即応班は、支援の実施に伴って得た情報及び実施した支援の内容を被災市及び他の支援市に逐次報告する。

３　即応班による支援は、国、地方公共団体、企業、団体等による広域的な支援へ移行するまでの間実施することとし、即応班による支援の終期は、被災市及び支援市が協議して決定する。

（被災市における受援体制）

第４条　被災市は、第２条第１項に定める連絡があった場合、即応班が支援を実施するために必要な執務環境の整備に努めるものとする。

（連絡体制等）

第５条　九州３指定都市は、この協定に基づく支援が迅速かつ円滑に行われるよう、各都市で担当部局を定め、次の各号に掲げる事項を共同して実施するものとする。

（１）大規模な災害の発生時においても確実に連絡を取るための緊急的な連絡先の情報共有

（２）災害廃棄物処理計画その他参考となる資料の共有

（３）災害廃棄物の処理に関する研修、演習等による人材育成

（その他）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九州３指定都市が協議して定める。

第７条　この協定を証するため、本協定書３通を作成し、各都市は記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年６月１日

北九州市小倉北区城内１番１号
北九州市
北九州市長　　北 橋　健 治

福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市
熊本市長　　大 西　一 史

地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院と福岡市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成１９年法律第６３号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び福岡市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに市勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（適用範囲）
第２条　本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）
第３条　国土地理院及び福岡市は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

（災害対応等における協力）
第４条　国土地理院及び福岡市は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

（技術支援）
第５条　国土地理院及び福岡市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

（窓口の設置）
第６条　国土地理院及び福岡市は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

（有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の３０日前までに国土地理院及び福岡市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に１年間有効とし、その後も同様とする。

（協議）
第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２６年5月２５日

茨城県つくば市北郷１番
国土交通省国土地理院長
稲 葉　　和 雄

福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長
髙 島　宗 一 郎

防災活動に関する基本協定書(福岡防災機構)

(民間住宅及びその敷地)

福岡市(以下「甲」という。)及び一般社団法人福岡防災機構(以下「乙」という。)は、甲乙間について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　本協定は、市民の生命、身体及び財産を地震及び風水害(以下「災害」という。)から保護するため、災害発生時又は災害発生のおそれがあるとき(以下「災害時」という。)における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

(防災活動)

第２条　本協定において防災活動とは、市域内の民間住宅及びその敷地(以下「民間住宅」という。)を対象とし、市民からの協力要請に基づき、被災したまたは被災の恐れのある場合に応急処置を行うことを指す。

(協定の周知)

第３条　乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する社員及び会員(以下「会員」という。)の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

２　乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

３　乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底するとともに、会員は災害時における円滑な防災活動体制の確保に努めなければならない。

(協定団体の紹介など)

第４条　甲は、災害時において市民より防災活動に関する相談があった場合は、乙を紹介するものとする。

２　乙は、市民から防災活動の要請があった場合は、会員に派遣を指示し、会員は防災活動の要請を行った市民(以下「要請者」という。)との協議にあたるものとする。

（防災活動の実施）

第　５　条　災害現場においては、会員は、要請者と協議の上、災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（乙の責務）

第　６　条　乙は、乙の組織内の協力体制を構築するとともに、第４条第２項に規定する要請があったときは、優先してその防災活動を実施するための措置をとるものとする。

２　乙及び会員は、要請者との協議にあたり、誠意と責任を持って行わなければならない。

３　甲は、本協定の防災活動における、乙及び会員と要請者との協議・争議には一切関与しない。

（費用の負担）

第　７　条　本協定に基づく防災活動に要する費用は乙が負担する。

（労災補償）

第　８　条　防災活動において、会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、会員の労災保険により補償するものとする。

（個人情報の保護）

第　９　条　甲、乙及び会員は、防災活動において知り得た個人情報等は、第三者に知らせてはならない。

（有効期限）

第１０条　本協定の期間は、協定締結した日から１年間とする。

２　前項に規定する期間満了の１か月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって、本協定を継続するものとする。

３　甲、乙いずれかが本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の１か月前までに申し出なければならない。

４　甲は、乙が本協定の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず、本協定を解除することがある。

（その他）

第１１条　　本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

附　則

本協定は、平成２６年　９月　１日から施行する。

上記のとおり、協定したことを証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年　８月２９日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区春吉三丁目１５番１５号
一般社団法人福岡防災機構
代表理事　　松井　喜久治

運　営　要　領

民間住宅及びその敷地に関する防災協定

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡防災機構（以下「乙」という。）との 間で平成２６年 ８月２９日に締結した「防災活動に関する基本協定書」（以下「協定」と いう。）第３条第２項に規定する運営要領について下記の事項を定める。

（災害時の手順）

１．　市民から乙に対し防災活動の要請を行った場合の手順について、予め甲と乙との間で事前に協議しこれを定め、この手順に従い防災活動を行う。

（防災活動計画）

２．　乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制及び緊急連絡網を整備し甲に提出する。

３．　乙は、円滑な防災活動の実施に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、 福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

４．　乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し甲に提出するとともに、年度末または甲の要請があった場合は、防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければなら ない。

（防災活動を行う各団体の統括）

５．　乙は、甲が今後防災活動に関する協定を締結する各団体（以下「各団体」という。）を統括し、甲および各団体と一致協力して防災活動を行うものとする。

防災協定に基づく応急処置（民間住宅）

○応急処置の具体的内容（無償）

1. 水害時の処置（大雨・洪水警報発令時）
   ①大雨警報発令時の降雨による雨漏り箇所の応急処置を行う。
   ②土のうを積み上げ、家の中や敷地内に水が浸入してくるのを防ぐ。
   ③家屋内の泥やゴミ等の片付作業の手伝い。
2. 台風・突風時の処置（暴風警報発令時）
   ①屋根瓦や外壁がはがれた時、板材やブルーシートなどで覆う処置。
   ②風で飛ばされてきた大きな木々やゴミ等の片付作業の手伝い。
3. 地震時の処置
   ①地震で歪んだドアや窓枠の建付け調整をし、出入可能となるよう応急処置を行う。
   ②敷地内における電気、水道の仮設による応急処置を行う。
   ③倒れてしまった家具の移動等の手伝い。

○団体連絡先

一般社団法人　福岡防災機構
TEL：092-724-5086 FAX：092-724-5087
事務所：福岡市中央区春吉 3 丁目 15-15
E-mail：f-bousai@mocha.ocn.ne.jp

○防災用資機材保有数

名　　称	数量	摘　　要	名　　称	数量	摘　　要
ダンプトラック 4t	1		水中ポンプ	15	
ダンプトラック 3t	1		発電機	9	各地区3台
ダンプトラック 2t	4		仮設照明	118	
ダンプトラック 小型	1		ツルハシ	60	
7t ユニック	1		スコップ	75	各地区25丁
4t ユニック	2		ブルーシート	242	各地区80枚
軽トラック	44	各地区15台	トラロープ	925	
バックホウ 0.45m³級以上	5		土のう	1,280	各地区400袋
バックホウ 0.1㎥以下	5		ベニヤ板	525	各地区175枚

防災活動に関する基本協定書（一般社団法人福岡市建設業協会）

（民間戸建住宅及びその敷地）

福岡市（以下「甲」という。）及び一般社団法人福岡市建設業協会（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、市民の生命、身体及び財産を地震及び風水害（以下「災害」という。）から保護するため、災害発生時又は災害発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（防災活動）

第２条　本協定において防災活動とは、市域内の民間戸建住宅及びその敷地（以下「民間戸建住宅」という。）を対象とし、市民からの協力要請に基づき、被災したまたは被災の恐れのある場合に応急処置を行うことを指す。

（協定の周知）

第３条　乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する社員及び会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

２　乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

３　乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底するとともに、会員は災害時における円滑な防災活動体制の確保に努めなければならない。

(協定団体の紹介など)

第４条　甲は、災害時において市民より防災活動に関する相談があった場合は、乙を紹介するものとする。

２　乙は、市民から防災活動の要請があった場合は、会員に派遣を指示し、会員は防災活動の要請を行った市民（以下「要請者」という。）との協議にあたるものとする。

（防災活動の実施）

第５条　　災害現場においては、会員は、要請者と協議の上、災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（乙の責務）

第６条　　乙は、乙の組織内の協力体制を構築するとともに、第４条２項に規定する要請があったときは、優先してその防災活動を実施するための措置をとるものとする。

２　　乙及び会員は、要請者との協議にあたり、誠意と責任を持って行わなければならない。

３　　甲は、本協定の防災活動における、乙及び会員と要請者の協議・争議には一切関与しない。

(費用の負担)

第７条　　本協定に基づく防災活動に要する費用は乙が負担する。

（労災補償）

第８条　　防災活動において、会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、会員の労災保険により補償するものとする。

（個人情報の保護）

第９条　　甲、乙及び会員は、防災活動において知り得た個人情報等は、第三者に知らせてはならない。

（有効期限）

第１０条　　本協定の期間は、協定締結した日から１年間とする。

２　　前項に規定する期間満了の１か月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のない時は、引き続き同一条件をもって、本協定を締結するものとする。

３　　甲、乙いずれかが本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の１か月前までに申し出なければならない。

４　　甲は、乙が本協定の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず、本協定を解除することがある。

（その他）

第１１条　　本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

附　則

本協定は、令和元年１０月１１日から施行する。

上記のとおり、協定したことを証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和元年１０月１１日

福岡市中央区天神一丁目８番１号

甲

福岡市長　　髙 島　宗 一 郎

福岡市博多区博多駅東３－１４－１８

乙　　一般社団法人福岡市建設業協会

会　　長　　岩　崎　　成　敏

運　営　要　領

民間戸建住宅及びその敷地内に関する防災協定

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市建設業協会（以下「乙」という。）との間で令和元年１０月１１日に締結した「防災活動に関する基本協定書」（以下「協定」という。）第３条２項に規定する運営要領について下記の事項を定める。

（災害時の手順）

１．　市民から乙に対し防災活動の要請を行った場合の手順について、予め甲と乙との間で事前に協議しこれを定め、この手順に従い防災活動を行う。

（防災活動計画）

２．　乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制及び緊急連絡網を整備し甲に提出する。

３．　乙は、円滑な防災活動の実施に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

４．　乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し甲に提出するとともに、年度末または甲の要請があった場合は、防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動を行う各団体との協力）

５．　乙は、甲が防災活動に関する協定を締結する各団体と一致協力して防災活動を行うものとする。

防災活動に関する基本協定書（福岡市土木建設協力会）

福岡市（以下「甲」という。）及び社団法人福岡市土木建設協力会（以下「乙」という。）は、甲乙間について、次のとおり協定を締結し、昭和５８年１２月１２日に締結した防災活動に関する基本協定書については、本協定書のとおり全部を改定する。

（目的）
第１条　この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）
第２条　乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。
２　乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。
３　乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し、乙の会員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（活動要請）
第３条　甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することが出来る。

（防災活動の実施）
第４条　災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、会員は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）
第５条　乙が第３条に規定する防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、原則甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用の請求等の手続きについては、甲の指示に基づき、防災活動に従事した乙の会員が行うものとする。ただし、前項の規定は、甲が、必要な予算措置を行ったときからその効力を生ずるものとする。

（労災補償）
第６条　防災活動において、乙の会員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）
第７条　この協定の期間は、協定締結した日から１年間とする。

２　前項に規定する期間満了の１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。
３　甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の１ヶ月前までに申し出なければならない。

４　甲は、乙が、第２条第２項及び第３項、並びに第４条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義を生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定したことを証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年　１月　７日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　　吉　田　　宏

乙　　福岡市中央区天神一丁目１０番５号

社団法人　福岡市土木建設協力会
会　長　　岩　本　　滋　昌

当　初　　昭和５８年１２月１２日
変　更　　平成２２年　１月　７日

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人福岡市土木建設協力会（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定第２条第２項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（１）甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（２）乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（３）乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（４）乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（５）甲が協定第５条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止する為の予防措置は含まないものとする。

（６）甲は、乙に対し、民有地で防災活動を行う場合は、着手前に、当該所有者もしくは管理者に対し協定第５条で規定する費用のうち前項で規定する費用を除く費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得る事を通告する。

（７）甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

（防災活動を行う各団体の統括）

（８）乙は、甲が別途防災活動に関する協定を締結している各土木関係団体（以下、「各団体」という。）を統括し、甲及び各団体と一致協力して防災活動を行うものとする。

防災活動に関する基本協定書（福岡市土木建設協同組合）

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡市土木建設協同組合（以下「乙」という。）は、甲乙間について、次のとおり協定を締結し、平成１２年６月３０日に締結した防災活動に関する基本協定書については、本協定書のとおり全部を改定する。

（目的）
第１条　この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）
第２条　乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する組合員（以下「組合員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。
２　乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。
３　乙は、本協定の目的趣旨を全組合員に周知徹底し、乙の組合員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（活動要請）
第３条　甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することが出来る。

（防災活動の実施）
第４条　災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、組合員は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）
第５条　乙が第３条に規定する防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、原則甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用の請求等の手続きについては、甲の指示に基づき、防災活動に従事した乙の組合員が行うものとする。ただし、前項の規定は、甲が、必要な予算措置を行ったときからその効力を生ずるものとする。

（労災補償）
第６条　防災活動において、乙の組合員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）
第７条　この協定の期間は、協定締結した日から１年間とする。

２　前項に規定する期間満了の１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。
３　甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の１ヶ月前までに申し出なければならない。

４　甲は、乙が、第２条第２項及び第３項、並びに第４条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義を生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定したことを証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年　１月　７日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　　吉　田　　宏

乙　　福岡市早良区西入部一丁目１０番３０号

福岡市土木建設協同組合
代表理事　　田　中　　義　啓

当　初　　平成１２年　６月３０日
変　更　　平成２２年　１月　７日

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市土木建設協同組合（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定第２条第２項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（１）甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（２）乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（３）乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（４）乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（５）甲が協定第５条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止する為の予防措置は含まないものとする。

（６）甲は、乙に対し、民有地で防災活動を行う場合は、着手前に、当該所有者もしくは管理者に対し協定第５条で規定する費用のうち前項で規定する費用を除く費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得る事を通告する。

（７）甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

防災活動に関する協定（福岡市西部土木建設協力会）

福岡市（以下「甲」という。）及び一般社団法人福岡市西部土木建設協力会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第４２条に定める防災計画の趣旨に則っとり防災活動に関する基本的な事項について次のとおり協定書を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）
第２条　乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。
２　乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。
３　乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し、乙の会員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（活動要請）
第３条　甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することが出来る。

（防災活動の実施）
第４条　災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、会員は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）
第５条　乙が第３条に規定する防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、原則甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用の請求等の手続きについては、甲の指示に基づき、防災活動に従事した乙の会員が行うものとする。ただし、前項の規定は、甲が、必要な予算措置を行ったときからその効力を生じるものとする。

（労災補償）
第６条　防災活動において、乙の会員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）
第７条　この協定の期間は、協定締結した日から１年間とする。

２　前項に規定する期間満了の１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。
３　甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の１ヶ月前までに申し出なければならない。

４　甲は、乙が、第２条第２項及び第３項並びに第４条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定したことを証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２１年　９月３０日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　　吉　田　　宏

乙　　福岡市早良区西入部四丁目２２番５号

一般社団法人　福岡市西部土木建設協力会
代表者　　飯　笹　　茂　幸

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市西部土木建設協力会（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定第２条第２項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（１）甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（２）乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（３）乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（４）乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（５）甲が協定第５条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止する為の予防措置として行うものは含まないものとする。

（６）甲は、民有地で防災活動を行う場合は、着手前に、当該所有者若しくは管理者に対し協定第５条で規定する費用のうち前項で規定する費用を除く費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得る事を通告する。

（７）甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

防災活動に関する協定（福岡市舗装協会）

福岡市（以下「甲」という。）及び社団法人福岡市舗装協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第４２条に定める防災計画の趣旨に則っとり防災活動に関する基本的な事項について次のとおり協定書を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）
第２条　乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。
２　乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。
３　乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し、乙の会員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（活動要請）
第３条　甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することが出来る。

（防災活動の実施）
第４条　災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、会員は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）
第５条　乙が第３条に規定する防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、原則甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用の請求等の手続きについては、甲の指示に基づき、防災活動に従事した乙の会員が行うものとする。ただし、前項の規定は、甲が、必要な予算措置を行ったときからその効力を生じるものとする。

（労災補償）
第６条　防災活動において、乙の会員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）
第７条　この協定の期間は、協定締結した日から１年間とする。

２　前項に規定する期間満了の１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。
３　甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の１ヶ月前までに申し出なければならない。

４　甲は、乙が、第２条第２項及び第３項並びに第４条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定したことを証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２１年　９月３０日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　　吉　田　　宏

乙　　福岡市中央区春吉三丁目２１番２１号

社団法人　福岡市舗装協会
代表者　　田　中　　隆　臣

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人福岡市舗装協会（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定第２条第２項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（１）甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（２）乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（３）乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（４）乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（５）甲が協定第５条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止する為の予防措置として行うものは含まないものとする。

（６）甲は、民有地で防災活動を行う場合は、着手前に、当該所有者若しくは管理者に対し協定第５条で規定する費用のうち前項で規定する費用を除く費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得る事を通告する。

（７）甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

防災用資材機材保有数

(1) (一社) 福岡市土木建設協力会

名　称	数量	摘　要	名　称	数量	摘　要
バックホウ　0.70m^{3}級	68	自社保有・リース	発電機	115	自社保有・リース
バックホウ　0.45m^{3}級	45	自社保有・リース	照明器材	87	自社保有・リース
バックホウ　0.20m^{3}級	86	自社保有・リース	ブルーシート	1,048	自社保有・その他
ダンプトラック　10t	127	自社保有・リース	土のう	25,856	自社保有・その他
ダンプトラック　4t	96	自社保有・リース	大型（1ｔ）土のう	1,650	自社保有
ダンプトラック　2t	83	自社保有・リース	バリケード	1,886	自社保有・その他
ユニック車	45	自社保有・リース	コーン	2,566	自社保有
水中ポンプ	128	自社保有・リース	トラロープ	6,691	自社保有
動力ポンプ	12	自社保有・リース	木杭	1,155	自社保有
トラクター・ショベル（ホイール式）	27	自社保有・リース			

(2) 福岡市土木建設協同組合

名　称	数量	摘　要	名　称	数量	摘　要
トラック	45	軽四輪含む	掛矢	25	
パワーショベル	36		発動機	5	
排水ポンプ	15		ツルハシ	30	
可動ミキサー	3		スコップ	150	
大型土のう	500		一輪車	40	
小型土のう	2,000				

(3) (一社) 福岡市西部土木建設協力会

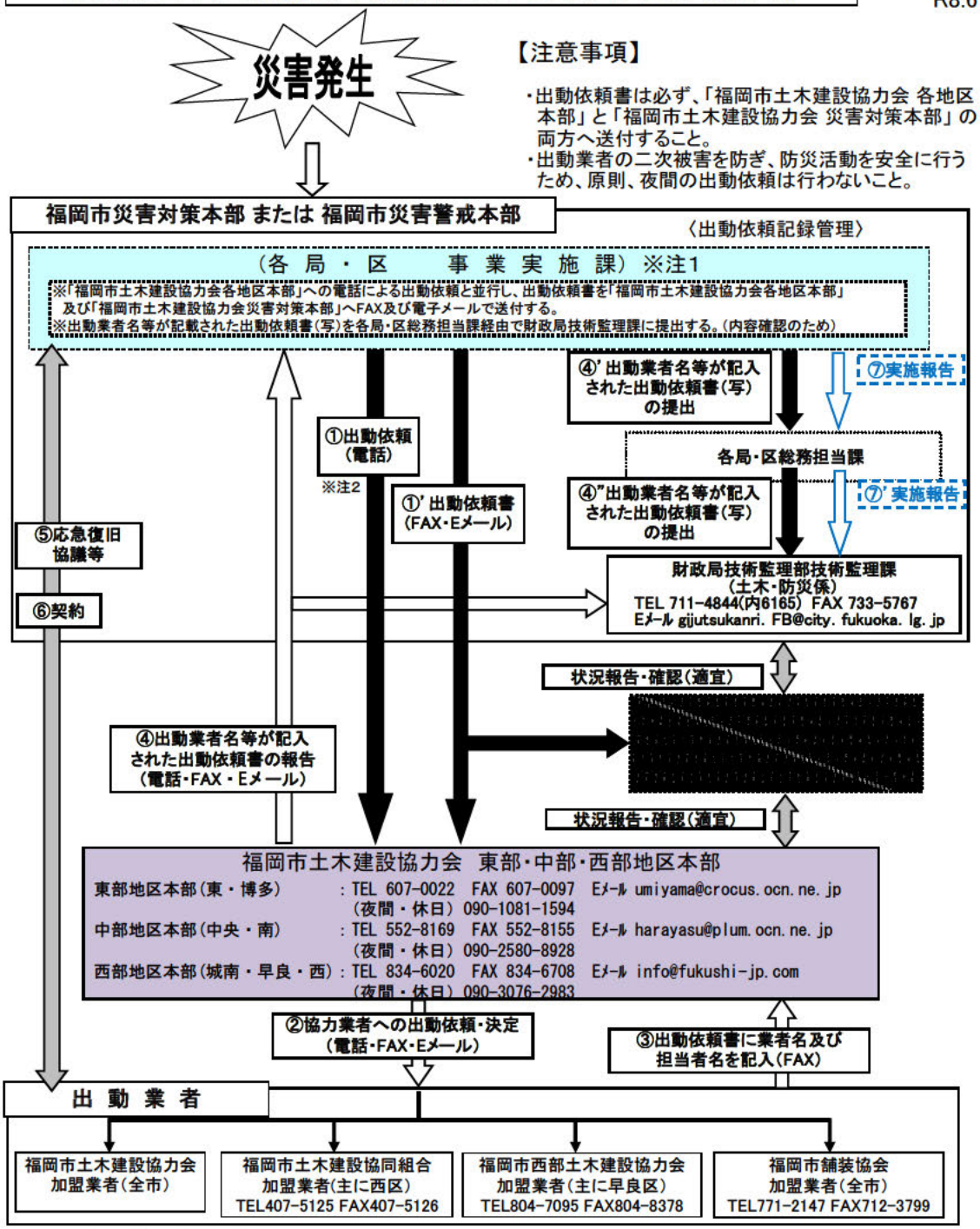
名　称	数量	摘　要	名　称	数量	摘　要
トラック		リース	ウインチ		リース
ブルドーザー		リース	締切用材料	600	大型土嚢100，土嚢500
パワーショベル		リース	掛矢	5	
ショベルドーザー		リース	発動機		リース
排水ポンプ		リース	ツルハシ	10	
可動ミキサー		リース	スコップ	10	
拡声器	2				

(4) (一社) 福岡市舗装協会

名　称	数量	摘　要	名　称	数量	摘　要
ダンプトラック　4t	22		プレート	65	
ダンプトラック　3t	43		ランマー	37	
ダンプトラック　2t	26		コンプレッサー	2	
散水車	2		排水ポンプ	29	
4t　ユニック	4		発電機	42	
3t　ユニック	2		投光器	22	
Wキャブ	47		ハンディカッター	26	
軽トラック	31		電動ピックハンマー	55	
重機運搬車	3		チェンソー	3	
生コン車　4ｔ	1		アスファルトカッター	25	
道路清掃車	0		ツルハシ	131	
バックホウ　0.20m^{3}級	24		スコップ	354	
バックホウ　0.10m^{3}級	41		バリケード	1,070	
タイヤショベル　0.40m^{3}級	2		セフティコーン	2,770	
タイヤショベル　0.60m^{3}級	1		コーンバー	2,210	
ｱｽﾌｧﾙﾄﾌｨﾆｯｼｬｰ	5		土のう	6,600	
モーターグレーダー	5		木杭	770	
タイヤローラ	14		矢板	160	
マカダムローラ	7		ブルーシート	174	
コンバインドローラ	16		トラロープ	65	
手押し式振動ローラ	29		大型土嚢	264	

福岡市土木建設協力会等協力団体との災害時の連絡体制

R8.6



※注1　主な各局・各区災害担当連絡先

道路下水道局建設推進課	711-4465 (FAX711-4466)	東区維持管理課	645-1057 (FAX632-8999)
(公園他)住宅都市みどり局総務課	711-4383 (FAX733-5590)	博多区地域整備課	419-1062 (FAX441-5603)
港湾空港局総務課	282-7104 (FAX282-7771)	中央区地域整備課	718-1084 (FAX718-1079)
水道局総務課	483-3104 (FAX482-1376)	南区維持管理課	559-5092 (FAX559-5096)
交通局総務課	732-4105 (FAX721-0754)	城南区維持管理課	833-4078 (FAX822-4095)
農林水産局総務課	711-4803 (FAX733-5583)	早良区維持管理課	833-4338 (FAX841-6687)
農林水産局農業施設課	733-5541 (FAX733-5583)	〃　入部出張所	804-2455 (FAX804-2026)
農林水産局森づくり推進課	711-4846 (FAX733-5583)	西区土木第1課	895-7047 (FAX882-2137)
教育委員会総務課	711-4605 (FAX711-4600)	西区土木第2課(西部)	806-0411 (FAX807-3080)
市民局防災推進課	711-4153 (FAX733-5861)	消防局警防課	725-6551 (FAX791-2420)
環境局工場整備課	711-4296 (FAX733-5599)	総務企画局人事課（支援職員の動員依頼）	711-4122 (FAX733-5559)

※注2　福岡市災害対策本部設置前に出動が必要な場合は、福岡市土木建設協力会 災害対策本部へ出動依頼を行うものとする。

災害時における出動依頼　　**緊　急**　　（様式１）

【事業実施課記入欄】

出　動　依　頼　書

年　　月　　日
依頼番号　　号

（あて先）
福岡市土木建設協力会 災害対策本部長　様　（TEL ７３７-８７００） FAX ７３７-８６９９

（事業実施課）　No.＿＿＿＿
局・区　　部　　課長
TEL　　FAX

（　東部 ・ 中部 ・ 西部　地区
（※〇で囲むこと）

東部地区本部	TEL607-0022	FAX 607-0097	Eメール umiyama@crocus.ocn.ne.jp
中部地区本部	TEL552-8169	FAX 552-8155	Eメール harayasu@plum.ocn.ne.jp
西部地区本部	TEL834-6020	FAX 834-6708	Eメール info@fukushi-jp.com

防災活動に関する基本協定書に基づき、下記のとおり出動を願います。

1.場　　所
福岡市　　区　　丁目　　番地
場所が特定しやすい建物などの目印（　　）

2.施設区分　（〇で囲むこと）
河川 ・ 道路 ・ 下水道 ・ 公園 ・ 港湾 ・ 水道 ・ 農地 ・ 漁港 ・ 森林 ・ ため池
名称　　）

3.被災状況　（現場状況を詳細に記入すること）
〔　　〕

4.依頼内容　（〇で囲むこと｜応急復旧に係る作業内容について具体的に提示すること）
土のう設置 ・ 崩土撤去 ・ ブルーシート設置 ・ 倒木処理
その他補足情報〔　　〕

5.連絡担当者
（事業実施課）担当者名　＿＿＿＿＿＿　（携帯　　-　　-　　）

【防災活動協力団体　記入欄】

受付日時＿＿月＿＿日　＿＿時＿＿分

防災協力団体 受付者（会社名・氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

福岡市より、上記の通り防災活動出動依頼を受けたので、出動願います。

出動業者名（団体名・会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電話番号　＿＿-＿＿-＿＿　FAX　＿＿-＿＿-＿＿）

業者担当者名　＿＿＿＿＿＿＿＿　携帯電話　＿＿-＿＿-＿＿

備　　考

ver.2026.6

出　動　依　頼　書　添　付　図　面　　（様式２）

位置図（被災箇所　　区　　地内）

被災状況　断面図または写真

※写真がこの用紙に収まりきれない場合は別紙に貼り付けし添付すること。

ver. 2026. 6

災害時における復旧支援協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設業協会（以下「乙」という。）は、地震等の災害により甲の管理する下水道施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、協定を締結する。

（目　的）
第１条　この協定は、甲が管理する下水道施設の機械・電気設備の緊急工事等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、緊急工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に必要な協力を要請することができる。
２　乙は、前項の要請があったときは、その要請の趣旨に従い甲に協力するものとする。

（会員との協定）
第３条　甲は、緊急工事等を円滑に実施するために、あらかじめ乙の会員と協議の上、別途協定を締結するものとする。

（有効期間）
第４条　この協定の期間は、協定締結の日から２０２０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）
第５条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

２０１９年　３ 月 １８ 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙　島　宗一郎

乙　東京都中央区新川二丁目６番16号
一般社団法人　日本下水道施設業協会
会　　長　木　股　昌　俊

災害時における復旧支援協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）は、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設及び集落排水管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、協定を締結する。

なお、下水道管路施設については、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づいた協定とする。

（目的）

第１条　この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第２条　甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

（１）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（２）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

２　前項の復旧支援協力の要請に関する甲の下水道管路施設の連絡窓口は、福岡市道路下水道局計画部下水道事業調整課、集落排水管路施設の連絡窓口は、福岡市農林水産局水産部漁港課、乙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部福岡県部会とする。

３　甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

４　乙は、前３項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等を確保して、甲から要請された支援業務を遂行しなければならない。

（費用）

第３条　この協定に基づき甲が乙に対し要請した支援業務に係る費用は、甲の負担とする。ただし、第５条に要した費用は、乙の負担とする。

（報告）

第４条　乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

２　乙は、毎年３月３１日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な人員及び車輌等の機材等を甲に対して報告するものとする。

（訓練等への参加）

第５条　乙は、甲が実施する情報伝達訓練等への参加依頼があった場合には、協力するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第６条　甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をＰＤＦ等の電子データ（以下「電子データ」という。）として、乙に提供するものとする。

２　乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

３　甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第７条　乙は、甲から支援要請があったときは、支援業務を行う乙の会員（以下「支援協力者」という。）に対し、甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

２　支援協力者は、甲から提供を受けた電子データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。

３　甲と乙の情報伝達訓練等を実施する場合も、第１項及び第２項を準用する。

（労務災害）

第８条　復旧支援協力において、労務災害等が発生した場合は、支援協力者の労災保険を適用するものとする。

（損害補償）

第９条　復旧支援協力の実施に伴い、甲及び支援協力者の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合には、甲と乙は協議の上、その措置を決定するものとする。

（広域被災）

第１０条　甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

（協定期間）

第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から２０２０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第１２条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

２０１９年　３ 月 １８ 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙　島　宗一郎

乙　東京都千代田区岩本町二丁目５番 11 号
公益社団法人　日本下水道管路管理業協会
会　　長　　長谷川　健　司

災害時における復旧支援協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害により甲の管理する下水道施設及び集落排水施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲が管理する協定下水道施設の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、甲乙が協力して、被災した協定下水道施設の早期復旧に資することを目的とする。

（復旧支援協力の範囲）

第２条　支援協力の実施範囲は、甲の管理する協定下水道施設における被災箇所に対して、甲から要請された範囲を基本とする。

（支援要請）

第３条　甲は、災害時に乙の支援が必要であると認めるときは、乙に対して復旧支援協力を要請することができるものとする。

２　乙は、復旧支援内容について、甲と調整及び確認を行うものとする。

３　乙は、第１項に基づき、甲から要請があった場合は、速やかに乙を構成する会員（以下「会員」という。）から派遣可能な会員を甲へ通知するものとする。

４　甲は、前項により通知された会員の中から選定し，書面により支援を要請する。ただし、甲が緊急を要すると判断したときは、電話等により支援を要請できるものとし、その場合は事後において書面を提出するものとする。

５　支援要請を受けた会員（以下「業務実施者」という。）は、速やかに甲の支援要請により復旧支援協力を実施するものとする。

（情報共有）

第４条　甲、乙は、連絡先を相互に確認し、連絡先に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

２　乙は、甲が実施する情報伝達訓練等への参加依頼があった場合には、協力するものとする。

（経費負担）

第５条　この協定に基づき発生する経費の負担範囲については、甲と業務実施者が協議の上、甲と業務委託契約を締結し、甲がその経費を負担するものとする。ただし、前条第２項に要した費用は、乙の負担とする。

（労務災害）

第６条　復旧支援協力において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

（損害補償）

第７条　復旧支援協力の実施に伴い、甲及び業務実施者の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合には、甲と業務実施者が協議の上、その措置を決定するものとする。

（実施細目）

第８条　この協定の実施に関して必要な事項については、甲と乙が協議して確認するものとする。

（協定期間）

第９条　この協定の期間は、協定締結の日から２０２０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

２０１９年　３ 月 １８ 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙　島　宗一郎

乙　北九州市八幡東区西本町二丁目 5 番 5 号
公益社団法人　全国上下水道コンサルタント協会九州支部
支 部 長　松　尾　禎　泰

福岡市災害復旧に関する協定書

福岡市（以下「甲という)と九州電力送配電株式会社　福岡支社(以下「乙」という)は、災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

1　目　的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部(対策部)が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2　連絡体制

<table>
<tr><th>甲</th><th></th><th colspan="2">乙</th></tr>
<tr><td>福岡市役所
市民局　地域防災課</td><td rowspan="4">←→</td><td rowspan="4">停電状況
(道路啓開)

停電状況等
(情報窓口)</td><td>九州電力送配電株式会社
福岡支社　企画業務部
企画管理グループ</td></tr>
<tr><td>℡　：　092-711-4156</td><td>℡　：　092-984-4447</td></tr>
<tr><td>FAX ：　092-733-5861</td><td>FAX ：　092-733-4391</td></tr>
<tr><td>Mail:　chiikibousai.CAB
@city.fukuoka.lg.jp</td><td></td></tr>
</table>

3　職員派遣及び提供する情報

(1) 職員派遣

乙は、甲の管轄する域内で、災害が発生又は、発生の恐れがある場合、乙の業務に支障がない範囲で、甲が設置する災害対策（警戒）本部へ、情報共有を目的とした職員を派遣することが出来るものとする。

(2) 提供する情報

甲および乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、下記事項について可能な範囲で情報を相互に提供するものとする。

	福岡市　→　　九電送配	九電送配　→　福岡市
台風襲来前 その他被害が予想される時点	・道路状況(交通規制他)	・復旧要員の事前配置
台風通過後 その他災害 発生後	・道路状況(崖崩れ、道路決壊等) ・家屋等被害状況(浸水、倒壊他) ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 〔現場員、パトロール者等で判る範囲とする〕	・停電状況 ・被害状況 （倒木等による復旧支障箇所） ・復旧体制 ・復旧状況
復旧時	・道路状況 （通行止め及び道路啓開計画に関する情報）	・停電状況(適宜) ・被害状況 ・復旧見込み

（注）情報連絡は電子メール、電話又はファックスにより行う

	福岡市　→　　九電送配	目　的
平常時	公共の重要施設新設計画や 企業誘致（工場や商業施設の建設） に関する情報等	送配電工事計画を検討する際に、 工事規模が広範囲に亘るものや ルート新設が必要な場合に、ハザードマップ等を考慮した災害未然防止や最小化を図るルート選定を検討するため
	土砂崩れや倒木等により配電線路に被害が生じる恐れのある情報等	早期復旧による停電事故の未然防止を図るため

4　災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を求めることができる。

(1) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を求めることができる。

(2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を求めることができる。

(3) 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を求めることができる。

5　道路啓開

(1) 倒木時の道路啓開

・甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。

・ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電気的安全対策を施した上で処理する。

・やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ仮置きする。仮置きした樹木は後日甲により処理する。

(2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

・乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。

6　復旧作業

(1) 電力復旧の考え方

・緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧(低圧)発電機車設置についての事前調整

・配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 電力設備復旧作業の考え方

・災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

7 広　報

(1) 平常時の広報

・災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にＰＲ文の掲載を依頼することができる。

(2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

・台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請することができる。

・切れた電線を触ることによる感電事故の防止

・電力設備の被害状況、停電状況、復旧見込み等

8 訓　練

・乙は、甲が主催する防災訓練について、甲から訓練への参加要請があった場合、乙の業務に支障がない範囲で、訓練への参加協力を行うものとする。

9 被害の未然防止

甲および乙は、災害時の道路被害及び停電等の発生を防止する為、平時からの事前対策について相互に協力するものとする。

10 施設利用に関するその他の事項

(1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。

(2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。

(3) 乙が施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。

(4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。

(5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

11 協力の範囲

・各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

12　協定の期間

・本協定の有効期間は、本協定締結日から１年とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し、本協定を終了する旨の通知がなされない限り、本協定は１年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

13　その他

・この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。

・この協定書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本協定書は自動継続するものとする。

・この協定書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和　３年　６月３０日

甲　　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
九州電力送配電株式会社　福岡支社
福岡支社長　　吉水　清文

防災活動に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡市港湾建設協会（以下「乙」という。）は，災害対策基本法第４２条に定める防災計画の趣旨に則り，防災活動に関する基本的な事項について次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，市民の生命，身体，財産及び漁業者の生産活動を地震，津波，高潮，その他の自然災害及び水域を汚染する事故から保護するため，災害発生又は災害発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し，もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）

第２条　乙は，災害時における防災活動について，乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し，甲との間に本協定を締結するもの。

２　乙は，甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

３　乙は，本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底するものとし，会員は甲の活動要請に対し，災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（防災活動要請及び実施区域）

第３条　甲は災害時において防災活動が必要な場合，乙に対し防災活動を要請することができる。

２　防災活動の実施区域は，甲が管理する漁港区域内及び海岸保全区域内とする。

３　前項に定めるもののほか，甲は，必要に応じて，乙と協議のうえ実施区域を別途定めることができる。

（防災活動の実施）

第４条　災害時においては，甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また，災害現場においては，会員は，甲の要請に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）

第５条　乙が第３条に基づく防災活動に要した労務，資材，機械運転等の費用については，甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の請求等の手続については，甲の指示に基づき，防災活動に従事

した会員が行うものとする。ただし，前項の規定は甲が必要な予算措置を行ったときから，その効力を生ずるものとする。

（労災補償）

第６条　防災活動において，会員及びその従業員が負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合は，会員の労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の期間は，協定締結した日から１年間とする。

２　前項に規定する期間満了の１ヶ月前までに，甲，乙いずれからも何ら申し出がないときは，引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

３　甲，乙いずれかが，本協定を解除しようとする場合は，解除する期日の１か月前までに申し出なければならない。

４　甲は，乙が，第２条第２項及び第３項並びに第４条の規定に反したと認める場合は，前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については，甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり，協定が成立したことを証するため本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成３０年２月２２日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　　福岡市中央区港二丁目３番２５号（博多港管理ビル内）
福岡市港湾建設協会
会長　　大原　剛毅

防災活動に関する協定運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市港湾建設協会（以下「乙」という。）は，防災活動に関する協定（以下「協定」という。）第２条第２項の規定に基づき，運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（１）　甲は，乙に対し，活動要請をする場合の手順等について，予め甲と乙との間で事前に協議し，これを定め，この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（２）　乙は，災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう，災害対応のための組織体制及び緊急連絡網を整備し，甲に提出する。

（３）　乙は，円滑な防災活動に向けて，港湾関係団体が実施する防災訓練に参加するとともに，福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（４）　乙は，年度当初に防災活動実施計画書を作成し，甲に提出するとともに，年度末または甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し，甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（５）　甲が協定第５条の規定に基づいて負担する費用は，被害の拡大防止，人命救助等，緊急応急措置として行うものに限り，災害を未然に防止するための予防措置として行うものは含まないものとする。

（６）　甲は，民有地で防災活動を行う場合は，必要に応じ，着手前に，当該所有者若しくは管理者に対し，協定第５条に規定する費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得ることを通知する。

（７）　甲が，防災活動の費用を負担した場合でも，本来負担すべき者が明確になった場合は，甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定書

国土交通省九州地方整備局副局長（以下「甲」という。）、港湾管理者及び民間協力者は、災害が発生した場合における応急対策業務等に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（港湾管理者）

第２条　この協定で「港湾管理者」（以下「乙」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　福岡県知事（以下「乙１」という。）
二　佐賀県知事（以下「乙２」という。）
三　長崎県知事（以下「乙３」という。）
四　熊本県知事（以下「乙４」という。）
五　大分県知事（以下「乙５」という。）
六　宮崎県知事（以下「乙６」という。）
七　鹿児島県知事（以下「乙７」という。）
八　下関市長（以下「乙８」という。）
九　福岡市長（以下「乙９」という。）
十　北九州市長（以下「乙１０」という。）
十一　佐世保市長（以下「乙１１」という。）

（民間協力者）

第３条　この協定における民間協力者（以下「丙」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部長（以下「丙１」という。）
二　九州港湾空港建設協会連合会会長（以下「丙２」という。）
三　山口県港湾建設協会会長（以下「丙３」という。）
四　一般社団法人日本海上起重技術協会九州支部長（以下「丙４」という。）
五　全国浚渫業協会西日本支部長（以下「丙５」という。）
六　一般社団法人日本潜水協会福岡支部長（以下「丙６」という。）
七　一般社団法人海洋調査協会会長（以下「丙７」という。）
八　一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長（以下「丙８」という。）

（定義）

第４条　この協定で「災害」とは、地震、津波、台風その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

２　この協定で「大規模災害」とは、前項の災害のうち、複数の県の港湾又は港湾と港湾法第２条第８項に規定する開発保全航路（以下同じ。）及び同法第５５条の３の４に規定する緊急確保航路（以下同じ。）に甚大な被害を及ぼし、かつ、社会的に深刻な影響を及ぼすものをいう。

３　この協定で「応急対策業務等」とは、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長の出勤要請に対し、丙の会員が実施する施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する業務及び甲又は乙への支援業務をいう。

４　この協定で「港湾施設等」とは、港湾法第２条第２項に規定する国際拠点港湾及び重要港湾に係る同法第２条第５項に規定する港湾施設、開発保全航路並びに緊急確保航路をいう。

５　この協定で「事務所長」とは、九州地方整備局の港湾事務所、港湾・空港整備事務所、航路事務所及び港湾空港技術調査事務所の長をいう。

６　この協定で「地方機関の長」とは、乙の所掌する出先機関の長をいう。

７　この協定で「資機材等情報」とは、使用可能な資機材及び人員の情報をいう。

８　この協定で「情報連絡要員」とは、甲又は乙が設置した災害対策本部において、災害情報等の情報収集を行い、丙へ情報連絡を行う丙の会員の人員をいう。

９　この協定で「緊急災害対策派遣隊（以下、「ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ」という。）」の活動とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。

（応急対策業務等の範囲）

第５条　応急対策業務等の範囲は、港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

（応急対策業務等の内容等）

第６条　甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

２　甲若しくは事務所長若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

３　丙は、前項の規定にかかわらず、国土交通省組織令第２０６条に規定する九州地方整備局の管轄区域のうち港湾空港関係事務の管轄区域において震度６弱以上の地震が発生したときは、資機材等情報の収集を開始するものとする。

４　甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員を特定し出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

５　甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった丙の会員は、可能な限り速やかに港湾施設等及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した被災箇所の被災状況を調査するとともに、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長からの指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。

６　丙は、本協定に基づく応急対策業務等が長期に亘り、甲又は乙より情報連絡要員の支援業務の出動要請があった場合は、九州地方整備局又は地方自治体が設置した災害対策本部等へ情報連絡要員を派遣し、支援業務を行うよう努めるものとする。

７　丙の会員は、九州地方整備局がＴＥＣ‐ＦＯＲＣＥの活動を開始し、甲よりＴＥＣ‐ＦＯＲＣＥの活動への支援業務の出動要請があった場合、ＴＥＣ‐ＦＯＲＣＥの活動を迅速かつ円滑に実施するため、被災地へ出動し、ＴＥＣ‐ＦＯＲＣＥの活動の支援業務を行うものとする。

８　甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとし、丙は、会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

９　丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する資機材等情報について毎年６月末までに甲及び乙に報告するものとする。

１０　丙の会員は、応急対策業務等を迅速に実施できるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

１１　丙は、乙が丙と前２項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、前２項による乙への報告を省略することができる。

（契約の締結）

第７条　甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、自らの負担により遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

２　甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務等の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。

（大規模災害の場合）

第８条　甲は、大規模災害が発生した場合、広域的な見地から港湾施設等の応急対策の優先度を判断し、限られた資機材等を有効に活用して対策を実施することが求められるため、第６条の規定にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、必要な調整を行うことができるものとする。

（訓練の実施）

第９条　甲、乙及び丙は、相互協力体制の充実及び強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を原則年１回実施するものとする。

（協定の適用範囲）

第１０条　この協定は、甲又は乙と丙が締結するこの協定と同目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、この協定を優先するものとし、甲が第８条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結日より平成２８年３月３１日までの期間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の負担）

第１２条　丙の会員は、応急対策業務等の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲又は事務所長の要請に係るものについては甲又は事務所長に、乙又は地方機関の長の要請に係るものについては乙又は地方機関の長に報告し、その負担について甲又は事務所長に係るものについては甲又は事務所長と、乙又は地方機関の長に係るものについては乙又は地方機関の長と協議して決定するものとする。

（その他）

第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書２０通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各１通を保有するものとする。

平成２８年１月５日

甲　　国土交通省　九州地方整備局副局長　　藤井　元生　　印

乙１　　福岡県知事　小川　洋　　印

乙２　　佐賀県知事　山口　祥義　　印

乙３　　長崎県知事　中村　法道　　印

乙４　　熊本県知事　蒲島　郁夫　　印

乙５　　大分県知事　広瀬　勝貞　　印

乙６　　宮崎県知事　河野　俊嗣　　印

乙７　　鹿児島県知事　伊藤　祐一郎　　印

乙８　　下関市長　中尾　友昭　　印

乙９　　福岡市長　高島　宗一郎　　印

乙１０　北九州市長　北橋　健治　　印

乙１１　佐世保市長　朝長　則男　　印

丙１	一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部長	島田　克彦	印
丙２	九州港湾空港建設協会連合会会長	下石　誠	印
丙３	山口県港湾建設協会会長	井森　浩視	印
丙４	一般社団法人日本海上起重技術協会九州支部長	近藤　観司	印
丙５	全国浚渫業協会西日本支部長	清原　生郎	印
丙６	一般社団法人日本潜水協会福岡支部長	井川　臣治	印
丙７	一般社団法人海洋調査協会会長	川嶋　康宏	印
丙８	一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長	大村　哲夫	印

防災活動に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡市港湾建設協会（以下「乙」という。）は，災害対策基本法第４２条に定める防災計画の趣旨に則っとり防災活動に関する基本的な事項について次の通り協定書を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，港湾運営上必要な活動，市民の生命，身体及び財産を油流出事故又は地震，津波，高潮その他の自然災害から保護するため，災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し，もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）

第２条　乙は，災害時における防災活動について，乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し，甲との間に本協定を締結するものとする。

２　乙は，甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

３　乙は，本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し，会員は甲の活動要請に対し，災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（防災活動要請及び実施区域）

第３条　甲は災害時において防災活動が必要な場合，乙に対し防災活動を要請することができる。

２　防災活動の実施区域は，博多港の港湾区域内，臨海地区内及び海岸保全区域内とする。

３　前項に定めるもののほか，甲は，必要に応じて，乙と協議のうえ実施区域を別途定めることができる。

（防災活動の実施）

第４条　災害時においては，甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また，災害現場においては，会員は，甲の要請に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）

第５条　乙が第３条に基づく防災活動に要した労務，資材，機械運転等の費用については，甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の請求等の手続については，甲の指示に基づき，防災活動に

従事した会員が行うものとする。ただし，前項の規定は甲が必要な予算措置を行ったときから，その効力を生ずるものとする。

なお，甲は予算の確保に努めるものとする。

（労災補償）

第６条　防災活動において，会員およびその従業員が負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合は，会員の労災災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の期間は，協定締結した日から１年間とする。

２　前項に規定する期間満了の１ヶ月前までに，甲，乙いずれからも何ら申し出のないときは，引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

３　甲，乙いずれかが，本協定を解除しようとする場合は，解除する期日の１ヶ月前までに申し出なければならない。

４　甲は，乙が，第２条第２項及び第３項並びに第４条の規定に反したと認める場合は，前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又は，この協定に疑義が生じた事項については，甲乙の協議によるものとする。

附　則　本協定の締結以前（平成２１年３月３１日）に甲乙間で締結した博多港港湾区域内における油流出事故防除活動に関する基本協定書は，本協定の締結をもってその効力を失う。

上記のとおり，協定したことを証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成３０年２月２２日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　　福岡市中央区港２丁目３番２５号（博多港管理ビル内）
　　福岡市港湾建設協会
　　会長　　大原　剛毅

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市港湾建設協会（以下「乙」という。）は，防災活動に関する協定（以下「協定」という。）第２条第２項の規定に基づき，運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（１）　甲は，乙に対し，活動要請する場合の手順等について，予め甲と乙との間で事前に協議し，これを定め，この手順に従い請負契約を行う。

（防災活動計画）

（２）　乙は，災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう，災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し，甲に提出する。

（３）　乙は，円滑な防災活動に向けて，港湾関係団体が実施する防災訓練に参加するとともに，福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するように努めるものとする。

（４）　乙は，年度当初に防災活動実施計画書を作成し，甲に提出するとともに，年度末または甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し，甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（５）　甲が協定第５条の規定に基づいて負担する費用は，被害の拡大防止，人命救助等，緊急応急措置として行うものに限り，災害の発生を未然に防止するための予防措置として行うものは含まないものとする。

（６）　甲は，民有地で防災活動を行う場合は，必要に応じ，着手前に，当該所有者若しくは管理者に対し協定第５条で規定する費用については当該所有者あるいは管理者の負担となりうる事を通知する。

（７）　甲が，防災活動の費用を負担した場合でも，本来負担すべき者が明確になった場合は，甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

流出油防除における作業等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と博多湾漁業権管理委員会（以下「乙」という。）は，次のとおり，流出油防除における作業等に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，船舶の衝突，火災等の事故により，博多港港湾区域内に流出油災害が発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に，甲が乙の協力を得て，被害の拡大防止を図る応急対策等が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時において，第４条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは，乙に対し，協力を要請する。

２　前項の規定による要請は，文書により業務の内容を指定して行う。

ただし，緊急を要するときは，口頭で要請し，その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の漁業活動に支障のない範囲において，甲に対し，可能な限り業務の協力を行うものとする。

２　乙は，前項の業務を完了した場合は，文書により回収作業に従事した人数，使用船舶数，使用した資機材等の量を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第４条　本協定により，甲が乙に対し，協力を要請する業務は，次のとおりとする。

（１）　油吸着マットによる油回収作業等

（２）　甲が調達した資材（油吸着マット等）の存置及び管理

（３）　その他，甲が必要と認める事項

（費用負担）

第５条　第４条の規定により，乙が実施した業務に要した費用は，甲が負担する。

２　前項の費用は，労務費，使用した船舶に関する費用，使用した資機材の相当額とする。

３　甲が，第１項の費用を負担した場合でも，本来負担すべき者が明確になった場合は，甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第６条　乙は，前条の費用について，甲に請求するものとする。

２　甲は，前項により請求があったときは，内容を確認し，その費用を乙に支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第７条　作業等において従事した者が，死亡し，負傷し，または疾病にかかったときの損害補償については，災害対策基本法第８４条第１項に定めるところによるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。

ただし，協定期間が満了する１ヶ月前までに，甲乙いずれからも解除または変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。

（協　　議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈について，疑義が生じた場合は，甲乙間で誠意をもって協議の上，決定する。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

平成３０年２月２２日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　　福岡市中央区舞鶴２丁目４番 19 号
博多湾漁業権管理委員会
委員長　　藤野　秀司

災害時における外国人情報支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団（以下「乙」という。）は，災害時における「福岡市災害時外国人情報支援センター（以下「情報支援センター」という。）」の設置及び運営について，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，災害時の外国人支援を円滑に行うため，情報支援センターの設置及び運営について，必要な事項を定めるものとする。

（情報支援センターの設置）

第２条　甲は，福岡市災害対策本部を設置する場合には，必要に応じて情報支援センターを福岡市国際会館内（福岡市博多区店屋町４番１号）に設置する。ただし，当該施設が被災し，設置することが困難な場合は，これに代わる場所を確保するものとする。

（情報支援センターの運営）

第３条　情報支援センターの運営は，甲からの要請に基づき乙が行う。

２　乙は，前項の要請を受けたときは，通常業務に優先して，次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)　災害時に外国人に対して提供が必要な情報の翻訳及び発信

(2)　外国人からの相談・問い合わせ等への対応

(3)　避難所等への通訳者等の派遣

(4)　その他，災害時における外国人支援を円滑に行うにあたり必要な業務

３　乙は，必要に応じて，市内外の団体等と連携して，情報支援センターの運営を行うものとする。

４　通信遮断等により，甲乙相互の連絡が取れない場合，乙は自らの判断により，必要な支援活動を行うことができる。ただし，通信手段復旧後，遅延なく甲に活動開始及びその内容を報告するものとする。

（情報支援センターの支援）

第４条　甲は，前条第２項に規定する業務を行うために必要な情報を，乙に提供するものとする。

２　前項に定めるもののほか，甲は，乙が前条第２項の業務を円滑に遂行するために必要な調整及び乙の支援を行うものとする。

（経費負担）
第５条　情報支援センター運営に要する経費は，原則として甲が負担するものとする。

（情報支援センターの廃止）
第６条　情報支援センターの廃止は，甲乙協議の上，決定する。

（疑義の決定）
第７条　この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは，甲乙協議の上，これを定めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は，締結日から１年間とする。ただし，終了日の３０日前までに甲乙がそれぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知を行わない場合には，この協定は，終了日の翌日より１年間更新されたものとみなし，以降の期間についてもまた同様とする。

この協定を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１通を保有する。

平成３０年3月２０日

福岡市中央区天神１丁目８番１号
甲　福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

福岡市博多区店屋町４番１号
乙　公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団
理事長　磯山　誠二

災害時における車両による緊急輸送等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人福岡県トラック協会（以下「乙」という。）は，次のとおり，災害時における車両による緊急輸送等に関する協定を締結する。

（目　的）
第１条　この協定は，地震，風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務が速やかかつ円滑　に実施できるようにすることを目的とする。
（協力の要請）
第２条　甲は，災害時において，次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは，乙に対し，協力を要請する。
２　前項の規定による要請は，業務依頼書（様式第１号）により業務の内容及び期間を指定して　行う。ただし，業務依頼書で要請するいとまがないときは，口頭で要請し，その後速やかに業　務依頼書を送付するものとする。
（協力の実施）
第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，優先的かつ速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。
２　乙は，前項の業務を完了した場合は，速やかに，業務報告書（様式第２号）により，その業務内容を甲に報告するものとする。
（業務内容）
第４条　本協定により，甲が乙に対し，協力を要請する業務は，次のとおりとする。
（１）災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務
（２）その他の車両による支援業務
（車両運行への配慮）
第５条　甲は，乙が前条の業務を行う際には，車両を優先車両として，通行できるように配慮するものとする。
２　甲は，車両の運行に支障をきたさないよう，関係機関と連携して安全確保に努め，必要に応じて乙へ指示するものとする。
（費用負担）
第６条　第３条第１項の規定により，乙が実施した業務に要した経費は，甲が負担する。
２　前項の費用は，当該業務を行うために要する通常の実費とし，甲乙協議して定める。
（費用の請求及び支払い）
第７条　乙は，前条の費用について，甲に請求するものとする。
２　甲は，前項により請求があったときは，内容を確認し，甲の規定に基づき，その費用を乙に支払うものとする。
（事故等）
第８条　乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは，乙は速やかに当該車両を交換して，その供給を継続するよう努めなければならない。
２　乙は，車両の運行に際し，事故が発生したときは，甲に対し，速やかにその状況を報告しなければならない。
（第三者に対する責任）
第９条　乙においては，車両の運行に際し，自らの責に帰する理由により，第三者に損害を与えたときは，その賠償の責を負うものとする。
２　第三者に損害を与えたときの起因が明らかに災害による場合においては，甲の負担とする。
３ 責の所在が不明確な場合においては，甲乙協議の上，決定するものとする。
（従事者の損害補償）
第 10 条　甲は，この協定に基づく業務の実施により，当該業務に従事した者が死亡その他の事故により，

損害を受けたときは，災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき，当該損害を補償する。

（体制の整備）

第 11 条　甲及び乙は，災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善に努めるものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ヶ月前までに，甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。

（協　議）

第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１部を保有する。

平成２２年3月２６日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
福岡市長　吉　田　　宏

乙　福岡市博多区博多駅東１丁目１８番８号
社団法人福岡県トラック協会
会　長　　原　　重　則

災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（日本通運）

福岡市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社福岡支店（以下「乙」という。）は，次のとおり，災害時における支援物資の輸送等に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は，福岡市において地震，風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，災害応急対策に必要な生活必需品や資機材等の輸送業務が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時において，第４条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは，乙に対し，協力を要請する。

２　前項の規定による要請は，業務依頼書（様式第１号）により業務の内容を指定して行う。ただし，業務依頼書で要請するいとまがないときは，口頭で要請し，その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。

２　乙は，前項の業務を完了した場合は，速やかに，業務報告書（様式第２号）により，その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第４条　本協定により，甲が乙に対し，協力を要請する業務は，次のとおりとする。

（１）甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣

（２）甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要となる機器（ロールボックス，平パレット，フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣

（３）甲が指定する物資の集積拠点と各避難所間の物資の輸送

（４）物資集積拠点としての営業所等の活用

（５）その他，甲が必要と認める事項

（車両運行への配慮）

第５条　甲は，乙が前条の業務を行う際には，車両を優先車両として，通行できるように配慮するものとする。

２　甲は，車両の運行に支障をきたさないよう，関係機関と連携して安全確保に努め，必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第６条　第３条第１項の規定により，乙が実施した業務に要した経費は，甲が負担する。

２　前項の費用は，災害救助法等の定めのあるものを除くほかは，災害時緊急輸送にかかる合理的な範囲内で，甲乙間で協議の上，決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙は，前条の費用について，甲に請求するものとする。

２　甲は，前項により請求があったときは，内容を確認し，甲の規定に基づき，その費用を乙に支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が，この協定に基づく業務に起因して死亡し，負傷し，または疾病にかかったときの災害補償については，労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（体制の整備）
第９条　甲及び乙は，災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善に努めるものとする。
（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ヶ月前までに，甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。
（協　議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１部を保有する。

平成２９年４月２４日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区下呉服町１番１号
日本通運株式会社
常務執行役員福岡支店長　横尾　行雄

災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（ヤマト運輸）

福岡市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は，次のとおり，災害時における支援物資の輸送等に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は，福岡市において地震，風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，災害応急対策に必要な生活必需品や資機材等の輸送業務が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時において，第４条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは，乙に対し，協力を要請する。

２　前項の規定による要請は，業務依頼書（様式第１号）により業務の内容を指定して行う。ただし，業務依頼書で要請するいとまがないときは，口頭で要請し，その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。

２　乙は，前項の業務を完了した場合は，速やかに，業務報告書（様式第２号）により，その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第４条　この協定により，甲が乙に対し協力を要請する業務は，次のとおりとする。

（１）甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣

（２）甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要となる機器（ロールボックス，平パレット，フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣

（３）甲が指定する物資の集積拠点と各避難所間の物資の輸送

（４）物資集積拠点としての営業所等の活用

（５）その他，甲が必要と認める事項

（車両運行への配慮）

第５条　甲は，乙が前条の業務を行う際には，乙の車両が優先車両として通行できるよう，関係機関と連携するものとする。

２　甲は，車両の運行に支障をきたさないよう，関係機関と連携して安全確保に努め，必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第６条　第３条第１項の規定により，乙が実施した業務に要した経費は，甲が負担する。

２　前項の費用は，災害救助法等の定めのあるものを除くほかは，災害時緊急輸送にかかる合理的な範囲内で，甲乙間で協議の上，決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）
第７条　乙は，前条の費用について，甲に請求するものとする。
２　甲は，前項により請求があったときは，内容を確認し，速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が，この協定に基づく業務に起因して死亡し，負傷し，または疾病にかかったときの災害補償については，労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（体制の整備）
第９条　甲及び乙は，災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善に努めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ヶ月前までに，甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈について，疑義が生じた場合は，甲乙間で誠意をもって協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

平成２９年４月２４日

甲　福岡県福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡県福岡市東区蒲田 3-27-16
ヤマト運輸株式会社　福岡主管支店
福岡主管支店長　髙橋　徹志

災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（佐川急便）

福岡市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は，次のとおり，災害時における支援物資の輸送等に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は，福岡市において地震，風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，災害応急対策に必要な生活必需品や資機材等の輸送業務が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時において，第４条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは，乙に対し，協力を要請する。

２　前項の規定による要請は，業務依頼書（様式第１号）により業務の内容を指定して行う。ただし，業務依頼書で要請するいとまがないときは，口頭で要請し，その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。

ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

２　乙は，前項の業務を完了した場合は，速やかに，業務報告書（様式第２号）により，その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第４条　本協定により，甲が乙に対し，協力を要請する業務は，次のとおりとする。

（１）甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣

（２）甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要となる機器（ロールボックス，平パレット，フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣

（３）甲が指定する物資の集積拠点と各避難所間の物資の輸送

（４）物資集積拠点としての営業所等の活用

（５）その他，甲が必要と求める事項

（車両運行への配慮）

第５条　甲は，乙が前条の業務を行う際には，車両を優先車両として，通行できるように配慮するものとする。

２　甲は，車両の運行に支障をきたさないよう，関係機関と連携して安全確保に努め，必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第６条　第３条第１項の規定により，乙が実施した業務に要した経費は，甲が負担する。

２　前項の費用は，災害救助法等の定めのあるものを除くほかは，災害時緊急輸送にかかる合理的な範囲内で，甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙は，前条の費用について，甲に請求するものとする。

２　甲は，前項により請求があったときは，内容を確認し，甲の規定に基づき，その費用を乙に支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が，この協定に基づく業務に起因して死亡し，負傷し，または疾病にかかったときの災害補償については，労働災害に関わる関係法令に定めるところによる

ものとする。

（体制の整備）

第９条　甲及び乙は，災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善に努めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ヶ月前までに，甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。

（協　議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１部を保有する。

平成２９年４月２４日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　福岡市東区箱崎ふ頭４丁目１２番５号
佐川急便　九州支店
九州支店長　　森　　裕一郎

災害時における救援物資の輸送等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と九州福山通運株式会社福岡支店（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における支援物資の輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な生活必需品や資機材等の輸送業務が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において、第４条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し、協力を要請する。

２　前項の規定による要請は、業務依頼書（様式第１号）により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。

２　乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに、業務報告書（様式第２号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第４条　本協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣

（２）甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要となる機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣

（３）甲が指定する物資の集積拠点と各避難所間の物資の輸送

（４）物資集積拠点としての営業所等の活用

（５）その他、甲が必要と認める事項

（車両運行への配慮）

第５条　甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として、通行できるように配慮するものとする。

２　甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第６条　第３条第１項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

２　前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時緊急輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

２　甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（体制の整備）
第９条　甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協定の破棄）
第10条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

（協議）
第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１部を保有する。

令和４年11月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区榎田一丁目５番８号
九州福山通運株式会社
福岡支店長　玉村　正隆

様式第１号（第２条関係）

防企第　　号
年　　月　　日

様

福　岡　市　長

担当　　局　　課（氏名）
連絡先

業　務　依　頼　書

「災害時における救援物資の輸送等に関する協定」第２条の規定に基づき、下記のとおり依頼します。

記

１．物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と指導者の派遣

作業場所	施設名		
	住　所		
	連絡先	担当者氏名	TEL FAX
取り扱い物資		品目	数量
		品目	数量
		品目	数量
		品目	数量
		品目	数量

２．物資の荷捌き業務に必要となる機器の貸与とその操作者の派遣

搬送先	施設名		
	住　所		
	連絡先	担当者氏名	TEL FAX
貸与機器 （該当する機器に○）		ロールボックス	
		平パレット	
		フォークリスト（操作者含む）	
		（その他）	

３．物資の輸送

搬送元	施設名		
	住　所		
	連絡先	担当者氏名	TEL FAX
搬送先	施設名		
	住　所		
	連絡先	担当者氏名	TEL FAX
搬送物資		品目	数量
		品目	数量
		品目	数量
		品目	数量
		品目	数量

４．物資集積拠点としての営業所等の活用

５．その他

様式第２号（第３条関連）

業　務　報　告　書

○○年○月○日付け防企　号に基づき、下記のとおり業務を実施したことを報告します。

年　　月　　日

○○○○○○○○○○

○　○　○　○　印

記

項　　目	内　　容
実施の期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
場　　所	施設名
荷捌き業務	指導者派遣人数　　名（延べ人数） 荷役提供者人数　　名（延べ人数）
機器の貸与	ロールボックス　　個 平パレット　　個 フォークリフト　　台 その他 （　　）
物資の輸送	使用車両数　　台
物資集積拠点の提供	施設名 住　所
その他	

災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人福岡県バス協会（以下「乙」という。）とは，次のとおり，災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は，地震，風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，被災者等に対して，より速やかかつ円滑な輸送業務等が実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時において，次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは，乙に対し，協力を要請する。

２　前項の規定による要請は，業務依頼書（様式第１号）により業務の内容及び期間を指定して行う。ただし，業務依頼書で要請するいとまがないときは，口頭で要請し，その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，優先的かつ速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。

２　乙は，前項の業務を完了した場合は，速やかに，業務報告書（様式第２号）により，その業務内容を甲に報告するものとする。

（業務内容）

第４条　本協定により，甲が乙に対し，協力を要請する業務は，次のとおりとする。

（１）被災者（滞留者を含む）の輸送業務

（２）ボランティアの輸送業務

（３）災害応急対策に必要な要員，資機材等の輸送業務

（４）その他バスによる支援業務

（車両運行への配慮）

第５条　甲は，乙が前条の業務を行う際には，車両を優先車両として，通行できるように配慮するものとする。

２　甲は，バスの運行に支障をきたさないよう，関係機関と連携して安全確保に努め，必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第６条　第３条第１項の規定により乙が実施した業務に要した経費は，甲が負担する。

２　前項の費用は，当該業務を行うために要する通常の実費とし，甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙は，前条の費用について，甲に請求するものとする。

２　甲は，前項により請求があったときは，内容を確認し，甲の規定に基づき，その費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第８条　乙の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バスを交換して、その供給を継続するよう努めなければならない。

２　乙は，バスの運行に際し，事故が発生したときは，甲に対し，速やかにその状況を報告しなければならない。

（乗客及び第三者に対する責任）

第９条　乙に属する各事業所においては、バスの運行に際し、自らの責に帰する理由により、乗客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

２　乗客及び第三者に損害を与えたときの起因が明らかに災害による場合においては、甲の負担とする。

３　責の所在が不明確な場合においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　甲は，この協定に基づく業務の実施により，当該業務に従事した者が死亡その他の事故により，損害を受けたときは，災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡　市条例第２３号）の規定に基づき，当該損害を補償する。
（体制の整備）
第 11 条　甲及び乙は，災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善を努めるものとする。
（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ヶ月前までに，甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。
（協　議）
第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１部を保有する。

平成２２年　３月　２５日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　吉　田　　宏

乙　福岡市博多区博多駅東三丁目 10 番 17 号
社団法人福岡県バス協会
会　　長　　竹　島　和　幸

災害時における遺体の搬送に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は，災害時における遺体の搬送に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，福岡市内において風水害，地震または大規模な事故等により多数の死者が一時的または集中的に発生した場合（以下「災害時」という。）において，迅速かつ円滑な遺体の搬送を実施するため，必要な手続き等について定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時における遺体の搬送について，市内の業者だけでは対処できないときは，乙に対し，協力を要請するものとする。この場合において，乙は，やむを得ない事由のない限り，可能な範囲において，甲の指示に従いこれに協力するものとする。

（要請の方法）

第３条　前条の協力の要請は，次に掲げる事項を記載した文書を送付することにより行う。ただし，やむを得ない場合は，電話またはファクシミリ等により行い，その後速やかに文書を送付するものとする。

（１）　協力を要請する理由

（２）　協力を要請する内容（車両数等）

（３）　協力を要請する期日及び場所

（４）　その他，協力を要請するために必要な事項

（報告）

第４条　乙は，第２条の協力をしたときは，次に掲げる事項を記載した文書により，甲に報告するものとする。

（１）　遺体の搬送に使用した車両の数，及びこれに従事した者の所属及び氏名

（２）　その他，甲が乙に要請し実施した事項

（経費の請求）

第５条　乙は，前条の報告に係る協力に要した経費について，積算の根拠を示す業務実績表を添付して，甲に対し，甲が指定する方法により請求することができる。

２　乙は，第２条の協力の範囲を超えて実施した行為に要した経費については，甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第６条　甲は，前条第１項の請求があったときは，第４条の報告に係る協力が，甲が要請した内容と相違ないことを確認のうえ，乙に対し，当該経費を速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第７条　遺体の運搬に要した経費は，災害時直前の市場の適正価格及び福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）別表第２に定める費用の限度額を参考にして，甲乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第８条　乙は，災害時に迅速かつ円滑な協力ができるよう，広域的な応援体制及び情報の収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）
第９条　この協定を迅速かつ円滑に実施するため，次のとおり甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置く。
（１）　甲　総合調整関係　市民局防災・危機管理部防災・危機管理課長
　　遺体搬送関係　保健福祉局生活衛生部生活衛生課長
（２）　乙　一般社団法人　全国霊柩自動車協会　福岡県霊柩自動車協会長
（協会員名簿の提出）
第 10 条　乙は，第２条の協力の要請に応じることができる乙の会員名簿を，毎年３月末日までに甲に提出するものとする。
（災害時の情報提供）
第 11 条　乙は，第２条の協力の活動中に現認した災害情報を，積極的に甲に提供するよう努めるものとする。
（協議）
第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じた事項については，その都度甲乙協議のうえ，定めるものとする。
（効力）
第 13 条　この協定は，協定締結の日から施行し，甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き，その効力を継続する。

この協定の成立を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成 29 年 2 月 22 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
　　福岡市

　　福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　東京都新宿区四谷三丁目２番５号
　　全日本トラック総合会館２階
　　一般社団法人　全国霊柩自動車協会

　　会　長　　小西　幸治

災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は，福岡市地域防災計画に基づき，福岡市内において災害が発生した場合において，災害廃棄物の収集・運搬に関し，福岡市（以下「甲」という。）が，福岡市環境事業協会（以下「乙」という。）及び協同組合福岡市事業用環境協会（以下「丙」という。）に協力要請する場合の必要な事項を定め，もって災害に対し迅速かつ的確に対応し，被災した地域の生活環境が速やかに回復することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物」とは，本市内の一般世帯，避難所及び事業所から災害に伴い排出される一般廃棄物をいう。ただし，し尿，倒壊及び焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する廃棄物等を除く。

（協力要請）

第３条　甲は，災害時における災害廃棄物の収集・運搬について乙及び丙に協力を要請する。

（処理等の実施）

第４条　乙及び丙は，甲から要請があったときは，必要な人員，車両を確保し，災害廃棄物の収集・運搬に可能な限り協力するものとする。

２　乙及び丙は，災害廃棄物の収集・運搬に当たっては，次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し，その分別に努めること。

(3) 災害廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。

(4) 関係法令等を遵守し，第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（情報の提供）

第５条　甲は，災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように，乙及び丙に市内の被災，復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

２　乙及び丙は，災害廃棄物の収集・運搬に関し，対応可能な協会員の状況を甲へ報告するものとする。

（協力要請の手続き，実施報告）

第６条　協力要請の手続き及び実施報告に関しては，甲が別に定める「災害発生時の事務取扱い」によるものとする。

（費用等）

第７条　第３条に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の収集・運搬に要した費用については，次のとおりとする。

(1) 公園や避難所等の一時集積場所から運搬する場合は，当該年度に締結している「堆積ごみ運搬業務委託契約」に基づいて甲が乙及び丙に支払うものとする。

(2) 可燃性ごみの定期収集と同時に収集・運搬する場合は，甲と乙が当該年度に締結している「可燃性ごみ収集運搬業務委託契約」の委託業務内容に含まれるものとする。

（有効期間）

第８条　本協定は，協定締結の日からその効力を有するものとし，甲，乙または丙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めるもののほか必要な事項については，その都度甲，乙及び丙とで協議し定めることとする。

この協定を証するため，本協定書３通を作成し，甲，乙，丙各１通保有するものとする。

平成２５年８月１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
　　福岡市長　　髙 島　宗 一 郎

乙　福岡市中央区六本松三丁目１１番４１号
　　福岡市環境事業協会
　　理事長　　川　鍋　孝　正

丙　福岡市中央区大名二丁目２番５０号
　　協同組合福岡市事業用環境協会
　　代表理事　　南　　利　昭

災害廃棄物の処理等に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は，福岡市内において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し，又は発生する恐れがある場合において，福岡市（以下「甲」という。）が，福岡市地域防災計画に基づき，災害廃棄物の撤去，収集・運搬及び処分に関し，公益社団法人福岡県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において，「災害廃棄物」とは，災害により倒壊，焼失した建築物の解体撤去に伴って発生する木くず，コンクリート塊，金属くず等又はこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は，次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について，第５条の手続きにより，乙に協力を要請する。

（１）災害廃棄物の撤去

（２）災害廃棄物の収集・運搬

（３）災害廃棄物の処分

（４）前各号に伴う必要な事業

（情報の提供）

第４条　甲は，災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように，乙に福岡市内の被災，復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

２　乙は，災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第５条　甲は，協力の要請に当たっては，次の各号に掲げる事項を書面で乙に通知する。ただし，書面により難い場合は，口頭で要請し，後に速やかに書面で通知するものとする。

（１）協力を要請する災害廃棄物の処理等の内容

（２）災害廃棄物の種類及び量

（３）収集運搬車両の種類・規格・台数等

（４）出動希望日時

（５）収集場所及び処分場所

（６）その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第６条　乙は，甲から協力の要請があったときは，必要な人員，車両，資機材等を調達し，甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

２　乙は，災害廃棄物の処理等に当たっては，次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（１）周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。

（２）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し，その分別に努めること。

（実施報告）
第７条　乙は，災害廃棄物の処理等を実施したときは，次の各号に掲げる事項を書面で甲に報告するものとする。
（１）実施した災害廃棄物の処理等の内容
（２）災害廃棄物の種類及び量
（３）収集運搬車両の種類・規格・台数等
（４）出動日時
（５）収集場所及び処分場所
（６）その他必要な事項

（費用等）
第８条　第３条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については，甲が負担するものとする。

（連絡窓口）
第９条　この協定に関する窓口は，甲においては福岡市環境局循環型社会推進部循環型社会計画課，乙においては公益社団法人福岡県産業廃棄物協会事務局とする。

（協会員の状況等の報告）
第１０条　乙は，この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう，会員の収集運搬車両の確保台数等の状況を毎年５月末までに甲に報告するものとする。ただし，甲が必要と認めた場合は，乙に随時報告を求めることができる。

（協議）
第１１条　この協定に定めるもののほか必要な事項については，その都度甲と乙で協議し定めることとする。

この協定を証するため，本書を２通作成し，甲乙各１通保有するものとする。

平成２９年４月１日

甲　福岡県福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　福岡県福岡市博多区吉塚本町１３番４７号
公益社団法人　福岡県産業廃棄物協会
会　　長　　鎌田　幸男

災害時における協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は，災害時における協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，福岡市内において風水害，地震または大規模な事故等により多数の死者が一時的または集中的に発生した場合（以下「災害時」という。）において，迅速かつ円滑な応急対策を実施するため，必要な手続き等について定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時において，次に掲げる事項について，市内の業者だけでは対処できないときは，乙に対し，協力を要請するものとする。この場合において，乙は，やむを得ない事由のない限り，可能な範囲において，甲の指示に従いこれに協力するものとする。

（１）　遺体の収容及び安置に必要な資機材（内張棺，骨壺等）及び消耗品（ドライアイス等）ならびにこれらに係る作業等の役務

（２）　遺体を安置する施設（葬祭式場等）の提供

（３）　その他，甲の要請により乙が応じることのできる事項

（要請の方法）

第３条　前条の協力の要請は，次に掲げる事項を記載した文書を送付することにより行う。ただし，やむを得ない場合は，電話またはファクシミリ等により行い，その後速やかに文書を送付するものとする。

（１）　協力を要請する理由

（２）　協力を要請する内容

（３）　協力を要請する期間

（４）　その他，協力を要請するために必要な事項

（報告）

第４条　乙は，第２条の協力をしたときは，次に掲げる事項を記載した文書により，甲に報告するものとする。

（１）　遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品の数量ならびにこれらに係る作業等に従事した者の所属及び氏名

（２）　遺体を安置した施設において使用した部屋の数及び使用日数

（３）　その他，甲の要請に応じて実施した事項

（経費の請求）

第５条　乙は，前条の報告に係る協力に要した経費について，甲に対し，甲が指定する方法により請求することができる。

２　乙は，第２条の協力の範囲を超えて実施した行為に要した経費については，甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第６条　甲は，前条第１項の請求があったときは，第４条の報告に係る協力が，甲が要求した内容と相違ないことを確認のうえ，乙に対し，当該経費を速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第７条　遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品ならびに遺体を安置した施設の使用料等の経費は，災害時直前の市場の適正価格及び福岡県災害救助法施行細則（昭和 40 年福岡県規則第 44 号）別表第２に定める費用の限度額を参考にして，甲乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）
第８条　乙は，災害時に迅速かつ円滑な協力ができるよう，広域的な応援体制及び情報の収集伝達体制の整備に努めるものとする。
（連絡責任者）
第９条　この協定を迅速かつ円滑に実施するため，次のとおり甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置く。
（１）　甲　総合調整関係　市民局防災・危機管理部防災・危機管理課長
　　葬祭用品関係　保健福祉局生活衛生部生活衛生課長
（２）　乙　一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会　九州ブロック担当理事
　　株式会社サンレー　代表取締役　　佐久間　庸和
（会員名簿の提出）
第 10 条　乙は，第２条の協力の要請に応じることができる乙の会員名簿を，毎年３月末日までに甲に提出するものとする。
（災害時の情報提供）
第 11 条　乙は，第２条の協力の活動中に現認した災害情報を，積極的に甲に提供するよう努めるものとする。
（協議）
第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じた事項については，その都度甲乙協議のうえ，定めるものとする。
（効力）
第 13 条　この協定は，協定締結の日から施行し，甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き，その効力を継続する。

この協定の成立を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成 29 年 2 月 22 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市

福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　東京都港区新橋一丁目 18 番 16 号
日本生命新橋ビル９階
一般社団法人　全日本冠婚葬祭互助協会

会　長　　齋藤　斎

災害時における協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は，災害時における協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，福岡市内において風水害，地震または大規模な事故等により多数の死者が一時的または集中的に発生した場合（以下「災害時」という。）において，迅速かつ円滑な応急対策を実施するため，必要な手続き等について定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時において，次に掲げる事項について，市内の業者だけでは対処できないときは，乙に対し，協力を要請するものとする。この場合において，乙は，やむを得ない事由のない限り，可能な範囲において，甲の指示に従いこれに協力するものとする。

（１）　遺体の収容及び安置に必要な資機材（内張棺，骨壺等）及び消耗品（ドライアイス等）ならびにこれらに係る作業等の役務

（２）　遺体を安置する施設（葬祭式場等）の提供

（３）　その他，甲の要請により乙が応じることのできる事項

（要請の方法）

第３条　前条の協力の要請は，次に掲げる事項を記載した文書を送付することにより行う。ただし，やむを得ない場合は，電話またはファクシミリ等により行い，その後速やかに文書を送付するものとする。

（１）　協力を要請する理由

（２）　協力を要請する内容

（３）　協力を要請する期間

（４）　その他，協力を要請するために必要な事項

（報告）

第４条　乙は，第２条の協力をしたときは，次に掲げる事項を記載した文書により，甲に報告するものとする。

（１）　遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品の数量ならびにこれらに係る作業等に従事した者の所属及び氏名

（２）　遺体を安置した施設において使用した部屋の数及び使用日数

（３）　その他，甲の要請に応じて実施した事項

（経費の請求）

第５条　乙は，前条の報告に係る協力に要した経費について，甲に対し，甲が指定する方法により請求することができる。

２　乙は，第２条の協力の範囲を超えて実施した行為に要した経費については，甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第６条　甲は，前条第１項の請求があったときは，第４条の報告に係る協力が，甲が要求した内容と相違ないことを確認のうえ，乙に対し，当該経費を速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第７条　遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品ならびに遺体を安置した施設の使用料等の経費は，災害時直前の市場の適正価格及び福岡県災害救助法施行細則（昭和 40 年福岡県規則第 44 号）別表第２に定める費用の限度額を参考にして，甲乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）
第８条　乙は，災害時に迅速かつ円滑な協力ができるよう，広域的な応援体制及び情報の収集伝達体制の整備に努めるものとする。
（連絡責任者）
第９条　この協定を迅速かつ円滑に実施するため，次のとおり甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置く。
（１）　甲　総合調整関係　市民局防災・危機管理部防災・危機管理課長
　　葬祭用品関係　保健福祉局生活衛生部生活衛生課長
（２）　乙　福岡県葬祭業協同組合理事長
（組合員名簿の提出）
第 10 条　乙は，第２条の協力の要請に応じることができる乙の会員名簿を，毎年３月末日までに甲に提出するものとする。
（災害時の情報提供）
第 11 条　乙は，第２条の協力の活動中に現認した災害情報を，積極的に甲に提供するよう努めるものとする。
（協議）
第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じた事項については，その都度甲乙協議のうえ，定めるものとする。
（効力）
第 13 条　この協定は，協定締結の日から施行し，甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き，その効力を継続する。

この協定の成立を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成 29 年 2 月 22 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市

福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　太宰府市観世音寺一丁目 11 番１号
ヴォルフスガルテン太宰府 608
福岡県葬祭業協同組合
理事長　髙鍋　年明

災害時における他都市からの応援職員等の宿泊施設等の確保に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と旅行業者は，次のとおり，災害時における他都市からの応援職員等の宿泊施設等の確保に関する協定を締結する。

（目　的）
第１条　この協定は，地震，風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が宿泊施設並びに避難場所を迅速かつ円滑に確保できるようにすることを目的とする。

（旅行業者）
第２条　この協定で「旅行業者」（以下「乙」という。）とは，次の各号に揚げるものをいう。
一　株式会社 JTB 九州（以下，「乙１」という。）
二　株式会社日本旅行（以下，「乙２」という。）
三　株式会社近畿日本ツーリスト九州（以下，「乙３」という。）
四　西鉄旅行株式会社（以下，「乙４」という。）

（協力の要請）
第３条　甲は，災害時において，第５条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは，乙に対し，協力を要請する。
２　前項の規定による要請は，協力要請書（様式第１号）により行う。ただし，協力要請書で要請するいとまがないときは，口頭で要請し，その後速やかに協力要請書を送付するものとする。

（協力の実施）
第４条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の会員企業の業務に支障のない範囲において，甲に対し，可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。
２　乙は，前項の業務を完了した場合は，速やかに，実施報告書（様式第２号）により，その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）
第５条　この協定により，甲が乙に対し協力を要請する業務は，次のとおりとする。
（１）災害救助並びに災害復旧業務等に従事する，他都市からの応援職員の宿泊施設の確保
（２）被災した要配慮者の避難場所として活用する宿泊施設の確保
（３）災害救助並びに災害復旧業務等に従事するため，被災自治体へ派遣される甲の職員の宿泊施設の確保
（４）その他，甲と乙が協議し，必要と認める事項

（宿泊施設等に関する情報提供）
第６条　乙は甲の要請に基づき確保する宿泊施設等に関して，宿泊可能人員，食事・入浴提供の可否，駐車場の有無などの情報を甲に対して提供するものとする。

（協定の実施範囲）
第７条　第５条第１項第１号並びに第２号に定める宿泊施設等の確保の範囲は，原則として福岡県内及びその近郊とする。
２　第５条第１項第３号に定める宿泊施設の確保の範囲は，原則として被災自治体内及びその近郊とする。

（個人情報の取り扱い）
第８条　乙は，本協定の履行を通じて知りうるすべての個人情報について，適切な管理を行うものとする。

（経費負担）
第９条　乙が第５条第１項第１号に定める業務を実施するのに要する経費は，宿泊施設を利用した者が負担するものとする。
２　乙が第５条第１項第２号から第４号までに定める業務を実施するのに要する経費は，甲が負担するものとする。
３　前項の費用は，災害救助法等の定めのあるものを除くほかは，災害時の施設確保にかかる合理的な範囲内で，甲乙間で協議の上，決定するものとする。

（体制の整備）
第１０条　甲及び乙は，災害時の宿泊施設等の確保に支障をきたさないよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善に努めるものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ヶ月前までに，甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。

（協　議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈について，疑義が生じた場合は，甲乙間で誠意をもって協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，本書５通を作成し，各通に構成員が記名押印の上，各自１通を保有する。

平成３０年１月３０日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙１　福岡市中央区長浜１−１−35
株式会社 JTB 九州
代表取締役社長　古田　和吉

乙２　福岡市博多区博多駅前３丁目２番１号
株式会社日本旅行
執行役員九州営業本部長　吉田　賢

乙３　福岡市博多区綱場町２−21　福岡ＭＤビル９階
株式会社近畿日本ツーリスト九州
代表取締役社長　中津　功

乙４　福岡市中央区薬院３−16−26
西鉄旅行株式会社
代表取締役社長　瀬口　龍也

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは，災害時におけるボランティア活動に関し，次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定書は，福岡市地域防災計画に基づき，災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動に関する協力体制について，必要な事項を定めるものとする。

（災害ボランティアセンターの設置）

第２条　甲は，災害が発生し，ボランティア活動の調整を行う必要があると認めた場合は，乙と協議の上，災害ボランティアセンター（以下，「センター」という。）を設置する。

（連携及び協力）

第３条　甲と乙は，相互に連携・協力し，センターの設置・運営に関し，必要な業務を実施するものとする。

（センターの業務）

第４条　乙は，センターが設置された場合は，直ちにボランティア活動を支援するため，甲と連携して次に掲げる業務を開始する。

（１）市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること

（２）ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること

（３）ボランティア募集等の情報発信

（４）センター及びボランティアに関する各種相談，問い合わせに関すること

（５）ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること

（６）関係機関及び団体等との連絡調整及び職員派遣の要請に関すること

（７）その他，センター運営にあたり必要と認められる業務

（設置場所）

第５条　センターの設置場所は，福岡市市民福祉プラザ内とする。ただし，当該施設が り災する等設置することが困難な場合は，甲乙協議を行い，甲がこれに代わる場所を確保するものとする。

２　甲は，著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置の必要性を認めたときは，乙と協議の上，設置場所の確保に努める。

（センターの設置期間）

第６条　センターの設置期間については，甲乙協議を行い，甲が決定する。

（平常時の協力）

第７条　甲と乙は，平常時から相互に協議，連携し，ボランティア団体，地域住民，防災関係機関等との良好な関係の維持に努め，センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

２　甲と乙は，災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるように，互いに協力して，災害ボランティア及びボランティアコーディネーターの養成を行うものとする。

（要員の確保等）

第８条　センターの運営に必要な人員は，甲乙協力して確保するものとする。

２　乙は，センターの運営に必要な災害ボランティア及びボランティアコーディネーターの連絡・調整を行う。

（資機材等の確保）

第９条　甲と乙は，災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して，確保するものとし，必要な経費は甲が負担する。

（費用負担）

第１０条　センターの運営に関し，次に掲げる費用は甲が負担するものとする。

（１）センターの運営に従事した乙の職員の人件費

（２）事務用品購入等にかかる事務費

（３）通信機器のリース費用，通信費

（４）前各号に掲げるもののほか，甲乙が必要と認めるもの

２　乙は，業務終了後，当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（保険の加入）

第１１条　災害応急及び復興活動に関し，ボランティアは，ボランティア活動保険に加入するものとする。

２　前項のボランティア活動保険の保険料は，甲が負担する。ただし，福岡県共同募金会の災害支援制度等，他に利用できる制度や施策がある場合は，これらを優先して利用するものとする。

（業務報告）

第１２条　乙は，センターの業務について，必要に応じて，速やかに甲に報告するものとする。

（その他）

第１３条　この協定に定めのない事項又は，この協定に関し疑義が生じたときは，甲乙協議の上，これを定める。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。ただし，期間満了の日から１か月までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。

この協定を証するため，本協定書を２通作成し，甲乙記名押印の上，各１通を保有する。

平成２１年　４　月２８日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　　吉田　　宏

乙　福岡市中央区荒戸三丁目３番３９号

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会

会　　長　　本田　　正寛

災害時の避難所支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡クリスマスマーケット実行委員会事務局（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が設置した避難所における支援等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第１条　甲は、福岡市内で災害が発生し、福岡市地域防災計画における受援計画を発動した場合で必要がある場合は、乙に対し、避難所支援を要請することができる。

（支援の範囲）

第２条　甲が、乙に要請できる支援の範囲は、次のとおりとする。

(1) 甲が設置する大規模避難所における炊出し

(2) その他甲が必要とし、乙が承認した事項

（要請及び回答の方法）

第３条　第１条の規定に基づく要請及びその回答は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

２　前項ただし書きの場合において、要請及び回答は、電話その他適切な方法によるものとし、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第４条　乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、要請事項に対して可能な限り措置するものとする。

（費用等）

第５条　第２条の支援に係る費用は，乙が負担する。

（支援の状況報告）

第６条　乙は第１条の規定に基づく要請により必要な支援をした場合は、書面により甲に報告するものとする。

（連絡責任者の報告）

第７条　甲と乙は、本協定に係る連絡担当者を相手方に報告し、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第８条　本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、定める。

（有効期間）
第９条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（解約）
第 10 条　本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成 30 年 12 月 10 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区博多駅東一丁目 10 番 53-401 号
福岡クリスマスマーケット実行委員会事務局
株式会社　Mr.ヴァイナハツマン
代表取締役社長　　佐伯　岳大

災害ボランティア活動の連携支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人福岡災害レジリエンス研究室（以下「丙」という。）は、NPO 等のボランティア団体による災害支援活動の円滑な推進に向けて、平時及び災害時における相互の連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙及び丙が平時及び災害時において相互に連携・協力することにより、NPO 等のボランティア団体による支援活動が円滑かつ効果的に行われ、もって福岡市内における被災者支援及び地域の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　本協定の対象とする災害は、福岡市に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、暴風、豪雨、洪水等による災害で、その程度が甚大なものが生じた時又は生じるおそれがある時とする。ただし、これ以外の災害についても、甲、乙及び丙が協議のうえ対象とすることができる。

（平時の連携・協力）

第３条　甲、乙及び丙は、平時から以下の事項について相互に連携・協力に努めるものとする。

（１） 顔の見える関係づくりによる信頼関係の構築

（２） 研修、訓練、啓発活動等における相互協力

（３） 災害支援活動の事後検証及び課題の共有

（４） 災害時対応に向けた事前協議及び取り決めの確認

（５） 災害支援活動において連携した対応が求められる多様な主体を含むネットワークの形成支援

（６） その他、目的達成のために必要な事項

（災害時の連携・協力）

第４条　甲、乙及び丙は、災害時において、以下の事項について速やかに連携・協力する。

（１） 被災状況の把握及び、災害支援活動において連携した対応が求められる多様な主体への情報共有

（２） 地域団体と連携した支援ニーズの集約及び調整

（３） 災害発生時に甲が設置する災害対策本部会議または関係部局による会議に、乙及び丙は必要に応じて出席し、中間支援機能を担う立場として情報共有及び調整に協力する。

（４） 丙は、災害発生時において、NPO や企業等の支援団体や関係機関との情報共有の場（情報共有会議等）を甲及び乙と連携して開催し、その調整支援を行う。

（５） 丙は、乙が運営する災害ボランティアセンターの円滑な運営等に協力を行う。

（６） その他、目的達成のために必要な事項

（費用負担）

第５条　災害時の連携・協力において、次に掲げる費用は甲が負担するものとする。

（１）災害時の連携・協力に従事した乙及び丙の職員の人件費

（２）前号に掲げるもののほか、甲、乙、及び丙が必要と認めるもの

２　乙及び丙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。ただし、前条第５号にかかる費用については、甲と乙が平成 21 年 4 月 28 日に締結した「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき、乙は甲に請求するものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲、乙及び丙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲、乙及び丙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに 1 年間継続更新し、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書３通を作成し、甲、及び乙及び丙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和７年 12 月３日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番 1 号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区荒戸三丁目３番 39 号
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
会長　谷川　浩道

丙　福岡市中央区天神二丁目 14 番２号
福岡証券ビル８階 三好不動産内
特定非営利活動法人
福岡災害レジリエンス研究室
代表理事　平川　文

21大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市，仙台市，さいたま市，千葉市，東京都，川崎市，横浜市，相模原市，新潟市，静岡市，浜松市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，岡山市，広島市，北九州市，熊本市及び福岡市（以下「大都市」という。）は，大都市において災害が発生し，災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に，被災都市の要請にこたえ，災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき，相互に救援協力し，被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため，次のとおり協定する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は，次のとおりとする。

（１）　食料，飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

（２）　被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

（３）　救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供

（４）　救助及び応急復旧に必要な医療系職，技術系職，技能系職等職員の派遣

（５）　前各号に掲げるもののほか，特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は，原則として，次の事項を明らかにし，第５条に定める連絡担当部局を通じて，口頭，電話又は電信により応援を要請し，後日，速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては，物資等の品名，数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては，職員の職種及び人員

（４）　応援場所及び応援場所への経路

（５）　応援の期間

（６）　前各号に掲げるもののほか，必要な事項

（実施）

第３条　応援を要請された都市は，極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　被災都市以外の都市は，通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で，緊急に応援を行う必要があると認められるときは，自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

３　自主出動した都市は，応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

４　自主出動した都市は，応援に必要な情報の収集をし，その情報を被災都市に提供する。また，応援活動にあたっては，自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は，原則として応援要請都市の負担とする。

２　前条第２項に定める応援に要した経費の負担は，応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

３　応援要請都市が，第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく，かつ，応援要請都市から要請があった場合は，応援都市は，一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第５条　大都市は，あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め，災害が発生したときは，速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第６条　大都市は，この協定に基づく応援が円滑に行われるよう，毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は，大都市が協議して定めるものとする。

第８条　この協定を証するため，本協定書２０通を作成し，各都市は記名押印の上，各１通を保有する。

附　則
１　この協定は，昭和６１年１０月２３日から効力を生ずる。
２　次に掲げる覚書は，廃止する。
（１）　大阪市，名古屋市，京都市，横浜市，神戸市，北九州市，札幌市，川崎市，福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書　（昭和３５年５月１３日締結）
（２）　東京都，川崎市，横浜市，名古屋市，京都市，大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和５０年６月６日締結）

附　則
１　この協定は，平成２年２月２２日から効力を生ずる。
２　「１１大都市災害時相互応援に関する協定」は，廃止する。

附　則
１　この協定は，平成５年１月２６日から効力を生ずる。
２　「１２大都市災害時相互応援に関する協定」は，廃止する。

附　則
１　この協定は，平成９年３月３１日から効力を生ずる。

附　則
１　この協定は，平成１５年４月１日から効力を生ずる。
２　「１３大都市災害時相互応援に関する協定」は，廃止する。

附　則
１　この協定は，平成１７年４月１日から効力を生ずる。
２　「１４大都市災害時相互応援に関する協定」は，廃止する。

附　則
１　この協定は，平成１８年４月１日から効力を生ずる。
２　「１５大都市災害時相互応援に関する協定」は，廃止する。

附　則
１　この協定は，平成１９年４月１日から効力を生ずる。
２　「１６大都市災害時相互応援に関する協定」は，廃止する。

附　則
１　この協定は，平成２１年４月１日から効力を生ずる。
２　「１８大都市災害時相互応援に関する協定」は，廃止する。

附　則
１　この協定は，平成２２年４月１日から効力を生ずる。
２　「１９大都市災害時相互応援に関する協定」は，廃止する。

附　則
１　この協定は，平成２４年１０月１日から効力を生ずる。
２　「２０大都市災害時相互応援に関する協定」は，廃止する。

２１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は，２１大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき，協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条により大都市は，相互応援のための連絡担当局部課名，担当責任者及び同補助者の職氏名，電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第３条　協定第４条第１項に定める経費のうち，協定第１条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については，次のとおりとする。

（１）　応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は，応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

（２）　応援職員が応援業務により負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は，応援都市の負担とする。ただし，被災地において応急治療する場合の治療費は，応援要請都市の負担とする。

（３）　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において，その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が，応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

（４）　前３号に定めるもののほか，応援職員の派遣に要する経費については，応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

２　応援職員は，応援都市名を表示する腕章等の標識を付け，その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は，災害の状況に応じ，必要な被服，当座の食糧等を携行するものとする。

４　応援要請都市は，災害の状況に応じ，応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第４条　応援都市は，協定第４条第３項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は，次に定めるところにより算出した額について，応援要請都市に請求する。

（１）　備蓄物資及び調達物資については，当該物資の購入費及び輸送費

（２）　車両，舟艇，機械器具等については，借上料，燃料費，輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　前項に定める請求は，応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により，担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

３　前２項の規定により難いときは，応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

（幹事都市）

第５条　協定の運用に係る所掌事務は，幹事都市において処理し，幹事都市は，別表１に掲げる輪番により１会計年度の間これに当たるものとする。

２　幹事都市の次順の都市を，副幹事都市とし，幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは，これを代行する。

３　前２項によりがたい場合は，大都市が協議して定める。

（幹事都市の所掌事務）

第６条　幹事都市は，協定の円滑な運用に資するため，次の事務を行う。

（１）　協定第５条に定める連絡担当部局の大都市への周知

（２）　協定第６条に定める大都市相互の資料の交換の促進

（３）　協定第７条の定めによる大都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整

（４）　防災に関する大都市間の会議の開催等

（５）　応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

（６）　被災都市から要請のあった事項

（応援都市）
第７条　応援都市は，応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。
２　応援都市は，応援に必要な情報を得たときは，その旨を幹事都市に連絡するものとする。

（会議及び訓練の実施）
第８条　大都市は，防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附　則
１　この実施細目は，協定の発効日から適用する。
２　「１１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は，廃止する。

附　則
１　この実施細目は，協定の発効日から適用する。
２　「１２大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は，廃止する。

附　則
１　この実施細目は，協定の発効日から適用する。
２　「１３大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は，廃止する。

附　則
１　この実施細目は，協定の発効日から適用する。
２　「１４大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は，廃止する。

附　則
１　この実施細目は，協定の発効日から適用する。
２　「１５大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は，廃止する。

附　則
１　この実施細目は，協定の発効日から適用する。
２　「１６大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は，廃止する。

附　則
１　この実施細目は，協定の発効日から適用する。
２　「１８大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は，廃止する。

附　則
１　この実施細目は，協定の発効日から適用する。
２　「１９大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は，廃止する。

附　則
１　この実施細目は，協定の発効日から適用する。
２　「２０大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は，廃止する。

別表１　（第５条関係）

順	都　市　名	順	都　市　名
１	福　岡　市	１２	岡　山　市
２	堺　　市	１３	相 模 原 市
３	東　京　都	１４	熊　本　市
４	大　阪　市	１５	仙　台　市
５	川　崎　市	１６	神　戸　市
６	京　都　市	１７	さいたま市
７	横　浜　市	１８	広　島　市
８	名 古 屋 市	１９	千　葉　市
９	新　潟　市	２０	札　幌　市
１０	北 九 州 市	２１	静　岡　市
１１	浜　松　市		

順は，平成２５年度を１とする。

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

（目的）

第１条　この協定は，福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し，被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において，災対法第67条第１項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう，福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し，相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）食料，飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両，舟艇等の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な医療職，技術職，技能職等の職員の派遣

（５）被災者の一時収容のための施設の提供

（６）被災傷病者の受入れ

（７）遺体の火葬のための施設の提供

（８）ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供

（９）ボランティアの受付及び活動調整

（10）前各号に定めるもののほか，特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町村の長は，個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には，次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

（１）被害の状況

（２）応援の種類

（３）応援の具体的な内容及び必要量

（４）応援を希望する期間

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村の長は，複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には，前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし，知事は，他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

３　応援を受けた被災市町村の長は，応援を実施した市町村の長に対し，後日速やかに要請文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は，応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し，その後直ちに応援を実施するものとする。ただし，特別な事情により応援できない場合は，その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

２　前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は，受諾の可否を速やかに決定し，応援の可否及び応援を実施する場合は，その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

（自主応援）

第５条　被災市町村の長から応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても，被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は，自主的に応援を行うものとする。

２　前項の場合において，応援を行おうとする市町村の長は，応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに，応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

（応援の調整）

第６条　知事は，前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した費用は，応援を受けた市町村で負担するものとする。

２　応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは，応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は，当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定によりがたいときは，その都度，関係市町村間で協議して定める。

（情報の交換等）

第８条　市町村は，この協定に基づく応援が円滑に行われるよう，必要な情報等を相互に交換するとともに，平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項については，その都度協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は，平成１７年４月２６日から施行する。

２　この協定の成立は，県内全市町村長の同意書をもって証する。

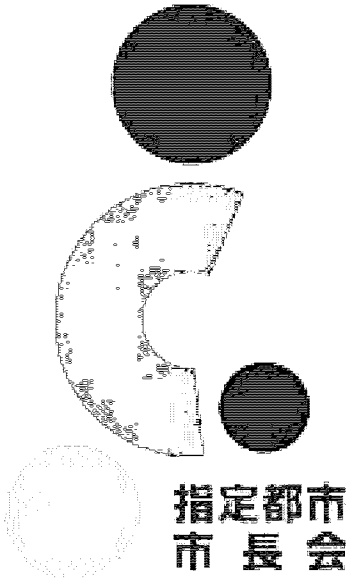
1）２１大都市連絡先

都市名	連絡担当	電話	ＦＡＸ
札幌市	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課	011-211-3062	011-218-5115
仙台市	危機管理室危機管理課	022-214-8519	022-214-8096
さいたま市	総務局危機管理部防災課	048-829-1126	048-829-1978
千葉市	総務局危機管理課	043-245-5151	043-245-5597
東京都	総務局総合防災部防災対策課	03-5388-2561	03-5388-1260
川崎市	総務局危機管理室	044-200-2840	044-200-3972
横浜市	総務局危機管理課	045-671-2171	045-641-1677
新潟市	危機管理防災局危機対策課	025-226-1146	025-224-0768
静岡市	総務局危機管理総室	054-221-1012	054-254-2100
相模原市	危機管理局危機管理課	042-769-8208	042-769-8326
浜松市	危機管理監危機管理課	053-457-2537	053-457-2530
名古屋市	防災危機管理局統括課	052-972-3584	052-962-4030
京都市	行財政局防災危機管理室	075-212-6792	075-212-6790
大阪市	危機管理室	06-6208-7388	06-6202-3776
堺市	危機管理室	072-228-7605	072-222-7339
神戸市	危機管理室	078-322-6487	078-322-6031
岡山市	危機管理室	086-803-1082	086-234-7066
広島市	危機管理室危機管理課	082-504-2653	082-504-2802
北九州市	危機管理室危機管理課	093-582-2110	093-582-2112
熊本市	総務局危機管理防災総室	096-328-2490	096-359-8605
福岡市	市民局防災・危機管理部防災企画課	092-711-4056	092-733-5861

2）福岡県関係

部署	電話	ＦＡＸ	県無線
総務部防災危機管理局災害対策本部	641-4737, 622-0904 651-5845～9	631-1446	22-522～524 22-525～529
福岡地方本部（福岡農林事務所）	741-3657		23-501

広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画



平成 25 年 12 月

（令和 7 年 10 月改正施行版）

指定都市市長会

第１章　総則

（目的）

第１条　この計画は、東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性をもった支援を実現するため、広域・大規模災害における広域支援のあり方を定めた「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に基づき、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の内容）

第２条　各指定都市は、この計画に基づき、他の支援の枠組み等と連携を図りながら、災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営、建物被害認定調査及び罹災証明書の交付のほか、本計画以外の仕組み等において対象としていない業務を行うものとする。

（地域ブロック）

第３条　地域ブロックは、別表１のとおりとする。ただし、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランが適用される場合は、当該アクションプランの定めによるものとする。

第２章　警戒体制・準備体制

（警戒体制）

第４条　国内のいずれかの市区町村において、この計画を適用する災害が発生する可能性がある場合には、各指定都市及び指定都市市長会事務局（以下「事務局」という。）は、緊急の連絡調整を行えるよう、警戒体制をとるものとする。

（準備体制）

第５条　国内のいずれかの市区町村において、震度６弱以上の地震が観測された場合又は大雨特別警報が発表された場合、もしくはそれに相当する災害が発生したと考えられる場合には、各指定都市及び事務局は、この計画の適用を判断するために必要な被災地の情報収集及び各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整を行うために、準備体制をとるものとする。

２　前項に定める準備体制は、次のとおりとする。

⑴　事務局は、指定都市市長会中央連絡本部（以下「中央連絡本部」という。）を設置する。

⑵　中央連絡本部の本部長（以下「中央連絡本部長」という。）は、事務局の事務局長が務める。

⑶　中央連絡本部は、事務局に置き、事務局職員により構成する。

⑷　別表１に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市は、原則として被災地域ブロック内の指定都市へ情報連絡員（以下「リエゾン」という。）を派遣し、指定都市市長会現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置するものとする。派遣に当たっては、関係省庁・関係団体の対応状況や、事前に電話等により情報収集した被害状況等を考慮の上、判断するものとする。なお、関係省庁・関係団体の対応状況については中央連絡本部が情報収集するものとする。

⑸　現地連絡本部の本部長（以下「現地連絡本部長」という。）は、現地支援（連絡）本部設置担当都市の行動計画担当部署の局長級職員が務める。

⑹　現地連絡本部は、現地連絡本部長が指定する場所に置き、別表１に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市及び第８号に基づき被災地に派遣された支援隊派遣都市の職員により構成する。

⑺　中央連絡本部長は、複数の指定都市が被災した場合や現地連絡本部からの情報等により、被災地の情報収集のために更なるリエゾンが必要と考えられる場合には、被災地へリエゾンを派遣することについて、別表１に定める被災地域ブロックの支援隊派遣都市に依頼するものとする。

⑻　別表１に定める被災地域ブロックの支援隊派遣都市は、前号の依頼があったときは、被災地へリエゾンを派遣するものとする。

３　現地連絡本部は、原則として被災地域ブロック内の指定都市の情報収集を行い、中央連絡本部に報告するものとする。

４　各指定都市は、自市が収集した情報を中央連絡本部に報告するものとする。

５　中央連絡本部は、指定都市以外の被災自治体の情報を総務省等から収集するものとする。

６　中央連絡本部は、各指定都市（現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市を含む。）等から収集した情報を会長市及び危機管理担当市に報告するとともに、各指定都

市に情報提供するものとする。

7　会長市、危機管理担当市及び中央連絡本部は、収集した情報に基づき、この計画の適用に関する協議を行う。

8　中央連絡本部及び現地連絡本部は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、中央連絡本部については、第７条第９項に規定する役割を、現地連絡本部は、第８条第７項に規定する役割を担うことができるものとする。

9　準備体制に必要なその他の事項については、会長が別に定めるものとする。

第３章　行動計画の適用決定・支援の実施

（行動計画の適用決定）

第６条　会長は、前条第７項の協議内容や応急対策職員派遣制度及び南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（以下「応急対策職員派遣制度等」という。）の適用状況を踏まえ、指定都市市長会としての被災地支援を行う必要があると認めたときは、この計画の適用を決定する。

２　会長は、前項の規定により、この計画を適用したときは、各指定都市の市長並びに総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

（中央支援本部の設置）

第７条　会長は、この計画を適用した場合には、速やかに指定都市市長会中央支援本部（以下「中央支援本部」という。）を設置するものとする。

２　中央支援本部は、中央連絡本部の事務を引き継ぐものとする。

３　中央支援本部の本部長（以下「中央支援本部長」という。）は会長が務める。

４　中央支援本部の副本部長（以下「中央支援副本部長」という。）は危機管理担当市長が務め、中央支援本部長への助言及び中央支援本部長の職務を補佐する。

５　中央支援本部は、原則として事務局に置き、事務局職員により構成する。

６　中央支援本部長は、中央支援本部の機能確保のために更なる職員が必要な場合には、各指定都市東京事務所及び別表１に定める被災地域ブロックの中央支援本部派遣グループ（又は派遣都市）の職員を中央支援本部へ派遣することについて、各指定都市の市長に要請するものとする。

７　各指定都市の市長は、前項の要請があったときは、中央支援本部へ職員を派遣するものとする。

８　中央支援本部長は、中央支援本部を設置したときは、各指定都市の市長に速やかに通知するものとする。

９　中央支援本部の役割は、次のとおりとする。

⑴　総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整（応急対策職員派遣制度等に基づく応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）が設置された場合には、確保調整本部への参加を含む。）

⑵　会長市、危機管理担当市、指定都市市長会現地支援本部（以下「現地支援本部」という。）及びその他各指定都市との連絡調整

⑶　報道機関等への情報提供

⑷　被災市区町村への対口支援（複数市による共同支援を含む。以下同じ。）の決定（確保調整本部における決定含む。）

⑸　前各号の規定によるもののほか、中央支援本部による調整が必要な事項

１０　中央支援本部の組織等は、会長が別に定める。

（現地支援本部の設置）

第８条　別表１に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市は、この計画が適用された場合には、原則として第５条第２項第４号の規定によるリエゾン等により、速やかに現地支援本部を設置するものとする。設置に当たっては、関係省庁・関係団体の対応状況や被災地の状況等を考慮の上、判断するものとする。

２　現地支援本部は、現地連絡本部の事務を引き継ぐものとする。

３　現地支援本部の本部長（以下「現地支援本部長」という。）は、別表１に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市の市長が務める。

４　現地支援本部は、現地支援本部長が指定する場所に置き、別表１に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の職員により構成する。

５　現地支援本部長は、現地支援本部を設置した場合には、中央支援本部長に速やかに連絡するものとする。

６　中央支援本部長は、現地支援本部長より現地支援本部を設置した旨の連絡を受けたときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

７　現地支援本部の役割は、次のとおりとする。

⑴　被災地における情報収集

⑵　中央支援本部との連絡調整

⑶　被災地における総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会のリエゾン及び被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、他の支援の枠組み等との連絡調整（応急対策職員派遣制度等に基づく応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）が設置された場合には、現地調整会議への参加を含む。）

⑷　被災市区町村への対口支援の調整

⑸　前各号の規定によるもののほか、現地支援本部による調整が必要な事項

８　現地支援本部長は、別表１に定める被災地域ブロックの支援グループの指定都市だけでは現地支援本部の機能確保が難しい場合には、現地支援本部へ更なる職員を派遣することについて、中央支援本部長と協議するものとする。

９　中央支援本部長は、前項の協議により更なる職員を派遣する必要があると認めたときは、別表１に定める被災地域ブロックの追加支援グループの指定都市と協議の上、支援隊派遣都市として活動する指定都市を選定し、当該指定都市の市長に要請するものとする。

（対口支援の決定）

第９条　被災市区町村への支援は、原則として各指定都市による対口支援により行うものとする。

２　現地支援本部長は、被災市区町村の被害状況、支援需要等に基づき、中央支援本部長及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の市長と協議の上、支援先候補の被災市区町村及び支援元候補の指定都市を決定するとともに、必要に応じて、当該被災市区町村の属する被災都道府県に連絡を行うものとする。

３　現地支援本部長は、支援の実施について、支援先候補の被災市区町村の長と協議するものとする。
４　現地支援本部長は、前項の協議により支援の実施について調整がついたときは、中央支援本部長及び支援元の指定都市の市長に速やかに連絡するものとする。
５　中央支援本部長は、現地支援本部長から前項の連絡を受けたときは、支援元の指定都市に支援の実施を依頼するとともに、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に連絡するものとする。
６　応急対策職員派遣制度等に基づく確保調整本部が設置されている場合には、中央支援本部長は、第２項から前項までの規定によらず、確保調整本部に参加し、被災市区町村への対口支援の調整及び決定をするものとする。

（対口支援の実施）

第１０条　支援元の指定都市の市長は、前条第５項の依頼を受けたときは、速やかに支援の準備をし、準備が整い次第、支援を開始するとともに、支援の実施状況について、中央支援本部長及び現地支援本部長に報告するものとする。
２　中央支援本部長及び現地支援本部長は、各指定都市の支援の実施に必要な情報を収集したときは、各指定都市に情報提供するものとする。

（総括支援チームの派遣）

第１０条の２　応急対策職員派遣制度等における総括支援チームの派遣要請があった場合、中央支援本部長は現地支援本部長と協議の上、支援元候補の指定都市を決定するものとする。

（現地支援本部の機能継承）

第１１条　現地支援本部長は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、中央支援本部長と協議し、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の動向等を勘案の上、現地支援本部の機能を中央支援本部に継承することができる。
２　中央支援本部長は、前項の規定により機能継承があったときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

（対口支援の終了）

第１２条　支援元の指定都市の市長は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、支援の終了時期について、支援先の被災市区町村の長と協議するものとする。
２　支援元の指定都市の市長は、前項の協議により、支援の終了時期が決定したときは、中央支援本部長及び現地支援本部長に速やかに連絡するものとする。
３　支援元の指定都市の市長は、支援を終了したときは、中央支援本部長及び現地支援本部

長に速やかに報告するものとする。

4　中央支援本部長は、前項の報告があったときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

第４章　行動計画の適用終了

（現地支援本部及び中央支援本部の解散）

第１３条　中央支援本部長は、一の現地支援本部の全ての対口支援が終了したときは、その現地支援本部長と協議の上、当該現地支援本部を解散するとともに、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

２　中央支援本部長は、全ての現地支援本部が解散したとき又は第１１条第１項の規定により現地支援本部の機能を中央支援本部に継承した上で全ての対口支援が終了したときは、中央支援本部を解散し、この計画の適用を終了するとともに、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

（行動計画の適用終了後の連絡調整）

第１４条　事務局は、この計画の適用を終了した後も、必要に応じて、各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整を行うものとする。

第５章　補足事項

（各指定都市及び事務局が被災した場合等の対応）

第１５条　会長は、会長市が被災し、この計画による会長の役割を果たすことが困難な場合は、会長の権限を、指定都市市長会副会長（以下「副会長」という。）に委任することができる。この場合において、委任は指定都市市長会の会長代理の順に従い行うものとする。

２　会長の権限を委任された副会長は、中央支援本部の本部長を務める。

３　事務局が被災し、中央連絡本部の設置ができない場合は、別表２に従い事務局とは別に中央連絡本部を設置し、第５条に規定する役割を担う。この場合において、第５条第２項第２号の規定にかかわらず、当該中央連絡本部を設置した都市の行動計画担当部署の局長級職員が中央連絡本部長を務め、各指定都市に速やかに連絡するものとする。

４　前項の規定を適用した場合において、本計画を適用する時点でなお事務局がその役割を果たすことが困難なときは、会長は、前項の規定により中央連絡本部を設置した指定都市に中央支援本部を設置し、当該指定都市は、第７条に規定する役割を担う。この場合において、中央支援本部長は、各指定都市に速やかに通知するものとする。

５　前２項の規定に基づき中央連絡本部又は中央支援本部を設置した指定都市は、事務局がその役割を果たすことが可能となった場合は、事務局へ継承する。この場合において、中央連絡本部長又は中央支援本部長は、各指定都市に速やかに連絡するものとする。

６　別表１に定める現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災し、現地支援（連絡）本部の設置ができない場合は、会長は別表１の備考に定める順位に従い現地支援（連絡）本部設置担当都市を指定し、当該指定都市の市長に現地支援（連絡）本部の設置を依頼するものとする。

７　上記のほか、災害の状況により別表１及び別表２の割り振りにより難い場合は、会長又は中央支援本部長が別途割り振りを定めるものとする。

（他の災害支援の枠組みとの関係）

第１６条　この計画の実施に当たっては、国の応急対策職員派遣制度などの広域支援や全国知事会の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。

２　この計画は、２１大都市災害時相互応援に関する協定、各指定都市の災害時相互応援協定等による各指定都市の支援の実施を妨げない。

（費用負担）

第１７条　この計画に基づき、各指定都市が支援先の被災市区町村に対して実施した支援に要した費用の負担は、法令の定めによるほか、各指定都市と支援先の被災市区町村又は当該被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

２　中央支援（連絡）本部及び現地支援（連絡）本部の運営に係る費用のうち、各指定都市が派遣又は提供する職員、機材等に係る費用については、原則として各指定都市の負担とし、指定都市市長会として新たに共同で調達する必要が生じた機材等に係る費用で会長が別に定めるものについては、法令により別に請求できる費用を除き、全ての指定都市の共同負担とする。

（公務災害補償）

第１８条　この計画に基づき、各指定都市から派遣された職員が、公務上、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した指定都市が行う。通勤に係る災害についても同様とする。

２　この計画に基づき各指定都市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が当該公務の従事中に生じたものについては、被災市区町村が賠償し、被災市区町村への往復の途中に生じたものについては、当該職員を派遣した指定都市が賠償する。

第６章　平時における準備

（平時からの連携）

第１９条　各指定都市は、あらかじめこの計画の実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

２　事務局は、前項の規定による報告を受けた場合は、その状況をとりまとめ、速やかに各指定都市に通知するものとする。

３　事務局は、この計画による支援の実効性を高めるため、平時から、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と情報交換や必要な調整を行うなど、連携関係の構築に努めるものとする。

（研修、訓練等の実施）

第２０条　指定都市市長会は、発災時におけるこの計画による円滑な支援を確保するため、必要に応じて研修や訓練等を実施するとともに、受援計画の策定等発災時における支援の円滑な受入れに資する取組の促進に努めるものとする。

第７章　その他

（委任）

第２１条　この計画の実施に関し必要な事項又はこの計画に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

（実施モデル）

第２２条　この計画に基づき、各指定都市及び事務局が活動するためのマニュアルとして、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画実施モデル」を定めるものとする。

（附　則）

この計画は、平成２６年４月１日から施行する。

この計画は、平成２９年４月１日から施行する。

この計画は、平成３０年４月１日から施行する。

この計画は、平成３１年４月１日から施行する。

この計画は、令和２年４月１日から施行する。

この計画は、令和３年６月２４日から施行する。

この計画は、令和４年７月２０日から施行する。

この計画は、令和５年４月１日から施行する。

この計画は、令和６年４月１日から施行する。

この計画は、令和７年４月１日から施行する。

この計画は、令和７年１０月２４日から施行する。

別表１（第３条関係）

被災地域 ﾌﾞﾛｯｸ （※１）	都道府県 （※１）	指定都市（※１）			
		支援 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	現地支援（連絡）本部 設置担当都市 及び支援隊派遣都市 （※２～６）	追加支援 ｸﾞﾙｰﾌﾟ （※７）	中央支援 本部 派遣ｸﾞﾙｰﾌﾟ （※８）
北海道東北 ﾌﾞﾛｯｸ（A）	北海道・青森県・ 岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・ 福島県・新潟県	Aｸﾞﾙｰﾌﾟ	①仙台市 ②札幌市 ③新潟市	①Bｸﾞﾙｰﾌﾟ ②Cｸﾞﾙｰﾌﾟ ③Dｸﾞﾙｰﾌﾟ ④Eｸﾞﾙｰﾌﾟ ⑤Fｸﾞﾙｰﾌﾟ	Dｸﾞﾙｰﾌﾟ
関東 ﾌﾞﾛｯｸ（B）	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	Bｸﾞﾙｰﾌﾟ	①横浜市 ②さいたま市 ③川崎市 ④千葉市 ⑤相模原市	①Aｸﾞﾙｰﾌﾟ ②Cｸﾞﾙｰﾌﾟ ③Dｸﾞﾙｰﾌﾟ ④Eｸﾞﾙｰﾌﾟ ⑤Fｸﾞﾙｰﾌﾟ	Eｸﾞﾙｰﾌﾟ
中部 ﾌﾞﾛｯｸ（C）	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	Cｸﾞﾙｰﾌﾟ	①静岡市 ②浜松市 ③名古屋市	①Dｸﾞﾙｰﾌﾟ ②Bｸﾞﾙｰﾌﾟ ③Aｸﾞﾙｰﾌﾟ ④Eｸﾞﾙｰﾌﾟ ⑤Fｸﾞﾙｰﾌﾟ	Fｸﾞﾙｰﾌﾟ
関西 ﾌﾞﾛｯｸ（D）	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	Dｸﾞﾙｰﾌﾟ	①神戸市 ②京都市 ③大阪市 ④堺市	①Cｸﾞﾙｰﾌﾟ ②Eｸﾞﾙｰﾌﾟ ③Fｸﾞﾙｰﾌﾟ ④Bｸﾞﾙｰﾌﾟ ⑤Aｸﾞﾙｰﾌﾟ	Aｸﾞﾙｰﾌﾟ
中国・四国 ﾌﾞﾛｯｸ（E）	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	Eｸﾞﾙｰﾌﾟ	①岡山市 ②広島市	①Fｸﾞﾙｰﾌﾟ ②Dｸﾞﾙｰﾌﾟ ③Cｸﾞﾙｰﾌ ④Bｸﾞﾙｰﾌﾟ ⑤Aｸﾞﾙｰﾌﾟ	Bｸﾞﾙｰﾌﾟ
九州 ﾌﾞﾛｯｸ（F）	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	Fｸﾞﾙｰﾌﾟ	①北九州市 ②福岡市 ③熊本市	①Eｸﾞﾙｰﾌﾟ ②Dｸﾞﾙｰﾌﾟ ③Cｸﾞﾙｰﾌﾟ ④Bｸﾞﾙｰﾌﾟ ⑤Aｸﾞﾙｰﾌﾟ	Cｸﾞﾙｰﾌﾟ

備考

※１　被災地域ブロック、都道府県及び指定都市は、「応急対策職員派遣制度」（総務省）の別表に適応したものである。

※２　現地支援本部は、災害発生時に被災地域の現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が設置する。

※３　現地支援（連絡）本部設置担当都市は、「現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市」欄の〇数字の順番で年度ごとの輪番とする。ただし、当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。

※４　当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災等により現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合は、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。

※５　現地支援（連絡）本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。

※６　支援グループ内の全都市が被災等により現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合は、「追加支援グループ」欄の〇数字の順番に基づき追加支援グループを決定し、当該グループにおいて、災害発生時に現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が現地支援（連絡）本部の設置を担う。ただし、追加支援グループの内の現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災等により現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合は、同一グループ内の次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。

※７　一の支援グループにより現地支援本部の運営が困難な場合は、現地支援（連絡）本部設置担当都市からの依頼に基づき、中央支援本部は、追加支援グループの内から〇数字の順番に基づき、現地支援（連絡）本部設置担当都市、追加支援グループの都市及び中央支援本部にて協議のうえ、支援隊派遣都市として活動する都市を選定し、追加する。

※８　中央支援本部派遣都市は、災害発生時に中央支援本部派遣グループ内で現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が担う。

別表２（第１５条関係）

優先順位１	優先順位２
危機管理担当市	副会長市（会長代理の順）（※１）

※１　第１５条第１項の規定により、副会長が会長の権限を委任された場合は、次順とする。

九州市長会における災害時の相互支援体制について

平成２９年５月１１日
九州市長会総会申合せ

平成２８年熊本地震への対応を教訓に，災害時における相互支援の体制をさらに効果的なものとするため，九州で大規模災害が発生した場合の各市相互間における災害支援の実施については，次の事項を基本とする。

なお，平成２５年５月１６日の九州市長会総会にて申合せした「九州市長会における災害時の相互支援体制について」は廃止する。

１　九州で大規模災害が発生した場合の災害支援の実施については，九州の各市が一体となり，九州市長会として迅速かつ効果的な支援を行うとともに，九州地方知事会など広域支援の枠組みとも連携し，災害支援に取り組むものとする。

２　発災時における九州市長会防災部会本部の設置，リエゾン（情報連絡員）隊及び即応支援班の派遣，広域支援の枠組みと連携した本格的な支援の実施など，九州市長会における災害支援等の具体的な行動計画については，別紙「九州市長会における災害時相互支援プラン」に定めることとする。

３　「九州市長会における災害時相互支援プラン」の内容については，九州市長会防災部会において，適宜見直しを検討し，改訂が必要な場合は九州市長会総会に諮るものとする。

４　上記の申合せ事項のほか，相互災害支援に関し必要な事項は，九州市長会防災部会による協議内容を踏まえ，会長が定めるものとする。

九州市長会における災害時相互支援プラン

【平成２９年５月１１日策定】

【令和　７年５月２０日改正】

1　プランの目的

このプランは，平成２８年熊本地震への対応を教訓に，災害時における相互支援の体制をさらに効果的なものとし，九州圏内の各市が連携を図り，九州市長会として一体となって被災地支援に取り組むための必要な事項について定めることを目的とする。

2　プランの適用

このプランは，福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県（以下「九州内」という。）で以下の災害が発生した場合に適用する。

①　震度６弱以上の地震が発生したとき

②　震度６弱以上の地震に相当する災害が発生した場合で，九州市長会会長（以下「会長」という。）が九州市長会としての支援が必要と認めるとき

九州市長会防災部会会長（以下「部会長」という。）は，このプランが適用された場合，速やかに九州市長会防災部会本部（以下「防災部会本部」という。）を設置し，各市の市長にプランの適用を通知するとともに，被災地の状況を把握する。

3　防災部会本部

①　防災部会本部の本部長（以下「本部長」という。）は，部会長が務める。

②　防災部会本部は，原則として九州市長会防災部会事務局（以下「事務局」という。）に置き，事務局及び本部長市の職員により構成する。

③　防災部会本部の役割は，下記のとおりとする。

ア　被災地情報の集約及び会長との連絡調整

イ　被災県，国の災害対策本部，関係省庁，九州地方知事会，全国市長会及び指定都市市長会等との連絡調整

ウ　九州内の各市との連絡調整

エ　支援先市町村の選定や即応支援班及び災害廃棄物処理支援班（以下「即応支援班等」という。）の派遣に関する調整

オ　報道機関等への情報提供

4　リエゾン（情報連絡員）隊の派遣

このプランが適用された場合，速やかにリエゾン隊を被災県庁等へ派遣する。

リエゾン隊の役割については，　被災地の情報収集及び関係機関との連絡調整とする。

5　支援の決定

九州市長会による即応支援班等を派遣する市（以下「即応支援班等派遣市」という。）及び派遣先市町村については，被災県庁等に派遣したリエゾン隊等からの報告をもとに，本部長が即応支援班等派遣市の市長と調整を行い，決定する。

6　即応支援班等の派遣

①　本部長は，九州市長会構成市全市に即応支援班等派遣の決定内容を報告するとともに，即応支援班等派遣市に対して即応支援班等の派遣を要請する。

②　即応支援班等の支援内容は，下記のとおりとする。

ア　即応支援班の支援内容は，物資搬送を中心とした避難所支援，被災地の情報収集とする。

イ　災害廃棄物処理支援班の支援内容は，仮置場の設置・運営などの災害廃棄物処理に関するマネジメント支援等とする。

③　派遣する即応支援班等の班数については，災害規模に応じて本部長が決定する。

④　即応支援班等は，被災地の状況等について防災部会本部に報告するものとする。

7　広域支援への移行

九州地方知事会や指定都市市長会等による広域支援の本格化に伴い，本部長は九州地方知事会会長や指定都市市長会会長等と調整し，各市においては九州地方知事会や指定都市市長会等の支援の枠組みの中で，円滑な支援の実施に努めるものとする。

8　防災部会本部の解散

被災地の復旧状況や他の広域的な支援の状況に応じ，会長は本部長と協議の上，当該本部の解散を決定し，本部長は各市の市長に通知する。なお，当該決定後に各市が独自の支援を継続することを妨げない。

9　事務局が被災した場合の対応

部会長は，事務局が被災し，事務局に防災部会本部の設置ができない場合は，会長に報告するものとする。会長は，部会長と協議の上，防災部会構成市の中から事務局に代わって防災部会本部を設置する市を決定するものとする。なお，その際の本部長は防災部会本部設置市の市長が務めるものとする。

10　他の災害支援の枠組みとの関係

①　このプランに基づく支援に当たっては、国の広域支援や九州地方知事会及び指定都市市長会等の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。

②　このプランは，各市の定める個別の災害時の応援協定等による各市の支援の実施を妨げない。

11　経費負担

各市が被災市町村に対して実施した支援の経費の負担は，法令の定めによるほか，派遣

される職員の人件費を除き，原則として被災市町村の負担とし，支援市と支援先市町村との協議により定めるものとする。ただし，４の規定によるリエゾン隊の派遣にかかる経費（旅費，燃料費，使用料及び賃借料）は，九州市長会の負担とする。

12　公務災害補償

①　このプランに基づき各市から派遣された職員が，公務上負傷し，疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については，派遣した市が行う。通勤にかかる災害についても同様とする。

②　このプランに基づき各市から派遣された職員が，公務上第三者に損害を与えた場合において，その損害が公務中に生じたものについては，派遣した市が賠償する。

13　平時からの連携強化

①　各市は，あらかじめこのプランの実施に関する連絡担当部局を定め，事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

②　事務局は，前項による報告を受けた場合は，その状況をとりまとめ，速やかに各市に通知するものとする。

③　事務局は，九州市長会構成市の備蓄リストを集約するものとする。

④　事務局は，このプランによる支援の実効性を高めるため，平時から九州地方知事会，指定都市市長会等と情報交換や必要な調整を行うなど，連携関係の構築に努めるものとする。

14　研修，訓練等の実施及び受援計画策定の推進

九州市長会は，発災時におけるこのプランによる円滑な支援を確保するため，必要に応じて研修や情報伝達訓練等を実施するとともに，各市における受援計画の策定など発災時における支援の円滑な受入れに資する取組の促進に努めるものとする。

15　委任

このプランの実施に関し必要な事項でプランに定めのない事項については，部会長が別に定める。

大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書

九州地方知事会（以下「甲」という。）と九州市長会（以下「乙」という。）は、平成２８年熊本地震の教訓を活かし、今後起こりうる大規模災害に備えるため、防災先進地域「九州」を築くことを目指して、相互に連携した広域応援活動と受援体制整備の実施について、次のとおり覚書を締結する。

１．緊密な連携による迅速かつ切れ目のない被災地支援

（１）　甲及び乙は、大規模災害が発生した際は、双方の強みを活かしながら緊密に連携し、迅速かつ切れ目のない被災地支援を行う。

（２）　乙の構成市は、甲の構成県が九州・山口９県災害時応援協定第７条に基づき、カウンターパート方式を基本として被災県に対する応援を行う際に、九州各県から要請があった場合には、応援職員を被災市町村へ派遣する。

（３）　乙は、大規模災害時に被災県庁にリエゾンを派遣して情報収集を行うとともに、構成市からなる即応支援班を被災地へ派遣し、物的支援などのプッシュ型支援を行う。

２．的確な受援体制の確立

（１）　甲の構成県は、市町村が受援計画を策定するために必要な支援を行う。

（２）　乙は、構成市に対し、受援計画の策定を働きかける。

３．防災対応能力の強化に向けた人材の育成

（１）　甲の構成県は、優れた危機対応能力を有する人材の育成や、防災訓練等をより積極的に実施する。

（２）　乙は、優れた危機対応能力を有する人材の育成や、防災訓練等を実施するとともに、構成市に対して、九州各県主催の研修等への積極的な参加を働きかける。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印の上、甲・乙各１通を保有する。

平成２９年　５月１５日

九州地方知事会

会　長　　広　瀬　勝　貞

九州市長会

会　長　　森　　博　幸

陸上自衛隊西部方面隊と九州市長会との
災害等対応における相互協力に関する協定

陸上自衛隊西部方面隊

九　州　市　長　会

陸上自衛隊西部方面隊（以下「甲」という。）と九州市長会（以下「乙」という。）は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害等が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力して迅速、かつ円滑な対応に資することを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定するものをいう。

⑵　「施設等」とは、乙の構成市の公有財産である施設及び土地をいう。

⑶　「被災地支援」とは、乙が被災市町村に対して行う活動（職員の派遣、生活必需品等の提供、避難施設及び住宅の提供、緊急輸送路及び輸送手段の確保、医療支援、物資集配拠点の確保、災害廃棄物の処理支援並びにその他の必要な活動）をいう。

⑷　「訓練等」とは、本協定に定めた内容が円滑に行い得ることを確認するとともに、実効性を向上させるために実施する活動をいう。

（適用条件）

第３条　災害の発生に伴い、乙の構成市の所在する県が甲に対して自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第８３条第１項に基づく災害派遣の要請をし、甲がこれを受理したときに本協定を適用する。

２　前項のほか、甲及び乙の協議により相互に協力する必要があると認められる場合に本協定を適用する。

（被災地支援の輸送に関する協力）

第４条　甲は、乙が行う被災地支援のうち、職員の派遣、生活必需品等の提供及び医療支援に関し、乙から輸送について要請があった場合は、これに協力する。ただし、甲が行う活動に支障がない範囲とする。

２　前項の輸送要請は、自衛隊以外に代替となる輸送手段の確保が難しい場合に行うことを基本とする。

（施設等の利用に関する協力）

第５条　乙の構成市は、第１条に規定する目的のため、甲から施設等の利用について要請があった場合は、これに協力する。ただし、乙の構成市が行う活動に支障がない範囲とする。

２　甲が施設等を利用する期間は、撤収までの間とし、撤収の際は、甲は原状回復を行う。

（連携強化の取組）

第６条　甲及び乙は、前２条の実効性向上のため、平素からそれぞれが実施する訓練等への相互協力に努めるとともに、必要な検討や調整等を通じて、連携の強化を図る。

２　訓練等について、甲及び乙それぞれに発生した費用については、原則として、それぞれが自ら負担する。

（情報管理）

第７条　甲及び乙は、第１条に規定する目的のため、必要に応じ双方が保有する情報を共有する。ただし、本協定に基づき知り得た情報については、公知の情報を除き、第１条に規定する目的以外に利用してはならない。

（賠償責任）

第８条　甲及び乙は、故意又は過失により相手方に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負う。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、締結日から１年間とする。なお、期間満了の日から１ヶ月前までに甲及び乙が協議して双方異議のない場合は、期間満了の翌日から起算して引き続き１年間効力を存続するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

（対応窓口）

第１０条　本協定の履行に関する対応窓口は、次に定めるとおりとし、甲及び乙それぞれが、事前に事務担当者名簿を作成して共有する。

甲：陸上自衛隊西部方面隊　西部方面総監部装備部

乙：九州市長会　防災部会事務局

（雑則）

第１１条　本協定の締結を証するため、甲及び乙それぞれが署名のうえ、各１通を保管する。

２　本協定について定めのない事項又は疑義が生じた際は、その都度、甲及び乙の間で協議して定める。

令和４年１１月７日

甲　　陸上自衛隊　西部方面隊
　　西部方面総監　　陸将　　竹本　竜司

乙　　九州市長会
　　会長　長崎市長　田上　富久

応急対策職員派遣制度に関する要綱

目次

第１章　総則
第２章　応急対策職員派遣制度の基本的な事項
第３章　大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等
第４章　被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣
第１節　被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第１段階支援）
第２節　全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第２段階支援）
第３節　追加の対口支援による応援職員の派遣
第４節　独自申出による応援職員の派遣
第５章　総括支援チームの派遣
第６章　受援体制
第７章　その他
別表
別紙

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである応急対策職員派遣制度について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。

（２）地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第１条第１項に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。

（３）地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第３条第１項に定める幹事県をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県のうちいずれか一の幹事県とする。

（４）地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。

（５）被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。

（６）関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。

（７）関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。

（８）関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。

（９）対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。

(10) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

(11) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

(12) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

第２章　応急対策職員派遣制度の基本的な事項

（基本的な事項）

第３条　本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。

（２）本制度は、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。

（３）本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。

（４）本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。

（ア）災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。

（イ）被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。

（５）前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。

（ア）最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第１段階支援」という。）とし、第１段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第１段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第２段階支援」という。）。

（イ）対口支援方式により応援職員を派遣すること。

（ウ）都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。

（６）第４号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

（関係機関の連携）

第４条　関係機関及び総務省は、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

第３章　大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

（情報の収集及び共有）

第５条　総務省は、震度６弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。

２　総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。

３　前２項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

４　被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

（被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握）

第６条　被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

（１）災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

（２）前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（３）総括支援チームの派遣の必要性

（４）前３号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

２　被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。

３　前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

（応援職員確保調整本部の設置）

第７条　総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合又は震度７の地震が発生した場合には、応援職員の派遣に関し、対口支援団体の決定、総括支援チームの派遣の要請、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省、関係団体及び　　域ブロック幹事都道府県で構成する応援職

員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第５条第１項の総務省の事務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

２　確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。

３　確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、内閣府、消防庁及び都道府県並びに関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

４　第１項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

５　確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第１項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

（応援職員確保現地調整会議の設置）

第８条　確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

（１）現地における情報収集

（２）現地において収集した情報の確保調整本部への報告

（３）前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

２　確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。

３　確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。

４　総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。

５　関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。

６　総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。

７　確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第１項の規定による情報収集等を行う必要がなくなったと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

第４章　被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第１節　被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第１段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第９条　被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

２　前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（１）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（２）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第10条　確保調整本部は、前条第１項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援団体を決定するものとする。

２　確保調整本部は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援団体を決定するものとする。

（１）総括支援チームの派遣の状況

（２）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況

（３）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間

（４）対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数

（５）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績

（６）災害時相互応援協定等の締結状況

（７）前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

３　確保調整本部は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援団体を決定することが困難である場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整については被災地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（１）別表の応援優先順位欄の順位

（２）第２項各号に掲げる事項

４　確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第２項第２号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに文書により連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

５　被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

６　確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（対口支援団体等による応援職員の派遣）

第11条　対口支援団体は、前条第４項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

２　対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第２項第２号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。

（１）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）の割り振りの調整

（２）交通手段、宿泊場所、必要な装備に関することその他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供

（３）前２号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等

３　対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

４　対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。

（１）応援職員のニーズ等の把握

（２）前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣

（３）被災市区町村の職員、被災都道府県からの連絡要員、応援職員（自らが派遣する応援職員のほか、本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。）等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有

（４）応援職員に関する受援体制の確保に関する助言

（５）前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援

５　対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

6　確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

（第１段階支援に関するその他の事項）

第12条　対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2　被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3　被災地域ブロック幹事都道府県は、第１項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

4　対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第２節　全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第２段階支援）

（全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第13条　被災都道府県及び被災ブロック幹事都道府県は、第９条第１項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第２段階支援の必要性について連絡するものとする。

２　前項の規定による第２段階支援の必要性の連絡は、第９条第２項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第14条　確保調整本部は、前条第１項の規定により第２段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（１）別表の応援優先順位欄の順位

（２）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数

（３）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

（４）前３号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項

２　確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

３　確保調整本部は、第１項の規定により決定を行った場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

第15条　前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第２項各号に規定する調整等を行うものとする。

２　前条第２項の規定により応援職員の派遣の　　連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団

体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第４項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。

３　前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

４　確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

（第２段階支援に関するその他の事項）

第16条　第14条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

２　被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

３　被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第１項、第14条第２項及び本条第１項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

４　対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第３節　追加の対口支援による応援職員の派遣

（追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第17条　対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

２　前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第９条第２項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

３　被災都道府県は、第１項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

４　前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第９条第２項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における追加の対口支援団体の決定）

第18条　確保調整本部は、前条第３項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第10条第２項及び第14条第１項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

２　確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第１項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

３　確保調整本部は、第１項の規定により決定を行った場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（追加の対口支援団体による応援職員の派遣）

第19条　前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応　　の派遣のための調整を行うものとする。こ

の場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第２項各号に規定する調整等を行うものとする。

２　前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第４項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。

３　前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

４　確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた都道府県及び指定都市に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

（追加の対口支援に関するその他の事項）

第20条　第18条第２項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

２　被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

３　被災地域ブロック幹事都道府県は、第17条第１項、同条第３項、第18条第２項及び本条第１項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

４　対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第４節　独自申出による応援職員の派遣

（独自申出による応援職員の派遣の調整）

第21条　地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第１段階支援及び第２段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあっては全国知事会に、指定都市にあっては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあっては全国市長会に、町村にあっては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

２　前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。

（１）応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（２）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

３　関係団体は、第１項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。

４　確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

５　確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

第５章　総括支援チームの派遣

（災害マネジメント総括支援員等の登録）

第22条　総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。

２　総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。

３　災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手続等については、別に定めるところによるものとする。

（総括支援チームの派遣の要請等）

第23条　被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前にあっては総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

２　被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

３　第１項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

４　対口支援団体は、第２項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。

５　確保調整本部は、第１項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。

６　確保調整本部は、第１項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。

７　確保調整本部は、第５項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。

８　確保調整本部は、第５項又は第６項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、当該団体に対し、文書によりその旨を連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、確保調整本部は、関係都道府県及び対　　団体に対しその旨を連絡するものとし、さ

らに、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

（総括支援チームの要請に基づかない派遣）

第24条　前条の規定にかかわらず、確保調整本部は、震度７の地震が発生した被災市区町村に対し、当該被災市区町村又は被災都道府県からの要請によることなく、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼することができるものとする。

（総括支援チームの派遣）

第25条　確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

２　確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

３　確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

４　確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

５　確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該団体に対し、総括支援チームの派遣の終了について、文書により連絡するものとする。

（総括支援チームの派遣に関するその他の事項）

第26条　総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣を行う被災市区町村について、総括支援チームの派遣人数の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他総括支援チームの支援に関する状況等を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

２　被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

３　被災地域ブロック幹事都道府県は、第１項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限　　）について、被災都道府県と協議の上、被災

都道府県に代わって行うことができるものとする。

4　総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部に対し、総括支援チーム派遣団体の交代又は追加の申出を行うことができるものとする。

5　確保調整本部は、前項の規定により申出を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。

6　総括支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第６章　受援体制

（平常時における受援体制の整備等）

第27条　市区町村は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。

（１）庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者

（２）応援職員が担う受援対象業務と必要人数

（３）各受援対象業務の担当部署における受援担当者

（４）応援要請の手順

２　都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。

３　地方公共団体は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定し、ホテル、旅館、公共施設等宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

（応援職員受入時の体制整備）

第28条　被災市区町村は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。

（１）応援職員の執務スペースの確保

（２）業務に必要な資機材等の準備

（３）受援に関する庁内調整会議の開催

第７章　その他

（被災都道府県の役割）

第29条　被災都道府県は、被災市区町村を円滑に支援するため、次に掲げる事項の役割を果たすよう努めるものとする。

（１）応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供（例えば、被災都道府県災害対策本部に集約された情報）

（２）被災市区町村の応援ニーズの把握

（３）被災市区町村への連絡要員の派遣

（４）被災市区町村間の応援団体連絡会議の主催（被災地域ブロック幹事都道府県と協力）

（５）当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整

（被災地域ブロック幹事都道府県の役割）

第30条　被災地域ブロック幹事都道府県は、被災都道府県を補佐するものとする。複数の都道府県が被災した場合は、必要に応じて、被災地域ブロック幹事都道府県が指定する他の都道府県が補佐するものとする。

（応援職員の派遣に関する留意事項）

第31条　地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（１）活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。

（２）派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

（応援職員の派遣に関する費用の負担）

第32条　本制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

（平常時における対応）

第33条　総務省は、平常時に、本制度に基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、内閣府、消防庁、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、内閣府、消防庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

２　内閣府、消防庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。

３　地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第２項第４号から第６号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、　　に対しても当該情報を提供するものとする。

提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

（訓練の実施）

第34条　総務省は、大規模災害時における本制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施するものとする。

（要綱の見直し）

第35条　総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

（南海トラフ地震、首都直下地震等極めて規模の大きい災害時の特例）

第36条　別紙に掲げる要件に該当する場合における応急対策職員派遣制度の取扱いは、別に定める。

（その他）

第37条　この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年３月23日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年３月28日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年２月19日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年５月20日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年10月19日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（別表）

地域ブロック		北海道東北 ブロック(A)	関東 ブロック(B)	中部 ブロック(C)	近畿 ブロック(D)	中国・四国 ブロック(E)	九州 ブロック(F)
都道府県		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
	指定都市	札幌市、仙台市、新潟市	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市	静岡市、浜松市、名古屋市	京都市、大阪市、堺市、神戸市	岡山市、広島市	北九州市、福岡市、熊本市
応援優先順位		①B②C③D④E⑤F	①A②C③D④E⑤F	①D②B③A④E⑤F	①C②E③F④B⑤A	①F②D③C④B⑤A	①E②D③C④B⑤A

（別紙）

1　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第２条第２項に規定する南海トラフ地震が発生した場合において、発生した地震の震央地名が、下表に示す南海トラフ地震の想定震源域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たすとき。

【震央地名一覧】

想定震源域と重なる震央地名					
東海地方	山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
	駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
	遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
	三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
近畿地方	和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
	淡路島付近	播磨灘			
四国・九州地方	徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
	愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
	高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
	大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

(1)　発生した地震により東海地方、近畿地方及び四国・九州地方の３地域のいずれにおいても、震度６強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の都道府県分類】

○東海地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

○近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県

○四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

(2)　発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

2　首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第２条第１項に規定する首都直下地震が発生した場合で、かつ、特別区の区域において震度６強以上が観測されたとき。

3　上記１又は２以外の要件

(1)　政府、関係団体等の各種情報から、上記１又は２の場合に類する被害が想定され、総務省が必要と判断した場合

(2)　南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン又は首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランが適用された場合

様式1

被災都道府県窓口	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E－MAIL	

【把握したニーズ等】

被災市区町村名	把握日時

(1)災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

有　　無

(2)要請人数(見込み)※上記(1)で「有」の場合

No.	期間	業務(職種)	人数	特記事項
1	～			
2	～			
3	～			
4	～			
5	～			

(3)総括支援チームの派遣の必要性

有　　無

(4)その他の情報

【被災都道府県内の地方公共団体による対応可否】

左記(2)に対する対応可否

可	不可
可	不可
可	不可
可	不可
可	不可

左記(3)に対する対応可否

可　　不可

連絡欄

（要綱第７条第１項関係）

様式２－１

令和　　年　　月　　日

内閣府（担当部署）　御中
消防庁（担当部署）　御中
各都道府県（担当部署）　御中
（関係団体）　御中

応援職員確保調整本部
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

応援職員確保調整本部の設置について（通知）

下記のとおり、応援職員確保調整本部を設置しましたので、通知します。

記

災害名	
設置日	
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 （事務局：総務省自治行政局公務員部）	
担当者名	
電話番号	03-5253-5230
ＦＡＸ番号	03-5253-5552
Ｅ－ＭＡＩＬ	ouenhaken@soumu.go.jp

（要綱第７条第５項関係）

様式２－２

令和　　年　　月　　日

内閣府（担当部署）　御中
消防庁（担当部署）　御中
各都道府県（担当部署）　御中
（関係団体）　御中

応援職員確保調整本部
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

応援職員確保調整本部の廃止について（通知）

下記のとおり、応援職員確保調整本部を廃止しましたので、通知します。

記

災害名	
廃止日	
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 （事務局：総務省自治行政局公務員部）	
担当者名	
電話番号	03-5253-5230
ＦＡＸ番号	03-5253-5552
Ｅ－ＭＡＩＬ	ouenhaken@soumu.go.jp

（要綱第９条第２項関係）

様式３－１

○○年○○月○○日

○○地域ブロック幹事都道府県（担当部署）　御中

被災都道府県（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類

様式３－２

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ＭＡＩＬ	

（要綱第9条第2項関係）

様式3－2

被災都道府県名	被災市区町村名

文書番号	年月日

被災都道府県窓口		被災市区町村窓口	
担当部署		担当部署	
担当者名		担当者名	
電話番号		電話番号	
FAX番号		FAX番号	
E－MAIL		E－MAIL	

No.	期間(※)	業務(職種)	人数(※)	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					

※見込みを含む。

連絡欄(応援職員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))

（要綱第 10 条第４項、第 14 条第２項、第 18 条第２項関係）

様式４－１

○○年○○月○○日

対口支援団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

対口支援団体の決定について（通知）

下記のとおり、応援職員確保調整本部において貴団体を対口支援団体に決定しましたので、通知します。

記

災 害 名	
決 定 日	
対口支援団体	
派遣先の 被災市区町村	
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 （事務局：総務省自治行政局公務員部）	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－Ｍ	

（要綱第 11 条第５項、第 15 条第３項、第 19 条第３項関係）

様式４－２

○○年○○月○○日

応援職員確保調整本部 御中
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

対口支援団体（担当部署）

対口支援の終了の連絡について

下記のとおり、対口支援を終了する予定ですので、連絡します。

記

災 害 名	
派遣先の 被災市区町村	
対口支援実施 期間（予定）	～
対口支援を終了 する理由 （被災市町村の 具体的状況）	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ＭＡＩＬ	

（要綱第 11 条第６項、第 15 条第４項、第 19 条第４項関係）

様式４－３

○○年○○月○○日

対口支援団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

対口支援の終了について（通知）

下記のとおり、貴団体の対口支援の終了を確認しましたので、通知します。

記

災 害 名	
派遣先の 被災市区町村	
対口支援 実施期間	～
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 （事務局：総務省自治行政局公務員部）	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ＭＡＩＬ	

様式5

（要綱第12条第１項、第16条第１項、第20条第１項及び第26条第１項関係）

支援団体名	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E－MAIL	

■支援の状況（総括支援及び対口支援の概要について記入してください。）

支援項目	対応状況	支援にあたっての課題

■総括支援チーム

支援を行う被災市区町村	派遣人数	本日派遣された人数（＝現地で業務に従事した実人数）（※1）		左記のうち災害マネジメント総括支援員の氏名
	総括支援チーム		人	

翌日以降に派遣される予定の人数 ※3								
（日付）	○月○日（ ）	○月○日（ ）	○月○日（ ）	○月○日（ ）	○月○日（ ）	○月○日（ ）	○月○日（ ）	連絡事項（今後の対応予定、派遣終了見込み　等）
（派遣予定人数）								

■対口支援チーム

対口支援を行う被災市区町村	要請人数及び派遣人数	本日派遣された人数（＝現地で業務に従事した実人数）（※1）					連絡事項（「その他」の内訳　等）
		罹災証明交付業務		避難所運営	その他	合計	
		受付・交付	調査				
	対口支援団体A（※2）					人	
	その他の団体B（※3）					人	
	派遣人数　A＋B	人	人	人	人	人	

翌日以降に派遣される予定の人数 ※3								
（日付）	○月○日（ ）	○月○日（ ）	○月○日（ ）	○月○日（ ）	○月○日（ ）	○月○日（ ）	○月○日（ ）	連絡事項（今後の対応予定、派遣終了見込み　等）
（派遣予定人数）								

※1 「本日派遣された人数」及び「翌日に派遣される予定の人数」欄については、同日中に人員が交代する場合は重複計上をせず、交代前と交代後における最大数を計上してください。
※2 「対口支援団体A」欄については、対口支援団体が都道府県である場合には、一体的支援を行う当該都道府県の区域内の市区町村による応援職員の人数を合わせて計上してください。
※3 「その他の団体B」欄については、「応急対策職員派遣制度」に関する応援職員のうち、対口支援団体以外から派遣された（される予定の）応援職員の人数を計上してください。

（要綱第13条第２項、第17条第４項関係）

様式６－１

○○年○○月○○日

応援職員確保調整本部　御中
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

被災都道府県（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類
様式６－２

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ＭＡＩＬ	

様式６－２

（要綱第13条第２項、第17条第４項関係）

被災都道府県名	被災市区町村名

文書番号	年月日

被災都道府県窓口		被災市区町村窓口	
担当部署		担当部署	
担当者名		担当者名	
電話番号		電話番号	
FAX番号		FAX番号	
E－MAIL		E－MAIL	

No.	期間（※）	業務（職種）	人数（※）	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					

※見込みを含む。

連絡欄（応援職員の派遣に関して必要な事項を記載（別紙による業務実施場所の地図等の添付も可））

（要綱第17条第２項関係）

様式７－１

○○年○○月○○日

被災都道府県（担当部署）　御中

対口支援団体（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類

様式７－２

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ＭＡＩＬ	

様式7－2

被災都道府県名	被災市区町村名

文書番号	年月日

対口支援団体窓口		被災市区町村窓口	
担当部署		担当部署	
担当者名		担当者名	
電話番号		電話番号	
FAX番号		FAX番号	
E－MAIL		E－MAIL	

No.	期間(※)	業務(職種)	人数(※)	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					

※見込みを含む。

連絡欄(応援職員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))

（要綱第21条第２項関係）

様式８－１

○○年○○月○○日

（関係団体）　御中

独自申出を行う地方公共団体（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣の独自申出書

標記のことについて、別添のとおり申し出ます。

添付書類

様式８－２

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ＭＡＩＬ	

様式８－２

文書番号	年月日

独自申出を行う地方公共団体の窓口	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E－MAIL	

No.	期間	業務(職種)	派遣可能人数	特記事項(応援を希望する市区町村　等)
1	～			
2	～			
3	～			
4	～			
5	～			

連絡欄

（要綱第23条第３項関係）

様式９－１

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部　御中（第23条第１項の場合）
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

被災市区町村（担当部署）

総括支援チームの派遣要請書

標記のことについて、下記のとおり要請します。

記

派遣が必要な期間 （見込みを含む。）	
災害マネジメントの状況 （支援を求める理由等を記載）	
主な業務実施場所	
上記までの交通手段	
連絡欄 （総括支援チームの派遣に関して必要な事項を記載（別紙による業務実施場所の地図等の添付も可））	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ＭＡＩＬ	

（要綱第23条第３項関係）

様式９－２

〇〇年〇〇月〇〇日

対口支援団体（担当部署）　様（第23条第２項の場合）

被災市区町村（担当部署）

総括支援チームの派遣要請書

標記のことについて、下記のとおり要請します。

記

派遣が必要な期間 （見込みを含む。）	
災害マネジメントの状況 （支援を求める理由等を記載）	
主な業務実施場所	
上記までの交通手段	
連絡欄 （総括支援チームの派遣に関して必要な事項を記載（別紙による業務実施場所の地図等の添付も可））	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ＭＡＩＬ	

（要綱第 23 条第８項関係）

様式１０－１

○○年○○月○○日

総括支援チーム派遣団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

総括支援チーム派遣団体の決定について（通知）

下記のとおり、応援職員確保調整本部にて貴団体を総括支援チーム派遣団体に決定しましたので、通知します。

記

災 害 名	
決 定 日	
総括支援チーム 派遣団体	
派遣先の 被災市区町村	
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 （事務局：総務省自治行政局公務員部）	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－Ｍ	

（要綱第 25 条第４項関係）

様式１０－２

○○年○○月○○日

応援職員確保調整本部 御中
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

総括支援チーム派遣団体（担当部署）

総括支援チーム派遣の終了の連絡について

下記のとおり、総括支援チームの派遣を終了する予定ですので、連絡します。

記

災 害 名	
派遣先の 被災市区町村	
派遣期間 （予定）	～
総括支援チームの派遣を終了する理由 （被災市区町村の具体的状況）	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－ＭＡＩＬ	

（要綱第 25 条第５項関係）

様式１０－３

○○年○○月○○日

総括支援チーム派遣団体（担当部署）御中

応援職員確保調整本部
（事務局：総務省自治行政局公務員部）

総括支援チームの派遣の終了について（通知）

下記のとおり、貴団体の総括支援チームの派遣終了を確認しましたので、通知します。

記

災 害 名	
派遣先の 被災市区町村	
派遣期間	～
その他	

発信元	
応援職員確保調整本部 （事務局：総務省自治行政局公務員部）	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅ－Ｍ	

災害時における協力に関する協定書
（福岡県ビルメンテナンス協会）

福岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）は，災害時における協力（公共建築物の清掃・消毒等による環境衛生保持業務）に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，災害時において，甲が乙に公共建築物の清掃・消毒等の協力を要請するにあたり，必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この協定において，「公共建築物」とは，福岡市が管理する学校及び公民館等とする。

（協力要請）

第３条　災害時に甲が必要と認めるときは，次の各号の業務（以下「協力業務」という。）について，乙に支援を要請することができる。

(1) 公共建築物の環境衛生面に係る被害状況の確認及び対処方法の報告

(2) 公共建築物の清掃，消毒など環境衛生面に係る応急措置

①公共建築物の洗剤洗浄（外壁，床下の洗浄及び拭き上げ，土砂等の撤去），噴霧殺菌消毒

②排水溝の殺菌消毒

③貯水槽の清掃，消毒

２　前項の規定による要請は，文書をもって行うこととする。ただし，緊急を要する場合は電話等の通信手段により行うことができることとし，事後，速やかに乙に書面を送付するものとする。

３　乙は，この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう，あらかじめ協力体制を整備し，その内容を甲に報告するものとする。

４　乙は，前項に基づく報告内容に変更が生じたときは，速やかに甲に報告するものとする。

５　乙は，第１項の要請があったときは，可能な限り協力するものとする。

６　乙は，協力業務を実施したときは，報告書をもって甲に報告する。

(費用負担)

第４条　この協定に基づく協力業務のために要した費用は，甲が負担するものとし，乙からの請求に基づき，その費用を遅滞なく支払うものとする。なお，そのうち労務費については，建築物価指標を基に甲乙協議によ　　定するものとし，その他の費用については，災害発生直前における適正な価格を基準とし甲乙協議して定めるものとする。

（損害賠償）
第５条　協力業務により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の補償については，甲乙協議のうえ対処するものとする。

（連絡体制の整備）
第６条　甲及び乙は，この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう，連絡体制の整備について，常に点検，改善に努めるものとする。

（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は，協定締結の日から平成 31 年３月 31 日までとする。ただし，期間満了の 30 日前までに，甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは，同一の内容をもって，さらに１年間継続更新し，以後も同様とする。

（疑義等に関する協議）
第８条　この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

平成 30 年 10 月 23 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区博多駅前一丁目 15 番 12 号
公益社団法人　福岡県ビルメンテナンス協会

会長　　金子　誠

防災支援活動に関する基本協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市設計測量業協会（以下「乙」という。）は，災害対策基本法第４２条に定める防災計画の趣旨に則り，地震，風水害その他の災害（以下「災害」という。）により，道路施設，河川施設等（以下「施設」という。）について，防災支援活動（応急調査（災害が発生したときにおける被災状況等に関する調査をいう。以下同じ。）及び設計等業務（被災施設復旧のための設計業務及び測量業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に関し，次のとおり基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し，防災支援活動を迅速かつ適確に行うことにより，被災施設の早期復旧を図り，もって市民の生命，身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（協定の周知）

第２条　乙は，災害時における防災支援活動について，乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し，甲との間にこの協定を締結するものとする。

２　乙は，甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

３　乙は，この協定の目的の趣旨を全会員に周知徹底するとともに，会員は甲の次条第１項の規定による要請に対し，災害時における円滑な防災支援活動体制の確保に努めなければならない。

（活動要請）

第３条　甲は，災害時に施設において，防災支援活動の必要があると認めるときは，乙に対して支援を要請することができる。

２　前項の規定による要請は，次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし，特に緊急を要する場合には，電話等の通信手段により行うことができることとし，当該要請後速やかに乙に書面を送付するものとする。

（１）活動等の内容

（２）要請者の職及び氏名

（３）その他必要な事項

（防災支援活動の実施）

第４条　災害時において，甲及び乙は一致協力して防災支援活動に当たらなければならない。

２　災害現場において協力する会員（以下「協力者」という。）は，甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき，災害時に最も適した防災支援活動を行わなければならない。

（乙の責務）
第５条　乙は，乙の組織内の協力体制を構築するとともに，甲から第３条第１項の規定による要請があったときは，優先してその防災支援活動を実施するための措置をとるものとする。

（報告）
第６条　協力者は，応急調査を実施したときは，次に掲げる事項を口頭，電話等により甲に報告をするとともに，当該報告後速やかに書面を提出するものとする。
（１）応急調査の場所及び施設名
（２）応急調査の内容
（３）会社名及び責任者氏名
（４）応急調査の作業内容
（５）応急調査の期間
（６）その他必要な事項

（費用の負担）
第７条　この協定に基づき，協力者が実施した防災支援活動に要した費用は，原則甲が負担する。
２　費用の請求等の手続きは，甲が必要な予算措置を行った後，甲の指示に基づき，協力者が行うものとする。

（労災補償）
第８条　防災支援活動において，協力者及びその従業員が負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合は，会員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）
第９条　この協定の期間は，協定締結した日から１年間とする。
２　前項に規定する期間満了の１か月前までに，甲，乙いずれからも何ら申し出のないときは，引き続き同一条件をもって，この協定を継続するものとする。
３　甲，乙いずれかが，この協定を解除しようとする場合は，解除する期日の１か月前までに申し出なければならない。
４　甲は，乙が，第２条第２項及び第３項並びに第５条の規定に反したと認める場合は，前項の規定にかかわらず，この協定を解除することがある。

（その他）
第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については，甲乙の協議によるものとする。

附　則
この協定は，平成２５年　３月　１日から施行する。

上記のとおり，協定したことを証するため本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自１通を保有する。

令和　２年　６月　５日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
　　福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区舞鶴一丁目３番３１号－２１４号
　　一般社団法人福岡市設計測量業協会　　会長　福澤　一博

当初　平成２５年　２月１５日
変更　令和　２年　６月　５日

運　営　要　領

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市設計測量業協会（以下「乙」という。）との間で平成２５年２月１５日に締結した「防災支援活動に関する基本協定書」（以下「協定」という。）第２条第２項に規定する運営要領について下記の事項を定める。

（要請等の手順）

（１）　甲は乙に対し，防災支援活動要請等の手順等について，予め甲と乙との間で事前に協議しこれを定め，この手順等に従い要請等を行う。

（防災支援活動の実施）

（２）　乙は，協定に基づく災害時の防災支援活動が常時実施できるよう，夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め，災害対応のための組織体制及び緊急連絡網を速やかに整備し甲に提出するものとする。

（３）　乙は，防災支援活動の円滑な実施に向けて，甲が実施する防災訓練や，福岡市自主防災組織の活動等に積極的に参加するよう努めるものとする。

（４）　乙は，防災支援活動について，年度当初に防災支援活動実施計画書を作成し甲に提出するとともに，年度末又は甲の要請があった場合は，防災支援活動実績報告書を作成し，これらを記載した書面を甲に提出しなければならない。

（調査及び業務の実施）

（５）　協定第４条に基づき行った防災支援活動を実施する場合は，通常の業務委託と同様，各業務委託共通仕様書及び特記仕様書に基づき行うものとする。

（防災支援活動に係る費用）

（６）　応急調査に要した費用は，実費とする。

（７）　設計等業務に要した費用は，福岡市設計業務等標準積算基準書等に基づくものとする。

（防災等活動を行う各団体との協力）

（８）　乙は，甲が別途防災等活動に関する協定を締結している各関係団体と一致協力して防災支援活動を行うものとする。

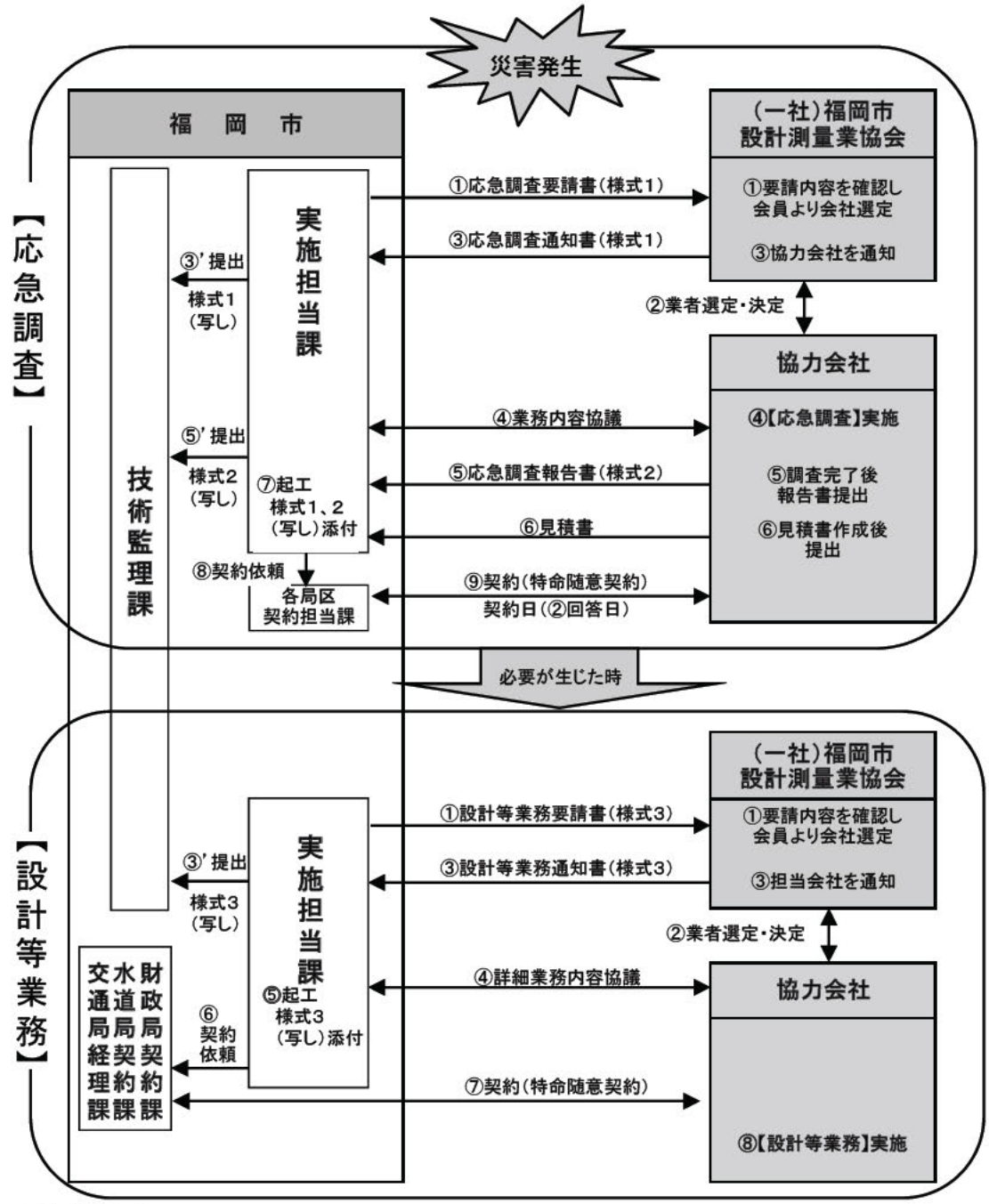
（協議）

（９）　この運営要領に関して疑義が生じたときは，その都度甲，乙協議して定めるものとする。

防災支援活動に関する業務フロー

	業務内容
【応急調査】	被災した個所の復旧に係る概算算定に必要な測量・設計および書類作成（被災写真、平面図、縦横断図、被災状況の展開図、数量計算書等）
【設計等業務】	応急調査終了時点で、市が業務の専門性や特殊性を勘案し、さらに測量や設計が必要と判断した業務

※下記、注意事項を確認すること



※注意事項

【共通】
- ・業務内容等の詳細協議について、現場に市職員も同行して行うこと。

【応急調査】
- ・特に緊急を要する場合は、電話等の通信手段により要請することが可能とし、その後速やかに様式にて要請書を送付すること。
- ・補助・単費は関係なく、復旧に係る費用を算出するのに必要な被災した全ての箇所に適用できる。
- ・近年、災害査定受検においては、ほぼ詳細レベルで構造決定を行い図面・数量・査定金額を算出する必要があり，詳細レベルで行った業務費用を全て「応急調査」として取り扱うことも適用可能。
- ・実施担当課は応急調査完了後、業務の専門性や特殊性を勘案し、【設計等業務】の要請を行うかどうか判断できる。

【設計等業務】
- ・要請は、災害復旧事業の交付申請対象案件（補　　）とする。
- ・見積りでなく標準積算に基づいて設計を行い、市測協の会員と特命随意契約を行うこと。
- ・清算行為である応急調査とは、異なり通常の業務委託と同じ流れで発注を行うこと。
  その際、様式3にて取り交わし後，起工伺いに写しを添付して発注すること。

（様式1）

（一社）福岡市設計測量業協会　様
〈TEL:751-8246　FAX:751-2271〉

応 急 調 査 要 請 書

第　　号

要請年月日時　　令和　　年　　月　　日　　時　　分

要請者（担当課）　　局　　部　　課長　　○○　○○
〈TEL:　　FAX:　　〉

災害時における防災支援活動に関する基本協定書第3条に基づき
次のとおり応急調査を要請します。

場所			
施設名			
要請する業務の内容			
その他必要な事項			
	氏名	所属	連絡先
連絡担当者			TEL（職場）: TEL（携帯）: FAX ： Email ：
※別添資料	位置図　・　写真　・　その他（　　）		

応 急 調 査 通 知 書

令和　　年　　月　　日

福岡市　　局　　部　　課長

（一社）福岡市設計測量業協会

上記応急調査の要請に対し承諾しますので、通知します。
なお、応急調査の担当者は下記のとおりです。

	氏名	会社名	連絡先
連絡担当者			TEL: FAX ： 携帯 ： Email ：

ver. 2020. 6

（様式2）

応急調査 報告書（第　回・最終）

提出年月日時　　令和　　年　　月　　日

応急調査要請書 第　　号 について、報告書を提出する。

（提出先）

所　　属

担 当 者 名

（提出者）

住　　所

氏　　名　　印

電 話 番 号

場　　所	
施 設 名	
着手日時	月　　日
実施内容	
完了（予定）日時	月　　日
作業内容	
そ の 他	

（様式3）

（一社）福岡市設計測量業協会　様
〈TEL:751-8246　FAX:751-2271〉

設 計 等 業 務 要 請 書

第　　号

要請年月日時　　令和　　年　　月　　日　　時　　分

要請者（担当課）　　局　　部　　課長　　○○　○○
〈TEL:　　FAX:　　〉

災害時における防災支援活動に関する基本協定書第3条に基づき
次のとおり設計等業務を要請します。

場所			
施設名			
要請する業務の内容			
その他必要な事項			
	氏名	所属	連絡先
連絡担当者			TEL（職場）: TEL（携帯）: FAX ： Email ：
※別添資料	位置図　・　写真　・　その他（　　）		

設 計 等 業 務 通 知 書

令和　　年　　月　　日

福岡市　　局　　部　　課長

（一社）福岡市設計測量業協会

上記測量・設計等業務の要請に対し、下記の会員が対応しますので、通知します。

住 所 及 び 氏 名	連 絡 先
	TEL ： FAX ：

ver. 2020. 6

災害時における被災住宅の緊急修理に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）並びに災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条の 2 第 1 項に規定する救助実施市である北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と福岡県瓦組合（以下「丁」という。）とは、災害時における被災住宅の緊急修理（以下「緊急修理」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条　この協定は、甲又は乙若しくは丙が法の規定により実施する緊急修理に関して、甲又は乙若しくは丙から丁に協力を要請するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条　この協定において、「緊急修理」とは、法第 4 条第 1 項第 6 号に規定する「被災した住宅の応急修理」のうち、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 228 号。以下「基準」という。）第 7 条第 1 項に規定する「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」をいう。

（協力要請）

第 3 条　甲は、緊急修理を実施する場合には、被災後速やかに緊急修理の実施要領その他必要な事項について、文書により丁に連絡し、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請できるものとする。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

2　乙又は丙は、緊急修理を実施する場合には、被災後速やかに緊急修理の実施要領その他必要な事項について、文書により甲に連絡するものとし、乙又は丙からの連絡を受けた甲は、第 8 条第 1 項の連絡調整を行った上、緊急修理の実施要領その他必要な事項について、文書により丁に連絡し、協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請できるものとする。この場合において、乙又は丙は甲に、甲は丁に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3　福岡県内において法の適用を受けた市町村が乙又は丙以外にない場合は、乙又は丙は前項の規定にかかわらず、緊急修理を実施する場合には、被災後速やかに緊急修理の実施要領その他必要な事項について、文書により丁に連絡し、協力を要請するものとする。た

だし、緊急を要するときは、電話等により要請できるものとする。この場合において、乙又は丙は後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。
４　前項の場合において、乙又は丙は、要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は第８条第１項の連絡調整を行う。

（協力）
第４条　丁は、前条第１項から第３項の要請があったときは、丁の会員であって緊急修理を行うことができる者（以下「緊急修理業者」という。）の確保に最大限努め、被災後も対応可能な緊急修理業者の情報提供、緊急修理業者に対する技術支援その他必要な協力を行うものとする。

（緊急修理）
第５条　緊急修理業者は、修理の程度、方法及び期間について、甲又は乙若しくは丙（甲が緊急修理を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の指示に従い緊急修理を行うものとする。

（費用の負担）
第６条　緊急修理業者が前条の緊急修理に要した費用（「基準」に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲又は乙若しくは丙が負担するものとする。

（連絡窓口）
第７条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては福岡県建築都市部住宅計画課、乙においては北九州市都市整備局住宅部住宅計画課、丙においては福岡市財政局アセットマネジメント推進部アセットマネジメント推進課、丁においては福岡県瓦組合事務局とする。

（連絡調整）
第８条　甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるように連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、丁との連絡体制をとるものとする。
２　乙若しくは丙又は丁は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（緊急修理業者名簿の提供）
第９条　丁は、丁の会員である緊急修理業者の名簿を、毎年６月末までに甲又は乙若しくは丙に提供するものとし、業務担当者及び組合員に異動があった場合は、甲、乙及び丙に報告するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

（適用）
第１１条　この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。
２　乙又は丙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙又は丙に係る規定については、失効する。

この協定を締結した証として、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和６年９月２５日

甲　　福岡県
　　代表者　福岡県知事　服部　誠太郎

乙　　北九州市
　　代表者　北九州市長　武内　和久

丙　　福岡市
　　代表者　福岡市長　髙島　宗一郎

丁　福岡県久留米市山川神代１丁目２－２１
　　福岡県瓦組合　理事長　熊谷　裕二

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した市民の住宅の早期復興を支援するために、福岡市地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）
第１条甲及び乙は、この協定に基づき、被災した市民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。
一　住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
二　被害状況、被災した市民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
三　第７条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
四　第７条に定める連絡窓口との連絡方法
五　その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）
第２条乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、市民の住宅の早期復興を支援するものとする。
２　甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）
第３条乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。
２　乙は、前条の相談への対応のほか、甲から市民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の市民への支援）
第４条乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した市民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）
第５条乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第２条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した市民に対して積極的に周知するものとする。
２　甲は、被災地の区等の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）
第６条甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

（連絡窓口）第７条甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）
第８条この協定に定めるもののほか、被災した市民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が充分な協議の上、定めるものとする。

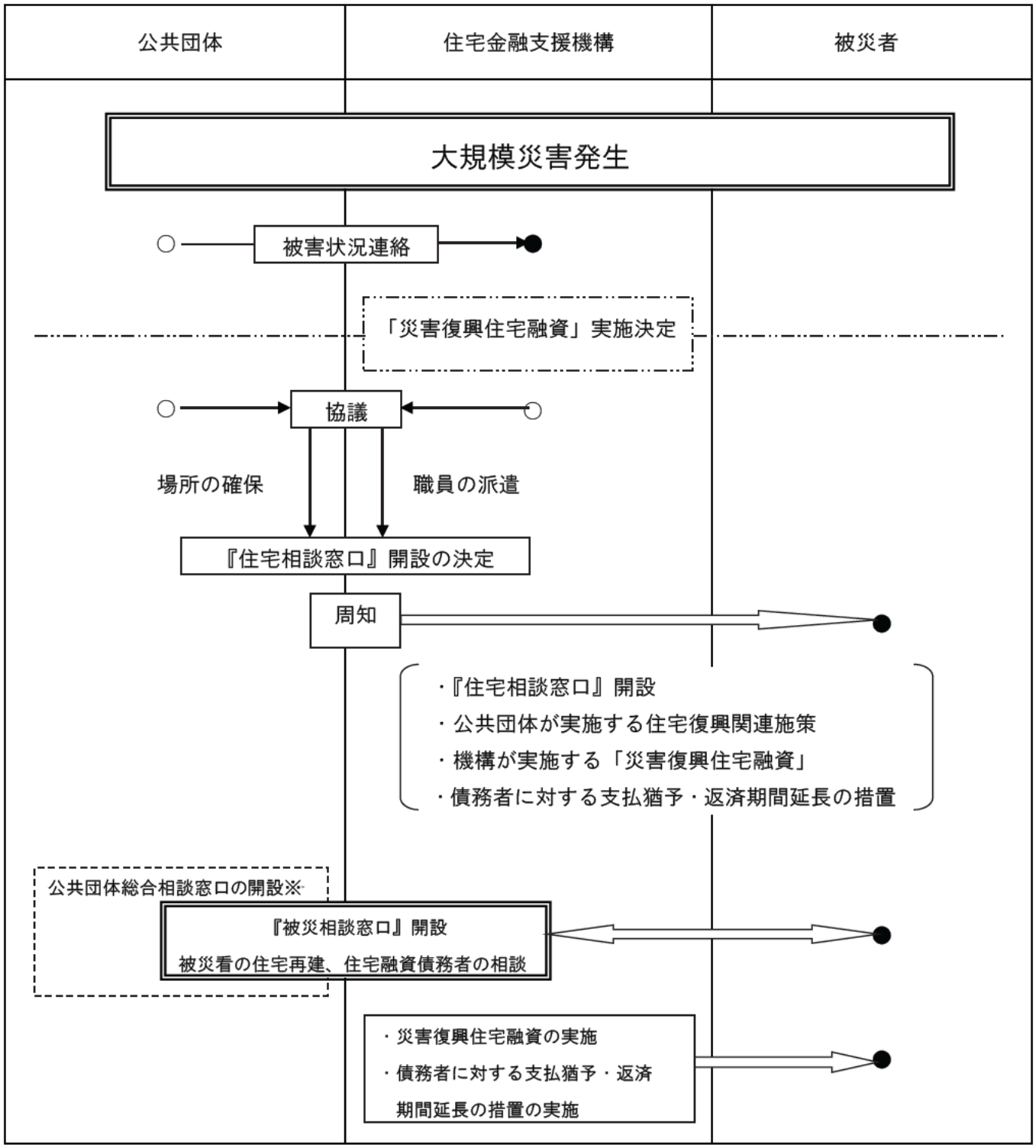
（適用等）
第９条この協定は、平成27年３月20日から適用する。なお、福岡市長と住宅金融公庫福岡支店長との間で締結した平成17年６月14日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成27年３月20日
甲　福岡市
福岡市長　　髙　島　宗一郎

乙　独立行政法人住宅金融支援機構
理事長　　宍　戸　信　哉

基本協定に基づく災害発生後の対応例



（参考）※福岡県西方沖地震における福岡市の例

『福岡市特別相談窓口』
・り災証明申請・発行（区役所総務課等）
・建築相談(応急危険度判定士等)
・災害援護資金貸付、被災者生活再建支援金支給等相談(保健福祉局等)
・公共団体が実施する復興支援策相談(公共団体職員)
・被災者の住宅再建、住宅融資債務者の相談(機構職員)=『住宅相談窓口』
・その他法律相談等(弁護士等)

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）、北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「丁」という。）は、災害時に甲、乙、丙及び丁が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、福岡県において災害が発生した場合において、甲、乙及び丙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として民間賃貸住宅を提供するため、丁に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条 甲、乙及び丙は、災害が発生し必要と認める場合、丁に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第３条 丁は、前条の規定に基づく甲、乙及び丙からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲、乙及び丙に可能な限り協力するものとする。

（甲、乙及び丙の役割）

第４条 甲、乙及び丙は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

二　応急借上げ住宅の借上げに関すること

三　応急借上げ住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること

四　応急借上げ住宅の賃料等の支払に関すること

五　その他関係者との調整に関すること

２ 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事務の一部を、丁に委託することができる。

（丁の役割）

第５条 丁は、第３条の規定に基づき甲、乙及び丙に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

二　応急借上げ住宅として甲、乙及び丙が借り上げようとする民間賃貸住宅の使用の適否に係る確認に関すること

三　応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
四　甲、乙及び丙からの委託を受けた事務に関すること
五　その他関係者との調整に関すること

（連絡調整）
第６条　甲は、この協定に基づく事務が適切かつ円滑に行われるよう必要に応じて連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、甲、乙、丙及び丁による連携体制をとるものとする。

（協議）
第７条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙、丙及び丁の協議の上別に定めるものとする。

（雑則）
第８条　甲と丁との間で平成３０年１０月２２日に締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和元年１０月１日

甲　福岡県
代表者　福岡県知事　小川　洋

乙　北九州市
代表者　北九州市長　北橋　健治

丙　福岡市
代表者　福岡市長　髙島　宗一郎

丁　東京都千代田区大手町２丁目６番１号
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会　長　　三好　修

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）、北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「丁」という。）は、災害時に甲、乙、丙及び丁が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、福岡県において災害が発生した場合において、甲、乙及び丙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として民間賃貸住宅を提供するため、丁に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条 甲、乙及び丙は、災害が発生し必要と認める場合、丁に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第３条 丁は、前条の規定に基づく甲、乙及び丙からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲、乙及び丙に可能な限り協力するものとする。

（甲、乙及び丙の役割）

第４条 甲、乙及び丙は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

二　応急借上げ住宅の借上げに関すること

三　応急借上げ住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること

四　応急借上げ住宅の賃料等の支払に関すること

五　その他関係者との調整に関すること

２ 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事務の一部を、丁に委託することができる。

（丁の役割）

第５条 丁は、第３条の規定に基づき甲、乙及び丙に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

二　応急借上げ住宅として甲、乙及び丙が借り上げようとする民間賃貸住宅の使用の適否に係る確認に関すること

三　応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
四　甲、乙及び丙からの委託を受けた事務に関すること
五　その他関係者との調整に関すること

（連絡調整）
第６条　甲は、この協定に基づく事務が適切かつ円滑に行われるよう必要に応じて連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、甲、乙、丙及び丁による連携体制をとるものとする。

（協議）
第７条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙、丙及び丁の協議の上別に定めるものとする。

（雑則）
第８条　甲と丁との間で平成２２年３月１９日に締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供及び媒介に関する協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和元年１０月１日

甲　福岡県
代表者　福岡県知事　小川　洋

乙　北九州市
代表者　北九州市長　北橋　健治

丙　福岡市
代表者　福岡市長　髙島　宗一郎

丁　福岡市東区馬出１丁目１３番１０号
公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会
会　長　　加藤　龍雄

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

福岡県

北九州市

福岡市

公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）、北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部（以下「丁」という。）は、災害時に甲、乙、丙及び丁が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、福岡県において災害が発生した場合において、甲、乙及び丙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）として民間賃貸住宅を提供するため、丁に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条 甲、乙及び丙は、災害が発生し必要と認める場合、丁に対し、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第３条 丁は、前条の規定に基づく甲、乙及び丙からの要請があった場合、賃貸型応急住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲、乙及び丙に可能な限り協力するものとする。

（甲、乙及び丙の役割）

第４条 甲、乙及び丙は、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　賃貸型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

二　賃貸型応急住宅の借上げに関すること

三　賃貸型応急住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること

四　賃貸型応急住宅の賃料等の支払に関すること

五　その他関係者との調整に関すること

２ 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事務の一部を、丁に委託することができる。

（丁の役割）

第５条 丁は、第３条の規定に基づき甲、乙及び丙に協力するため、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一　賃貸型応急住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する賃貸　　住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

二　賃貸型応急住宅として甲、乙及び丙が借り上げようとする民間賃貸住宅

の使用の適否に係る確認に関すること
三　賃貸型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
四　甲、乙及び丙からの委託を受けた事務に関すること
五　その他関係者との調整に関すること

（連絡調整）
第６条　甲は、この協定に基づく事務が適切かつ円滑に行われるよう必要に応じて連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、甲、乙、丙及び丁による連携体制をとるものとする。

（協議）
第７条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙、丙及び丁の協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年６月１４日

甲　福岡県
代表者　福岡県知事　服部　誠太郎

乙　北九州市
代表者　北九州市長　武内　和久

丙　福岡市
代表者　福岡市長　髙島　宗一郎

丁　福岡市博多区中呉服町１番２５－１号
公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部
本　部　長　　伊藤　明

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、福岡県（以下「甲」という。）及び救助実施市である福岡市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

２「救助実施市」とは、災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続）

第３条　甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

２　乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第８条第１項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

３　福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は、前項の規定にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は、後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

４　前項の場合において、乙は、住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第８条第１項の連絡調整を行う。

（協　力）

第４条　丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

（住宅建設）

第５条　丙のあっせんを受けた丁は、第３条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第６条　丁が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

２　前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は　　において福岡県建築都市部県営住宅課とし、

乙においては福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

（連絡調整）
第８条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。
２　乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報　告）
第９条　丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙は、必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）
第10条　丙は、この協定に係る丙の業務担当部員の名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲及び乙に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

（協　議）
第11条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（適　用）
第12条　この協定は、令和元年１０月１日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。
２　乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。
３　甲と丙との間で締結した平成７年３月２４日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

令和元年１０月１日

甲　　福岡県
代表者　福岡県知事　小川　洋

乙　　福岡市
代表者　福岡市長　髙島　宗一郎

丙　　東京都千代田区神田小川町２丁目３番１３号
Ｍ＆Ｃビル５階
一般社団法人プレハブ建築協会
芳井　敬一

災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と福岡県建築物災害対策協議会（以下「丁」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、福岡県内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、建築物に係る防災及び減災の取組みや木造応急仮設住宅の建設などを迅速かつ適正に行うに際しての協力体制を確立するために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

（１）防災・減災活動　　建築物に関する防災研修など災害時等に備えた取組みを行うこと

（２）災害緊急活動　　災害時等の緊急パトロール及び応急処置を行うこと

（３）木造応急仮設住宅　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅のうち木造のもの

（４）応急修理　　災害救助法第４条第１項第６号に規定する応急修理

（５）救助実施市　　災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市

（防災・減災活動）

第３条　甲及び丁は、防災・減災活動をとおして、建築物における防災意識を共有し、併せて、その取組みを広く普及啓発するものとする。

（災害緊急活動）

第４条　甲は、市町村から災害緊急活動の実施体制の構築に関する協力の要請があったときは、丁を紹介するものとし、実施する災害緊急活動については、市町村と丁が別途協議の上、行うものとする。

２　丁は、市町村から災害緊急活動の要請があったときは、前項の協議内容等に基づき、可能な限り協力するものとする。

（木造応急仮設住宅の建設）

第５条　甲は、木造応急仮設住宅の建設要請（以下「建設要請」という。）に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

２　乙又は丙は、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙又は丙からの連絡を受けた甲は、第７条第１項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は甲に、甲は丁に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

３　福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙又は丙のいずれかのみである場合は、乙又は丙は、前項の規定にかかわらず、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丁に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

４　前項の場合において、乙又は丙は、建設要請　　旨をあらかじめ甲に連絡するものとし、甲は、第７条第１項の連絡調整を行う。

５　丁は、第１項から第３項までの建設要請があったときは、丁の構成団体の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙若しくは丙に協力するものとする。
６　丁のあっせんを受けた業者は、第１項から第３項までの建設要請に基づき、木造応急仮設住宅の建設を行うものとする。

（木造応急仮設住宅の建設費用の負担及び支払）
第６条　業者が前条の木造応急仮設住宅の建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙若しくは丙が負担するものとする。
２　前項の契約当事者である甲又は乙若しくは丙は、業者の木造応急仮設住宅の建設終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡調整）
第７条　甲は、第５条の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、丁との連絡体制をとるものとする。
２　乙若しくは丙又は丁は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）
第８条　丁は、木造応急仮設住宅の建設については、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年１回甲、乙及び丙に報告するものとする。ただし、甲、乙又は丙は、必要と認めた場合は、丁に対して随時報告を求めることができる。

（応急修理）
第９条　災害等が発生し、応急修理を実施する必要がある場合には、甲又は乙若しくは丙から丁に対して協力要請を行う。
２　丁は、市町村から応急修理の協力の要請があった場合には、可能な限り協力するよう努めるものとする。

（周知等）
第10条　丁は、防災・減災活動及び災害緊急活動の趣旨及び実施について、その構成団体の全ての会員に周知徹底を図るとともに、活動体制の確保に努めるものとする。

（連絡窓口）
第11条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、第２条第１号及び第２号は福岡県建築都市部建築指導課、第２条第３号は同部県営住宅課、第２条第４号は同部住宅計画課とし、乙においては北九州市建築都市局住宅部住宅計画課、丙においては福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課、丁においては一般社団法人福岡県建設業協会事務局とする。

（会員名簿等の提供）
第12条　丁は、本協定に係る丁の業務担当者名簿及び丁に加盟する建設業者の会員名簿を毎年１回甲、乙及び丙に提供するものとし、業務担当者及び会員に異動があった場合は、甲、乙及び丙に報告するものとする。

（協議）
第13条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

（適用）
第14条　本協定は、令和元年１０月１日（以下「発行日」という。）から適用する。ただし、乙又は丙

に係る規定については、乙又は丙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。
2　本協定の期間は、協定を締結した日から令和２年３月３１日までとする。なお、期間満了の１か月前までに、甲乙丙丁のいずれからも何ら申出のないときは、引き続き同一条件をもってさらに１年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。
3　甲乙丙丁のいずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の１か月前までに申出なければならない。
4　甲又は乙若しくは丙は、丁が本協定の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず、本協定を解除することがある。
5　乙又は丙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙又は丙に係る規定については、失効する。
6　甲と丁との間で締結した平成２８年６月３日付け「災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和元年１０月１日

甲　　福岡県
代表者　福岡県知事　小川　洋

乙　　北九州市
代表者　北九州市長　北橋　健治

丙　　福岡市
代表者　福岡市長　髙島　宗一郎

丁　　福岡県建築物災害対策協議会

構成団体　福岡県建築物災害対策協議会　会長
福岡県福岡市博多区博多駅東３丁目１４－１８
一般社団法人　福岡県建設業協会
会長　松本　優三

福岡県福岡市東区箱崎１丁目１－１
福岡県建設業協同組合
理事長　金子　和英

福岡県福岡市東区箱崎ふ頭４丁目３－４
一般社団法人　福岡県木　　会
代表理事　大里　博之

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）並びに災害救助法第２条の２第１項に規定する救助実施市である北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、福岡県内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に、木造応急仮設住宅の建設を迅速かつ適正に行うに際しての協力体制を確立するために必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　この協定における対象は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅で木造のものとする。

（木造応急仮設住宅の建設）

第３条　甲は、木造応急仮設住宅の建設の要請（以下「建設要請」という。）に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

２　乙又は丙は、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙又は丙からの連絡を受けた甲は、第６条第１項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は甲に、甲は丁に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

３　福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙又は丙のいずれかのみである場合は、乙又は丙は、前項の規定にかかわらず、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丁に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

４　前項の場合において、乙又は丙は、建設要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第６条第１項の連絡調整を行う。

５　丁は、第１項から第３項までの建設要請があったときは、丁の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙若しくは丙に協力するものとする。

６　丁のあっせんを受けた業者は、第１項から第３項までの建設要請に基づき、木造応急仮設住宅の建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第４条　業者が前条の木造応急仮設住宅の建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙若しくは丙が負担するものとする。

２　前項の契約当事者である甲又は乙若しくは丙は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支　　とする。

（連絡窓口）

第５条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福岡県建築都市部県営住宅課、乙においては北九州市建築都市局住宅部住宅計画課、丙においては福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課とし、丁においては一般社団法人日本木造住宅産業協会九州支部事務局とする。

（連絡調整）

第６条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、丁との連絡体制をとるものとする。

２　乙若しくは丙又は丁は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）

第７条　丁は、木造応急仮設住宅の建設について、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年５月末日までに、甲、乙及び丙に報告するものとする。ただし、甲、乙又は丙は、必要と認めた場合は、丁に対して随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）

第８条　丁は、本協定に係る丁の業務担当者名簿及び丁に加盟する会員の名簿を毎年５月末日までに、甲、乙及び丙に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、甲、乙及び丙に報告するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

（適用）

第10条　この協定は、令和元年１０月１日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙又は丙に係る規定については、乙又は丙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。

２　乙又は丙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙又は丙に係る規定については、失効する。

３　甲と丁との間で締結した平成３０年２月１４日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和元年１０月１日

甲　福岡県
代表者　福岡県知事　小川　洋

乙　北九州市
代表者　北九州市長　北橋　健治

丙　福岡市
代表者　福岡市長　髙島　宗一郎

丁　東京都港区六本木１丁目７－２７　全特六本木ビルＷＥＳＴ棟２階
一般社団法人　日本木造住宅産業協会
会長　市川　晃

災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）並びに災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２条の２第１項に規定する救助実施市である北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、福岡県内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に、木造応急仮設住宅の建設などを迅速かつ適正に行うに際しての協力体制を確立するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

（１）木造応急仮設住宅　災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅のうち木造のもの

（２）応急修理　　災害救助法第４条第１項第６号に規定する応急修理

（木造応急仮設住宅の建設）

第３条　甲は、木造応急仮設住宅の建設の要請（以下「建設要請」という。）に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

２　乙又は丙は、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙又は丙からの連絡を受けた甲は、第７条第１項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丁に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は甲に、甲は丁に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

３　福岡県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙又は丙のいずれかのみである場合は、乙又は丙は、前項の規定にかかわらず、建設要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丁に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙又は丙は後に当該文書を速やかに丁に提出しなければならない。

４　前項の場合において、乙又は丙は、建設要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第７条第１項の連絡調整を行う。

５　丁は、第１項から第３項までの建設要請があったときは、丁の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙若しくは丙に協力するものとする。

６　丁のあっせんを受けた業者は、第１項から第３項までの建設要請に基づき、木造応急仮設住宅の建設を行うものとする。

（木造応急仮設住宅の建設費用の負担及び支払）

第４条　業者が前条の木造応急仮設住宅の建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙若しくは丙が負担するものとする。

２　前項の契約当事者である甲又は乙若しくは丙は　　住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（応急修理）
第５条　災害等が発生し、応急修理を実施する必要がある場合には、甲又は乙若しくは丙は、丁に対して協力要請を行う。
２　丁は、乙、丙以外の市町村から応急修理の協力の要請があった場合には、可能な限り協力するよう努めるものとする。

（連絡窓口）
第６条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、第２条第１号は福岡県建築都市部県営住宅課、第２条第２号は同部住宅計画課とし、乙においては、北九州市建築都市局住宅部住宅計画課、丙においては、福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課、丁においては、一般社団法人全国木造建設事業協会建設部会とする。

（連絡調整）
第７条　甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、丁との連絡体制をとるものとする。
２　乙若しくは丙又は丁は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

（報告）
第８条　丁は、木造応急仮設住宅の建設について、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年５月末日までに、甲、乙及び丙に報告するものとする。ただし、甲、乙又は丙は、必要と認めた場合は、丁に対して随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）
第９条　丁は、本協定に係る丁の業務担当者名簿及び丁に加盟する会員の名簿を毎年５月末日までに、甲、乙及び丙に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、甲、乙及び丙に報告するものとする。

（協議）
第10条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

（適用）
第11条　この協定は、令和３年６月８日（以下「発効日」という。）から適用する。
２　乙又は丙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙又は丙に係る規定については、失効する。
３　甲、乙、丙及び丁との間で締結した令和元年１０月１日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年６月８日

甲　福岡県
代表者　福岡県知事　服部　誠太郎

乙　北九州市
代表者　北九州市長　北橋　健治

丙　福岡市
代表者　福岡市長　髙島　宗一郎

丁　東京都中央区八丁堀３－４－１０　京橋北見ビル東館６階
一般社団法人　全国木造建設事業協会
理事長　大野　年司

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は，災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，甲の域内において地震等の災害が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，速やかにアスベストが飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い，アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「被災建築物」とは，本市が実施する建築物の応急危険度判定の結果等をもとに，甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物・工作物等とする。

（協力の要請）

第３条　甲は，災害が発生した場合，乙に対し，アスベスト調査の協力を要請する。

（協力の実施）

第４条　乙は，前条の規定による要請を受けたときは，必要な人員，資機材を調達し，可能な限り協力するものとする。

２　甲は，前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行，建築物の情報の提供等について協力する。

（業務内容）

第５条　この協定により，甲が乙に対し，協力を要請する業務は，次のとおりとする。

(1)　甲が実施するアスベスト調査への支援

(2)　被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査

(3)　建材中のアスベスト含有の有無の調査

(4)　甲に対する調査結果の報告

２　前各号に規定する業務以外で，被災建築物等のアスベスト飛散防止のための具体的な提案・助言等の活動に関しては，甲乙が協議して決定するものとする。

（費用の負担）
第６条　第４条の規定により乙が実施した業務に要した経費は，原則として甲が負担する。
２　前項の費用は，当該業務を行うために要する通常の実費（人件費，機器費を除く）とし，甲乙協議して定める。

（協定の期間）
第７条　この協定は，協定締結の日から有効とし，甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き，その効力を持続するものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は，その都度甲乙とで協議し，定めることとする。

この協定を証するため，本協定書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１通を保有するものとする。

平成３０年６月２６日

甲　福岡県福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都千代田区神田神保町２丁目２番３１号
一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事　貴田　晶子

災害時における法律相談業務に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは，災害時における被災者等を対象とした法律相談業務に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，福岡市内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害及びこれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において，被災者等への法律相談業務を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（法律相談実施の協力要請）

第２条　甲は，災害時に法律相談の実施が必要と認めるときは，乙に対し文書によりその協力を要請することができる。ただし，緊急を要する場合は，口頭により要請することとし，後日速やかに乙に文書を提出するものとする。

２　前項に基づき開催する法律相談会（以下「相談会」という。）の開催日時，場所等については，災害の規模，相談需要その他被災者等の状況を勘案し，甲乙協議の上決定する。

（役割）

第３条　甲は，相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うものとする。

２　乙は，相談会の開催にあたり，速やかに乙の会員から法律相談業務に従事する者を選定し派遣するものとする。ただし，乙は，乙の会員のみでの対応が困難なときは，日本弁護士連合会及び九州弁護士会連合会に支援を要請するものとする。

３　乙は，予め法律相談業務に従事する者を対象に，相談会の開催にあたり必要な研修を適宜実施するように努めるものとする。

（報告）

第４条　乙は，甲の要請があれば，相談会における相談内容その他の必要な事項について書面により，甲が指定する日までに甲に対し報告するものとする。

（費用負担）

第５条　相談会は，被災者が相談料を負担しない無料相談とする。

２　甲は，乙に対し，相談会の開催場所を，無償で提供するものとする。

３　相談会の実施にあたり，その他必要な費用については，甲乙協議して定める。

（損害の補償）
第６条　この協定に基づく相談会の実施において，乙が派遣した者に生じた損害の補償については，甲は負担しないものとする。

（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は，この協定に関する連絡責任者を選定して相互に書面により通知するものとする。連絡責任者が変更された場合も同様とする。

（事前協議）
第８条　甲及び乙は，平時から，災害時において実施する被災者への法律相談に関し，必要に応じて継続的に意見交換を行うなど，連絡調整に努めるものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は協定締結の日から１年間とする。ただし，期間満了の１ヶ月前までに，この協定の解除又は変更について，甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは，更に１年間更新されるものとし，以後も同様とする。

（疑義の解決）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときには，その都度，甲乙協議の上，これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，双方記名押印の上各自１通を保管するものとする。

平成３０年８月３１日

（甲）福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　　髙 島　宗 一 郎

（乙）福岡市中央区城内１丁目１番
福岡県弁護士会
会長　　上　田　英　友

九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局（以下「九州地整」という。）企画部長と福岡市市民局長は，災害対策基本法第７７条に関して，国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波，噴火等の自然災害により，社会的な影響が大きい重大な災害をいう。以下同じ）が発生し，または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め，もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として，次のとおり協定を締結する。

なお，「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」（平成２１年6月２４日）については，廃止するものとする。

（応援内容）

第１条　応援内容は，次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

（１）　施設の被害状況の把握
（２）　情報連絡網の構築
（３）　現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
（４）　災害応急措置
（５）　その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第２条　福岡市内の所管施設に大規模な災害が発生し，または発生のおそれがある場合には，相互に連絡するものとする。なお，福岡市市民局長の要請があった場合，または福岡市において「災害対策本部」が設置され九州地方整備局長が必要と判断した場合は，九州地整局長は情報連絡員を福岡市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合，福岡市市民局長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するよう努めるものとする。

（応援の実施）

第３条　九州地整局長は，福岡市市民局長からの応援要請に対して，必要性について判断のうえ，応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第４条　福岡市市民局長は，福岡市内の所管施設に大規模な災害が発生または発生のおそれがあり，九州地整の応援を必要とする場合，九州地整企画部長に電話等により応援要請を伝え，すみやかに別紙－１の文書にて応援要請を提出するものとする。

２　九州地整企画部長は，前項の要請を受け，応援を行う場合には，福岡市市民局長に電話等により応援する旨を伝え，すみやかに別紙－２の文書にて応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第５条　福岡市内の所管施設に大規模な災害が発生し，被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きができない場合であっても，特に緊急を要し，かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は，九州地整局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合，あらかじめ九州地整企画部長は福岡市民局長に電話等により応援する旨を伝え，すみやかに別紙－３の文書にて応援内容を通知する。ただし，連絡網が寸断されている等，連絡を取ることが困難であるときは，事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第６条　第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

（１）災害初動時に第１条（１），（２）及び（３）の応援を行う場合
　　九州地整の負担とする。なお，災害初動時と　　則として九州地整が災害等支援本部を設置している期間とする。

（2）第1条（4）及び（5）の応援を行う場合

原則として応援を受けた機関の負担とするが，第1条（4）の応援を行う場合で，次の①～④の全てに該当する場合は，原則として九州地整の負担とする。

① 大規模な災害である場合。

② 国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置，若しくは非常体制を発令している場合。

③ 被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない。）。

④ 広域災害等で，本来緊急対応を実施すべき者が不明（未調整），もしくは連絡不能や連絡するいとまがない場合で，応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間。

（平常時の連絡）

第7条 九州地整企画部と福岡市市民局は，防災に関する情報や資料の交換を行い，応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項，または疑義が生じた事項については，九州地整企画部長と福岡市市民局長が協議して定めるものとする。

2 この協定書に関する実務責任者は，九州地整においては企画部防災課長，福岡市においては市民局防災・危機管理課長とする。

（運用）

第9条 この協定書は，平成２３年4月８日から適用するものとする。

平成２３年4月８日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目１０番７号
国土交通省九州地方整備局　　企　画　部　長

福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
福　岡　市　　市　民　局　長

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡県行政書士会（以下「乙」という。）は、福岡市内に地震、風水害、火災等の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援を目的とし、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献することを目的とする。

（協定の周知）

第２条　乙は、応急対策業務の応援協力について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

２　乙は、本協定の目的趣旨を全会員に充分周知徹底し、支援協力の要請に対し、円滑な支援協力を行わなければならない。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害対策本部を設置し、かつ、福岡市内において災害救助法が適用された場合で、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（支援相談員の派遣）

第４条　前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙は会員の中から要請内容に適した者を支援相談員として選定し、派遣して行政書士業務を行わせる。

（費用の負担）

第５条　前条の行政書士業務で必要となる人件費、物件費及びその他の経費は、乙が負担するものとする。

２　前条の行政書士業務は無報酬とし、印紙代、証明交付手数料等実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

３　乙は、前項の相談者が負担する実費について、行政による救済措置等の情報を収集して相談者に提供するよう努めなければならない。

（損害の補償）

第６条　甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、支援相談員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における損害補償は、甲の責めに帰すべき事由でないものについては、甲は負担を負わない。

（甲の指導請求権）

第７条　甲は、乙が派遣した支援相談員がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又はこの協定に基づく行政書士業務の支援相談員としてふさわしくない非行があったと認めるときは、乙に対して当該支援相談員への是正指導を求めることができる。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日から平成３１年３月３１日まで効力を有するものとする。ただし、協定期間満了日前までに、この協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれも何らかの意思表示がないときは、この協定はさらに１年間延長されるものとし、以後この例による。

（代表者の変更）

第９条　乙は、乙の代表者に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（連絡責任者及び情報の交換）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、交代があった場合はそれぞれ通知するとともに、平常時において情報交換に努める。

（その他）

第１１条　この基本協定に定めのない事項又はこの基本協定に疑義が生じた事項及びこの協定の実施に関し必要な細目事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者押印の上、各１通を保有する。

平成３０年３月１９日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　　髙　島　　宗一郎

乙　福岡県福岡市博多区東公園２番３１号
福岡県行政書士会
会　　長　　野　田　　昌　利

大規模災害時における被災者支援協力に関する細目協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡県行政書士会（以下「乙」という。）は、平成３０年３月１９日をもって甲と乙の間に締結した「大規模災害時のおける被災者支援協力に関する協定」第１１条の規定に基づき、支援協力の実施に関する細目事項について、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　協定第３条の規定により甲から要請を受けたときに、乙及び乙を構成する会員（以下「会員」という。）が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の２及び第１条の３に規定する業務及び同業務を実施するために必要な「大規模災害時における被災者支援協定に関する提言書」に定める業務並びに次に掲げる業務とする。

（１）乙による被災者支援相談窓口の設置

（２）福岡市への支援相談員の派遣

（３）甲が必要と認める業務

（業務の要請）

第２条　協定第３条に規定する要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした「災害時支援協力要請書（第１号様式)」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、支援相談員名を記載した「災害時支援協力受諾書（第２号様式)」（以下「受諾書」という。）を送付してその措置の状況を甲に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により受諾し、事後速やかに受諾書を送付するものとする。

（業務の実施）

第３条　乙は、前条の規定に基づき会員の中から支援相談員を選定して派遣する。

２　支援相談員たる会員は、派遣先到着後速やかに第１条に定める業務を行い、業務が完了したときは速やかに乙に報告する。また、業務遂行にあたっては、各法令及び行政書士倫理規定を遵守しなければならない。

（業務の指示）

第４条　業務の指示は甲の現地担当者が行い、支援相談員はその指示に従うものとする。

２　甲の現地担当者の指示を受けられない場合、支援相談員は乙の指示に従うものとする。

（支援協力要請の終了）

第５条　甲は、第２条の支援協力要請が期間を定めた場合はその終期をもって、又は期間を定めない場合は支援が充足したと認められたときをもって、乙に申し出てその要請を終了するものとする。

（業務完了の報告）

第６条　乙は、第３条に定める支援相談員からの業務完了の報告を受けたときは、速やかに甲に対して「災害時支援協力完了報告書（第３号様式)」（以下「報告書」という。）を送付するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後速やかに報告書を送付するものとする。

（協力体制の確保）

第７条　乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

２　乙は、第２条に定める要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から会員間の連絡調整に努めるものとする。

（その他）

第８条　この細目協定に定めのない事項又はこの細目協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この細目協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者押印の上、各１通を保有する。

平成３０年３月１９日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　　髙　島　　宗一郎

乙　福岡県福岡市博多区東公園２番３１号
福岡県行政書士会
会　　長　　野　田　　昌　利

災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定書（イオン、マックスバリュ）

福岡市（以下「甲」という。）とイオン九州株式会社，マックスバリュ九州株式会社（以下「乙」という。）は，福岡市内（以下「市内」という。）において災害が発生し，生活必需物資の供給協力等，防災活動協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（用語の意義）
第１条　この協定において次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　調達　特別調達及び一般調達をいう。
（２）　特別調達　市内のいずれかの場所において，電気，水道，ガス等のライフラインの一部または全部が途絶するなど都市機能が一時麻痺するような大規模災害が発生し，住民の避難が３日以上継続する場合における物資の供給をいう。
（３）　一般調達　前号に規定する場合以外の災害等非常時で甲が必要と認めた場合における物資の供給をいう。

（物資の範囲）
第２条　調達により，甲が乙に供給を要請する物資は，次に掲げるもののうち，乙が保有する物資とする。
（１）　食料品
（２）　飲料水
（３）　日用品
（４）　医薬品
（５）　その他甲が指定する物資

（要請）
第３条　甲は，災害時に必要があると認めるときは，乙に対し特別調達又は一般調達を要請することができる。
２　前項の規定に関わらず，乙が避難所の運営管理者と協議し，必要があると判断した場合は，調達を行うことができる。

（要請の方法）
第４条　前条の規定による要請は，原則として文書によるものとする。ただし，文書をもって要請するいとまがないときは，口頭で要請し，その後速やかに文書を発行するものとする。
２　甲は，調達が可能な企業が複数ある場合は，避難所等に最も近い店舗のある企業から特別調達又は一般調達を順次要請することとする。

（実施）
第５条　乙は，第４条の要請を受けたときは，乙の被災状況，在庫状況，その他乙の事情により供給が困難である場合を除き，保有物資を優先的に調達に充てるものとする。
２　特別調達の期間は，甲において，他の手段による物資調達が見込まれるまでの間とし，最長３日間を限度とする。
３　乙は，調達により物資を供給したときは，速やかに甲が指定する様式に物資名，数量等の必要事項を記載し，甲に提出するものとする。

（物資の搬入）
第６条　調達において，甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は，原則として乙が行い，当該場所において甲の職員が確認の上，これを受領するものとする。
２　前項の規定による搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については，甲乙協議の上，決定するものとする。

（調達物資の価格）
第７条　特別調達における乙から甲への物資の供給価格は，災害発生時直前における乙の販売価格（「被災者支援価格」という。）を基準とし，甲乙協議の上，　　るものとする。

２　一般調達における乙から甲への物資の供給価格は，災害発生時直前における乙の販売価格を基準とし，甲乙協議の上，決定するものとする。
３　調達に係る物資の運搬等の費用は，甲が負担するものとする。

（物資の保有数量等の報告）
第８条　甲は，この協定締結以降，必要に応じて乙に対し物資の保有数量等の報告を求めることができる。

（災害時における情報提供）
第９条　甲及び乙は，災害発生後，速やかに連絡を取るよう努めるものとし，また，被災状況等について，相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

（その他の協力）
第 10 条　第２条に掲げる物資の供給のほか，甲は店舗の駐車場，水道及びトイレ等，一時的な避難場所として必要な施設の利用について，乙に協力を要請することができる。これに係る要請の方法については第４条第１項の例によるものとする。

（補償）
第 11 条　この協定に基づいて業務に従事した者が，この協定に基づく業務に起因して死亡し，負傷し，または疾病にかかったときの災害補償については，労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（協議）
第 12 条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については，その都度甲乙協議の上，速やかに決定するものとする。

（その他）
第 13 条　この協定の締結を証するため，本協定書３通を作成し，甲乙記名押印のうえ，甲１通，乙２通を保有する。

付則
この協定は，締結の日から効力を生ずる。

平成２０年３月１８日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　吉　田　宏

乙　福岡市博多区博多駅南二丁目９番 11 号
イオン九州株式会社
代表取締役社長　松　井　博　史

福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役社長　坂　野　邦　雄

災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定実施細目

（趣旨）
第１条　この実施細目は，災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定（以下「協定」という。）第 12 条の規定に基づき，協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（災害時救援物資）
第２条　協定第２条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第１のとおりとする。

（要請経路）
第３条　協定第３条に規定する甲から乙への要請経路は，別表第２のとおりとする。

（供給依頼書）
第４条　協定第４条第１項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は，様式第１号のとおりとする。

（出荷確認書）
第５条　協定第４条第３項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は，様式第２号のとおりとする。

（経費の支払）
第６条　協定第７条に規定する救援物資の対価及び運搬等に係る費用の支払は，こども未来部が行うこととする。

（保有数量等確認及び情報連絡）
第７条　協定第８条に規定する乙に対する保有数量等の確認はこども未来部が担当し，情報連絡を行うこととする。

（施設の利用に関する協力依頼書）
第８条　協定第 10 条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は，様式第３号のとおりとする。

付則
この実施細目は，協定締結の日から効力を生ずる。

平成２０年３月１８日

甲　福岡市中央区天神一丁目１番１号
福岡市
福岡市長　吉　田　　宏

乙　福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号
イオン九州株式会社
代表取締役社長　松　井　　博　史

福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役社長　坂　野　　邦　雄

（別表第１）

【災害時救援物資】

種別	物資名
食料品	弁当，パン インスタント食品（ご飯，カップ麺，スープ，カレー，おかゆ等） 粉ミルク，離乳食 缶詰（プルトップ型） 飲料水(ペットボトル 500ml) 菓子（袋入り煎餅，飴等）
日用品	毛布，寝具，寝袋 肌着，靴下 おむつ（幼児用・成人用） 生理用品 タオル トイレットペーパー，ティッシュペーパー 食器セット（使い捨て） 洗面用具，歯ブラシ，歯磨き粉 シャンプー，石鹸 使い捨てカイロ らくのみ，ストロー
医薬品	風邪薬，解熱剤，胃腸薬，目薬 消毒液 絆創膏 体温計 マスク 入れ歯安定剤 家庭用殺虫剤

（１）災害時救援物資は概ね上記の品目を基準とし，災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
（２）品目は上記の他，甲乙協議の上，必要なものをその都度調達する。

災害時における物資の供給に関する協定書（イオンストア九州株式会社）

※　平成 27 年９月１日付，イオンストア九州株式会社による株式会社ダイエーの事業承継に伴い，本協定における乙の地位は，イオンストア九州株式会社に承継されています。

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）は，次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，地震，風水害，大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，被災者に対して，より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，緊急に物資の調達が必要となった場合は，品目，数量を明示した文書で，乙に供給の要請をするものとする。ただし，緊急の場合で文書により要請できないときは，口頭で要請し，事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

２　乙は，甲に物資を供給したときは，速やかに甲が指定する様式に物資名，数量等の必要事項を記入し，甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は次のとおりとし，乙は甲に対し，災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

（１）食料品
（２）衣料品
（３）寝具類
（４）食器類
（５）日用品
（６）その他応急措置に必要なもの

（物資の搬入）

第５条　調達において，甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は，原則として乙が行い，当該場所において甲の職員が確認の上，これを受領するものとする。

２　前項の規定による搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については，甲乙協議の上，決定するものとする。

（物資の価格）

第６条　物資の対価及び第５条に規定する物資の運搬等に係る費用は，甲が負担するものとし，甲は当該受け渡し完了後，乙からの請求書に基づき，その費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお，乙が甲に供給した物資の価格は，災害の発生した直前の価格を基準とし，甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第７条　甲は，災害時において，乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として，通行できるよう配慮するものとする。

（従事者の損害補償）

第８条　甲は，第５条に規定する搬入に関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい，損害を受けたときは，災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき，当該損害を補償する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ケ月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし，その後においても同様とする。

（疑義等の決定）
第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲，乙それぞれ１通を保有する。

平成２０年６月３０日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　吉　田　　宏

乙　神戸市中央区港島中町四丁目１番１
株式会社ダイエー
代表取締役　西　見　　徹

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

（趣旨）
第１条　この実施細目は，災害時における物資の供給に関する協定書（以下「協定」という。）第 10 条の規定に基づき，協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（災害時救援物資）
第２条　協定第４条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第１のとおりとする。

（要請経路）
第３条　協定第２条に規定する甲から乙への要請経路は，別表第２のとおりとする。

（供給依頼書）
第４条　協定第２条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は，様式第１号のとおりとする。

（出荷確認書）
第５条　協定第３条第２項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は，様式第２号のとおりとする。

（経費の支払）
第６条　協定第６条に規定する供給する物資の対価及び物資の運搬等に係る費用の支払いは，こども未来部が行うものとする。

付則
この実施細目は，協定締結の日から効力を生ずる。

平成２０年６月３０日

甲　福岡市中央区天神一丁目１番１号
福岡市
福岡市長　吉　田　　宏

乙　神戸市中央区港島４丁目１番１
株式会社ダイエー
代表取締役　西　見　　徹

（別表第１）

【災害時救援物資】

種別	物資名
食料品	弁当，パン，インスタント食品（ご飯，カップ麺，スープ，カレー，おかゆ等），粉ミルク，離乳食，缶詰（プルトップ型），飲料水(ペットボトル 500ml） 菓子（袋入り煎餅，飴等）
日用品	毛布，寝具，寝袋，肌着，靴下，おむつ（幼児用・成人用），生理用品，タオル，トイレットペーパー，ティッシュペーパー，食器セット（使い捨て），洗面用具，歯ブラシ，歯磨き粉，シャンプー，石鹸，使い捨てカイロ，らくのみ，ストロー
医薬品	風邪薬，解熱剤，胃腸薬，目薬，消毒液，絆創膏，体温計，マスク， 入れ歯安定剤，家庭用殺虫剤

（１）災害時救援物資は概ね上記の品目を基準とし，災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
（２）品目は上記の他，甲乙協議の上，必要なものをその都度調達する。

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生協）

この協定は，地震，風水害その他による災害が福岡市内に発生し，又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とが，相互に協力して，災害時の市民生活の早期安定を図るため，応急生活物資供給等の協力に関する事項について，次のとおり定めるものとする。

（協力事項の発動）
第１条　この協定に定める災害時の協力事項は，原則として甲が福岡市災害対策本部を設置し，乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）
第２条　災害時において，甲が応急生活物資を必要とするときは，乙に対しその物資の供給について協力を要請することができる。
２　甲は，必要に応じて乙に対して，輸送業務について，協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）
第３条　乙は前条の規定により甲から協力要請を受けたときは，乙に加盟する生活協同組合及び生活組合連合会（以下「会員生協等」という。）が保有する応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）
第４条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の品目は，被害の状況に応じて決定するものとし，原則として別表第１のとおりとする。
２　乙は，会員生協等が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め，必要に応じて甲に報告するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続等）
第５条　甲の乙に対する要請手続は，電話，ファックス等の方法により行い，後日速やかに文書を送付するものとする。
２　甲と乙は，連絡体制，連絡方法，連絡手段等について，支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（輸送）
第６条　業務は，緊急通行車両事前届出済証を有している乙及び会員生協等が使用する車両を用いて，会員生協等が行うものとする。ただし，車両が使用不可能な場合は，他の手段を用いて行うのものとする。
２　甲は，乙が実施する業務が円滑なものとなるよう，必要な措置を講じるものとする。

（応急生活物資の受領）
第７条　甲は，甲が指定した場所において，乙及び会員生協等が輸送した応急生活物資を，品目及び個数を確認の上，受け取るものとする。

（費用）
第８条　第３条及び第６条の規定により，乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については，甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は，物資の対価については，災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に，甲と乙が協議して定め，輸送等に要した費用については，甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）
第９条　乙は，業務終了後，前条に定める費用を甲に通知し，甲の確認を受けた後，費用を請求するものとする。
２　甲は，前項の請求があったときは，その日から起算して３０日以内に費用を支払うものとする。ただし，予算措置を必要とする場合は，この限りではない

（損害の負担）
第 10 条　第３条及び第６条の規定に基づく業務により，生じた損害は，甲と乙が協議して定めるものとする。

（従事者の損害補償）
第 11 条　甲は，乙及び会員生協等の業務に従事した者が，その業務に従事したことにより，死亡その他の事故が生じたときは，災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）に定めるところによりその損害　を補償する。ただし，損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療　養その他の給付若しくは保障を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠　償を受けたときは，同一の事故については，これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

（広域的な支援体制の整備）
第 12 条　乙は，他県の生活協同組合連合会等との間での連携を強化し，災害時における生協間相互支援の協定の締結等，広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（情報の収集・提供）
第 13 条　甲は，災害時において，市民に対して応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め，乙はこれに協力するものとする。
２　甲及び乙は，災害時において，被災地域や被災者の状況，地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
３　甲及び乙は，災害時において，物価の高騰の防止等を図るため，協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものする。

（その他必要な支援）
第 14 条　この協定に定める事項のほか，生活物資等について被災者への支援が必要な場合は，甲乙協議の上決定するものとする。
２　甲は，消防隊等が支援を必要とするときは，乙に対し支援を要請し，乙はその要請に対し，積極的に協力するよう努めるものとする。

（法令の遵守）
第 15 条　この協定の施行に当たっては，消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（協議）
第 16 条　この協定に定める事項を円滑に推進するため，甲と乙は，定期的に協議を行うものとする。

（雑則）
第 17 条　この協定の実施に関して，必要な事項は甲乙協議の上決定するものとする。

（施行）
第 18 条　この協定は，平成２０年８月２８日から適用する。

この協定の成立を証するため，本証２通を作成し，当事者記名押印の上各１通を保　有する。

平成２０年８月２８日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　吉田　　宏

乙　福岡市博多区博多駅南１丁目３番１１号博多南ビル

福岡県生活協同組合連合会
会長理事　行岡　みち子

別表第１

災害時応急生活物資一覧表

段階 想定	第１段階 ライフラインストップ	第２段階 電気復旧	第３段階 水道復旧
期間	災害当日～３日	４日～６日	７日～
品 目	水・飲料 ◎ 菓子パン ◎ 牛乳（ＬＬ） ◎ 果物（バナナ） ◎ レトルト食品（ごはん）◎ 缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾞﾝ） 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 粉ミルク ◎ ほ乳びん ◎ 紙おむつ ◎ 卓上ガスコンロ なべ	水・飲料 調理パン・弁当 牛乳（ＬＬ） 切り餅 レトルト食品（ごはん） 缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾞﾝ） インスタントラーメン 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ なべ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ・紙皿 トイレットペーパー	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品（おかず類） インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 なべ 裁縫キット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団 マスク
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ 毛布		

（１）　応急生活物資は，概ね上記の段階，期間毎の品目を基準とし，災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

（２）　品目は，上記の他，甲乙協議の上，その都度指定できるものとする。

◎は，災害直後，最優先に調達すべき品目

災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と森永製菓株式会社（以下「乙」という。）とは，災害発生時等における食糧（以下「食糧」という。）の供給に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，地震，風水害，大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，被災者に対して，より速やかかつ円滑に食糧を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，緊急に食糧の調達が必要となった場合は，品目，数量を明示した文書で，乙に供給の要請をするものとする。ただし，緊急の場合で，文書により要請できないときは，口頭で要請し，事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。

２　乙は，食糧を供給したときは，速やかに甲が指定する様式に物資名，数量等の必要事項を記載し，甲に提出するものとする。

（食糧の種類）

第４条　食糧の種類は，別途定めることとし，乙は甲に対し，災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

（食糧の搬入）

第５条　調達において，甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は，原則として乙が行い，当該場所において，甲の職員が確認の上，これを受領するものとする。

２　前項の規定による搬入が困難な場合における食糧の搬入場所等については，甲乙協議の上，決定するものとする。

（食糧の価格）

第６条　食糧の対価及び第５条に規定する食糧の運搬等にかかる費用は，甲が負担するものとし，乙からの請求書に基づき，その費用を遅滞なく支払うものとする。なお，乙が甲に供給した食糧の価格は，災害発生直前における価格を基準として，甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第７条　甲は，乙が食糧を運搬及び供給す　　には，車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（災害補償）
第８条　甲は，第５条に規定する搬入に関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい，損害を受けたときは，災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき，当該損害を補償する。

（体制の整備）
第９条　甲及び乙は，食糧供給に支障をきたさないよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善を努めるものとする。

（その他協力事項）
第 10 条　甲及び乙は，防災に関する市民への啓発活動等を協力して行う。

（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ケ月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし，その後においても同様とする。
２　この協定の効力発生により、平成２１年１２月１７日付けで締結した甲乙間の「災害時における物資の供給に関する協定書」は失効するものとする。

（疑義等の決定）
第 12 条　この協定に関し，疑義又は定めのない事項が生じたときは，その都度，甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

令和元年６月２７日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙　島　　宗一郎

乙　東京都港区芝５－３３－１
森永製菓株式会社
代表取締役社長　　太　田　　栄二郎

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は，令和元年６月 27 日付けの災害時における物資の供給に関する協定書（以下「協定」という。）第 12 条の規定に基づき，協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（災害時救援物資）

第２条　協定第４条に規定する甲が乙に要請する災害時に供給する食料は別表第１のとおりとする。

（供給依頼書）

第３条　協定第２条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は，様式第１号のとおりとする。

（出荷確認書）

第４条　協定第３条第２項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は，様式第２号のとおりとする。

（経費の支払）

第５条　協定第６条に規定する供給する物資の対価及び物資の運搬等に係る費用の支払いは，福岡市災害対策（警戒）本部こども未来部が行うものとする。

（連絡体制）

第６条　協定第９条に規定する連絡体制は，別紙のとおりとする

（有効期限）

第７条　この実施細目の有効期間は，協定の有効期間と同一とする。なお，この実施細目の効力発生により，平成２１年１２月１７日付けで締結した甲乙間の「災害時における物資の供給に関する協定実施細目」は失効する。

令和元年６月２７日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙　島　　宗一郎

乙　　東京都港区芝５－３３－１
森永製菓株式会社
代　　表　　太　田　　栄二郎

別表第１（細目第２条関係）

分類	主な品種
菓子	in ゼリー・ビスケット・クラッカー・チョコレート・キャラメル・キャンデー　　等

※品種は，甲の依頼時に，乙が在庫する食料の中から供給する。

災害時における物資の供給に関する協定書（ローソン）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは，地震，風水害その他（以下「災害」という。）が発生または発生のおそれがある場合，被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第１条　甲は，福岡市内に災害が発生し，または発生するおそれがある場合において，物資を調達する必要があるときは，乙に対し，その調達，製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は，次に掲げるもののうち，要請時点で乙が調達，製造が可能な物資とする。ただし，甲より乙が要請を受けた時点で，物流ラインの断絶，乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して，乙にて物資の調達の可否，日時，種類，個数を決定することを甲は了承する。

（１）　食料品
（２）　飲料水
（３）　日用品
（４）　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条　第１条の要請は，「物資発注書」（別紙１号様式）をもって行なうものとする。ただし，緊急を要する場合は，電話又はその他の方法をもって要請し，その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第４条　第１条の要請を受けたときは，乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに，その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第２号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬，引渡し）

第５条　物資の引渡し場所は，甲が状況に応じ，指定するものとし，引渡し場所までの物資の運搬は，原則として乙が行なうものとする。ただし，乙の運搬が困難な場合は，甲または甲の指定する者が行なうものとする。

２　甲は，当該場所に職員を派遣し，物資を確認のうえ引き取るものとする。

３　甲は、当該場所への物資運搬は，乙の　　者が行なうことを予め承諾する。

４　乙は，物資の引渡しが終了した後，次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
（１）　引渡しの日時及び場所
（２）　引渡しに係わる物資の品目及び数量

（費用）
第６条　乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。
２　乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）
第７条　甲が引き取った物資及び乙が行なった運搬等の費用は、乙からの請求後１ヶ月以内に、甲が乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）
第８条　甲と乙は，本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第３号様式）により相手方に報告するものとし，変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）
第９条　甲は，乙が物資を運搬及び供給する際には，車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（損害補償）
第 10 条　甲は，第５条に規定する物資の運搬，引き渡しに関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい，損害を受けたときは，災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき，当該損害を補償する。

（その他）
第 11 条　乙は，自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが，フランチャイズ契約等の制限から，強制することが困難な事情がある場合，甲はこれを承諾する。

（協議）
第 12 条　本協定に定めのない事項については，その都度，甲乙協議して定めるものとする。

（効力）
第 13 条　本協定の有効期間は，協定締結日から１年間とする。ただし，有効期間満了日までに，双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし，以後も同様とする。

（解約）
第 14 条　本協定を解約する場合は，甲乙いずれか一方が解約日１ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２３年４月２２日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　東京都品川区大崎１丁目１１番２号
株式会社ローソン
代表取締役社長

災害時における物資の供給に関する協定書（セブン-イレブン）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社セブン - イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは，地震，風水害その他（以下「災害」という。）が発生または発生のおそれがある場合，被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し，次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第１条　甲は，次に掲げる場合において，物資を調達する必要があるときは，乙に対し，その調達，製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（１）　福岡市内に災害が発生し，または発生するおそれがある場合。

（２）　福岡市外の災害について，国及び被災自治体等からの要請により，救援の必要がある場合。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は，次に掲げるもののうち，要請時点で乙が調達，製造が可能な物資とする。ただし，甲より乙が要請を受けた時点で，物流ラインの断絶，乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して，乙にて物資の調達の可否，日時，種類，個数を決定することを甲は了承する。

（１）　食料品

（２）　飲料水

（３）　日用品

（４）　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条　第１条の要請は，「物資発注書」（別紙第１号様式）をもって行なうものとする。ただし，緊急を要する場合は，電話又はその他の方法をもって要請し，その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第４条　第１条の要請を受けたときは，乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに，その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第２号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬，引渡し）

第５条　物資の引渡し場所は，甲が状況に応じ，指定するものとし，引渡し場所までの物資の運搬は，原則として乙が行なうものとする。ただし，乙の運搬が困難な場合は，甲または甲の指定する者が行なうものと

２　甲は，当該場所に職員を派遣し，物資を確認のうえ引き取るものとする。
３　甲は，当該場所への物資運搬は，乙の指定業者が行なうことを予め承諾する。
４　乙は，物資の引渡しが終了した後，次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
（１）　引渡しの日時及び場所
（２）　引渡しに係わる物資の品目及び数量

（費用）
第６条　乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は，甲が負担するものとする。
２　乙が供給した物資の価格は，災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前
の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）
第７条　甲が引き取った物資及び乙が行なった運搬等の費用は，乙からの請求後１ヶ月以内に，甲が乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者の報告）
第８条　甲と乙は，本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第３号様式）により相手方に報告するものとし，変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）
第９条　甲は，乙が物資を運搬及び供給する際には，車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（損害補償）
第 10 条　甲は，第５条に規定する物資の運搬，引き渡しに関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい，損害を受けたときは，災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき，当該損害を補償する。

（その他）
第 11 条　乙は，自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが，フランチャイズ契約等の制限から，強制することが困難な事情がある場合，甲はこれを承諾する。

（協議）
第 12 条　本協定に定めのない事項については，その都度，甲乙協議して定めるものとする。

（効力）
第 13 条　本協定の有効期間は，協定締結日から 1 年間とする。ただし，有効期間満了日までに，双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし，以後も同様とする。

（解約）
第 14 条　本協定を解約する場合は，甲乙いずれか一方が解約日 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成２４年　3月２９日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙　島　　宗　一　郎

乙　東京都千代田区二番町８番地８
株式会社セブン - イレブン・ジャパン
代表取締役社長 COO　井　阪　　隆　一

災害時における物資の供給に関する協定書（ファミリーマート）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について，次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は，福岡市の区域内において災害が発生し，又は発生するおそれがあり，物資を調達する必要があると認めるときは，乙に対し，乙が保有する物資の供給，又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができる。

２　前項の規定による要請は，文書（「災害時における災害救助物資調達要請書」：別紙様式１）により行う。ただし，事態が急迫して文書によることができない場合は，口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

３　前項ただし書の場合において，甲は，事後に速やかに要請の内容を記載した文書（前述様式１）を乙に提出する。

（物資の範囲）

第２条　甲が，乙に供給を要請する物資の範囲は，次に掲げるもののうち要請時点で，乙が調達または製造可能な物資とする。ただし，乙が甲から要請を受けた時点で，物流ラインの断絶，乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがある場合，乙が物資の供給の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（１）食料品
（２）飲料水
（３）日用品
（４）その他甲が指定する物資

（物資の運搬・引渡し）

第３条　物資の引渡場所及び引渡日時は，甲が指定するものとし，当該引渡場所までの物資の運搬は，乙又は乙があっせんする者が行う。ただし，乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は，甲または甲が指定する者が当該運搬を行う。

２　甲は，引渡しの際，職員を当該引渡場所まで派遣し，受取を行う。ただし，職員の派遣ができない場合は，甲が指定する者が受取を行う。乙は，物資の供給が完了した後，甲に対し，速やかに文書（「災害時における災害救助物資供給実績状況報告書：別紙様式２）により供給実績の報告を行う。

（車両の通行）

第４条　甲は，乙が物資を運搬及び供給する際には，車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲の支援を行う。

（物資の代金等）

第５条　甲は物資を引き取った後，乙の請求に基づき，その代金を乙が指定する口座に支払う。

２　物資の代金は，災害発生時の直前における仕入れ価格を基準として，甲と乙又は乙があっせんする者とが協議して決定する。

３　乙が行った運搬に係る費用は，乙による通常の商品配送業務とみなし，乙が負担する。ただし，乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は，その著しく超える部分について，甲が負担する。

（供給可能数量等の報告）

第６条　乙は，この協定の締結後速やかに，指定物資のうち甲が指定する物資の供給数量の目安を，文書（「物資保有数量報告書」：別紙様式３）にて報告する。また，災害時における責任者の緊急連絡先について，文書（「連絡先　　」：別紙様式４）にて甲に報告するものとし，供給可能数量又は緊急連絡先を変更した場合も同様とする。

（損害補償）
第７条　甲は，第４条に規定する物資の運搬・引渡しにかかる業務に従事したことにより，死亡その他の事故に遭い損害を受けたときは，災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき，当該損害を補償する。

（業務の不履行）
第８条　乙は，自己の加盟店，配送業者等の関係者に，最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが，フランチャイズ契約等の制限から履行が困難な場合，速やかに甲に報告するとともに，甲はこれを承諾する。

（協議）
第９条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については，必要に応じて甲乙協議して定める。

（効力）
第１０条　この協定の有効期間は，協定締結の日から１年間とする。ただし，有効期間満了日までに，甲乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし，以後も同様とする。

（解約）
第１１条　この協定を解約する場合は，甲乙いずれか一方が解約日１カ月前までに書面により相手方に通知する。

この協定の締結を証するため，本協定書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自その１通を保有する。

平成２４年　８月　１日

甲　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　　高　島　宗　一　郎

乙　東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長　上　田　準　二

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　６年　11 月　１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　広島市東区二葉の里三丁目３番１号
株式会社イズミ
代表取締役　山西　泰明

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

区　　分	品　　目
食　　料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、 魚肉缶詰、容器入飲料水、粉ミルク、液体ミルク
日　用　品	哺乳瓶、マスク、ビニール手袋、ハンドソープ、 消毒用アルコール、ビニール袋、洗剤、 紙おむつ（乳幼児用・成人介護用）、生理用品、 トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、 ペーパータオル、ごみ袋、ポリタンク、軍手、 ガムテープ、雨合羽、乾電池、携帯用充電器、 携帯トイレ、ライター

災害時における物資の供給に関する協定書（グッデイ）

福岡市（以下「甲」という。）と嘉穂無線株式会社（以下「乙」という。）とは，災害発生時等における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，地震，風水害，大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，被災者に対して，より速やかかつ円滑に物資を供給　できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，緊急に物資の調達が必要となった場合は，品目，数量を明示した文書で，乙に供給の要請をするものとする。ただし，緊急の場合で　文書により要請できないときは，口頭で要請し，事後速やかに文書により通知するものと　する。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。

２　乙は，物資を供給したときは，速やかに甲が指定する様式に物資名，数量等の必要事項を記載し，甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は，別表のとおりとし，乙は甲に対し，災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

（物資の搬入）

第５条　調達において，甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は，原則として乙が行い，当該場所において，甲の職員が確認の上，これを受領するものとする。

２　前項の規定による搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については，甲乙協議の上，決定するものとする。

（物資の価格）

第６条　物資の対価及び第５条に規定する物資の運搬等にかかる費用は，甲が負担するものとし，乙からの請求書に基づき，その費用を遅滞なく支払うものとする。なお，乙が甲に　供給した物資の価格は，災害発生直前における価格を基準として，甲乙協議して定めるも　のとする。

（車両優先通行の確保）

第７条　甲は，乙が物資を運搬及び供給する際には，車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（災害補償）

第８条　甲は，第５条に規定する搬入に関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい，損害を受けたときは，災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき，当該　損害を補償する。

（体制の整備）

第９条　甲及び乙は，物資供給に支障をきたさないよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善を努めるものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ケ月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに１年間　延長するものとし，その後においても同様とする。

（協　議）
第 11 条　この協定に関し，疑義又は定めのない事項が生じたときは，その都度，甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

平成２０年８月２８日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　吉　田　　宏

乙　福岡市南区塩原一丁目２８番２４号
嘉穂無線株式会社
代表取締役　　柳　瀬　真　澄

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

（趣旨）
第１条　この実施細目は，災害時における物資の供給に関する協定書（以下「協定」という。）第 11 条の規定に基づき，協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（災害時救援物資）
第２条　協定第４条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第１のとおりとする。

（要請経路）
第３条　協定第２条に規定する甲から乙への要請経路は，別表第２のとおりとする。

（供給依頼書）
第４条　協定第２条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は，様式第１号のとおりとする。

（出荷確認書）
第５条　協定第３条第２項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は，様式第２号のとおりとする。

（経費の支払）
第６条　協定第６条に規定する供給する物資の対価及び物資の運搬等に係る費用の支払いは，こども未来部が行うものとする。

付則
この実施細目は，協定締結の日から効力を生ずる。

平成２０年８月２８日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　吉　田　宏

乙　福岡市南区塩原一丁目２８番２４号
嘉穂無線株式会社
代表取締役　柳　瀬　真　澄

別表第１（第４条に規定する物資）

物資区分	区　分	品　名
日用品（資材）等	日用品（資材）	ブルーシート，レジャーマット，ロープ，テント 懐中電灯，乾電池，ビニールカッパ（雨具），ヘルメット，モップ，バケツ，ポリタンク，給油ポンプ 石油ストーブ，土嚢袋
	衣　料　等	軍手，長靴，タオル
その他	上記に定めのないもののうち，災害状況に応じて，甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資	

災害時における物資の供給に関する協定書（コメリ）

福岡市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは，災害発生時等における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は，地震，風水害，大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，被災者に対して，より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）
第２条　甲は，災害時における応急措置のため，緊急に物資の調達が必要となった場合は，品目，数量を明示した文書で，乙に供給の要請をするものとする。ただし，緊急の場合で　文書により要請できないときは，口頭で要請し，事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）
第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。
２　乙は，物資を供給したときは，速やかに甲が指定する様式に物資名，数量等の必要事項を記載し，甲に提出するものとする。

（物資の種類）
第４条　物資の種類は，別表のとおりとし，乙は甲に対し，災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

（物資の搬入）
第５条　調達において，甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は，原則として乙が行い，当該場所において，甲の職員が確認の上，これを受領するものとする。
２　前項の規定による搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については，甲乙協議の上，決定するものとする。

（物資の価格）
第６条　物資の対価及び第５条に規定する物資の運搬等にかかる費用は，甲が負担するものとし，乙からの請求書に基づき，その費用を遅滞なく支払うものとする。なお，乙が甲に供給した物資の価格は，災害発生直前における価格を基準として，甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）
第７条　甲は，乙が物資を運搬及び供給する際には，車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（災害補償）
第８条　甲は，第５条に規定する搬入に関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい，損害を受けたときは，災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき，当該損害を補償する。

（体制の整備）
第９条　甲及び乙は，物資供給に支障をきたさないよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善を努めるものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期限（以下，「協定期間」という。）は，協定締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ケ月前までに，甲乙いずれからも相手に対し，この協定を改定する意思表示がないときは，協定期間は，期間満了の翌日からさらに１　　長するものとし，その後においても同様とする。

（協　議）
第11条　この協定に関し，疑義又は定めのない事項が生じたときは，その都度，甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

平成２１年　４月　２０日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　吉　田　　宏

乙　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
理 事 長　　捧　　賢　一

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

（趣旨）
第１条　この実施細目は，災害時における物資の供給に関する協定書（以下「協定」という。）第 11 条の規定に基づき，協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（災害時救援物資）
第２条　協定第４条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第１のとおりとする。

（要請経路）
第３条　協定第２条に規定する甲から乙への要請経路は，別表第２のとおりとする。

（供給依頼書）
第４条　協定第２条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は，様式第１号のとおりとする。

（出荷確認書）
第５条　協定第３条第２項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は，様式第２号のとおりとする。

（経費の支払）
第６条　協定第６条に規定する供給する物資の対価及び物資の運搬等に係る費用の支払いは，こども未来部が行うものとする。

付則
この実施細目は，協定締結の日から効力を生ずる。

平成２１年　４月　２０日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　吉　田　宏

乙　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
理 事 長　捧　賢　一

別表第１（第４条に規定する物資）

分類	主な品種
作業関係	作業シート，標識ロープ，ヘルメット，防塵マスク，簡易マスク，長靴，軍手，ゴム手袋，皮手袋，雨具，土嚢袋，ガラ袋，スコップ，ホースリール
日用品等	毛布，タオル，割箸，使い捨て食器，ポリ袋，ホイル，ラップ，ウェットティッシュ，マスク，バケツ，水モップ，デッキブラシ，雑巾，簡易ライター，使い捨てカイロ
水関係	飲料水，水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ，木炭，木炭コンロ
電気用品等	投光器，懐中電灯，乾電池，カセットコンロ，カセットボンベ
トイレ関係等	携帯トイレ

災害時の物資供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社新生堂薬局（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第１条　甲は、福岡市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要がある場合は、乙に対し、乙の保有する物資の調達及び供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第２条　甲が乙に要請できる物資の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 飲料水

(2) 子ども用紙おむつ

(3) 子ども用おしり拭き

(4) その他甲が指定し乙が承認した物資とする。

ただし（4）に掲げる品目に関しては、乙による在庫確保を保証するものではない。

（要請及び回答の方法）

第３条　第１条に基づく要請及びその回答は、原則、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第４条　乙は、甲から前条に基づく要請を受けたときは、第２条（1）から（3）について、必ず供給する。ただし、乙の物資保管庫が半壊以上の被害を受けた場合は、この限りではない。

2　乙は、調達により物資を供給したときは、速やかに、物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第５条　物資の引渡し場所及び日時は、乙が指定するものとする。

2　物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、この限りでない。

3　前項の場合において、甲は物資の運搬に使用する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

4　乙から甲へ引渡しを受けた物資の運搬は、甲が行うものとする。

（費用及び請求）

第６条　乙が措置した物資の対価及び引渡し場所までの運搬費用は甲が負担するものとし、その金額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 物資の対価は、災害発生時直前の乙　　における販売価格

(2) 引渡し場所までの運搬費用は実費

2　乙は甲に対し、措置後、速やかに請求するものとする。

（費用の支払）

第7条　甲は、物資の引渡しを受け、乙からの請求書を受理した後、前条に規定する費用を、請求書受理日の翌月末日までに、乙が指定する銀行口座に振り込むものとする。

2　前項の規定に係る振り込みに関する手数料は、甲が負担する。

（連絡責任者の報告）

第8条　甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を、書面により相手方に報告し、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第9条　本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、定める。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（解約）

第11条　本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年9月1日

甲　福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　福岡市南区中尾三丁目12番17号
株式会社　新生堂薬局
代表取締役　　水田　雅幸

災害時における物資供給に関する協定書
（岩田産業株式會社）

福岡市（以下「甲」という。）と岩田産業株式會社（以下「乙」という。）は，地震，風水害，その他の災害（以下「災害」という。）が発生し，又は発生のおそれがある場合等における被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の供給に関して，次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第１条　甲は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合等において必要がある場合は，乙に対し，乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第２条　甲が乙に要請できる物資の範囲は，次の各号のとおりとする。

（1）食料品

（2）飲料

（3）炊き出し用材料（炊き出しメニューに合わせた材料一式）

（4）その他甲が指定し，乙が承認した物資

（要請及び回答の方法）

第３条　第１条に基づく要請及びその回答は，文書により行うものとする。ただし，緊急の場合で文書により要請できないときは，口頭で要請し，事後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第４条　乙は，甲から前条に基づく要請を受けたときは速やかに物資を供給する。ただし，乙の物資保管庫が半壊以上の被害を受けた場合は，この限りではない。

２　乙は，物資を供給したときは，速やかに，物資名，数量等の必要事項を記載し，甲に提出するものとする。

（物資の引渡し）

第５条　物資の引渡し場所及び日時は，甲が指定するものとする。

２　物資の引渡し場所までの運搬は，乙が行うものとする。ただし，乙による運搬が困難な場合は甲乙協議のうえ，決定するものとする。

（費用及び請求）

第６条　物資の対価及び運搬費用は，甲が負担するものとし，乙からの請求に基づき，その費用を遅滞なく支払うものとする。なお，乙が甲に供給した物資の価格は，災害発生直前における価格を基準として，甲乙協議して定めるものとする。

（体制の整備）

第７条　甲及び乙は，本協定に基づく物資供給が円滑に行われるよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善に努めるものと　　。

（有効期間）
第８条　本協定の有効期間は，協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし，期間満了の 30 日前までに，甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは，同一の内容をもって，さらに 1 年間継続更新し，以後も同様とする。

（疑義等に関する協議）
第９条　本協定に関する疑義，又は本協定に定めがない事項については，甲乙協議のうえ定める。

本協定を証するため，本書 2 通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 11 月 15 日

甲　福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区諸岡三丁目 26 番 39 号
岩田産業株式會社
代表取締役社長　岩田　章

災害時における物資の供給に関する協定書（アクティオ）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は，次のとおり，災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は，福岡市域において地震，風水害，大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，応急措置に必要な資機材を速やかかつ円滑に調達できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，緊急に物資の調達が必要となった場合は，供給依頼書（様式第１号）で，乙に供給の要請をするものとする。ただし，緊急の場合で文書により要請できないときは，口頭で要請し，事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。

２　乙は，物資を供給したときは，速やかに納入報告書（様式第２号）を作成し，甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第４条

物資の種類は，別表のとおりとし，乙は甲に対し，災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

（物資の搬送及び設置）

第５条　物資の搬送及び設置は，甲が指定した市内の避難所等へ乙が行い，当該場所において甲の職員が確認の上，これを受領するものとする。

２　前項の規定による搬送及び設置が困難な場合は，甲乙協議の上，方法・場所等について決定するものとする。

（車両通行への配慮）

第６条　甲は，乙が物資を運搬及び供給する際には，車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　物資の搬送及び設置にかかる費用は，甲が負担するものとし，乙からの請求書に基づき，その費用を遅滞なく支払うものとする。なお，乙が甲に供給した物資の価格及びその設置費用は，災害発生直前における価格を基準として，甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が，この協定に基づく業務に起因して死亡し，負傷し，または疾病にかかったときの災害補償については，労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（体制の整備）

第９条　甲及び乙は，災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善に努めるものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ヶ月前までに，甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。

（協　議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１部を保有する。

平成２９年４月１８日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区博多駅前三丁目２番８号
株式会社アクティオ　九州支店
上席執行役員九州支店長　橋爪正一

別表（第４条に規定する物資）

区　分	品　名
資機材	発電機，投光器，仮設トイレ，移動式クーラー，移動式エアコン，掃除機，レンタカー，仮設ハウス
その他	上記に定めのないもののうち，災害状況に応じて，甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資

災害時における物資の提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は，次のとおり，災害時における物資の提供に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は，福岡市域において地震，風水害，大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，応急措置に必要な資機材を速やかかつ円滑に調達できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，緊急に物資の調達が必要となった場合は，別紙様式第１号で，乙に提供の要請をするものとする。ただし，緊急の場合で文書により要請できないときは，口頭で要請し，事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条の要請を受けたときは，甲に優先的かつ速やかに物資の提供を行うものとする。

２　乙は，物資を提供したときは，速やかに別紙様式第２号を作成し，甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第４条

乙が甲に提供する物資の種類は，別表のとおりとし，乙が甲から要請を受けた時点で，乙が供給可能なものとする。

２　乙は，甲からの要請に基づき，毎年４月１日現在現在において，災害時に提供可能な物資の見込み数量を甲に報告するものとする。

（物資の搬送及び設置）

第５条　物資の搬送及び設置は，甲が指定した市内の避難所等へ乙が行い，当該場所において甲の職員が確認の上，これを受領するものとする。

２　甲は，前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

３　第１項による搬送及び設置が困難な場合は，甲乙協議の上，方法・場所等について決定するものとする。

（車両通行への配慮）

第６条　甲は，乙が物資を運搬及び供給する際には，車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　乙が甲に提供した物資のレンタル料及び搬送等にかかる費用は，甲が負担するものとし，乙からの請求に基づき，その費用を遅滞なく支払うものとする。

２　前項の費用は，災害発生直前における価格を基準として，甲乙協議して定めるものとする。

（体制の整備）

第８条　甲及び乙は，この協定に基づく協力が円滑に行われるよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善に努めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ヶ月前までに，甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。

（協　議）

第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１部を保有する。

平成３０年２月２１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　名古屋市西区大野木三丁目４３番地
株式会社ダイワテック
代表取締役社長　岡　忠志

別表（第４条に規定する物資）

区　分	品　名
資機材	ソーラーパネル（商品名：ソラボ），ソーラーパネル付プレハブ（商品名：ソーラーシステムハウス），ソーラーパネル付仮設トイレ（商品名：ソーラーバイオトイレ），自立型ソーラー街路灯
その他	上記に定めのないもののうち，災害状況に応じて，甲が緊急に指定する物資で乙が提供可能な物資

災害時における物資供給に関する協定書
（アスクル株式会社）

福岡市（以下「甲」という。）とアスクル株式会社（以下「乙」という。）は，地震，風水害，その他の災害が発生し，又は発生のおそれがある場合における被災住民等を支援するための生活必需品等の救援物資（以下「物資」という。）の供給に関して，次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は，福岡市域において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同様。）が発生し，又は発生のおそれがある場合に，福岡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行なう支援活動に対する乙の協力に関し，その円滑な運営を帰するため，必要な事項を定めることを目的とする。なお甲は，防災計画の変更により本協定に影響を及ぼす場合は，事前に変更内容を乙に通知の上，対応を協議する。

（要請）

第２条　甲は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において必要があるときは，乙に対し，乙の保有する次条の範囲の物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第３条　甲が乙に要請できる物資の範囲は，以下のとおりとする。

（1）乙が「ASKUL　Logi　PARK 福岡」として運営している施設（福岡県福岡市東区みなと香椎 2-2-1。以下「乙施設」という）に在庫する物資。

（要請及び回答の方法）

第４条　第２条に基づく甲の乙に対する要請は，物資の品名，対価，数量，運搬費用その他必要事項を記載した文書により行うものとし，乙はこれに対する回答を文書により行うものとする。ただし，緊急やむをえない場合で文書により要請することができないときは，甲は乙に対し電話等により口頭で要請し，事後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第５条　乙は，甲から前条に基づく要請を受けたときは可能な範囲内でこれに応じるものとする。ただし，乙施設が罹災する等の特別な事情又はその他の乙の事情により要請に応じることができない場合は，乙はその旨を甲へ通知するものとする。

２　乙は，物資を供給するときは，物資名，数量等の必要事項を記載した納品書（以下「納品書」という。）を添付するものとし，添付することができない場合は乙は事後すみやかに納品書を甲に提出するものとする。

３　本協定を実施するために必要な細目事項　　甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

（物資の引渡し）
第６条　物資の引渡し場所及び日時は，甲乙協議のうえ，甲が指定するものとする。
２　物資の引渡し場所は，原則，乙施設とする。
ただし，甲は乙と協議のうえ，乙施設と異なる場所を指定することができる。

（注文書の発行及び対価等の請求）
第７条　甲は，やむを得ない場合を除き，第４条の要請内容および前条の引渡し日時，場所等の必要事項を記載した注文書を発行するものとする。
２　物資の対価及び運搬費用は，甲が負担するものとし，乙からの請求に基づき，その費用を請求から１か月以内に，乙指定の金融機関口座に送金する方法により支払うものとする（送金手数料は甲の負担とする）。なお，乙が甲に供給する物資の価格は，災害発生直前における乙の事業者向け通販サービスでの販売価格を基準として，甲乙協議して定めるものとする。

（瑕疵担保）
第８条　本協定に基づき乙が甲に引き渡した物資について，引き渡し後６か月以内（有期物品の場合で賞味期限等を有する場合は６か月を上限として当該期間内）に隠れた瑕疵が発見された場合，乙は甲に対し，瑕疵のある物資について良品と交換し，または返品を受けたうえで返金をするものとする。

（危険負担）
第９条　本協定に基づき乙が乙施設において甲または甲指定の納入業者に引き渡すまでの食糧等の滅失・毀損等の危険は乙が負担するものとし，当該引き渡し後の当該危険は甲が負担するものとする。

（体制の整備）
第１０条　甲及び乙は，本協定に基づく物資供給が円滑に行われるよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善に努めるものとする。

（有効期間）
第１１条　本協定の有効期間は，本協定締結の日から令和２年３月 31 日までとする。ただし，期間満了の 30 日前までに，甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは，同一の内容をもって，さらに１年間継続更新し，以後も同様とする。
２　前項の定めに関わらず，乙施設の使用に関する乙と乙施設の土地及び建物の貸主との間の賃貸借契約が終了したときは，終了の理由のいかんを問わず，本協定の有効期間内であっても，本協定は直ちに終了するものとする。この場合，乙は速やかに甲に対し，乙施設の賃貸借契約が終了した旨を通知するものとする。

（契約上の地位等の譲渡等の禁止）
第１２条　甲及び乙は，相手方の事前の書面による承諾なしに，本協定に基づく地位及び一切の権利義務につき直接又は間接を問わず，第三者に譲渡し，移転し，若しくは承継させ，又は担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとする。

（解除）
第１３条　甲及び乙は，次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合，何らの催告を要せず，本協定及び本協定に付随する一切の契約の全部又は一部を解除することができる。
⑴甲が，乙に対する支払い債務の履行を遅滞しまたは怠ったとき。
⑵本協定に定める条項のいずれかに違反したとき。
⑶相手方の信用を失墜させるような行為をしたとき。
⑷上記各号に準じる事由が生じたとき。

（損害賠償）
第１４条　甲及び乙は，相手方が本協定の定めに違反したときは，これによって生じた損害（訴訟費用及び合理的範囲の弁護士費用を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

（合意管轄）
第１５条　甲及び乙は，本協定及び本協定に付随する一切の契約に関する紛争については，東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

（疑義等に関する協議）
第１６条　本協定に関する疑義，又は本協定に定めがない事項については，甲乙協議のうえ定める。

本協定を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

令和元年５月３０日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　東京都江東区豊洲三丁目２番３号
アスクル株式会社
ＥＣＲ本部センターマネージメント
統括部長　　川村　修

災害時における物資供給等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は，地震，風水害，その他の災害が発生し，又は発生のおそれがある場合等における被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の供給及び平時の市民への防災啓発活動に関して，次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義及び要請）

第１条　本協定において「災害」とは，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（暴風，竜巻，豪雨，洪水，崖崩れ，土石流，高潮，地震，津波，噴火，地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害）をいう。

２　甲は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合等において必要がある場合は，乙に対し，乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第２条　甲が乙に要請できる物資の範囲は，次の各号のとおりとする。

（１）バランス栄養食（カロリーメイト）

（２）水分・電解質補給飲料（ポカリスエット）

（３）体調管理飲料（ボディメンテドリンク）

（４）その他甲が指定し，乙が承認した物資

（要請及び回答の方法）

第３条　第１条に基づく要請及びその回答は，文書により行うものとする。ただし，緊急の場合で文書により要請できないときは，口頭で要請し，事後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第４条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，優先的にかつ速やかに物資を供給する。

２　乙は，物資を供給したときは，速やかに，物資名，数量等の必要事項を記載し，甲に提出するものとする。

３　甲は，乙から提供を受けた物資の配布実績等を乙へ報告するものとする。

（物資の引渡し）

第５条　物資の引渡し場所及び日時は，甲が指定するものとする。

２　甲は，物資の引渡し場所までの運搬を，乙に要請することができるものとし，乙は可能な限りこれに協力する。

（費用及び請求）

第６条　乙が供給した飲料等の対価その他必要な経費については，甲が負担するものとする。

２　乙が甲に供給した飲料等の対価は，災害が発生する直前における市場価格を基準として甲乙協議のうえ，定めるものとする。

３　前項に規定する費用の支払は，前条に規定す　　の引渡しの完了後，乙の請求に基づき遅滞

なく行うものとする。

（平時の防災啓発活動）
第７条　乙は，年間を通じ，市民への家庭内備蓄等に係る啓発に努める。
２　乙は，甲が実施する防災・備蓄などの啓発活動に可能な限り協力する。

（体制の整備）
第８条　甲及び乙は，本協定に基づく物資供給等が円滑に行われるよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善に努めるものとする。

（守秘義務）
第９条　甲，乙及びその職員等は，本協定による要請業務の実施により知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

（有効期間）
第 10 条　本協定の有効期間は，協定締結の日から令和３年３月 31 日までとする。ただし，期間満了の 30 日前までに，甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは，同一の内容をもって，さらに１年間継続更新し，以後も同様とする。

（疑義等に関する協議）
第 11 条　本協定に関する疑義，又は本協定に定めがない事項については，甲乙協議のうえ定める。

本協定を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

令和２年６月 18 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区奈良屋町１３－１３
大塚製薬株式会社
福岡支店長　　笠間　康久

災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会九州支部福岡県部会（以下「乙」という。）は，次のとおり，災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，福岡市域において地震，風水害，大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，応急措置に必要な資機材を迅速かつ的確に調達できるようにすることを目的とする。

（協力の依頼）

第２条　甲は，災害時における応急措置のため，緊急に物資の調達が必要となった場合は，供給依頼書（様式第１号）で，乙に供給の依頼をするものとする。ただし，緊急の場合で文書により依頼できないときは，口頭で依頼し，事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，甲の要請に応じ，日本レンタル協会九州支部福岡県部会の会員から，物資供給が可能な会社を調整し，物資供給会社名簿（様式第２号）を甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は，原則，別表のとおりとし，乙は甲に対し，災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

（物資の輸送，設置及び撤去）

第５条　物資の輸送及び設置は，甲が指定した市内の避難所等へ物資供給会社が行い，当該場所において甲の職員が確認の上，これを受領するものとする。

２　前項の規定による輸送及び設置が困難な場合は，甲乙協議の上，方法・場所等について決定するものとする。

３　乙は，物資供給会社が物資を供給したときは，速やかに納入報告書（様式第３号）を作成し，甲に提出するものとする。

４　物資の撤去は，甲乙協議の上，物資供給会社が実施し，撤去完了後，速やかに完了報告書（様式第４号）を作成し，甲に提出するものとする。

（車両通行への配慮）

第６条　甲は，物資供給会社が物資を輸送する際には，車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　供給した物資及びその輸送，設置及び撤去にかかる費用は，甲が負担するものとし，物資供給会社からの請求書に基づき，その費用を遅滞なく支払うものとする。なお，物資供給会社が甲に供給した物資の価格及びその輸送，設置及び撤去にかかる費用は，災害発生直前における価格を基準として，甲乙協議の上，定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が，この協定に基づく業務に起因して死亡し，負傷し，または疾病にかかったときの災害補償については，労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（体制の整備）
第９条　甲及び乙は，災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善に努めるものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ヶ月前までに，甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１部を保有する。

令和２年８月１１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区博多駅東２丁目９番１号東福第２ビル６Ｆ
一般社団法人日本建設機械レンタル協会
九州支部　福岡県部会
代表者　福岡県部会長　太田　新治

主な資機材一覧

番号	品　種	品　目
1	車両	自動車
2		マイクロバス
3		フォークリフト
4		クレーン車
5		軽トラック
6	プレハブ	プレハブ
7		仮設トイレ
8		簡易シャワー設備
9		給水タンク
10	設営用具	テント（空調式・パイプ式） 付属品一式（杭・ロープ）
11		強化プラスチック敷き板
12	電源（照明）機器	発電機
13		投光器
14		電工ドラム・延長ケーブル
15		照明機器（フローレンライト）
16		LEDランタン
17	電化製品	パソコン
18		複合機
19		プリンター
20		ファックス
21		ストーブ（電気・石油）
22		スポットクーラー
23		扇風機

番号	品　種	品　目
24	オフィス家具	長机・椅子
25		梯子・脚立
26		スチール棚，書棚
27		ホワイトボード（スタンド式）
28		拡声器
29		ハンディメガホン
30		パーテーション
31		ロッカー
32		プロジェクタースクリーン
33	安全器具	ヘルメット
34		電光表示板
35		警告灯・回転灯
36		コーン・コーンバー
37		有害ガス検知器
38	清掃用具	高圧洗浄機
39		ブロアー
40		ゴミ箱（45ℓ）
41		塵芥収集箱
42	軽車両	自転車
43		パンクレス折りたたみ自転車

※記載されている品目以外についても手配を依頼する場合がある。

災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡パッケージ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、福岡市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲が乙の協力を得て、応急措置に必要な物資を速やかかつ円滑に調達できるようにすることを目的とする
（協力の要請）
第２条 甲は災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、供給要請書（様式第１号）で、次の各号の物資を乙に要請することができる。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。
（１）段ボール製簡易ベッド
（２）段ボール製間仕切り
（３）その他乙の取扱商品
（協力の実施）
第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。
２　乙は、物資を供給したときは、速やかに納入報告書（様式第２号）を作成し、甲に提出するものとする。
（物資の運搬、引渡し）
第４条 引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行い、当該場所において甲の職員が確認の上，これを受領するものとする。
２　前項の規定による運搬が困難な場合における物資の搬入場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（車両の通行）
第５条 甲は、乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。
（費用負担）
第６条 乙が供給した物資の代金及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。
２ 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。
３ 第１項の費用の具体的な内容、請求及び支払方法等詳細については、甲と乙とが協議の上、別途定める。
（災害補償）
第７条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。
（連絡窓口）
第８条　甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、相互に「連絡先報告届」（様式第３号）を提出するものとする。
２　甲及び乙は、連絡先等に変更が生じた場合にも、その都度、提出するものとする。

（情報の共有等）
第９条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。
２ 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、供給可能な物資の品目及び数量等について報告を求めることができる。
（協議等）
第１０条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定める。
２ 甲及び乙は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。
（協定の有効期限）
第１１条 本協定の有効期間は協定締結日から１年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、期間満了の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

令和２年12月10日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡県糟屋郡久山町久原工業団地2843
福岡パッケージ株式会社
代表取締役社長　庄嶋　毅

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　３年　７月 15 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　北九州市小倉北区魚町二丁目６番 10 号
株式会社ナフコ
代表取締役社長　石田　卓巳

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル)、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用)、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）
第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。
(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）
第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。
２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）
第６条　物資引渡場所については、甲が指定するものとする。
２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）
第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）
第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）
第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、営業に支障のない範囲で、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年９月１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号
株式会社カインズ
代表取締役社長　高家　正行

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と大東建託株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙の物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年 12 月 22 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都港区港南二丁目 16 番１号
大東建託株式会社
代表取締役社長　小林　克満

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	ヘルメット、ロープ、ブルーシート、軍手、土嚢袋、長靴など
工具類	油圧ジャッキ、発電機、バール、折り畳み台車、折り畳み式リヤカーなど
食料、飲料水	保存食、保存水（ペットボトル）など
生活必需品	紙皿、割りばし、スプーン、紙コップ、ハンドソープ、エアマット、段ボールベッド、除菌スプレー、除菌ハンドジェル、ろ過機、給水タンク、クーラーボックス、ボディタオル、救急セット、トイレットペーパー、簡易トイレ、便座、トイレルーム、ウエットティッシュ、ごみ袋、生理用品など
調理・電気用品	包丁、サランラップ、アルミホイル、鍋、やかん、カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、ラジオ、携帯電話用充電器、ヘッドライト、ランタン、乾電池（各種）、コードリールなど
暖房機器	アルミブランケット、使い捨て毛布など

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と双日ロイヤルインフライトケイタリング株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）
第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。
(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）
第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、物資の優先供給に努めるものとする。
２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）
第６条　乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。
２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）
第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）
第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）
第９条　乙は、物資の供給の終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、物資の供給に要した費用を甲に請求する。
２　甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年 10 月 14 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　大阪府泉南市泉州空港南１番地
双日ロイヤルインフライトケイタリング株式会社
代表取締役社長　梅津　光浩

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
食料、飲料水	弁当、サンドイッチ、お茶、ミネラルウォーター、エネルギーバー

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と大日本除虫菊株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

２　第６条の運搬及び引渡しについて、当該引渡し場所までの運搬に係る通常要した費用は乙が負担するものとする。ただし、第６条の引渡し場所以遠の物資運搬に係る通常要する費用については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

３　本条第１項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給の終了後、前条に　　用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、物資の供給に要した費用を甲に請求する。

２　甲は、前項の請求があったときは、速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第１０条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第１１条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第１２条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第１３条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第１４条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第１５条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年 12 月 10 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　大阪府大阪市西区土佐堀１丁目４番 11 号
大日本除虫菊株式会社
代表取締役社長　　上山　直英

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
日用品	トイレ衛生製品、環境衛生製品（害虫関係）、使い捨てカイロなど

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙の物資の運搬及び引渡しについては、甲及び乙が協議して決定するものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに１年間継続更新し、以後も同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年９月１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　大阪市北区鶴野町３番 10 号
株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役　岩嵜　智彦

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
食料、飲料水	弁当、お茶・飲料水（ペットボトル）など

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社プレナス（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、乙が使用する受注システム等（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、当該システムをもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに当該システムをもって行うものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに１年間継続更新し、以後においても同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年４月２０日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区上牟田一丁目 19 番 21 号
株式会社プレナス
取締役 COO 社長執行役員　金子　史朗

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
食料、飲料水	弁当、お茶・飲料水（ペットボトル）など

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）とスリーアール株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　５年　５月　１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区東光二丁目８番 30 号高光第一ビル２階
スリーアール株式会社
代表取締役　社長　今村　陽一

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
バッテリー	モバイルバッテリー、充電池、充電池充電器など
工具類	バケツ、延長コード、電源タップなど
日用品等	ワンタッチテント（１人用）、簡易ベッド（コット）、ブランケットなど
調理・電気用品	ポット、ライト、サーキュレーター、投光器、ランタン、懐中電灯、ラジオなど
衛生用品	マスク、フェイスシールドなど

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ピエトロ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙の物資の運搬及び引渡しについては、甲と乙が協議して定めるものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに１年間継続更新し、以後も同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年５月１０日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区天神三丁目４番５号
株式会社ピエトロ
代表取締役社長　高橋　泰行

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	内容
① 食品現物	レトルトパスタソース、ボトル入りパスタソース、 レトルトスープ、乾麺など
② キッチンカー 炊き出し	ピエトロ商品を使用し、サラダ・スープ・パスタなどの提供

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社日本総合検査センター（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の輸送、設置及び撤去）

第６条　物資の輸送及び設置は、甲が指定した市内の避難所等へ乙が行い、当該場所において甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

２　前項の規定による輸送及び設置が困難な場合は、甲乙協議の上、方法・場所等について決定するものとする。

３　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

４　物資の撤去は、甲乙協議の上、乙が実施し、撤去完了後、速やかに「完了報告書」（別紙様式第３号）により甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を輸送する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　供給した物資及びその輸送、設置及び撤去にかかる費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時　　ける適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）
第９条　乙は、供給した物資及びその輸送、設置及び撤去にかかる費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第４号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和 ５ 年 10 月 13 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区豊二丁目２番 45 号
株式会社日本総合検査センター
取締役社長　長谷川　静香

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

番号	品種	品目等
1	トレーラーハウス	宿泊用トレーラーハウス
2		受付用トレーラーハウス
3		厨房用トレーラーハウス
4		トイレ用トレーラーハウス
5		更衣室用トレーラーハウス（シャワー室）
6	給水設備	トレーラーハウス利用に必要となる給水配管資機材一式
7	排水設備	トレーラーハウス利用に必要となる排水配管資機材一式
8	電気設備	トレーラーハウス利用に必要となる電気配線一式

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）とパナソニックグループ代表のパナソニック ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとし、備蓄量について「物資備蓄量」（別紙様式第１号）の通りとする。

（１） 乾電池（単一・単三・単四）

（２） 乾電池式モバイルバッテリー

（３） ＬＥＤランタン

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第２号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第３号）により甲に報告するものとする。

（物資の保管および引渡し場所）

第６条　物資の保管及び引渡し場所は乙が指定するパナソニック コネクト株式会社　福岡拠点（福岡市博多区美野島４丁目１番６２号）とする。

（運搬および引渡し）

第７条　甲が乙に供給を要請した物資の運搬および引渡しについては、乙の指示に従うものとする。

２　物資の運搬は、原則として甲が行うものとし、甲は、第６条で定める場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けて被災者が避難する場所へ運搬するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金は乙が負担し、物資の運搬に要した費用は甲が負担するものとする。

（従事者の損害補償）
第９条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第10条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を「連絡先報告届」（別紙様式第４号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第11条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第12条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第13条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第14条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年11月14日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニック ホールディングス株式会社
執行役　島　茂樹

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社及び株式会社ショージ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の輸送、設置及び撤去）

第６条　物資の輸送及び設置は、甲が指定した市内の避難所等へ乙が行い、当該場所において甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

２　前項の規定による輸送及び設置が困難な場合は、甲乙協議の上、方法・場所等について決定するものとする。

３　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

４　物資の撤去は、甲乙協議の上、乙が実施し、撤去完了後、速やかに「完了報告書」（別紙様式第３号）により甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を輸送する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　供給した物資及びその輸送、設置及び撤去にかかる費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、供給した物資及びその輸送、設置　　去にかかる費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第４号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年３月６日

甲　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　大阪府大阪市城東区鴫野西二丁目６番８号
西尾レントオール株式会社
レントオール事業部
執行役員 事業部長　岡本　義清

福岡　　野城市山田三丁目 11 番 15 号
株式　　ショージ
代表取締役社長　中園　克己

（別表）

供給要請対象物資一覧

番号	品　種	品　目
1	車両	フォークリフト
2		トレーラーハウス
3	プレハブ	簡易シャワー設備
4	設営用具	テント（空調式・パイプ式） 付属品一式（杭・ロープ）
5		強化プラスチック敷き板
6	電源（照明）機器	発電機
7		投光器
8		電工ドラム・延長ケーブル
9		照明機器（フローレンライト）
10		LEDランタン
11	電化製品	ストーブ（電気・石油）
12		スポットクーラー
13		扇風機
14	オフィス家具	長机・椅子
15		梯子・脚立
16		スチール棚、書棚
17		ホワイトボード（スタンド式）
18		拡声器
19		ハンディメガホン
20		パーテーション
21		ロッカー
22		プロジェクタースクリーン

番号	品　種	品　目
23	安全器具	ヘルメット
24		電光表示板
25		警告灯・回転灯
26		コーン・コーンバー
27	清掃用具	高圧洗浄機
28		ブロアー
29		ゴミ箱（45ℓ）
30	軽車両	自転車
31		パンクレス折りたたみ自転車
32	通信設備	Wi-Fiネットワーク機器

※記載されている品目以外についても供給を要請する場合がある。

災害時における物資供給に関する協定（株式会社不二食）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社不二食（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被災住民等を支援するために必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）
第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達、製造が可能な食料品とする。

（要請の方法）
第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）
第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（運搬及び引渡し）
第６条　物資の運搬及び引渡しについては、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。
３　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（車両の通行）
第７条　甲は、乙が物資を輸送する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）
第８条　供給した物資及びその運搬にかかる費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）
第９条　乙は、供給した物資及びその運搬にかかる費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者　この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償　ては、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年 10 月１日

甲　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡県福岡市博多区麦野三丁目 18 番８号
株式会社不二食
代表取締役　島田　勇

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市農業協同組合（以下「乙」という。）は、福岡市に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、暴風、豪雨、洪水等による災害で、その程度が甚大なものが生じた時又は生じるおそれがある時（以下「災害時」という。）に、必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の営業および従業員、関係者、所有拠点施設の安全確保に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「物資等の供給にかかる要請書」（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、第２条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資等供給報告書」（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙の物資の運搬及び引渡しについては、甲と乙が協議して定めるものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、乙の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については　働災害に関わる関係法令に定めるところによるもの

とする。

（連絡責任者）

第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）

第 12 条　甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）

第 13 条　乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに 1 年間継続更新し、以後も同様とする。

（協議）

第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	内容
生鮮食品	青果物（野菜・果実）等

令和７年 12 月３日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区天神四丁目９番１号
福岡市農業協同組合
代表理事組合長　柴田　清孝

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市東部農業協同組合（以下「乙」という。）は、福岡市に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、暴風、豪雨、洪水等による災害で、その程度が甚大なものが生じた時又は生じるおそれがある時（以下「災害時」という。）に、必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の営業および従業員、関係者、所有拠点施設の安全確保に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「物資等の供給にかかる要請書」（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、第２条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資等供給報告書」（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙の物資の運搬及び引渡しについては、甲と乙が協議して定めるものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、乙の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。
（平常時の連携）
第 12 条　甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。
（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。
（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに 1 年間継続更新し、以後も同様とする。
（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

別表（第３条関係）
供給要請対象物資一覧

分類	内容
生鮮食品	青果物（野菜・果実）等

令和７年 12 月３日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番 1 号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市東区筥松二丁目 19 番 16 号
福岡市東部農業協同組合
代表理事組合長　藤野　真治

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡大同青果株式会社（以下「乙」という。）は、福岡市に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、暴風、豪雨、洪水等による災害で、その程度が甚大なものが生じた時又は生じるおそれがある時（以下「災害時」という。）に、必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の営業および従業員、関係者、所有拠点施設の安全確保に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「物資等の供給にかかる要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、第２条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資等供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙の物資の運搬及び引渡しについては、甲と乙が協議して定めるものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、乙の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。
（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。
（平常時の連携）
第 12 条　甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。
（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。
（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに１年間継続更新し、以後も同様とする。
（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

別表（第３条関係）
供給要請対象物資一覧

分類	内容
生鮮食品	青果物（野菜・果実）等

令和７年 12 月３日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市東区みなと香椎三丁目１番１-204 号
福岡大同青果株式会社
代表取締役社長　丸小野　光正

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）とロイヤルホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、福岡市に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、暴風、豪雨、洪水等による災害で、その程度が甚大なものが生じた時又は生じるおそれがある時（以下「災害時」という。）に、必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の営業および従業員、関係者、所有拠点施設の安全確保に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

(2) その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「物資等の供給にかかる要請書」（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、第２条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資等供給報告書」（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙の物資の運搬及び引渡しについては、甲と乙が協議して定めるものとする。

２　物資の運搬は、原則として甲が行うものとし、甲は、乙の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、甲が運搬できない場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が 403 の協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、また

は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）

第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）

第 12 条　甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）

第 13 条　乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに 1 年間継続更新し、以後も同様とする。

（協議）

第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	内容
食品現物	工場、店舗に保管されている食材、加工食品、冷凍食品、レトルト製品などの提供
災害備蓄品	本社に保管されている災害備蓄品などの提供
炊き出し備品	工場、店舗に配備されている調理備品などの提供

令和７年 12 月３日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区那珂三丁目 28 番 5 号
ロイヤルホールディングス株式会社
404表取締役　阿部　正孝

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人移動販売協会（以下「乙」という。）は、福岡市に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、暴風、豪雨、洪水等による災害で、その程度が甚大なものが生じた時又は生じるおそれがある時及び甲が他自治体等への広域支援を実施する時（以下「災害時」という。）に、必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

（１）「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資。提供内容の詳細は、甲乙協議して決定する。

（２）その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「キッチンカー等派遣に係る要請書」（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、第２条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　物資の供給に使用する移動調理設備は、キッチンカーにあっては食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業等の営業許可を受けた又は販売業の届け出がされた自動車とし、テント設営による炊き出し等（以下「露店」という。）にあっては、同法に基づく営業許可を受けた者又はこれに準ずる衛生管理体制を整えた者が行うものとする。なお、営業許可を取得した又は届出を行った保健所の管轄は福岡市内外を問わないものとする。

３　甲は、物資の供給に際して、災害時の状況に応じ、乙が衛生管理を適切に行えるよう、給水、排水、電源の確保、廃棄物の処理等の支援に最大限努めるものとする。また、災害時においては、通常の営業許可基準の適用を柔軟に判断し、甲乙協議の上、可能な範囲で衛生管理に配慮するものとする。

４　乙は、「派遣するキッチンカー及び露店等事業者に関わる個人又は法人あるいは団体」（以下「キッチンカー等」という。）派遣先での物資供給の内容等について取りまとめるものとする。

５　乙は、物資の供給として、キッチンカー等を派遣して避難者等に食事を提供するにあたっては、キッチンカー等に対し、衛生管理を徹底し、提供する食事を十分加熱する等食品事故が発生しないよう、配慮への指導を行うものとする。

６　乙は、キッチンカー等に対し、食物アレルギー対策として、特定原材料及び特定原材料に準ずるものを食材として使用する場合には、アレルギー物質の表示又は避難者等に情報提供する等の対応をとるよう指導を行うものとする。ただし、災害時の緊急性及び物資調達の制約を考慮し、アレルギー対応が困難な場合には、その旨を明示するとともに、甲は、別途アレルギー対応食の確保に協力するものとする。

７　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「食品等提供報告書」（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙の物資の運搬及び引渡しについては、甲と乙が協議して定めるものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙がキッチンカー等を調整のうえ行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙あるいは乙が手配するキッチンカー等が運搬できない場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、乙の派遣するキッチンカー等が要請の遂行に必要な食材や機材の運搬やスタッフの移動用車両を含めた乙の関係車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担・救済措置）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における価格を　準として、災害発生後の物価変動を考慮し、甲乙協議して定めるものとする。

３　乙及び乙の派遣したキッチンカー等が、甲の要請に基づく活動に係る交通事故又は炊き出しに関する事故（負傷、火災、異物の混入又は食中毒の発生等）により、乙が損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害について、甲は賠償の責任を負わないものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は、乙による「食品等提供報告書」（様式第２号）の提出後 30 日以内に費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）

第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）

第 12 条　甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

２　乙は、甲が実施・参加する防災に関する訓練や市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）

第 13 条　乙及び乙の派遣したキッチンカー等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号））（以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

２　前項によりこの協定が終了したときは、協定終了により乙及び乙の派遣したキッチンカー等に生じた一切の損害について、甲は、賠償責任を負わないものとする。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに 1 年間継続更新し、以後も同様とする。

（免責）

第 15 条　乙は、地震、津波、風水害、その他の災害の発生、通信インフラの途絶、交通網の寸断、電力の供給停止等、乙の責めに帰すべからざる事由により、本協定に基づく物資の供給又は運搬が遅延し、又は不能となった場合であっても、その責任を負わないものとする。

（協議）

第 16 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

別表（第３条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	内容
キッチンカー 炊き出し	避難所等にキッチンカーを派遣し、避難者等に食事を提供すること

令和７年 12 月３日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　栃木県芳賀郡益子町大沢 125 番地 1
一般社団法人　移動販売協会
代表理事　茂垣　力

災害時におけるキッチンカーによる食品の供給等に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人フードトラック駆けつけ隊（以下「乙」という。）は、福岡市に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に規定する地震、津波、暴風、豪雨、洪水等による災害で、その程度が甚大なものが生じた時又は生じるおそれがある時及び甲が他自治体等への広域支援を実施する時に、必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、福岡市の区域内で災対法第２条第１号に規定する災害が発生した場合及び甲が実施する他自治体等への広域支援（以下「災害時」という。）において、甲が乙に要請するキッチンカー事業者による食品の供給等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（１）キッチンカー　食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業等の営業許可を受けた又は販売業の届出がされた自動車をいう。なお、営業許可を取得した又は届出を行った保健所の管轄は福岡市内外を問わないものとする。

（２）避難所等　災対法に基づく指定避難所のほか、甲が設置する災害発生時の避難者受け入れ施設をいう。

（協力事項の発動）

第３条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として避難所等が開設され、かつ、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。また、他自治体等への広域支援については甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請の解除）

第４条　この協定に定める災害時の協力事項は、避難所等開設後２週間を目途に甲乙協議の上、被害状況に応じて、縮小や解除の判断を行うものとする。ただし、要請が長期化する場合は、甲乙協議のうえ縮小又は解除の時期を定めるものとする。

（協力の範囲）

第５条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

⑴　避難所等にキッチンカーを派遣し、避難者等に食品を供給すること。なお、取り扱う食品は、食品衛生法に基づく飲食店営業等の許可を受けた又は販売業等の届出を行った品目の範ちゅうとすること。

⑵　その他甲が必要と認める作業でかつ乙が対応可能なもの

（協力の要請及び受諾等）

第６条　第５条の規定に基づく要請は、「キッチンカー派遣に係る要請書」（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第７条　第５条の規定に基づく協力の要請があった場合、乙は可能な限り協力するものとする。

２　乙及び乙の派遣するキッチンカー事業者が食品の供給等を行う場合、衛生管理を徹底し、提供する食事を十分加熱する等食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

３　乙及び乙の派遣するキッチンカー事業者は、食物アレルギー対策として、特定原材料及び特定原材料に準ずるものを食材として使用する場合には、アレルギー物質の表示又は避難者等に情報提供する等の対応をとるものとする。

（車両の優先通行）

第８条　甲は乙及び乙が派遣するキッチンカー事業者の車両が被災地へ向かう際、可能な限り優先車両として通行できるよう配慮する。

（実績報告）

第９条　乙は、この協定に基づく食品の供給等を行った場合には、甲に対し食品等供給報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（費用負担）

第 10 条　災害時に乙が提供した労務及び原材料、燃料等　　した費用の対価は、原則として、災害等発生時直前における

適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2　乙及び乙の派遣するキッチンカー事業者が、甲の要請に基づく活動に係る交通事故又は炊き出しに関する事故（負傷、火災、異物の混入、食中毒の発生等）により、自らが損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害について、甲は、賠償責任を負わないものとする。

3　甲は、乙からの請求書受領後 30 日以内を目途に支払うものとする。

4　その他、この協定に基づく食品の供給等に係る費用が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第 11 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（平時の取組）

第 12 条　乙は、平常時においても甲が実施・参加する防災訓練や行事等の、防災に関する啓発活動等に積極的に協力するものとする。

（連絡責任者及び連絡体制）

第 13 条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者及び連絡体制を定め、「連絡先報告届」（様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（情報の共有等）

第 14 条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 15 条　乙及び乙の派遣するキッチンカー事業者に関わる個人又は団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有するものと判明した場合には、この協定を終了する。

2　前項によりこの協定が終了したときは、協定終了により乙に生じた一切の損害について、甲は、賠償責任を負わないものとする。

（協議）

第 16 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 17 条　この協定の有効期間は協定締結日から令和８年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名の上、各自その１通を保有する。

令和７年 12 月３日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都港区新橋二丁目 20 番 15 号　新橋駅前ビル１号館７階
一般社団法人フードトラック駆けつけ隊
代表理事　石澤　正芳

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ナルセ（以下「乙」という。）は、福岡市に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、暴風、豪雨、洪水等による災害で、その程度が甚大なものが生じた時又は生じるおそれがある時及び甲が他自治体等への広域支援を実施する時（以下「災害時」という。）に、必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

（１）「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資。提供内容の詳細は、甲乙協議して決定する。

（２）その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、第２条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　物資の供給に使用するキッチンカーは、食品衛生法（昭和22年法律第223号）に基づく飲食店営業等の営業許可を受けた又は販売業の届け出がされた自動車とする。なお、営業許可を取得した又は届出を行った保健所の管轄は福岡市内外を問わないものとする。

３　乙は、派遣するキッチンカー事業者に関わる個人又は団体、派遣先、派遣先での物資供給の内容等について取りまとめるものとする。

４　乙は、物資の供給として、キッチンカーを派遣して避難者等に食事を提供するにあたっては、衛生管理を徹底し、提供する食事を十分加熱する等食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

５　乙は、食物アレルギー対策として、特定原材料及び特定原材料に準ずるものを食材として使用する場合には、アレルギー物質の表示又は避難者等に情報提供する等の対応をとるものとする。

６　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第６条　乙の物資の運搬及び引渡しについては、甲と乙が協議して定めるものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

３　乙及び乙の派遣したキッチンカー事業者が、甲の要請に基づく活動に係る交通事故又は炊き出しに関する事故（負傷、火災、異物の混入又は食中毒の発生等）により、自らが損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害について、甲は賠償の責任を負わないものとする。

（費用の請求及び支払）
第９条　乙は、物資の供給に要した費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。
（従事者の損害補償）
第 10 条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。
（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。
（平常時の連携）
第 12 条　甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施・参加する防災に関する訓練や市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。
（協定の破棄）
第 13 条　乙及び乙の派遣したキッチンカー事業者に関わる個人又は団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）（以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。
２　前項によりこの協定が終了したときは、協定終了により乙及び乙の派遣したキッチンカー事業者に関わる個人又は団体に生じた一切の損害について、甲は、賠償責任を負わないものとする。
（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに１年間継続更新し、以後も同様とする。
（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

別表（第３条関係）
供給要請対象物資一覧

分類	内容
キッチンカー 炊き出し	避難所等にキッチンカーを派遣し、避難者等に食事を提供すること

令和７年 12 月３日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡県春日市上白水３丁目 83 番地
株式会社ナルセ
成瀬　真吾

災害時における物資供給に関する協定（プラス株式会社ジョインテックスカンパニー）

福岡市（以下「甲」という。）とプラス株式会社ジョインテックスカンパニー（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被災住民等を支援するために必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

（１）「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資

（２）その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り物資の優先供給に努めるものとする。

（輸送及び引渡し）

第６条　物資の輸送及び引渡しについては、甲と乙が協議して定めるものとする。

２　物資の輸送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

３　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第７条　甲は、乙が物資を輸送する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　供給した物資及びその輸送にかかる費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第９条　乙は、供給した物資及びその輸送にかかる費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（災害補償）
第 10 条　甲が災害対策基本法その他関係法令の規定に基づき、乙又は乙の従業員その他関係者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該従事に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの人的損害の取扱いについては、災害対策基本法その他の関係法令並びにこれらに基づく災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例（昭和 38 年福岡市条例第 23 号）その他関係法令の定めるところによるものとする。
２　前項に該当しない場合は、労働者災害補償保険法その他関係法令の定めるところによる。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年３月１日

甲　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡県福岡市博多区上呉服町１０－１
プラス株式会社ジョインテックスカンパニー
九州支社支社長　隅蔵　英二

災害時における物資供給に関する協定（一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション）

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被災住民等を支援するために必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、被災者に対し物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）
第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。
（１）「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
（２）その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請の方法）
第４条　第２条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）
第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、３～５日程度の納品日数を目安とし、物資の優先供給に努めるものとする。

（輸送、引渡し及び返還）
第６条　物資の輸送、引渡し及び返還（物資の性質上返還が不可能又は不要であるものを除く。以下同じ。）については、甲と乙が協議して定めるものとする。
２　物資の引渡し及び返還に係る輸送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引渡し又は返還を行うものとする。
３　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第２号）により甲に報告するものとする。

（車両の通行）
第７条　甲は、乙が物資を輸送する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）
第８条　供給した物資及びこれに係る引渡し又は返還に係る輸送に要する費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）
第９条　乙は、供給した物資及びこれに係る引渡し又は返還に係る輸送に要する費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）
第 10 条　甲が災害対策基本法その他関係法令の規定に基づき、乙または乙の従業員その他関係者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該従事に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの人的損害の取扱いについては、災害対策基本法その他関係法令並びにこれらに基づく災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例（昭和 38 年福岡市条例第 23 号）その他関係法令の定めるところによるものとする。
２　前項に該当しない場合は、労働者災害補償保険法その他関係法令の定めるところによる。

（連絡責任者）
第 11 条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 12 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 13 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第 15 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年３月 27 日

甲　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都港区芝五丁目 29 番 20 号
一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション
代表理事　梅木　孝治

（別表　第３条関係）

供　給　要　請　対　象　物　資　一　覧

品名	数量	単位	備考
仮設トイレ	4,500	台	簡易水洗
寝具	1,000	組	2ｔ（ロング）トラック1台で70名分配達可能です
カラーコピー機	130	台	コピー・FAX・プリンタ・スキャナ
パソコン	100	台	ノート
電子レンジ	100	台	単機能
ポット	130	台	2～3L
炊飯ジャー	10	台	5合程度
会議テーブル	2,000	台	W1800×D450
折りたたみ椅子	5,000	脚	
スポットクーラー	30	台	1馬力程度
扇風機	100	台	フロア型
石油ストーブ	40	台	対流式
石油ファンヒーター	50	台	電源が必要
テレビ	200	台	18～27型
冷蔵庫	150	台	150L程度
洗濯機	60	台	4.2～５KG

※道路状況により納品日数が前後する場合がございます。

※備考欄に記載の規格は在庫状況により双方協議の上決定いたします。

災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市南区（以下「甲」という。）と株式会社ダイキョープラザ（以下「乙」という。）は，地震，風水害等の災害（以下，「災害」という。）発生時における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，福岡市南区で災害が発生し，区内の広範囲が被災しかつ多数の避難住民が発生した場合に，甲が乙の協力を得て，区内の避難住民に対して，より速やかに物資を供給することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，区内の災害時における応急措置のため，緊急に物資の調達が必要となった場合は，甲が指定する様式に物資名，数量等の必要事項を記載し，乙に供給の要請を行うものとする。ただし，緊急の場合で文書により要請できないときは，口頭で要請し，事後に文書の提出を行うものとする。

（要請の期間）

第３条　甲が乙に協力を要請できる期間は，甲において，他の手段による物資調達が見込まれるまでの間とし，災害発生から概ね７２時間以内の期間とする。

（協力の実施）

第４条　乙は，第２条の要請を受け入れたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，供給を行うものとする。ただし，乙自身が被災し要請を受け入れる状況にない場合や，その他，乙が物資を供給することができないやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。

２　乙は，物資を供給したときは，速やかに甲が指定する様式に物資名，数量等の必要事項を記載し，甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第５条　物資の種類は次のとおりとし，乙は可能な範囲の数量で甲に対し供給を行うものとする。

（１）食料品

（２）日用品

（３）その他応急措置に必要なもの

（物資の受け渡し）
第６条　甲が要請した物資の受け渡しについては，区内の乙の指定する場所で甲が乙立会いのもと，これを受領するものとする。

（費用の負担）
第７条　乙が甲に対し行う物資の供給は，乙の負担により行う。

（有効期限）
第８条　この協定の有効期限は，協定締結の日から１年間とする。ただし，甲乙いずれからも協定解消または変更の申し出がない限り，同一の内容をもってさらに１年間継続更新し，以降も同様とする。

（協議）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項及び疑義又は定めのない事項が生じたときは，その都度，誠意をもって甲乙協議のうえ，決定する。

この協定の締結を証するため，本番２通を作成し，甲乙記名捺印の上，各自１通を保有す
る。

平成２９年２月２８日

甲　福岡市南区塩原三丁目 25 番 1 号
福岡南区長　細川　浩行

乙　福岡市南区柳瀬一丁目 33 番 10 号
株式会社　ダイキョープラザ
代表取締役社長　杉　慎一郎

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は，災害時における物資の供給に関する協定書（以下，「協定」という。）第９条の規定に基づき，協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（災害時救援物資）

第２条　協定第５条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は，別表第１のとおりとする。

（要請経路）

第３条　協定第２条に規定する甲から乙への要請経路は，別表第２のとおりとする。

（物資供給依頼書）

第４条　協定第２条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は，様式第１号のとおりとする。

（供給物資決定書）

第５条　協定第４条第２項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は，様式第２号のとおりとする。

付則

この実施細目は，協定締結の日から効力を生ずる。

平成２９年２月２８日

甲　福岡市南区塩原三丁目 25 番 1 号
福岡市南区長　細川　浩行

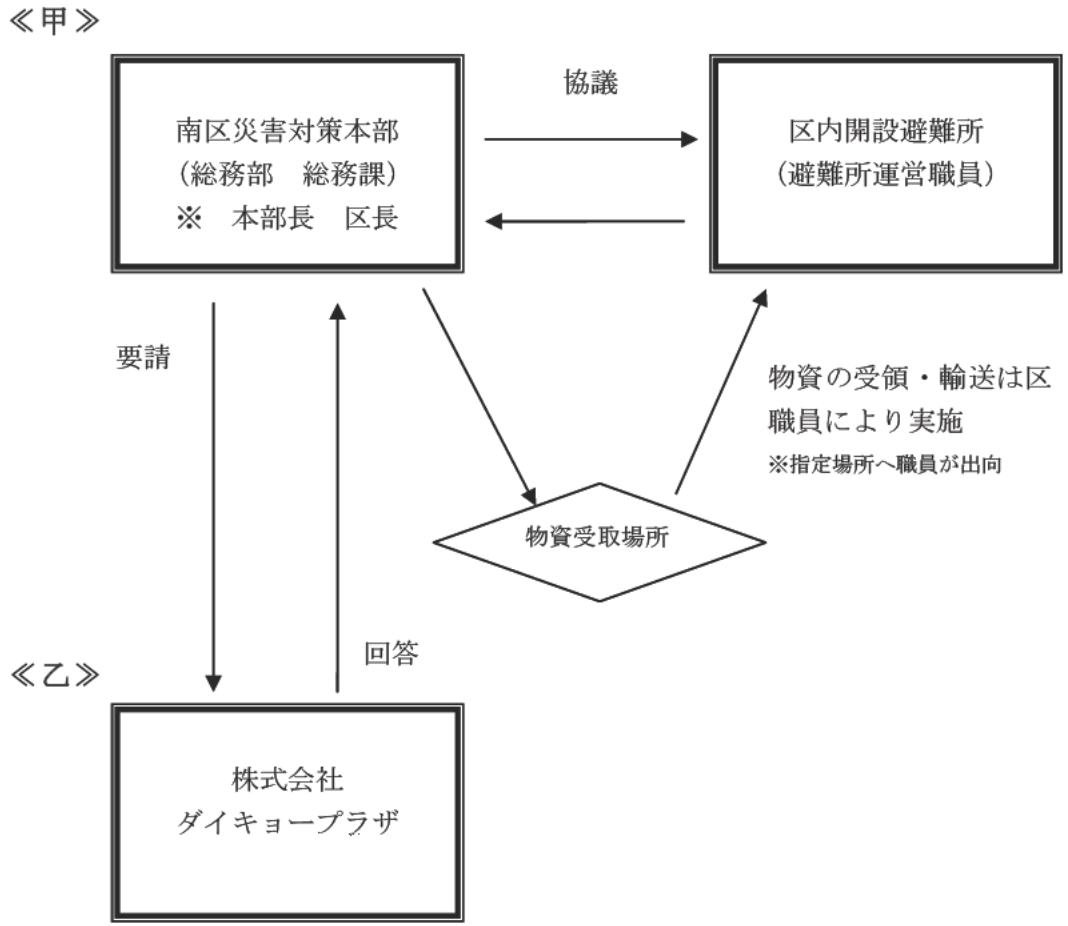
乙　福岡市南区柳瀬一丁目 33 番 10 号
株式会社　ダイキョープラザ
代表取締役社長　杉　慎一郎

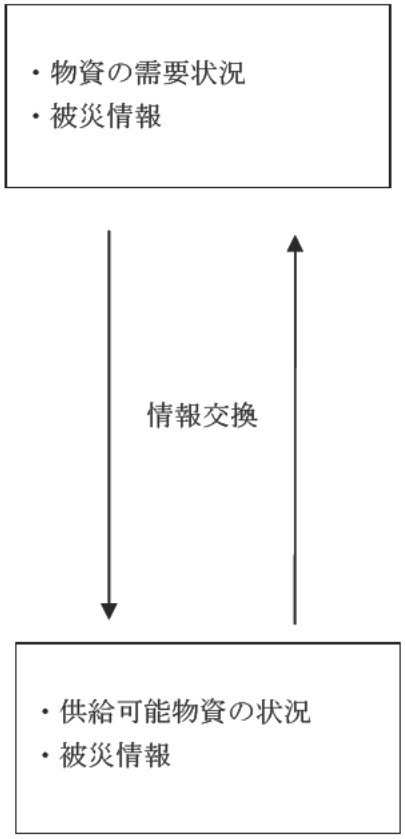
（別表第１）

【災害時救援物資】

種別	物資名
食料品	飲料水（ペットボトルが望ましい），おにぎり，パン，缶詰（プルトップ型），粉ミルク，離乳食，お菓子
日用品	おむつ（乳幼児用，大人用），生理用品，トイレットペーパー，ティッシュペーパー 使い捨てカイロ（冬季のみ）除菌シート，おしりふきシート，ラップ製品
その他	上記以外で，災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資のうち，乙が供給可能な物資

【要請経路】


≪甲≫
南区災害対策本部
（総務部　総務課）
※　本部長　区長
協議
区内開設避難所
（避難所運営職員）
要請
回答
物資の受領・輸送は区
職員により実施
※指定場所へ職員が出向
物資受取場所
≪乙≫
株式会社
ダイキョープラザ


・物資の需要状況
・被災情報
情報交換
・供給可能物資の状況
・被災情報

災害支援に関する協定書

福岡市（以下、「甲」という。）と株式会社福岡スクールランチパートナーズ（以下、「乙」という。）は、地震等大規模災害発生時における第３給食センター（以下、「センター」という。）での支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模災害発生時において、センターの機能を活かした炊き出し等災害支援に、乙が甲に協力することについて定めるものとする。

（用語）

第２条　この協定において、次に掲げる用語の意味は、下記に定めるところによる。

（１）「支援業務」とは、炊き出し用備蓄食材等の調理、支援物資の二次集積拠点の運営協力、避難所等への物資配送をいう。

（２）「支援物資の二次集積拠点」とは、一次集積拠点から配送されてくる物資を受入れ、荷卸し、仕分け、保管し、避難所等へ物資を配送するための施設をいう。

（発動）

第３条　この協定は、原則として甲が福岡市災害対策本部を設置し、乙に対して支援の要請を行った時をもって発動する。

（支援の範囲）

第４条　乙は、甲から支援の要請を受けたときは、センター設備の安全な稼働が確認でき、対応可能な人員が確保される範囲において、支援業務を実施する。

（要請手続）

第５条　第３条に規定する要請は、支援業務要請書（様式１）により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況により、緊急を要する時は、電話等の方法により支援要請することができるものとする。この場合において、甲は、乙に対し事後に前項の支援業務要請書を提出するものとする。

（完了報告）

第６条　乙は、支援業務を完了したときは、支援業務完了報告書（様式２）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等の方法で報告し、事後に支援業務完了報告書を提出するものとする。

（費用負担等）

第７条　甲の要請に基づき、乙が支援業務を行うために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、乙の自主的な協力に伴う経費は無償とする。

２　前項の経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、乙から前項の請求があった日から３０日以内に当該経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が当該期日までに支払うことが出来ない合理的な事情がある場合には、当該事情の解消後速やかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第８条　この協定に基づき、支援業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故に遭い、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

（連絡責任者等）

第９条　支援業務に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定め相手方に報告するものとする。

２　協定の有効期間の途中において前項で定めた内容の変更が生じた場合は、速やかに当該変更内容について相手方に報告するものとする。

（協定の有効期限）

第10条　この協定は、協定締結の日から令和１７年３月３１日まで効力を生ずるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた時は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年 10 月 15 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区天神四丁目２番２０号
株式会社　福岡スクールランチパートナーズ
代表取締役　善田 高志

災害支援に関する協定書　実施細目

（目的）

第１条　この実施細目は，災害支援に関する協定書（以下,「協定書」という。）の適正な運用を図ることを目的に必要な事項を定めるものとする。

（支援内容）

第２条　支援内容は，次の各号のとおりとする。

１　期　　間：災害発生から３日目まで
　　提供食材：備蓄食の提供
　　　　備蓄食材（アルファ化米，防災用カレー）
　　提供食数：１,０００食（１日１回）
　　配 送 先：原則として，第３給食センター配送対象校に設置された避難所の内，甲が指定する場所
　　乙に求める対応：備蓄食材の調理及び配送
　　　　支援物資の二次集積拠点の開設

２　期　　間：４日目から３０日程度
　　提供食材：給食の提供
　　提供食数：学校給食（通常の献立）＋１,０００食（１日１回）
　　配 送 先：原則として，第３給食センター配送対象校に設置された避難所の内，甲が指定する場所
　　乙に求める対応：避難所用給食の調理及び配送支援物資の二次集積拠点の運営への協力

附則

この細目は，令和２年 10 月 15 日から施行する。

災害時における仮設トイレの設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン（以下「乙」という。）は、災害発生時における仮設トイレの設置について、下記のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、福岡市域内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て仮設トイレを設置する際の手続を定めるものである。

（協力の要請）
第２条　甲は災害発生時に仮設トイレが必要となった場合は、必要数、設置場所その他必要事項を記載した文書により、乙に仮設トイレの設置を要請するものとする。　ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請を行い、事後速やかに文書により通知するものとする。
２　前項に定める甲の協力要請の担当部局は、福岡市環境局とする。

（協力の実施）
第３条　乙は、前条第１項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに協力を行うものとする。
２　乙は、甲の要請に基づき仮設トイレを設置した場合は、設置場所、設置数量その他必要事項を記載した文書を甲に提出するものとする。

（費用負担等）
第４条　甲は、乙が設置した仮設トイレについて、借上料及び運搬費等の必要経費を負担する。
２　前項の規定により甲が乙に支払う費用は、災害発生時の直前の適正な価格により、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の期間）
第５条　この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（その他）
第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年　２月１７日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　吉田　宏

乙　福岡市中央区天神一丁目１１番１７号
株式会社レンタルのニッケン
九州支店長　　堀之内　宏

災害時における仮設トイレの設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と稲尾産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における仮設トイレの設置について、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、福岡市域内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て仮設トイレを設置する際の手続を定めるものである。

（協力の要請）

第２条　甲は災害発生時に仮設トイレが必要となった場合は、必要数、設置場所その他必要事項を記載した文書により、乙に仮設トイレの設置を要請するものとする。　ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請を行い、事後速やかに文書により通知するものとする。

２　前項に定める甲の協力要請の担当部局は、福岡市環境局とする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条第１項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに協力を行うものとする。

２　乙は、甲の要請に基づき仮設トイレを設置した場合は、設置場所、設置数量その他必要事項を記載した文書を甲に提出するものとする。

（費用負担等）

第４条　甲は、乙が設置した仮設トイレについて、借上料及び運搬費等の必要経費を負担する。

２　前項の規定により甲が乙に支払う費用は、災害発生時の直前の適正な価格により、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の期間）

第５条　この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年　２月１７日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　吉田　宏

乙　福岡市博多区西月隈五丁目４番４６号
稲尾産業株式会社
代表取締役　稲尾　達哉

災害時における仮設トイレの設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と亜細亜通商株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における仮設トイレの設置について、下記のとおり協定を締結する。

〔　※亜細亜通商株式会社は、R3.3.1 付株式会社 KAIKA に改名　〕

（目的）

第１条　この協定は、福岡市域内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て仮設トイレを設置する際の手続を定めるものである。

（協力の要請）

第２条　甲は災害発生時に仮設トイレが必要となった場合は、必要数、設置場所その他必要事項を記載した文書により、乙に仮設トイレの設置を要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請を行い、事後速やかに文書により通知するものとする。

２　前項に定める甲の協力要請の担当部局は、福岡市環境局とする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条第１項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに協力を行うものとする。

２　乙は、甲の要請に基づき仮設トイレを設置した場合は、設置場所、設置数量その他必要事項を記載した文書を甲に提出するものとする。

（費用負担等）

第４条　甲は、乙が設置した仮設トイレについて、借上料及び運搬費等の必要経費を負担する。

２　前項の規定により甲が乙に支払う費用は、災害発生時の直前の適正な価格により、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の期間）

第５条　この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年　２月１７日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　吉田　宏

乙　　古賀市青柳５４６番地１
亜細亜通商株式会社
代表取締役　　下村　雄二

避難所・避難場所利用に関する協定（福岡カンツリー倶楽部）

（趣旨）

福岡市（以下「甲」という）と福岡カンツリー倶楽部（以下「乙」という）との間において，災害時における避難所・避難場所としての利用に関する協定を締結する。

なお，詳細は，別途実施細目において定める。

（有効期間）

この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年９月３日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市東区大字上和白１３１８－１
福岡カンツリー倶楽部
理事長　谷　正明

避難所・避難場所利用に関する協定　実施細目

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の施設を大規模災害（地震・風水害・原子力災害等の大規模な災害）時に，福岡市民が避難所・避難場所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所・避難場所として，乙の施設を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所・避難場所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡カンツリー倶楽部　全施設

（使用の要請）
第３条　甲は災害の状況に応じて，乙に施設利用の要請を行い，乙はこれに応じるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は，災害時において避難所・避難場所を開設する必要が生じた場合，別に定める連絡体制に基づき，乙に対し開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第５条　避難所・避難場所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたっては，必要に応じて乙に協力を求めることができる。
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所・避難場所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第６条　甲は，避難所・避難場所の運営にかかる費用を実費負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。
３　乙は，甲の依頼に基づき，必要に応じて避難者に食料等の供給を行う。なお，当該供給にかかる費用については，甲の負担とする。

（開設期間）
第７条　避難所・避難場所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第８条　　甲は，避難所・避難場所の使用に際し損害等を与えた時は，その責任と負担において原状に復する。

附則　本実施細目は，「避難所・避難場所利用に関する協定」の施行日より有効とする。

大規模災害発生時における施設等の利用に関する協定（福岡コンベンションセンター）

福岡市（以下「甲」という。）と一般財団法人福岡コンベンションセンター（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時におけるコンベンション施設等の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模災害発生時において、コンベンション施設等を避難所として利用することについて必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この協定におけるコンベンション施設等とは、以下に定める範囲とする。

一　マリンメッセ福岡Ａ館　　（展示室、付帯施設及び付帯設備等）

二　マリンメッセ福岡Ｂ館　　（展示室、付帯施設及び付帯設備等）

三　福岡国際センター　　（展示ホール、付帯施設及び付帯設備等）

四　福岡国際会議場　　（会議室、付帯施設及び付帯設備等）

五　施設に付帯する駐車場並びに周辺広場（別紙において定める範囲）

（要請等）

第３条　甲は、コンベンション施設等の安全が確認され、利用が可能な場合に次の事項について、乙に協力を要請することができる。

一　避難所としての避難者の受け入れ

二　帰宅困難者の一時受入れ

２　前項においてコンベンション施設等を開放するにあたっては、その利用状況及び利用予定を踏まえ、甲乙協議の上、利用の可否及び範囲を決定する。

３　第１項の要請は、文書をもって依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書の提出によることができる。

（利用期間）

第４条　この協定に基づく利用期間は、次のとおりとする。

一　前条第１項第１号における利用期間については、利用開始から７日以内とする。

二　前条第１項第２号における利用期間については、利用開始から２日以内とする。

三　前２号の利用期間は、やむを得ない事情がある場合には、甲乙協議の上、延長できる。

（運営責任）

第５条　甲はコンベンション施設等の利用にあたって、第３条第１項各号に係る運営責任を負う。

２　施設等の照明及び空調等の管理は、乙が行う。

（経費の負担）

第６条　コンベンション施設等を利用した場合には、甲は次の経費を負担する。

一　光熱水費（実費相当額）

二　コンベンション施設等をき損又は汚損した場合における復旧に要する費用
三　コンベンション施設等の利用終了時の原状回復に要する費用
四　その他、避難所利用のために乙が負担した費用

2　前項の経費の負担方法は、コンベンション施設等の利用終了後、甲乙で協議の上、決定する。

3　乙が負担した実費相当額について、甲は乙の請求に基づき速やかに支払う。

（利用料金等の免除）

第７条　展示室、展示ホール及び会議室の利用料金は、福岡市コンベンション施設条例第７条第６項及び福岡国際センター管理規程第17条第２号若しくは第３号の規定に基づき免除する。

2　付帯施設及び付属設備等を利用する場合の料金については、これを無償とする。

（有効期間）

第８条　本協定は、締結の日から令和４年３月３１日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに１年間継続更新し、以後も同様とする。

ただし、乙が指定管理者として指定されている期間とする。

（協定の改定）

第９条　本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）

第10条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定める。

（協定の正本）

第11条　この協定を証するため、正本２通を作成し、甲乙各１通を保管する。

附則　この協定は、令和３年４月１日から適用する。

2　平成26年４月１日に締結された大規模災害発生時における施設等の利用に関する協定は、これを廃止する。

令和　３年　４月　１日

甲　　福岡市長
髙島　宗一郎

乙　　(一財)福岡コンベンションセンター
理事長　小野田　勝則

災害時における施設等の利用協力に関する協定（西南学院大学）

福岡市（以下「甲」という。）及び学校法人西南学院（以下「乙」という。）は，地震，風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，災害発生時において，乙が所有する施設等を避難所として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象となる乙が所有する施設等は，次の各号に掲げる範囲とする。

（１）体育館

（２）備蓄物資保管用スペース

（３）前２号に掲げるもののほか，甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は，災害発生時において，避難者及び帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して，次の各号について，乙に利用協力を要請することができる。

（１）施設等への避難者の受入れ

（２）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（３）施設等のトイレ，冷暖房等の提供

（４）第９条第２項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧，飲料水，毛布等の提供

（５）その他，避難者及び帰宅困難者に有益な情報等の提供

２　乙は，前項の規定による要請が行われた場合，施設等の安全確認，利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し，甲に回答する。

３　乙は，前項で利用可能と回答する場合，利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は，文書をもって行うものとする。ただし，緊急を要する場合には，口頭，電話，電子メール等によることができるものとし，事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し，通信の途絶等により要請を行うことができないとき，又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには，乙は，甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は，次のとおりとする。

（１）前条第１項第１号における期間については，利用開始から７日以内

（２）前条第１項第２号における期間については，利用開始から３日以内

２　甲は，前項の期間内であっても，代替受け入れ施設等の確保を行うなど，期間の短縮に努めるとともに，前項の期間を上限とし，避難者及び帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際，甲は，避難者及び帰宅困難者に対し，移転に必要な説明を行うとともに，乙と避難者及び帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう，甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について，やむを得ない事情があると認められる場合には，甲が乙に対し期間の延長を要請し，乙が認めた場合に，延長することができる。

（開設及び運営）

第５条　乙は，災害時に速やかに避難者及び帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに，第３条の規定による要請を受けたときは，乙の学校運営に支障のない範囲において，協力を行う。

２　施設等の開設及び運営は，甲と乙が協力して行う。なお，甲は他の応急業務等のため，施設等の開設及び運営を行えない場合，乙に対し，開設及び運営の実施について依頼することができる。

３　施設等の照明及び空調等の維持管理は，乙が行う。

（報告）

第６条　乙は，この協定に基づき避難者及び帰宅困難者を受入れたときは，原則として文書により甲に報告する。ただし，緊急を要する場合は，口頭，電話，電子メール等により報告し，事後，速やかに文書を提出する。

（経費の負担）

第７条　施設等の使用料は無償とし，施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第９条に規定する備蓄にかかる経費は，乙の負担とする。ただし，甲からの要請に基づき，第９条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については，甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）

第８条　第３条の規定による避難者及び帰宅困難者の受入れに伴い，施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は，乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において，損害を与えた者が特定できない場合は，甲乙協議の上，経費負担について定めるものとする。ただし，災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（備蓄）

第９条　乙は，学内に災害時の備蓄物資を保管するため，スペースの確保を行う。

２　乙は，備蓄物資保管用スペースに，平成 27 年度から平成 31 年度までの５年間で段階的に，水 6,000 本，非常食 6,000 食分，防寒具 1,000 人分の備蓄を行うものとし，消費期限が切れる分は計画的に補充を行う。

３　乙が備蓄物資保管用スペースに備蓄する物資は，乙を含む市内での避難者及び帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）

第 10 条　甲及び乙は，この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう，連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し，それぞれ通知する。

（有効期間）

第 11 条　この協定は，締結の日から平成 29 年３月 31 日まで有効とし，甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り，同一の内容をもってさらに１年間継続更新し，以後も同様とする。

（新体育館の整備に関する協議）
第 12 条　乙は，西南学院大学キャンパスグランドデザインに基づき，西キャンパスに新体育館を整備する計画であることから，整備計画の作成にあたっては，災害発生時における避難空間の確保，災害時対応トイレの整備，非常用発電設備について，予め甲と協議を行うこととする。

（協定の改定）
第 13 条　この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）
第 14 条　この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 15 条　この協定を証するため，正本２通を作成し，甲乙各１通を保管する。

平成 28 年４月 27 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市

市長　　髙島　宗一郎

乙　福岡市早良区西新六丁目２番 92 号

学校法人西南学院

理事長　　ギャーリ　バークレー

福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。），学校法人西南学院（以下「乙」という。）及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「丙」という。）は，福岡市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）を設置するにあたり，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は，災害が発生した場合，ボランティア活動を推進し，被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために，災害ボランティアセンターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条　この協定において，次の各号に掲げる用語の意味は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）災害　地震，風水害等により生じる被害をいう。

（2）災害ボランティアセンター　災害時にボランティア活動の調整等を行うために，福岡市地域防災計画に基づき設置される機関をいう。

（設置要請等）

第3条　甲は，災害の発生に伴い多数のボランティアによる支援の必要が見込まれる場合，乙に対し，災害ボランティアセンターを設置するための施設の提供を要請する。

2　前項における要請及びこれに対する回答は，文書をもって行うものとする。ただし，緊急を要する場合には，口頭，電話，電子メール等によることができるものとし，事後に文書の提出を行うものとする。

（設置場所）

第4条　第3条第1項の要請を受け，乙がこれを認めた場合は，甲は，災害ボランティアセンターを乙の敷地内に設置することができる。

（設置運営）

第5条　災害ボランティアセンターの設置は甲が行い，運営は丙が行うものとする。なお，必要に応じて，甲乙丙の三者で協議するものとする。

2　災害ボランティアセンターの運営にあたっては，乙に在籍する学生のうち，希望する者が学業に支障のない範囲で協力する。この場合において，当該学生の協力は運営の補助とし，当該学生が携わることのできる業務の詳細は別に定める。

（経費の負担）

第6条　災害ボランティアセンターの設置にかかる施設使用料は無償とする。ただし，災害ボランティアセンターの運営に要した光熱水費等は，甲の負担とする。

（原状復帰）

第7条　災害ボランティアセンターの閉鎖が決定された場合，甲及び丙は，速やかに設置場所を整理し，原状に復帰させる。原状復帰に要した費用は，甲の負担とする。

（協議）

第8条　この協定に定めのない事項は，甲乙丙協議のうえ，その都度決定するものとする。

2　この協定の内容に疑義が生じた場合は，甲乙丙協議のうえ，解決するものとする。

（有効期間）

第9条　この協定は，締結の日から2021（令和3）年3月31日までを有効期間とする。ただし，期間満了日の1か月前までに甲乙丙いずれからも特段の意思表示がなされないときは，1年間延長されたものとみなし，以後も同様とする。

この協定書を証するため，本書3通を作成し，甲乙丙記名押印のうえ，各自1通を保有する。

2020（令和2）年3月16日

甲　福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市早良区西新六丁目2番 92 号
学校法人西南学院
理事長　ギャーリ　バークレー

丙　福岡市中央区荒戸三丁目3番 39 号
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
会長　谷川　浩道

福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定実施細目

（趣旨）

第1条　この実施細目は，2020（令和2）年3月16日付けの福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき，協定書の実施に必要な事項を定めるものとする。

（設置要請等）

第2条　協定書第3条に基づき甲が乙に要請する場合の文書の様式は，様式第1号のとおりとする。また，乙が甲の要請に対して回答する文書の様式は，様式第2号とする。

（設置場所等）

第3条　協定書第4条に規定する乙の敷地内設置場所は，西南学院大学東キャンパスの一部とする。ただし，乙が必要と認めた場合は，乙が管理する他の場所に設置することもある。なお，設置期間は，おおむね3週間程度を目安とする。

（運営）

第4条　協定書第5条に規定する災害ボランティアセンターの運営については，福岡市災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき実施することとし，特別の事情がある場合は，甲乙丙協議により別途定めることができる。

（経費の支払）

第5条　協定書第6条及び第7条に規定する費用については，甲と丙が平成 21 年 4 月 28 日付けで締結した災害時におけるボランティア活動に関する協定書に基づき，丙が乙に支払うものとする。この場合において，丙は，業務終了後，当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（有効期間）

第6条　この実施細目の有効期間は，協定書の有効期間と同一とする。

2020（令和2）年3月16日

甲　福岡市中央区天神一丁目8番 1 号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市早良区西新六丁目2番 92 号
学校法人西南学院
理事長　ギャーリ　バークレー

丙　福岡市中央区荒戸三丁目3番 39 号
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
会長　谷川　浩道

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡大学（以下「乙」という。）は，地震，風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，災害発生時において，乙が所有する施設等を避難所として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象となる乙が所有する施設等は，次の各号に掲げる範囲とする。

（１）福岡大学総合体育館

（２）前号に掲げるもののほか，甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は，災害発生時において，避難者に対し，次の各号の内容について，乙に利用協力を要請することができる。

（１）施設等への避難者の一時受入れ

（２）施設等のトイレ，冷暖房等の提供

（３）その他，避難者に有益な交通情報等の提供

２　乙は，前項の規定による要請が行われた場合，施設等の安全確認，利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し，甲に回答する。

３　乙は，前項で利用可能と回答する場合，利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は，文書をもって行うものとする。ただし，緊急を要する場合には，口頭，電話，電子メール等によることができるものとし，事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し，通信の途絶等により要請を行うことができないとき，又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには，乙は，甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は，利用開始日から７日間以内とする。

２　甲は，前項の期間内であっても，代替受け入れ施設等の確保を行うなど，期間の短縮に努めるとともに，前項の期間を上限とし，避難者を他の施設に移転させなければならない。その際，甲は避難者に対し移転に必要な説明を行うとともに，乙と避難者との間にトラブルが生じないよう，甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について，やむを得ない事情があると認められる場合には，甲が乙に対し期間の延長を要請し，乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第５条　乙は，災害時に速やかに避難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに，第３条の規定による要請を受けたときは，乙の業務に支障のない範囲において，協力を行う。

２　施設等の開設及び運営は，甲と乙が協力して行う。なお，甲は他の応急業務等のため，施設等の開設及び運営を行えない場合，乙に対し，開設及び運営の実施について依頼することができる。

３　施設等の照明及び空調等の維持管理は，乙が行う。

（連絡）
第６条　乙は，この協定に基づき避難者を受入れたときは，原則として文書により甲に報告する。ただし，緊急を要する場合は，口頭，電話，電子メール等により連絡し，事後，速やかに文書を送付する。

（経費の負担）
第７条　施設等の使用料は無償とし，施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は，乙の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第８条　第３条の規定による避難者の受入れに伴い，避難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は，乙が損害を与えた者に請求するものとする。この場合，甲は十分協力するものとする。
２　前項の損害を与えた者が特定できない場合，施設等に生じた損害については，甲乙協議の上，経費負担について定めるものとする。ただし，災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（連絡責任者）
第９条　甲及び乙は，この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう，連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職，氏名を予め指定し，それぞれお互いに通知する。

（有効期間）
第 10 条　この協定は，締結の日から平成 30 年３月 31 日まで有効とし，甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り，同一の内容をもってさらに１年間継続更新し，以後も同様とする。

（協定の改定）
第 11 条　この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）
第 12 条　この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 13 条　この協定を証するため，正本２通を作成し，甲乙各１通を保管する。

平成 29 年３月１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　髙島　宗一郎（公印）

乙　福岡市城南区七隈八丁目 19 番１号

福岡大学長　山口　政俊（公印）

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と学校法人中村産業学園九州産業大学（以下「乙」という。）は，地震，風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は，災害発生時において，乙が所有する施設等を臨時避難所等として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）
第２条　この協定の対象となる乙が所有する施設等は，次の各号に掲げる範囲とする。
（１）大楠アリーナ 2020（福岡市東区松香台二丁目３番１号）
（２）前号に掲げるもののほか，甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（用語）
第３条　この協定において，次の各号に掲げる用語の意味は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）臨時避難所　大規模な災害時において地域の避難者を一時的に収容するために臨時で開設する避難施設をいう。
（２）物資の二次集積拠点　一次集積拠点から配送されてくる物資を受入れ，荷卸し，仕分け，保管し，各避難所へ物資を配送するための施設をいう。

（要請等）
第４条　甲は，災害発生時において，次の各号の内容について，乙に利用協力を要請することができる。
（１）施設等への避難者の一時受入れ
（２）物資の二次集積拠点の提供
（３）施設等のトイレ，冷暖房等の提供
（４）その他，避難者に有益な情報の提供
２　乙は，前項の規定による要請が行われた場合，施設等の安全確認，利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し，甲に回答する。
３　乙は，前項で利用可能と回答する場合，利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。
４　本条における要請及び回答は，文書をもって行うものとする。ただし，緊急を要する場合には，口頭，電話，電子メール等によることができるものとし，事後に文書の提出を行うものとする。
５　甲から乙に対し，通信の途絶等により要請を行うことができないとき，又は乙が災害状況から臨時避難所の開設が必要と判断したときは，乙は，甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）
第５条　前条第３項の期間は，次のとおりとする。
（１）前条第１項第１号における期間については，利用開始日から７日以内
（２）前条第１項第２号における期間については，利用開始日から 30 日以内
２　甲は，前項の期間内であっても，代替受け入れ施設等の確保を行うなど，期間の短縮に努めるとともに，前項の期間を上限とし，避難者及び物資を他の施設に移転させなければならない。避難者の移転にあたっては，甲は避難者に対し移転に必要な説明を行うとともに，乙と避難者との間にトラブルが生じないよう，甲の責任において最大限の配慮を行う。
３　本条第１項の期間について，やむを得ない事情があると認められる場合には，甲が乙に対し期間の延長を要請し，乙が認めた場合に延長することができる。

（臨時避難所の開設及び運営）
第６条　乙は，災害時に速やかに避難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに，第４条の規定による要請を受けたときは，乙の業務に支障のない範囲において，協力を行う。
２　施設等の開設及び運営は，甲と乙が協力して行う。なお，甲は他の応急業務等のため，施設等の開設及び運営を行えない場合，乙に対し，開設及び運営の実施について依頼することができる。
３　施設等の照明及び空調等の維持管理は，乙が行う。

（連絡）
第７条　乙は，この協定に基づき避難者を受入れたときは，原則として文書により甲に報告する。ただし，緊急を要する場合は，口頭，電話，電子メール等により連絡し，事後，速やかに文書を送付する。

（経費の負担）
第８条　施設等の使用料は無償とし，施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は，乙の負担とする。ただし，甲からの要請に基づき，乙の備蓄を避難者へ提供した場合の補充に要する経費については，甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第９条　第４条の規定による避難者の受入れ等に伴い，施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は，乙が損害を与えた者に請求するものとする。この場合，甲は十分協力するものとする。
２　前項の損害を与えた者が特定できない場合，施設等に生じた損害については，甲乙協議の上，経費負担について定めるものとする。ただし，災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（連絡責任者）
第 10 条　甲及び乙は，この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう，連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職，氏名を予め指定し，それぞれお互いに通知する。

（有効期間）
第 11 条　この協定は，締結の日から令和３年３月 31 日まで有効する。ただし，期間満了日の３カ月前までに，甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り，同一の内容をもってさらに１年間継続更新し，以後も同様とする。

（協定の改定）
第 12 条　この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）
第 13 条　この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 14 条　この協定を証するため，正本２通を作成し，甲乙各１通を保管する。

令和２年 11 月 11 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市東区松香台二丁目３番１号
学校法人中村産業学園 九州産業大学
理事長　津上　賢治

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立香椎工業高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における香椎工業高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を災害の種別に応じて適正を判断した上で指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立香椎工業高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市東区香椎駅東２丁目２３番１号
　　福岡県立香椎工業高等学校長　椛嶌　孝洋

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立香椎工業高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立香椎工業高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立香椎工業高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市東区香椎駅東２丁目２３番１号
福岡県立香椎工業高等学校長　大塚　信

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立香住丘高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における香住丘高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立香住丘高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市東区香住ヶ丘１丁目２６番１号
　　福岡県立香住丘高等学校長　井星　英

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立香住丘高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立香住丘高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立香住丘高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市東区香住ケ丘１丁目２６番１号
福岡県立香住丘高等学校長　井星　英

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立香椎高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における香椎高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立香椎高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市東区香椎２丁目９番１号
　　福岡県立香椎高等学校長　山口悦朗

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立香椎高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立香椎高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立香椎高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市東区香椎２丁目９番１号
福岡県立香椎高等学校長　田中　眞太郎

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立福岡高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における福岡高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を災害の種別に応じて適性を判断した上で指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
(1)施設名　　福岡県立福岡高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区堅粕１丁目２９番１号
　　福岡県立福岡高等学校長　松谷　敏樹

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立福岡高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立福岡高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市博多区堅粕１丁目２９番１号
福岡県立福岡高等学校長　松谷　敏樹

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立博多青松高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における博多青松高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立博多青松高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区千代１丁目２番２１号
　　福岡県立博多青松高等学校長　中島　良博

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立福岡中央高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における福岡中央高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を災害の種別に応じて適性を判断した上で指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
(1)施設名　　福岡県立福岡中央高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区平尾３丁目２０番５７号
　　福岡県立福岡中央高等学校長　辻村　克江

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡中央高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立福岡中央高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立福岡中央高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市中央区平尾３丁目２０番５７号
福岡県立福岡中央高等学校長　金井　昌平

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立筑紫丘高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における筑紫丘高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立筑紫丘高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市南区野間２丁目１３番１号
福岡県立筑紫丘高等学校
校長　上原　洋祐

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立筑紫丘高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第１条中「災害時（風水害・原子力災害)」を「災害時（地震・風水害・原子力災害)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　８月２１日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市南区野間２丁目１３番１号
福岡県立筑紫丘高等学校長　松尾　圭子

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立筑紫丘高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立筑紫丘高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立筑紫丘高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市南区野間２丁目１３番１号
福岡県立筑紫丘高等学校長　松尾　圭子

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立柏陵高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における柏陵高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立柏陵高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市南区柏原４丁目４７番１号
　　福岡県立柏陵高等学校長　待鳥　和海

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立柏陵高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立柏陵高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立柏陵高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市南区柏原４丁目４７番１号
福岡県立柏陵高等学校長　大久保　芳隆

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立城南高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における城南高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立城南高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市城南区茶山６丁目２１番１号
　　福岡県立城南高等学校長　井上　拓夫

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立城南高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立城南高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立城南高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市城南区茶山６丁目２１番１号
福岡県立城南高等学校長　井上　拓夫

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校（以下「乙」という）との間において，災害時における福岡高等聴覚特別支援学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
(1)施設名　　福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市早良区荒江３丁目２番２号
福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校長　西田　敏博

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市早良区荒江３丁目２番２号
福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校長　坂口　和俊

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立福岡聴覚特別支援学校（以下「乙」という）との間において，災害時における福岡聴覚特別支援学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
(1)施設名　　福岡県立福岡聴覚特別支援学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市早良区荒江３丁目２番１号
　　福岡県立福岡聴覚特別支援学校長　田中　稔彦

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立福岡講倫館高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における福岡講倫館高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立福岡講倫館高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市早良区有田３丁目９番１号
　　福岡県立福岡講倫館高等学校長　泉　大介

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡講倫館高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立福岡講倫館高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立福岡講倫館高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市早良区有田３丁目９番１号
福岡県立福岡講倫館高等学校長　鎌田　哲郎

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立福岡工業高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における福岡工業高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立福岡工業高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市早良区荒江２丁目１９番１号
福岡県立福岡工業高等学校
校長　竹口　伸一郎

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡工業高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第１条中「災害時（風水害・原子力災害)」を「災害時（地震・風水害・原子力災害)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２７年　８月２１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市早良区荒江２丁目１９番１号
福岡県立福岡工業高等学校長　竹口　伸一郎

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立福岡工業高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立福岡工業高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立福岡工業高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市早良区荒江２丁目１９番１号
福岡県立福岡工業高等学校長　竹口　伸一郎

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立早良高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における早良高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立早良高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市早良区大字小笠木４０３
　　福岡県立早良高等学校長　今村　勝人

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立早良高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立早良高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立早良高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市早良区大字小笠木４０３
福岡県立早良高等学校長　永尾　昇

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立修猷館高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における修猷館高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害・原子力災害）における福岡市及び糸島市（但し糸島市住民は，原子力災害時に限る）の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立修猷館高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市早良区西新６丁目１番１０号
　　福岡県立修猷館高等学校長　奥山　訓近

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立修猷館高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立修猷館高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立修猷館高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市早良区西新６丁目１番１０号
福岡県立修猷館高等学校長　江口　善雄

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立筑前高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における筑前高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（風水害）における福岡市の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立筑前高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市西区大字千里１１１番地１
　　福岡県立筑前高等学校長　名倉　政雄

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立筑前高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第１条中「災害時（風水害)」を「災害時（地震・風水害)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２７年　８月２１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市西区大字千里１１１番地１
福岡県立筑前高等学校長　西田　敏博

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立筑前高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立筑前高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立筑前高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市西区大字千里１１１－１
福岡県立筑前高等学校長　西田　敏博

避難所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という）と福岡県立玄洋高等学校（以下「乙」という）との間において，災害時における玄洋高等学校の収容避難所（以下「避難所」）としての利用に関し，協定を次のように締結する。

（目的）
第１条　この協定書は，甲が乙の体育館を災害時（地震・風水害）における福岡市の住民が避難所として利用することについて，必要な事項を定める。

（避難所の指定）
第２条　甲は，災害時における避難所として，乙の体育館を指定し，地域住民に周知しなければならない。
２　前項に定める避難所として利用する施設は，次のとおりとする。
⑴施設名　　福岡県立玄洋高等学校　体育館

（避難所の開設）
第３条　甲は，災害時において避難所を開設する必要が生じた場合，乙に対し別添の連絡先報告届記載の連絡先に，開設する旨を依頼する。

（避難所の運営）
第４条　避難所の運営は，甲の責任において行う。なお，使用にあたって不明な事項等が発生した場合は，乙に協力を求めることができる
２　乙は，乙の業務に支障が生じる場合，甲に避難所の使用の制限を求めることができる。

（費用負担等）
第５条　甲は，避難所の運営にかかる費用を負担する。
２　乙は，甲に対し，施設の使用料を徴しない。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は，災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合は，甲乙協議の上，決定する。

（原状復旧）
第７条　甲は，避難所の使用に際し損害等を及ぼした時は，その責任と負担において原状に復する。

（協議）
第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，決定する。

（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は，協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし期間満了の１月前までに，甲または乙から解約の申出がない場合は，引き続き１年間効力を有するものとし，以後同様とする。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市西区大字田尻２４９０
　　福岡県立玄洋高等学校長　金井　昌平

避難所施設利用に関する協定書の一部を改正する協定書

平成２５年４月１日に，福岡市（以下「甲」という。）と福岡県立玄洋高等学校（以下「乙」という。）との間で締結した避難所施設利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように改正する協定を締結する。

原協定書第２条第２項中「（１）施設名　福岡県立玄洋高等学校　体育館」を「（１）施設名　福岡県立玄洋高等学校　体育館及びグラウンド)」に改める。

附　則

この協定は締結の日から効力を生ずる。

甲と乙は，この協定を証するため，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成２８年　２月１５日

甲　　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市西区大字田尻２４９０
福岡県立玄洋高等学校長　重枝　武司

災害時における施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡県（以下「乙」という。）並びにアクシオン福岡プロジェクトチーム（以下「丙」という。）は、福岡市内に地震その他による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、福岡県立スポーツ科学情報センターを福岡市地域防災計画に定める避難所として利用することに関して、次のとおり協定を締結する。

なお、この協定は、糸島市原子力災害広域避難個別計画に定める糸島市民の避難先として福岡県立スポーツ科学情報センターを利用する場合も同様とする。

（施設所在地）

第１条　施設の所在地は、次のとおりとし、甲は、当該施設を避難所と指定していることを住民等に周知するための必要な措置を講じる。

・所在地　　福岡市博多区東平尾公園二丁目１番４号
・対象施設名　福岡県立スポーツ科学情報センター

（連絡体制）

第２条　災害時に円滑な避難所開設を行うため、甲及び乙並びに丙は互いに緊急時の連絡先を共有し、定期的に更新する。

（災害時の初動対応）

第３条　甲は、災害時に第１条で規定する施設を避難所として利用する必要がある場合、原則として丙に対し文書をもって協力を要請する。但し、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

２　丙は前項の要請が行われた場合、以下の確認を行い、乙と協議の上、要請に対する協力の可否を判断し、避難所として利用できる施設の範囲を甲に回答する。

・余震・津波・水害・土砂災害等での倒壊の可能性の有無
・津波・水害での水没又は浸水の可能性の有無
・延焼火災の可能性の有無
・建物構造物及び内部被害の有無
・ライフライン（電気、ガス、上下水道、電話、インターネット）被害の有無

３　甲は、第１条で規定する施設を避難所として開設した場合は速やかに職員を派遣する。なお、丙は、甲職員が到着するまでの間、受入場所を確保し避難者を受け入れる。

４　丙は、甲の職員が到着したら、その指示を受けながら、避難所運営に協力する。

５　甲が第１条で規定する施設を避難所として開設する前に住民等が避難してきた場合、丙は甲及び乙に連絡し対応を協議する。

６　丙職員の勤務時間外に災害が発生した場合、丙のうちあらかじめ指定された参集者は、自発的にできる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに施設に参集する。

７　丙は、住民等の避難経路に障害物等がある場合は、住民等と協力し除去するよう努める。

（災害時における避難所等の運営）

第４条　丙は、第３条第１項の要請を受け、協力が可能な場合、甲の責任・指揮監督のもと実施する避難所の開設及び運営において次に掲げる協力を行うものとする。

（１）施設の施錠・解錠
（２）避難所運営の支援

（３）施設に整備されている附属整備・備品の使用
（４）施設の照明及び空調等の維持管理
（５）前４号に掲げるもののほか、甲の要請時に丙が協力可能と判断した業務

（費用負担）
第５条　災害時に甲が施設を避難所として利用した場合、施設使用料を除き、甲は原則として次の費用を負担する。なお、丙は、可能な限り速やかに、費用の詳細を記載した書面をもって甲及び乙に報告する。
（１）光熱水費（実費相当額）
（２）施設をき損及び汚損した場合における復旧に要する費用
（３）施設の利用終了時の原状回復に要する費用
（４）その他、避難所開設・運営のために発生する人件費及び丙が負担した費用
２　前項の費用の範囲、負担方法は、施設利用終了後、甲乙丙協議の上決定する。
３　前項により決定した甲が負担する費用について、甲は乙又は丙の請求に基づき速やかに支払う。

（開設期間）
第６条　避難所の開設期間は、災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議する。
２　乙は丙の意見を踏まえ、甲に延長の可否及び延長可能な場合の期間を回答する。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、令和５年４月１日から令和10年３月31日までとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を３通作成し、甲乙丙３者押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和５年４月１日

甲　福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　福岡県知事　　服部　誠太郎

丙　アクシオン福岡プロジェクトチーム代表団体
公益財団法人福岡県スポーツ振興センター
理事長　　原　　正　彦

災害時における避難場所としての使用に関する協定書（国営海の中道海浜公園）

国土交通省九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所（以下「甲」という。）と福岡市（以下「乙」という。）は、福岡市地域防災計画に基づき、大規模災害発生時に国営海の中道海浜公園（以下「公園」という。）を避難場所として使用するにあたり、次のとおり協定を締結する。なお、平成 25 年 7 月 23 日付けで締結した協定は廃止する。

（使用範囲）

第１条　乙が避難場所として使用可能な広場を有する施設の範囲は、原則として、施設名一覧（別紙）および配置図（別図）に示す範囲とする。ただし、公園の被災状況や福岡市全域の被災状況等に応じて、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（使用する際の手続き）

第２条　乙が広場を避難場所として使用する場合は、許可申請書（様式第１号）により、甲に対し許可申請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、福岡市より公園事務所へ電話等により協議し承諾を受けるものとし、後日速やかに許可申請を行うものとする。なお、公園事務所が閉庁日の場合は、電話等により連絡を行うものとする。

２　期間を延長する場合においても、前項同様の手続きを行うものとする。

（避難用テント等を設置する際の手続き）

第３条　避難用テント等を設置する場合は、都市公園占用許可申請書（様式第２号）により、許可申請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、福岡市より公園事務所へ電話等により協議し承諾を受けるものとし、後日速やかに都市公園法第６条の規定に基づく許可申請を行うものとする。また、都市公園法施行令第 20 条の規定に基づく使用料の取り扱いについては、その都度協議して決定するものとする。

２　期間を延長する場合においても、前項同様の手続きを行うものとする。

３　避難用テントが不要となった場合、使用した公園敷地は、原則として、原状に復旧するものとする。

（公園内の電力、上下水道等の使用について）

第４条　乙が公園内の電力、上下水道等を使用した場合の費用は、すべて乙が実費負担するものとする。

（たき火、または火気等の使用について）

第５条　広場でのたき火、または火気等の使用にあたっては、乙の責任において安全管理等の必要な措置を講じるものとする。

（避難地の標識設置について）

第６条　乙が公園内に避難場所標識を設置する必要がある場合は、設置者名に福岡市と海の中道海浜公園を併記するものとし、設置および管理についての費用および責任については、すべて乙が負うものとする。

（避難場所への誘導）
第７条　避難場所への人及び車両の誘導については、公園管理者の指示に従い、乙が責任をもって行うものとする。なお、協力要請があった場合は、甲は、必要に応じて協力するものとする。

（情報の共有）
第８条　防災に関わる情報（第２条第１項の規定に基づく許可申請等を行う以前に住民等が避難して来た場合等）は、相互に情報共有を図るものとする。
２　情報の共有や災害発生時の迅速な対応を行うことができるよう、緊急連絡網を作成し、甲乙双方で保管するものとする。なお、連絡先及び担当者等に変更が生じた場合は、その都度修正を行うものとする。

（その他）
第９条　本協定の記載事項に疑義が生じた場合または協定に記載のない事項については、その都度協議し決定するものとする。

（有効期限）
第10条　この協定は、締結の日から令和５年３月 31 日まで有効とする。なお、期限の１ヶ月前までに双方から何ら申し出がない場合には、同一条件で次年度も運用するものとし、翌年度以降も同様とする。

以上、確認の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々１通を保有する。

令和４年３月15日

甲　住所　福岡市東区大字西戸崎 18 番 25 号
国土交通省九州地方整備局
国営海の中道海浜公園事務所長　　平塚　勇司

乙　住所　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

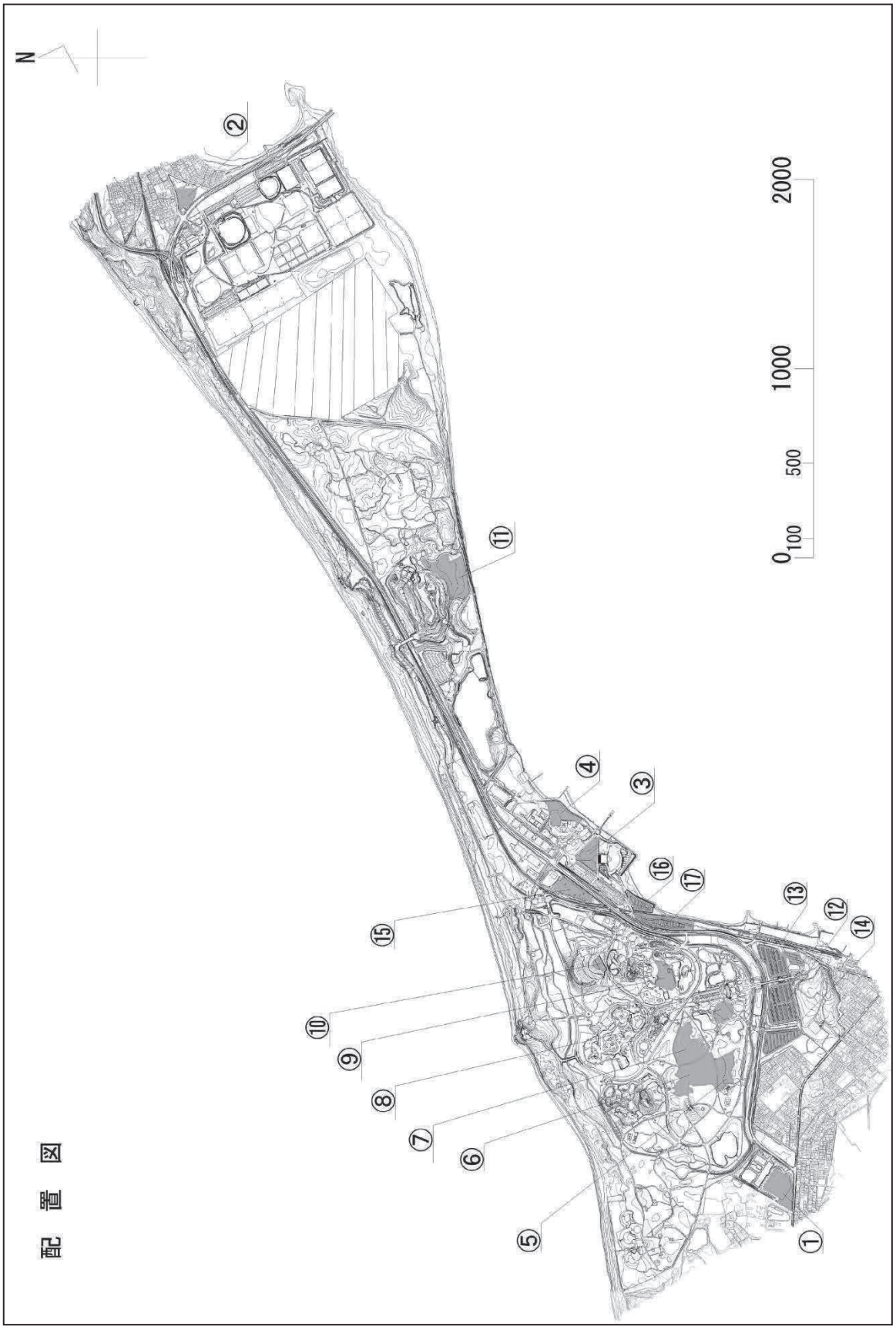
別紙

施設名一覧

優先順位	場所・施設名	面積(㎡)
1	西戸崎近隣グランド	19,000
2	雁の巣近隣広場	8,700
3	マリンワールドエントランス下広場	12,200
4	ホテル前広場	13,400
5	大芝生広場（花の丘東側）	32,100
6	大芝生広場（レストハウス前）	24,500
7	大芝生広場（ﾊﾟﾀｰｺﾞﾙﾌ場）	14,200
8	西口芝生広場	8,100
9	子供の広場	10,200
10	野外劇場（平坦部）	3,200
11	博多湾パノラマ広場	32,300
12	西駐車場Ａ	28,600
13	西駐車場Ｂ	23,100
14	西駐車場Ｃ	16,300
15	海の中道駅口駐車場	11,000
16	ワンダーワールド駐車場Ａ	5,500
17	ワンダーワールド駐車場Ｂ	17,500
	計	279,900

【　備　考　】

上記における「優先順位」とは、公園を避難場所として使用する場合に、公園の運営上の影響が少ない順位であり、実際にどの広場等を避難場所として使用するかについては、被災状況等に応じて、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。


配置図
N
0
100
500
1000
2000
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰

様式第１号

許　可　申　請　書

年　　月　　日

公園管理者
九州地方整備局長　殿

申請者　氏　名　　印
住　所
担当者
ＴＥＬ

都市公園法第１２条の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

行為の種類	
許可の期間	自）　年　月　日 至）　年　月　日　　（うち：　　日間）
場　　所	
目　　的	
内　　容	
そ の 他	

様式第２号

都市公園占用 許可申請 / 協議 書

（新規・更新・変更 国九整 第 号 年 月 日）

公園管理者　九州地方整備局長　殿

年　月　日

（郵便番号）
住　所
氏　名　　印
担当者
ＴＥＬ

都市公園法第６条の規定により下記のとおり 許可を申請 / 協議 する。

都市公園名	海の中道海浜公園
占用場所及び占用期間	（自）　年　月　日 （至）　年　月　日
占用の目的	
占用物件の名称・規模・構造・及び数量	
工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期	現況面積　長　m　幅　m　面積　㎡ （自）　年　月　日 （至）　年　月　日
占用物件の管理方法	
都市公園の復旧方法	
その他参考となるべき事項	

【緊急連絡網】

○平日　９：１５～１８：００
・国営海の中道海浜公園事務所　総務課　　０９２－６０３－１１１２（直通）
・福岡市　市民局防災・危機管理部　地域防災課　０９２－７１１－４１５６（直通）
Mail：chiikibousai.CAB@city.fukuoka.lg.jp

○上記以外の夜間、休日等
・国営海の中道海浜公園事務所
①総務課長　　防災携帯：０９０－２５８７－３９５６
Mail：q.s.r-7.2.5-2.1.1@docomo.ne.jp
②調査設計課長　防災携帯：０９０－７９２１－９８０１
Mail：q.s.r-7.2.5-3.5.2@docomo.ne.jp
・福岡市
①防災・危機管理部携帯（当番係長）：０８０－１７８２－２１８２
Mail：kikikanri-kakarichou@docomo.ne.jp
②防災・危機管理部携帯（当番課長）：０８０－１７８２－２１８３
Mail：kikikanri-kachou@docomo.ne.jp

覚　書

福岡市（以下「甲」という。）と　学校法人精華学園　精華女子高等学校（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設の使用に関する協議を行った結果、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、甲が乙の所有する施設を災害時に使用することについて、必要な事項を定める。

（指定等）

第２条　乙は、甲が乙の所有する以下の施設（以下「本件施設」という。）を指定緊急避難場所（以下「地区避難場所」という。）に指定し、使用することに同意する。

所在地　福岡市博多区住吉四丁目１９番１号

施設名　精華女子高等学校　グラウンド及びグラウンド内防災設備

（運営）

第３条　地区避難場所としての運営は、乙がこれを行う。

２　本件施設を地区避難場所として使用する際に第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

（経費の負担）

第４条　本件施設等の使用料は無償とし、本件施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第５条に規定する備蓄に係る費用は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第５条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（備蓄）

第５条　乙は本件施設内に災害時の備蓄物資を保管するため、備蓄倉庫を設置する。

２　乙は、備蓄倉庫内に、水、非常食、資機材等の備蓄を計画的に行うものとする。

３　乙が備蓄倉庫内に備蓄する物資は、乙を含む避難者が使用するものとする。

（学校業務の優先）

第６条　災害等により休止していた乙の日常業務が再開するときには、甲と協議のうえ、乙は避難者に対し、施設からの退所を要請することができる。

（施設の損害時等の対応）

第７条　甲は地区避難場所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、本件施設を原状に復するものとする。

２　避難者が、施設に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（連絡体制）

第８条　災害時に円滑な運営を行うため、甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を共有し、定期的に更新する。

（有効期限）

第９条　本覚書は、締結の日から令和 11 年３月 31 日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 10 条　本覚書の各条項に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以上のように本覚書が成立したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　３年　　３月３１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　髙島　宗一郎　　印

乙　福岡市博多区住吉四丁目 19 番１号

学校法人精華学園

理事長　　吉田　幸滋　　印

福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と学校法人都築学園（以下「乙」という。）及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「丙」という。）は、福岡市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）を設置するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、災害が発生した場合、ボランティア活動を推進し、被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために、災害ボランティアセンターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　地震、風水害等により生じる被害をいう。

(2) 災害ボランティアセンター　災害時にボランティア活動の調整等を行うために、福岡市地域防災計画に基づき設置される機関をいう。

（設置要請等）

第3条　甲は、災害の発生に伴い多数のボランティアによる支援の必要が見込まれる場合は、乙に対し、災害ボランティアセンターを設置するための施設の提供を要請する。

2　前項における要請は、「設置要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。また、乙が甲の要請に対する回答は、「回答書」（様式第2号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

（設置場所）

第4条　第3条第1項の要請を受け、乙がこれを認めた場合は、甲は、災害ボランティアセンターを乙の敷地内に設置することができる。ただし、乙の敷地内に避難所が開設されている場合は、原則、災害ボランティアセンターを設置しないものとする。

2　乙の敷地内設置場所は、学校法人都築学園第一薬科大学及び福岡第一高等学校とする。ただし、乙が必要と認めた場合は、乙が管理する他の場所に設置することもある。

（設置運営）

第5条　災害ボランティアセンターの設置は甲が行い、運営は丙が行うものとする。なお、必要に応じて甲乙丙の三者で協議するものとする。

（設置期間）

第6条　災害ボランティアセンターの設置期間は、おおむね3週間程度を目安とする。ただし、状況により、別途甲乙丙協議のうえ、期間を延長することがあるものとする。

（経費の負担）

第7条 災害ボランティアセンターの設置にかかる施設使用料は無償とする。また、災害ボランティアセンターの運営に要した光熱水費等は原則乙の負担とする。ただし、光熱水費等について、想定外の大幅な利用があった場合は、別途甲乙丙協議のうえ、精算するものとする。

（原状復帰）

第8条 災害ボランティアセンターの閉鎖が決定された場合は、甲及び丙は、速やかに設置場所を整理し、原状に復帰させる。

2 前条に規定する費用が生じた場合は、その費用は丙が乙に支払うものとする。ただし、丙は、業務終了後、甲と丙が平成 21 年4月 28 日付で締結した災害時におけるボランティア活動に関する協定書に基づき、当該費用を甲に請求するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項は、甲乙丙協議のうえ、その都度決定するものとする。

2 この協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ、解決するものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定は、締結の日から令和4年3月 31 日までを有効期間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙丙いずれからも特段の意思表示がなされないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 3年 7月 27 日

甲　福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長　髙島 宗一郎

乙　福岡市南区玉川町 22 番 1 号
学校法人 都築学園
理事長 都築 仁子

丙　福岡市中央区荒戸三丁目3番 39 号
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会
会長　谷川 浩道

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と博多那珂６開発特定目的会社（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法第２条第１項に規定する災害をいう）が発生し、又は発生のおそれがある場合等（以下、災害時という）における乙が青果市場跡地活用事業（以下「本事業」という。）において所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において、乙が所有する施設等を指定緊急避難場所等として利用することについて必要な事項を定める。

（協力内容）
第２条　乙の協力は、次の各号に掲げる事項とする。
（１）指定緊急避難場所（災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所）としての施設等の提供及び避難者の受け入れ。
（２）物資の集積拠点（物資を受入れ、荷卸し、仕分け、保管し、各避難所へ物資を配送するための施設）としての施設等の提供。
（３）前２号に掲げるもののほか、甲の災害対応に必要な施設等の提供。ただし、乙が利用可能と判断した施設等に限る。

（指定緊急避難場所としての施設等の提供）
第３条　甲は、災害時における指定緊急避難場所（地区避難場所（屋外））として、乙の施設を指定し、周知するものとする。
２　前項に定める施設の範囲は、次のとおりとする。
（１）施設名称　ららぽーと福岡　屋外広場（福岡市博多区那珂 6 丁目 23 番 1 号）
（２）使用範囲　別図１の黄色部分
３　指定を受けた場所を災害時に避難者が利用する場合、乙は施設を開放するものとする。なお、甲の要請は不要とする。

（指定緊急避難場所の閉鎖）
第４条　前条第２項に規定する施設について、乙は、次の各号に該当する場合、施設を閉鎖し、避難者の退去を求めることができる。
（１）乙が、施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断した場合。
（２）施設を使用する者による迷惑行為、事故等があった場合。
（３）その他、安全を確保できない等合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合。
２　前項に基づく使用者の退去にあたっては、乙が対処するものとする。

（物資の集積拠点としての施設の提供）
第５条　乙は、甲の要請に基づき、施設等の安全、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、物資の集積拠点として施設を提供するものとする。
２　前項に定める施設の範囲は、次のとおりとする。
（１）施設名称　ららぽーと福岡　オーバルパーク１F、バスターミナル、立体駐車場
平面駐車場
（福岡市博多区那珂 6 丁目 23 番 1 号ほか）
（２）使用範囲　別図１の青色部分
３　乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間について合わせて甲に回答する。
４　物資の集積拠点としての施設の提供期間は、原則として利用開始から 30 日以内とする。

（要請方法）
第６条　前条の規定による要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

（経費の負担）
第７条　第２条に規定する施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第８条　第３条の規定による避難者の受入れ等に伴い、避難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。
２　第５条の規定による施設の利用に伴い、甲の原因により施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任において施設を原状に復するものとする。

（帰宅困難者及び地域住民の受け入れ）
第９条　乙は、災害時の自主的な取組みとして、次に掲げる事項を可能な範囲において実施することに努めるものとする。
（１）乙は、災害時に公共交通機関が広範囲に運行を停止し、乙の施設の利用者（乙の施設内のサービスを利用することを主たる目的として災害の発生前に訪れた者）が徒歩で帰宅することが困難となった場合、乙の施設屋内において一時的に受け入れ、乙が提供可能な水・食料等の提供、及び公共交通機関の運行情報等の有益な情報の提供を行うものとする。ただし、乙が施設の安全を確保できないと判断した場合については、交通機関の運行情報等の有益な情報の提供のほか、安全な場所への案内、又は誘導を行うものとする。
（２）乙は、災害時に地域住民（那珂校区・弥生校区・宮竹校区の住民）等が、市が指定する避難所等への避難が困難となり、乙の施設屋内への避難を求めた場合、一時的な受け入れを行うものとする。

（連絡責任者）
第 10 条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

（有効期間）
第 11 条　本協定の有効期間は、乙が施設等を一般に共用を開始する日から、乙が本事業を終了する日までとする。

（協定の改定）
第 12 条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（協定の承継）
第 13 条　乙は、青果市場跡地活用事業の権限を継承する場合は、この協定の締結に至った趣旨・背景を踏まえ、当該事業を継承した者にこの協定についても継承させなければならない。
２　この協定を継承した者は、書面をもって速やかに甲に通知しなければならない。

（業務の委託）
第 14 条　甲は、乙がこの協定に関連する業務を三井不動産株式会社に委託することをあらかじめ承諾する。

（疑義等に関する協議）
第 15 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 16 条　この協定を証するため、正本２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

令和４年３月 31 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区上呉服町１０番１号
博多那珂６開発特定目的会社
取締役　三品　貴仙

災害時における避難場所としての使用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と大名プロジェクト特定目的会社（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設の使用に関する協議を行った結果、次のように協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が、乙が所有する施設を災害時に使用することについて、必要な事項を定める。

（指定等）

第２条　乙は、甲が、乙が所有する以下の施設（以下「本件施設」という。）を指定緊急避難場所（以下「地区避難場所」という。）に指定し、使用することに同意する。

所在地　福岡市中央区大名二丁目６番 50 号

施設名　福岡大名ガーデンシティ・パーク

（運営）

第３条　地区避難場所としての運営は、乙がこれを行う。

２　本件施設を地区避難場所として使用する際に第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

（経費の負担）

第４条　本件施設等の使用料は無償とし、本件施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙の負担とする。

（施設の損害時等の対応）

第５条　甲は地区避難場所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、本件施設を原状に復するものとする。

２　避難者が、施設に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（有効期限）

第６条　この協定は、締結の日から令和６年３月 31 日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第７条　この協定の各条項に関して疑義があるとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

（承継）

第８条　乙は、乙及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「信託受託者（ホテル)」という。）の間の 2023 年３月 31 日付不動産管理処分信託契約書並びに乙及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「信託受託者（複合施設)」といい、信託受託者（ホテル）とあわせて「信託受託者」という。）の間の 2021 年９月 22 日付停止条件付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む）に基づき、本件施設に係る区分所有権を各信託受託者に譲渡（以下「本信託譲渡」という。）する場合には、当該各信託受託者に対して、この協定に基づく乙の地位及び権利・義務を提案施設の共用部分等に係る各信託受託者の共有持分割合（以下「共有持分割合」という。）に応じて承継させることができ、甲は当該各承継にこの協定の締結をもって承諾する。なお、本信託譲渡後は、各信託受託者が、この協定に基づく義務を共有持分割合に応じて履行し、この協定に関して資本的支出その他の費用の負担を要する場合には、信託受託者は共有持分割合に応じてそれを負担する。また、信託受託者は、第三者をして、この協定に基づく義務を履行させることができる。

以上のようにこの協定が成立したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　５年　３月　31 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区天神一丁目 13 番 2 号
大名プロジェクト特定目的会社
取締役　藤本　周二

避難所・避難場所施設利用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社桜十字及び九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法第２条第１項に規定する災害をいう）が発生し、又は発生のおそれがある場合等（以下「災害時」という。）における、乙が簀子小学校跡地活用事業（以下「本事業」という。）において所有する施設等の使用に関し、甲及び乙との間で2020年３月25日付で締結した簀子小学校跡地活用事業事業契約（その後の変更を含み、以下「事業契約」という。）第20条及び本事業の事業計画書（以下「事業計画」という。）に基づき、以下のとおり避難所・避難場所施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的等）

第１条　本協定は、甲が災害時において、乙が所有する施設を指定避難所等として使用することについて、必要な事項を定める。

２　本協定において、「指定避難所」とは災害により自宅で生活できなくなった被災者を収容し、一時的に生活する場を提供する施設をいう。

３　本協定において、「指定緊急避難場所」とは災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所をいう。

（協力内容）

第２条　乙の協力は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）指定避難所（以下「避難所」という。）としての施設等の提供及び避難者の受け入れ。

（２）指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）としての施設等の提供及び避難者の受け入れ。

（３）前２号に掲げるもののほか、甲の災害対応に必要な施設等の提供。ただし、乙が利用可能と判断した施設等に限る。

（指定等）

第３条　乙は、甲が乙の所有する以下の施設（以下「本件施設」という。）を避難所及び避難場所に指定し、使用することに同意する。

所在地	施設名	避難所又は避難場所の別
福岡市中央区大手門三丁目 315 番	すのこ体育館棟（りすのこスクエア）	避難所及び避難場所(屋内)
	すのこ芝生広場（りすのこスクエア）	避難場所(屋外)

２　甲は、避難場所の位置を避難住民に徹底させるため、敷地内の適切な場所に避難場所の標識板を設置するものとし、乙はこれに協力する。

３　避難場所（屋外）にあっては、令和２年３月 25 日付で締結した本事業に関する事業契約書に基づき、常に４方向からの避難が可能な状態にしておくものとする。

（開設等）

第４条　本件施設に避難所を開設する場合は、開設する基準等に基づき開設する。なお、避難所としての運営は甲が行い、必要に応じて乙に協力を求めることができる。

２　避難所を閉鎖する場合は、甲は乙に連絡するものとする。

３　市民等が本件施設を避難場所として使用する場合は、福岡市地域防災計画に掲げる市立小学校と同様の施設として扱うものとし、乙は甲の要請なく、開放する基準等に基づき施設を開放するものとする。

４　災害収束時に本件施設を避難場所として開放することを終了する場合は、甲乙合意の上、

終了するものとする 。
5　本件施設を避難所、避難場所として使用した際に第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

（開設等の期間）
第５条　避難所の開設期間は災害発生の日から概ね７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上決定する。
２　避難場所として開放する期間は、甲が必要な期間とする。ただし、施設や避難者の安全を確保できない等合理的な理由がある場合は、乙は甲と協議の上、避難場所としての開放を終了し、避難者を退去させることができる。

（備蓄）
第６条　乙は、事業計画に基づき災害対策物資を備蓄する。
２　本件施設を避難所として使用する際に、甲から要請があった場合には、避難者に備蓄物資を提供するものとする。
３　乙の備蓄状況について、甲は定期的に把握するように努める。

（経費の負担）
第７条
本件施設等の使用料は無償とし、本件施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙の負担とする。
２　前条に規定する備蓄に係る費用は乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき備蓄物資を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設の損害時等の対応）
第８条　甲は避難所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、本件施設を原状に復するものとする。
２　避難者が、本件施設に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（その他の支援）
第９条　乙は、この協定に基づく協力体制のほか、炊き出し等、事業計画に掲げる項目等について、甲の運営を支援することとする。

（連絡責任者）
第 10 条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

（本協定の運用）
第 11 条　本協定の運用に必要な事項については、甲乙協議の上別途定める。

（有効期間）
第 12 条　本協定の有効期間は、2024 年１月１日から 2093 年 12 月 31 日までとする。ただし、事業契約が解除された場合は本協定も終了するものとする。
２ 施設の供用期間は、2024 年１月１日から 2093 年２月 28 日までとする。ただし、事業契約に基づき供用期間が変更となった場合には、当該変更後の供用期間に変更するものとする。

（協議）
第13条　本協定の各条項に関して疑義があるとき、又は本協定に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

以上のように本協定が成立したことを証するため、本書３通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和５年12月８日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　　髙島 宗一郎

乙　熊本市南区御幸木部一丁目１番１号
株式会社 桜十字
代表取締役　梶　正登

福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長執行役員　古宮　洋二

福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）、学校法人福岡工業大学（以下「乙」という。）及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「丙」という。）は、福岡市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）を設置するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、災害が発生した場合、ボランティア活動を推進し、被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために、災害ボランティアセンターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害等により生じる被害をいう。

（2）災害ボランティアセンター　災害時にボランティア活動の調整等を行うために、福岡市地域防災計画に基づき設置される機関をいう。

（設置要請等）

第3条　甲は、災害の発生に伴い多数のボランティアによる支援の必要が見込まれる場合、乙に対し、災害ボランティアセンターを設置するための施設の提供を要請する。

2　前項における要請は、「設置要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。また、乙が甲の要請に対する回答は、「回答書」（様式第2号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

（設置場所）

第4条　第3条第1項の要請を受け、乙がこれを認めた場合は、甲は、災害ボランティアセンターを乙の敷地内に設置することができる。

2　乙の敷地内設置場所は、FIT ホール（1F 駐車場・会議室等）とする。ただし、乙が必要と認めた場合は、乙が管理する他の場所に設置することもある。

（設置運営）

第5条　災害ボランティアセンターの設置は甲が行い、運営は丙が行うものとする。なお、運営については福岡市災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき実施することとし、特別な事情がある場合は、甲乙丙協議のうえ、別に定めることができる。

2　災害ボランティアセンターの運営にあたっては、乙に在籍する学生のうち、希望する者が学業に支障のない範囲で協力する。

（設置期間）

第6条　災害ボランティアセンターの設置期間は、おおむね3週間程度を目安とする。ただし、状況により、別途甲乙丙協議のうえ、期間を延長することがあるものとする。

（経費の負担）

第7条　災害ボランティアセンターの設置にかかる施設使用料は無償とする。ただし、災害ボランティアセンターの運営に要した光熱水費等は、甲の負担とする。

2　前項に規定する費用については、甲と丙が平成 21 年4月 28 日付けで締結した災害時におけるボランティア活動に関する協定書に基づき、丙が乙に支払うものとする。この場合において、丙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（原状復帰）

第8条　災害ボランティアセンターの閉鎖が決定された場合、甲及び丙は、速やかに設置場所を整理し、原状に復帰させる。

2　前項に規定する費用については、甲と丙が平成 21 年4月 28 日付けで締結した災害時におけるボランティア活動に関する協定書に基づき、丙が乙に支払うものとする。この場合において、丙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（連絡責任者）

第9条　甲、乙及び丙は、この協定にかかる連絡責任者を「連絡先報告届」（様式第3号）により互いに報告するものとし、変更があった場合には直ちに報告するものとする。

（平常時の連携）

第 10 条　甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2　甲及び丙は、乙が地域防災人材の育成を目的として、学生・生徒及び地域住民を対象に実施する「防災教育プログラム」に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）

第 11 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）

第 12 条 この協定は、締結の日から令和7年3月31日までを有効期間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙丙いずれからも特段の意思表示がなされないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項は、甲乙丙協議のうえ、その都度決定するものとする。

2　この協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ、解決するものとする。

この協定書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 6 年3月 25 日

甲　　福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　　福岡市東区和白東三丁目 30 番 1 号
学校法人福岡工業大学
理事長　大谷　忠彦

丙　　福岡市中央区荒戸三丁目3番 39 号
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
会長　　谷川　浩道

福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）、福岡大学（以下「乙」という。）及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「丙」という。）は、福岡市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）を設置するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、災害が発生した場合、ボランティア活動を推進し、被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために、災害ボランティアセンターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害等により生じる被害をいう。

(2) 災害ボランティアセンター　災害時にボランティア活動の調整等を行うために、福岡市地域防災計画に基づき設置される機関をいう。

（設置要請等）

第3条　甲は、災害の発生に伴い多数のボランティアによる支援の必要が見込まれる場合、乙に対し、災害ボランティアセンターを設置するための施設の提供を要請する。

2　前項における要請は、「設置要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。また、乙は、「回答書」（様式第2号）をもって、甲の要請に対する回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に「設置要請書」及び「回答書」の提出を行うものとする。

（設置場所）

第4条　第3条第1項の要請を受け、乙がこれを認めた場合は、甲は、災害ボランティアセンターを乙の敷地内に設置することができる。

2　乙の敷地内設置場所は、有朋会館（2階ラウンジ・会館前屋外広場等）とする。ただし、乙が必要と認めた場合は、乙が管理する他の場所に設置することができる。

（設置運営）

第5条　災害ボランティアセンターの設置は甲が行い、運営は丙が行うものとする。なお、運営については福岡市災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき実施することとし、特別な事情がある場合は、甲乙丙協議のうえ、別に定めることができる。

2　災害ボランティアセンターの運営にあたっては、乙に在籍する教職員及び学生のうち、希望する者が就業及び学業等に支障のない範囲で協力する。

（設置期間）

第6条　災害ボランティアセンターの設置期間は、おおむね3週間程度を目安とする。ただし、状況により、別途甲乙丙協議のうえ、期間を延長することができる。

（経費の負担）

第7条　災害ボランティアセンターの設置にかかる施設使用料は無償とする。ただし、災害ボランティアセンターの運営に要した光熱水費等は、甲の負担とする。

2　前項に規定する費用については、甲と丙が平成 21 年4月 28 日付けで締結した災害時におけるボランティア活動に関する協定書に基づき、丙が乙に支払うものとする。この場合において、丙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（原状復帰）

第8条　災害ボランティアセンターの閉鎖が決定された場合、甲及び丙は、速やかに設置場所を整理し、原状に復帰させる。

2　前項に規定する費用については、前条第2項の規定を準用する。

（連絡責任者）

第9条　甲、乙及び丙は、この協定にかかる連絡責任者を「連絡先報告届」（様式第3号）により互いに報告するものとし、変更があった場合には直ちに報告するものとする。

（平常時の連携）

第 10 条　甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定の破棄）

第 11 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲及び丙はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）

第 12 条 この協定は、締結の日から令和8年3月31日までを有効期間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙丙いずれからも特段の意思表示がなされないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項は、甲乙丙協議のうえ、その都度決定するものとする。

2 この協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ、解決するものとする。

この協定書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7 年 3 月 26 日

甲　福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長　髙島 宗一郎

乙　福岡市城南区七隈八丁目 19 番1号
福岡大学
学長　永田 潔文

丙　福岡市中央区荒戸三丁目3番 39 号
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
会長　谷川 浩道

福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）、国立大学法人九州大学（以下「乙」という。）及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「丙」という。）は、福岡市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）を設置するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が発生した場合、ボランティア活動を推進し、被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために、災害ボランティアセンターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害等により生じる被害をいう。

（２）　災害ボランティアセンター　災害時にボランティア活動の調整等を行うために、福岡市地域防災計画に基づき設置される機関をいう。

（３）　使用区域　別表に掲げる災害ボランティアセンターの設置場所、及び第４条第２項に基づき甲乙丙協議のうえ、乙が追加又は変更を認めた場所をいう。

（設置要請等）

第３条　甲は、災害の発生に伴い多数のボランティアによる支援の必要が見込まれる場合、乙に対し、災害ボランティアセンターを設置するための施設の提供を要請する。

２　前項における要請は、「設置要請書」（様式第１号）をもって行うものとする。また、乙は、「回答書」（様式第２号）をもって、甲の要請に対する回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に「設置要請書」及び「回答書」の提出を行うものとする。

（設置場所）

第４条　第３条第１項の要請を受け、乙がこれを認めた場合は、甲は、災害ボランティアセンターを乙の敷地内に設置することができる。

２　乙の敷地内設置場所は伊都キャンパス内の別表に掲げる場所とする。ただし、乙が必要と認めた場合は、甲乙丙協議のうえ、乙の管理する他の場所に設置することができるものとする。

（設置運営）

第５条　災害ボランティアセンターの設置は甲が行い、運営は丙が行うものとする。なお、運営については福岡市災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき実施することとし、特別な事情がある場合は、甲乙丙協議のうえ、別に定めることができる。

（設置期間）

第６条　災害ボランティアセンターの設置期間は、おおむね３週間を目安とする。ただし、状況により、別途甲乙丙協議のうえ、期間を変更することができる。

（経費の負担）

第７条 災害ボランティアセンターの設置にかかる施設使用料は無償とする。ただし、災害ボランティアセンターの運営に要した光熱水費等は、甲の負担とする。

２　前項に規定する費用については、甲と丙が平成 21 年４月 28 日付けで締結した災害時におけるボランティア活動に関する協定書に基づき、丙が乙に支払うものとする。この場合において、丙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（原状復帰）

第８条　甲及び丙は、第４条による災害ボランティアセンターの設置に伴い、災害ボランティアセンターの設置期間中に使用区域内の乙の施設等に損害を生じさせた場合又は災害ボランティアセンターの閉鎖が決定された場合は、その責任と負担において使用区域内を整理し原状に復帰させるものとする。なお、使用区域内の整理及び原状復帰の時期については甲乙丙協議のうえ決定するものとし、原状復帰の完了は乙の確認をもって行う。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

２　前項に規定する費用については、前条第２項の規定を準用する。

３　乙は、原状復帰の内容が不十分であると認めるときは、甲及び丙に対し、合理的な範囲で追加の是正を求めることができる。

（事故等発生時の責任）

第９条　使用区域内において、ボランティアその他災害ボランティアセンター関係者（以下「ボランティア等」という。）が事故又はその他不測の事態（以下「事故等」という。）に遭遇した場合の甲乙丙間の負担（以下「内部負担」という。）は、使用区域内の土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって事故等が生じたときは、甲及び丙が負う。ただし、甲及び丙が事故等の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、乙が負う。

２　前項に規定する場合を除き、事故等が生じたときは、甲乙丙は原因の割合に応じて内部負担を協議して定める。

３　前２項の場合において、甲乙丙のいずれかが自己の内部負担部分を超えて第三者に対する支払その他の費用負担をしたときは、他の当事者に対し求償することができる。

４　本条は、使用区域内における事故等に関する内部負担を定めるものであり、使用区域外で生じた事故等については適用しない。

５　本条は、事故等に関し、第三者（ボランティア等を含む。）に対する責任の存否又は範囲を定めるものではない。

（使用区域外で発生した事案への対応）

第10条　災害ボランティアセンターの設置期間中において、伊都キャンパス内の使用区域外で発生した、ボランティア等が関与する事案への対応の進め方については、甲及び丙は、乙の判断を尊重し、乙と連携して対応するものとする。

（ボランティア等への説明及び指導）

第11条　丙は、ボランティア等に対し、使用区域及び学内規則を遵守するよう、必要な説明及び指導を行うものとする。

２　乙は、前項に基づき丙がボランティア等に対する説明及び指導を行うにあたり、甲及び丙に対し、使用区域及び学内規則について説明するものとし、当該説明内容に変更が生じた場合には、その変更内容についても甲及び丙に説明するものとする。

３　丙は、ボランティアの募集にあたり、ボランティアの活動に必要な注意事項並びに甲及び乙から求められる協力事項を明示した上で、募集を行うものとする。

（運営の改善及び中止）

第12条　乙は、災害ボランティアセンターの運営が教育又は研究に支障があると判断した場合、甲又は丙に対し、必要な改善措置を講じるよう要請することができる。甲又は丙は、当該要請を受けたときは速やかに改善に努めなければならない。

２　改善措置によっても支障が解消されない場合、甲乙丙協議のうえ、当該運営の中止又は使用区域の変更を検討するものとする。

（連絡責任者及び平常時の連携）

第13条　甲、乙及び丙は、この協定に係る連絡責任者を「連絡先報告届」（様式第３号）により相互に報告するものとし、変更があった場合には遅滞なく報告するものとする。

２　甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、相互に情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第14条　この協定は、締結の日から令和９年３月３１日までを有効期間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙丙いずれからも特段の意思表示がなされないときは、１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項は、甲乙丙協議のうえ、その都度決定するものとする。

２　この協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ、解決するものとする。

この協定書を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和８年３月 31 日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　　福岡市西区元岡７４４番地
国立大学法人九州大学
総長　　石橋　達朗

丙　　福岡市中央区荒戸三丁目３番３９号
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
会長　　谷川　浩道

別表

場所名	用途
キャンパス・コモン	ボランティア受付、オリエンテーション、 マッチング、資機材貸出等
ウエストゾーン立体駐車場（キャンパス・コモン南側） （普通車５台分）	災害ボランティアセンター運営職員用駐車場所
総合学習プラザ　１Ｆトイレ	関係者用のトイレ
センターゾーン立体駐車場（ビッグオレンジ北西側）	関係車両の駐車場所
工学部ロータリー周辺	ボランティアの乗降に伴うバスの停車場所
ウエストゾーン大駐車場(衛星通信実験棟北西側） （マイクロバス１５台分、大型バス８台分）	バスの駐車場所

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と学校法人福岡工業大学（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を臨時避難所等として利用することについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となる乙が所有する施設等は、次の各号に掲げる範囲とする。

（１）福岡工業大学ＦＩＴアリーナシンフォニーホール（福岡市東区和白東三丁目３０番１号）

（２）前号に掲げるもののほか、追加で施設等の利用が必要な場合で、乙が利用可能と判断した場合は、福岡工業大学付属城東高等学校体育館（福岡市東区和白東三丁目３０番１号）

（利用協力の要請等）

第３条　甲は、災害発生時において、次の各号の内容について、乙に利用協力を要請することができる。

（１）施設等への避難者の一時受入れ

（２）施設等のトイレ等の提供

２　乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

３　乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な期間についても併せて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は、利用開始日から原則７日間以内とする。

２　甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、避難者を他の施設に移転させなければならない。その際は、甲は避難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と避難者との間にトラブルが生じないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（臨時避難所の開設及び運営）

第５条　施設等の開設及び運営は、甲が行うこととし、乙は、災害時に速やかに避難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第３条の規定による要請を受けた時は、乙の業務に支障のない範囲において協力を行う。

２　施設等の照明及び空調等の設備の維持管理は、乙が行う。

３　その他、施設等の開設及び運営に必要な物資等については、甲が準備する。

４　乙は甲に対し、前項に定める物資等を保管する場所を提供する。

（連絡）
第６条　乙は、この協定に基づき避難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

（経費の負担）
第７条　施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第８条　第３条の規定による避難者の受入れ等に伴い、施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に請求するものとする。この場合、甲は十分協力するものとする。
２　前項の損害を与えた者が特定できない場合、施設等に生じた損害については、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（連絡責任者）
第９条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

（有効期間）
第 10 条　この協定は、締結の日から令和４年３月 31 日まで有効とし、ただし、期間満了日の３カ月前までに、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに１年間継続更新し、以後も同様とする。

（協定の改定）
第 11 条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）
第 12 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 13 条　この協定を証するため、正本２通を作成し、甲乙各１通を保管する。

令和３年 12 月１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市東区和白東三丁目３０番１号

学校法人　福岡工業大学
理事長　大谷　忠彦

覚　　書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡大学附属大濠中学校・高等学校（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設（以下「本件施設」という。）の使用に関する協議を行った結果、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）
第１条　乙は、甲が本件施設を災害時における地域住民の収容避難所に指定することに同意する。

（使用施設）
第２条　本件施設は、次のとおりとする。
所在地　福岡市中央区六本松１丁目１２番１号
施設名　福岡大学附属大濠中学校・高等学校　体育館３階アリーナ

（使用料）
第３条　乙は使用料を免除する。

（運営）
第４条　収容避難所としての運営については、甲及び乙がこれを行う。
２　本件施設を収容避難所として使用する際に、第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

（原状回復）
第５条　収容避難所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任と負担において本件施設を原状に復するものとする。

（有効期限）
第６条　本覚書は、締結の日から平成２５年３月３１日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（解約）
第７条　乙は、その都合により何時においても、本覚書を解約することができる。

（協議）
第８条　本覚書の各条項に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以上のように覚書が成立したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２４年　５月２１日

甲　中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　　髙 島　宗一郎　　印

乙　福岡市中央区六本松１丁目１２番１号
福岡大学附属大濠中学校・高等学校
校　　長　　相 良　浩 文　　印

覚　　書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡高等検察庁（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「本件施設」という。）の使用に関する協議を行った結果、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）
第１条　乙は、甲が本件施設を災害時における地域住民の収容避難所に指定することに同意する。

（使用施設）
第２条　本件施設は、次のとおりとする。
所在地　福岡市中央区小笹１丁目２２番４７号
　　法務総合研究所福岡支所の一部
区　分　建物（体育館施設）
面　積　７４３．９７㎡

（使用料）
第３条　使用料は、無償とする。

（使用上の制限）
第４条　甲は、本件施設の使用が必要な場合は、乙に対して使用の申請を行う。
２　乙は、甲から本件施設の使用申請が出された場合は、地域住民の収容避難所として使用を認める。ただし、本件施設の管理事務職員が不在の際は、同人の到着を待って使用を認めることとする。
３　甲は、善良なる管理者の注意をもって本件施設の使用に当たるものとする。
４　本件施設を収容避難所として使用する際に、第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議の上，これを解決するものとする。
５　甲は、乙から業務上の都合等により、本件施設から地域住民を退去させるよう申出があった場合は、速やかに対応するものとする。

（原状回復）
第５条　収容避難所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任と負担において本件施設を原状に復するものとする。

（有効期限）
第６条　本覚書は、締結の日から平成２６年３月３１日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（解約）
第７条　乙は、その都合により何時においても、本覚書を解約することができる。

（協議）
第８条　本覚書の各条項に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

以上のように覚書が成立したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名の上、各自１通を保有するものとする。

平成２５年７月８日

甲　中央区天神１丁目８番１号
　　福岡市長　　髙　島　宗一郎　　印

乙　福岡市中央区舞鶴２丁目５番３０号
　　福岡高等検察庁検事長　鈴　木　和　宏　　印

覚　　書

福岡市（以下「甲」という。）と　筑紫女学園中学校・高等学校　（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設（以下「本件施設」という。）の使用に関する協議を行った結果、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）
第１条　乙は、甲が本件施設を災害時における地域住民の収容避難所に指定することに同意する。

（使用施設）
第２条　本件施設は、次のとおりとする。
所在地　福岡市中央区警固二丁目８番１号
施設名　筑紫女学園中学校・高等学校　体育館

（使用料）
第３条　乙は使用料を免除する。

（運営）
第４条　収容避難所としての運営については、甲及び乙がこれを行う。
２　本件施設を収容避難所として使用する際に、第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

（原状回復）
第５条　収容避難所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任と負担において本件施設を原状に復するものとする。

（有効期限）
第６条　本覚書は、締結の日から平成２７年３月３１日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（解約）
第７条　乙は、その都合により何時においても、本覚書を解約することができる。

（協議）
第８条　本覚書の各条項に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以上のように覚書が成立したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２６年１０月１４日

甲　中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　　髙　島　宗一郎　　印

乙　福岡市中央区警固二丁目８番１号
筑紫女学園中学校・高等学校
校　長　　小　柳　和　孝　　印

覚　　書

福岡市（以下「甲」という。）と　学校法人福岡雙葉学園　（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設（以下「本件施設」という。）の使用に関する協議を行った結果、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）
第１条　乙は、甲が本件施設を災害時における地域住民の収容避難所に指定することに同意する。

（使用施設）
第２条　本件施設は、次のとおりとする。
所在地　福岡市中央区御所ヶ谷７番１号
施設名　福岡雙葉高等学校　体育館

（使用料）
第３条　乙は使用料を免除する。

（運営）
第４条　収容避難所としての運営については、甲及び乙がこれを行う。
２　本件施設を収容避難所として使用する際に、第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

（原状回復）
第５条　収容避難所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任と負担において本件施設を原状に復するものとする。

（有効期限）
第６条　本覚書は、締結の日から平成２９年３月３１日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（解約）
第７条　乙は、その都合により何時においても、本覚書を解約することができる。

（協議）
第８条　本覚書の各条項に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以上のように覚書が成立したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２８年　４月　１日

甲　中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　　髙　島　宗一郎　　印

乙　福岡市中央区御所ヶ谷７番１号
学校法人　福岡雙葉学園
理事長　　麻　生　　泰　　印

覚　　書

福岡市（以下「甲」という。）と学校法人　上智学院　（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設（以下「本件施設」という。）の使用に関する協議を行った結果、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）
第１条　乙は、甲が本件施設を災害時における地域住民の収容避難所に指定することに同意する。

（使用施設）
第２条　本件施設は、次のとおりとする。
所在地　福岡市中央区輝国１－１０－１０
施設名　上智福岡中等高等学校体育館

（使用料）
第３条　乙は使用料を免除する。

（運営）
第４条　収容避難所としての運営については、甲及び乙がこれを行う。
２　本件施設を収容避難所として使用する際に、第三者に対して損害を与える等問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

（原状回復）
第５条　収容避難所として本件施設を使用したことにより、本件施設に損害を及ぼしたときは、甲は、その責任と負担において本件施設を原状に復するものとする。

（有効期限）
第６条　本覚書は、締結の日から平成３１年　３月３１日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（解約）
第７条　乙は、その都合により何時においても、本覚書を解約することができる。

（協議）
第８条　本覚書の各条項に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以上のように覚書が成立したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成３１年２月２２日

甲　中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　　髙 島　宗一郎　　印

乙　福岡市中央区輝国１－１０－１０
学校法人　　上智学院
理事長　　佐久間　勤　　印

災害時における施設の利用協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と学校法人都築学園（以下「乙」という。）は，地震，風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設の利用協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，災害発生時において，乙が所有する施設を避難所等として利用することについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となる施設は，乙が所有する体育館（福岡市南区玉川町 22 番１号）とする。

（協力要請）

第３条　甲は，災害発生時において，避難者，帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して，次の各号について，乙に利用協力を要請することができる。

（１）施設への避難者の受入れ

（２）施設への帰宅困難者の一時受入れ

（３）施設のトイレの提供

（４）施設の冷暖房の提供

（５）乙の可能な範囲における物資の提供

２　乙は，前項の規定による要請が行われた場合，施設及び周辺の安全確認，利用状況及び利用予定を考慮したうえで利用の可否を判断し，甲に回答する。

３　乙は，前項で利用可能と回答する場合，利用可能な期間についてもあわせて甲に回答する。

４　本状における要請及び回答は，文書をもって行うものとする。ただし，緊急を要する場合には，口頭，電話等によることができるものとし，事後に文書の提出を行うものとする。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は，次のとおりとする。

（１）前条第１項第１号における期間については，利用開始から７日以内

（２）前条第１項第２号における期間については，利用開始から３日以内

２　甲は，前項の期間内であっても，代替受け入れ施設等の確保を行うなど，期間の短縮に努めるとともに，前項の期間を上限とし，避難者及び帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際，甲は，避難者及び帰宅困難者に対し，移転に必要な説明を行うとともに，乙と避難者及び帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう，甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について，やむを得ない事情があると認められる場合には，甲が乙に対し期間の延長を要請し，乙が認めた場合に，延長することができる。

（開設及び運営）

第５条　乙は，災害時に速やかに避難者及び帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに，第３条の規定による要請を受けたときは，乙の学校運営に支障のない範囲において，協力を行う。

２　施設の開設は，甲と乙が協力して行う。なお，甲は他の応急業務等のため施設の開設を行えない場合，乙に対し，開設について依頼することができる。

３　施設の運営は，甲が行う。ただし，甲から乙に対し運営について協力依頼があった場合は，乙の可能な範囲において，協力を行う。

４　施設の照明及び空調等の維持管理は，乙が行う。

（報告）
第６条　乙は，この協定に基づき避難者及び帰宅困難者を受け入れたときは，原則として文書により甲に報告する。ただし，緊急を要する場合は，口頭，電話，電子メール等により報告し，事後，速やかに文書を提出する。

（経費の負担）
第７条　施設の使用料，附帯設備の使用に係る光熱水費及び乙の職員にかかる人件費等の経費は，乙が負担する。

（原状回復）
第８条　第３条の規定による避難者及び帰宅困難者の受け入れに伴い，施設に損害を及ぼしたときは，甲は，その責任において施設を原状に復するものとする。ただし，災害により生じた損害等についてはこの限りではない。

（有効期限）
第９条　この協定は，締結の日から１年間とする。ただし，甲乙いずれからも協定解消または変更の申し出がない限り，同一の内容をもってさらに１年間継続更新し，以降も同様とする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議のうえ，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各１通を保有する。

平成 29 年６月 12 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市南区玉川町 22 番 1 号
学校法人都築学園　理事長　都築　仁子

大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書

福岡市南区役所（以下「甲」という。）と学校法人純真学園（以下「乙」という。）は，次のとおり大規模災害時における施設の使用に関する覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は，福岡市南区及びその周辺地域において大規模災害が発生し，甲の施設機能が著しく失われ，復旧までに相当の期間を要すると認められた場合，甲の要請に基づき，南区災害対策本部を乙の施設に移転させることにより，南区における災害対応業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（使用施設）

第２条　甲が使用する施設は次のとおりとする。

所在地　福岡市南区筑紫丘一丁目１番１号

施設名　学校法人純真学園　グラウンド，体育館または校舎

（費用負担）

第３条　甲が施設を使用する場合において費用負担が生じる場合は，甲乙協議の上，決定する。

（使用期限）

第４条　施設の使用期限については，災害規模，被災等の影響を勘案して，甲乙協議の上，決定する。

（有効期限）

第５条　この覚書の有効期限は，締結の日から１年間とする。ただし，甲，乙の双方に特段の意思表示がない場合は，更に１年間延長されるものとし，その後も同様とする。

（協議）

第６条　この覚書の各条項に関して疑義があるとき，またはこの覚書に定めていない事項については，誠意をもって甲乙協議の上，これを解決する。

以上のように覚書が成立したことを証するため，本書２通を作成し，甲乙記名捺印のうえ，各自１通を保有する。

平成２８年１２月９日

甲　福岡市南区塩原三丁目 25 番 1 号
南区長　　細　川　浩　行　　印

乙　福岡市南区筑紫丘一丁目１番１号
学校法人　　純　真　学　園
理事長　　福　田　庸　之　助　　印

災害時における施設等の利用協力に関する覚書

福岡市（以下「甲」という。）と国立大学法人九州大学（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設の利用に関して、次のように覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、平成20年3月25日付けで締結した覚書は廃止する。

（目的）

第１条　本覚書は、甲が乙の所有する施設を災害時に指定緊急避難場所(以下「地区避難場所」という。)及び臨時避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（指定等）

第２条　乙は、甲が以下の施設(以下「本件施設」という。)を地区避難場所に指定し、地区避難場所及び臨時避難所として利用することに同意する。

２　地区避難場所として指定し、利用する本件施設は、次のとおりとする。

（１）所在地　福岡市東区馬出三丁目１番１号
　　施設名　九州大学病院地区運動場

（２）所在地　福岡市南区塩原四丁目９番１号
　　施設名　九州大学大橋地区運動場

（３）所在地　福岡市西区元岡７４４番地
　　施設名　九州大学伊都地区グラウンド

３　臨時避難所として利用する施設等は、次のとおりとする。
　所在地　福岡市西区元岡７４４番地
　施設名　九州大学総合体育館

（使用料）

第３条　乙は、前条第２項及び第３項で定める本件施設の使用料を免除する。

（利用協力の要請等）

第４条　甲は、災害発生時において、次の各号の内容について、乙に協力を要請することができる。

（１）本件施設等への避難者の一時受け入れ
（２）本件施設等のトイレ等の提供

２　乙は、前項の規定による要請が行われた場合、本件施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で協力の可否を判断し、甲に回答する。

３　乙は、前項の規定で協力可能と回答する場合、利用可能な本件施設等の範囲及び期間についても併せて回答する。

４　本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

（利用期間）

第５条　前条第３項の期間は、利用開始から原則として３日間以内とする。

２　甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮

に努めるとともに、前項の期間を上限とし、避難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は、避難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と避難者との間にトラブルが生じないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3　本条第１項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に原則として３日の範囲内において、期間を延長することができる。

（運営等）

第６条　第２条第３項で定める本件施設の運営については、甲がこれを行うこととし、乙は、災害時に速やかに避難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、施設等の日常的な維持管理を行い、第４条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2　第２条で定める本件施設を利用する際に第三者に対して損害を与える等の問題が発生した場合、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

（原状回復）

第７条　甲は、第４条の規定による避難者の受け入れに伴い、本件施設に損害を及ぼした場合は、その責任と負担において本件施設を原状に復するものとする。

ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（連絡責任者）

第８条 甲及び乙は、本覚書に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職及び氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

（有効期限）

第９条　本覚書は、締結の日から令和４年３月３１日まで有効とする。ただし、甲、乙の双方に異議がない場合は、更に１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第 10 条 乙は、その都合により何時においても、本覚書を解約することができる。

（協議）

第11条 本覚書の各条項に関して疑義があるとき又は本覚書に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以上の合意の証として本書２通を作成し、甲乙各１通を保管する。

令和　３年　３月　31日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市西区大字元岡 744
国立大学法人九州大学総長　石橋　達朗

災害時に関する覚書

能古校区自治協議会（以下「甲」という。）及び久保田観光株式会社（以下「乙」という。）並びに福岡市西区役所（以下「丙」という。）は、災害発生時（火災・地震・風水害等）における相互の支援について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（相互協力）

第１条　甲と乙は、災害が発生し、相互に支援が必要な事態が生じた時は、本覚書に基づき誠実に協力し合うものとする。

（甲の協力）

第２条　甲は、乙の施設が被災又は被災するおそれのある場合に、乙から支援を求められた時は、甲の構成員をただちに災害の発生場所に急行させ、必要な協力を行うものとする。

（乙の協力）

第３条　乙は、災害発生によって、甲もしくは丙から緊急の支援を求められた時は、乙の施設を臨時避難所として使用させるなど、必要な処置を講じ、災害対応に協力するものとする。

（丙の協力）

第４条　丙は、乙の施設が臨時避難所として使用される場合、食料等の必要な支援を行うものとする。

（終了）

第５条　本覚書は、甲、または乙の一方が申し出ることによって終了させることができる。

（疑義）

第６条　本覚書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、甲乙丙間で誠実に協議を行い定めるものとする。

令和７年３月３日

甲　福岡市西区能古７２６番地９
能古校区自治協議会
会長　岩下　修

乙　福岡市西区能古１６２４番地
久保田観光　株式会社
代表取締役社長　久保田　晋平

丙　福岡市西区内浜一丁目４番１号
福岡市西区役所
区長　大園　喜代香

災害時に関する覚書

能古校区自治協議会（以下「甲」という。）及び社会福祉法人小石原福祉会（以下「乙」という。）並びに福岡市西区役所（以下「丙」という。）は、災害発生時（火災・地震・風水害等）における相互の支援について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（相互協力）

第１条　甲と乙は、災害が発生し、相互に支援が必要な事態が生じた時は、本覚書に基づき誠実に協力し合うものとする。

（甲の協力）

第２条　甲は、乙の施設が被災又は被災するおそれのある場合に、乙から支援を求められた時は、甲の構成員をただちに災害の発生場所に急行させ、必要な協力を行うものとする。

（乙の協力）

第３条　乙は、災害発生によって、甲もしくは丙から緊急の支援を求められた時は、乙の施設を臨時避難所として使用させるなど、必要な処置を講じ、災害対応に協力するものとする。

（丙の協力）

第４条　丙は、乙の施設が臨時避難所として使用される場合、食料等の必要な支援を行うものとする。

（終了）

第５条　本覚書は、甲、または乙の一方が申し出ることによって終了させることができる。

（疑義）

第６条　本覚書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、甲乙丙間で誠実に協議を行い定めるものとする。

令和７年３月３日

甲　福岡市西区能古７２６番地９
能古校区自治協議会
会長　岩下　修

乙　福岡市西区能古７７７番地１
社会福祉法人　小石原福祉会
理事長　植高　千代美

丙　福岡市西区内浜一丁目４番１号
福岡市西区役所
区長　大園　喜代香

災害時における施設等の提供協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社建設技術研究所九州支社（以下「乙」という。）は，次のとおり災害時における施設等の提供協力に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は，地震の発生により，福岡市域で鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して，一時的に乙の施設を開放し，円滑な支援を行うため，次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第２条　甲が乙に対し協力を要請する内容は，次のとおりとする。

（１）帰宅困難者の受入れ

（２）帰宅困難者への乙が協力可能な範囲での食糧，生活用品等の供給
ただし，甲が供給できない場合に限る。

２　乙が開放する施設は，福岡市中央区大名二丁目４－１２シーティアイ福岡ビル１階会議室，１階トイレ，その他乙が指定する場所とする。

３　甲は，帰宅困難者に対して，乙が施設を管理するうえで必要な乙の指示を遵守させるものとする。

（協力の要請）

第３条　甲は，帰宅困難者への対応が必要な場合は，乙の施設の受入可能人数を確認の上，乙に対し，協力を要請する。

２　前項の規定による要請は，施設提供要請書（様式第１号）によるものとする。ただし，施設提供要請書で要請するいとまがない時は，口頭で要請し，その後速やかに施設提供要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の業務に支障のない範囲において，甲に対し，協力を行うものとする。

２　乙は，前項による協力を実施する場合は，速やかに，施設提供報告書（様式第２号）により，その内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　乙が開放する施設は，無償で提供するものとする。ただし，次の事項については，甲が負担するものとする。

（１）第２条第１項第２号の経費

（２）その他，甲乙協議により甲が負担すべき経費

２　前項各号に掲げる経費は，災害直前における適正な価格とする。

（費用の請求及び支払い）
第６条　乙は，前条の費用について，甲に請求するものとする。
２　甲は，前項の請求があったときは，内容を確認し，甲の規定に基づき，その費用を乙に支払うものとする。

（協力期間）
第７条　この協定に基づく協力期間は，地震発生から３日以内とする。ただし，やむを得ない事情がある場合は，甲乙協議の上，期間を延長することができる。

（体制の整備）
第８条　乙が提供する施設への帰宅困難者の誘導及び施設での帰宅困難者の対応は，甲の職員が行う。
２　甲及び乙は，この協定の協力体制について，常に点検，改善に努めるものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。ただし，有効期間が満了する１ケ月前までに，甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。

（疑義等の決定）
第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１部を保有する。

平成２３年　２月　９日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区大名二丁目４－１２シーティーアイ福岡ビル
株式会社建設技術研究所　九州支社
取締役常務執行役員支社長　村田　和夫

災害時における施設等の提供協力に関する協定(CBホールディングス)

福岡市（以下「甲」という。）と合同会社ＣＢホールディングス（以下「乙」という。）は，次のとおり災害時における施設等の提供協力に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は，地震の発生により，福岡市域で鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して，一時的に乙の施設を開放し，円滑な支援を行うことを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲が乙に対し協力を要請する内容は，次のとおりとする。

（１）帰宅困難者の受入れ

（２）帰宅困難者への食糧，生活用品等の供給

ただし，甲が供給できない場合に限る。

２　乙が開放する施設は，福岡市博多区博多駅前２丁目３番７号シティ２１ビル１階エントランスホール，その他施設管理者が指定する場所とする。

（協力の要請）

第３条　甲は，帰宅困難者への対応が必要な場合は，乙の施設の受入可能人数を確認の上，乙に対し，施設提供要請書（様式第１号以下「要請書」という。）により協力を要請する。

ただし，要請書で要請するいとまがない時は，口頭で要請し，その後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，協力を行うものとする。

２　乙は，前項の業務を完了した場合は，速やかに，施設提供報告書（様式第２号）により，その業務内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　乙が開放する施設は，無償で提供するものとする。ただし，次の事項については，甲が負担するものとする。

（１）第２条第１項第２号の経費

（２）その他，甲乙協議により甲が負担すべき経費

２　前項各号に掲げる経費は，災害直前における適正な価格とする。

（費用の請求及び支払い）
第６条　乙は，前条の費用について，甲に請求するものとする。
２　甲は，前項の請求があったときは，内容を確認し，甲の規定に基づき，その費用を乙に支払うものとする。

（協力期間）
第７条　この協定に基づく協力期間は，地震発生から３日以内とする。ただし，やむを得ない事情がある場合は，甲乙協議の上，期間を延長することができる。

（体制の整備）
第８条　乙が提供する施設への帰宅困難者の誘導及び施設での帰宅困難者の対応は，甲の職員が行う。
２　甲及び乙は，この協定の協力体制について，常に点検，改善に努めるものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から１年間とする。ただし，協定期間が満了する１ケ月前までに，甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは，１年間延長されたものとみなし，以後もまた同様とする。

（疑義等の決定）
第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について，疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議の上，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，協定書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１部を保有する。

平成２７年１０月１日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙　島　宗　一　郎

乙　　福岡市博多区博多駅前２丁目３番７号
合同会社 CB ホールディングス
代表社員　　谷　﨑　眞　一

災害時における施設等の提供協力に関する協定（西日本鉄道）

福岡市（以下「甲」という。）及び西日本鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互扶助の精神に基づき、施設の提供協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生による鉄道または道路の遮断等のため、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙が所有する施設である西鉄ソラリアプラザビルゼファ広場（福岡市中央区天神二丁目２番４３号）（以下「一時滞在施設」という。）を開放し、円滑な帰宅困難者の支援を行うため、甲乙の協力について必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　乙は、災害発生後、一時滞在施設の安全が確認された場合には、利用が可能な範囲で、甲が行う帰宅困難者対策に以下のとおり協力する。

（１）帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ

（２）トイレ、冷暖房等の提供

（３）その他、乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布、交通機関の運行状況など帰宅困難者に有益な情報等の提供

２　第１条に規定する一時滞在施設が利用できない場合は、乙が指定する場所を代替施設とすることができる。また、帰宅困難者の受入れは、床面積２㎡につき１人の収容を目安とする。

３　乙は、災害時に備え、物資の備蓄に努めるものとし、帰宅困難者を受け入れた際には、当該備蓄物資の提供を行う。

（要請の方法）

第３条　甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により要請し、事後に文書を提出する。

２　甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、または、西鉄福岡（天神）駅周辺が滞留者で混乱するなど、乙が周囲の状況から一時滞在施設の開設が必要と判断した場合には、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（一時滞在施設の開設及び運営）

第４条　乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

２　　一時滞在施設の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。

なお、甲は他の応急業務等のため、一時滞在施設の開設及び運営を実施できない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

（報告）

第５条　乙は、本協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等

により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）

第６条　一時滞在施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費及び乙が提供した食糧、飲料水，物資にかかる経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づく食糧、飲料水，物資の提供については、甲の負担とする。

（一時滞在施設・備品の破損時等の対応）

第７条　第２条による一時滞在施設としての提供に伴い、施設、備品等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求する。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上定める。ただし、地震等の自然災害により生じた破損等についてはこの限りではない。

（協力期間）

第８条　この協定に基づく協力期間は、災害発生日を含め最大３日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。その間、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもってさらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の改定）

第 11 条　本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の１月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じる。

（協議）

第 12 条　この協定に関する疑義、またはこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年４月２５日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区天神一丁目１１番１７号
西日本鉄道株式会社
代表取締役社長　倉富　純男

災害時における施設等の利用協力に関する協定（九州旅客鉄道、日本郵便）

福岡市（以下「甲」という。）、九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）及び日本郵便株式会社（以下「丙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙及び丙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、乙及び丙が所有する施設等を退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象となる乙及び丙が所有する施設等は、福岡市博多区博多駅中央街８－１「ＪＲＪＰ博多ビル」内の次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は最大 50 人とする。

（１）ＪＲＪＰ博多ビル地下２階広場（100 ㎡）

（２）ＪＲＪＰ博多ビル地下２階防災備蓄倉庫（10 ㎡以上）

（３）前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙及び丙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は、災害発生時において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙及び丙に利用協力を要請することができる。

（１）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）施設等のトイレ，冷暖房等の提供

（３）第９条第２項に規定する備蓄物資並びに乙及び丙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供

（４）その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

２　乙及び丙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

３　乙及び丙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙及び丙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙及び丙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙及び丙は、甲の要請を待たずに帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は、利用開始日から３日間以内とする。

２　甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙及び丙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙

及び丙に対し期間の延長を要請し、乙及び丙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第５条　乙及び丙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第３条の規定による要請を受けたときは、乙及び丙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

２　災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙及び丙が協力して行う。なお，甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙及び丙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

３　施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙及び丙が行う。

（報告）

第６条　乙及び丙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）

第７条　施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第９条に規定する備蓄にかかる経費は、乙及び丙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第９条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）

第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙及び丙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙及び丙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（備蓄）

第９条　乙及び丙は、災害時の備蓄物資を地下２階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

２　前項の規定により備蓄する物資は、水 450 リットル(500 ミリリットル 900 本)、非常食 450 食分、毛布又はブランケット 50 人分、簡易トイレ１個の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙及び丙が計画的に補充を行う。

３　乙及び丙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）

第 10 条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

（有効期間）

第 11 条　この協定は、締結の日から平成 29 年 3 月 31 日まで有効とし、甲、乙及び丙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに１年間継続更新し、以後も同様とする。

　なお、協定解消を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

（協定の改定）
第 12 条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙はこの協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議に応じるものとする。
　なお、協定の改定を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

（帰宅困難者に対する損害等の対応）
第 13 条　甲、乙及び丙は、災害時、甲、乙及び丙の責めに帰さない事由により、帰宅困難者に損害が生じた場合、賠償等の対応については、その責任と負担について都度協議を行うものとする。この場合において、甲、乙及び丙は誠意をもって協議に応じるものとする。

（守秘義務）
第 14 条　甲、乙及び丙は、本協定の内容の機密を保持し、事前に相手方からの承諾を得ることなく、これらを第三者に開示・遺漏してはならない。ただし、乙及び丙が施設等の運営を委託する会社に対してはこの限りでない。
２　甲、乙及び丙は、第三者へ開示を希望する場合は書面により申し出を行い、申し出を受けた者は書面にて必ず回答するものとする。

（疑義等に関する協議）
第 15 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙協議の上定める。

（協定の正本）
第 16 条　この協定を証するため、正本３通を作成し、甲、乙、丙各１通を保管する。

平成 28 年 8 月 18 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区博多駅前三丁目２５番２１号
　　九州旅客鉄道株式会社
　　代表取締役社長　青柳　俊彦

丙　東京都千代田区霞が関一丁目３番２号
　　日本郵便株式会社
　　代表取締役社長　横山　邦男

災害時における施設等の利用協力に関する協定（日本郵便）

福岡市（以下「甲」という。）及び日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象となる乙が所有する施設等は、福岡市博多区博多駅中央街９－１「ＫＩＴＴＥ博多」内の次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は最大50 人とする。

（１）ＫＩＴＴＥ博多　地下１階広場（2 箇所、各50 ㎡）

（２）ＫＩＴＴＥ博多　地下３階防災備蓄倉庫（47 ㎡）

（３）前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は、災害発生時において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

（１）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）簡易トイレ、冷暖房等の提供

（３）第９条第２項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供

（４）その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

２　乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

３　乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は、利用開始日から３日間以内とする。

２　甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）
第５条　乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第３条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。
２　災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。
　なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
３　施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

（報告）
第６条　乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）
第７条　施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第９条に規定する備蓄にかかる経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第９条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（備蓄）
第９条 乙は、災害時の備蓄物資を地下３階防災備蓄倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、水3,330 リットル(500 ミリリットル 6,660 本)、非常食3,330 食分、毛布370 人分、簡易トイレ４個の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙が計画的に補充を行う。
３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）
第10 条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

（有効期間）
第11 条　この協定は、締結の日から平成29 年３月31 日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに１年間継続更新し、以後も同様とする。
　なお、協定解消を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

（協定の改定）
第12 条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協

議に応じるものとする。
　なお、協定の改定を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

（帰宅困難者に対する損害等の対応）
第13条　甲及び乙は、災害時、甲及び乙の責めに帰さない事由により、帰宅困難者に損害が生じた場合、賠償等の対応については、その責任と負担について都度協議を行うものとする。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議に応じるものとする。

（守秘義務）
第14条　甲及び乙は、本協定の内容の機密を保持し、事前に相手方からの承諾を得ることなく、これらを第三者に開示・遺漏してはならない。ただし、乙が施設等の運営を委託する会社に対してはこの限りでない。
２　甲及び丙は、第三者へ開示を希望する場合は書面により申し出を行い、申し出を受けた者は書面にて必ず回答するものとする。

（疑義等に関する協議）
第15 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第16 条　この協定を証するため、正本２通を作成し、甲乙各１通を保管する。

平成28年8月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長 髙島 宗一郎

乙 東京都千代田区霞が関一丁目３番２号
日本郵便株式会社
代表取締役社長　横山　邦男

大規模災害発生時における福岡ヤフオク！ドームの利用に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡ソフトバンクホークス株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における福岡ヤフオク！ドーム（以下「ドーム」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模災害発生時において、ドームを避難所として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象となる施設及び設備（以下「施設等」という。）は、次の各号に掲げる範囲とする。

一　施設内のお客様エリア

二　駐車場

三　備蓄物資保管用スペース

四　前三号に掲げるほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は、大規模災害発生時において、甲が「福岡市地域防災計画」に定める避難所等のみでは、帰宅困難者等の避難者（以下「避難者等」という。）または支援物資を受け入れることができない場合に、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

ただし、緊急に相当数の避難者等を受け入れる必要がある場合には、指定避難所等の開設状況にかかわらず、協力を要請することができる。

一　避難者等の一時受入れ

二　支援物資の一時受入れ

２　乙は、前項の要請が行われた場合、施設等の安全確認、催事等の利用状況及び利用予定等を考慮したうえで利用の可否を判断し、甲に回答する。

３　乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

４　乙は、ドームにおけるイベント等の開催時に大規模災害が発生し、来場者が帰宅困難となった場合、甲に支援物資の提供等を要請することができる。

５　本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

（利用期間）
第４条　前条第３項の期間は、次のとおりとする。
　一　前条第１項第１号における期間については、利用開始から３日以内
　二　前条第１項第２号における期間については、利用開始から 30 日以内
２　甲は、前項の期間内であっても、代替受入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、避難者等を他の施設に移転させなければならない。
　その際、甲は、避難者等に対し、移転に必要な説明を行うとともに、乙と避難者等との間にトラブルが生じないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
３　前１項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（運営責任）
第５条　甲は、施設等の利用にあたって、第３条第１項各号に係る運営責任を負う。
２　施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

（経費の負担）
第６条　甲は、施設等の利用にあたり、次の経費を負担する。
　一　光熱水費（実費相当額）
　二　施設等の利用終了時の原状回復に要する費用
　三　き損又は汚損した場合における復旧に要する費用
２　前項の規定により甲が負担する経費については、甲乙協議の上、決定する。

（備蓄）
第７条 乙は、ドーム内に大規模災害時の支援物資等を保管するため、備蓄物資保管用スペースの確保に努める。
２ 備蓄物資保管用スペースには、甲乙協議の上、支援物資等の備蓄を行う。
３ 甲が備蓄物資保管用スペースに備蓄する支援物資等は、ドームを含む市内での避難者等に使用する。

（有効期間）
第８条　本協定は、締結の日から平成 30 年３月 31 日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに１年間継続更新し、以後も同様とする。

（協定の改定）
第９条　本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）
第 10 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定める。

（協定の正本）
第 11 条　この協定を証するため、正本２通を作成し、甲乙各１通を保管する。

平成 29 年３月 31 日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区地行浜２丁目２番２号
福岡ソフトバンクホークス株式会社
代表取締役社長　後藤　芳光

覚　　書

市民局長（以下「甲」という。）と経済観光文化局長（以下「乙」という。）は，乙が管理する福岡競艇場の利用に関する協議を行った結果，次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は，地震や風水害，原子力災害等大規模災害（以下「大規模災害」という。）発生時において，福岡競艇場（福岡市中央区那の津１丁目７番５号 ）の施設を避難所等として利用することに関しての確認を目的とする。

（定義）

第２条　この覚書において大規模災害発生時に使用する施設は，以下各号に定める範囲とする。

なお，本条に定める施設以外の施設についても甲乙協議により，利用できるものとする。

(1)　スタンド棟
(2)　前売棟
(3)　外向発売所（通称『ペラボート福岡』）
(4)　女性こどもルーム棟
(5)　特別観覧施設（通称『ＲＯＫＵ』）
(6)　駐車場
(7)　競走水面

（施設利用要請の基準）

第３条　甲は，大規模災害発生時に次に掲げる事案が発生した場合，乙に対し施設の利用を要請する。

(1)　公共交通機関が停止し，多数の帰宅困難者が発生した場合
(2)　市内の離島から多数の避難者が発生した場合
(3)　支援物資を集積する場所が必要となった場合
(4)　前２号により，漁船等船舶の係留が必要となった場合
(5)　その他，甲が必要と認める場合

（施設の提供）

第４条　乙は，前条の要請を受けたときは，乙の業務に支障のない範囲において，甲に対し，施設を提供する。

（施設の運営）

第５条　施設の運営は，甲と乙が協力して行う。

（利用期間）

第６条　施設の利用期間は，施設利用開始の日から起算し，最大７日以内とする。ただし，甲乙協議により，引き続き施設の利用が可能であると判断した場合は，期間を延長することができる。

（経費の負担）
第７条　施設を利用した場合には，甲は次の経費を負担する。
(1)　光熱水費（実費相当額）
(2)　施設をき損又は汚損した場合における復旧に要する費用
(3)　施設の利用終了時の原状回復に要する費用
(4)　その他，施設の利用に乙が負担した費用
２　前項の経費の負担方法は，施設の利用終了後，甲乙で協議の上，決定する。
３　乙が負担した実費相当額について，甲は乙の請求に基づき速やかに支払う。

（有効期間）
第８条　本覚書は，締結の日から翌年３月３１日まで有効とする。ただし，甲，乙いずれからも改定の申し出がない場合は，更に１年間延長されるものとし，以後も同様とする。

（協議）
第９条　本覚書に関して疑義があるとき，又は本覚書に定めがない事項については，甲乙協議のうえ，決定する。

以上のとおり覚書が成立したことを証するため，本書２通を作成し，甲乙記名のうえ，各自１通を保有するものとする。

平成２９年３月１６日

甲　福岡市中央区天神１丁目８番１号
市民局長　井上　るみ　印

乙　福岡市中央区天神１丁目８番１号
経済観光文化局長　重光　知明　印

災害時における施設等の利用協力に関する協定（九州地方整備局）

福岡市長（以下「甲」という。）と国土交通省九州地方整備局長（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を、帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象となる乙が管理する施設等は、福岡第二合同庁舎（福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番７号）とし、受入れ場所及び備蓄物資の保管場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は 100 人とする。

（１）受入れ場所　福岡第二合同庁舎　２階　共用第４会議室

（２）受入れ場所　福岡第二合同庁舎　２階　共用第５会議室

（３）受入れ場所　福岡第二合同庁舎　２階　共用第６会議室

（４）備蓄物資の保管場所　福岡第二合同庁舎内

（５）前４号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

（１）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）施設等のトイレ、冷暖房等の提供

（３）備蓄物資の提供

（４）その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

２　乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認，利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

３　乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は、利用開始日から３日間以内とする。

２　甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第５条　乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第３条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

２　施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお，甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼す

ることができる。
３　施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。
（連絡）
第６条　乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。
（経費の負担）
第７条　施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第３条第１項第３号に規定する備蓄物資の提供にかかる経費及び提供した場合の補充に要する経費は、乙の負担とする。
（施設等の損害時等の対応）
第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上，経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。
（備蓄）
第９条　第３条第１項第３号に規定する備蓄物資は、食料（100 人×３食／日×３日分)、飲料水（100 人×３ﾘｯﾄﾙ／日×３日分)、毛布（100 人×１枚／人）及び簡易トイレ（100 人×７回／日×３日分）とし、賞味・消費期限が切れる分は計画的に補充を行うものとする。
（連絡責任者）
第 10 条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。
（有効期間）
第 11 条　この協定は、締結の日から平成 29 年３月 31 日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに１年間継続更新し、以後も同様とする。
（協定の改定）
第 12 条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。
（疑義等に関する協議）
第 13 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。
（協定の正本）
第 14 条　この協定を証するため、正本２通を作成し、甲乙各１通を保管する。

平成 28 年３月 24 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎（公印）

乙　福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番７号
国土交通省　九州地方整備局長　鈴木　弘之（公印）

災害時における施設等の利用協力に関する協定（九州農政局福岡支局）

福岡市長（以下「甲」という。）と九州農政局地方参事官（福岡支局長）（以下「乙」という。）は，地震，風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，災害発生時において，乙が管理する施設等を，帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象となる乙が管理する施設等は，九州農政局福岡支局（福岡市博多区住吉三丁目 17 番 21 号）とし，受入れ場所及び備蓄物資の保管場所は次のとおりとする。また，受入れ人数は 44 人とする。

（１）受入れ場所　九州農政局福岡支局第１会議室

（２）備蓄物資の保管場所　九州農政局福岡支局第２会議室の一部

（要請等）

第３条　甲は，災害発生時において，帰宅困難者に対して，次の各号について，乙に利用協力を要請することができる。

（１）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）施設等のトイレ，冷暖房等の提供

（３）備蓄物資の提供並びに乙が提供可能な食料，飲料水，毛布，簡易トイレ等の提供

（４）その他，帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

２　乙は，前項の規定による要請が行われた場合，施設等の安全確認，利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し，甲に回答する。

３　乙は，前項で利用可能と回答する場合，利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は，文書をもって行うものとする。ただし，緊急を要する場合には，口頭，電話，電子メール等によることができるものとし，事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し，通信の途絶等により要請を行うことができないとき，又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには，乙は，甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は，利用開始日から３日間以内とする。

２　甲は，前項の期間内であっても，代替受け入れ施設等の確保を行うなど，期間の短縮に努めるとともに，前項の期間を上限とし，帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際，甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに，乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう，甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について，やむを得ない事情があると認められる場合には，甲が乙に対し期間の延長を要請し，乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第５条　乙は，災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに，第３条の規定による要請を受けたときは，乙の業務に支障のない範囲において，協力を行う。

２　施設等の開設及び運営は，甲と乙が協力して行う。なお，甲は他の応急業務等のため，施設等の開設及び運営を行えない場合，乙に対し，開設及び運営の実施について依頼することができる。

３　施設等の照明及び空調等の維持管理は，乙が行う。

（報告）

第６条　乙は，この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは，原則として文書により甲に報告する。ただし，緊急を要する場合は，口頭，電話，電子メール等により報告し，事後，速やかに文書を提出する。

（経費の負担）

第７条　施設等の使用料は無償とし，施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第３条第１項第３号に規定する備蓄物資の提供にかかる経費及び提供した場合の補充に要する経費は，乙の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）

第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い，帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は，乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において，損害を与えた者が特定できない場合は，甲乙協議の上，経費負担について定めるものとする。ただし，災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（備蓄）

第９条　第３条第１項第３号に規定する備蓄物資は，食料（396 食），飲料水（396 リットル），寝袋（44 枚）及び簡易トイレ（132 枚以上）とし，平成 27 年度から 5 年間を目途に九州農政局の調達計画に基づき，段階的に備蓄するものとする。

２　前項に規定する備蓄物資において，賞味・消費期限が切れる分は，計画的に補充を行うものとする。

（連絡責任者）

第 10 条　甲及び乙は，この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう，連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職，氏名を予め指定し，それぞれお互いに通知する。

（有効期間）

第 11 条　この協定は，締結の日から平成 29 年３月 31 日まで有効とし，甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り，同一の内容をもってさらに１年間継続更新し，以後も同様とする。

（協定の改定）

第 12 条　この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）

第 13 条　この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第14条　この協定を証するため，正本２通を作成し，甲乙各１通を保管する。

平成28年３月31日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎　（印）

乙　福岡市博多区住吉三丁目17番21号
九州農政局地方参事官（福岡支局長）
林　淳一　（印）

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市長（以下「甲」という。）と福岡合同庁舎管理庁　福岡財務支局長（以下「乙」という。）は，地震，風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，災害発生時において，乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象となる乙が管理する施設等は，福岡合同庁舎（福岡市博多区博多駅東二丁目 11 番 1 号）とし，受入場所は次のとおりとする。また，受入れ人数は３５０人とする。

（１）受入れ場所　福岡合同庁舎本館　１階ロビー
　　地下食堂

（２）受入れ場所　福岡合同庁舎新館　１階ロビー

（３）前２号に掲げるもののほか，甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は，災害発生時において，帰宅困難者に対して，次の各号について，乙に利用協力を要請することができる。

（１）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）施設等のトイレ，冷暖房等の提供

（３）その他，帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

２　乙は，前項の規定による要請が行われた場合，施設等の安全確認，利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し，甲に回答する。

３　乙は，前項で利用可能と回答する場合，利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は，文書をもって行うものとする。ただし，緊急を要する場合には，口頭，電話，電子メール等によることができるものとし，事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し，通信の途絶等により要請を行うことができないとき，又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには，乙は，甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は，利用開始日から３日間以内とする。

２　甲は，前項の期間内であっても，代替受け入れ施設等の確保を行うなど，期間の短縮に努めるとともに，前項の期間を上限とし，帰宅困難者を他の施設に移転

させなければならない。その際，甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに，乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう，甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について，やむを得ない事情があると認められる場合には，甲が乙に対し期間の延長を要請し，乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第５条　乙は，災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに，第３条の規定による要請を受けたときは，乙の業務に支障のない範囲において，協力を行う。

２　施設等の開設及び運営は，甲と乙が協力して行う。なお，甲は他の応急業務等のため，施設等の開設及び運営を行えない場合，乙に対し，開設及び運営の実施について依頼することができる。

３　施設等の照明及び空調等の維持管理は，乙が行う。

（連絡）

第６条　乙は，この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは，原則として文書により甲に報告する。ただし，緊急を要する場合は，口頭，電話，電子メール等により連絡し，事後，速やかに文書を送付する。

（経費の負担）

第７条　施設等の使用料は無償とし，施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は，乙の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）

第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い，帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は，乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において，損害を与えた者が特定できない場合は，甲乙協議の上，経費負担について定めるものとする。ただし，災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は，この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう，連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職，氏名を予め指定し，それぞれお互いに通知する。

（有効期間）

第 10 条　この協定は，締結の日から平成 30 年３月 31 日まで有効とし，甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り，同一の内容をもってさらに１年間継続更新し，以後も同様とする。

（協定の改定）
第 11 条　この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）
第 12 条　この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 13 条　この協定を証するため，正本２通を作成し，甲乙各１通を保管する。

平成 30 年３月 27 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎　（公印）

乙　福岡市博多区博多駅東二丁目 11 番１号
合同庁舎管理庁
福岡財務支局長　森山　茂樹　（公印）

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市長（以下「甲」という。）と長松山 光薫寺（以下「乙」という。）は，地震，風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，災害発生時において，乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象となる乙が管理する施設等は，光薫寺（福岡市博多区山王一丁目11番１号）とし，受入場所は次のとおりとする。また，受入れ人数は144人とする。

（１）光薫寺１階　広間（131.67㎡）

（２）光薫寺２階　多目的ホール（47.25㎡），客殿（39.76㎡），第二本堂（25.2㎡）

（３）光薫寺３階　会議室（44.11㎡）

（４）前２号に掲げるもののほか，甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は，災害発生時において，帰宅困難者に対して，次の各号について，乙に利用協力を要請することができる。

（１）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）施設等のトイレ，冷暖房等の提供

（３）その他，帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

２　乙は，前項の規定による要請が行われた場合，施設等の安全確認，利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し，甲に回答する。

３　乙は，前項で利用可能と回答する場合，利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は，文書をもって行うものとする。ただし，緊急を要する場合には，口頭，電話，電子メール等によることができるものとし，事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し，通信の途絶等により要請を行うことができないとき，又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには，乙は，甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は，利用開始日から３日間以内とする。

２　甲は，前項の期間内であっても，代替受け入れ施設等の確保を行うなど，期間の短縮に努めるとともに，前項の期間を上限とし，帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際，甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに，乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう，甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について，やむを得ない事情があると認められる場合には，甲が乙に対し期間の延長を要請し，乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第５条　乙は，災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに，

第３条の規定による要請を受けたときは，乙の業務に支障のない範囲において，協力を行う。

２　施設等の開設及び運営は，甲と乙が協力して行う。なお，甲は他の応急業務等のため，施設等の開設及び運営を行えない場合，乙に対し，開設及び運営の実施について依頼することができる。

３　施設等の照明及び空調等の維持管理は，乙が行う。

（連絡）

第６条　乙は，この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは，原則として文書により甲に報告する。ただし，緊急を要する場合は，口頭，電話，電子メール等により連絡し，事後，速やかに文書を送付する。

（経費の負担）

第７条　施設等の使用料は無償とし，施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は，乙の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）

第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い，帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は，乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において，損害を与えた者が特定できない場合は，甲乙協議の上，経費負担について定めるものとする。ただし，災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は，この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう，連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職，氏名を予め指定し，それぞれお互いに通知する。

（有効期間）

第 10 条　この協定は，締結の日から平成 31 年３月 31 日まで有効とし，甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り，同一の内容をもってさらに１年間継続更新し，以後も同様とする。

（協定の改定）

第 11 条　この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）

第 12 条　この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

（協定の正本）

第 13 条　この協定を証するため，正本２通を作成し，甲乙各１通を保管する。

平成 30 年 5 月 29 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎　（公印）

乙　福岡市博多区山王一丁目 11 番１号
　　長松山　光薫寺　小林　要慈（公印）

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市長（以下「甲」という。）と福岡第一法務総合庁舎管理庁　福岡法務局長（以下「乙」という。）は，地震，風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，災害発生時において，乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象となる乙が管理する施設等は，福岡第一法務総合庁舎（福岡市中央区舞鶴三丁目５番２５号）とし，受入場所は次のとおりとする。また，受入れ人数は６４人とする。

（１）受入れ場所　福岡第一法務総合庁舎　４階大会議室

（２）前号に掲げるもののほか，甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は，災害発生時において，帰宅困難者の施設等利用に関する次の各号について，乙に利用協力を要請することができる。

（１）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）施設等のトイレ，冷暖房等の提供

（３）備蓄物資の提供

（４）その他，帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

２　乙は，前項の規定による要請が行われた場合，施設等の安全確認，利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し，甲に回答する。

３　乙は，前項で利用可能と回答する場合，利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は，文書をもって行うものとする。ただし，緊急を要する場合には，口頭，電話，電子メール等によることができるものとし，事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し，通信の途絶等により要請を行うことができないとき，又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには，乙は，甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は，利用開始日から２日間以内とする。

２　甲は，前項の期間内であっても，代替受け入れ施設等の確保を行うなど，期間の短縮に努めるとともに，前項の期間を上限とし，帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際，甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行う

とともに，乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう，甲の責任において最大限の配慮を行う。
３　本条第１項の期間について，やむを得ない事情があると認められる場合には，甲が乙に対し期間の延長を要請し，乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）
第５条　乙は，災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに，第３条の規定による要請を受けたときは，乙の業務に支障のない範囲において，協力を行う。
２　施設等の開設及び運営は，甲と乙が協力して行う。なお，甲は他の応急業務等のため，施設等の開設及び運営を行えない場合，乙に対し，開設及び運営の実施について依頼することができる。
３　施設等の照明及び空調等の維持管理は，乙が行う。

（連絡）
第６条　乙は，この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは，原則として文書により甲に連絡する。ただし，緊急を要する場合は，口頭，電話，電子メール等により連絡し，事後，速やかに文書を送付する。

（経費の負担）
第７条　施設等の使用料は無償とし，施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第３条第１項第３号に規定する備蓄物資の提供に要する経費及び提供した場合の補充に要する経費は，乙の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い，帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は，乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において，損害を与えた者が特定できない場合は，甲乙協議の上，経費負担について定めるものとする。ただし，災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（備蓄）
第９条　第３条第１項第３号に規定する備蓄物資は，食料（１９２食），飲料水（500ミリペットボトル３８４本），アルミブランケット（６４枚），エアマット（６４枚）及び簡易トイレ（３２０枚）とする。
２　前項に規定する備蓄物資において，賞味・消費期限が切れる分は，計画的に補充を行うものとする。

（連絡責任者）
第 10 条　甲及び乙は，この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう，連絡

調整及び指示を行う連絡責任者の役職，氏名をあらかじめ指定し，それぞれお互いに通知する。

（有効期間）

第 11 条　この協定は，締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで有効とし，甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り，同一の内容をもって更に１年間継続更新し，以後も同様とする。

（協定の改定）

第 12 条　この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）

第 13 条　この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

（協定の正本）

第 14 条　この協定を証するため，正本２通を作成し，甲乙各１通を保管する。

平成 30 年 5 月 31 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区舞鶴三丁目 5 番 25 号
福岡第一法務総合庁舎管理庁
福岡法務局長　鎌倉　克彦

災害時における施設の利用協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と紙与不動産株式会社（以下「乙」という。）は，地震，風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，災害発生時において，乙が所有する施設等を一時退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となる施設等は，乙が所有する福岡市博多区博多駅中央街７番 21 号「紙与博多中央ビル」内の次の各号に掲げる範囲とし，受け入れ人数は最大 40 人とする。

（１）１階風除室，エントランスホール，ＥＶホール計 80 ㎡

（２）地下１階防災備蓄倉庫（10 ㎡以上）

（３）１階男子トイレ１か所，女子トイレ１か所，みんなのトイレ１か所

（４）前３号に掲げるもののほか，甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第３条　甲は，災害発生時において，帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して，次の各号について，乙に利用協力を要請することができる。

（１）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）施設等のトイレ，冷暖房等の提供

（３）第９条第２項に規定する備蓄物資及び乙が提供可能な食糧，飲料水，毛布等の提供

（４）その他帰宅困難者に有益な情報等の提供

２　乙は，前項の規定による要請が行われた場合，施設等及び周辺の安全確認，利用状況及び利用予定等を考慮したうえで利用の可否を判断し，甲に回答する。

３　乙は，前項で利用可能と回答する場合，利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は，文書をもって行うものとする。ただし，緊急を要する場合には，口頭，電話，電子メール等によることができるものとし，事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し，通信の途絶等により要請を行うことができないとき，又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには，乙は，甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は，利用開始から３日間以内とする。

２　甲は，前項の期間内であっても，代替受け入れ施設等の確保を行うなど，期間の短縮に努めるとともに，前項の期間を上限とし，帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際甲は，帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに，乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように，甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について，やむを得ない事情があると認められる場合には，甲が乙に対し期間の延長を要請し，乙が認めた場合に，延長することができる。その場合第３条第１項（３）は可能な範囲とする。

（開設及び運営）
第５条　乙は，災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに，第３条の規定による要請を受けたときは，乙の施設等の運営に支障のない範囲において，協力を行う。
２　災害時における施設等の開設及び運営は，甲と乙が協力して行う。なお，甲は他の応急業務等のため施設の開設及び運営を行えない場合，乙に対し，開設及び運営について依頼することができる。
３　施設の照明及び空調等の維持管理は，乙が行う。

（報告）
第６条　乙は，この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは，原則として文書により甲に報告する。ただし，緊急を要する場合は，口頭，電話，電子メール等により報告し，事後，速やかに文書を提出する。

（経費の負担）
第７条　施設等の使用料は無償とし，施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び乙の職員にかかる人件費等の経費並びに第９条に規定する備蓄にかかる経費は，乙が負担する。ただし，甲からの要請に基づき第９条に規定する備蓄品を提供した場合の補充に要する費用は，甲が負担する。

（施設等の損害時等の対応）
第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い，帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る費用は，乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において，損害を与えた者が特定できない場合は，甲乙が協議のうえ，経費負担について定めるものとする。だたし，災害により生じた損害についてはこの限りでない。

（備蓄）
第９条　乙は，災害時の帰宅困難者が使用する備蓄物資を，地下１階防災備蓄倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は，水 400ℓ（500ml ボトル 800 本），非常食 400 食分，毛布又はブランケット 45 人分とする。乙は備蓄品が消費期限切れとなる前に定期的な補充，入替を行う。
３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は，帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）
第 10 条　甲及び乙は，この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう，連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し，それぞれ通知する。

（有効期限）
第 11 条　この協定は，締結の日から平成 31 年３月 31 日まで有効とする。ただし，甲乙いずれからも協定解消の申し出がない限り，同一の内容をもってさらに１年間継続更新し，以降も同様とする。
　なお，協定解消を申し出る場合，博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

（協定の改定）
第 12 条　この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙はこの協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，

誠意をもって協議に応じるものとする。
　なお，協定の改定を申し出る場合，博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

（協議）
第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は，誠意をもって甲乙協議のうえ，決定する。

以上，この協定の締結を証するため，正本２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各１通を保有する。

平成 30 年 9 月 12 日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
　　福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市中央区天神一丁目１２番１４号
　　紙与不動産株式会社
　　代表取締役社長　渡邉　與之

災害時における施設等の提供協力に関する協定（近鉄博多ビル）

福岡市（以下「甲」という。）及び三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市博多区博多駅東２丁目１番１号「近鉄博多ビル」内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大５０人とする。

（１）　近鉄博多ビル地下１階広場（１００㎡）

（２）　近鉄博多ビル地下１階防災備蓄倉庫（１０㎡以上）

（３）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

（１）　施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）　施設等のトイレ等の提供（第２条に定める最大受け入れ人数を上限とする）

（３）　第９条第２号に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供

（４）　その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

２　乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

３　乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第２項に記すとおりに利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）
第４条　前条第３項の期間は、利用開始日から３日間以内とする。
２　甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
３　本条第１項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）
第５条　乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第３条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。
２　災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
３　施設等の照明等の維持管理は、乙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

（報告）
第６条　乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）
第７条　施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第９条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第９条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（備蓄）
第９条　乙は、災害時の備蓄物資を地下１階防災備蓄倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、水４５０リットル、非常食４５０食分、毛布又はブランケット５０人分、簡易トイレ１個の備蓄を行うものとし、消費期限が切

れる分は乙が計画的に補充を行う。
３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）
第１０条　甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

（有効期間）
第１１条　この協定は、締結の日から令和２年３月３１日まで有効とし、甲、乙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに１年間継続更新し、以後も同様とする。

（協定の改定）
第１２条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の１月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）
第１３条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定める。

（協定の正本）
第１４条　この協定を証するため、正本２通を作成し、甲、乙、各１通を保管する。

令和３年１０月１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
支配人　不動産管理部長　岡本　泰典

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、乙が所有する福岡市博多区博多駅前二丁目 8 番 12 号「ザ･ブラッサム博多ビル」内の施設等の利用協力について必要な事項を定める。

（対象事項）

第２条　この協定は、次の各号に掲げる事項を対象とする。

（１）災害援助並びに災害復旧業務等に従事する他都市からの応援職員（以下「応援職員」という。）及び、被災した要配慮者（以下「要配慮者」という。）の受入れ

（２）帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）の受入れ

（対象範囲）

第３条　前条第１項第１号の対象となる施設等は、次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は乙の業務に支障のない範囲で可能な限りの人数とする。

（１）客室

（２）前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　前条第１項第２号の対象となる施設等は、次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は最大 40 人とする。

（１）エントランスホール・エレベーターホール（45 ㎡）

（２）ロビー（35 ㎡以上）

（３）前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第４条　甲は、災害発生時において、第２条第１項第１号の事項に係る次の各号の利用協力を、乙に要請することができる。

（１）応援職員及び要配慮者への客室の提供

（２）施設等のトイレ、浴場、冷暖房等の提供

（３）毛布、タオル、館内着、アメニティ等のホテル備品の提供

（４）その他、応援職員及び要配慮者に有益な情報等の提供

２　甲は、災害発生時において、第２条第１項第２号の事項に係る次の各号の利用協力を、乙に要請することができる。

（１）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）施設等のトイレ、冷暖房等の提供

（３）第 10 条第２項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供

（４）その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

３　乙は、前２項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

４　乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

5　本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、本条第１項に係る要請及び回答は、甲と旅行業者が別途締結している「災害時における他都市からの応援職員等の宿泊し施設等の確保に関する協定書」（以下「宿泊施設協定」という。）に基づき、旅行業者を通じて行うものとする。
6　前条の規定について、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
7　甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）
第５条　前条第１項に係る利用期間は、乙の業務に支障のない範囲において、可能な限りの期間とする。
2　前条第２項に係る期間は、利用開始日から３日間以内とする。
3　甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
4　本条第２項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）
第６条　乙は、災害時に速やかに協力態勢の確保に努めるとともに、第４条第１項及び第２項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。
2　第４条第１項に係る施設等の開設及び運営は、乙が行う。
3　第４条第２項に係る施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
3　施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

（報告）
第７条　乙は、この協定に基づく協力を実施したときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、第４条第１項に係る報告は、宿泊施設協定に基づき、旅行業者を通じて行うものとする。
2　前項に規定について、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）
第８条　第４条第１項に係る施設等の使用料は、当該ホテルにおける運営開始以降の各客室の最低料金とする。なお、応援職員の使用料は当該施設を使用したものが負担し、要配慮者の使用料は甲が負担する。
2　第４条第２項に係る施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第 10 条に規定する備蓄に係る経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第 10 条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第９条　第４条第１項及び第２項の規定による応援職員、要配慮者並びに帰宅困難者の受入れに伴い、応援職員、要配慮者並びに帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲及び乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（備蓄）
第 10 条　乙は、災害時の備蓄物資を防災備蓄倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、食料、飲料水、毛布、簡易トイレとし、第３条第２項に規定する人数の３日分を下限とする。
３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

（有効期間）
第 12 条　この協定は、締結の日から令和２年３月 31 日まで有効とし、甲及び乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに１年間継続更新し、以後も同様とする。

（協定の改定）
第 13 条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲及び乙はこの協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（損害等の対応）
第 14 条　甲及び乙は、災害時、甲及び乙の責めに帰さない事由により、応援職員、要配慮者並びに帰宅困難者に損害が生じた場合、賠償等の対応については、その責任と負担について都度協議を行うものとする。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議に応じるものとする。

（守秘義務）
第 15 条　甲及び乙は、本協定の内容の機密を保持し、事前に相手方からの承諾を得ることなく、これらを第三者に開示・遺漏してはならない。ただし、乙が施設等の運営を委託する会社に対してはこの限りでない。
２　甲及び乙は、第三者へ開示を希望する場合は書面により申し出を行い、申し出を受けた者は書面にて必ず回答するものとする。

（疑義等に関する協議）
第 16 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議の上定める。

（協定の正本）
第17条　この協定を証するため、正本２通を作成し、甲、乙各１通を保管する。

令和元年９月25日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区博多駅前三丁目２５番２１号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長　青柳　俊彦

災害時における施設等の提供協力に関する協定（九勧承天寺通りビル）

福岡市（以下「甲」という。）及び九州勧業株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市博多区博多駅前一丁目１３番１号「九勧承天寺通りビル」内の次の各号に掲げる範囲とする。

（１）　１階　エントランスホール・風除室（約７０㎡）受け入れ人数２２名

（２）　１階外部　ピロティ（約１４０㎡）一時退避用・受け入れ人数４８名

（３）　地下１階防災備蓄倉庫（約３５㎡以上）

（４）　前３号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

（１）　施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）　施設等のトイレ等の提供（第２条に定める最大受け入れ人数を上限とする）

（３）　第９条第２号に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供

（４）　その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

２　乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

３　乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第２項に記すとおりに利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）
第４条　前条第３項の期間は、利用開始日から３日間以内とする。
２　甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
３　本条第１項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）
第５条　乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第３条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。
２　災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
３　施設等の照明等の維持管理は、乙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

（報告）
第６条　乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）
第７条　施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第９条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第９条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（備蓄）
第９条　乙は、災害時の備蓄物資を地下１階防災備蓄倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、水１９８リットル、非常食１９８食分、毛布２２人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙が計画的に補充を行う。

３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）

第１０条　甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

（有効期間）

第１１条　この協定は、締結の日から令和３年３月３１日まで有効とする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲、乙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに１年間継続更新し、以後も同様とする。

（協定の改定）

第１２条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の１月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）

第１３条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定める。

（協定の正本）

第１４条　この協定を証するため、正本２通を作成し、甲、乙、各１通を保管する。

令和２年４月１６日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区店屋町８番２４号
九州勧業株式会社
代表取締役社長　太田　禎郎

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）とジーピーエム株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害発生時において帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）のために、乙が所有する施設等を一時退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　本協定の対象となる施設等は、乙が所有する福岡県福岡市博多区東那珂１－４－３ジーピーエム株式会社九州支店内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大５０人とする。

（１）３階会議室、女性更衣室、備蓄他倉庫　計 100 ㎡

（２）３階男女共用トイレ、２階男子トイレ、２階女子トイレ

（３）前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第３条　甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

（１）第２条に掲げる施設等への帰宅困難者の一時受け入れ

（２）第２条に掲げる施設等のトイレ、冷暖房、電気設備の提供

（３）第９条第２項に規定する備蓄物資及び乙が提供可能な食糧、飲料、毛布等の提供

（４）その他帰宅困難者に有益な情報等の提供

（５）第２条に掲げる施設の近隣に所在する避難所や帰宅困難者受入施設等へ、第９条に規定する備蓄品の提供

２　乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等及び周辺の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

３　乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は、利用開始から３日間以内とする。

２　甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限として、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対して期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）
第５条　乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第３条の規定による要請を受けたときは、乙の施設等の運営及び業務に支障のない範囲において、協力を行う。
２　災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため施設の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営について、依頼することができる。
３　施設の照明及び空調等の設備の維持管理は、乙が行う。

（報告）
第６条　乙は、この協定に基づく帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。但し、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）
第７条　施設等の使用料は無償とし、施設等の付帯設備の使用に係る光熱水費及び乙の職員にかかる人件費等の経費ならびに第９条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。但し、甲からの要請に基づき第９条に規定する備蓄品を提供した場合の補充に要する費用は、甲が負担する。

（施設等の損害時等の対応）
第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る費用は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。但し、災害により生じた損害についてはこの限りでない。

（備蓄）
第９条　乙は、災害時に帰宅困難者が使用する備蓄物資を、３階備蓄倉庫に保管するものとする。
２　備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は備蓄物資が消費期限切れとなる前に定期的な補充、入替を行う。
（１）水 450ℓ（500ml ボトル 900 本）
（２）簡易毛布 50 人分（アルミブランケット）
（３）携帯トイレ 450 個（凝固剤 10g 使用）
（４）非常食 50 人分（450 食分）
３　乙が備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）
第 10 条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

（有効期限）
第 11 条　本協定は、締結の日から令和３年３月３１日まで有効とする。但し、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもって、さらに１年間継続更新し、以降も同様とする。

（協定の改定）
第 12 条　本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の１カ月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）
第13条　本協定に関する疑義、または本協定に定めがない事項については、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、本協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

令和２年５月２２日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　髙島　宗一郎

乙　兵庫県姫路市千代田町７３１番地１

ジーピーエム株式会社
代表取締役社長　有川裕之

災害時における施設等の提供協力に関する協定（博多深見パークビルディング）

福岡市（以下「甲」という。）、深見達之（以下、「乙」という。）及び三菱地所株式会社（以下「丙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙及び丙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、乙及び丙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象範囲となる乙及び丙の所有する施設等は、福岡市博多区博多駅前４丁目１４番１号「博多深見パークビルディング」内の次の各号に掲げる範囲とする。

（１）　１階エントランスホール・風除室（約３６㎡）帰宅困難者を１８名受け入れ

（２）　２階広場（約１４０㎡）一時的な避難者を７０名受け入れ

（３）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙及び丙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙及び丙に利用協力を要請することができる。

（１）　施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）　施設等のトイレ等の提供（第２条第１項第１号に定める受け入れ人数を上限とする）

（３）　第９条第２項に規定する備蓄物資並びに乙及び丙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供

（４）　その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

２　乙及び丙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

３　乙及び丙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙及び丙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙及び丙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙及び丙は、甲の要請を待たずに、本条第２項に記すとおりに利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）
第４条　前条第３項の期間は、利用開始日から３日間以内とする。
２　甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙及び丙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
３　本条第１項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙及び丙に対し期間の延長を要請し、乙及び丙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）
第５条　乙及び丙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第３条の規定による要請を受けたときは、乙及び丙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。
２　災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙及び丙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙及び丙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
３　施設等の照明等の維持管理は、乙及び丙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

（報告）
第６条　乙及び丙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）
第７条　施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第９条に規定する備蓄にかかる経費は、乙及び丙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第９条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙及び丙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙及び丙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（備蓄）
第９条　乙及び丙は、災害時の備蓄物資を２階倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、水 120 リットル、非常食 180 食分、毛布・

サバイバルシート 20 人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙及び丙が計画的に補充を行う。

３　乙及び丙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）

第１０条　甲、乙及び丙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

（有効期間）

第１１条　この協定は、締結の日から令和３年１２月３１日まで有効とする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲、乙及び丙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに１年間継続更新し、以後も同様とする。

（協定の改定）

第１２条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙及び丙は本協定の有効期間の１月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙及び丙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）

第１３条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙協議の上定める。

（協定の正本）

第１４条　この協定を証するため、正本３通を作成し、甲、乙及び丙各１通を保管する。

令和３年２月１５日

甲　福岡県福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙
深見　達之

丙　福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号
三菱地所株式会社
九州支店長　　渡邉　眞幸

災害時における徒歩帰宅者等への支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及びＴｕｎａｇｕ株式会社（以下「乙」という。）は災害時における徒歩帰宅者等への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、福岡市域内で地震等の災害（水害を除く。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、交通機関が途絶し、やむを得ず徒歩で帰宅する者又は停電等により電力の供給停止を受けた地域の住民に対して必要な支援を行うことにより、災害時における迅速かつ円滑な救援活動を支援するため必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条　甲は、災害時において、乙に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。乙は事業所（福岡市早良区有田８丁目４番３号）内の安全性を十分に確認した上で支援を実施するものとする。

（１）　乙の事業所において、徒歩帰宅者等に対し、一時的な休憩所として必要な空間、電力（乙に設置する非常用発電機により発電した電力を含む。以下同じ。）、水道水及びトイレを提供すること。

（２）　乙の事業所において、徒歩帰宅者等に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の災害に関する情報等を提供すること。

２　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第３条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、当該要請内容に応じた支援を行うものとする。

２　前項の規定に関わらず、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第４条　前条に規定する乙の事業所は「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲及び乙が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

２　乙は「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

（経費の負担）

第５条　第２条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定の破棄）

第７条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第９条　この協定の効力は、協定締結後１年間とし、甲又は乙のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

２　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の２者が記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年３月９日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡県福岡市早良区小田部７丁目７番16号
Ｔｕｎａｇｕ株式会社
代表取締役　　玉田　隆介

災害時における施設等の提供協力に関する協定（天神ビジネスセンター）

福岡市（以下「甲」という。）、福岡地所株式会社及び株式会社ジャパネットホールディングス（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　この協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市中央区天神一丁目１０番２０号「天神ビジネスセンター」内の次の各号に掲げる範囲とする。なお、次の第１号及び第２号に掲げる範囲については、別紙図面に示すとおりとする。

（１）　１階アトリウム（約１１０㎡）最大受け入れ人数５５名

（２）　２階オフィスエントランス（約２９０㎡）最大受け入れ人数１４５名

（３）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第３条　甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

（１）　施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２）　施設等のトイレ等の提供（第２条に定める最大受け入れ人数を上限とする）

（３）　第９条第２項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供

（４）　その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

２　乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

３　乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第２項に記すとおりに利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は、利用開始日から３日間以内とする。

２　甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙

と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
３　本条第１項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）
第５条　乙は、災害発生時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第３条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。
２　災害発生時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
３　施設等の照明等の維持管理は、乙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

（報告）
第６条　乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）
第７条　施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第９条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第９条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（備蓄）
第９条　乙は、災害発生時の備蓄物資を地下２階倉庫及び１階倉庫（これらの備蓄倉庫の位置は別紙図面に示すとおり。）に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、水１，８００リットル、非常食６００食分、毛布・サバイバルシート２００人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙が計画的に補充を行う。
３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）
第１０条　甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

（有効期間）
第１１条　この協定は、締結の日から令和４年９月３０日まで有効とする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲、乙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに１年間継続更新し、以後も同様とする。
なお、協定解消を申し出る場合、天神明治通り地区地区計画について事前に協議を行う。

（協定の改定）
第１２条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の１月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。
なお、協定の改定を申し出る場合、天神明治通り地区地区計画について事前に協議を行う。

（地位の承継）
第１３条　乙は、乙が所有する施設等を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）
第１４条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定める。

（協定の正本）
第１５条　この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和３年９月３０日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区住吉一丁目２番２５号
福岡地所株式会社
代表取締役　榎本　一郎

長崎県佐世保市日宇町２７８１
株式会社ジャパネットホールディングス
代表取締役　髙田　旭人

災害時における施設等の提供協力に関する協定（天神地下街）

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡地下街開発株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により鉄道等公共交通機関が運行停止の状態になり、帰宅することが困難となったもの（以下「帰宅困難者」という。）に対して、乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害発生時において、乙の所有する施設等を帰宅困難者の退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第２条　本協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市中央区天神２丁目地下１・２・３号「天神地下街」内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大 1,650 名とする。

（１）別添１に示す地下１階の地下広場（約 3,300 ㎡）

（２）前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第３条　甲は災害による帰宅困難者が発生したとき、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

（１） 施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（２） 施設等の水道水、トイレ、照明、及び空調等の提供

（３） 施設等の自動販売機内の飲料水（約 1,000 本）の提供

２　乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

３　乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

４　本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、及び電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

５　甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第２項に記すとおりに利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第４条　前条第３項の期間は、原則として利用開始日から 24 時間以内とする。

２　甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させ

なければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

３　本条第１項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第５条　乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第３条の規定による要請を受けたときは、乙の施設管理に支障のない範囲において、協力を行う。

２　災害時における退避施設の開設は、甲と乙が協力して行う。

３　災害時における退避施設の運営は甲が行う。なお、乙は、可能な範囲内において、甲の運営を側面的に支援する。

（報告）

第６条　本協定第３条第５項に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、乙は原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）

第７条　第２条及び第３条第１項に定める施設等の使用料は無償とし、その附帯設備の使用に係る経費は、乙の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）

第８条　第３条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

（有効期間）

第 10 条　本協定は、締結の日から令和４年３月３１日まで有効とする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに１年間継続更新し、以後も同様とする。

（協定の改定）

第 11 条　本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の１か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、

甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（疑義等に関する協議）
第 12 条　本協定に関する疑義、又は本協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

以上、本協定の締結を証するため、正本２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

令和３年１１月１０日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区天神一丁目６番８号
福岡地下街開発株式会社
代表取締役社長　三角　正文

災害時における施設等の提供協力に関する協定（博多イーストテラス）

福岡市（以下「甲」という。）と三井住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市博多区博多駅東１丁目１８番３３号「博多イーストテラス」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　１階エントランスホール（約 110 ㎡）最大受け入れ人数 50 名

（２）　前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（６）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第 12 条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第 12 条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（損害賠償）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（災害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。

２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）
第 12 条　乙は、災害発生時の備蓄物資を１階倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。
（１） 水 450L（1.5L ボトル×300 本）
（２） 非常食 450 食（50 人×３回/日×3 日分）
（３） 毛布 50 人分
（４） 携帯トイレ（便袋）600 セット（50 人×4 回/日×３日分）
（５） 敷物（ビニールシート等）
３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）
第 13 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 14 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 15 条　甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

（有効期限と見直し）
第 16 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 17 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）
第 18 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 19 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和４年８月１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行株式会社
東京都港区芝三丁目 33 番１号
支配人　森本　新吾

災害時における施設等の提供協力に関する協定（エフビル・エフビルウイング）

福岡市（以下「甲」という。）と有限会社キューベックス（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市博多区博多駅東三丁目１３番２１号「エフビル・エフビルウイング」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　１階ビル共用部（約 117 ㎡）最大受け入れ人数２０名

（２）　２～４階ビル共用部（約 63 ㎡）最大受け入れ人数１０名／階

（３）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（６）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第 12 条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第 12 条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（損害賠償）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（災害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。

２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）

第 12 条　乙は、災害発生時の備蓄物資をエフビル及びＭＦビル（福岡市博多区比恵町８番３３号）の各倉庫等に保管するものとする。

２　前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

（１）　水　４５０Ｌ（５００mL ボトル×３００本、２Ｌボトル×１５０本）

（２）　非常食　４５０食（５０人×３回／日×３日分）

（３）　アルミブランケット　５０人分

（４）　簡易トイレ　７５０回分（５０人×５回／日×３日分）

（５）　ブルーシート、ウェットティッシュ、手指消毒液等

３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）

第 13 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）

第 14 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第 15 条　甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

（有効期限と見直し）

第 16 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）

第 17 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）

第 18 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）

第 19 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和４年１２月１６日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　髙島 宗一郎

乙　　福岡市博多区博多駅東三丁目１３番２１号

有限会社キューベックス
代表取締役　藤嶋 正美

災害時における施設等の提供協力に関する協定（コンフォートホテル博多）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社グリーンズ（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市博多区博多駅前二丁目１番１号「コンフォートホテル博多」）のうち次に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　１階ロビースペース（103.9 ㎡）　最大受け入れ人数 40 名

（２）　前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（支援内容）

第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全

部又は一部を行うものとする。

（１） 帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。

（２） 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。

（３） 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。

（４） その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）

第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）

第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１） 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２） 乙の施設が、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合

（３） 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合

（４） その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）

第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

（損害賠償）

第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（災害補償）

第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。

２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（定期的な訓練）

第 12 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 13 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 14 条　甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

（有効期限と見直し）
第 15 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（疑義等に関する協議）
第 16 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 17 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和４年１２月１９日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　三重県四日市市浜田町５番３号
株式会社グリーンズ
代表取締役社長　　村木　雄哉

災害時における施設等の提供協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と大名プロジェクト特定目的会社（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙が所有する施設（福岡市中央区大名二丁目６番５０号「福岡大名ガーデンシティ」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　3 階オフィススカイロビー（約 200 ㎡）最大受け入れ人数 100 名

（２）　3 階カンファレンスラウンジ（約 100 ㎡）最大受け入れ人数 50 名

（３）　4 階ラウンジ、会議室 4、5（約 210 ㎡）最大受け入れ人数 105 名

（４）　4 階 VIP 会議室（約 90 ㎡）最大受け入れ人数 45 名

（５）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
（３）　施設の自動販売機内の飲料水（900L 分）の提供
（４）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（５）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（６）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（７）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第 12 条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（損害賠償）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（災害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した

者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）
第 12 条　乙は、災害発生時の備蓄物資を地下１階および 14 階倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。
（１）水 1800L（2L ボトル×900 本）
（２）非常食 2700 食
（３）毛布 150 人分、サバイバルシート 150 人分
３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）
第 13 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 14 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 15 条　甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

（有効期限と見直し）
第 16 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 17 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。
３　前二項の規定にかかわらず、乙は、乙及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「信託受託者（ホテル）」という。）の間の 2023 年 3 月 31 日付不動産管理処分信託契約書並びに乙及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「信託受託者（複合施設）」といい、信託受託者（ホテル）とあわせて「信託受託者」という。）の間の 2021 年 9 月 22 日付停止条件付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む）に基づき、提案施設（旧大名小学校跡地活用事業に関する事業契約書に定義する。）に係る区分所有権を各信託受託者に譲渡（以下「本信託譲渡」という。）する場合には、当該各信託受託者に対して、この協定に基づく乙の地位及び権利・義務を提案施設の共用部分等に係る各信託受託者の共有持分割合（以下「共有持分割合」という。）

に応じて承継させることができ、甲は当該各承継にこの協定の締結をもって承諾する。なお、本信託譲渡後は、各信託受託者が、この協定に基づく義務を共有持分割合に応じて履行し、この協定に関して資本的支出その他の費用の負担を要する場合には、信託受託者は共有持分割合に応じてそれを負担する。また、信託受託者は、第三者をして、この協定に基づく義務を履行させることができる。

（疑義等に関する協議）

第 18 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）

第 19 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和５年３月 31 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区天神一丁目 13 番 2 号
大名プロジェクト特定目的会社
取締役　藤本　周二

災害時における施設等の提供協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と宗教法人警固神社（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市中央区天神二丁目２番２０号「警固神社社務所ビル」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　４階斎館　延喜（５２５㎡）最大受け入れ人数２５０名

（２）　５階斎館　嘉辰（５２５㎡）最大受け入れ人数２５０名

（３）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として１日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（６）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　第３条第１項に定める施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

（施設等の損害時等の対応）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（定期的な訓練）
第 12 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 13 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 14 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 15 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（疑義等に関する協議）
第 16 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 17 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和５年 12 月 22 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区天神二丁目２番２０号
宗教法人警固神社
代表役員　前田　安文

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び株式会社ルネサンス（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等の災害（以下「災害時」という。）により交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）の支援をするために必要となる災害時帰宅支援ステーションの設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条　甲は、災害時において、乙に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。乙は、福岡市内の店舗（福岡香椎クラブ・福岡西新クラブ・福岡大橋クラブ）内の安全性を十分に確認した上で支援を実施するものとする。

（１）　乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、一時的な休憩所として必要な空間、水道水及びトイレを提供すること。

（２）　乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の災害に関する情報等を提供すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第３条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第４条　第２条に規定する乙の店舗は「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲及び乙が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

２　乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

（経費の負担）

第５条　第３条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（協定の破棄）

第７条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第９条　この協定の効力は、協定締結後１年間とし、甲又は乙のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

２　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の２者が記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年２月21日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都墨田区両国二丁目10番14号
株式会社ルネサンス
代表取締役社長執行役員　岡本　利治

災害時における施設等の提供協力に関する協定（コネクトスクエア博多）

福岡市（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社、福岡地所株式会社及び株式会社麻生（以下３社を総称して「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅東一丁目 17 番１号「コネクトスクエア博多」）のうち下記の区域（詳細は別紙に定める）について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　１階エントランス・廊下部分（約 86 ㎡）最大受け入れ人数 43 名

（２）　１階ピロティ部分（約 250 ㎡）　※車両、物資、テント設置などに利用

（３）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（６）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第10条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第11条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。

２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）
第 12 条　乙は、災害発生時の備蓄物資を地下１階倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。
（１）水 387L（500mL ボトル×774 本）
（２）非常食 387 食（43 人×3 回/日×3 日分）
（３）毛布 43 人分（アルミブランケット）
（４）携帯トイレ（便袋）645 セット（43 人×5 回/日×3 日分）
（５）敷物（ビニールシート等）
３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）
第 13 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 14 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 15 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 16 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 17 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく書面にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）
第 18 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 19 条　この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　6年　3月　15日

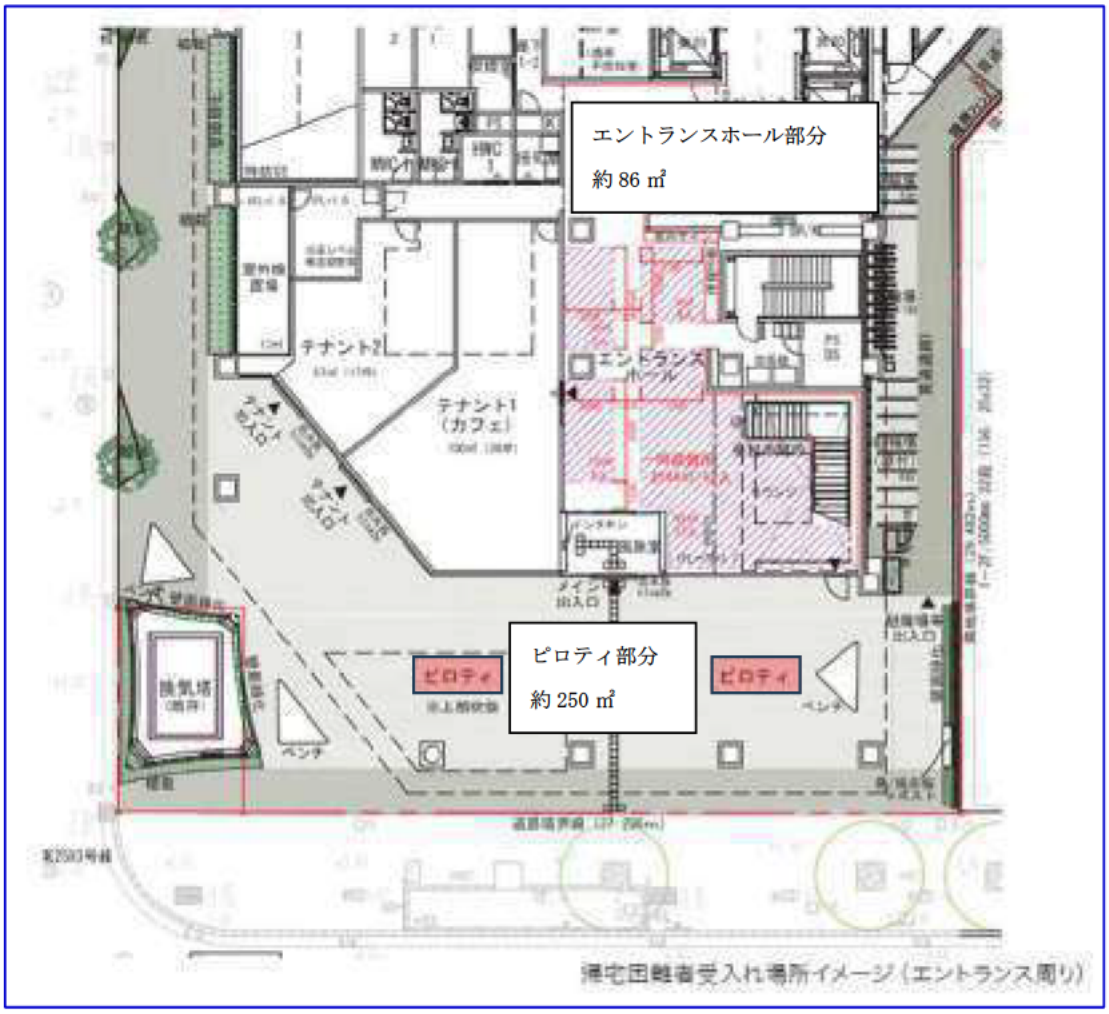
甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長執行役員　古宮　洋二

福岡市博多区住吉一丁目２番25号
福岡地所株式会社
代表取締役　　榎本　一郎

福岡県飯塚市芳雄町２番18号
株式会社麻生
代表取締役社長　麻生　巖

別紙


エントランスホール部分
約 86 ㎡
ピロティ部分
約 250 ㎡
テナント2
テナント1
（カフェ）
エントランス
ホール
ピロティ
ピロティ
換気塔
ベンチ
ベンチ
メイン
出入口
帰宅困難者受入れ場所イメージ（エントランス周り）


スロープ車路
車路
（相互通行）
防災備蓄倉庫1
差押車
（洗車場兼用）
公用車
3台
外来
2
外来
3
車路
（相互通行）
外来
7
軽油
実験室
防災備蓄倉庫2
換気口
道路境界線
防災備蓄倉庫（帰宅困難者用）配置

覚　　書

市民局長（以下「甲」という。）と交通事業管理者（以下「乙」という。）は、乙が管理する福岡市地下鉄の利用に関する協議を行った結果、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により鉄道等公共交通機関が運行停止の状態になり、帰宅することが困難になったもの(以下「帰宅困難者」という。)が発生した場合において、乙が所有する施設を一時滞在施設として利用することに関しての確認を目的とする。

（対象施設）

第２条　この覚書において災害発生時に使用する施設は、以下各号に定める施設とし、乙が指定する範囲とする。

（１） 博多駅

（２） 天神駅

（３） 天神南駅

（協力要請）

第３条　甲は、災害による帰宅困難者が発生したとき、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

（１） 施設への帰宅困難者の受入

（２） 施設の水道水、トイレ、照明等の提供

２　乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、列車の運行状況等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

（施設の運営）

第４条　施設の運営は、乙が主体的に行うものとし、甲はその運営に協力するものとする。

（利用期間）

第５条　施設の利用期間は、施設利用開始日から起算し、最大２４時間以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し、期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

２　前項の期間内であっても、地下鉄の運行再開が可能となった場合は、甲と協議のうえ、乙は受入の体制を随時縮小するものとする。

（物資）

第６条　帰宅困難者へ提供する飲料水、ブランケット等の物資については、必要に応じて甲から乙へ提供する。

（有効期限と見直し）

第７条　この覚書の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）
第８条　この覚書に関して疑義があるとき、又はこの覚書に定めがない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

以上のとおり覚書が成立したことを証するため、本書２通を作成し、甲乙記名のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和６年３月１５日

甲 福岡市中央区天神１丁目８番１号
市民局長　　舟越　伸一

乙 福岡市中央区大名２丁目５番３１号
交通事業管理者　　小野田　勝則

災害時における施設等の提供協力に関する協定（福岡商工会議所ビル）

福岡市（以下「甲」という。）と福岡商工会議所（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅前二丁目９番 28 号「福岡商工会議所ビル」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　３階 305 会議室（約 35 ㎡）最大受け入れ人数 12 名

（２）　３階 306 会議室（約 35 ㎡）最大受け入れ人数 12 名

（３）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（協力内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（６）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　第３条第１項に定める施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

（施設等の損害時等の対応）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（定期的な訓練）
第 12 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 13 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 14 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 15 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 16 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）
第 17 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 18 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

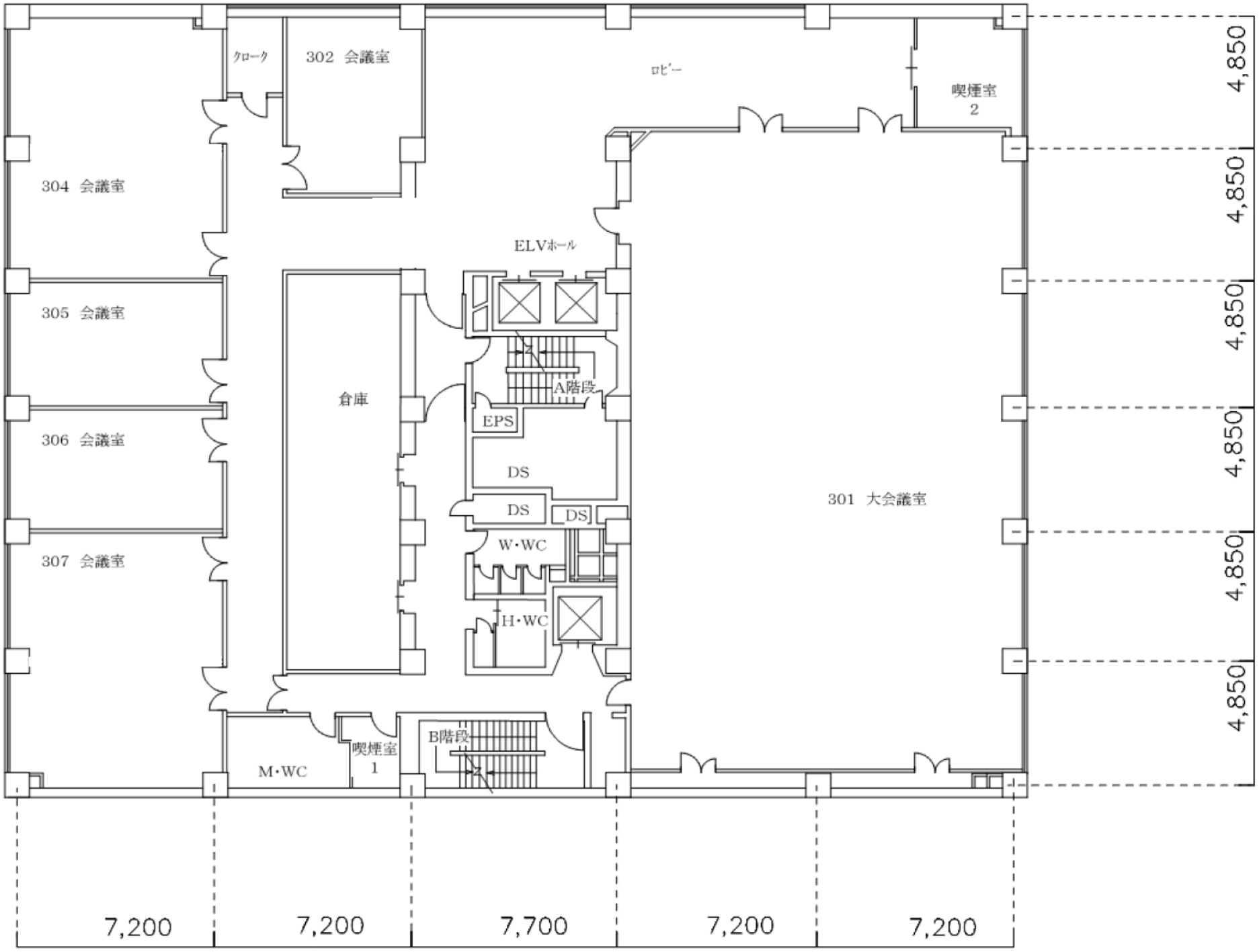
令和 6 年 5 月 10 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区博多駅前二丁目 9 番 28 号
福岡商工会議所
会頭　谷川　浩道

3F

福岡商工会議所ビル3階平面図　2023.4.1時点



災害時における施設等の提供協力に関する協定（博多駅地下街）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社博多ステーションビル（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅中央街１－１「博多駅地下街」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　地下１階（731 ㎡）最大受け入れ人数 360 名

（２）　前１号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（協力内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（６）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

（施設等の損害時等の対応）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（定期的な訓練）
第 12 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 13 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 14 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 15 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 16 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）
第 17 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

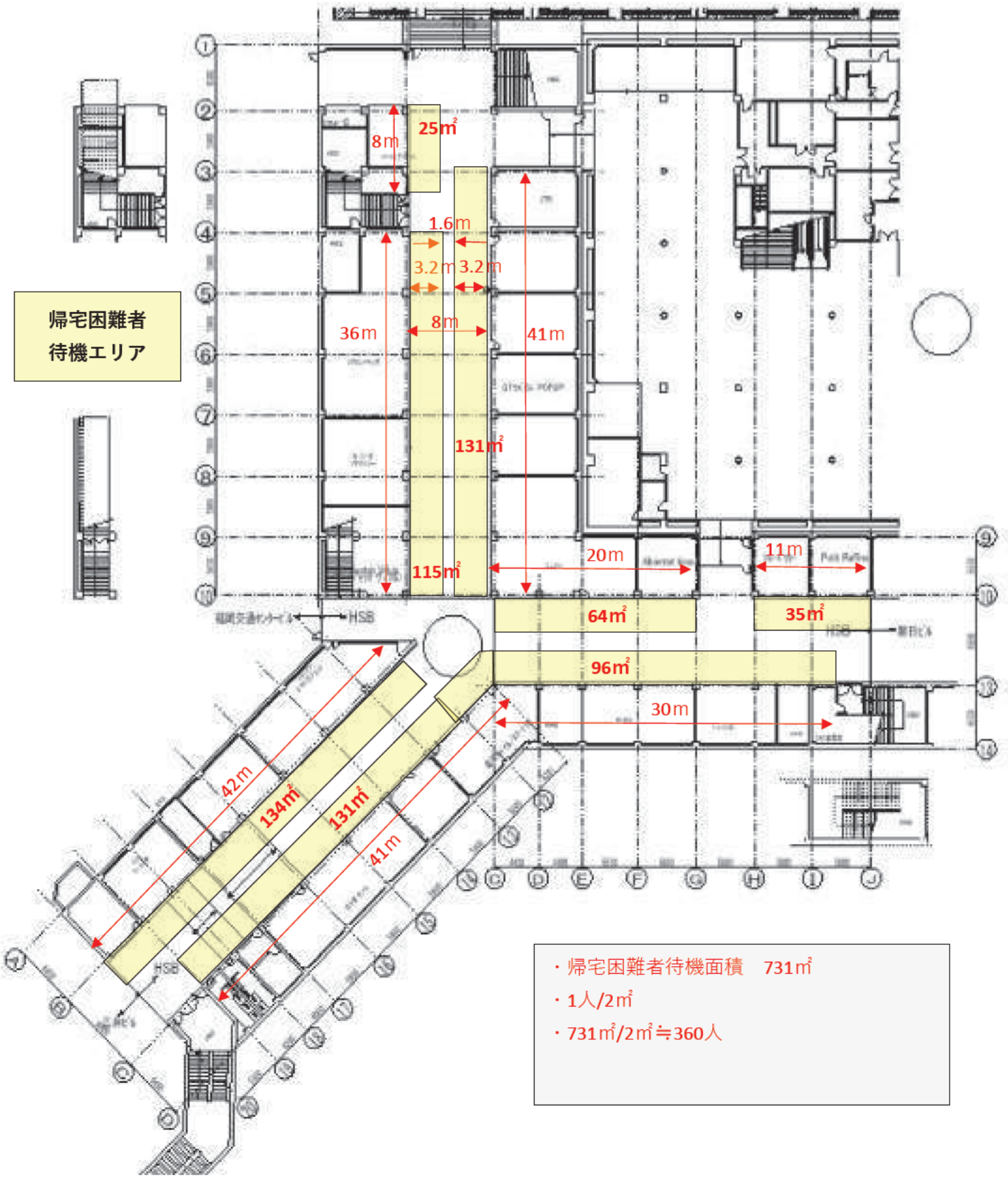
（協定の正本）
第 18 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　６ 年 ５　月　31 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区博多駅中央街６－１１
内田ビル２階
株式会社博多ステーションビル
代表取締役社長　関　信介

【別表】博多駅地下街帰宅困難者受入区域　図面



・帰宅困難者待機面積　731㎡
・1人/2㎡
・731㎡/2㎡≒360人

災害時における施設等の提供協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社エフ・ジェイ ホテルズ（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市博多区博多駅東 1 丁目 13 番３号「ホテルフォルツァ博多駅筑紫口Ⅱ」）のうち下記の区域（詳細は別紙に定める）について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　１階ロビー部分（約 77 ㎡）最大受け入れ人数 38 名

（２）　前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（協力内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（６）その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

（施設等の損害時等の対応）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（定期的な訓練）
第 12 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 13 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 14 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 15 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 16 条　乙は、乙が管理する施設の管理の権限を第三者に承継する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく書面にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）
第 17 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

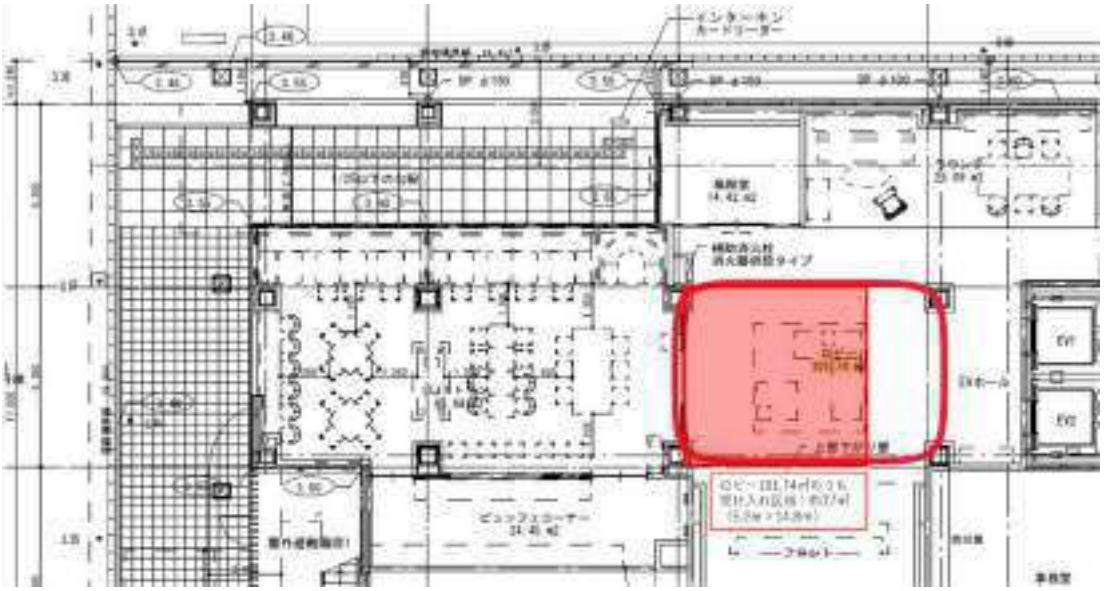
（協定の正本）
第 18 条　この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和６年５月 31 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区住吉一丁目２番８２号
株式会社エフ・ジェイ ホテルズ
代表取締役　中島　あゆみ

別紙



災害時における施設等の提供協力に関する協定（JR 九州ホテル　ブラッサム福岡）

福岡市（以下「甲」という。）と JR 九州ホテルズ株式会社（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市博多区博多駅東二丁目２番４号「JR 九州ホテル　ブラッサム福岡」）のうち下記の区域（詳細は別紙に定める）について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　１階ロビー部分（約 20 ㎡）最大受け入れ人数 10 名程度

（２）　前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として最長３日間とする。

（協力内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　前各号に関して必要な人員を確保すること。ただし、自前での人員確保が困難な場合は、施設滞在者及び帰宅困難者へ協力を要請する。
（６）その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。ただし、乙が帰宅困難者に対し、自己又はホテル宿泊者のための備蓄（飲料水、食料等）を提供した場合、その備蓄補充に要する経費については、災害救助法の適用がある場合に限り、甲が負担する。

（施設等の損害時等の対応）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が、損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その

損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（定期的な訓練）
第 12 条　乙は、少なくとも１年に１回、防災に係る訓練を行い、一時滞在施設の開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 13 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 14 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 15 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 16 条　乙は、乙が管理する施設の管理の権限を第三者に承継する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく書面にて甲に通知するものとする。

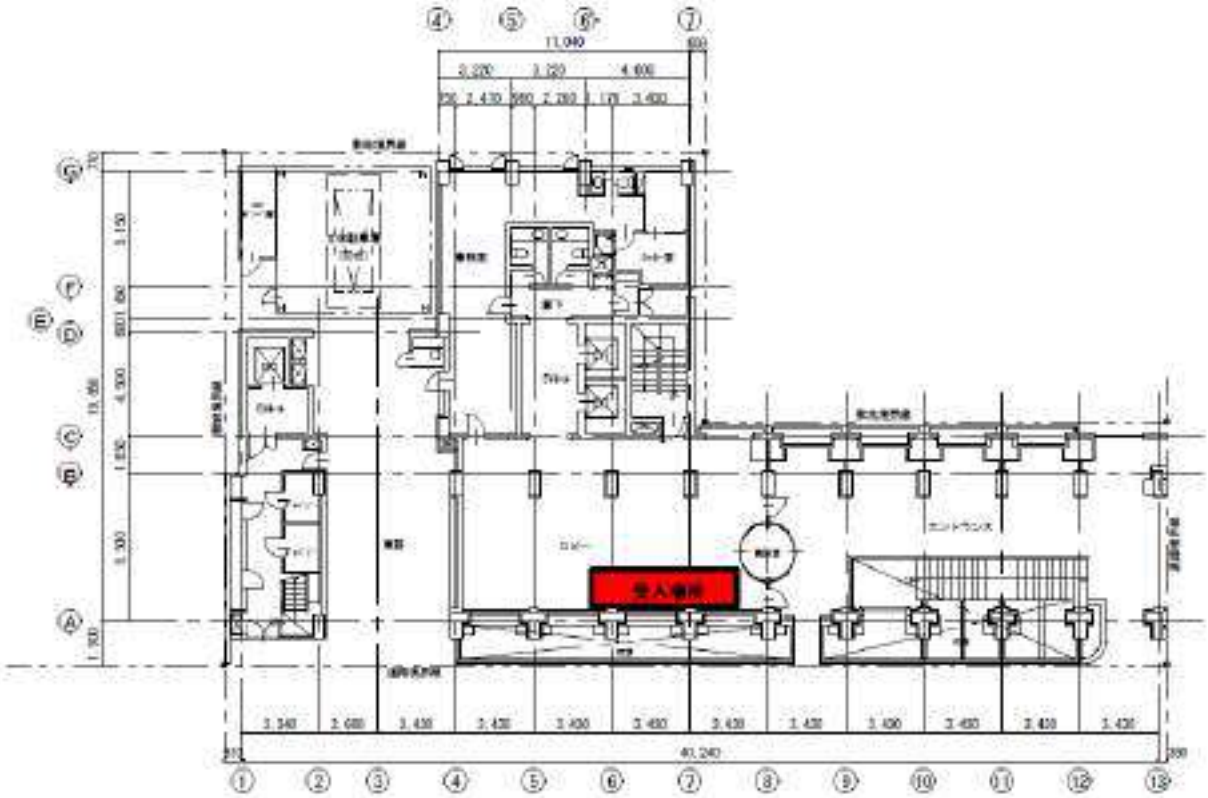
（疑義等に関する協議）
第 17 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 18 条　この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和６年９月 18 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区博多駅東一丁目17番１号
コネクトスクエア博多５階
JR九州ホテルズ株式会社
代表取締役社長　角谷英彦



1階平面図　S=1：200

災害時における施設等の提供協力に関する協定（AUSPICE 福岡天神）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社アスコット（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市中央区天神四丁目７番５号「AUSPICE 福岡天神」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　１階エントランス（約 15.5 ㎡）最大受け入れ人数７名

（２）　屋上階エレベーターホール（約 6.9 ㎡）最大受け入れ人数３名

（３）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（協力内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
（３）　帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
（４）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（５）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（６）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（７）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第 12 条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その

損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）
第 12 条　乙は、災害発生時の備蓄物資を１階倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。
（１）水 90L（500mL ボトル×180 本）
（２）非常食 90 食（10 人×３回/日×３日分）
（３）毛布 10 人分
（４）携帯トイレ（便袋）10 セット（10 人×５回/日×３日分）
（５）敷物（ビニールシート等）
３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）
第 13 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 14 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 15 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 16 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 17 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

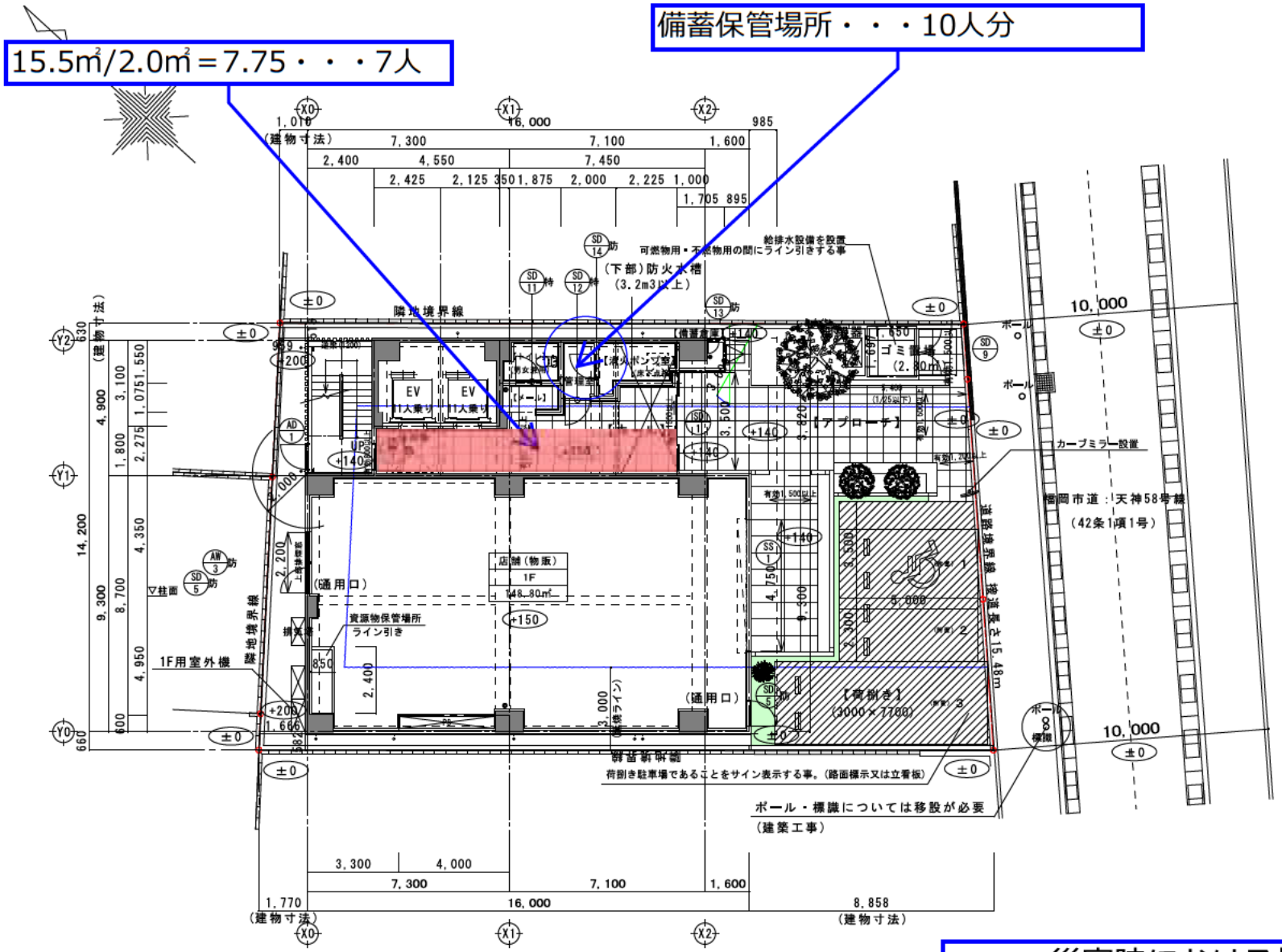
（疑義等に関する協議）
第 18 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 19 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和 6 年 11 月 15 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都渋谷区神宮前三丁目１番３０号
Daiwa 青山５階
株式会社アスコット
代表取締役社長　中林　毅



特記事項・凡例

1）バルコニー・廊下・階段の手摺H＝足許から＋1100以上。
2）廊下有効巾1200以上。
3）○○○は設計GLからの仕上げ面の高さを示す。
4）設計GLは±0とする。

床：タイル貼を示す。
→ タテ樋位置を示す。
△ 代替進入口位置を示す。
● 消火器（ABC10型 BOX付）＊歩行距離20m以内毎に1本

階段（各階共通）	階段1
種類	屋外避難階段
蹴上	220以下
踏面	210以上
有効幅	900以上
踊場	900以上
手摺高	FL+900

禁仕切り凡例	
	鉄筋コンクリート
	壁
	耐震壁
	ALC t=70以上

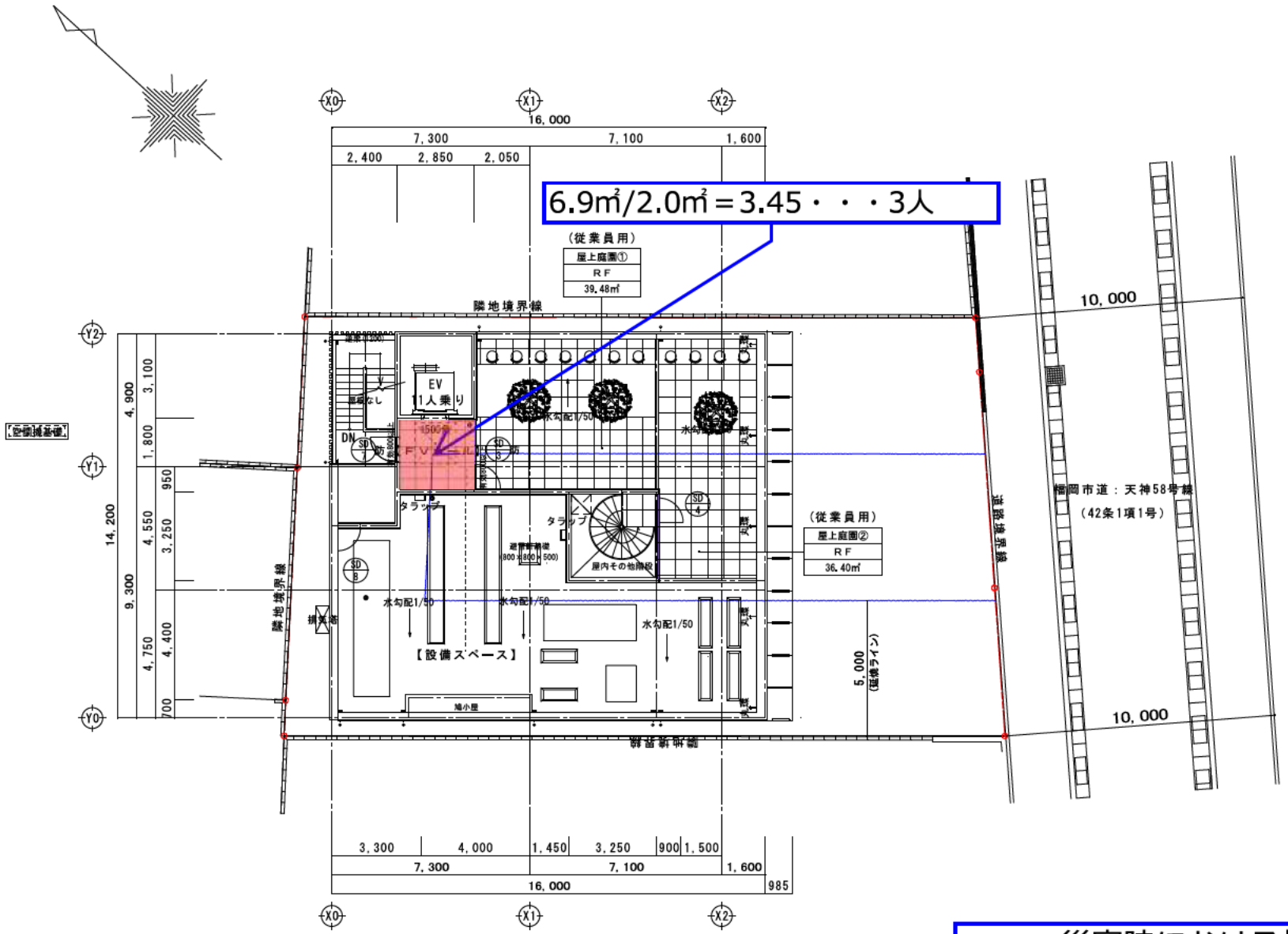
※各テナント出入口寸法の有効幅は800以上とする。
※室内最奥から扉までの距離を500mm以上確保する。
※※車両駐車場なし。（福祉のまちづくり）
※テナント決定後は条例の整備基準に適合させる。（福祉のまちづくり）
※グレーチングは蓋、目地が段落しない幅（溝15m以下）（福祉のまちづくり）
※駐車場の区画ラインは白線引きとする。

室名	
階数	
面積	
床仕上高	スラブ高

特記なき限り下記に依る
AW1特
◎ 一社面格子付
特 ー社特定防火設備
防 ー社防火戸（防火設備）
遮 ー社遮断進入口（無窓階）
積載荷重 1F〜10F 2400(Pa)

災害時における施設等の提供協力
【受入場所資料】1F平面図

設計	プロジェクト名称	図面名称	縮尺/SCALE	日付	図面番号
株式会社SAKO建築設計工社 一級建築士事務所東京都知事登録 第 57726号 一級建築士登録 第 76809号 四住 潤 ■ 株式会社H.E.D一級建築士事務所 / 福岡県知事登録 第1-12685号 ■ ■ 一級建築士登録第318891号 / 管理建築士： 井樋 幸治 ■	(仮称)ＡＵＳＰＩＣＥ福岡天神 新築工事	配置・1階平面図	1/150	2023/04/24	A−08−1



特記事項・凡例

1）バルコニー・庇下・階段の手摺H＝足掛かり＋1100以上。
2）庇下有効巾1200以上。
3）○○○は設計GLからの仕上げ面の高さを示す。
4）設計GLは±0とする。
床：タイル貼を示す。
→　タテ樋位置を示す。
△　汚水桝位置を示す。
●　消火器（ABC10型　BOX付）＊歩行距離20m以内毎に1本

階段（各階共通）		
	階段1	
種類	屋外避難階段	
蹴上	220以下	
踏面	210以上	
有効幅	900以上	
踊場	900以上	
手摺高	FL+900	

間仕切り凡例	
	鉄筋コンクリート
	壁
	耐震壁
	ALC　t=76以上

※各テナント出入口寸法の有効幅は800以上とする。
※客席等から階段までの距離を500mm以上確保する。
※来客用駐車場なし。（福岡のまちづくり）
※テナント決定後は条例の整備基準に適合させる。（福岡のまちづくり）
※グレーチングは蓋、車輪が脱落しない幅（溝1cm以下）（福岡のまちづくり）

室名	
階数	
面積	
床仕上高	スラブ高

特記なき限り下記に依る

AMD	◎－1.2面格子付
特	特－1.2特定防火設備
	防－1.2防火戸（防火設備）
	消－1.2消防進入口（物流階）
建具強度	1F－10F　2400(Pa)

災害時における施設等の提供協力
【受入場所資料】RF平面図

株式会社SAKO建築設計工社 一級建築士事務所東京都知事登録 第 57726号 一級建築士登録 第 76809号 四16 期	■ 株式会社H.E.D一級建築士事務所 / 福岡県知事登録 第1-12685号 ■ ■ 一級建築士登録第318971号 / 管理建築士：井樋 幸治 ■	(仮称)ＡＵＳＰＩＣＥ福岡天神　新築工事	ＰＨ階平面図	1/150	2023/12/23	A－０８－4

災害時における施設等の提供協力に関する協定（西鉄ホテルクルーム博多）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社西鉄ホテルズ（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅前一丁目 17 番 6 号「西鉄ホテルクルーム博多」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）２階ホテルロビー（約 335 ㎡）、最大受け入れ人数 165 名

（２）２階会議室（約 69 ㎡）、最大受け入れ人数 35 名

（３）前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（協力内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。但し、乙が提供可能と判断した場合とする。
（３）　施設の衛生管理を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

（施設等の損害時等の対応）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（定期的な訓練）
第 12 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 13 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 14 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 15 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。
２　この協定の有効期限は最長 15 年間とする。
３　乙が第３条第１項に定める施設に設置する、コージェネレーション設備（型式：CP35D2Z-TNJG）が撤去又は有効期限満期まで運転を行わないこととなった場合は、乙は甲にその旨を申し入れ、この協定を解除できるものとする。

（地位の承継）
第 16 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

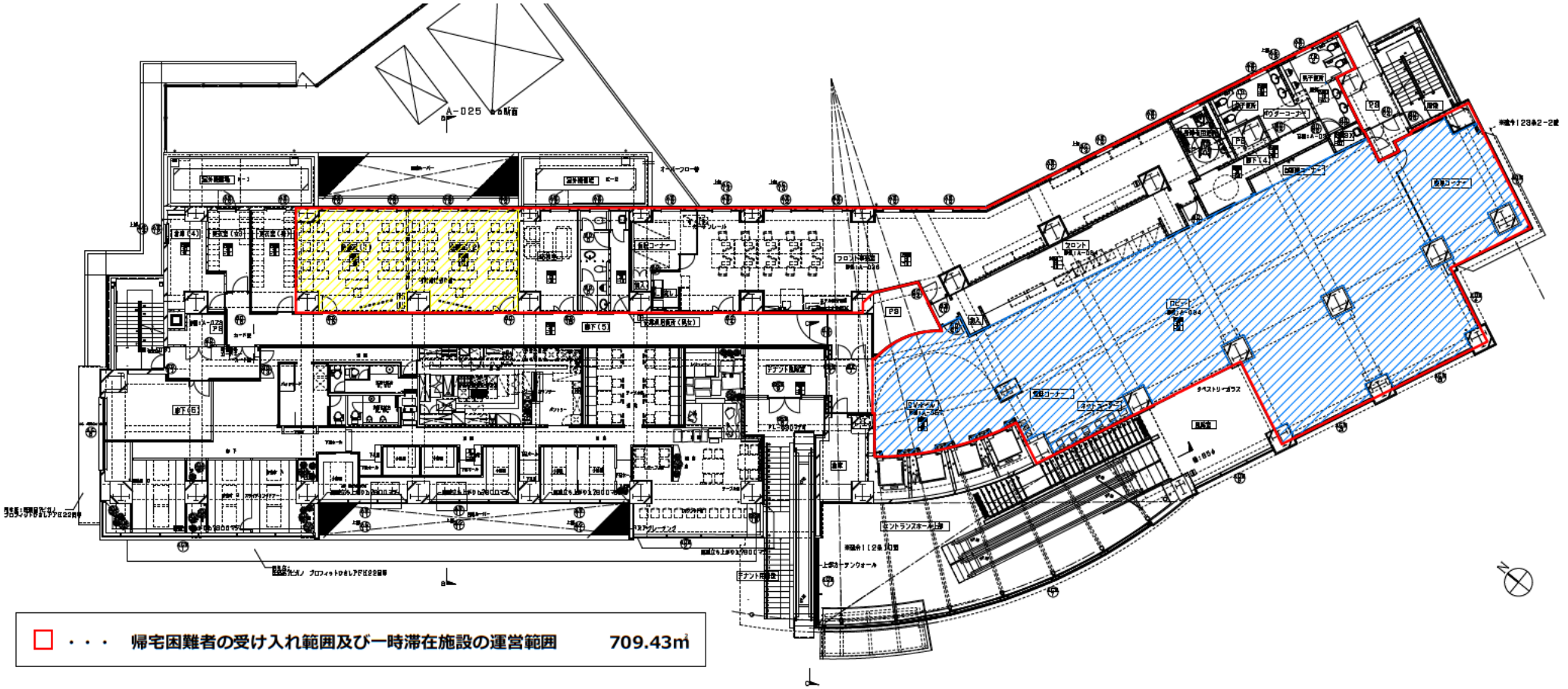
（疑義等に関する協議）
第 17 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 18 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　７年　１月　８日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市中央区天神一丁目１６番１号
株式会社西鉄ホテルズ
代表取締役　豊福　達也



□ ・・・ 帰宅困難者の受け入れ範囲及び一時滞在施設の運営範囲　709.43㎡

帰宅困難者の受け入れ範囲

▨ ・・・ ロビー　335.23㎡

▨ ・・・ 会議室　69.23㎡

合計　404.46㎡

別表

災害時における施設等の提供協力に関する協定（株式会社ラウンドワンジャパン）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ラウンドワンジャパン（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市中央区天神二丁目６番１２号「ラウンドワン福岡天神店」）のうち次に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　４階カラオケルーム及び同フロア（約 614 ㎡）最大受け入れ人数１５５名

（２）　５階から７階フロア（約 128 ㎡）最大受け入れ人数、各階５６名

（３）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として１日間とする。

（協力内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
（３）　帰宅困難者に対し、乙が提供可能と判断した範囲で飲食物等を提供すること。
（４）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（５）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（６）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（７）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、飲食物等を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その

損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（連絡責任者）
第 12 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 13 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（疑義等に関する協議）
第 14 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 15 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　７年　２月　14 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　大阪市中央区難波５丁目１番６０号
なんばスカイオ２３階
株式会社ラウンドワンジャパン
代表取締役社長　川口　英嗣

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び株式会社ラウンドワンジャパン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等の災害（以下「災害時」という。）により交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）の支援をするために必要となる災害時帰宅支援ステーションの設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は次のとおりとする。

所在地　福岡市博多区半道橋二丁目２番８号

施設名　ラウンドワンスタジアム博多・半道橋店

（支援の内容）

第３条　甲は、災害時において、乙に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。乙は、施設での支援が可能と判断したときに支援を行うものとする。

（１）　乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、一時的な休憩所として必要な空間、水道水及びトイレを提供すること。

（２）　乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の災害に関する情報等を提供すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　第２条に規定する乙の店舗は「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲及び乙が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

２　乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

（経費の負担）

第６条　第３条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（協定の破棄）

第８条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第１０条　この協定の効力は協定締結後１年間とし、この期間中に甲又は乙のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

２　対象施設は賃貸物件である事から、乙が貸借している期間中に限り本協定書は効力を有するものとし、賃貸人と乙の賃貸借契約が終了した際、この協定を終了する。

３　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の２者が記名押印の上、各１通を保有する。

令和　７年　２月　14 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　大阪市中央区難波５丁目１番６０号
なんばスカイオ２３階
株式会社ラウンドワンジャパン
代表取締役社長　川口　英嗣

災害時における施設等の提供協力に関する協定（ONE FUKUOKA BLDG.）

福岡市（以下「甲」という。）と西日本鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市中央区天神一丁目 11 番１号 ONE FUKUOKA BLDG.）のうち別紙に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　１階グランドロビー（約 100 ㎡）最大受け入れ人数 50 名

（２）　１階グランドアベニュー（約 200 ㎡）最大受け入れ人数 100 名

（３）　６階 ONE FUKUOKA CONFERENCE HALL

大ホール（約 320 ㎡）最大受入人数 160 名

中ホール①（約 140 ㎡）最大受入人数 70 名

中ホール②（約 70 ㎡）最大受入人数 35 名

中ホール③（約 70 ㎡）最大受入人数 35 名

ホワイエ（約 210 ㎡）最大受入人数 105 名

（４）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
４　受入期間は、原則として３日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（６）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第10条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）
第 12 条　乙は、災害発生時の備蓄物資を地下３階および地下１階の倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。
（１）水 4,995L（555 人×３L×３日分）※１人あたり１日３L×３日分
（２）非常食 4,995 食（555 人×３回/日×３日分）
（３）毛布 555 人分
（４）ビニールシート
３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）
第 13 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 14 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 15 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 16 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 17 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）
第 18 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

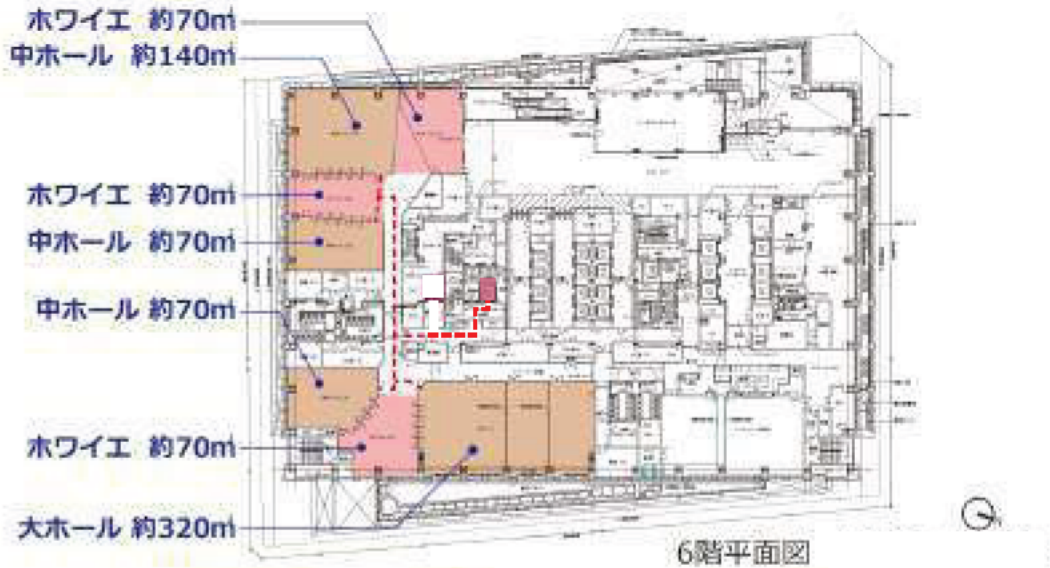
（協定の正本）
第 19 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　７年　２月　17 日

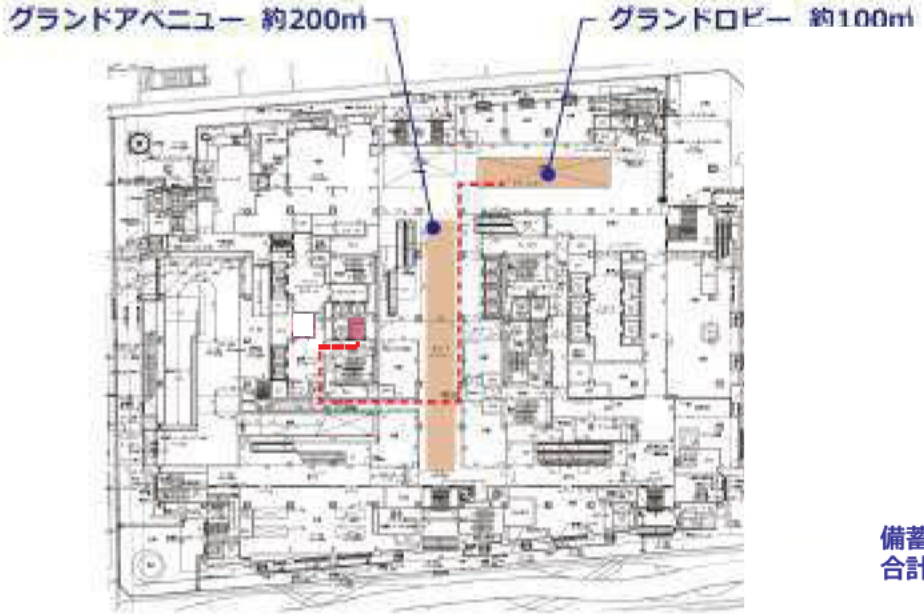
甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区博多駅前三丁目５番７号
西日本鉄道株式会社
代表取締役社長執行役員　林田　浩一

■一時滞在施設配置図



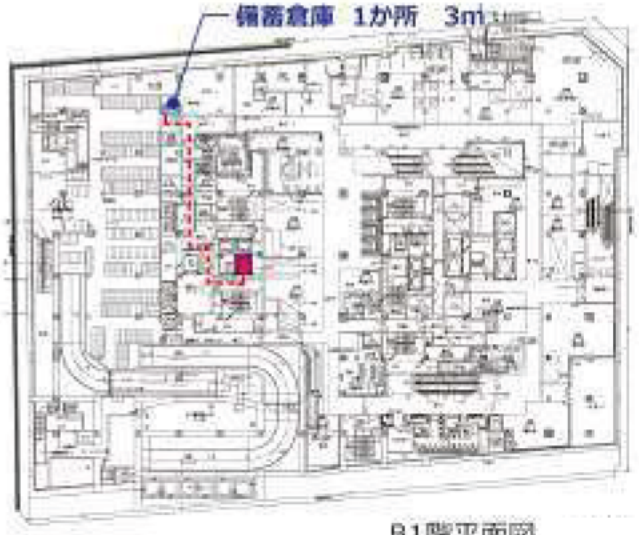
6階平面図



1階平面図

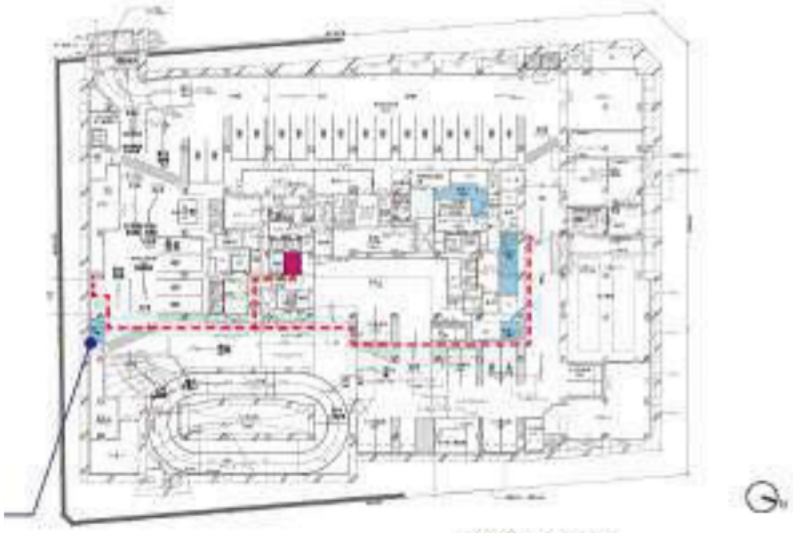
停電時可動EV
EVから一時滞在施設までの動線

■帰宅困難者用備蓄品の倉庫配置図



B1階平面図

※B1階の倉庫はB3階に備蓄品が収まらない場合に使用



備蓄倉庫 4か所
合計96㎡

B3階平面図

停電時可動EV
EVから倉庫までの動線

災害時における施設等の提供協力に関する協定（博多駅地下街）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社朝日新聞社（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅中央街４号5 号「博多駅地下街」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　地下１階（約 403 ㎡）最大受け入れ人数２００名

（２）　前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　ごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（３）　トイレの利用について、隣接する施設と調整を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（６）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

（施設等の損害時等の対応）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い帰宅困難者を受け入れた場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわ

らず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（定期的な訓練）
第 12 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 13 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 14 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 15 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 16 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

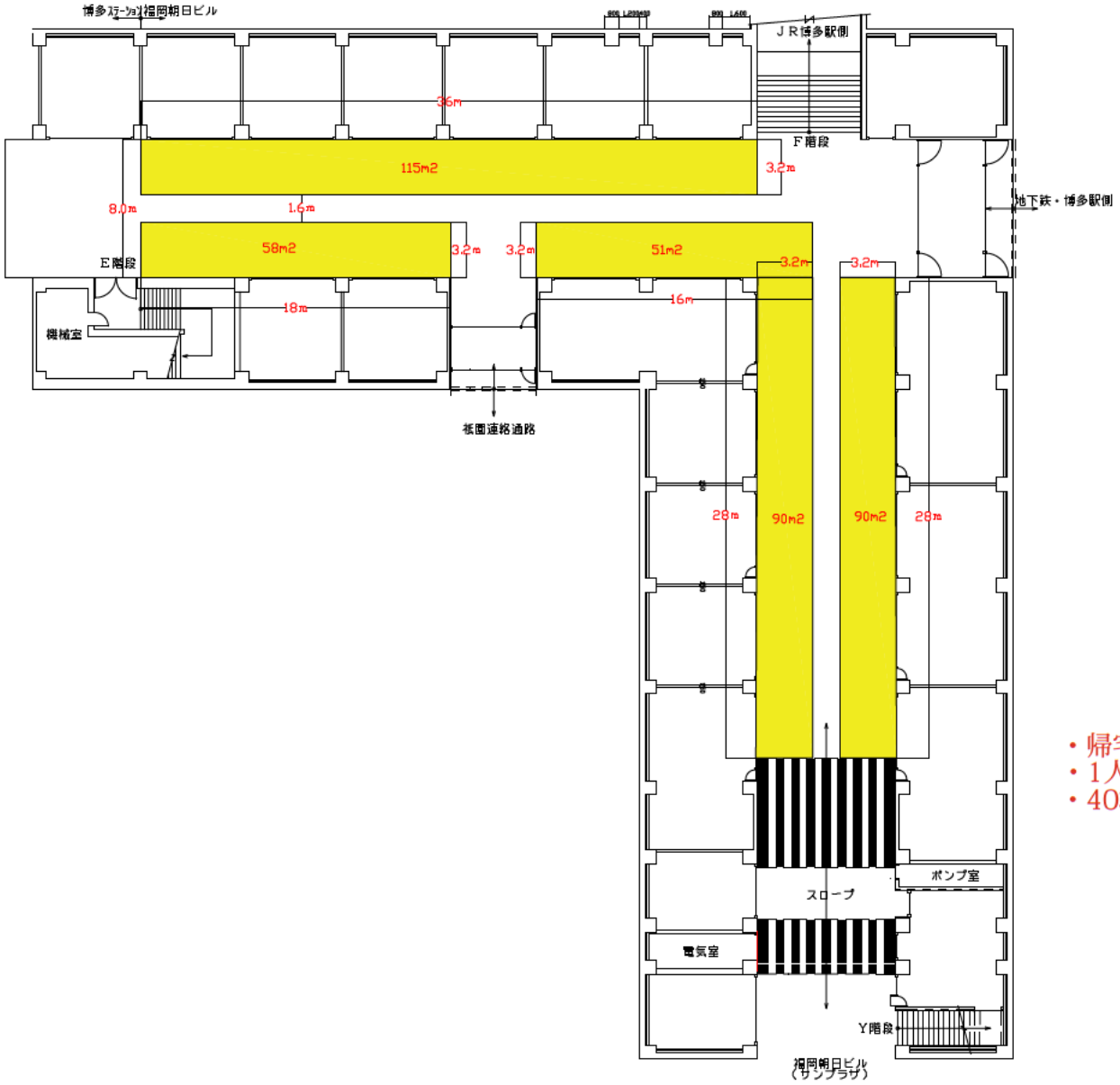
（疑義等に関する協議）
第 17 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 18 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　7 年　3 月　21 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　大阪市北区中之島２丁目３番１８号
株式会社朝日新聞社
不動産業務室長　中上　貴博



・帰宅困難者待機面積　403㎡
・1人/2㎡
・403㎡/2㎡≒200人

図面名	博多駅地下街 平面図	建物名	福岡朝日ビル	階数・号室	駅地下		
所在地	福岡市博多区博多駅前二丁目１－１	縮尺		作成日	2024年11月13日		株式会社朝日ビルディング

災害時における施設等の利用協力に関する協定（福岡市民ホール）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社福岡カルチャーベース（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙が管理する施設（福岡市中央区天神５丁目２番２号「福岡市民ホール」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として利用することに合意する。

（１）　大ホール（約 2000 席）　最大受入人数 500 名
　　大ホールホワイエ１・２・３（約 850 ㎡）　最大受入人数 425 名
　　中ホール（約 800 席）　最大受入人数 200 名
　　中ホールホワイエ１・２（約 600 ㎡）　最大受入人数 300 名
　　小ホール（約 150 ㎡）最大受入人数 75 名
　　リハーサル室（約 250 ㎡）最大受入人数 120 名
　　２階エントランスホール３・４（約 980 ㎡）最大受入人数 490 名

（２）　前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れ

ることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（協力内容）

第６条　乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、甲は次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

（１）　帰宅困難者に対し、第５条第１項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設すること。

（２）　帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。

（３）　帰宅困難者に対し、甲が調達する物資等を提供すること。

（４）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。

（５）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。

（６）　前各号に関して必要な人員を確保すること。

（７）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（開設及び運営）

第７条　乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第３条の規定による要請を受けたときは、乙の施設管理に支障のない範囲において、協力を行う。

２　災害発生時における一時滞在施設の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお具体的な協力内容については別途定めることとする。

（受入の解除）

第８条　甲及び乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合

（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合

（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）

第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費については、甲が負担する。ただし、乙の通常業務（福岡市民ホールの維持管理・運営業務）の体制の範囲で協力した際の人件費等の経費については、乙の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）

第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い帰宅困難者の受け入れた場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、甲に報告のうえで乙が損害を与えた者に直接請求するものとす

る。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合や、災害により生じた損害等については「福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業」の事業契約書（以下、事業契約書）、入札説明書等に基づき甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。

（損害補償）

第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。

２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄物資の保管）

第 12 条　甲は、災害発生時の備蓄物資を倉庫に保管し維持管理するものとする。

２　前項の備蓄物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）

第 13 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）

第 14 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。ただし、事業契約書で定められる維持管理・運営期間を最長とする。

（地位の承継）

第 15 条　乙は、乙が管理する施設を第三者に移管する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。ただし、事業契約書で定められる維持管理・運営期間内に限る。

２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）

第 16 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

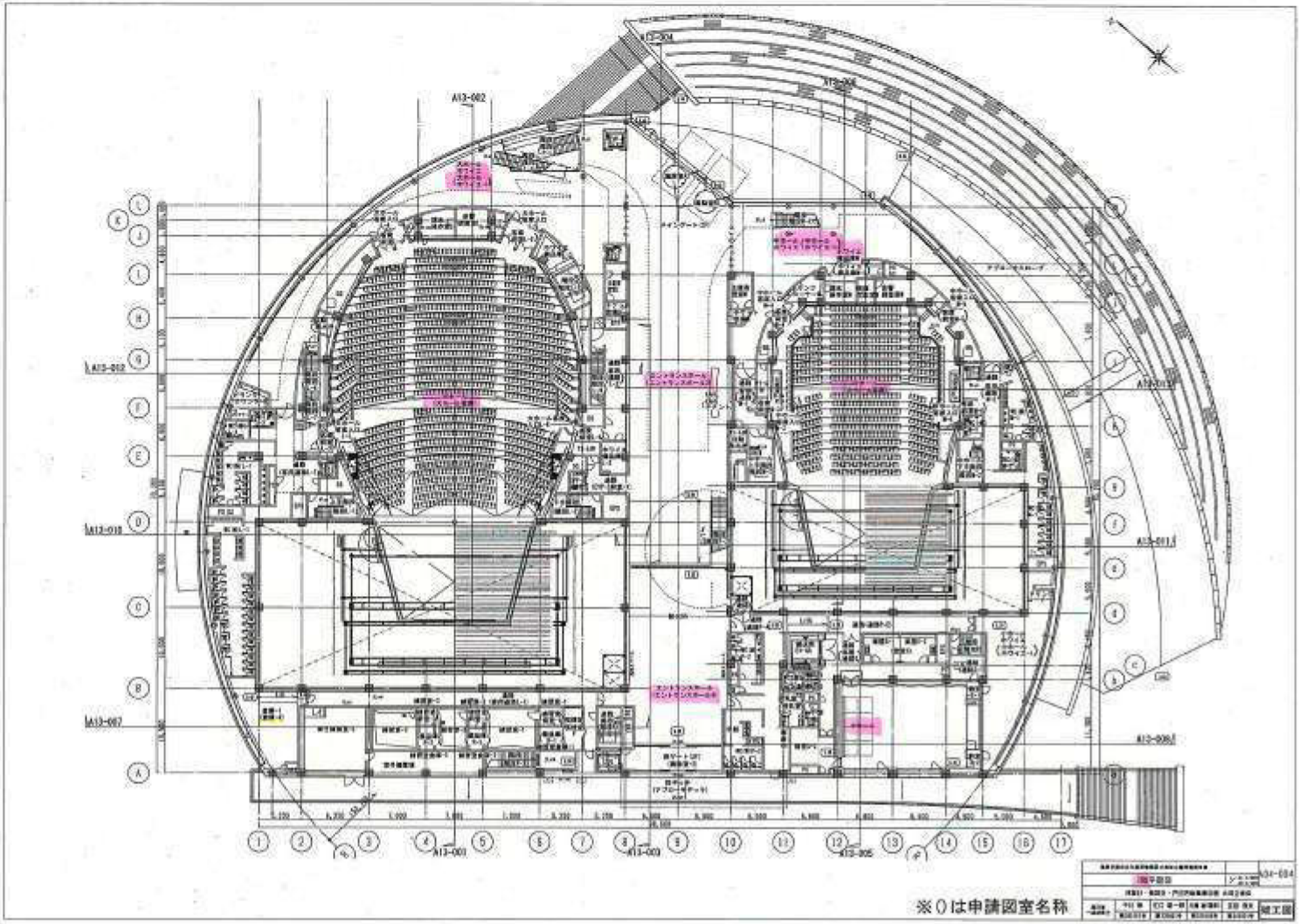
（協定の正本）

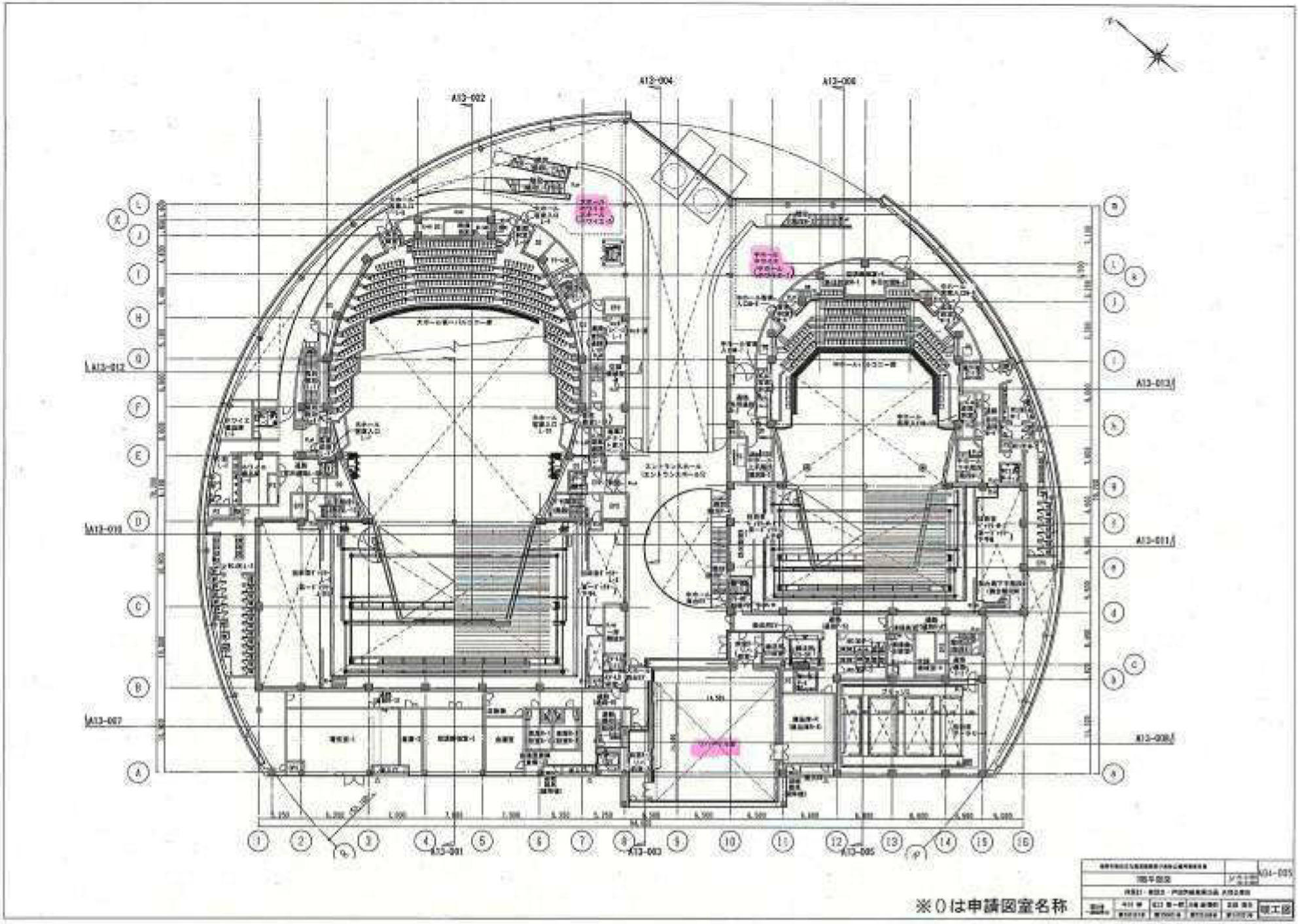
第 17 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

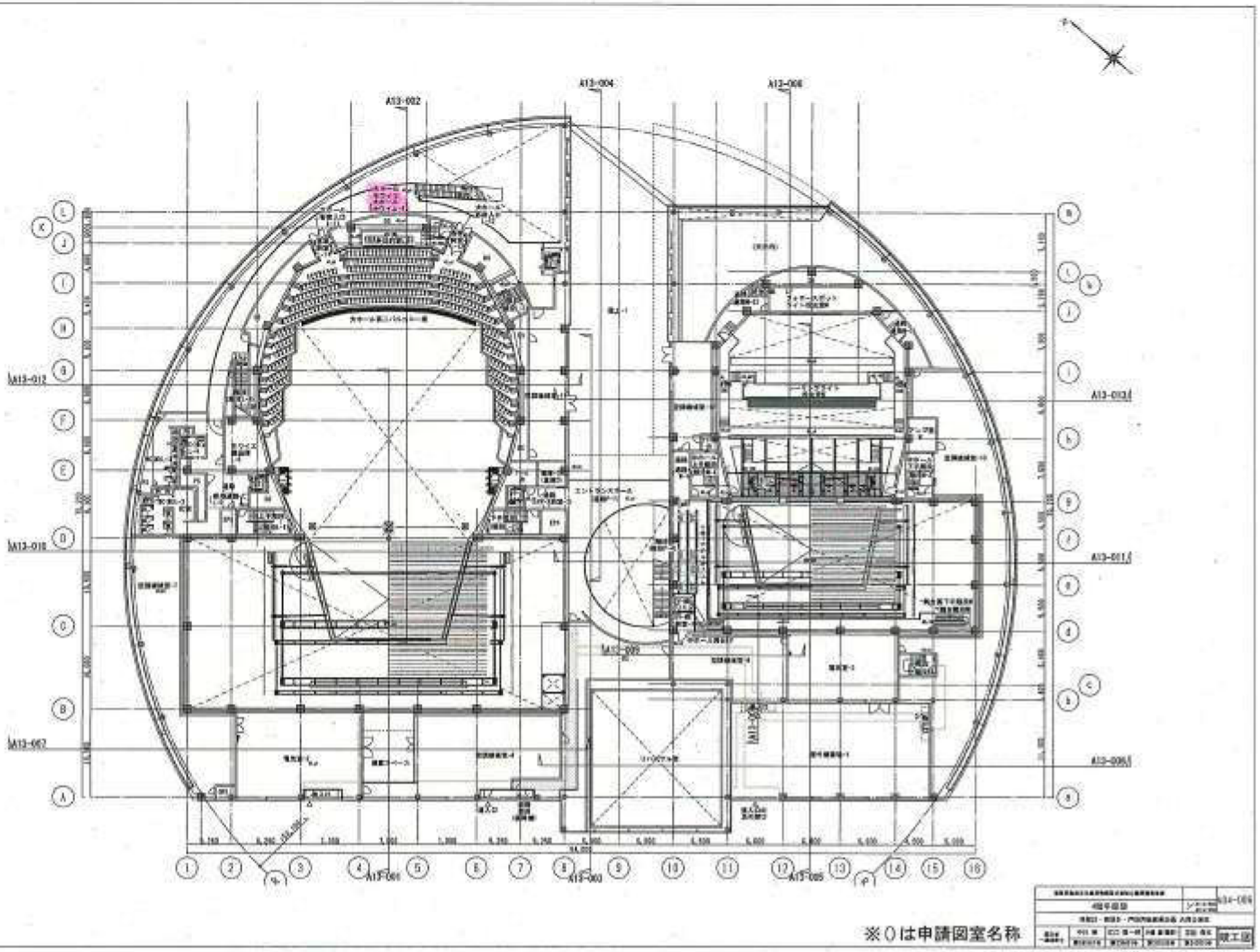
令和　7 年　3 月 28 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区博多駅東二丁目１番 23 号
５階日本管財株式会社内
株式会社福岡カルチャーベース
代表取締役　森本　和彦


A13-002
A13-004
A13-006
A13-012
A13-010
A13-007
A13-001
A13-003
A13-005
※○は申請図室名称


A13-002
A13-004
A13-006
A13-012
A13-010
A13-007
A13-013
A13-011
A13-009
A13-001
A13-003
A13-005
※0は申請図室名称


A13-002
A13-004
A13-006
A13-012
A13-010
A13-007
A13-013
A13-011
A13-009
A13-001
A13-003
A13-005

※○は申請図室名称

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び株式会社えんホールディングス（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等の災害（以下「災害時」という。）により交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）の支援をするために必要となる災害時帰宅支援ステーションの設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は次のとおりとする。

所在地　福岡市南区大橋一丁目３番３号

施設名　OHASHI HILL

（支援の内容）

第 3 条　甲は、災害時において、乙に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。乙は、施設内の安全性を十分に確認した上で、交通が途絶し復旧するまでの間、支援を実施するものとする。

（１）　乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、一時的な休憩所として必要な空間、水道水及びトイレを提供すること。

（２）　乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の災害に関する情報等を提供すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　第２条に規定する乙の施設は「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲及び乙が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

２　乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを施設の入口等、利用者の見やすい位置に常時掲出する。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（協定の破棄）

第８条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第 10 条　この協定の効力は、協定締結後１年間とし、甲又は乙のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

２　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の２者が記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年４月 18 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区住吉三丁目１２番１号　えん博多ビル
株式会社えんホールディングス
代表取締役　原田　透

災害時における施設等の提供協力に関する協定（ヒューリックスクエア福岡天神）

福岡市（以下「甲」という。）とヒューリック株式会社（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市中央区天神二丁目８番 49 号「ヒューリックスクエア福岡天神」）のうち別図に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　19 階ホテルロビー/ラウンジ（約 120 ㎡）最大受け入れ人数 54 名

（２）　前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い帰宅困難者を受け入れた場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者の受入を行う区域について一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、乙が備蓄する水、非常食、毛布等を提供すること。
（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（６）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第10条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い帰宅困難者を受け入れた場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第11条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その

損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）
第 12 条　乙は、災害発生時の備蓄物資を防災備蓄倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。
（１） 水 492L（1500mL ボトル×328 本）
（２） 非常食 486 食（54 人×３回/日×3 日分）
（３） 毛布 54 人分（カロンエコ毛布）
（４） 敷物（ビニールシート等）
３　前項の各号に掲げる物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）
第 13 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 14 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 15 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 16 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 17 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

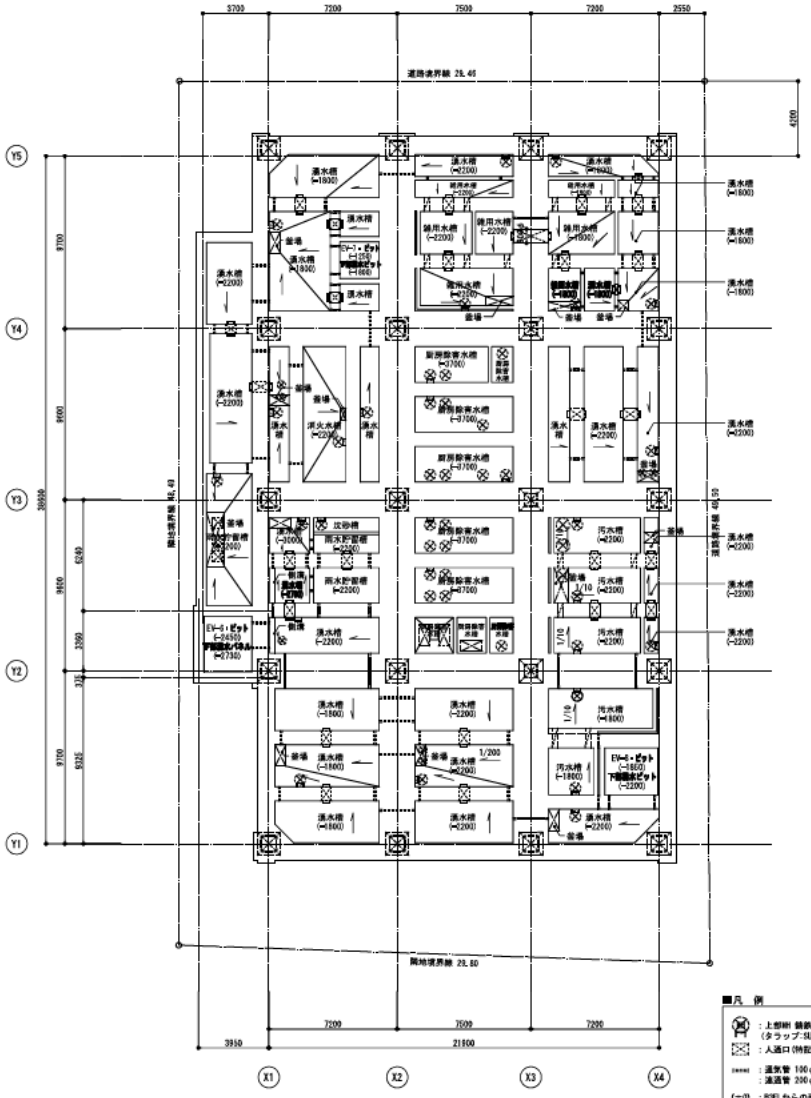
（疑義等に関する協議）
第 18 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 19 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

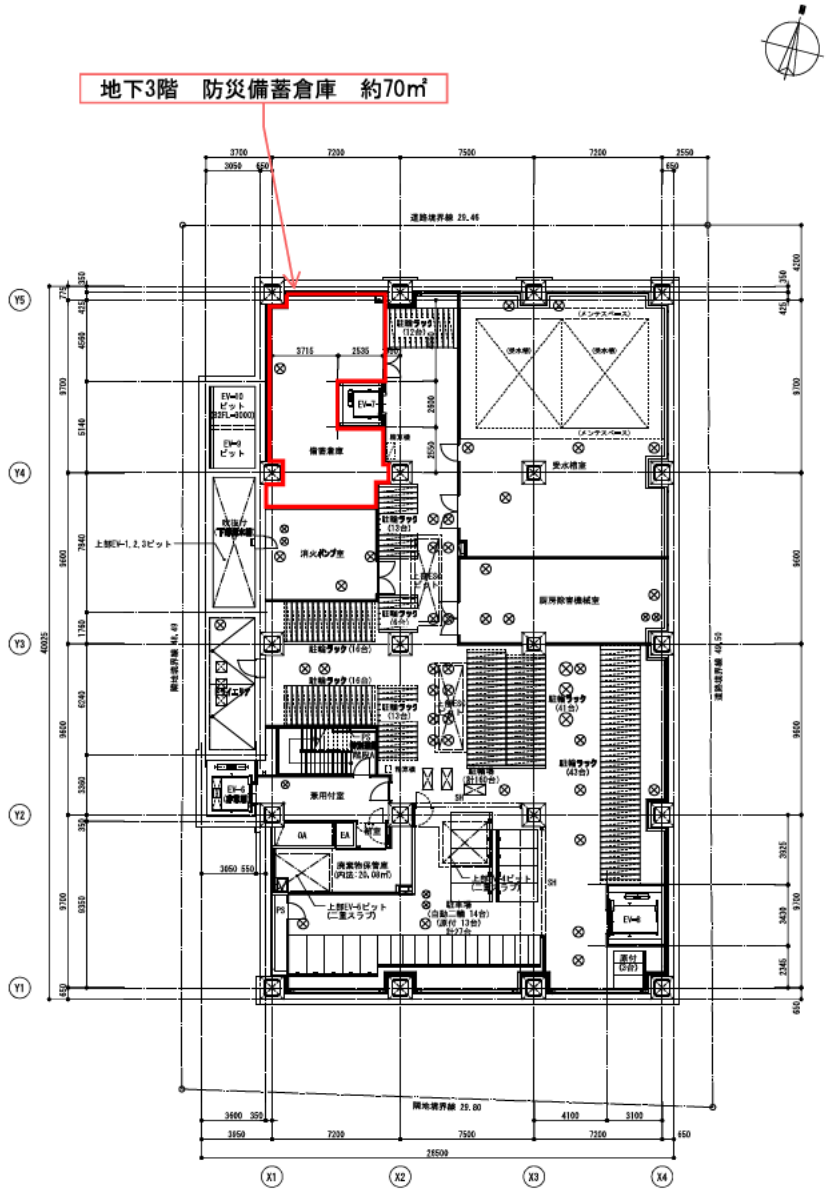
令和　7 年　4 月　24 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都中央区日本橋大伝馬町７番３号
ヒューリック株式会社
代表取締役社長　前田　隆也



■凡　例
：上部開 鋳鉄製600φ
（タラップ：SUS φ22 @350）
：人通口（特記なき限り600φ）（上部 手掛け：SUS）
：通気管 100φ
：連通管 200φ 半割
（±0）：RFLからの躯圧盤天端とする
（詳細レベルは平面詳細図による）



TAISEI CORPORATION
TAISEI DESIGN
Planners Architects & Engineers

大成建設株式会社一級建築士事務所
〒163-0606新宿区西新宿1-25-1
URL http://www.taisei.co.jp

一級 第262663号
設計　塩谷　尚青
担当　岸田　俊一
　　中塚　大介
　　中野　弥
　　両宮なみえ

計画変更1	2023.09.01
確認申請図	2022.02.01
見積図	
契約図	
竣工図	
図面作成日	2024.10.22

設計番号　01-33487-000

（仮称）ヒューリック
福岡ビル建替計画

【申請図】
発行日

図面名称

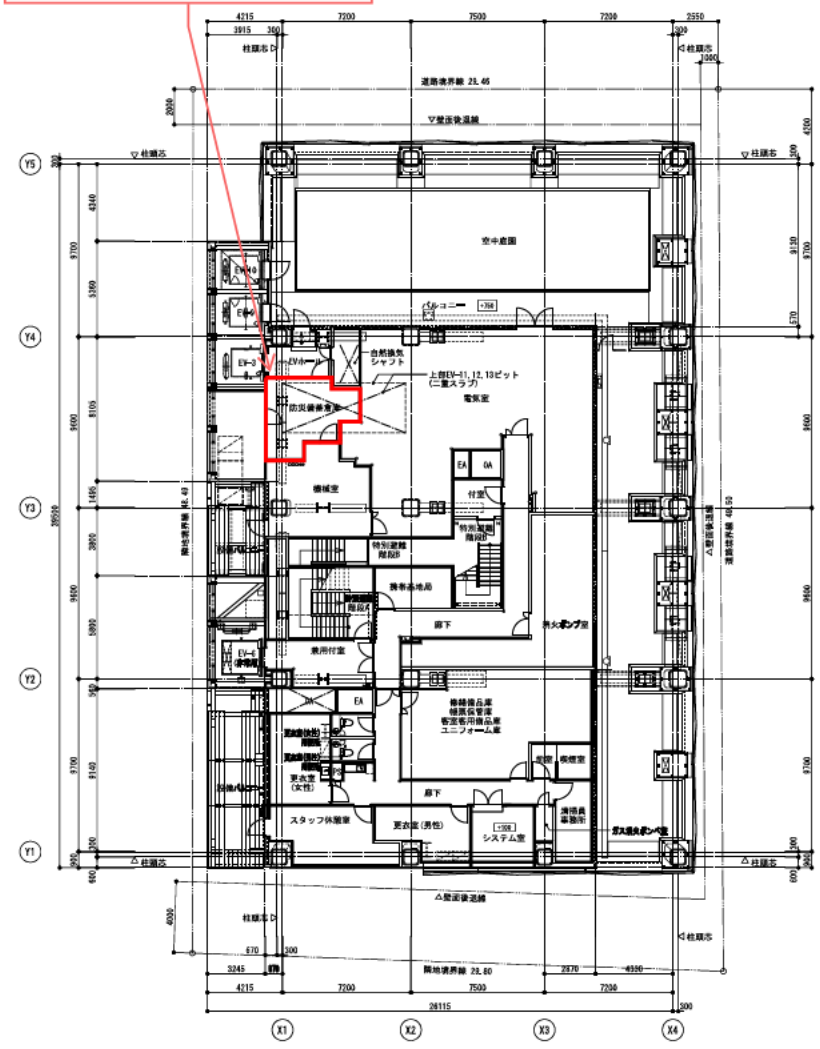
PIT・B3階平面図

縮尺　A1:1/150, A3:1/300

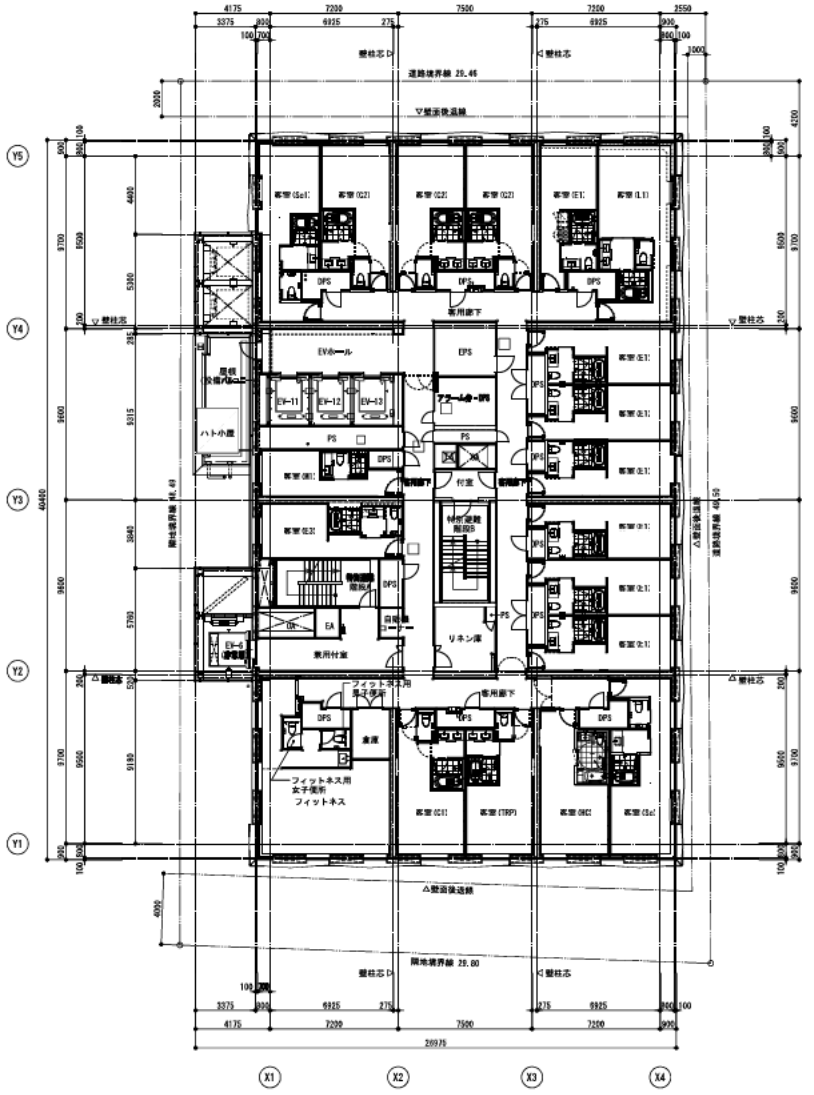
A-01

Copyright © 大成建設株式会社 All rights reserved. 著作権法の許可なく複製、転載、第三者使用等の行為を禁じます。

9階　防災備蓄倉庫　約20㎡



9階平面図



10階平面図

TAISEI CORPORATION
TAISEI DESIGN
Planners Architects & Engineers

大成建設株式会社一級建築士事務所
〒163-0606新宿区西新宿1-25-1
URL http://www.taisei.co.jp

一級 第262663号
設計　塩谷　尚青
担当　岸田　俊一
　　中塚　大介
　　中野　弥
　　両宮なみえ

計画変更1	2023.09.01
確認申請図	2022.02.01
見積図	
契約図	
竣工図	
図面作成日	2024.10.22

設計番号　01-33487-000

（仮称）ヒューリック福岡ビル建替計画

【申請図】
発行日

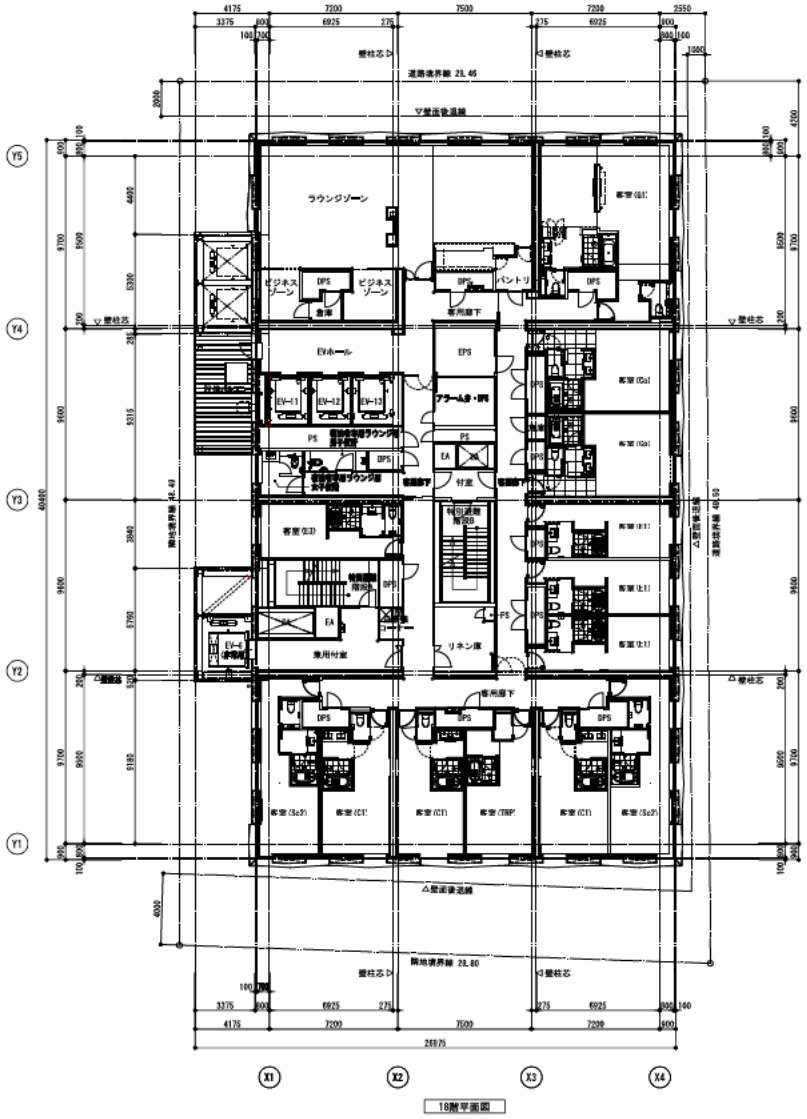
図面名称

9・10階平面図

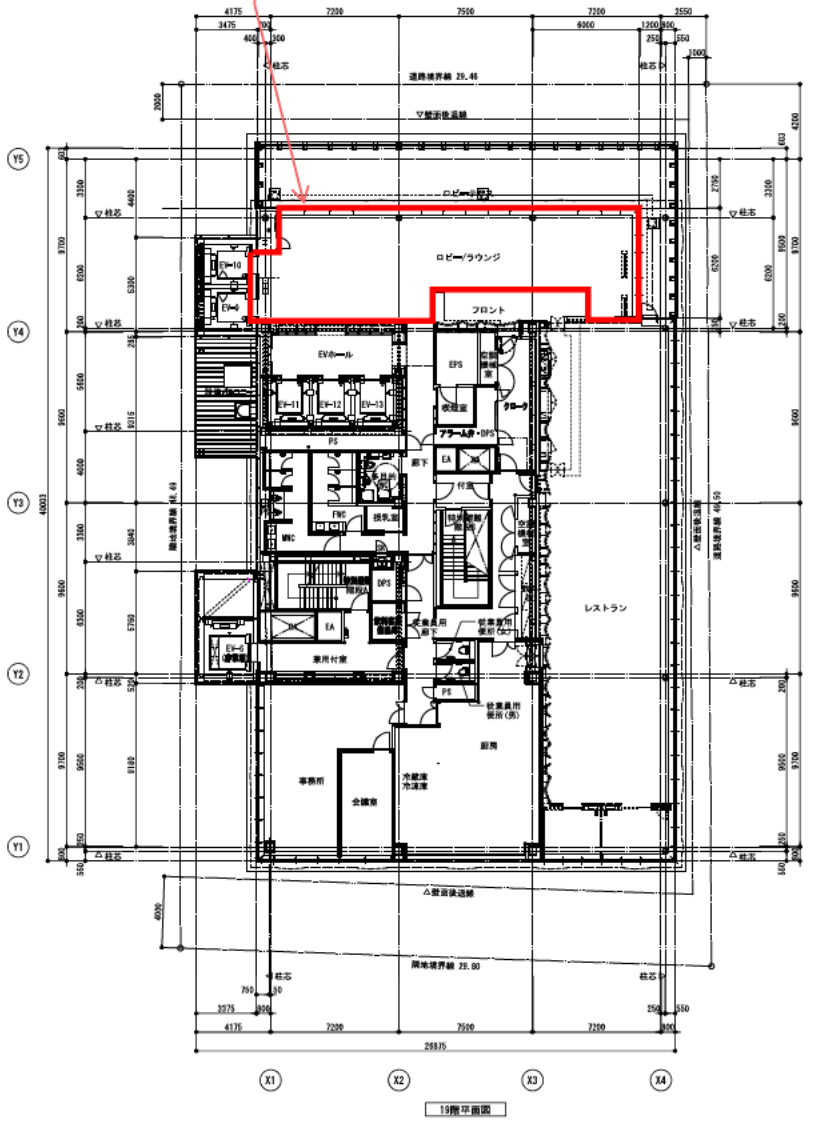
縮尺　A1:1/150, A3:1/300

A-05

Copyright © 大成建設株式会社 無断複製・転載禁止



19階　帰宅困難者一時滞在施設　約120㎡



TAISEI CORPORATION
TAISEI DESIGN
Planners Architects & Engineers

大成建設株式会社一級建築士事務所
〒163-0606新宿区西新宿1-25-1
URL http://www.taisei.co.jp

一級 第262663号
設計　塩谷　尚青
担当　岸田　俊一
　　中塚　大介
　　中野　弥
　　両宮なみえ

計画変更1	2023.09.01
確認申請図	2022.02.01
見積図	
契約図	
竣工図	
図面作成日	2024.10.22

設計番号　01-33487-000

（仮称）ヒューリック
福岡ビル建替計画

【申請図】
発行日

図面名称

18・19階平面図

縮尺　A1:1/150, A3:1/300

A-07

Copyright © 大成建設株式会社 無断転用禁止 著作権法の許可なく複製、編集、第三者使用等の行為を禁じます。

災害時における施設等の提供協力に関する協定（天神ブリッククロス）

福岡市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社及び積水ハウス株式会社（以下２社を総称して「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市中央区天神一丁目 14 番 18 号「天神ブリッククロス」）のうち別図に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　北棟２階オフィスロビー（約 260 ㎡）最大受け入れ人数 130 名

（２）　前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（協力内容）
第６条　乙が、第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の帰宅困難者の受け入れを行った場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第３条第１項の区域を一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
（３）　帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
（４）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（５）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（６）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（７）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第 12 条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い帰宅困難者を受け入れた場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した

者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）
第 12 条　乙は、災害発生時の備蓄物資を北棟３階防災備蓄倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。
（１） 水 585L（500mL ボトル×1,170 本）※一人あたり 1 日 1.5L×３日分
（２） 非常食 1,170 食（130 人×３回/日×３日分）
（３） 毛布 130 人分
３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）
第 13 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 14 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 15 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 16 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 17 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）
第 18 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

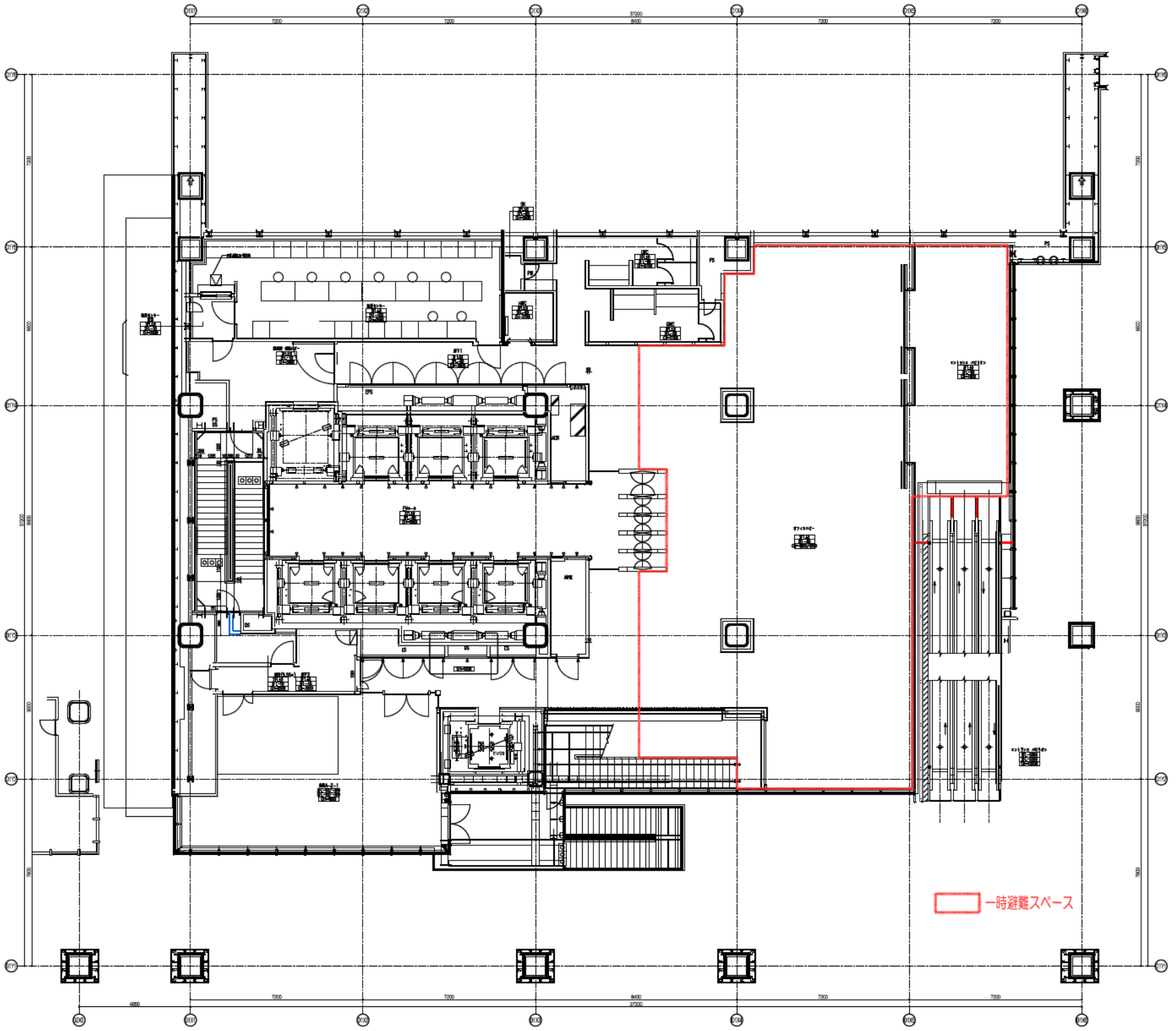
（協定の正本）
第 19 条　この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和７年５月９日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
日本生命保険相互会社
不動産部部長　太田　年昭

福岡市中央区天神一丁目15番16号
積水ハウス株式会社
福岡マンション事業部　事業部長
吉居 豊充



670

北棟　2階平面図　A1-1/100 A3-1/200

災害時における施設等の提供協力に関する協定（天神住友生命 FJ ビジネスセンター）

福岡市（以下「甲」という。）と住友生命保険相互会社及び福岡地所株式会社（以下２社を総称して「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、第４条及び第５条に定める手続に従い、乙の所有する施設（福岡市中央区天神二丁目８番 35 号「天神住友生命 FJ ビジネスセンター」）のうち各号に定める施設について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　２階オフィスエントランス（約 200 ㎡）最大受け入れ人数 95 名（別図に定める区域）

（２）　前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、一時滞在施設内の安全点検を実施の上、一時滞在施設等の安全状況、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が、第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い帰宅困難者を受け入れた場合は、最大受け入れ人数 95 名を上限として、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第３条第１項の区域を一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
（３）　帰宅困難者に対し、第 12 条に定める乙が備蓄する水、非常食、毛布等を提供すること。
（４）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（５）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（６）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（７）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　第５条第４項に定める受入期間を経過したとき
（２）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（３）　乙の所有する施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（５）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　一時滞在施設の使用料は無償とし、一時滞在施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第 12 条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第 12 条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（損害賠償）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が乙の所有する施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、費用負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（災害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず帰宅困難者に発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）
第 12 条　乙は、災害発生時の備蓄物資を２階倉庫（以下「防災備蓄倉庫」といい、位置は別紙図面に示すとおり。）に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。
（１） 水 855L（500ml ボトル 1,710 本）※一人あたり１日３L×３日分
（２） 非常食 855 食（95 人×３回/日×３日分）
（３） 毛布 95 人分
３　乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）
第 13 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 14 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 15 条　甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 16 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 17 条　乙は、乙が所有する施設（福岡市中央区天神二丁目 8 番 35 号　「天神住友生命 FJ ビジネスセンター」）を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）
第 18 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙

協議の上定める。

（協定の正本）
第 19 条　この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和７年６月 30 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

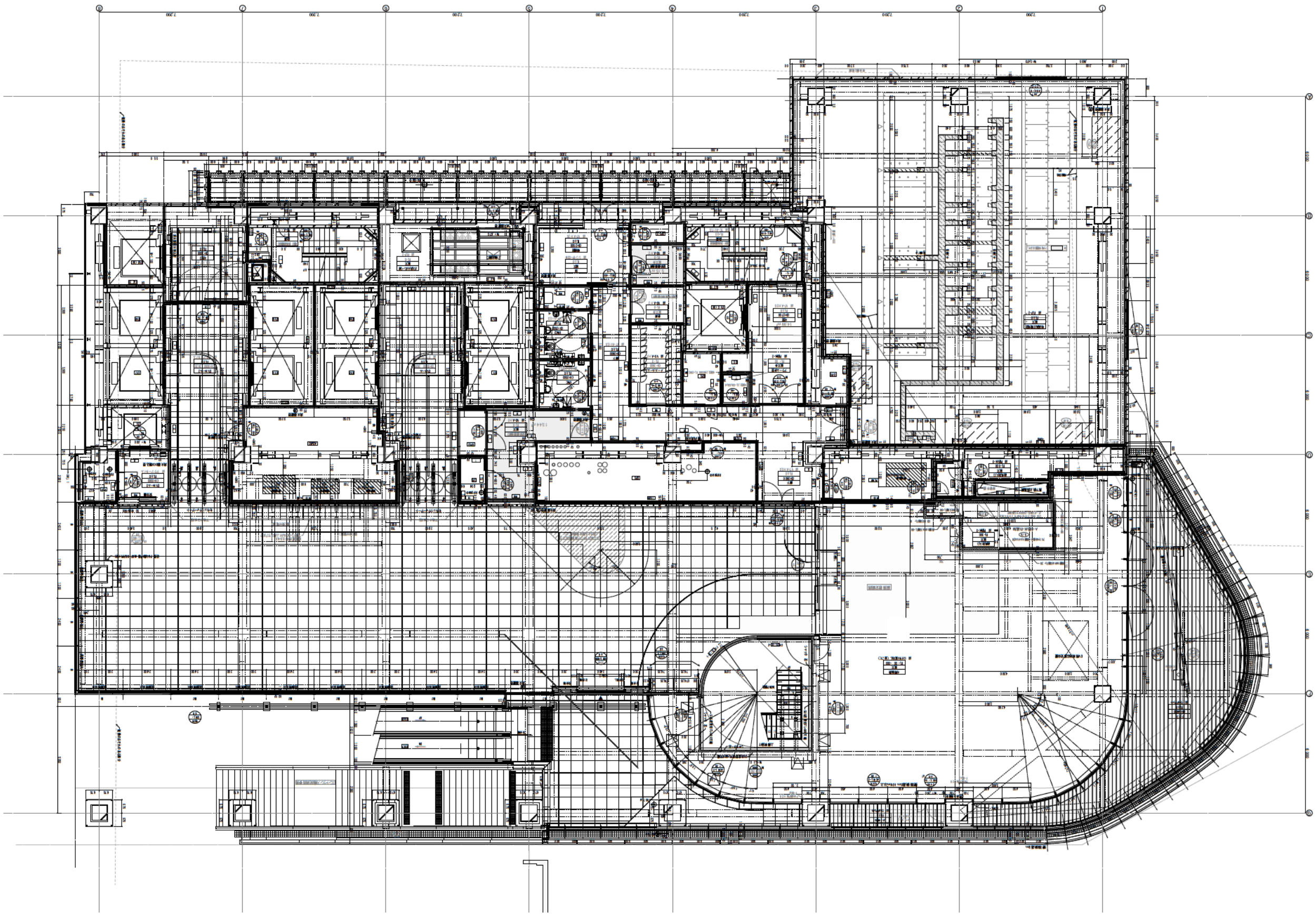
乙　大阪市中央区城見一丁目 4 番 35 号
住友生命保険相互会社
代表執行役　橋本　雅博

福岡市博多区住吉一丁目 2 番 25 号
福岡地所株式会社
代表取締役　榎本　一郎

凡例	
表示家具・吊り戸の壁下地補助下地等の表、設備衛生の器具・弁当り位置は詳細図参照	
既存図面参考	既存図面参考（解体）
既存図面参考（保存図面）	既存図面参考（新設）
既存図面参考（保存図面）	既存図面参考（撤去）

日	工	事	名
天神2丁目第7ロジスト設計業務共同企業体			
日鉄興計	基竹中工務店		

作成日	2023/03/24	2025/01/27
縮尺	A1：S=1/50	A3：S=1/100
図面名	2階平面詳細図（全体）	
工事コード		
図面 NO	平骨 Z5-00	



675

災害時における施設等の提供協力に関する協定（中央日土地博多駅前ビル）

福岡市（以下「甲」という。）と中央日本土地建物株式会社（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅前三丁目４番１号「中央日土地博多駅前ビル」）のうち別図に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　１階エントランスホール（約 59 ㎡）最大受け入れ人数 29 名

（２）　２階ラウンジ（約 58.5 ㎡）最大受け入れ人数 29 名

（３）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が、第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の帰宅困難者の受入を行った場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第３条第１項の区域を一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等及び携帯電話等の充電に必要な電源を提供すること。
（３）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（４）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（５）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（６）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運営が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（損害賠償）
第10条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第　３　項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（災害補償）
第11条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その

損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず帰宅困難者に発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）
第12条　乙は、災害発生時の備蓄物資を13階防災備蓄倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。
（１）水174L（500mLボトル×348本）※一人あたり１日３L
（２）非常食522食（58人×３回/日×3日分）
（３）毛布58人分（(例）アルミブランケット）
（４）携帯トイレ（便袋）580セット（58人×５回/日×２日分）
（５）敷物（ビニールシート等）
３　乙が13階防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）
第13条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第14条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第15条　甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第16条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第17条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）
第18条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

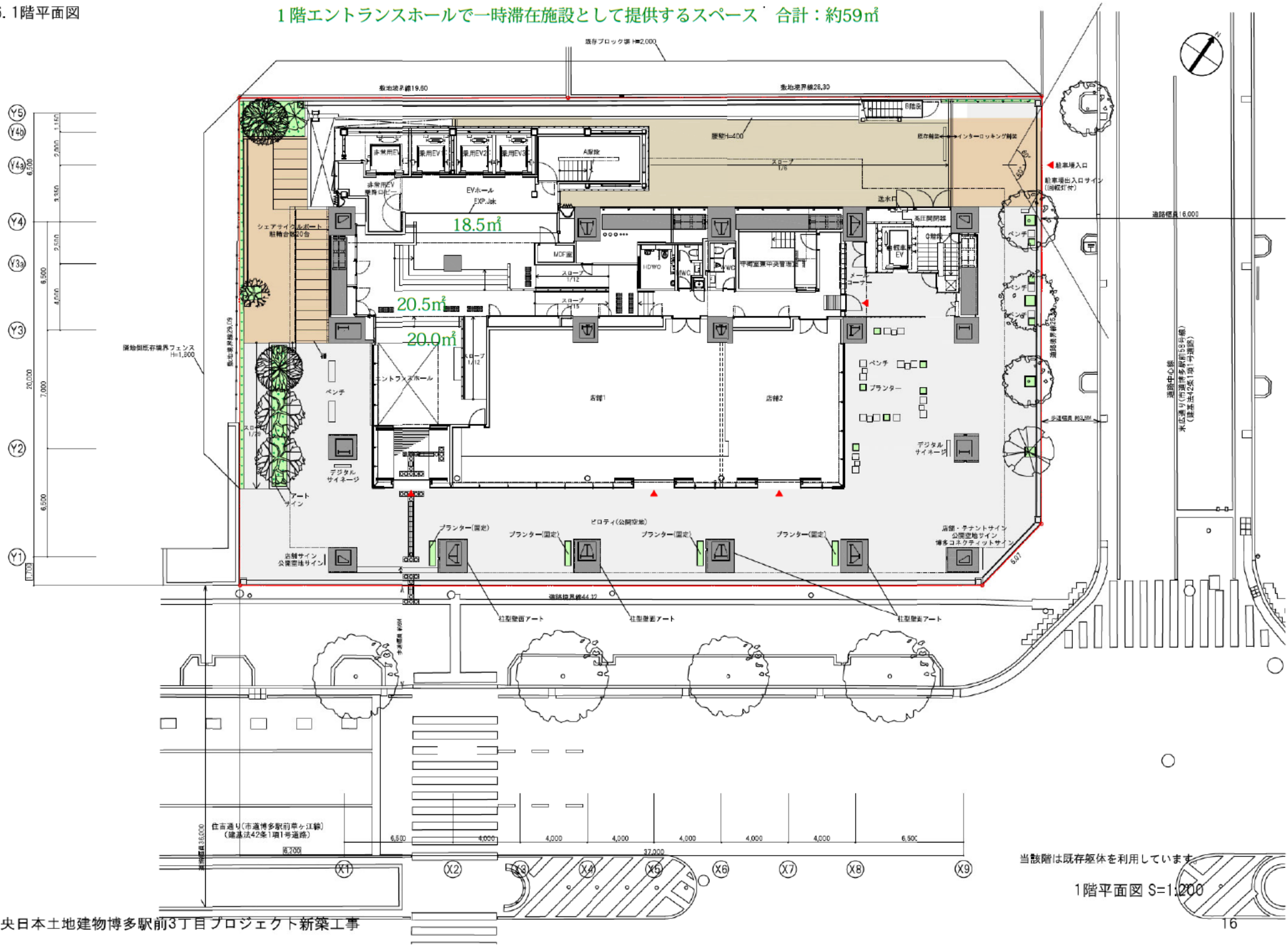
（協定の正本）
第 19 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和７年６月 30 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

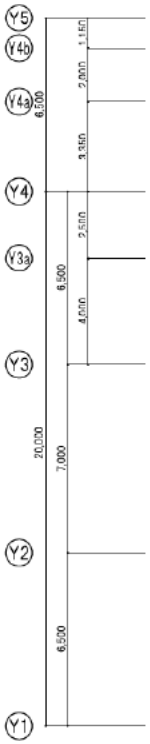
乙　東京都千代田区霞が関一丁目４番１号
中央日本土地建物株式会社
取締役社７７長　三宅　潔

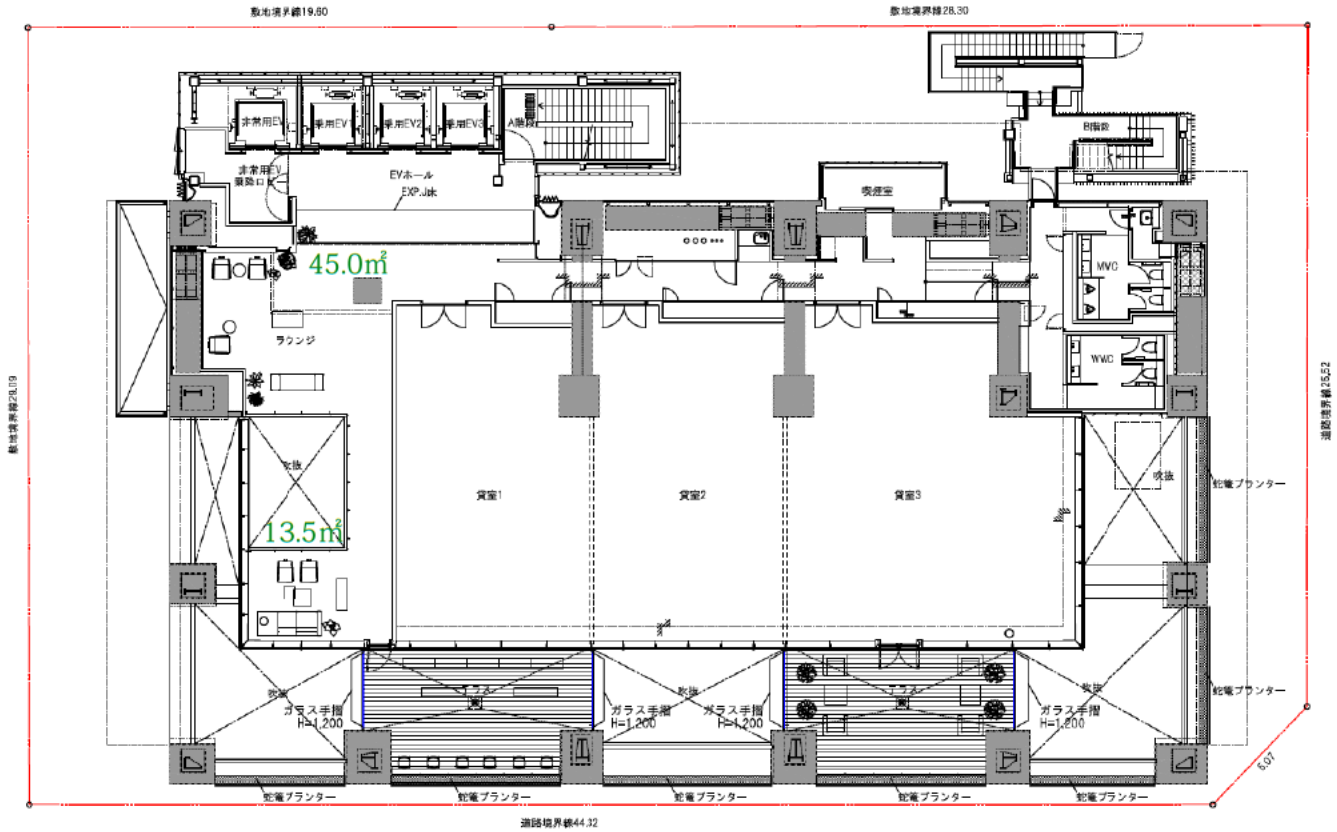
1階エントランスホールで一時滞在施設として提供するスペース　合計：約59㎡

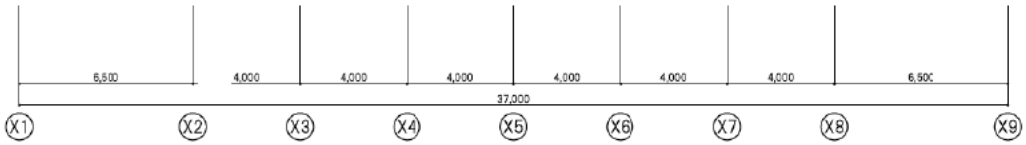


1階平面図 S=1:200

2階ラウンジで一時滞在施設として提供するスペース　合計：約58.5㎡



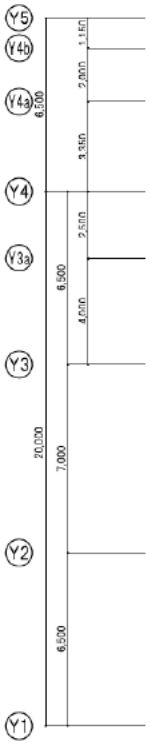


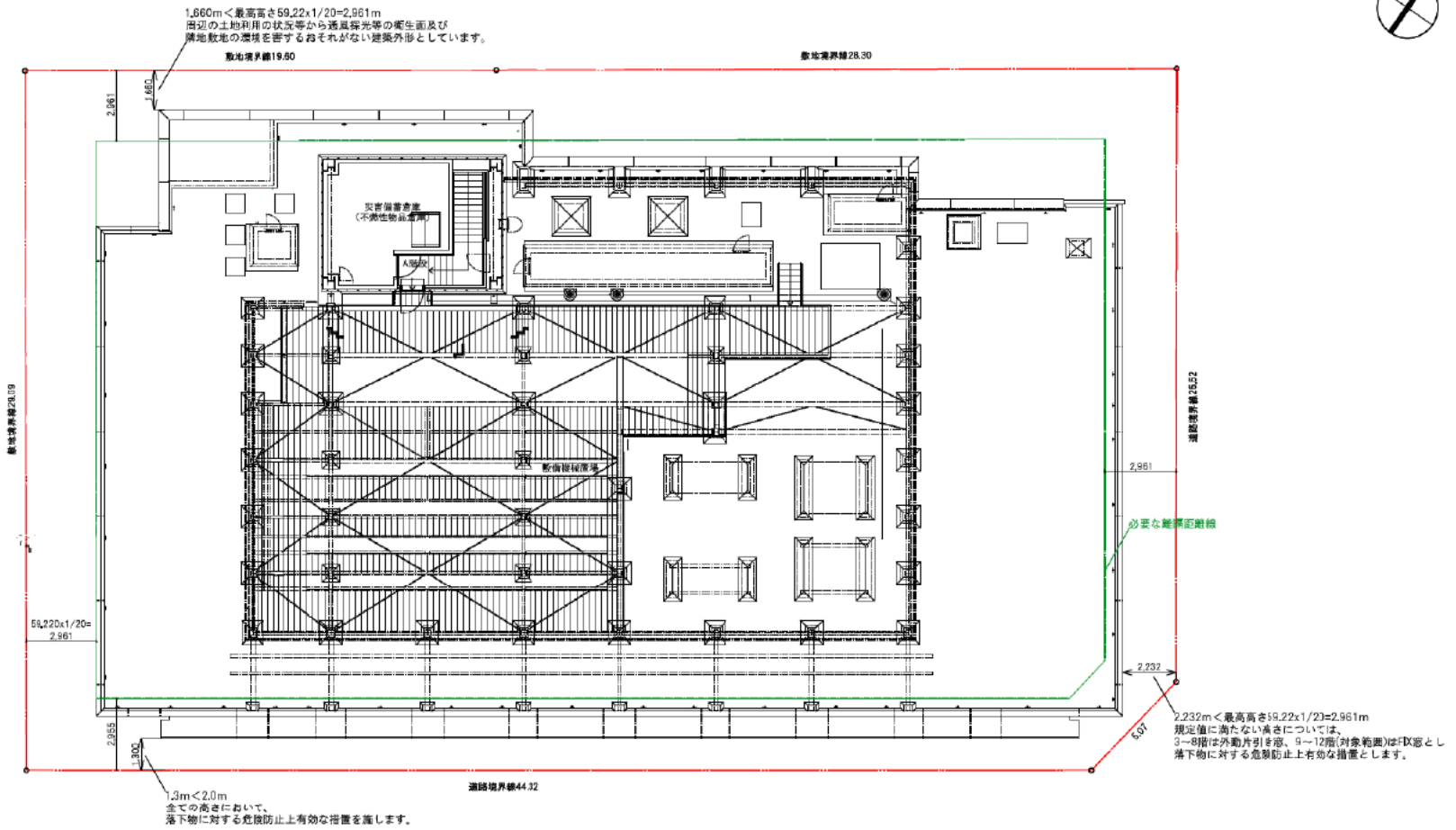


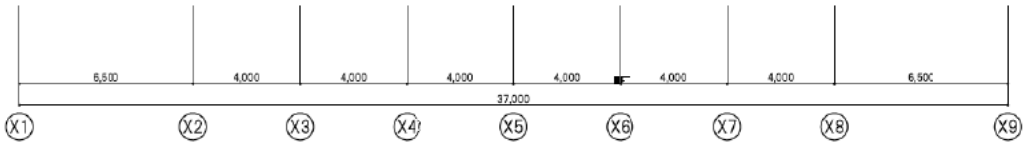
当該階は既存躯体を利用しています。

2階平面図 S=1:200

災害発生時の備蓄物資を保管する13階倉庫







13階平面図 S=1:200

災害時における施設等の提供協力に関する協定
（ＮＥＷＮＯ・ザイマックス博多駅前）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅前四丁目２番１号「ＮＥＷＮＯ・ザイマックス博多駅前」）のうち別図に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　１階エントランス（約 31.05 ㎡）　最大受け入れ人数 10 名

（２）　前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として１日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が、第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の帰宅困難者の受入を行った場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第３条第１項の区域を一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
（３）　帰宅困難者に対し、第 12 条第２項各号に定める物資を提供すること。
（４）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（５）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（６）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（７）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項を行うこと。

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第 12 条第２項各号に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第 12 条第２項各号に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（損害補償）
第 11 条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その

損害を補償する。
２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず帰宅困難者に発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）
第 12 条　乙は、災害発生時の備蓄物資を地下１階倉庫に保管するものとする。
２　前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとする。
（１）毛布１０人分
（２）ワンタッチシェード１０人分
３　乙が地下１階倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）
第 13 条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）
第 14 条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）
第 15 条　甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）
第 16 条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）
第 17 条　乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。
３　第１項の規定による権利・義務の承継を拒む場合は、乙は、遅滞なく文書にて本協定解消の旨を甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）
第 18 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 19 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

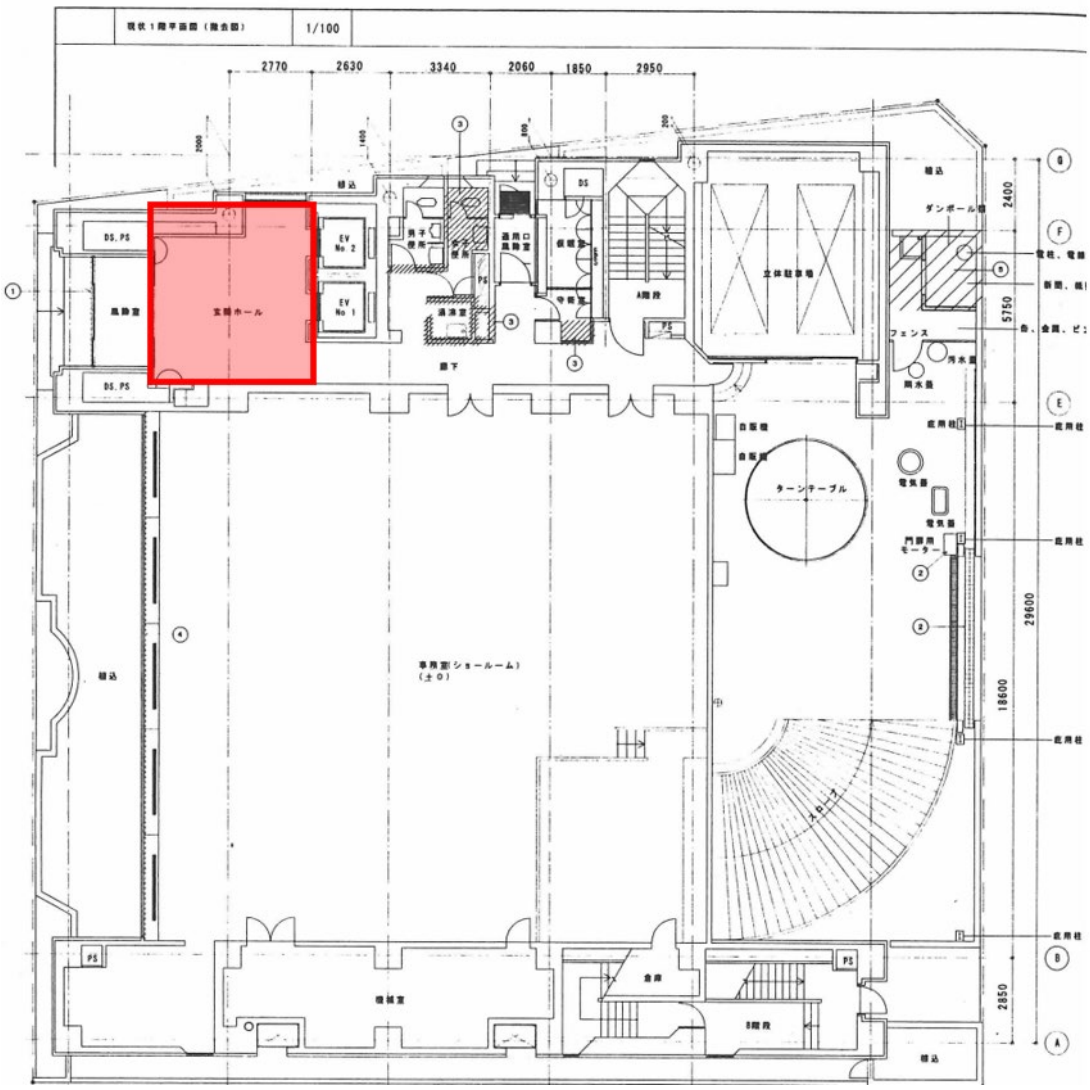
令和　8　年　1　月　30　日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行
代表取締役　吉岡　史人

（別図）

１Ｆ　エントランス
赤枠：5.75m×5.4m＝31.05 ㎡



災害時における施設等の提供協力に関する協定（西日本シティビル）

福岡市（以下「甲」という。）と特定目的会社 Walk（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震等の発生時に、帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

（２）　一時滞在施設　帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（３）　施設管理者　一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条　乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅前三丁目１番１号「西日本シティビル」）のうち各号に定める施設について、一時滞在施設として提供することに合意する。

（１）　１階オフィスエントランス（約 90 ㎡）最大受け入れ人数 45 名（別図に定める区域）

（２）　地下２階ホール（約 200 ㎡）最大受け入れ人数 100 名（別図に定める区域）

（３）　前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

２　甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

３　第１項に定める施設の提供については、乙が定める供用開始日以降とする。

（開設の要請）

第４条　甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条　乙は、前条の要請があった場合には、一時滞在施設内の安全点検を実施の上、一時滞在施設等の安全状況、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

２　乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

４　受入期間は、原則として３日間とする。

（支援内容）
第６条　乙が、第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第３項の帰宅困難者の受入を行った場合は、最大受け入れ人数 145 名を上限として、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。
（１）　帰宅困難者に対し、第３条第１項の区域を一時滞在施設として開設し運営すること。
（２）　帰宅困難者に対し、地下 2 階のトイレを提供すること。
（３）　帰宅困難者に対し、第 12 条に定める乙が備蓄する水、非常食、毛布等を提供すること。
（４）　一時避難施設に携帯電話を充電可能なコンセントを設置し、必要に応じて充電器を提供すること。
（５）　一時避難施設に法令上の非常用電源設備に加え、照明設備を 72 時間供給できる計画とすること。
（６）　トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
（７）　帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
（８）　前各号に関して必要な人員を確保すること。
（９）　その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

（施設の運営）
第７条　乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

（受入の解除）
第８条　乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。
（１）　甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
（２）　乙の所有する施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運営が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
（３）　乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
（４）　その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（費用負担）
第９条　一時滞在施設の使用料は無償とし、一時滞在施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第 12 条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第 12 条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（損害賠償）
第 10 条　乙が第５条第１項の受諾をした場合、又は同条第　３　項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係

る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

（災害補償）

第11条　甲は、第６条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例（昭和３８年福岡市条例第２３号）の規定に基づき、その損害を補償する。

２　乙が第６条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず帰宅困難者に発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）

第12条　乙は、災害発生時の備蓄物資を地下3階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

２　前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

（１）水1,305L（500mLボトル×2,610本）※一人あたり１日3L×３日分

（２）非常食1,305食（145人×３回/日×３日分）

（３）毛布145人分

３　乙が地下３階防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）

第13条　乙は、少なくとも１年に１回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）

第14条　甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第15条　甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）

第16条　この協定の有効期限は締結の日から１年を経過する日までとし、有効期限の１か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き１年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）

第17条　乙は、乙が所有する施設（福岡市博多区博多駅前三丁目１番１号「西日本シティビル」）を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

２　前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文

書にて甲に通知するものとする。

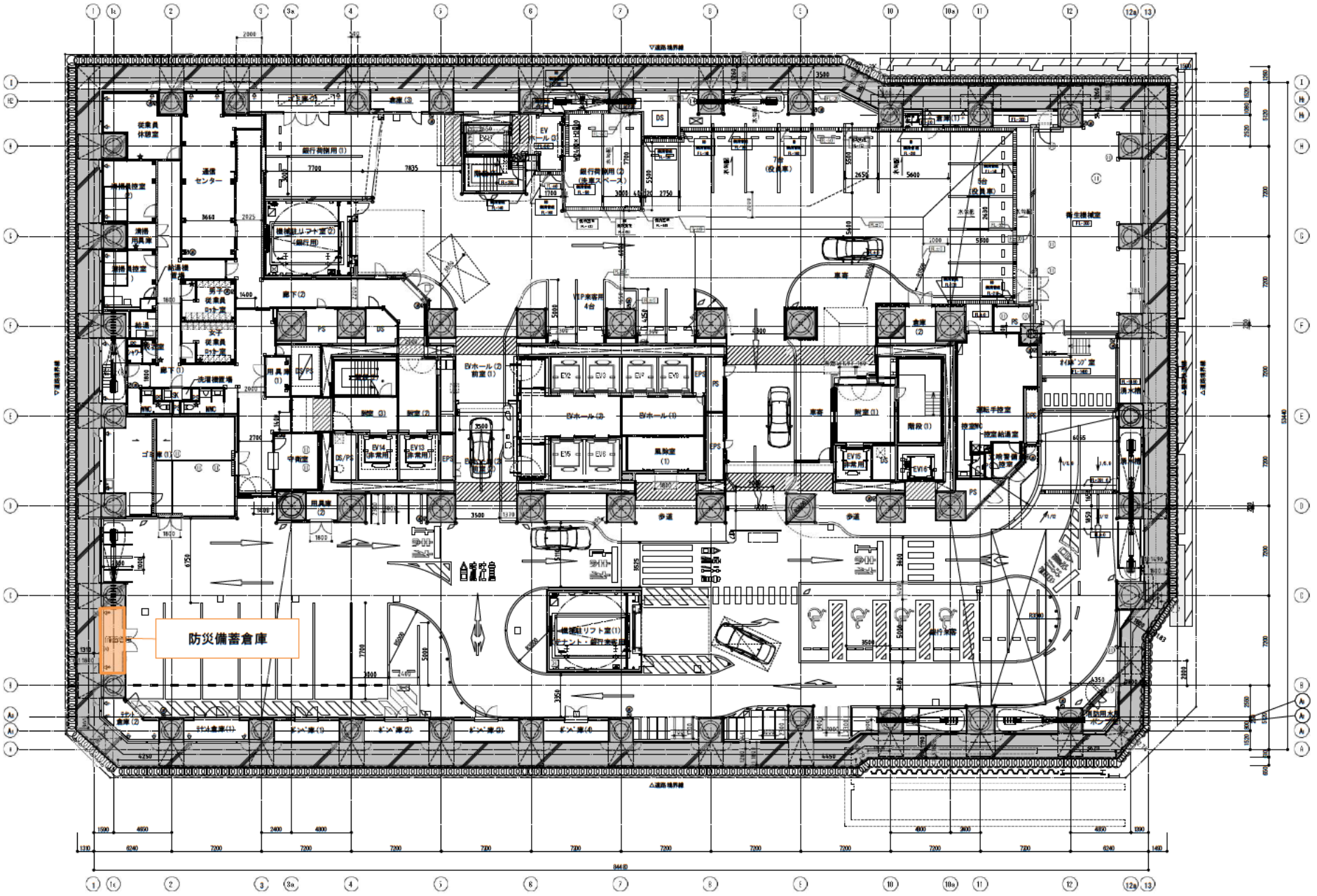
（疑義等に関する協議）
第 18 条　この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）
第 19 条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区祇園町８番 13 号
特定目的会社 Walk
取締役　栗国　正樹



692

TAISEI

TAISEI CORPORATION
TAISEI DESIGN
Planners Architects & Engineers

大成建設株式会社一級建築士事務所
〒163-0606新宿区西新宿1-25-1
URL http://www.taisei.co.jp

	一級 第273307号
設計	横手 真一郎
	一級 第312786号
設計	遠藤 太良
担当	金岡 利人
	雨宮 廣明
	延東 治
	岡村 智子
	遠藤 俊
	尾毛谷 阿弓
	岩崎 利幸

確認申請図	
見積図	
契約図	
竣工図	
当図作成日	2025.04.10

設計番号 05-20107-000

(仮称)Malkプロジェクト
新築工事

【実施設計図】

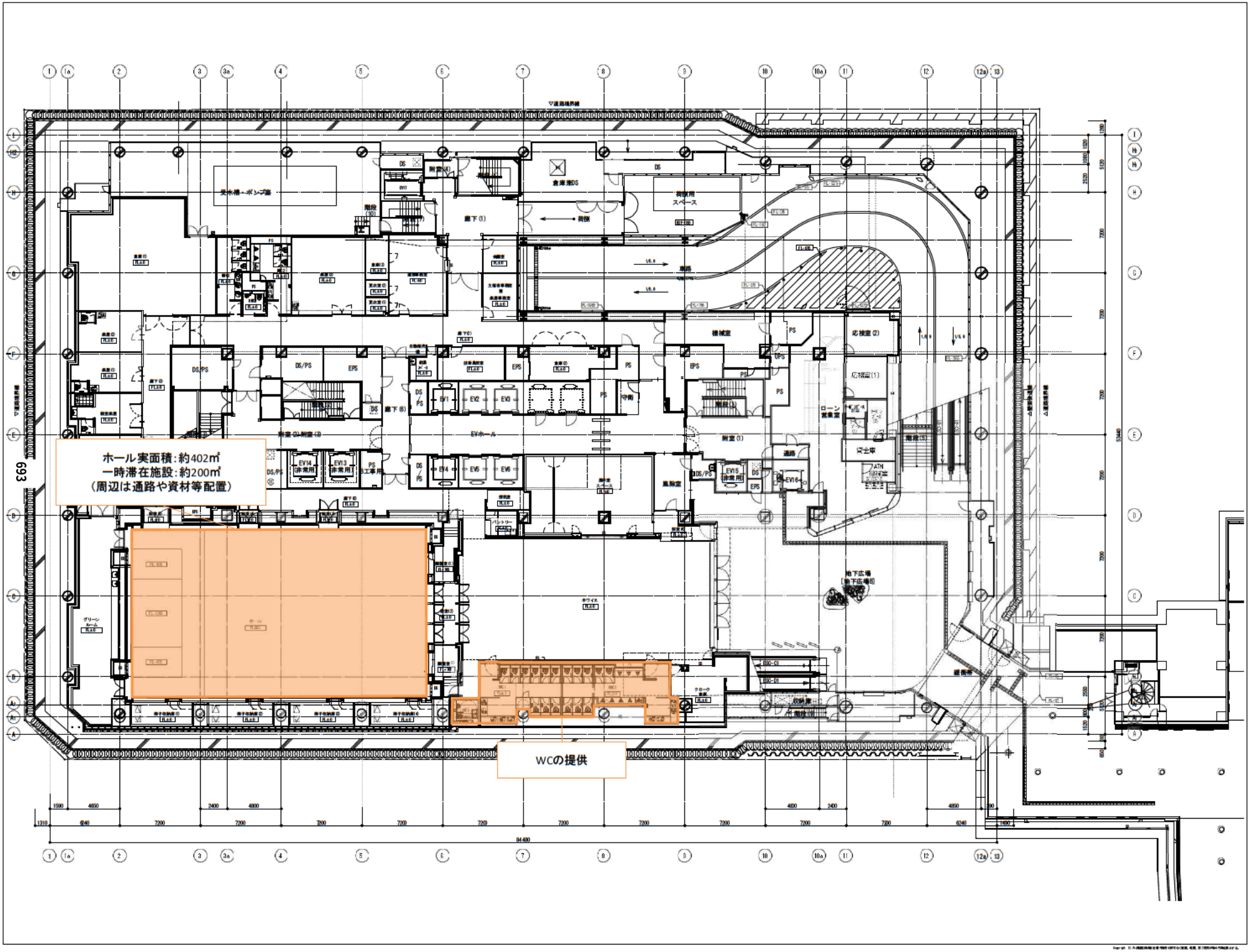
発行日

図面名称

B3階 平面図
(B工事)

縮尺 A1:1/150 A3:1/300

A-103



TASEI CORPORATION
TASEI DESIGN
Planners Architects & Engineers

大成建設株式会社 一級建築士事務所
〒163-0606 新宿区 西新宿1-25-1
URL http://www.taisei.co.jp

一級 第273097号
設計 横手 真一郎
一級 第312706号
設計 遠藤 太良
担当 金岡 利人
雨宮 康明
延東 治
岡村 智子
遠藤 僚
尾毛谷 阿弓
岩崎 利幸

確認申請図
見積図
契約図
施工図
当図作成日 2025.04.14

設計番号 05-20107-000

(仮称)Malkプロジェクト
新築工事

【実施設計図】

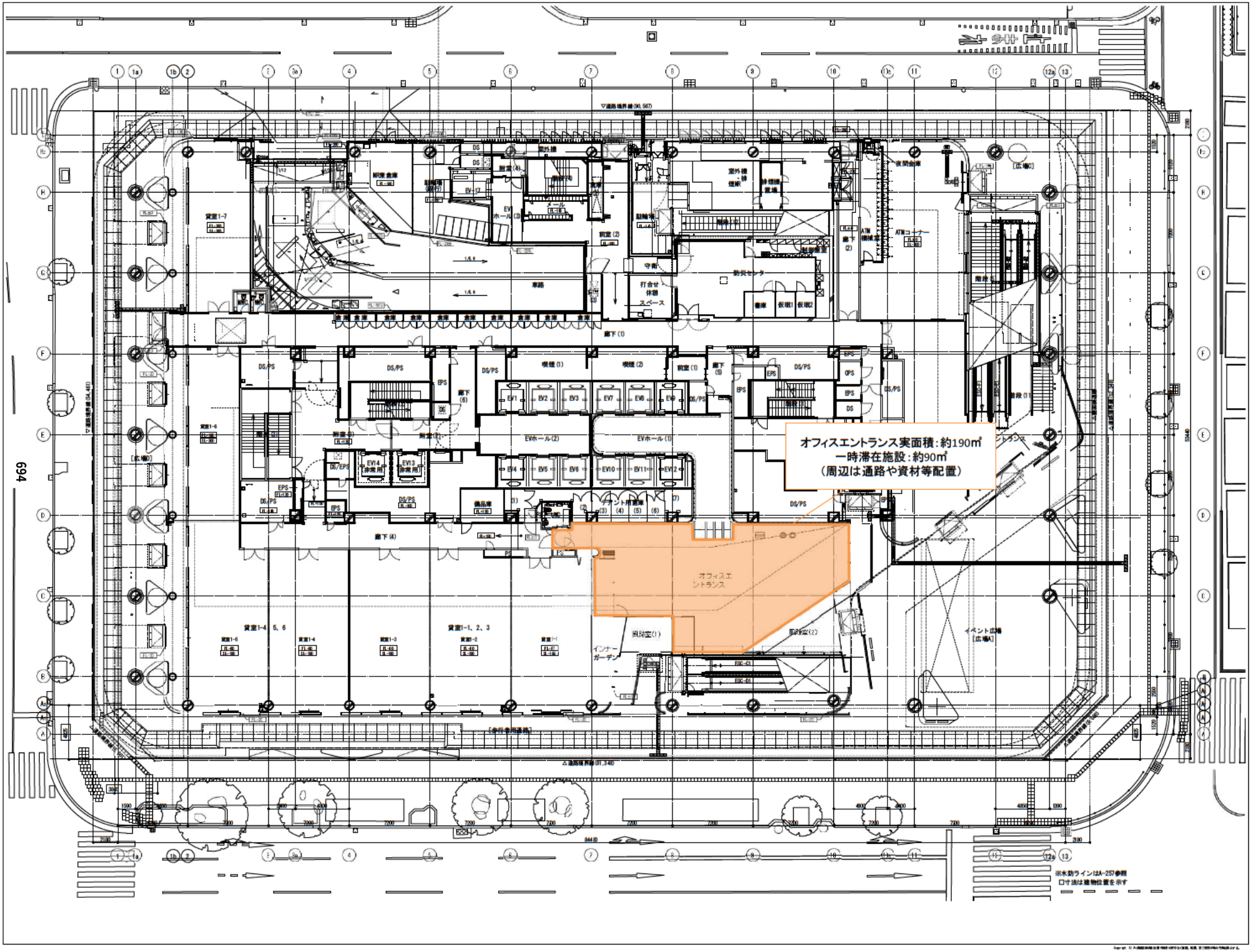
発行日

図面名称

B2階 平面図
(B工事)

縮尺 A1:1/150 A3:1/300

A-105



694

TAISEI CORPORATION
TAISEI DESIGN
Planners Architects & Engineers

大成建設株式会社 一級建築士事務所
〒163-0606新宿区西新宿1-25-1
URL http://www.taisei.co.jp

一級 第273977号
設計 横手 真一郎
一級 第312784号
設計 遠藤 太良
担当 金岡 利人
雨宮 廣明
延東 治
岡村 智子
遠藤 僚
尾毛谷 阿弓
岩崎 利幸

確認申請図
見積図
契約図
竣工図
当図作成日 2025. 04. 14

設計番号 05-20107-000

(仮称) Malkプロジェクト
新築工事

【実施設計図】

発行日

図面名称

1階 平面図 (AB)

縮尺 1/1

Copyright © 大成建設株式会社 TAISEI CORPORATION 無断複製・転載を禁じます。

災害時における帰宅困難者支援等に関する協定書
（福岡県石油商業組合，福岡県石油協同組合，福岡市危険物安全協会）

福岡市（以下「甲」という。），福岡県石油商業組合（以下「乙」という。），福岡県石油協同組合（以下「丙」という。）及び（社）福岡市危険物安全協会（以下「丁」という。）は災害時における帰宅困難者支援等に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，福岡市域内で地震等による災害が発生し，又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に，交通が途絶し，容易に帰宅することができない者のうち，やむを得ず徒歩で帰宅する者（以下「帰宅困難者」という。）の支援及び緊急車両に燃料を優先的に供給することにより，災害時における迅速かつ円滑な救援活動を支援するため必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条　甲は，災害時において，乙，丙及び丁に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。

（１）乙，丙及び丁の組合員の給油所において，帰宅困難者に対し，一時休憩所として，水道水及びトイレを提供すること。

（２）乙，丙及び丁の組合員の給油所において，帰宅困難者に対し，地図等による道路情報，テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（３）乙，丙及び丁の組合員の給油所において，帰宅困難者に対し，簡易な応急手当を行うほか，必要に応じて休憩場所の提供や救急要請を行うこと。ただし，応急手当を行う場合は，帰宅困難者の要請又は同意のある時に限る。

（４）乙，丙及び丁の組合員の給油所において，甲に所属する緊急車両及び甲が要請した車両に対し，優先的に燃料を供給すること。

（支援の実施）

第３条　乙及び丙は，前条の規定により，甲から支援の要請を受けたときは，その緊急性に鑑み，可能な範囲内において，帰宅困難者に対し支援を行うものとする。

２　前項の規定に関わらず，甲から乙，丙及び丁に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは，乙，丙及び丁は，甲の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第４条　前条に規定する給油所は，「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し，甲，乙，丙及び丁が協力して，防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

２　乙，丙は「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを給油所の入口等，利用者の見やすい位置に掲出する。

（経費の負担）
第５条　第３条に規定する支援の実施に要した経費は，当該支援を実施した者が負担するものとする。なお，緊急車両への燃料の供給については，供給を受けた甲が，後日実費で支払うものとする。

（情報の交換）
第６条　甲，乙，丙及び丁は，この協定が円滑に運用されるよう，平常時においても必要に応じて，情報の交換を行うものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは，甲，乙，丙及び丁が協議して定めるものとする。

（適用）
第８条　この協定の効力は，協定締結後１年間とし，甲，乙，丙及び丁のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。
２　この協定の締結を証するため，本書４通を作成し，甲，乙，丙及び丁の４者が記名押印の上，各１通を保有する。

平成１８年　８月　１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　　山　崎　広太郎

乙　福岡市博多区下呉服町一丁目１５番
福岡県石油商業組合
理 事 長　　出　光　芳　秀

丙　福岡市博多区下呉服町一丁目１５番
福岡県石油協同組合
理 事 長　　出　光　芳　秀

丁　福岡市中央区舞鶴三丁目９番７号
（社）福岡市危険物安全協会
会　　長　　陶　久　　亨

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡県石油商業組合（以下「乙」という。）及び福岡県石油協同組合（以下「丙」という。）は，地震，風水害等の災害により福岡市内に甚大な被害が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における石油類燃料の供給に関して，次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は，災害時に応急・復旧対策活動を実施するうえで石油類燃料を必要とする場合は，乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）並びに丙及び丙の組合員（以下「丙等」という。）に対して，次の各号について協力を要請することができる。

（１）甲が指定する緊急車両及び災害対応車両（以下「緊急車両等」という。）への石油類燃料の優先給油

（２）甲が指定する災害対策上重要な施設等への石油類燃料の優先供給

２　前項の要請は，文書によるものとする。ただし，緊急を要する場合は口頭で要請し，その後，速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第２条　乙等及び丙等は前条の規定により甲から要請を受けたときは，石油類燃料の優先的な給油並びに供給について，最大限協力するものとする。

２　乙等及び丙等は，甲からの要請を受けたときは，要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（報告手続）

第３条　乙等及び丙等は，第１条第１項の協力を行った場合には口頭で優先給油又は優先供給を実施することを甲に報告し，その後，速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第４条　乙等及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙等及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については，当該石油類燃料の供給を受けた者（以下「供給先」という。）が負担する。

２　石油類燃料の費用は，災害発生直前における通常の価格を基準として，供給先と乙及び丙が協議のうえ，決定するものとする。ただし，災害発生に関連して価格が高騰した場合はその事情を考慮するものとする。

（費用の支払）

第５条　供給先は，乙等及び丙等から請求があったときは，その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）
第６条　本協定に基づく業務開始後において，事故等の発生に伴い，業務を中断したときは，乙等及び丙等は甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）
第７条　この協定に基づいて業務に従事した乙及び丙等がこの業務に起因する特別な損害を被った場合は，甲はその損害を補償するものとする。ただし，従業員の死傷又は疾病については，労働災害にかかわる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第８条　甲及び乙並びに丙は，相互連絡，情報提供等を円滑に行うため，事前に連絡責任者を定めるものとする。

（協定の有効期間）
第９条　本協定の有効期間は協定締結の日から１年間とし，有効期間満了までに，甲又は乙並びに丙から特段の意思表示がない場合は，期間満了の翌日から更に１年間同一条件を持って更新されるものとし，以降もこれと同様とする。

（協議等）
第10条　この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は，甲と乙並び丙が協議のうえ，決定するものとする。

この協定の締結を称するため，本書３通を作成し，甲乙丙記名押印のうえ，各自１通を保有する。

令和２年７月10日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市博多区下呉服町一丁目１番15号
福岡県石油商業組合
理事長　喜多村　利秀

丙　福岡市博多区下呉服町一丁目１番15号
福岡県石油協同組合
理事長　喜多村　利秀

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（１）　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害

（２）　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

（３）　その他災害で、被災への応援が必要とされる場合

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供

（２）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

２　前項に定める応援のほか、次に掲げる応援の実現に努めることとする。

（１）　被災都市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等のあっせん又は提供

（２）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

（応援要請と情報収集）

第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第７条に定める連絡担当部局を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１項第１号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量

（３）　前条第１項第２号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段

（４）　前条第２項第１号に掲げる応援を要請する場合においては、資機材、物資等の品名、数量等

（５）　応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路

（６）　応援の期間

（７）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

（協定の遵守）

第４条　乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

（生鮮食料品の応援供給の方法）

第５条　乙は、第２条第１項第１号及び第２号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、甲との連絡調整のもと、それぞれが開設する中央卸売市場の事業者間による応援供給の実現に努める。ただし、特別な事由により開設者自らが応援供給の相手方となることを妨げない。

（応援経費の負担）

第６条　第２条第 1 項第１号及び第２号に掲げる応援に要した経費は、当該事業者間の決済により精算するものとする。ただし、特別な事由により甲が負担すること、または甲と乙による決済で精算することを妨げない。

２　第２条第２項第１号及び第２号に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は、乙の負担とする。

（連絡担当部局）

第７条　この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

（協定の効力）

第９条　この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する会員都市を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、全国中央卸売市場協会会長及び各支部の支部長が記名押印し、全国中央卸売市場協会で保有するとともに、各中央卸売市場の開設者に対しその写しを交付するものとする。

附　則

この協定は、平成２４年９月１日から効力を生ずる。

平成２０年９月１日に締結された協定は、これを廃止する。

平成２４年９月１日

全国中央卸売市場協会　　会　長　塚本　直之

全国中央卸売市場協会北海道・東北支部　　支部長　元木　朗

全国中央卸売市場協会関東支部　　支部長　塚本　直之

全国中央卸売市場協会東海・北陸支部　　支部長　千田　博之

全国中央卸売市場協会近畿支部　　支部長　小倉　健宏

全国中央卸売市場協会中国・四国支部　　支部長　中川　剛彦

全国中央卸売市場協会九州支部　　支部長　戸越　剛

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目

（目的）

第１条　この実施細目は、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定める。

（連絡担当部局）

第２条　協定第７条により協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を本部事務局に報告する。

（支部の連絡調整体制）

第３条　被災都市の中央卸売市場開設者（以下、「甲」という。）は協定第３条に定める事項について、原則として甲が属する支部事務局（支部長選出都市）に連絡する。但し、甲が支部事務局を設置する都市である場合は、副支部長都市が代わって対応する。

２　甲が属する支部事務局は情報連絡総括としての役割を担い、支部内における応援の協議、調整及び情報提供等を行うこととする。また、本部事務局への情報提供等も原則として支部事務局が一括して行うこととする。

（本部及び他支部の連絡調整体制）

第４条　他支部への情報提供及び広域応援要請は、原則として本部事務局が担当する。また農林水産省との連絡調整についても本部事務局が対応する。但し、甲が本部事務局を設置する都市である場合は、副会長都市が代わって対応する。

２　広域応援要請における都市間の協議及び調整等は各支部事務局が中心となり行うこととする。また支部間における全体調整等は本部事務局が行う。

（その他連絡調整）

第５条　第３条及び第４条に定めるもののほか、必要な連絡調整等については甲が属する支部事務局と本部事務局が協議の上、速やかに対応することとする。

附　則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

平成２０年９月１日付の実施細目は、これを廃止する。

平成２４年９月１日

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は，甲乙間において行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき，乙が「東区役所」（以下「本件施設」という。）に新たに設置する自動販売機２台のうち西側の自動販売機（別紙１）商品（以下「商品」という。）の災害時における無償提供に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，福岡市において地震，風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，本件施設の利用者，職員その他の関係者に対し，商品の無償提供が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（商品の無償提供）

第２条　甲は，災害時において，上水道が使用できなくなるなど，商品の無償提供が必要と判断した場合は，書面により連絡するものとする。ただし，緊急を要する場合その他必要があると認める場合は，口頭等により連絡し，後日速やかに書面を送付するものとする。

２　乙は，甲から連絡を受けた時をもって，商品の無償提供を承認したものとし，前項ただし書の規定による場合も同様とする。

３　乙が無償提供する商品は，当該自動販売機内の在庫本数の終了までとする。

（自動販売機の操作等）

第３条　乙は，円滑な商品の無償提供にあたり，本件施設内の自動販売機の取扱について甲に必要な助言を行い，又は自動販売機の操作を行うものとする。

２　乙は，前項に規定する助言等の履行が不可能になった場合に備えて，必要な物品，操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出するとともに，災害時の操作方法等について甲に教示するものとする。なお，甲は，提出物品等を適切に管理しなければならない。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は，使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし，使用許可の期間を更新する場合は，この協定も同一内容をもって更新するものとする。

（費用負担）
第５条　この協定の履行に関して必要な費用は，すべて乙の負担とする。

（秘密保持）
第６条　甲，乙は，本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含むすべての情報を秘密とし，国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持はこの協定の有効期間後も継続する。

（協議）
第７条　この協定に関して疑義が生じたとき，又はこの協定に定めのない事項については，甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し、甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

平成 30 年３月 27 日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　　東京都港区赤坂九丁目７番１号ミッドダウン・タワー
コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社
代表取締役社長　吉松　民雄

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は，甲乙間において行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき，乙が「西市民センター（物件番号①）」（以下「本件施設」という。）に新たに設置する自動販売機（別紙1）商品（以下「商品」という。）の災害時における無償提供に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，福岡市において地震，風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，本件施設の利用者，職員その他の関係者に対し，商品の無償提供が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（商品の無償提供）

第２条　甲は，災害時において，上水道が使用できなくなるなど，商品の無償提供が必要と判断した場合は，書面により連絡するものとする。ただし，緊急を要する場合その他必要があると認める場合は，口頭等により連絡し，後日速やかに書面を送付するものとする。

２　乙は，甲から連絡を受けた時をもって，商品の無償提供を承認したものとし，前項ただし書の規定による場合も同様とする。

３　乙が無償提供する商品は，当該自動販売機内の在庫本数の終了までとする。

（自動販売機の操作等）

第３条　乙は，円滑な商品の無償提供にあたり，本件施設内の自動販売機の取扱について甲に必要な助言を行い，又は自動販売機の操作を行うものとする。

２　乙は，前項に規定する助言等の履行が不可能になった場合に備えて，必要な物品，操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出するとともに，災害時の操作方法等について甲に教示するものとする。なお，甲は，提出物品等を適切に管理しなければならない。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は，使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし，使用許可の期間を更新する場合は，この協定も同一内容をもって更新するものとする。

（費用負担）

第５条　この協定の履行に関して必要な費用は，すべて乙の負担とする。

（指定管理者等に対する措置）

第６条　《指定管理者（または地元商店街，自治会，民間事業者）施設の場合》乙は，本件施設の管理者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項に規定する指定管理者（または地元商店街，自治会，民間事業者）である場合についても，甲が本件施設の管理者である場合と同様の取扱とする。

（秘密保持）

第７条　甲，乙は，本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含むすべての情報を秘密とし，国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持はこの協定の有効期間後も継続する。

（協議）

第８条　この協定に関して疑義が生じたとき，又はこの協定に定めのない事項については，甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

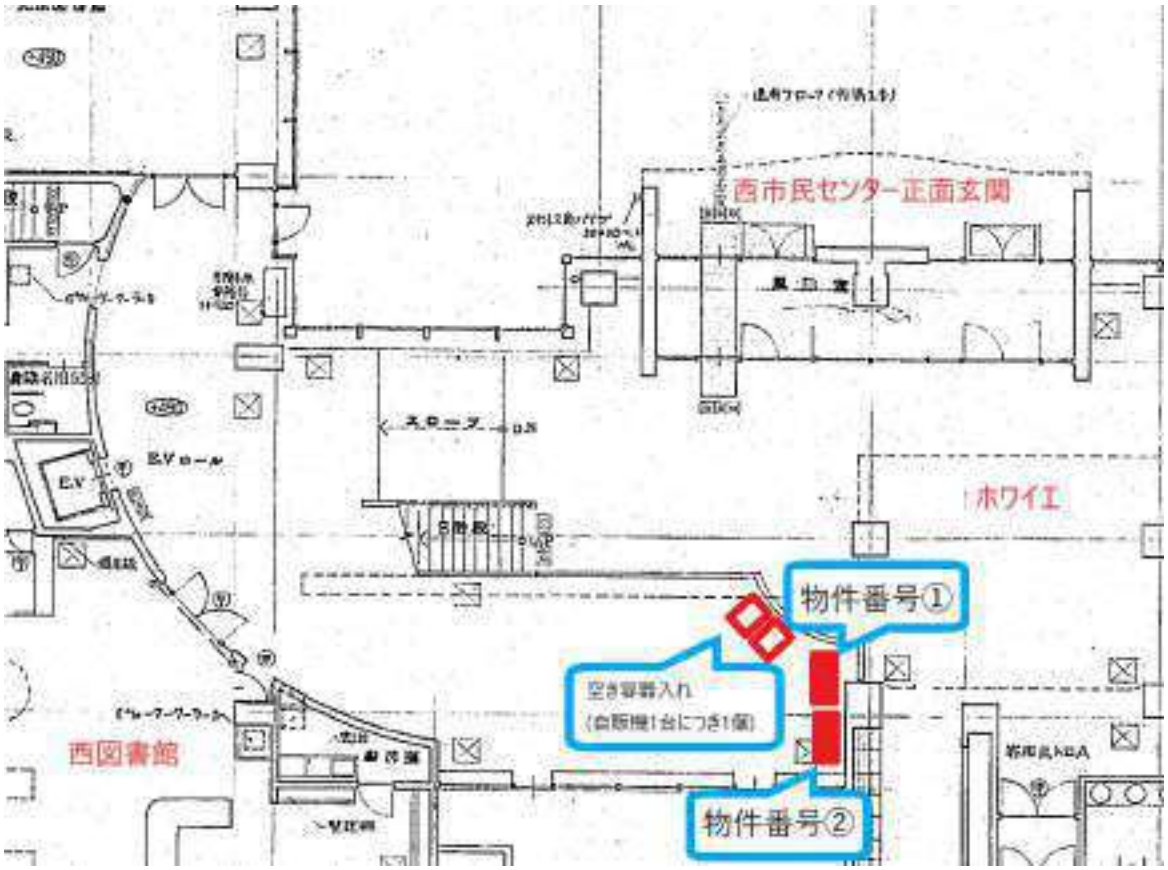
令和２年１月２１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都港区赤坂九丁目７番１号 ミッドタウンタワー
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
代表取締役社長　カリン・ドラガン

福岡市立西市民センター　１階平面図

※当協定書の対象自動販売機は，「物件番号①」のみ。



災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間において行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき、乙が「福岡市立中央市民センター」（以下「本件施設」という。）に新たに設置する自動販売機（別紙１）商品（以下「商品」という。）の災害時における無償提供に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、本件施設の利用者、職員その他の関係者に対し、商品の無償提供が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（商品の無償提供）

第２条　甲は、災害時において、上水道が使用できなくなるなど、商品の無償提供が必要と判断した場合は、書面により乙に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要があると認める場合は、口頭等により乙に連絡し、後日速やかに書面を送付するものとする。

２　乙は、甲から連絡を受けた時をもって、商品の無償提供を承認したものとし、前項ただし書の規定による場合も同様とする。

３　乙が無償提供する商品は、当該自動販売機内の在庫本数の終了までとする。

（自動販売機の操作等）

第３条　乙は、円滑な商品の無償提供にあたり、本件施設内の自動販売機の取扱について甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うものとする。

２　乙は、前項に規定する助言等の履行が不可能になった場合に備えて、必要な物品、操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出するとともに、災害時の操作方法等について甲に教示するものとする。なお、甲は、提出物品等を適切に管理しなければならない。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし、使用許可の期間を更新する場合は、本協定も同一内容をもって更新するものとする。

（費用負担）

第５条　この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（指定管理者等に対する措置）

第６条　乙は、本件施設の管理者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項に規定する指定管理者である場合についても、甲が本件施設の管理者である場合と同様の取扱とする。

（秘密保持）

第７条　甲及び乙は、本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含む全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持は本協定の有効期間後も継続する。

（協議）

第８条　本協定に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年４月１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都港区赤坂九丁目７番１号
ミッドタウン・タワー
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
代表取締役社長　カリン・ドラガン

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と九州アサヒ飲料販売株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間において行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき、乙が「福岡市西部地域交流センター」（以下「本件施設」という。）に新たに設置する自動販売機（別紙1）商品（以下「商品」という。）の災害時における無償提供に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、本件施設の利用者、職員その他の関係者に対し、商品の無償提供が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（商品の無償提供）

第２条　甲は、災害時において、上水道が使用できなくなるなど、商品の無償提供が必要と判断した場合は、書面により連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要があると認める場合は、口頭等により連絡し、後日速やかに書面を送付するものとする。

２　乙は、甲から連絡を受けた時をもって、商品の無償提供を承認したものとし、前項ただし書の規定による場合も同様とする。

３　乙が無償提供する商品は、当該自動販売機内の在庫本数の終了までとする。

（自動販売機の操作等）

第３条　乙は、円滑な商品の無償提供にあたり、本件施設内の自動販売機の取扱について甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うものとする。

２　乙は、前項に規定する助言等の履行が不可能になった場合に備えて、必要な物品、操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出するとともに、災害時の操作方法等について甲に教示するものとする。なお、甲は、提出物品等を適切に管理しなければならない。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし、使用許可の期間を更新する場合は、この協定も同一内容をもって更新するものとする。

（費用負担）

第５条　この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（指定管理者等に対する措置）

第６条　《指定管理者（または地元商店街、自治会、民間事業者）施設の場合》乙は、本件施設の管理者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項に規定する指定管理者（または地元商店街、自治会、民間事業者）である場合についても、甲が本件施設の管理者である場合と同様の取扱とする。

（秘密保持）

第７条　甲、乙は、本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含むすべての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持はこの協定の有効期間後も継続する。

（協議）

第８条　この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年３月 31 日

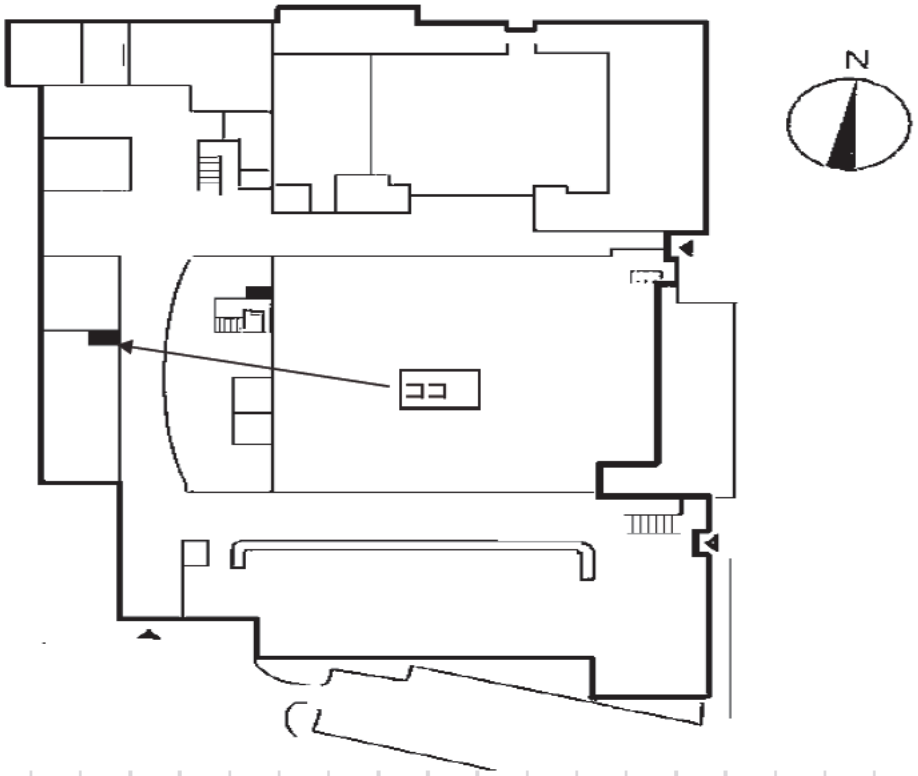
甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡県糟屋郡志免町別府３丁目 14 番１号
九州アサヒ飲料販売株式会社
代表取締役社長　笹木　等

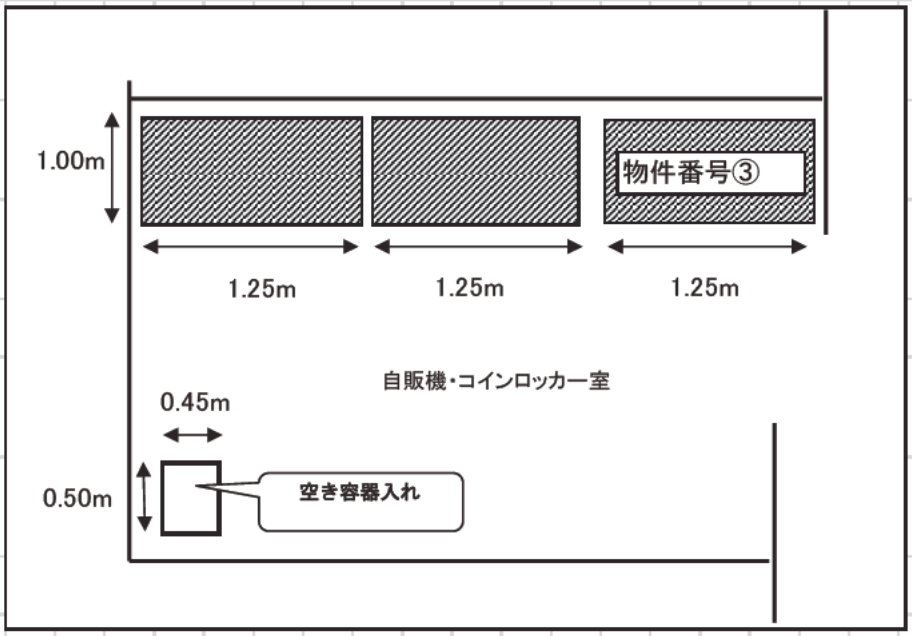
別紙１

福岡市西部地域交流センター

１階図面



詳細図面



災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間において行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき、乙が「福岡市立博多市民センター」（以下「本件施設」という。）に新たに設置する自動販売機（別紙１）商品（以下「商品」という。）の災害時における無償提供に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、本件施設の利用者、職員その他の関係者に対し、商品の無償提供が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（商品の無償提供）

第２条　甲は、災害時において、上水道が使用できなくなるなど、商品の無償提供が必要と判断した場合は、書面により乙に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要があると認める場合は、口頭等により乙に連絡し、後日速やかに書面を送付するものとする。

２　乙は、甲から連絡を受けた時をもって、商品の無償提供を承認したものとし、前項ただし書の規定による場合も同様とする。

３　乙が無償提供する商品は、当該自動販売機内の在庫本数の終了までとする。

（自動販売機の操作等）

第３条　乙は、円滑な商品の無償提供にあたり、本件施設内の自動販売機の取扱について甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うものとする。

２　乙は、前項に規定する助言等の履行が不可能になった場合に備えて、必要な物品、操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出するとともに、災害時の操作方法等について甲に教示するものとする。なお、甲は、提出物品等を適切に管理しなければならない。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし、使用許可の期間を更新する場合は、本協定も同一内容をもって更新するものとする。

（費用負担）

第５条　この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（指定管理者等に対する措置）

第６条　乙は、本件施設の管理者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項に規定する指定管理者である場合についても、甲が本件施設の管理者である場合と同様の取扱とする。

（秘密保持）

第７条　甲及び乙は、本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含む全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持は本協定の有効期間後も継続する。

（協議）

第８条　本協定に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年４月１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　大阪市北区中之島二丁目２番７号
ダイドードリンコ株式会社
代表取締役社長　中島　孝徳

災害対応型トライアスロン大会支援自動販売機の設置及び運用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人ＳＤＦ（以下「乙」という。）及びアサヒ飲料株式会社（以下「丙」という。）は、乙が権益を持つ丙所有の災害対応型福岡トライアスロン支援自動販売機（以下「災対型自販機」という。）の設置及び運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時における災対型自販機の設置及び運用に係る相互協力支援等について定めるものとする。

（災対型自販機の設置）

第２条 丙は、福岡市志賀公民館に災対型自販機を設置するものとする。

（災害時の飲料の無償提供）

第３条 福岡市内に災害が発生し、上水道が使用できなくなるなど、避難者等に対し飲料の無償提供が必要と判断した場合、甲はその旨を乙に速やかに連絡するものとする。

２ 乙は前項の規定により甲から連絡を受けたときは、これを速やかに丙に連絡するものとする。

３ 丙は、前項の規定により乙から連絡を受けたときをもって、丙が無償で当該災対型自販機内の飲料を無償提供することを承認したものとする。ただし、通信手段が不通になり、また連絡が出来ない等の場合においても同様に無償提供するものとする。この場合、甲は、事後速やかに乙に連絡するものとし、乙も同様に、丙に速やかに連絡するものとする。

４ 無償提供の期間は、前項に定める無償提供開始のときから、災対型自販機内の在庫本数終了までとする。

５ 飲料の無償提供が実施出来る状況は、通電時のみとする。

６ 飲料の無償提供に関して、いかなる事由があろうと、甲、乙は、一切の責任を負わないものとする。

（災対型自販機の鍵の提供・管理・保管）

第４条 丙は甲に対して、飲料を無償提供するために必要な災対型自販機の鍵を提供するものとする。

２ 甲は、無償提供設定用の鍵を善良なる管理者の注意をもってこれを管理・保管するものとし、別途、丙の発行する無償提供設定用の鍵の預り証に記名又は捺印し、丙へ手渡すものとする。また、甲は鍵を紛失した場合、実費を負担するものとする。

３ 甲は乙から提供された災対型自販機の鍵を適切に管理しなければならない。

（協定の有効期間）

第５条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、甲、乙及び丙のいずれからも協定解消又は変更の申し出がない場合は、本協定は同一内容をもって１年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（増設及び撤去）
第６条 災対型自販機の増設及び撤去については、甲、乙及び丙協議により決定するものとする。

（甲及び乙の協力事項）
第７条 甲及び乙は、丙が災対型自販機への商品の補充、代金の回収、機器の保全修理等のため、丙または丙が認定した業者が設置場所へ出入りすることを予め了承する。
２ 災対型自販機の保全、修理及び衛生管理は、丙または丙が認定した業者がこれにあたるものとし、甲及び乙は善意をもってこれらに協力し、災対型自販機の不具合が生じた場合、甲は直ちに丙に通報する。

（丙の協力事項）
第８条 丙は、商品の品質保持に努め、商品の補充は速やかに行うものとする。
２ 丙は、災対型自販機の保持、修理及び食品衛生に関する機器保全の必要事項を実施するものとする。
３ 丙は、丙所有の災対型自販機に機器損傷や商品盗難等の問題が生じた場合は、丙の責任において処理解決するものとする。

（秘密保持）
第９条 甲、乙及び丙は、本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含む全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持は本協定終了後も継続する。

（協議事項）
第 10 条 この協定に定めのない事項並びに協定事項の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が誠意をもって協議し決定するものとする。

以上、協定の証として本書３通を作成し、甲、乙及び丙記名捺印の上、各自１通を保有する。

令和５年３月２２日

甲　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福 岡 市 長　髙島　宗一郎

乙　福岡県福岡市東区千早三丁目６番３７号
一般社団法人ＳＤＦ
代 表 理 事　松尾　新吾

丙　福岡県福岡市中央区天神一丁目１番１号　アクロス福岡７Ｆ
アサヒ飲料株式会社　九州支社
支社長　小幡　靖彦

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と中央福岡ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間において行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき、乙が「福岡市立早良市民センター（福岡市早良区百道二丁目２番１号）」（以下「本件施設」という。）に新たに設置する自動販売機（別紙図面）商品（以下「商品」という。）の災害時における無償提供に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、本件施設の利用者、職員その他の関係者に対し、商品の無償提供が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（商品の無償提供）

第２条　甲は、災害時において、上水道が使用できなくなるなど、商品の無償提供が必要と判断した場合は、書面により乙に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要があると認める場合は、口頭等により乙に連絡し、後日速やかに書面を送付するものとする。

２　乙は、甲から連絡を受けた時をもって、商品の無償提供を承認したものとし、前項ただし書の規定による場合も同様とする。

３　乙が無償提供する商品は、当該自動販売機内の在庫本数の終了までとする。

（自動販売機の操作等）

第３条　乙は、円滑な商品の無償提供にあたり、本件施設内の自動販売機の取扱について甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うものとする。

２　乙は、前項に規定する助言等の履行が不可能になった場合に備えて、必要な物品、操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出するとともに、災害時の操作方法等について甲に教示するものとする。なお、甲は、提出物品等を適切に管理しなければならない。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし、使用許可の期間を更新する場合は、本協定も同一内容をもって更新するものとする。

（費用負担）

第５条　この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（指定管理者等に対する措置）

第６条　乙は、本件施設の管理者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項に規定する指定管理者である場合についても、甲が本件施設の管理者である場合と同様の取扱とする。

（秘密保持）

第７条　甲及び乙は、本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含む全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持は本協定の有効期間後も継続する。

（協議）

第８条　本協定に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年４月１日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡県太宰府市水城一丁目２５番１号
中央福岡ヤクルト販売株式会社
代表取締役　竹内　基

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とジャパン福岡・ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は，甲乙間において行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき，乙が「福岡市西部地域交流センター」（以下「本件施設」という。）に新たに設置する自動販売機（別紙1）商品（以下「商品」という。）の災害時における無償提供に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，福岡市において地震，風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，本件施設の利用者，職員その他の関係者に対し，商品の無償提供が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（商品の無償提供）

第２条　甲は，災害時において，上水道が使用できなくなるなど，商品の無償提供が必要と判断した場合は，書面により連絡するものとする。ただし，緊急を要する場合その他必要があると認める場合は，口頭等により連絡し，後日速やかに書面を送付するものとする。

２　乙は，甲から連絡を受けた時をもって，商品の無償提供を承認したものとし，前項ただし書の規定による場合も同様とする。

３　乙が無償提供する商品は，当該自動販売機内の在庫本数の終了までとする。

（自動販売機の操作等）

第３条　乙は，円滑な商品の無償提供にあたり，本件施設内の自動販売機の取扱について甲に必要な助言を行い，又は自動販売機の操作を行うものとする。

２　乙は，前項に規定する助言等の履行が不可能になった場合に備えて，必要な物品，操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出するとともに，災害時の操作方法等について甲に教示するものとする。なお，甲は，提出物品等を適切に管理しなければならない。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は，使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし，使用許可の期間を更新する場合は，この協定も同一内容をもって更新するものとする。

（費用負担）

第５条　この協定の履行に関して必要な費用は，すべて乙の負担とする。

（指定管理者等に対する措置）

第６条　《指定管理者（または地元商店街，自治会，民間事業者）施設の場合》乙は，本件施設の管理者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項に規定する指定管理者（または地元商店街，自治会，民間事業者）である場合についても，甲が本件施設の管理者である場合と同様の取扱とする。

（秘密保持）

第７条　甲，乙は，本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含むすべての情報を秘密とし，国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持はこの協定の有効期間後も継続する。

（協議）

第８条　この協定に関して疑義が生じたとき，又はこの協定に定めのない事項については，甲乙協議して定めるものとする。

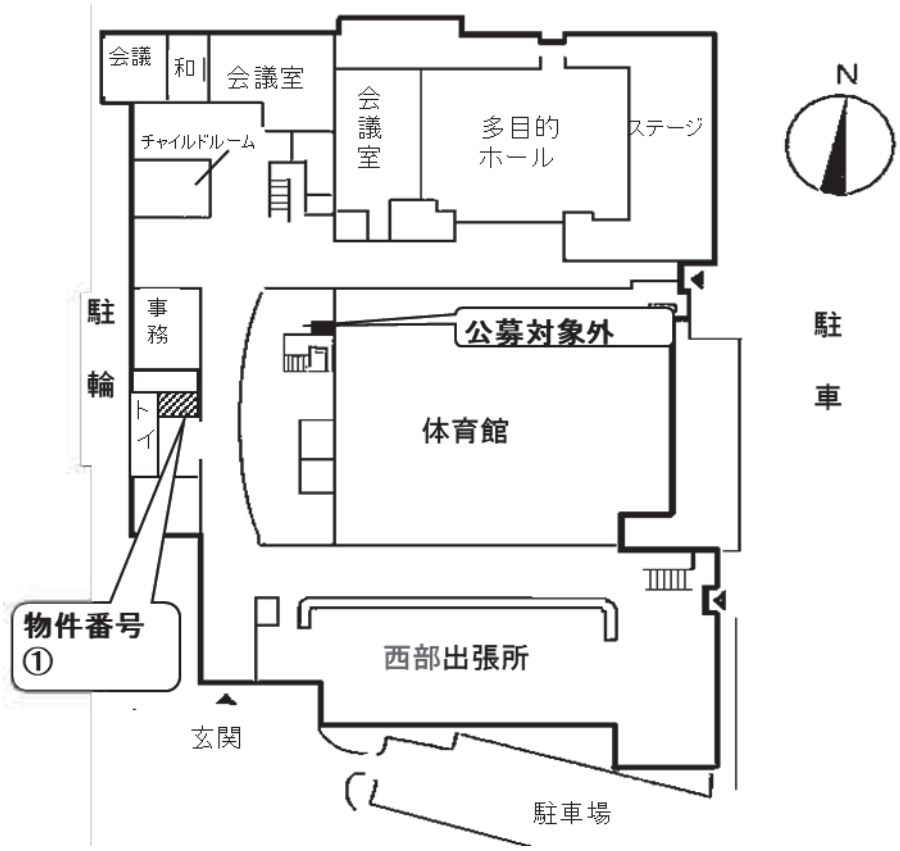
この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

平成 31 年３月 15 日

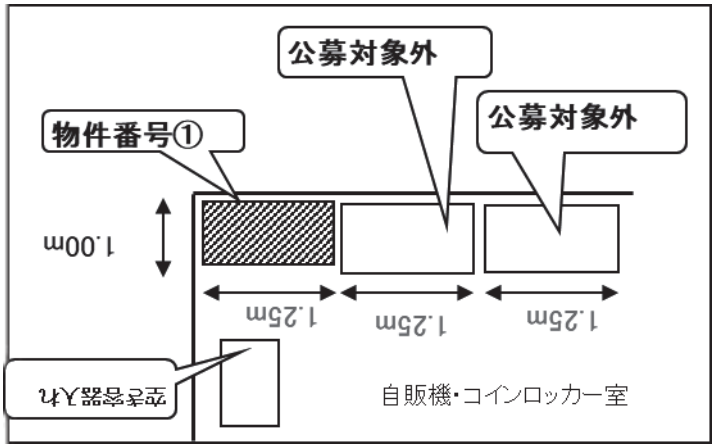
甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　　福岡市博多区金の隈１丁目 36 の２
ジャパン福岡・ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役　伊藤　博翌

1 階 図 面


会議
和
会議室
会議室
多目的ホール
ステージ
チャイルドルーム
N
駐車
駐輪
事務
トイ
公募対象外
体育館
物件番号①
西部出張所
玄関
駐車場

1 階 詳 細 図


公募対象外
物件番号①
公募対象外
1.00m
1.25m
1.25m
1.25m
自販機・コインロッカー室

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とジャパン福岡・ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間において行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき、乙が「福岡市博多南地域交流センター」（以下「本件施設」という。）に新たに設置する自動販売機（別紙1）商品（以下「商品」という。）の災害時における無償提供に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、本件施設の利用者、職員その他の関係者に対し、商品の無償提供が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（商品の無償提供）

第２条　甲は、災害時において、上水道が使用できなくなるなど、商品の無償提供が必要と判断した場合は、書面により連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要があると認める場合は、口頭等により連絡し、後日速やかに書面を送付するものとする。

２　乙は、甲から連絡を受けた時をもって、商品の無償提供を承認したものとし、前項ただし書の規定による場合も同様とする。

３　乙が無償提供する商品は、当該自動販売機内の在庫本数の終了までとする。

（自動販売機の操作等）

第３条　乙は、円滑な商品の無償提供にあたり、本件施設内の自動販売機の取扱について甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うものとする。

２　乙は、前項に規定する助言等の履行が不可能になった場合に備えて、必要な物品、操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出するとともに、災害時の操作方法等について甲に教示するものとする。なお、甲は、提出物品等を適切に管理しなければならない。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし、使用許可の期間を更新する場合は、この協定も同一内容をもって更新するものとする。

（費用負担）

第５条　この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（指定管理者等に対する措置）

第６条　《指定管理者（または地元商店街、自治会、民間事業者）施設の場合》乙は、本件施設の管理者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項に規定する指定管理者（または地元商店街、自治会、民間事業者）である場合についても、甲が本件施設の管理者である場合と同様の取扱とする。

（秘密保持）

第７条　甲、乙は、本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含むすべての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持はこの協定の有効期間後も継続する。

（協議）

第８条　この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年３月 31 日

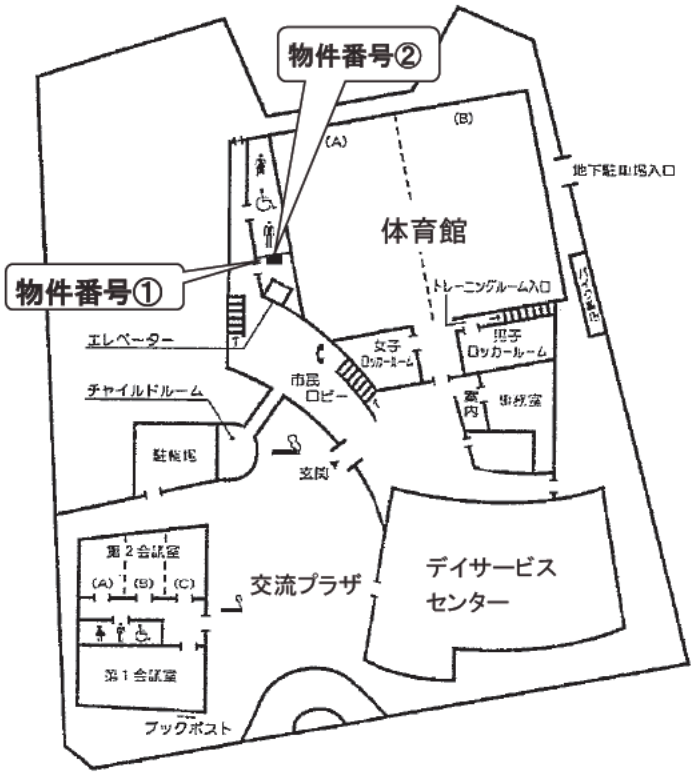
甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　　福岡市博多区金の隈１丁目 36 の２
ジャパン福岡・ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役　伊藤　博翌

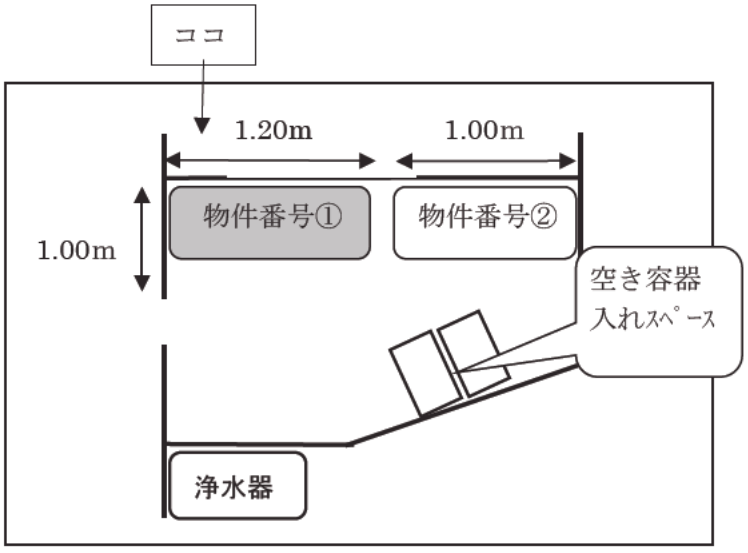
別紙１

福岡市博多南地域交流センター

１階図面



１階詳細図



災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とジャパン福岡・ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は，甲乙間において行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき，乙が「博多高等学園」（以下「本件施設」という。）に新たに設置する自動販売機商品（以下「商品」という。）の災害時における無償提供に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，福岡市において地震，風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に，本件施設の利用者，職員その他の関係者に対し，商品の無償提供が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（商品の無償提供）

第２条　甲は，災害時において，上水道が使用できなくなるなど，商品の無償提供が必要と判断した場合は，書面により連絡するものとする。ただし，緊急を要する場合その他必要があると認める場合は，口頭等により連絡し，後日速やかに書面を送付するものとする。

２　乙は，甲から連絡を受けた時をもって，商品の無償提供を承認したものとし，前項ただし書の規定による場合も同様とする。

３　乙が無償提供する商品は，当該自動販売機内の在庫本数の終了までとする。

（自動販売機の操作等）

第３条　乙は，円滑な商品の無償提供にあたり，本件施設内の自動販売機の取扱について甲に必要な助言を行い，又は自動販売機の操作を行うものとする。

２　乙は，前項に規定する助言等の履行が不可能になった場合に備えて，必要な物品，操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出するとともに，災害時の操作方法等について甲に教示するものとする。なお，甲は，提出物品等を適切に管理しなければならない。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は，使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし，使用許可の期間を更新する場合は，この協定も同一内容をもって更新するものとする。

（費用負担）
第５条　この協定の履行に関して必要な費用は，すべて乙の負担とする。

（秘密保持）
第６条　甲，乙は，本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含むすべての情報を秘密とし，国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持はこの協定の有効期間後も継続する。

（協議）
第８条　この協定に関して疑義が生じたとき，又はこの協定に定めのない事項については，甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

平成 30 年 2 月 22 日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　　福岡市博多区金の隈一丁目 36 番 2 号
ジャパン福岡・ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役　伊藤　博翌
電話 092-503-6123

災害時における地図製品等の供給等に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第１号に定める災害時において、乙が、第２条に定義する乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第１条（目　的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

⑴甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

⑵甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第２条（定　義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

⑴「住宅地図」とは、福岡市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

⑵「広域図」とは、福岡市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

⑶「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

⑷「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

⑸「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

第３条（地図製品等の供給の要請等）

１　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

３　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。） を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

４　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

５　本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第４条（地図製品等の貸与及び保管）

１　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途協議により定める時期、方法により、別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる費用については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等をについて、甲は善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第５条（地図製品等の利用等）

１　甲は、第１条第１号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)災害対策本部設置期間中の閲覧
(2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3　甲は、第１項にかかわらず、災害時及び平常時において、防災業務を目的として、広域図及びZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

第６条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第７条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第８条（協　議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成 26 年 10 月 8 日

甲）福岡県福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市

市長

髙島　宗一郎

乙）福岡県北九州市戸畑区中原新町３－１

株式会社ゼンリン

代表取締役社長

髙山　善司

災害時における物資供給に関する協定書

（アンカー・ジャパン株式会社）

福岡市（以下「甲」という。）とアンカー・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は，地震，風水害，その他の災害（以下「災害」という。）が発生し，又は発生のおそれがある場合等における被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の供給に関して，次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第１条　甲は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合等において必要がある場合は，乙に対し，乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第２条　甲が乙に要請できる物資の範囲は，次の各号のとおりとする。

（1）ポータブル電源

（2）防災パック（モバイルバッテリー，ソーラーチャージャー，カーチャージャーケーブル類）

（3）その他甲が指定し，乙が承認した物資

ただし，(3)に掲げる品目に関しては，乙による在庫確保を保証するものではない。

（要請及び回答の方法）

第３条　第１条に基づく要請及びその回答は，文書により行うものとする。ただし，緊急の場合で文書により要請できないときは，口頭で要請し，事後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第４条　乙は，甲から前条に基づく要請を受けたときは速やかに物資を供給する。ただし，乙の物資保管庫が半壊以上の被害を受けた場合は，この限りではない。

２　乙は，物資を供給したときは，速やかに，物資名，数量等の必要事項を記載し，甲に提出するものとする。

（物資の引渡し）

第５条　物資の引渡し場所及び日時は，甲が指定するものとする。

２　物資の引渡し場所までの運搬は，乙が行うものとする。ただし，乙による運搬が困難な場合は甲乙協議のうえ，決定するものとする。

（費用及び請求）

第６条　物資の対価及び運搬費用は，甲が負担するものとし，乙からの請求に基づき，その費用を遅滞なく支払うものとする。なお，乙が甲に供給した物資の価格は，災害発生直前における価格を基準として，甲乙協議して定めるものとする。

（体制の整備）
第７条　甲及び乙は，本協定に基づく物資供給が円滑に行われるよう，連絡体制等の整備について，常に点検，改善に努めるものとする。

（有効期間）
第８条　本協定の有効期間は，協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし，期間満了の 30 日前までに，甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは，同一の内容をもって，さらに 1 年間継続更新し，以後も同様とする。

（疑義等に関する協議）
第９条　本協定に関する疑義，又は本協定に定めがない事項については，甲乙協議のうえ定める。

本協定を証するため，本書 2 通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 11 月 29 日

甲　福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　東京都中央区新川二丁目 22 番 1 号
アンカー・ジャパン株式会社
代表取締役　　井戸 義経

災害時における物資供給に関する協定実施細目
（アンカー・ジャパン株式会社）

（趣旨）

第１条　この実施細目は，災害時における物資供給に関する協定書（以下「協定」という。）第９条の規定に基づき，協定の実施に必要な事項を定める。

（物資の数量，実施，費用）

第２条　協定第２条に規定する物資の一部については，下表のとおり取り扱う。

物資品目	数量	第６条に係る費用	実施時期	備考
ポータブル電源	50 個	乙が負担	協定締結後，速やかに実施	左記，個数を超えた数量については協定第６条のとおり
防災パック	450 個			

付則

この実施細目は，協定締結の日から効力を生じる。

平成 30 年 11 月 29 日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　東京都中央区新川二丁目 22 番１号
アンカー・ジャパン株式会社
代表取締役　　井戸　義経

災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社 INFORICH（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるモバイルバッテリー（以下「バッテリー」という。）の提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、福岡市内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。詳細は別紙１にて定める。）に、甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力内容及びその他必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙の協力内容は、次の各号のとおりとする。

（１）乙が所有するバッテリーの提供

（２）乙が甲の所有施設内に設置したバッテリースタンド（以下「スタンド」という。）に設置したバッテリーの無償レンタル提供

（３）スタンドに付随したデジタルサイネージを活用した災害情報の発信

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時にバッテリーの確保の必要が生じたときは、数量を指定し、乙に対して当該バッテリーの提供要請を行うことができる。

２　乙は、前項の要請があった場合には、乙が用意可能な数量を報告し、甲の指定する引き渡し場所に、乙が取り得ることができる最も早い手段により、優先的に提供するよう努めるものとする。

３　乙から災害時に被害を受けた旨の連絡があった場合の対応については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の負担）

第４条　前条第１項の要請により、乙がバッテリーの提供に要した経費は、バッテリーの価格及び輸送費等を含めて甲が負担するものとする。

２　第２条第１項第２号及び第３号の協力に要した経費は、乙が負担するものとする。

３　第１項に規定するバッテリーの価格は、災害が発生した直前の乙の販売価格とする。

（従事者の損害賠償）
第５条　第３条第１項に基づいて業務に従事した者が，業務に起因して死亡し，負傷し，又は疾病にかかったときの災害補償については，労働災害にかかわる関係法令に定めるところによるものとする。

（平常時の連携）
第６条　この協定が円滑に運用されるよう、甲は、甲所有の公共施設、災害用途施設等への設置促進、乙は、防災意識啓発、広報活動等の実施など、平素から連携強化に努めるものとする。

（協定期間及び更新）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の一か月前までに、甲又は乙から協定を継続しない旨の申し出がない場合は、１年間延長するものとし、以後も同様とする。
２　甲及び乙は、毎年４月に緊急連絡先等を互いに報告するものとする。

（機器故障時の対応）
第８条　スタンドについて故障または破損等が生じたときは、乙へ電話またはメールにて通知し、対応について協議する。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及び疑義については、その都度、甲乙協議の上、解決するものとする。
この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する

令和２年６月９日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　東京都渋谷区神宮前六丁目３１番１５号　A―６A
株式会社 INFORICH
代表取締役会長　秋山　広宣

【別紙１】「災害の詳細」

地 震	震度６弱以上7未満	合理的に可能な範囲で災害発生から48時間。但し、INFORICHの判断で最大168時間の無償貸出しをする場合がある※
	震度7以上	合理的に可能な範囲でバッテリーを遠隔排出
地震以外の自然災害		停電の度合いにより、INFORICHが都度対応

※168時間超過した場合は2,280円（税別）の違約金が発生（災害の程度によっては、この限りでない）

災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は，災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関する協定（以下「協定」という。）第９条の規定に基づき，協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（バッテリースタンドの設置）

第２条　乙は，平常時より甲所有の公共施設のうち，甲，乙協議の上定める場所にバッテリースタンド（以下,「スタンド」という）を設置し，モバイルバッテリーシェアリングサービスの提供及びデジタルサイネージによる情報・広告の配信を行うものとする。なお，設置するスタンドの種類は別表第１のとおりとし，デジタルサイネージの配信枠については別表第２のとおりとする。

（モバイルバッテリーの管理）

第３条　乙は，平常時にモバイルバッテリーシェアリングサービスを行う場合，貸出用のバッテリーが不足しないよう日頃から補充等の管理に努めるものとする。

（費用の負担）

第４条　乙は，必要な電気料相当額について実費相当額を負担する。電気料相当額は，甲が発行する納入通知書により，その指定する納付期限までに，その納付額を甲の指定する金融機関に納付するものとする。電気料相当額については，別表第１のとおりとする。

（設置期間中の事故）

第５条　スタンドに起因する事故及び第三者との紛争については，すべて乙の責任で解決するものとする。当該紛争が，甲の責により生じたときは，この限りでない。

（使用の制限）

第６条　甲は，スタンドを設置する行政財産の維持管理上必要がある場合には，乙に対しその使用を制限することがあり，このような制限があった場合は，乙はその制限に従うものとする。

（防犯，防災体制の確立）

第７条　乙は，使用物件の設置場所が公共施設であることに十分配慮し，火災及び盗難等の予防について，合理的な範囲で管理体制を確立し，万全を期すものとする。また乙は，スタンドの配線及び設備について，火災の予防のために必要な保守管理を実施しなければならない。なお，緊急時に，防犯又は防災上の必要があると認められるときは，甲の判断で，必要な対処をすることができる。

（撤去）

第８条　協定第７第１項の規定により協定を継続しない場合，乙は，甲の指定する期限までに自己の負担においてスタンドの撤去を行わなければならない。

２　設置している施設の閉館等によりスタンドの撤去が必要となった場合，甲は，３か月前までに，乙に連絡するものとし，乙は，甲の指定する期限までに自己の負担においてスタンドの撤去を行わなければならない。なお，施設の閉館が災害等の突発的なものに起因する場合はこの限りではない。

（広告）

第９条　乙は，広告の掲載内容については，事前に甲の同意を得るものとする。

（デジタルサイネージの配信依頼）

第 10 条　甲は，平常時に情報の発信を行う場合は，乙が規定する「サイネージ配信依頼マニュアル」に基づき電子メールにて依頼するものとする。

２　甲は，災害時における応急措置のため，情報の発信が必要となった場合は，乙に配信の依頼をするものとする。

３　前項の「情報の発信が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。

（１）災害時における避難場所等の周知を図るとき。

（２）災害時の混乱を防止するとき。

（３）災害時における避難勧告，避難指示等の周知を図るとき。

（４）前各号のほか，市長が特に必要と認めるとき。

４　第２項による依頼をする場合は，電話で予告したのち，データを送信することにより行うものとし，乙は，依頼を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに配信を行うものとする。

付則

この実施細目は，協定締結の日から効力を生ずる。

令和２年６月９日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都渋谷区神宮前六丁目３１番１５号　A-６A
株式会社 INFORICH
代表取締役会長　秋山　広宣

別表第１（スタンドの種類と電気料相当額）

設置機器	電気料相当額
LL20-J	1，762 円/月（税抜き）
M10	761 円/月（税抜き）
S5	575 円/月（税抜き）

※月途中に設置・撤去した場合は月額で計算する。

別表第２（デジタルサイネージの配信枠）

区　分	割　合
乙によるチャージスポットの取扱説明・広告	240 秒
福岡市	120 秒（15 秒×8 枠）

※配信枠は 360 秒ループある。

災害時における電気自動車からの電力供給に関する連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡日産自動車株式会社、及び日産プリンス福岡販売株式会社（以下この２社を合わせて「乙」という。）、並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、電気自動車による避難所への電力の供給及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所において、乙が所有する電気自動車を避難所が停電した際の非常用電源として活用し、避難所の運営を円滑に行うことができるよう、基本的な事項を定めるものとする。

（電気自動車の貸与要請）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、電気自動車の貸与に関する協力依頼書（第１号様式）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において電気自動車を貸与することに努めるものとする。

２　貸与期間は、原則として１週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況及び避難所の閉鎖時期等を勘案の上、甲と乙の双方が協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第４条　乙は、乙の指定する日時及び場所で、あらかじめ別紙（第２号様式）で定めた店舗から、電気自動車を甲に無償で貸与し、原則として給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

（貸与時の残充電）

第５条　乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

２　貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

（充電スタンドの使用許諾）

第６条　乙は、甲に対して、乙の管理する充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。ただし、使用期間が長期に亘った場合や、使用頻度が高かった場合はこの限りではない。

（電気自動車の移動）

第７条　電気自動車による乙の営業所（乙による電気自動車の保管管理場所）等と甲の避難所間の移動は、甲の責任において行い、原則として甲が行うものとする。ただし、甲により移動が困難な場合は、甲と乙が協議し、乙が行うものとする。

（管理等）

第８条　甲は、乙より貸与された電気自動車を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱いは、甲と乙の協議により取り決める。

２　甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

３　前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

（補償）

第９条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

（１）事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

（２）自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険）

第１０条　乙は、電動車両等の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

（故障等の対応）

第１１条　甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障または紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲と乙間で協議するものとする。ただし、不可抗力、その他甲の責によらない故障については、甲は責任を負わないものとする。

（返却）

第１２条　甲は、乙より貸与された電気自動車を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとし、返却方法については、甲と乙が双方協議して決めることとする。

（技術的支援）
第１３条　甲は、乙及び丙に対して電気自動車等の操作にかかる助言及び支援を求めることができる。

（外部給電器の使用上の注意）
第１４条　甲は、外部給電器を電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む。）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。
なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

（連絡調整）
第１５条　この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ別紙（第３号様式）「事務担当者名簿」（以下「名簿」という。）により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は名簿により指定する者に変更があった場合は、名簿を各当事者に対して送付するものとする。

（定期協議）
第１６条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年１回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

（広報活動）
第１７条　甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。
２　甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

（脱炭素社会の実現に向けた取り組み）
第１８条　乙及び丙は、事業活動において、甲が目指す２０４０年度脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策に率先して取り組んでいく。

（協定期間）
第１９条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、協定期間の満了する日の３箇月前までに、甲、乙及び丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）
第２０条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書４通を作成し、甲、乙、丙それぞれが署名押印又は署名のうえ、各自その１通を保有する。

令和２年１１月５日

甲　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　福岡県福岡市博多区千代一丁目 21 番 37 号
福岡日産自動車株式会社
代表取締役社長　　太田　憲男

福岡県福岡市中央区平尾三丁目６番３号
日産プリンス福岡販売株式会社
代表取締役社長　　寺田　繁人

丙　神奈川県横浜市西区高島１丁目１番１号
日産自動車株式会社
理事　　神田　昌明

災害時におけるＰＨＶ車両等からの電力供給に関する協定書

福岡市（以下、「甲」という。）と福岡トヨタ自動車株式会社、福岡トヨペット株式会社、トヨタカローラ博多株式会社、トヨタカローラ福岡株式会社、ネッツトヨタ北九州株式会社、ネッツトヨタ福岡株式会社、ネッツトヨタ西日本株式会社、株式会社トヨタレンタリース福岡、株式会社トヨタレンタリース博多及びトヨタモビリティパーツ株式会社九州北部統括支社（以下「乙」という。）は、福岡市内において地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）におけるＰＨＶ車両等による避難所等への電力の供給に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に、乙が提供する車両で避難所等へ電力供給を行う手続きを定め，災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（ＰＨＶ車両等）

第２条　乙が甲に対して貸与するＰＨＶ車両等は、次に掲げるものとする。

（１）ＰＨＶ車両

（２）ＦＣＶ車両

（３）ＨＶ車両

（４）前三号に掲げるもののほか、災害対応に必要な車両、及び給電車両からの外部給電に必要な機器

（ＰＨＶ車両等の貸与要請）

第３条　甲は、甲が必要とするとき、乙のうち幹事店（以下、「乙幹事店」という。）に対し、ＰＨＶ車両等の貸与にかかる要請を行うものとし，乙幹事店は、災害等の状況により協力が困難である場合を除き、要請に応じるよう調整に努めるものとする。なお、ＰＨＶ車両等の提供台数については、甲と乙幹事店が協議のうえ、甲が指定するものとする。

２　甲は、車両提供協力要請書（別記様式第１号）（以下、「要請書」という。）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（提供方法）

第４条 乙は、前条の要請に基づき、甲が指定する台数を速やかに整え、甲に提供するものとする。

２　乙幹事店は、保険会社へ速やかに連絡し、任意自動車保険への加入に必要な手続きを整えるものとする。 なお、任意自動車保険のうち対人補償（無制限）、対物補償（無制限）、人身傷害補償（無制限）、車両保険に加入することとし、補償内容の追加又は変更を行う場合には甲と協議するものとする。

３　乙は、避難所等、甲が指定する場所までの車両搬送、使用方法の説明を行うものとする。ただし、災害等の状況により、車両の搬送が困難な場合は、乙店舗の店頭で引き渡し、甲が搬送することができるものとする。

４　甲はＰＨＶ車両等の引き取り確認、避難者等への電源利用の周知・広報を行うとともに、盗難や破損等の防止措置を講じるものとする。

５　甲は、乙が第３項の搬送を行う際に災害対策基本法第76 条第２項に定める通行禁止区域等を通行する必要がある場合には、車両を同条第１項に定める緊急通行車両として認定するよう配慮するものとする。

６　甲は車両の提供を受けるときは、当該車両に係る運転者の運転免許証を乙に提示する。

（提供報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき車両を貸し出したときは、口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、改めて車両提供協力請書(別記様式第２号）を提出するものとする。

（経費の負担及び支払い）
第６条　本協定に基づき、乙が甲の要請により実施した給電業務に要した経費については、乙が負担するのとする。ただし、次の各号に掲げる費用については、甲が負担する。
（１）燃料代（車両貸し出し時に搭載されている分を除く）
（２）任意自動車保険代（車両貸し出し期間に限る）
２　前項第２号の費用について、甲は、請求に基づき直接、保険会社へ支払うものとする。なお、免責分についても、甲が負担するものとする。

（災害補償）
第７条　本協定に基づいて業務に従事した者が本協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に係る関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡体制及び情報交換）
第８条　甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を事前に定め、「連絡責任者届」（別記様式第３号）を相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（協議）
第９条　本協定に特別の定めがあるもののほか、この協定の実施について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　本協定の有効期間は、施行の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算更に１年間有効とし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を１１通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各１通を保有するものとする。

令和３年３月１９日

甲

福岡県福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
福岡市長　髙島　宗一郎

乙

福岡県福岡市中央区渡辺通４丁目８番２８号
福岡トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長　金子　直幹

福岡県福岡市博多区東光１丁目６番１３号
福岡トヨペット株式会社
代表取締役社長　村井　隆介

福岡県福岡市博多区豊２丁目３番５０号
トヨタカローラ博多株式会社
代表取締役社長　久恒　兼孝

福岡県福岡市中央区長浜２丁目１番５号
トヨタカローラ福岡株式会社
代表取締役社長　金子　護

福岡県北九州市小倉北区上到津３丁目
４番１号
ネッツトヨタ北九州株式会社
代表取締役社長　村上　宏文

福岡県福岡市博多区博多駅南６丁目
１４番３５号
ネッツトヨタ福岡株式会社
代表取締役社長　金野　誠

福岡県福岡市博多区西月隈３丁目１番４８号
ネッツトヨタ西日本株式会社
代表取締役社長　喜多村　浩司

福岡県福岡市博多区東光寺１丁目１番１号
株式会社トヨタレンタリース福岡
代表取締役社長　金子　直幹

福岡県福岡市博多区東光１丁目６番１３号
株式会社トヨタレンタリース博多
代表取締役社長　村井　隆介

福岡県筑紫野市大字筑紫１０３２番地１
トヨタモビリティパーツ株式会社
九州北部統括支社
統括支社長　柴垣　正彦

災害時における電動車両の支援に関する協定書

福岡市（以下、「甲」という。）と九州三菱自動車販売株式会社（以下、「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下、「丙」という。）とは、福岡市内において地震、風水害等の大規模災害発生時（以下、「災害時」という。）における電動車両の支援に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両の種類）

第２条　乙が甲に対して貸与する電動車両は、次に掲げるものとする。

（１）電気自動車

（２）プラグインハイブリッド車

（貸与の要請）

第３条　甲は、甲が必要とするとき、乙に対し電動車両の貸与に係る要請を行うものとする。当該要請を受けた乙は、直ちに丙と調整の上、乙が貸与することが可能な電動車両を確認し、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。ただし、福岡県への貸与数量の上限が原則１０台であることから、甲に貸与する台数については福岡県との協議を要するものとする。

２　甲は、要請書（別記様式１号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

３　乙は、第１項の規定により要請があったときは、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

４　丙は、第３項の規定により甲が要請する電動車両の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両を貸与することが困難な場合は、電動車両の確保に努めるものとする。

（電動車両の引渡し等）

第４条　乙は、前条第１項の規定による要請を受け、電動車両を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡し及び使用方法の説明を行うものとする。

２　乙は、前項の規定により、電動車両の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（別記様式２号）を提出するものとする。

（貸与期間及び使用状況）

第５条　電動車両の貸与期間は、電動車両の引渡し日から起算して１週間以内とする。ただし、貸与期間を延長する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

２　甲は貸与期間中、電動車両に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

３　甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

（電動車両の返却）

第６条　乙が甲に貸与した電動車両の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第７条　貸与期間中の電動車両に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、次の各号に掲げる費用については、甲が負担する。

（１）燃料代（電気代を含む）

（２）タイヤ、ワイパーゴム等の消耗品代

２　前項第２号の費用は、貸与中の行為に起因して交換が必要となった場合、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第８条　貸与期間中に生じた電動車両による損害の補償については、次のとおりとする。

（１）甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

（２）自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険）

第９条　乙は、電動車両の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条　甲は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第11条　甲は、貸与を受けた電動車両を次のとおり使用するものとする。

（１）乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

（２）原則として、福岡市内で使用する。

（３）故障又は何らかの原因により電動車両を使用できなくなったときは、第５条第２項の規定により、乙に速やかに連絡する。

（連絡体制及び情報交換）

第12条　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に遂行するために連絡体制を確立し、協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別記様式３号）を相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（平時の取組）

第13条　甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

２　乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

３　前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（協定の破棄）

第14条　乙及び丙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第16条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の２月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を３通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各１通を保有するものとする。

令和　3年　11　月　29　日

甲　　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　髙島　宗一郎

乙　　福岡県福岡市中央区薬院三丁目２番２３号
九州三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長　城戸﨑 建二

丙　　東京都港区芝浦三丁目1 番２１号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長兼最高経営責任者
加藤 隆雄

特設公衆電話の設置，利用及び管理等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は，大規模災害等が発生した際に，乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し，次の通り協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は，災害の発生時において，甲乙協力のもと，被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）
第２条　本協定に規定する「災害の発生」とは，強度の地震等の発生により広域停電が発生していること，または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。
２　本協定に規定する「特設公衆電話」とは，甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し，災害の発生時に電話機を接続することで被災者または帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）
第３条　甲は，本協定にもとづき，災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上，管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）
第４条　甲は，特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機，端子盤及び配管引込柱等）を設置し，乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに，災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。
２　屋内配線が，甲の故意または重過失により破損した場合は，甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお，修復に係る費用については，原則，甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）
第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については，甲乙協議の上，乙が決定することとし，設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

（特設公衆電話の移転，廃止等）
第６条　甲は，特設公衆電話の設置された場所の閉鎖，移転等の発生が明らかになった場合は，速やかにその旨を乙に書面をもって報告するものとする。
２　新たに設置場所を設ける場合は，甲乙協議の上，設置するものとする。

（定期試験の実施）
第７条　甲及び乙は，年に１回を目安として，災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう，接続試験を実施することに努めるものとする。

（故障発見時の扱い）
第８条　甲及び乙は，特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は，速やかに相互に確認しあい，故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）
第９条　特設公衆電話の利用の開始については，甲の要請により乙が決定するものとし，甲は特設公衆電話を速やかに設置し，被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし，甲と乙で連絡が取れない場合は，甲の判断により利用を開始することができるものとし，事後甲は乙に対し開設した場所の連絡を行うこととする。

（特設公衆電話の利用）
第 10 条　甲は，特設公衆電話を開設した場合，適切な利用が行われるよう，可能な限り誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）
第 11 条　特設公衆電話の利用の終了については，甲乙協議の上，乙が決定するものとし，甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし，乙が利用終了を通知する前に，避難所を閉鎖したときは，甲は速やかに特設公衆電話を撤去し，後日，甲は乙に対し閉鎖した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）
第 12 条　災害時の通信確保のために，特設公衆電話の設置場所について甲乙のホームページ上等で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）
第 13 条　甲は，第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する開設を除き，特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
２　乙は，特設公衆電話の利用状況について，定期的に検査することとする。
３　甲は，乙から目的外利用の実績の報告があった場合は，速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ，その旨を乙に報告するものとする。
４　前項の措置に関わらず，甲の目的外利用が継続する場合は，抜本的な措置を甲乙協議の上講ずるものとする。この場合において，特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は，撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した利用料は，甲が負担するものとする。

（協議事項）
第14条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は，甲乙誠意をもって協議の上，定めるものとする。

本協定を証するため，本書を２通作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を保有する。

平成３０年４月５日

甲　　福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長
高　島　　宗　一　郎　　印

乙　　福岡市博多区博多駅東三丁目２番２８号
西日本電信電話株式会社
取締役　福岡支店長
小　澤　　正　憲　　印

災害対応型アビスパ福岡支援自動販売機の設置及び運用に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とアビスパ福岡株式会社（以下「乙」という。）及びキリンビバレッジバリューベンダー株式会社（以下「丙」という。）は，乙が権益を持つ丙所有の災害対応型アビスパ福岡支援自動販売機（以下「災対型自販機」という。）の設置及び運用に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，災害時における災対型自販機の設置及び運用に係る相互協力支援等について定めるものとする。

（災対型自販機の設置）

第２条　丙は，福岡市地域防災計画で一時避難所に定める公民館のうち，甲，乙及び丙協議の上定める場所に災対型自販機を設置するものとする。

（災害時の飲料の無償提供）

第３条　福岡市内に災害が発生し，上水道が使用できなくなるなど，避難者等に対し飲料の無償提供が必要と判断した場合，甲はその旨を乙に速やかに連絡するものとする。

２　乙は前項の規定により甲から連絡を受けたときは，これを速やかに丙に連絡するものとする。

３　丙は，前項の規定により乙から連絡を受けたときをもって，丙が無償で当該災対型自販機内の飲料を無償提供することを承認したものとする。ただし，通信手段が不通になり，また連絡が出来ない等の場合においても同様に無償提供するものとする。この場合，甲は，事後速やかに乙に連絡するものとし，乙も同様に，丙に速やかに連絡するものとする。

４　無償提供の期間は，前項に定める無償提供開始のときから，災対型自販機内の在庫本数終了までとする。

５　飲料の無償提供が実施出来る状況は，通電時のみとする。

６　飲料の無償提供に関して，いかなる事由があろうと，甲，乙は，一切の責任を負わないものとする。

（災対型自販機の鍵の提供・管理・保管）

第４条　丙は甲に対して，飲料を無償提供するために必要な災対型自販機の鍵を提供するものとする。

２　甲は，無償提供設定用の鍵を善良なる管理者の注意をもってこれを管理・保管するものとし，別途，丙の発行する無償提供設定用の鍵の預り証に記名捺印し，丙へ手渡すものとする。また，甲は鍵を紛失した場合，実費を負担するものとする。

３　甲は乙から提供された災対型自販機の鍵を適切に管理しなければならない。

（協定の有効期間）

第５条　本協定の有効期間は，協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし，甲，乙及び丙のいずれからも協定解消又は変更の申し出がない場合は，本協定は同一内容をもって１年間延長されたものとみなし，その後も同様とする。

（増設及び撤去）
第６条　災対型自販機の増設及び撤去については，甲，乙及び丙協議により決定するものとする。

（甲及び乙の協力事項）
第７条　甲及び乙は，丙が災対型自販機への商品の補充，代金の回収，機器の保全修理等のため，丙または丙が認定した業者が設置場所へ出入りすることを予め了承する。
２　災対型自販機の保全，修理及び衛生管理は，丙または丙が認定した業者がこれにあたるものとし，甲及び乙は善意をもってこれらに協力し，災対型自販機の不具合が生じた場合，甲は直ちに丙に通報する。

（丙の協力事項）
第８条　丙は，商品の品質保持に努め，商品の補充は速やかに行うものとする。
２　丙は，災対型自販機の保持，修理及び食品衛生に関する機器保全の必要事項を実施するものとする。
３　丙は，丙所有の災対型自販機に機器損傷や商品盗難等の問題が生じた場合は，丙の責任において処理解決するものとする。

（秘密保持）
第９条　甲，乙及び丙は，本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含む全ての情報を秘密とし，国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持は本協定終了後も継続する。

（協議事項）
第 10 条　この協定に定めのない事項並びに協定事項の解釈に疑義が生じたときは，甲，乙及び丙が誠意をもって協議し決定するものとする。

以上，協定の証として本書３通を作成し，甲，乙及び丙記名捺印の上，各自１通を保有する。

平成３０年３月１３日

甲　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福 岡 市 長　髙島　宗一郎

乙　福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭一丁目２番１７
アビスパ福岡株式会社
代表取締役社長　川森　敬史

丙　福岡県福岡市中央区天神四丁目１番１号
キリンビバレッジバリューベンダー株式会社
九州支社長　長田　深

のこのしまアイランドパーク内に保管する福岡市の物品の取り扱いに関する覚書

久保田観光株式会社（以下「甲」という。）及び福岡市西区役所（以下「乙」という。）は、甲の施設内に保管する乙の所有する物品の取り扱いについて、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、令和７年３月３日付け締結の「災害時に関する覚書」に基づき、のこのしまアイランドパークを臨時避難所として利用する場合等に備え、同施設に保管する物品の取り扱いについて、必要な事項を定める。

（保管場所）

第２条　乙の所有する物品の保管場所は、原則として乙が甲の同意によりのこのしまアイランドパークに設置した防災倉庫内とする。

（保管物品）

第３条　乙が甲の施設に保管する物品は、避難所開設時の資機材、非常用毛布、飲料水および食料（以下「保管物品」という。）とする。

（保管物品の管理・補充等）

第４条　第３条に定める保管物品の管理については、乙がこれを行うこととする。

２　災害時は、甲、乙または能古校区自治協議会が防災倉庫を解錠し、必要に応じ保管物品を活用する。

３　物品が不足した場合は乙が都度補充を行うこととし、飲料水および食料については、不足の有無にかかわらず、１年に１回、福岡市が指定した事業者により補充を行う。また、賞味期限が近いものは、甲に無償で提供し、有効活用することとする。

４　甲は、保管物品の一部または全てが失われた状況もしくは防災倉庫の毀損（以下「損失」という。）を覚知した場合、乙に速やかに通知するものとし、乙は、乙の負担において補充または補修を行うものとする。ただし、当該損失のうち、甲の故意または重過失によって生じた損失については、甲の負担において補充または補修を行うものとする。

（終了）

第５条　本覚書は、甲、または乙の一方が申し出ることによって終了させることができる。

（疑義）

第６条　本覚書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、甲乙間で誠実に協議を行い定めるものとする。

令和７年３月５日

甲　福岡市西区能古１６２４番地
久保田観光　株式会社
代表取締役社長　　久保田　晋平

乙　福岡市西区内浜一丁目４番１号
福岡市西区役所
区長　　大園　喜代香

地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　共働事業は、コンビニエンスストアの特性を生かし、甲及び乙との共働による事業活動を推進し、地域の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第２条　共働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

（１）アジアを見据えた観光振興に関すること。

（２）市の環境政策に関すること。

（３）地産地消や地域経済の活性化に関すること。

（４）地域の安全・安心の確保や災害時の支援に関すること。

（５）子育てや青少年育成の支援に関すること。

（６）高齢者・障がい者の支援に関すること。

（７）その他市政の推進や市民サービスの提供に関すること。

２　乙は、自己の加盟店に対し最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、困難な場合があることを、甲は予め承諾するものとする。

（確認事項）

第３条　甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第４条　甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙協議の上、協定書の変更を行うものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の１月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に１年延長されるものとし、以後も同様とする。

２　甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の１月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙署名の上、各自１通を保有する。

平成２３年　４月２２日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　髙島 宗一郎

乙　東京都品川区大崎一丁目１１番２号

株式会社ローソン

代表取締役社長　新浪　剛史

福岡市と福岡ソフトバンクホークスとの包括連携に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡ソフトバンクホークス株式会社（以下「乙」という。）及び福岡ソフトバンクホークスマーケティング株式会社（以下「丙」という。）は、福岡市における地域協働事業（以下「協働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　協働事業は、甲、乙及び丙との多方面にわたる連携を通じて、市民福祉の向上を図るとともに、甲と乙が互いの魅力を高め、アジアの中でさらに発展していくことを目的として実施する。

（誠実対応義務）

第2条　前条の目的達成のため、甲、乙及び丙は互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に協働事業を行う。

（事業内容）

第3条　協働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

（1）　スポーツ振興及び健康増進に関すること。
（2）　青少年の健全育成支援及び教育に関すること。
（3）　観光振興及び都市間の連携に関すること。
（4）　地域の活性化に関すること。
（5）　情報発信及び広報活動に関すること。
（6）　子育て支援及び福祉の向上に関すること。
（7）　自然環境、生活環境の保全に関すること
（8）　その他第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（確認事項）

第4条　甲、乙及び丙は、この協定の締結が、甲が乙及び丙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙と丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第5条　甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲、乙及び丙協議の上、協定書の変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙及び丙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2　甲、乙及び丙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第7条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条　業務の円滑な遂行のため、甲、乙及び丙は協働事業の連絡調整に係る担当部署を定めるものとする。

2　　前項の担当部署は、三者の職員から構成された連絡会議を定期的に開催するものとする。

この協定書は、3通作成し、市、福岡ソフトバンクホークス株式会社、福岡ソフトバンクホークスマーケティング株式会社それぞれが1通を所持するものとする。

平成23年7月7日

福　岡　市　長

髙島　宗一郎

福岡ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸﾎｰｸｽ株式会社

福岡ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸﾎｰｸｽﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ株式会社

笠井　和彦

福岡市とイオン株式会社との地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 共働事業は、甲及び乙が多様な連携を通じて、双方が互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより、福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（事業内容）

第２条 共働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、当該各号の詳細、具体的な事項等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

（１）アジアを見据えた観光振興に関すること
（２）市の環境政策に関すること
（３）地域の安全・安心の確保や災害時の支援に関すること
（４）高齢者や障がい者の支援など福祉に関すること
（５）子育てや青少年育成の支援に関すること
（６）地産地消、食育及び健康増進に関すること
（７）市政情報の発信に関すること
（８）ＩＣカードの活用に関すること
（9）その他市民サービスの向上及び地域活性化に関すること

２　甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

３　乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（協定の変更）

第３条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第４条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の１ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に１年延長されるものとし、以後も同様とする。

２　甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の１月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）
第５条この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、各自１通を保有する。

平成２３年１２月２６日

甲：福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　　髙島　宗一郎

乙：千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオン株式会社取締役
代表執行役社長　　岡田　元也

福岡市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの
地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下共働事業という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 共働事業は、コンビニエンスストアの特性を生かし、甲と乙との共働による活動を推進することにより、地域社会の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第２条 共働事業の内容は、次に掲げる事項とする。

なお、当該各号の具体的な事項等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

（１）アジアを見据えた観光振興に関すること。

（２）地産地消や市産品の販路拡大に関すること。

（３）地域及び暮らしの安全・安心、災害対策に関すること。

（４）環境政策に関すること。

（５）子ども及び青少年の育成に関すること。

（６）高齢者・障がい者の支援に関すること。

（７）その他地域社会の活性化・市民サービスの向上に関すること。

（確認事項）

第３条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第４条 甲又は乙のいずれかからこの協定の内容変更を申し出たときは、甲及び乙協議の上、協定書の変更を行うものとする。

（有効期間）

第５条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に１年延長されるものとし、以後も同様とする。

２ 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の 1 か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第６条 この協定に定めの無い事項又はこの協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年　３月　２９日

甲　　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　　東京都千代田区二番町８番地８
株式会社セブン‐イレブン・ジャパン
代表取締役社長 COO　　井阪　隆一

地域共働事業に関する包括連携協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市内郵便局（別表に掲げるものをいい，以下「乙」という。）は，福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　共働事業は，甲及び乙が多様な連携を通じて，地域社会の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（共働事業の内容）

第２条　甲及び乙は，業務に支障のない範囲で、前条の目的を達成するため，互いの価値を認め，立場を尊重し合い，誠意を持って積極的に共働事業を行うことに努める。

２　共働事業の内容は，次に掲げるものとする。

（１）地域の安全・安心のまちづくりに関すること

（２）高齢者や障がい者などの福祉に関すること

（３）青少年の健全育成及び教育に関すること

（４）（１）～（３）のほか，地域社会の活性化・市民サービスの向上に関すること

３　前項に定める共働事業の内容の具体的な取組事項及び実施方法等については，別に定める。

（確認事項）

第３条　甲及び乙は，この協定の締結が，甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第４条　甲又は乙が，この協定の内容の変更を申し出たときは，甲乙協議の上，この協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし，当該有効期間満了の日の１月前までに，甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは，自動的

に１年延長されるものとし，以後も同様とする。
２　甲及び乙は，前項の有効期間中にかかわらず，解約しようとする日の１月前までに書面により相手方に通知することにより，この協定を解約することができるものとする。
（協議）
第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは，その都度，甲乙協議の上，定めるものとする。
（雑則）
第７条　甲及び乙は，共働事業を円滑に推進するため，共働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。
２　甲及び乙は，前項の担当部署の職員で構成する連絡会議を定期的に開催するものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有するものとする。

平成２６年　４月２５日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　髙島　宗一郎

乙　福岡市内郵便局
代表者
福岡市中央区天神四丁目３番１号
日本郵便株式会社　福岡中央郵便局

局　長　　野田　英伸

福岡市中央区今川一丁目２１番２３号
日本郵便株式会社　福岡今川郵便局

局　長　　小柳　克彦

福岡市と日本電信電話株式会社（ＮＴＴ）との
地域共働事業に関する包括連携協定

福岡市（以下「甲」という。）と日本電信電話株式会社（ＮＴＴ）（以下「乙」という。）は，福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　共働事業は，甲及び乙がＩＣＴの利活用など様々な連携を通じて，地域における社会課題の解決を図ることを目的とする。

（共働事業）

第２条　甲及び乙は，前条の目的を達成するため，互いの価値を認め，立場を尊重し合い，誠意を持って積極的に共働事業を行うことに努める。

２　共働事業の内容は，次に掲げるものとする。

（１）観光振興に関すること

（２）地域の安全・安心，災害対策に関すること

（３）市の魅力発信や地域活性化，市民サービスの向上に関すること

（４）（１）～（３）のほか，地域における社会課題の解決に関すること

３　前項に定める共働事業の具体的な取組事項及び実施方法等については，甲及び乙協議の上，決定するものとする。

（確認事項）

第３条　甲及び乙は，この協定の締結が，甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第４条　甲又は乙が，この協定の内容の変更を申し出たときは，甲乙協議の上，この協定の変更を行うものとする。

（有効期間）
第５条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし，当該有効期間満了の日の１月前までに，甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは，自動的に１年延長されるものとし，以後も同様とする。
２　甲及び乙は，前項の有効期間中にかかわらず，解約しようとする日の１月前までに書面により相手方に通知することにより，この協定を解約することができるものとする。
（協議）
第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは，その都度，甲乙協議の上，定めるものとする。
（雑則）
第７条　甲及び乙は，共働事業を円滑に推進するため，共働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。
２　甲及び乙は，前項の担当部署の職員で構成する連絡会議を定期的に開催するものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙署名の上，各自１通を保有するものとする。

平成２７年　４月１４日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都千代田区大手町一丁目５番１号
日本電信電話株式会社

代表取締役社長　鵜浦　博夫

福岡市と株式会社ぐるなびとの
地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ぐるなび（以下「乙」という。）は，福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　共働事業は，甲及び乙双方が互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより，福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（共働事業）

第２条　甲及び乙は，前条の目的を達成するため，互いの価値を認め，立場を尊重し合い，誠意を持って積極的に共働事業を行うことに努める。

２　共働事業の内容は，次に掲げるものとする。

（１）観光振興に関すること

（２）ユニバーサル都市・福岡の推進に関すること

（３）食文化振興に関すること

（４）（１）～（３）のほか，地域活性化及び市民サービスの向上に関すること

３　前項に定める共働事業の具体的な取組事項及び実施方法等については，甲及び乙協議の上，決定するものとする。

（確認事項）

第３条　甲及び乙は，この協定の締結が，甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第４条　甲又は乙が，この協定の内容の変更を申し出たときは，甲乙協議の上，この協定の変更を行うものとする。

（有効期間）
第５条　この協定の有効期間は，この協定の締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし，当該有効期間満了の日の１月前までに，甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは，自動的に１年延長されるものとし，以後も同様とする。
２　甲及び乙は，前項の有効期間中にかかわらず，解約しようとする日の１月前までに甲乙協議の上書面により相手方に通知することにより，この協定を解約することができるものとする。
（協議）
第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは，その都度，甲乙協議の上，定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙署名の上，各自１通を保有するものとする。

平成２７年７月７日

甲　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市長　髙島　宗一郎

乙　東京都千代田区有楽町一丁目２番２号
株式会社ぐるなび

代表取締役会長　滝　久雄

福岡市とヤフー株式会社との地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について，次のとおり協定を締結する。

〔※　令和5年10月1日付，ヤフー株式会社はＬＩＮＥヤフー株式会社へ改名　〕

（目的）

第１条　共働事業は，甲及び乙双方が多様な連携を通じて，互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより，福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（共働事業）

第２条　甲及び乙は，前条の目的を達成するため，互いの価値を認め，立場を尊重し合い，誠意を持って積極的に共働事業を行うことに努める。

２　共働事業の内容は次に掲げるものとする。

（１）スタートアップ支援・デジタル人材の育成に関する事項

（２）市政情報等の発信に関する事項

（３）防災・災害対策に関する事項

（４）電子自治体の推進に関する事項

（５）その他市民サービスの向上及び地域活性化に関する事項

３　甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は，前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため，定期的に協議を行うものとする。

４　乙は，本条に定める事項の一部を，甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（確認事項）

第３条　甲及び乙は，この協定の締結が，甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第４条　甲又は乙が，この協定内容の変更を申し出たときは，その都度，甲乙協議の上，必要な変更を行うものとする。

（公表等）

第５条　甲及び乙は，この協定の締結の事実及び内容を公表する場合，その時期，方法及び内容について，両者で別途協議の上決定する。

２　甲及び乙は，この協定に関して，公表前の情報を秘密に取り扱い，他に漏らしてはならない。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は，締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし，当該有効期間満了の日の１月前までに，甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは，自動的に１年延長されるものとし，以後も同様とする。

２　甲又は乙は，前項の有効期間中にかかわらず，解約しようとする１月前までに書面で相手方に通知することにより，この協定を解約できるものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは，その都度，甲及び乙（関連会社を含む。）が協議して決定する。

（雑則）

第８条　甲及び乙は，共働事業を円滑に推進するため，共働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。

２　甲及び乙は，前項の担当部署の職員で構成する連絡会議を定期的に開催するものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙において署名の上，各自その１通を保有するものとする。

平成２８年　１　月１８日

甲　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　東京都港区赤坂九丁目７番１号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮坂　学

福岡市とＬＩＮＥとの地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。），ＬＩＮＥ株式会社（以下「乙」という。）及びＬＩＮＥＦｕｋｕｏｋａ株式会社（以下「丙」という。）は，福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について，次のとおり協定を締結する。

〔※　令和５年10月１日付、ＬＩＮＥ株式会社はＬＩＮＥヤフー株式会社へ、
ＬＩＮＥ　Ｆｕｋｕｏｋａ株式会社は、ＬＩＮＥヤフーコミュニケーションズ株式会社へ改名〕

（目的）

第１条　共働事業は，甲，乙及び丙が互いの資源や魅力を活かし，先端技術を活用した，より豊かな，より便利な未来志向のまちづくり事業に共働して取り組むことにより，もって社会的課題を解決し，福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（共働事業）

第２条　甲，乙及び丙は，前条の目的を達成するため，互いの価値を認め，立場を尊重し合い，誠意をもって積極的に共働事業を行うことに努める。

２　共働事業の内容は，次に掲げるものとする。

（１）福岡市の情報発信の充実強化に関すること。

（２）福岡市における行政サービスの効率化，充実強化及び課題解決に関すること。

（３）福岡市内における消費購買活動の活性化に関すること。

（４）福岡市内に事務所又は事業所を有する法人への活動支援及び高度技術人材育成に関すること。

（５）福岡市における防災及び災害対策に関すること。

（６）福岡市における ICT 分野の教育・啓発に関すること。

（７）前各号に掲げるもののほか，福岡市の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

３　前項に定める共働事業の具体的な内容及びその実施方法等については，甲，乙及び丙で協議の上，定めるものとする。

４　乙は，本条に定める事項の一部を，甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（確認事項）

第３条　甲，乙及び丙は，この協定の締結が，甲が乙又は丙以外の者と連携し協力すること並びに乙及び丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第４条　甲，乙又は丙のいずれかがこの協定の内容の変更を申し出たときは，協議の上，

この協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第５条　この協定書の有効期間は，この協定の締結の日から平成３１年3月３１日までとする。ただし，当該有効期間満了の日の１月前までに，甲，乙又は丙のいずれからも解約の意思表示がないときは，自動的に１年間延長されるものとし，以後もまた同様とする。

２　甲，乙又は丙は，前項の有効期間中にかかわらず，解約しようとする日の１月前までに書面により相手方に通知することにより，この協定を解約できる。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは，その都度，甲，乙及び丙で協議の上，定めるものとする。

（雑則）

第７条　甲，乙及び丙は，共働事業を円滑に推進するため，共働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。

２　甲及び乙は，甲及び乙の間の平成２８年１０月２４日付「福岡市とＬＩＮＥ株式会社との情報発信強化に関する連携協定」を，双方の合意により解約する。

この協定の締結を証するため，本書３通を作成し，甲，乙及び丙において署名の上，各自その１通を保有するものとする。

平成３０年８月２３日

甲　福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市
福岡市長　　髙島　宗一郎

乙　東京都新宿区新宿四丁目１番６号
ＬＩＮＥ株式会社
代表取締役社長　　出澤　剛

丙　福岡県福岡市博多区博多駅中央街８番１号 JRJP 博多ビル１２Ｆ
ＬＩＮＥ　Ｆｕｋｕｏｋａ株式会社
代表取締役社長　　落合　紀貴

福岡市とメルカリ及びメルペイとの地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。），株式会社メルカリ（以下「乙」という。）及び株式会社メルペイ（以下「丙」という。）は，福岡市における地域共働事業（以下 「共働事業」という。）の実施について，次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は，甲，乙及び丙が多様な連携を通じて，互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより，福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（共働事業）

第２条　甲，乙及び丙は，前条の目的を達成するため，互いの価値を認め，立場を尊重し合い，誠意をもって積極的に共働事業を行うことに努める。

２　共働事業の内容は，次に掲げるものとする。

(1)　企業の活動支援及び地域経済の活性化に関すること。

(2)　災害対策に関すること。

(3)　循環型社会の構築に関すること。

(4)　高齢者の支援に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか，福岡市の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

３　前項に定める共働事業の具体的な内容及びその実施方法等については，甲，乙及び丙で協議の上，別途定めるものとする。

４　乙及び丙は，本条に定める事項の一部を，甲との協議により乙又は丙の関係会社に実施させることができるものとする。

（確認事項）

第３条　甲，乙及び丙は，本協定の締結が，甲が乙又は丙以外の者と連携し協力すること，並びに乙及び丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第４条　甲，乙又は丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは，その都度協議の上，本協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第５条　本協定書の有効期間は，本協定の締結の日から 2020 年３月 31 日までとする。ただし，当該有効期間満了の日の１月前までに，甲，乙又は丙のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは，本協定は同一の条件で自動的に１年間延長されるものとし，以後も同様とする。

２　甲，乙又は丙は，前項の有効期間中にかかわらず，解約しようとする日の１月前までに書面により相手方に通知することにより，この協定を解約できる。

（協議）

第６条　本協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは，その都度，甲，乙及び丙で協議の上，定めるものとする。

（雑則）
第７条　甲，乙及び丙は，共働事業を円滑に推進するため，共働事業の連絡調整に係る担当者又は部署を各自定めるものとする。

本協定の締結を証するため，本書３通を作成し，甲，乙及び丙において記名押印又は署名の上，各自その１通を保有するものとする。

2019 年 7 月 12 日

甲　福岡県福岡市中央区天神１丁目８番１号
福岡市
市長

乙　東京都港区六本木６丁目 10 番１号
株式会社メルカリ
取締役社長兼 COO

丙　東京都港区六本木６丁目 10 番１号
株式会社メルペイ
執行役員

原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）及び糸島市（以下「乙」という。）並びに福岡市（以下「丙」という。）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進し、一体となって福岡県民（以下「県民」という 。）の安全及び安心を確保することを目的に、九州電力株式会社（以下「丁」という。）と玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令の遵守等）

第 1 条　丁は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、県民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。

２　丁は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（情報連絡の内容及び時期）

第２条　丁は、次に掲げる非常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

(1)　原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条第 1 項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。

(2)　原災法第 15 条第 1 項各号に掲げる場合。

２　丁は、次に掲げる異常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、報道機関に情報提供する内容を速やかに連絡するものとする。

(1)　原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。

(2)　核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

(3)　発電所敷地内において火災が発生したとき。

(4)　放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。

(5)　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。

(6)　放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。

(7)　その他緊急事態が発生したとき。

３　丁は、前項各号に掲げる異常時の場合は 、甲及び乙に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。
４　甲は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに丙に連絡するものとする。
５　丁は、甲に対し、別に定めるところにより、平常時の情報提供を行うものとする。
６　甲は、前項の情報提供を受けた場合は、乙及び丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

（連絡の方法）
第３条　前条に定める丁の非常時及び異常時の連絡については、電子メール及び電話等をもって行う。

（現地確認）
第４条　甲は、原災法の施行に必要な限度において、その職員を発電所に現地確認させることができるものとする。
２　甲及び丁は、前項に定める現地確認において、相互に意見を述べることができるものとする。
３　甲は、第 1 項の規定により現地確認を行う場合は、乙及び丙に対し、事前に通報するとともに、現地確認の結果を連絡するものとする。

（損害の補償）
第５条　丁は、県民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）に基づき、速やかに補償するものとする。

（協定の改定）
第６条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、丁いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び丁は、誠意をもって協議に応ずるものとする。
２　乙及び丙は、甲を通じて改定を申し出ることができる。

（覚書）
第７条　第２条第５項に定めた平常時の情報提供については、甲、丁協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、丁協議して定める

ものとする。
２　乙及び丙は、甲を通じて協議を申し出ることができる。

この協定の締結を証するため、この協定書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印のうえ、当事者各 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 2 日

甲　福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県
福岡県知事　小　川　　洋

乙　福岡県糸島市前原西一丁目 1 番 1 号
糸島市
糸島市長　松　本　嶺　男

丙　福岡県福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長　髙　島　宗一郎

丁　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
九州電力株式会社
代表取締役社長　瓜　生　道　明